債權ヲ有シ餘ニ付キ前記ノ不動產ニ對シ强制管理相成度、民事訴訟法第七百六條ニ依リ執行力アル正本及必要ナル證書ヲ添附シ此段申立候也

驗ホ債權者ハ左記ノ者ヲ適當ト信シ本件管理人ニ推薦候也

府(縣郡)市町(村字)番地族稱職業 何某

年 月 日 右債權者 何 某 ㊞

何區裁判所判事 何 某 殿

(注意) 此申立書ニハ民訴六四三條に掲げたる各種の證書を添附すべし。

行政官吏 〔行政官〕〔官吏〕〔官廳〕

行政警察 Verwaltungspolizei(獨) police administrative(英) police administratif(佛) polizia amministrativo(伊) 一行政警察は〔司法警察〕に對する語にして犯罪行爲に對する國家警察權の關係を標準として生ずる分類也、犯罪行爲を未發に豫防し安寧を保全するを行政警察とし犯罪及犯罪の證據を搜査し犯人を逮捕するは司法警察に屬す。二行政警察は又〔保安警察〕に對する語として用ゐらる、卽保安警察が一般に社會の安寧保持を目的とするものなるに對し行政警察は特殊の行政事項の目的の爲にするもの也、例せば森林警察河川警察農業警察等總て他の保育行政と相隨伴す。三行政警察の語は更に〔保安警察〕の一分類として用ゐらるる事あり卽保安警察を分て高等警察及尋常警察として後者を行政警察と呼ぶ。(明八年太達二九號一、四號、內務省官制九)

行政刑罰權 Ukase(露)〔露西亞ソヴィエット社會主義共和國法〕

行政權 Verwaltungsgewalt(獨) administrative power(英) pouvoir administratif(佛) potere amministrativo(伊) 一意義。〔國家〕の〔統治權〕を〔立法〕〔司法〕〔行政〕の三權に區別して各其機關を異にして之を行使せしむるは〔三權分立〕の思想に由來す。行政權とは〔行政機關〕が〔行政〕に付統治權を行使し得る權能を意味す。二主體。行政權の主體は〔國家〕及公共團體也。公共團體は國家と異り其組織財政及〔保育〕の作用に付てのみ其行政事務を行ひ軍政、外政、法政、刑政及警察等苟も國家に統一するを要する事務に付ては其權能なし、但法政刑政及警察の各行政權中の一部を公共團體に委任する國家なきにあらず。三範圍。行政權の範圍は專ら法規の下に於ける行政機關の活動たるにあり、立法權が法規を制定するに對し行政權は其法規の下に於て行動し或は法規を實在事件に適用し或は法規の範圍內に於て人民に權利を付與し又は義務を負擔せしむ。然れども其活動範圍は法規の外に逸脫するを得ず。

强制公共組合 〔公共組合〕

强制國債 Zwangsanleihen ; gezwungene Anleihen(獨) compulsory national debts(英)〔國債〕

行政國債 Verwaltungsschulden(獨)〔國債〕

强制罷業 〔脅迫罪〕

行政裁判 Verwaltungsentscheidung(獨) administrative litigation(英) jugement administratif(佛) 一意義。憲法は〔司法裁判所〕と行政裁判所とを分つ是司法權と行政權とを分離するより生ずる當然の結果にして〔三權分立〕に由來す。二意義。イ實質的に於て行政裁判と云へば國の〔官廳〕又は〔自治團體〕の機關の〔行政處分〕を違法として其取消又は變更を求むる〔裁判〕也。ロ形式的に於ては〔行政裁判所〕の權限に屬する〔裁判〕を意味す、通常行政裁判と云へば此形式的の裁判を云。故に〔訴願〕の裁決又は〔衆議院議員〕の〔選擧人名簿〕及〔選擧〕又は〔當選〕に關する〔訴訟〕の如きは實質上行政裁判なれども形式的には然らず。三目的。〔行政作用〕が〔法規〕に違反し人民の權利利益を侵害毀損する場合に於ては人民をして其救濟を得せしむべきは近世法治主義の認むる所也、故に行政權は法規の認むる範圍內に於てのみ權利を付與し義務を負擔せしむるを得之に違反する行政作用は違法也、かかる違法處分に對して國家の行政上の監督を認むるも、法は之のみを以て人民の權利利益の保護に完全也とせず是行政裁判の制度を認めたる所以也、故に行政裁判の目的は法規の維持と人民の權利利益の保護にあり。(憲六一條、明二三年法一〇五號訴願法)

行政裁判權 〔裁判權〕

行政裁判所 Verwaltungsgericht(獨) court of administrative litigation(英) tribunal administratif(佛) 一意義。〔行政裁判〕を行ふが爲に設置せられたる〔官廳〕を云、行政裁判所は〔司法裁判所〕に對するものにして行政權をして司法權より獨立せしめんとする思想に基く。二組織。イ行政裁判所は全國に一あるのみにして長官一人評定官十四人より成る、長官は親任にして評定官は勅任又は奏任也。ロ地位。長官及評定官身體若くは精神の衰弱に因り職務を執る事能はざる時は內閣總理大臣は行政裁判所の總會の決議に依り其退職を上奏する事を得、此場合の外長官評定官は刑法の宣告又は懲戒の處分に因るに非ざれば其意に反して退官轉官又は非職を命ぜらるる事なし。ハ部。1行政裁判所に三部を置く。部に部長を置き長官は一の部の長となり、他の部長は敕任官たる行政裁判評定官の中より之を命ず。2各部獨立に裁判をなす。3裁判は合議制にして各部に於て裁判長部長及評定官を併せて五人以上の列席あり其過半數を以て議決す、若缺席者ありて偶數となりたるときは官等最も低き者を除きて議決す。三權限。法律勅令に依り行政裁判所に出訴を許したる事件を審判するも損害要償の訴訟を受理せず。(明二三年法四八號行政裁判法一五、一六條、明二三年勅令[illegible]勅令一三三號行政裁判所令一、二、三條、[illegible]裁判所評定官[illegible])〔行政訴訟〕〔亞米利加合衆國法〕

行政作用 Verwaltungstätigkeit(獨) administrative action(英) action administrative(佛) azione amministrativo(伊) 一意義。〔行政機關〕が其權限の範圍內に於て爲す

(後頁。行政參事會——强制執行に對する異議)

切の行爲を總稱す。故に行政作用の中には事實行爲、法律的行爲、公法的行爲及私法的行爲或は又行政權の主體としての國家及公共團體の爲す行爲等總ての行爲を包含す、從て國の官廳公共團體の機關の行爲不行爲を總て包含す。二種類。行政作用の內容より觀て次の如く分類す。イ組織 國家及公共團體が自己の機關を編制選定し其權限を定むる作用也。ロ警察。社會の秩序を維持する爲國家が人民に命令强制する作用也。ハ〔保育〕。助長とも稱し國家又は公共團體が人民の幸福を增進する爲に施設をなすを云。ニ財政。國家又は公共團體が資費に充つる收入を得る爲に行ふ命令也。以上の外國家は法政軍政外政刑政等の作用を行ひ更に行政作用が法規に違反せる場合には人民の請求により其作用の取消變更を爲す〔行政訴訟〕を行ふ。〔行政行爲〕

行政參事會 executive council(英)〔印度法〕 conseil d'administration(佛)〔佛蘭西法——特別官廳〕

强制執行 Zwangsvollstreckung(獨) distraint(英) séquestre(佛) sequestro(伊) 一意義。〔債務名義〕に因り確定したる私權に付き國家の權力によりて實行の效果を發生せしむる民事訴訟手續を云、卽イ强制執行は私權實行の手續也。ロ强制執行は〔債務名義〕に基き之を爲す。ハ强制執行は國家の權力に依りて之を行ふ。二主體 イ執行機關。强制執行は別段の規定なき時は〔執達吏〕之を實施す、法律が特に之を裁判所に委ねたる時は〔執行裁判所〕たる區裁判所の管轄に屬するを原則とす、特に私權確定の裁判を爲したる裁判所をして其執行に當らしむるを便利とすることあるが故に法律は〔受訴裁判所〕をも執行機關の一と爲せり、强制執行は更に警察官署、陸海軍官署、外國官署及外國駐在本邦領事等他の機關の共助を借ることあり。ロ執行當事者。强制執行の當事者は債權者及債務者也、但玆に債權者とは債務名義に基き執行機關に對して强制執行の手續を要求する權利ある者、卽ち執行債權者、債務者とは執行機關より强制執行を受くべき義務ある者卽ち執行債務者を云。三要件。債務名義〔執行力ある正本〕及執行着手の要件を具備することを要す、執行着手の要件次の如し、イ債務名義を執行前又は執行着手と同時に送達することを要す〔假差押〕命令及〔假處分〕命令に依る執行は豫め之を送達するを要せず。ロ民訴五一八條二項及五一九條一項の場合、卽條件の到來又は承繼ありたる場合に在りては執行文をも送達するを要す、又證明書によりて執行文を付與したるときは其證明書の謄本も亦送達するを要す。其送達は執行前又は執行の着手と同時に之を爲す。ハ執行せらるべき請求權が或日時の到來に繫るときは其日時の滿了のときに限り强制執行を爲すことを得、其調査は執行機關に一任す。ニ執行が債權者より保證を立つることに繫るときは債權者が保證を立てたることに付ての公正の證明書を提出し、且其證明書の謄本を既に送達し又は同時に送達したるときに限り其執行を始むることを得。ホ現役の軍人、軍屬に對する强制執行は其上班司令官廳に通知を爲したる後に限り之を始むることを得。ヘ債權者が執行を爲す可き地を管轄する區裁判所の所在地に住居又は事務所を有せざるときは其所在地に假住所を選定し其旨を裁判所に屆出づることを要す。(民訴四九七條以下)〔强制執行に對する異議〕〔强制執行の停止及制限〕〔强制執行の費用〕〔金錢債權に付ての强制執行〕〔金錢の支拂を目的とせざる債權に付ての强制執行〕〔强制履行〕〔强制競賣〕〔競賣〕

行政執行 Verwaltungsvollstreckung(獨) administrative execution(英) exécution administrative(佛) 一意義。私人が行政上の命令又は行政上の處分に從ふべき義務ある場合に之に從はざる者に對し、國家又は公共團體が公權力を以て之に從はしめ其義務を履行し實現せしむるが爲にする行政作用也。蓋行政上の法令又は處分により人民に一定の義務を生じたる際其義務を實現するは行政權の目的を達する所以なるが故に、若し其義務を履行せざれば之に對し適當の處分を爲さざるべからず。二方法。イ一般的方法。人民に對して强制手段を用ゐず行政法規又は行政處分に從はしむる一般的規定なし。ロ行政上の强制執行。行政上の强制執行の手段に關する規定は行政執行法、(明三三年法八四號)及〔國稅徵收〕法(明三〇年法二一號)の定むる所也。1代執行。特定の作爲義務を有する者が其作爲を爲さざる場合行政官廳が自ら之を爲し又は第三者をして之を爲さしめ其費用を義務者より徵收す(行政執行法五條一項一號)2執行罰。一に强制罰とも云。不作爲義務を强制し、又は作爲義務にして代執行を爲す事能はざるものを强制する爲過料に處する處分(行政執行法五條一項二號)3直接强制。代執行又は强制罰に依る事能はず又は急迫の事情ある場合實力を以て特定義務を强制する處分(行政執行法五條三項)4行政上の强制徵收。公法上の金錢給付義務に付ては書面を以て督促をなし尙期限內に義務履行なき時は財產の差押をなし之を公賣に付して代償を以て辨濟に充つ。〔執行〕〔强制執行〕

强制執行に關する訴の專屬管轄 〔專屬管轄〕

强制執行に對する異議 Einwendungen gegen die Zwangsvollstreckung(獨) 一執行文の付與に對する異議。申請の形式を以てするものと訴の形式を以てするものとの二方法あり。イ異議の申立。執行文を付與したる裁判所書記の屬する裁判所に申立つべし、裁判所は決定を以て裁判す、決定に對しては卽時〔抗告〕を爲し得、公證人が付與したる場合は公證人の職務上の住所を有する地を管轄する區裁判所に異議の申立を爲す。異議の申立あるも當然執行を停止するものに非ずして裁判長は其裁判前に假處分を爲すことを得、殊に保證を立てしめ若くは之を立てしめずして〔强制執行〕を一時停止し、又は保證を立てしめて强制執行を續行すべきを命ずることを得、玆に假處分とは民訴七五五條に所謂執行保全の〔假處分〕とは異る。ロ異議の訴。執行力ある正本の付與を受く

(前頁。行政官吏——行政作用)

（後頁。強制執行の基本問題——強制執行の費用）

（前頁。強制執行に対する異議）

川の實施に要する費用及其事業の手續に關する費用（何せんぱ其費用）にして國の手續の費用の一部に屬す、然れども其性質上國庫の負擔とすべきもの又は其費用に付ては「訴訟費用」の一部に屬す、然れども其性質上國庫の負擔とすべきもの又は其費用に付ては「訴訟費用」の一部に屬す、

五六四、五六四の如き特別の規定を設く。■強制執行の費用は必要なりし部分に限り債務者の負擔に歸す、此費用は國庫の先取特權に屬す（民訴七八八）。

行政上の強制執行（ぎょうせいじょうのきょうせいしっこう）〔行政執行〕 ■憲•行政上の不法行爲に對する實力の發動。

強制執行論（きょうせいしっこうろん） Traité élémentaire des voies d'exécution〔フランソン〕

行政上の強制執行（ぎょうせいじょうのきょうせいしっこう）〔行政執行〕 ■憲•行政上の不法行爲に對する實力の發動。

行政上の不法行爲（ぎょうせいじょうのふほうこうい） ■憲•行政上の不法行爲とは官吏又は公法人の權利を侵害する違法の行爲を謂ふ。

行政訴訟（ぎょうせいそしょう） Verwaltungsstreitverfahren; Verwaltungsrechtspflege（獨） administrative litigation（英） contentieux administratif（佛） contenzione administrativo（伊） ■憲•

行政訴訟（ぎょうせいそしょう） Verwaltungsverfügung（獨） administrative measure（英） ■憲•

行政組織（ぎょうせいそしき） Verwaltungsorganisation（獨） administrative organization（英） organisation administratif（佛） organizzazione amministrativo（伊） ■憲•

（前頁。行政訴訟）

㊁執行。原告の請求を容れざる判決ありし時は訴訟前の狀態の繼續にして執行手續の要なし、原告の請求を容るゝ時は行政上の監督により或は行政裁判所自ら執行し又原告敗訴の時は通常裁判所に囑託して之を執行せしむ。（明二三年法律四八號行政裁判法第一五、一八、一九、二〇、二三、二四、二五、三一、三二、三三、三六、四一條）㊅書式。行政訴訟は廣汎なる事項に亘るが故に左の書式に準し各場合に適應したる書式ありと知るべし。

何々訴狀

住所身分職業若クハ何府縣郡市町村何職

原告氏名

年齢

（住所ノ地行政裁判所ヨリ八里以上ニ在ルトキハ其里程）

（訴訟代理人アルトキハ此處ヘ其住所身分職業ヲ肩書ニシ氏名ヲ記シ訴訟代理人ト記スベシ輔議人アルトキモ亦之ニ準ズ）

被告官氏名

（被告官廳ニ在ラザルトキハ何府縣何市郡何町村何職氏名若クハ住所身分）

一定ノ申立

何……

事實

何……

理由

何……

立證

何……

行政廳ヨリ處分書若クハ裁判書ヲ交付シタル年月日

何……

年月日　原告氏名㊞

（訴訟代理人ナルトキハ代理人署名捺印スベシ）

行政裁判所長官宛

注意。㋑訴狀は正副二通を出すべし、若し被告數名にして其住所各八里以上を離隔するときは其數に應じて差出すべし。㋺訴狀には原告の經歷したる訴願書、裁決書、並證據書類を添附すべし。

訴訟參加許可ノ申請

何府（縣郡）市町（村字）番地族稱職業

申請人　何　某（甲）

當事者及訴訟の表示

原告　何府（縣郡）市町（村字）番地族稱職業　何　某（乙）

被告　何官職　何　某（丙）

訴訟　當裁判所何年第何號何々事件

利害關係及參加の陳述

前記訴訟ノ原告（乙）ヨリ被告（丙）ニ對スル何々議員ノ當選效力ニ關スル訴訟（又ハ何々訴訟）ハ若シ右訴訟ニ於テ被告（丙）（又ハ原告）ニ於テ敗訴シ被告ノ裁決ヲ取消サルルトキハ參加人（甲）ハ何々議員ノ當選ヲ取消サルルノ利害關係ヲ有スルモノナリ（又ハ何々）依リテ玆ニ右訴訟ニ參加ノ許可相成度行政裁判法第三十一條ニ依リ此段申請候也

年月日右申請人　何　某（甲）㊞

行政裁判所長官　何　某殿

行政訴訟の下級審たる行政訴願〔行政訴訟〕〔訴願〕

行政當局者 autorités administratif（佛）〔佛蘭西法——各省〕

行政廳 Verwaltungsbehörde（獨） administrative office（英） bureau administratif（佛） ufficio amministrativo（伊）〔行政官廳〕

行政長官 administrator in chief（英） administrateur en chef（佛） 行政長官とは國家の行政事務を分擔する行政機關の官長也、國家の行政事務は天皇の官制大權によつて行政各部の官廳を設けて之に委任せらる、而して官廳の中國家意思を決定するの權を有するものを特に行政長官と云、故に行政長官は補助機關に對する語也。現行法に於て各省長官は〔各省大臣〕にして最高の行政官廳也、地方に於ては〔府縣知事〕〔郡長〕の如きが行政長官也、但法制史上の行政長官は稍其意義を異にしたる場合あり。〔希臘法〕〔佛蘭西法〕

強制徵收處分〔滯納處分〕

行政勅令〔行政命令〕

強制通用 Zwangskurs（獨） compulsory circulation（英） cours forcé（佛） circolazione forzato（伊） 貨幣が法律上支拂の要具として流通する狀態を云、或貨幣は法貨として無限の強制通用力あるものあり又或貨幣は一定量を限りて強制通用力を認めらるる者あり。我國貨幣法によれば本位貨幣は前者に屬し補助貨幣は後者に屬す、此制限は銀貨幣は十圓迄白銅貨幣は五圓迄青銅貨幣は一圓迄を限度として法貨として流通す。（明三〇年法一六號貨幣法七條）

強制的割讓〔割讓〕

行政的財產〔國有財產〕の中公の目的に供用せられ又は公の目的の爲に供用すべきものと決定せられたる財產を云、國有財產法によれば國有財產を分て〔公共用財產〕〔公用財產〕〔營林財產〕及〔雜種財產〕とす、始めの三者は行政的財產に屬す。

強制罰〔執行罰〕〔行政執行〕

行政法 Verwaltungsrecht（獨） droit administratif（佛） administrative law（英） diritto amministrativo（伊） ㊀觀念。〔行政機關〕の組織及〔國家〕及〔公共團體〕と人民との關係を規律する公法也。㋑行政法は〔公法〕也。〔行政〕權の主體としての國家、公共團體及之等の團體の一員としての活動範圍を規定す。㋺行政法は行政機關の組織に關する法也。國家は其行政事務を掌理するに或は官廳を設けて之に國家事務を執行せしめ或は別に〔自治團體〕を認めて國家的事務を遂行せしむ、官廳も自治體も等しく國家の生存目的を到達せしむるが爲に國家の委任に據り存立するものにして其組織を定むるは行政法の範圍に屬す。㋩行政法は國家及公共團體と其所屬人民との公法的關係を規律す。國家又は公共團體が經濟上全く私人と同一の地位にありて人民と交涉するは是民事關係にして行政上の關係上にあらず、故に國家又は公共團體の私經濟的作用は行政法の研究範圍に屬せず、國家及公共團體が國家的公權の主體として人民に對する場合に於てのみ行政法の規律を受くるものとす。㊁行政法と憲法との關係。憲法と行政法とは頗る密接の關係を有す、憲法が國家の組織及作用に關する根本的基礎法なるに對し行政法は國家の統治權の一たる行政權の組織及作用に關する規律也。故に兩者の間に判然其限界を定むるを得ず。㊂行政法の法源。制定法及非制定法とす。〔行政法規〕〔憲法〕㊃參考書。㋑邦書。有賀長雄、行政法講義（明三一年）。同、行政學講義（明二三年）。羽田智證、日本行政法圖解（明三〇年）。穗積八束、行政法大意（明二九年）。市村光惠、行政法原理（正二年、二版）。今村正義、行政法要義（明四四年）。井坂右三、日本行政法大意（明一九年）。筧克彥、皇國行政法（總論、正九年）。松村敏夫、日本行政法通論（明三一年）。美濃部達吉、日本行政法（第一卷明四二年、第二卷明四三年）。同、日本行政法撮要（總論正八年各論上、正九年）。同、日本行政法提要（總論正一三年、各論上下二冊正一二年、一三年）。同、行政法撮要（正一三年）。野村信孝、行政法要綱（正一一年）。永野清、田口春二、朝鮮行政法（正四年）。織田一、日本行政法要論（明二四年）。織田萬、日本行政法論（明二八年）。同、行政法講義（六版、正八年）。同、（臨時臺灣舊慣調査會）清國行政法（明四二年）。佐々木惣一、日本行政法原論（明四三年）。同、日本行政法論（總論正九年、各論の中卷（明、警察行政法正一一年）。佐々野京邦、憲法行政法要綱（正一一年）。島村他三郎、行政法要論（明四三年）。清水澄、國法學第二編行政論（總論の部六冊正六年）。上杉愼吉、行政法原論（明三七年）。

㋺獨書。 **Adams**, J. Deutsches Staatsrecht III Aufl. 1914 (2) **Brockenhausen**, Carl. Verwaltungsrechtliche u. Verwaltungspolitische Essays. 1908 (1). **Fleiner**, Fritz, Institutionen des deutschen Verwaltungsrechts. VI-VII Aufl. 1922 (1).. **Derselbe**, Verwaltungsfälle zum akademischen Gebrauch. II Aufl. 1919 (1)... **Gneist**, Rudolf. Das englische Verwaltungsrecht der Gegenwart in Vergleichung mit den deutschen Verwaltungssystemen. III Aufl. 1883—84 (3). **Hatschek**, Julius. Lehrbuch des deutschen und preussischen Verwaltungsrechts. II Aufl. 1922. (1)... **Herrnritt**, Rudolf Hermann. Grundlehre des Verwaltungsrechts. Mit vorzugsweiser Berücksichtigung der in Österreich (Nachfolgestaaten) geltenden Rechtsordnung. 1921. (1)... **Hofmann**, H. **Eder v.** Einführung in das deutsche Kolonialrecht. 1911. (1)... **Jellinek**, Georg. System der subjektiven öffentlichen Rechte. II Aufl. 1919. (1)... (2) **Kretschmann**, Hans Theodor, Preussiche Gesetz und Verordnungen des Staat und Verwaltungsrecht. 1793—1912. 1913. **Mayer**, Otto. Deutsches Verwaltungsrecht. II.—III. Aufl. (Binding, Handb. abtl. 6, Bd 1, (II, 1917 1924. (2)... **Meyer**, Georg. Lehrbuch des deutschen Verwaltungsrechts. II Aufl. 1893—1894 (2)... **Derselbe**, Dasselbe Thema. Bearbeitet von Franz Dochow. IV aufl. 1913—'15 (1)... **Mohn**, Ludwig. Preussisches Verwaltungsrecht. (Praktischer Teil) 1918. (1)... **Piloty, Robert u. Franz**, Grundriss des Verwaltungsrechts in Bayern u. dem deutschen Reiche. II Aufl. 1922. (1)... **Stier Somlo**, Fritz. ed. Handbuch des Kommunalen Verfassungs und Verwaltungsrechts in Preussen. 1916—1922 (4) **Vierkandt**, Alfred. te Allgemeine Verfassungs-und Verwaltungsgeschichte. 1911. (Hälfte 1.)

㋩英書。 **Andrews**, Charles Maclean Colonial Self-Government 1652—1689. 1904. **Cotton**. J. S. & Payne, E. J. Colonies & Dependence. (Pt 1. India by J. S C) Pt 2 the Colonies by E. J. P. 1883. **Lawdall**, Harold Chalonar Local development law. A survey of the powers of local authorities in regard to housing road, lands...1919... Donnelly James F. A Treatise on the Law of Public Contracts 1922. **Farrer**, T. H. The state in its Relation to Trade. 1883. (1) **Goodnow**, Frank J. Comparative Administrative Law. 1895. (4). **Nasmith**, D. The institutes of English public law. 1873. **Frank G.** Municipal Government, 1919 **Graper**, Elmer D. American Police Administration, A Handbook on police organisa ion & methods of administration. 1921 **James**, Herman G. Applied City Govern, ment. The principls & practice of city character making 1914. **Munro**, William Bennett. The Government of American Cities. 3ed. 1923. **Ditto** The Government of European Cities 1921. Municipal Government & Administration 1923. (2) **Stone**, Harlan F. Law and its Administration 1915. **Webb** Sidney & Beatrice. English Local Government. 1922 n(4) **Wright**, Sir Roberts & Hobhouse, Rt. Hon. Henry. An Outline of Local Government & Local Taxation in England & Wales (excluding London) 4ed 914.

㊁佛書。 **Batbie**, A. Traité theorique et pratique de droit public et administratif **Berthelemy**, H. Traité élémentaire de droit administratif. Xéd. 1925... **Chardon**, Henri Le pouvoir administratif. nouv. éd. 1912... **Dareste**. Rodolphe, La justice administrative en France. II éd. 1898... **Ducrocq**. Th. Cours de droit administratif et de législation française der finances. Avec introd. de droit constitutionnelle et les principes du droit public. VIIéd 1897—1905. **Dufour**, Gabriel, Traité général de droit administratif appliqué ou exposé de la doctrine et dela jurisprudence III éd. 1868-

1951 (12) **Jourrice**, Maurice. Precis de droit administratif II. éd. 1922.... **Lefas,** Alexandre. L' Etat et les fonctionaires. 1913.. **Marie,** Léonf. Le. droit positif et le jurisdiction administrati (Conseil d' État et consei's de prefecture) 1903. (2) **Moreau,** Félix. Manuel de droit administratif. 1909. **Moreau,** F. Le règlement administratif. Étude theorique et pratique de droit public francais. 1902....**Garsonnet.** Traité de l' expropriation 1900—1901. (2)....**Nezard,** Henri. Elements de droit public, (Principes du droit public, droit constitutiennel, droit administratif) III ed. 1922. **Raiga,** Eugène & **Félix,** Maurice. Le régime administratif & financier du département de la seine & de la ville de Paris....**Renard,** Georges. Cours élémentaire de droit public. (Droit constitutionel, droit administratif, droit financier) 1922.....

行政法講義 ぎょうせいほうこうぎ Cours de droit administratif(佛) 〔クルスロウタ〕

行政法学 ぎょうせいほうがく Verwaltungsrechtswissenschaft(獨) administrative jurisprudence (英) jurisprudence administratif (佛) giurisprudenza amministrativo(伊) 行政法を研究の対象とする学問、換言すれば行政権の国家及公共団体の組織並に付現今の行政法規の主旨と国家及公共団体に付現今の行政法規が如何に之を現作すべきかを研究し之に関して行政法学の如何に論ずる知識が即行政法学也。故に行政法学は一般人民と国体との関係並に付国家及公共団体の組織並に付現今の行政法規が如何に之を現作すべきかを研究し之に関して行政法学の如何に論ずる知識が即行政法学也。故に行政法学は一般人民と国体との関係並に付国家及公共団体の組織並に付現今の行政法規が如何に之を現作すべきかを研究し之に関して行政法学の如何に論ずる知識が即行政法学也。故に

行政法規 ぎょうせいほうき Verwaltungsgesetz(獨) administrative laws(英) loi administrative(佛) diritto amministrativo(伊) 行政法規とは行政法の淵源となるもの也、蓋国家又は公共団体が行政を為すの目的を達する為の〔法規〕にして行政法規の目的を達する為め国家又は公共団体の組織並に其の権力の行使に関する規則等を包含し従者は立法の手続に依りて主として〔権智法〕を云。行政法に付ては行政法典なるもの無し。行政に関する制定法、非制定法に拠て成文法規の存在を探求せざるべからず。

行政犯 ぎょうせいはん Verwaltungsdelikt(獨) 警察犯其他〔行政〕上の刑罰を受くべき犯罪あり、警察犯は之を刑事犯と行政犯との二と為すことあり、何れも法律の保安行政の上にして実質上何等差異ある事なし、刑事犯に於ては法律は先ず一定の規範を立て之に違反する者に対し刑罰を科し、行政犯に於ては法律は其規範を立てず、唯一般人民に対し命令、公許、届出等を為すべきの義務を負荷せしめ、之に違反する者に対し刑罰を科するの主義を採用するに過ぎず。故に行政犯に於ては法律は先ず一定の規範を立て

強制和議ノ提供書

府(縣郡)市町(村字)番地族稱職業
破產者
提供者　何　某

右提供者ハ御廳何年(何)第何號破產事件ニ付何年何月破產ノ宣告ヲ受ケタル者ナル處破產法第二百九十條及第二百九十四條ノ規定ニ從ヒ左ノ條件ヲ以テ玆ニ強制和議ノ提供ヲ致候

強制和議ノ條件

一　辨濟ノ方法

右提供者ノ親族知人ニシテ左ニ揭クル者ハ提供者ノ不幸ニ同情シ左ノ如ク各提供者ニ補助ヲ與フヘキコトヲ承諾セリ

府(縣郡)市町(村字)番地族稱職業
何　某

右ハ何年何月何日ニ於テ金何圓ヲ提供者ニ贈與シ以テ破產債權者ニ對スル辨濟ノ資本ト爲スコトヲ承諾セリ

府(縣郡)市町(村字)番地族稱職業
何　某

右ハ前同一ノ趣旨ヲ以テ何年何月何日ニ於テ金何圓ヲ提供者ニ貸與スヘキコトヲ承諾セリ

府(縣郡)市町(村字)番地族稱職業
何　某

右何某ニ同シ

是ニ於テ提供者ハ右ノ補助ニ因リ左ノ方法ヲ以テ各破產債權者ニ對シ和議ノ承諾ヲ請ハントス

一右補助ノ金額ヲ合算スルトキハ其金額金何圓ト爲ル之ヲ以テ各破產債權者ノ債權ノ割合ニ應シテ平等ニ辨濟ヲ爲スコト

二前項ニ依リテ辨濟ヲ爲シ殘債權額ニ充タサル不足額ノ半額ハ破產債權者ニ於テ提供者ニ對シテ其債務ヲ免除セラルルコト

三前項ニ依リテ債務ヲ免除セラルル部分ヲ控除シタル殘額ハ提供者ニ於テ何年何月何日ヨリ毎月金何圓宛破產債權者ニ辨濟ヲ爲スコト

二　擔保ノ提供

一右辨濟方法第三號ノ辨濟即債務ヲ免除セラレタル殘額ノ支拂ニ付左ニ揭グル何某ハ保證人トシテ提供者ト連帶シテ保證ノ債務ヲ負フヘキコトヲ承諾セリ

府(縣郡)市町(村字)番地族稱職業
何　某

右破產法第二九百十條及第二百九十四條ニ依リ爲メ別紙前記補助者及保證人タルコトヲ承諾シタル者ノ承諾書ヲ添附シ玆ニ強制和議ノ提供ヲ爲シ候而シテ右提供者ハ破產法二百九十五條ニ揭ゲタル詐欺破產ノ分訴繫屬又ハ有罪ノ判決確定シタルコトナク其他同法第二百六十條各號ノ場合ニ該當スルコト無之候也

年　月　日
右　提供者　何　某㊞

何區裁判所判事　何　某殿

強制和議不認可ノ申立

府(縣郡)市町(村字)番地族稱職業
破產者何某破產債權者
申立人　何　某

申立ノ原因タル事實

右申立人ハ御廳何年(何)第何號何某破產事件ニ付テ其債權ガ未確定債權、(又ハ何々條件附債權、將來ノ請求權又ハ別除權ノ行使ニ依リテ辨濟ヲ受クルコト能ハザルベキ債權)ナルカ爲メ破產管財人(又ハ破產債權者)ノ異議アリ裁判所ニ於テ議決ヲ行ハシメザル者ト定メタルモ右ノ如ク未確定(又ハ何何)ナルモ破產者ニ對シテハ債權者ニ有之(申立人ガ議決權ヲ有スル債權者ナルトキハ以上ノ疏明ヲ要セズ單ニ『何某破產事件ニ付テノ破產債權者ニ有之』)處破產者何某ハ何年何月何日強制和議ノ提供ヲ爲シ何年何月何日ノ債權者集會ニ於テ之ヲ可決シタルモ右強制和議ノ條件タル提供ノ辨濟ハ無資力ナル提供者ノ實際ニ於テ到底爲スコトヲ得ヘカラサル所ナルノミナラズ右擔保タル保證人モ亦信用スルコトヲ得サル者ニシテ要スルニ右ノ強制和議ノ決議ハ破產債權者ノ一般ノ利益ニ反スルモノト信ズルヲ以テ(又ハ何々破產法第三百十條ノ事項ヲ記ス)右強制和議不認可ノ決定ヲ求ムル爲メ破產法三百十條ニ依リ玆ニ其申立ヲ爲シタリ

申立ノ趣旨

破產者何某ノ提供シ何年何月何日債權者集會ノ可決シタル強制和議不認可ノ決定相成度候也

附屬書類

一　何々

年　月　日
右　申立人　何　某㊞

何區裁判所判事　何　某殿

強制和議讓步取消通知書(其一)

何區裁判所何年(何)第何號何某破產事件ニ付破產者何某ノ提供ニ係リ債權者集會ノ決議ヲ經タル強制和議ハ何年何月何日何區裁判所ノ認可アリタルモ右強制和議ハ何々ニ因リ不正ノ方法ニ因リテ成立スルニ至リタルモノナルヲ以テ破產債權者タル自分ハ破產法第三百二十九條ニ依リ右強制和議ヲ以テ定メタル自分ノ讓步ヲ取消致候此段及御通知候也

年　月　日
府(縣郡)市町(村字)番地族稱職業
破產債權者　何　某㊞

破產者何某破產管財人　何　某殿

強制和議讓步取消通知書(其二)

何區裁判所何年(何)第何號何某破產事件ニ付破產者何某ノ提供ニ係リ債權者集會ノ決議ヲ經何年何月何日同區裁判所ノ認可アリタル強制和議ハ破產者ニ於テ其履行ヲ怠リ當破產債權者ハ其履行ヲ受ケサルニ因リ破產法第三百三十條ニ依リ右強制和議ヲ定メタル自分ノ讓步ヲ取消致候此段及御通知候也

年　月　日
府(縣郡)市町(村字)番地
破產債權者　何　某㊞

破產者何某破產管財人　何　某殿

行政委員及名譽褒賞事務局(ぎやうせいゐいんおよびめいよほうしやうじむきよく) personnel administratif et récompenses honorifiques(佛)〔佛蘭西法——各省〕

行政委員會(ぎやうせいゐいんくわい)〔居留民團〕

(後頁。京兆尹——享保集成)

京兆伊(けいてういん)〔支那法〕

京都守護(きやうとしゆご)〔鎌倉幕府〕

京都所司代(きやうとしよしだい)〔江戸幕府〕〔豐臣秀吉〕

京都帝國大學(きやうとていこくだいがく) ㊀官制。京都帝國大學に總長、教授、助教授、書記官、事務官、學生監、司書官、助手、書記、司書及技手を置く、各學部に部長及醫學部に附屬醫院を設け醫院長を置く。醫院に藥局長及藥局手及看護長、農學部に附屬農場及附屬演習林を設け農場長及演習林長あり、又附屬圖書館を設けて圖書館長を置く。(明三〇年勅二一一、京都帝國大學官制)。㊁學部。法學部、醫學部、工學部、文學部、理學部、經濟學部、農學部。

京都町奉行(きやうとまちぶぎやう)〔江戸幕府〕

競賣(きやうばい) vente aux enchères(佛) Versteigerung, Auktion(獨) auction(英) incanto(伊) ㊀觀念。競賣とは〔競賣手續〕によりて行ふ動產不動產又は船舶の賣却方法也競賣手續に關する法律は之を分つて二とす。一は民事訴訟法中〔強制執行〕に關する規定にして強制執行の方法として債務者の動產不動產又は船舶の競賣に關し其手續を規定す、所謂〔強制競賣〕是也。他は競賣に關する一般手續法たる競賣法にして民法又は商法の規定によりて競賣を爲す場合に付〔動產、不動產、船舶の競賣〕及〔增價競賣〕に關し其手續を規定す。㊁競賣の性質。競賣の法律上の性質は賣買契約也、競賣人の賣却條件等を指示するは誘引にして競買人が最高價を以て買取らんとする意思表示は申込也、之に對し競賣人が〔競落〕の意思表示をなすは承諾也。㊂競賣委任者。〔動產の競賣〕に當り其競賣を委任したる競賣權利者也、競賣權利者とは留置權者先取特權者、質權者、其他民法又は商法に依りて其競賣を爲す權利を有する者也、競賣權利者の委任は書面に依るを要す。㊃競賣期日。競賣物の競賣の爲設けられたる日時也、競賣期日は之を公告す。㊄競賣金額。競賣物の代金額を云即競賣に於ける賣得金也。㊅競賣の申立。競賣權利者が不動產若くは船舶の競賣又は增價競賣をなさんとする意思表示を管轄區裁判所に申告するを云、其申立は書面を以て之を爲すを要す、右の申立を爲す者を競賣申立人と云、(明三一年法一五競賣法三、七、一五、二二、三三、三六、三八、四〇條)〔競買〕

競買(きやうばい) 〔競賣〕の目的物を〔競落〕によりて買取るを云、此買主を競買人と云ひ競買人が競賣に際し目的物を買取らんが爲に申込みたる金額を競買價額と云。競買の申込は他の高價競買の申込ありたる時又は競落を爲さずして競賣を終了したる時は當然其效力を失ひ競買人は競落によりて競賣の目的たる權利を取得す。(明三一年法一五競賣法一、二條)

競買價額(きやうばいかがく)〔競買〕

競賣期日(きやうばいきじつ)〔競賣〕〔強制競賣〕

競賣金額(きやうばいきんがく) Auktionssumme(獨) sum of auction(英) somme de l'enchère(佛) somma di incanto(伊)〔競賣〕〔強制競賣〕

競賣調書(きやうばいてうしよ) Versteigerungsprotokoll(獨) protocole de l'enchère(佛) protocollo di incanto(伊) 執達吏が競賣の手續及其結果に付て作成する書類也。競賣調書の記載事項は、**一**競賣委任者の氏名住所、**二**競賣に付すべき物の種類數量及品質**三**鑑定人をして評價を爲さしめたる時は其評價額、**四**競賣の場所及日時、**五**競賣に付すべき物の現在地に於て相當の代價を得る見込なき時他所に於て競賣を爲したる場合に於ては其事由、**六**利害の關係を有する者に通知を發したる事若し之を發せざりし時は其事由、**七**告知したる競賣の條件、**八**各競賣物に對する競落人の氏名及其申込價額、**九**競賣を停止したる時又は競落を爲さざりし時は其事由、**十**競賣の開始及完結の日時、**十一**競賣調書を作りたる場所及年月日。競賣調書には委任者又は其代理人をして署名捺印せしめ且競賣の公告を爲し及通知を發したる事を證する書面及委任狀を添附すべく、又執達吏は委任者の請求に因り競賣調書の謄本を交付するを要す。(競賣法一四、三〇條)

競賣手續(きやうばいてつゞき) 競賣の目的の爲に其過程に於て多くの行爲が行はる之等連續せる行爲を一括して競賣手續と云、〔動產の競賣〕〔不動產の競賣〕〔船舶の競賣〕及〔增價競賣〕により其手續を異にす。(明三一年法一五競賣法)

競買人(きやうばいにん)〔競買〕

競賣の申立(きやうばいのまうしたて)〔競賣〕

競賣委任者(きやうばいゐにんしや)〔競賣〕

強暴(きやうばう) Gewalt(獨) violence(英)(佛)、violenza(伊)〔占有〕の瑕疵にして、〔平穩〕に對し、法律の許さゞる暴力又は強迫を意味す、強暴の占有とは占有者が強暴に因り他人の占有を侵して爲す占有を云。(民一九〇)

強暴の占有(きやうばうのせんいう) gewaltsamer Besitz(獨) violent possession(英) possession violente(佛) possessione violenta(伊)〔強暴〕

強迫(きやうはく) Drohung(獨) coercion(英) coercition(佛) costringimento(伊) ㊀意義。不當に害惡を豫告して相手方に畏怖心を生ぜしめ之に依りて意思を決定表示せしむるを云。㋑害惡を豫告するを要す、豫告の方法如何を問はず。㋺害惡の豫告が不當なることを要す。㋩相手方に畏怖の念を生ぜしむるを要す、之れ強迫が成立するや否やの決定的標準也。㋥相手方をして恐怖により一定の〔意思表示〕を爲さしむる目的あるを要す。㊁效果。強迫に因る意思表示は表意者之を取消すことを得、其取消は第三者の善意惡意を問はず之に對抗することを得。又或人に對する意思表示に付き第三者が強迫を行ひたる場合に於て相手方が其事實を知らざるときと雖其意思表示を取消すことを得、強迫の意思表示に及ぼす效果と、〔不法行爲〕としての損害賠償問題と〔恐喝罪〕とは全く別問題なれども亦相伴ふを妨げず。(民九六條)〔詐欺〕

刑部省(ぎやうぶしやう)〔官制〕

享保集成(きやうほしふせい) 五〇卷寬保集成とも云。寬保中將軍吉宗の幕臣に命じて作らしめたるものにして慶長二〇年より寬保三年に至る約一三〇年間の觸書凡そ三五五〇通を分て八〇部五〇

(前頁。行政委員及名譽褒賞事務局——行政委員會)

發とす、江戸時代に於て零砕繁多なる法令を類別編纂し見易き法文集成書を編したるは之を以て嚆矢と爲す。（享保集成）

競落（きやうらく） Zuschlag(獨) highest-bidding(英) enchère la plus haute(佛) 【一】意義。競賣に於て競賣人が最高價競買の申込を爲したるに對し競賣人が承諾を爲す事を云、競落を告知するには動產の場合は最高價競買の申込を三回呼上げたる後之を爲す、不動產及船舶の場合は競落期日に於ける裁判所の決定による。【二】效力。競買人は競落に因て競賣の目的たる權利を取得し競賣の目的の上に存する先取特權及抵當權は消滅す、競買人が競賣の目的物を受取るには留置權者、競賣人に對して優先權を有する質權者及其質權者に對して優先權を有する債權者に辯濟するを要す。【三】競落期日。不動產又は船舶の競賣に付管轄裁判所が競落の許否を確定する爲定めたる日時也、競落期日は競賣期日より七日を過ぐるを得ず此期日は裁判所に於て之を開く。【四】競落代價。競賣に於て競買人の申込みたる最高價競買價額が競落を得たる時之に對し支拂ふ金額を云、不動產にありては競落人は競落を許す決定が確定したる後直に代價を支拂ふを要す。【五】競落人。競賣に於て競買の申込をなして競落を得たる人を云、競落人は競落代價を支拂ひたる後にあらざれば競落物の引渡を請求するを得ず。【六】競落物。競賣に於て競落と決定したる目的物を云。（明三一年法一五競賣法二、一三、三二、三三、四六以下、民訴六八〇條）

競落期日（きやうらくきじつ） Zuschlagsdatum(獨) date of highest bidding(英) date de la plus haute enchère(佛) 〔競落〕〔强制競賣〕〔競賣〕

競落代價（きやうらくだいか） Zuschlagskaufpreis(獨) sum of highest bidding(英) somme de la plus haute enchère(佛) 〔競落〕〔强制競賣〕

競落人（きやうらくにん） Zuschläger(獨) highest-bidder(英) enchérisseur à la plus haute somme(佛) 〔競落〕

競落物（きやうらくぶつ） Zuschlagssache(獨) object knocked(英) chose cognée(佛)

格（きやく） 〔律令〕の追加修正として臨時に發布せられたる勅令及官符也、轉じて之を集めたる書籍をも指稱す、平城天皇の御代編纂の企圖ありしも成らず、嵯峨天皇弘仁一一年に至り藤原冬嗣等に勅して大寶元年より弘仁一〇年に至る迄の詔勅官符にして後世の法となるべきを集めて一〇卷を撰す、之を弘仁格と稱す、次で淸和天皇貞觀一一年藤原氏宗等に勅して弘仁一一年より貞觀一〇年迄の格を集め一二卷を撰す、之貞觀格也。更に醍醐天皇延喜元年に藤原時平等又勅を奉じて延喜格一〇卷を選びしが七年更に選びて貞觀一一年より延喜七年迄の格を敕む、而して弘仁、貞觀、延喜三代の格は官に從ひて類を分ち神祇、中務、式部、治部等を叙したるを、後に類聚三代格の撰ありて右三代の格を事によりて分類し三〇卷と爲せしが今は散佚して一五卷を殘すのみ。（令義解、三代格、古事類苑法律部）

規約（きやく） Versprechen(獨) promise(英) promesse(佛) promessa(伊) 關係者の協議に基きて定めたる規則を云。行政上の規約は國家が其命令を以て關係者の定めたる約定に、關係者全體が之を遵奉すべき效力を付したるものなるを以て、一種の法規也と云を得べし、從て其規約の協議に不同意を表したる者と雖、旣に其規約が公に認められたる以上は之に服從せざるべからず、行政上に於ける市町村組合の規約の如き是也。〔組合規約〕

逆裏書（ぎやくうらがき） Rückindossament(獨) indorsement to party liable on bill or note(英) 〔裏書〕

却下（きやくか） Ablehnung; Abweisung(獨) rejection(英) rejet(佛) rigetto(伊) 裁判所が訴訟手續の進行に關する當事者の申請を許容せざる裁判言渡也。（民訴二五三、二四七、二四八條等）〔棄却〕〔行政處分〕

脚本（きやくほん） 〔興行〕〔興行權〕〔著作權法〕

義勇艦隊（ぎゆうかんたい） freiwillige Seewehr(獨) volunteer fleet(英) marine volontaire(佛) flotta volontario(伊) 一八七〇年普國の創設せし所也、平時は一國海軍の一部を構成することなく、政府より特別の保護を受けて通商航海に從事する商船の一團にして、戰時に際し海軍に徵用されて武裝し戰爭行爲を爲すものを云、其徵用の形式如何に依りては海軍の正則戰鬪力と爲る、但軍艦以外の船舶を軍艦に變更するとに付て何等の制限なきときは弊害百出の虞あるが故に第二回萬國平和會議に於て〔商船を軍艦に變更するとに關する條約〕を締結せり。

弓狀（きゆうじやう） Bogenmuster(獨) 〔指紋法〕

宮中顧問官（きゆうちゆうこもんくわん） Hofräte(獨) court-councilors(英) conseillers de la cour(佛) 宮內大臣の諮詢に應じ又は臨時大臣の命を承けて宮內省の事務を稽くる勅任名譽官也、定員は三十名にして會議體を組織せず從て其首長たるものなし、場合に應じて各別に大臣の命を承くるものとす。（正十年皇令七號宮內省官制四七條）

宮中席次（きゆうちゆうせきじ） precedence at court(英) 【一】意義。高等官、有勳者、有爵者、有位者及優遇者が宮中にて與えらるゝ席次也。【二】順序通則。(イ)別表の順位に依るも同順位の者の間にあつては特別なき限り其身位を得たる日の前後に從ひ其前後なきときは其日に有したる席次の順序に從ひ其日に席次を有せざる時は年齡の順序に從ふ。(ロ)同爵者間の席次は位階による。(ハ)同一人にして二ケ以上の身位を有するときは其高きに從ふ。但し特定の身位により席次を定むる必要ある時は此限に非ず。(ニ)妻は夫の席次に次ぐ。(ホ)席次は特旨により之を變更することを得るは當然なるも宮官職を有する者に職務上の必要により特に席次を定めらるゝことあり。（正四年皇令一號宮中席次令）

別表

第一階
第一 大勳位
一 菊花章頸飾
二 菊花大綬章
第二 內閣總理大臣
第三 樞密院議長
第四 元勳優遇ノ爲大臣ノ禮遇ヲ賜ハリタル者
第五 元帥、國務大臣、宮內大臣、內大臣
第六 朝鮮總督
第七 內閣總理大臣又ハ樞密院議長タル前官ノ禮遇ヲ賜ハリタル者
第八 國務大臣、宮內大臣又は內大臣タル前官ノ禮遇を賜ハリタル者
第九 樞密院副議長
第十 陸軍大將、海軍大將、樞密顧問官
第十一 親任官
第十二 貴族院議長、衆議院議長
第十三 勳一等旭日桐花大綬章
第十四 功一級
第十五 親任官ノ待遇ヲ賜ハリタル者
第十六 公爵
第十七 從一位
第十八 勳一等
一、旭日大綬章
二、寶冠章
三、瑞寶章
第二階
第十九 高等官一等
第二十 貴族院副議長、衆議院副議長
第二十一 麝香間祗候
第二十二 侯爵
第二十三 正二位
第三階
第二十四 高等官二等
第二十五 功二級
第二十六 錦鷄間祗候
第二十七 勅任待遇
第二十八 伯爵
第二十九 從二位
第三十 勳二等
一 旭日重光章
二 寶冠章
三 瑞寶章
第三十一 子爵
第三十二 正三位
第三十三 從三位
第三十四 功三級
第三十五 勳三等
一 旭日中綬章
二 寶冠章
三 瑞寶章
第三十六 男爵
第三十七 正四位
第三十八 從四位
第四階
第三十九 貴族院議員、衆議院議員
第四十 高等官三等
第四十一 高等官三等ノ待遇ヲ享クル者
第四十二 功四級
第四十三 勳四等
一 旭日小綬章
二 寶冠章
第四十四 正五位
第四十五 從五位
第五階
第四十六 高等官四等
第四十七 高等官四等ノ待遇ヲ享クル者
第四十八 功五級
第四十九 勳五等
一 雙光旭日章
二 寶冠章
三 瑞寶章
第五十 正六位
第六階
第五十一 高等官五等
第五十二 高等官五等ノ待遇ヲ享クル者
第五十三 從六位
第五十四 勳六等
單光旭日章
寶冠章
瑞寶章
第七階
第五十五 高等官六等
第五十六 高等官六等ノ待遇ヲ享クル者
第五十七 正七位
第八階
第五十八 高等官七等
第五十九 高等官七等ノ待遇ヲ享クル者
第六十 從七位
第六十一 功六級
第五階
第六十二 高等官八等
第六十三 高等官八等ノ待遇ヲ享クル者
第十階
第六十四 高等官九等
第六十五 奏任待遇
第六十六 正八位
第六十七 功七級
第六十八 勳七等
一 青色桐葉章
二 寶冠章
三 瑞寶章
第六十九 從八位
第七十 勳八等
一 白色桐葉章
二 寶冠章
三 瑞寶章

宮廷法（きゆうていはふ） Hofrecht(獨) 〔獨逸法〕

宮廷を組織するの權（きゆうていをそしきするのけん） 〔君主〕

義勇兵（ぎゆうへい） Volontär; Freiwillige(獨)

（後頁。宮廷法――義勇兵）

（前頁。競落――宮中席次）

volunteers.(英) volontaires.(佛) volontari(伊) 國際法上不正規兵の一種也、即一國の正規軍の一部に非ずして戰時に人民又は外國人が政府の命令を受けず、又一定の團隊を組ずして隨意に兵器を執り敵と戰ふものを云。義勇兵は[交戰者]と看做され、敵の權內に陷りたるときは敵は之を[俘虜]として取扱ふの義務あり、從て義勇兵と交戰者に非る者とを區別するの標準なかるべからず、陸戰の法規慣例に關する規則第一條は次の如く規定せり。「戰爭ノ法規及權利義務ハ單ニ之ヲ軍ニ適用スルノミナラズ左ノ條件ヲ具備スル民兵及義勇兵團ニモ亦之ヲ適用ス。一、部下ノ爲ニ責任ヲ負フ者其頭ニ在ルコト。二、遠方ヨリ認識シ得ベキ固着ノ特殊徽章ヲ有スルコト。三、公然兵器ヲ携帶スルコト。四、其動作ニ付戰爭ノ法規慣例ヲ遵守スルコト。民兵又ハ義勇兵團ヲ以テ軍ノ全部又ハ一部ヲ組織スル國ニ在リテハ之ヲ軍ノ名稱中ニ包含ス。」[英吉利法][亞米利加合衆國法]

義勇兵團 Freiwilligen(獨) voluntary Corps.(英) Corps de volontaires.(佛) corpo. di volontario(伊) [交戰者][義勇兵]

宮務監督 [親王]に非ざる[皇族]には宮務監督を附屬せしむることを得、宮務監督は所屬の皇族を輔翼し之に附屬する職員を監督す、勅任待遇名譽職也。(皇族身位令十八條) [皇族附職員]

キュージァース、ジャック Jacques Cujas(1522—1590) 佛蘭西中世の法學者。ツールーズに生る、歷史法學の創設者と云はる。「グロチウス」は羅馬法學界に於ける第二の學者とし「パスキエー」は偶然にも過去、現在未來を通じて其同類を有せざる者として仰崇したり。然れども其生活は不遇にして伊太利其他諸方を遍歷して客死せり。[佛蘭西法]

共有 Miteigentum(獨) co-ownership(英) copropriété(佛) comproprietà(伊) condominium(羅) ■概念。數人が共同して一物の所有權を[保有]する場合也。數人にて無主の[不動產]を取得し、[遺失物]を拾得し又は[埋藏物]を發見せる場合、又數人に對し[遺贈]ありたる場合、數人の出資による單一物の購入の如き場合に其目的物に對する當事者相互の關係に共有關係を生ずるものとす。■共有者の持分。❶意義。共有關係に於ては一物の所有權が數人に對して分量的に制限さるるものにして、其制限さるる割合又は此割合に應じて制限せられたる各人の所有權其物を[持分]と稱す、持分は當事者間の契約により任意に其割合を定むることを得るも特約なきときは「各共有者ノ持分ハ相等シキモノト推定ス」。❷性質。持分は各共有者の權利にして一種の所有權と異るものとす、各共有者は其持分に應じて使用收益を爲すことを得。但之を變更、處分することは共有物自體に影響を及ぼすことあるを以て他の共有者の同意を得ることを要す。共有者は相互間に於て持分讓渡禁止の契約を爲すことは固より妨ぐる所に非ざるも、此如き契約は單に債權的效力を有するに止るものにして其讓渡は有效也、若し「共有者ノ一人ガ其持分ヲ抛棄シ又ハ相續人ナクシテ死亡シタルトキハ其持分ハ他ノ共有者ニ歸屬ス」。■共有物の分割。❶分割請求權。共有者の一人が共有關係の廢止を希望する時は原則として「何時ニテモ共有物ノ分割ヲ請求スルコトヲ得」、然れども不分割契約の期間內又は法令によりて分割を禁じたるものは固より此限りに非ず。❷分割の訴。共有物が分割を許さゞるものに非ざるものにして且共有者間に分割の「協議調ハザルトキハ之ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得」、此訴は形成判決にして判決確定と同時に共有物の內容に從て當然に分割の效果を生ずるものとす。分割は原則として「現物ヲ以テ分割」す。然れども現物分割が不可能なる場合又は「分割ニ因リテ著シク其價格ヲ損スル虞アルトキハ裁判所ハ其競賣ヲ命」じて競賣代金を各共有者に分配すべきものとす。■分割の效果。各共有者は分割物の上に單獨所有權を取得するは言を俟たず。但「各共有者ハ他ノ共有者ガ分割ニ因リテ得タル物ニ付賣主ト同ジク其持分ニ應ジテ擔保ノ責ニ任ズ」。尙「各分割者ハ其受ケタル物ニ關スル證書ヲ保存スルコトヲ要ス」るものとす。又各共有者が持分の上に設定したる抵當權は分割後と雖も其分割共分配を受けたるもの〻上に存續するものとす、分割が現物を以て爲されたると金錢に換價せられたるとは問ふ所に非ず。■準共有。共有に於ける法律關係は所有權以外の[財產權]例せば[地上權]、[永小作權]、[地役權]、[抵當權]等にも準用さる〻ものとす。(民二四九—二六四、二〇八、三二九條參)

共有權 [共有]

共有財產 Gemeinvermögen.(獨) common property.(英) propriété commune(佛) [共有權]の目的物たる財產にして例せば民法七九六條二項に「共有財產ニ付キテ云々」とあるが如き是也、其法律關係は[共有]及[夫婦財產制]等也。

共有者 [共有]

共有の性質を有する入會權 [入會權]

共有の性質を有せざる入會權 [入會權]

共有物 [共有]

共益 Gemeinnutz(獨) common benefit.(英) bénéfice commun.(佛) 共同の利益の意也、民法は[共益費用]に付きて此語を使用せり。

共益費用 Kosten vor Gemeinnutz(獨) expense for common benefit.(英) frais de justice.(佛) 各債權者の共同利益の爲めに支出したる費用を云。民法は此費用の債權に[一般の先取特權]を與ふ、而して共益用の[先取特權]は各債權者の爲めに爲したる債務者の財產の[保存]、[淸算]又は[配當]に關する費用に付て存在し、他の一般の先取特權に比して優勝の順位に在り、執達吏、淸算人の受くべき費用の如きは之に屬す。若し右の費用が總債權者に有益ならざりし場合に於ては先取特權は其費用の爲め利益を受けたる債權者に對してのみ存在す。(民三〇六、三〇七、三二九)

恐喝 Erpressung(獨) intimidation; menace; extortion(英)(佛) intimidazione(伊) [恐喝の罪]

恐喝の罪 Verbrechen der Erpressung(獨) ■概念。「人ヲ恐喝シテ財物ヲ交付セシメタル」罪也。❶恐喝とは害惡を豫告して人に畏怖心を生ぜしむるを云。同じく財物を不當に交付せしむるものなるも、他人を欺罔するに非ざる點に於て詐欺罪と區別せられ、全く被害者の自由を剝奪せざる點に於て强盜罪と區別せらる。恐喝の內容は必ずしも急迫の强度なるを要せず又害惡の內容を明示するを要せず、從て自己の管理する新聞に汝の惡事を公表すべしと云ふが如き亦此罪を構成す。❷恐喝の相手方は必ずしも被害者自身に對するものたるを要せず其親族又は朋友等に對する害惡の表現を以てするも可也。❸欺罔、恐喝の兩方法を用ひて財物を交付せしめたる場合又は先づ喝の方法を用ひて次で脅迫の方法を用ひたる場合の如き、兩行爲を合して一罪として取扱はるべきもの也。❹本罪の目的物は他人の財物なるを原則とす。然れども自己の財物と雖も「他人ノ占有ニ屬シ又ハ公務所ノ命ニ因リ他人ノ看守シタルモノナルトキハ」本罪に付ては他人の財物と看做さる。但直系血族、配偶者及同居の親族又は家族の財物に付ては此刑を免除せられ、其他の親族又は家族の物なる時は其告訴を俟て罪を論ずるものとす。■處分。恐喝の罪を犯せるもの十年以下の懲役に處す、未遂亦之を罰す。(刑二四九—二五一、二四三、二四四、二四八條)

兇器 刑法學上の用語にして人を殺傷するに足ると認めらるべき器具也。或は之を性質上の兇器及用法上の兇器に分つ、刀劍は前者の例にして庖丁の如き後者の例也。舊刑法に於ては犯罪行爲遂行に際し兇器を携行することは加重の要件たる場合ありしも現行刑法に於ては特に此明文を設くことなし。

供給契約 Lieferungsvertrag(獨) contract for the delivery.(英) contrat de le livraison.(佛) 當事者の一方が相手方に對し他人より目的物を取得して其所有權を移轉すべき旨を約する有償契約を云、我商法は動產又は有價證券の供給契約を絕對的[商行爲]の一となせり。供給契約の目的物は契約の當時に於て讓渡人が之を他人より取得すべき意思あることを要し、其意思は相手方に知られあることを要す、契約の當時既に他人より取得したる物に付ても供給契約存し得るや否やに付ては反對說あれども通說は積極的に解す。所謂[役務賣却]は供給契約を其內容とす。(商二六三條)

共濟組合 相互救濟を目的とする組合を云、普通は共同の事業に從事する者が不時の災難其他疾病の治療等に關し相互救濟を目的として設立するものとす、從て私人の共同事業に關する私設組合なることあり。又公共の設備なることあり。(大正十二年勅令三二一號、[illegible])

共產過激主義 Bolchevisme(佛) [露西亞ソヴィエット社會主義共和國憲法]

共產過激派 Bolchevik(佛) [露西亞ソヴィエット社會主義共和國法]

共產過激派者 Bolchéviste(佛) [露西亞ソヴィエット社會主義共和國法]

共產制 System der Gütergemeinschaft.(獨) régime de communauté.(佛) [夫婦財產制]の一種にして、夫婦が其財產の全部又は一部を共有する制度を云、我民法は之を法定の制度と爲さずと雖、契約上の財產制に付ては內容を制限せざるが故に公の秩序、善良の風俗に反せざる限りは[夫婦財產契約]により共產制を採ることを得。佛蘭西民法は之を法定の財產制とし、獨逸民法は婚姻前の夫婦財產契約により之を採用することを得しむ。(民七九三條以下、佛民一三九九條以下、獨民一四三七條以下)

行商 [小商人]

供述 Aussage(獨) declaration(英) déclaration; déposition(佛) dichiarazione(伊) 裁判所の申出、裁判官の訊問等に對する事實若くは意見の陳述也其陳述は口頭によることあるべし又文書を以てすることあり。但之は供述の任意の選擇によることを得ず、例せば「證人ハ其供述ニ換エテ書類ヲ朗讀シ其他覺書ヲ用フルコトヲ得ズ」と云ふが如し、訊問に答ふる口頭の供述を裁判所書記の記錄せるものを供述書と云。(民訴三一三、三一四條參)

供述書 Protokoll(獨) procès-verbal de la deposition(佛) [供述]

共助 [法律上の共助]

共進會 competitive exhibition(英) ■概念。產業の現狀を共同比較し其發達を計る目的を以て或一定地域の物產を陳べ一般公衆の展覽に供し、其出品に對しては審査の結果之に褒賞を與ふる爲に開催せらるる會合也[博覽會]、品評會、展覽會も共同樣の內容を有す、然れども之等の間に法文上明確なる區別あることなしと雖、博覽會は廣義にして規模大なるを通例とす。■性質。私人が任意に開催するものに付特別法令の存するなし、府縣の聯合するものに付、其統一を計り勸業の目的に合せしむる爲に特別規定を設けたり。■道府縣聯合共進會。❶認可。道府縣聯合して產業に關する共進會を開設せむとする時は、其開設地の[地方長官]は申請書に規則書、出品の點數及人員豫定表並經費豫算書を添え前年度五月廿一日限[農林大臣]又は[商工大臣]に差出し其認可を受くべきものとす。特別の事情なき限り同種の物品に關する共進會は五年目毎なることを要す。❺聯合區域。共進府縣は六以上十五以下なるべし、但大臣の特別の認可を得たる場合は此限に非ず。出品種類が特種なる時は四迄其數を下すことを得。❻道府縣聯合共進會規則。記載事項次の如し。❼道

府縣名、開設地及會期、出品人の資格、出品の類別及各出品人の差出すべき數量、參考品の陳列を爲す時は之に關する規定、出品願書及出品解說書に關する規定、出品物搬出入に關する規定、出品物の陳列及賣買に關する規定、出品物の危險負擔に關する規定、審査及褒賞に關する規定、觀覽に關する規定、規則違反者處分に關する規定、庶務に關する規定、其他必要と認むる規定。㋥審査。審査長、審査官及審査員は農林大臣又は商工大臣より之を任命し優等と認むるものには褒賞を授與す、審査員に關する費用は聯合道府縣の負擔とす。㋭褒賞。[1]授與。四等に分つ。一等賞より三等賞又は賞牌にして地金は等級に從て金、銀、銅とす、四等賞には褒狀を與ふ、尙出品と同種の產業に關し功勞顯著なりと認むる者に對し其人の存亡に拘らず功勞賞杯を授與す。[2]再下附。褒賞の證を水火盜難等により失ひたるものに付申立により證明狀を附與す。㋬制裁。共進會規則に違反し又は不正の行爲を爲し又出品或は審査に對して詐欺の行爲をなしたるものには褒賞を附與せず又情狀により百圓以下の罰金又は科料に處す、此處分を受けたるものは爾後十年間共進會に出品することを得ず。㋣報告。閉會後三十日以內に同會者より監督官廳へ次の事項を報告すべきものとす。其報告書には主催者及會名、開場地名及出品區域、開會及閉會年月日、出品種類、出品人員及點數、受賞等級別人員、會費區分(地方稅、通券收入、寄付金等各金額を記載すべし)、審査報告を揭載すべきものとす。㋠賣店心得。共進會に於て煙草、菓子、賣藥を出品し且會場にて特に販賣する時は從來免許の營業人に付ては別段免許鑑札を受くるに及はず。但店頭に免許何營業人住處、氏名を記載せる標札を揭出すべし會場狹隘なる爲止むを得ざる時は其場近傍に一定の區域を限りて賣店開設を許可することを得。(明四三年農令三號、道府縣聯合共進會規則。明四五年農商令七號、博覽會共進會等に關する稅の規定。明一七年農商務令三號、明二一年大藏令一號)

供託(きょうたく) Hinterlegung(獨) deposit; tender(英) consignation(佛) deposito(伊) depositio(羅) 法令の定むる所により金錢又は物品を「寄託」する行爲也。[一]性質。供託に種別あるも其共通の性質は次の如し㋑供託を爲す者卽ち「供託者」の側より見れば私法上の供託は「辨濟」の效力を生じ公法上の供託は「擔保」の效力を生ず。供託を受くる者卽ち受託者の側より見れば特殊の債務にして受託者たる「銀行」「會社」にありては社債に等しく政府にありては特別行政に基く債務にして流動「公債」の一種也。㋺「寄託」は私法關係に限るも供託には公法と私法との兩面ありて其性質を異にす。㋩「寄託」は單純なる寄託者と受託者との「諾成契約」なるも、供託は第三者の利益の爲めにする「要因契約」也とす。[二]種別。供託は其「供託物」の種類によりて之を金錢供託と物品供託との二種に分ち又其法律關係によりて之を公法上の供託と私法上の供託とに分つを得べし。何れも司法省令に依る書式の供託書を作り供託物に添へて供託所に差出すべきものとす、又凡て供託事務を掌る官吏を供託官吏と稱す、㋑金錢又は有價證券の供託卽ち金錢供託の供託所は命令による銀行にして其他物品の供託卽ち物品供託の供託所は司法大臣の指定する「倉庫業」者又は銀行也、金錢供託は供託者に於て利子又は配當金の請求權あるも、物品供託は供託者に於て保管料を負擔せざるべからず。㋺公法上の供託と私法上の供託とは大に其性質を異にす。[1]公法の規定に依り擔保の爲めにする供託を公法上の供託とす、例せば民事訴訟法上の「原告」又は「被告」の「代理人」の「委任」の欠缺に付き「費用」及「損害」の「保證」、關稅法及酒造稅法の納稅の保證、明治二六年勅令七四號取引所より會員及仲買人の身元保證、貯蓄銀行條例の預金拂戾擔保、煙草賣捌規則及鹽專賣法施行細則の專賣品買受代金延納の擔保等の場合是也。[2]私法上の規定に依り辨濟の爲にする供託を私法上の供託とす卽ち債務者が過失なくして債權者を確知すると能はざるとき或は債權者が辨濟の受領を拒み又は之を受領すると能はざるときに債務者又は其他の辨濟者は債權者の爲に辨濟の目的物を供託所に寄託して債務を免るゝ法律行爲也。例せば建物の賃貸に於て家主は契約を無視して家賃を變更增額し其從前の家賃の領收を拒みたる場合に借家人は其家賃の金額を供託するが如き、民法三六七條の質權者が第三債務者に對して債權を取立つるに際し質權者の有する債權の辨濟期未到來の爲め質權の請求に依り第三債務者が其債務額を供託するが如き、商法二八六條の商人間の賣買に於て買主が其目的物を受取ることを拒み又は之を受取ると能はざるときは賣主は其物を供託する場合の如き是也。此供託は之を爲す以前特に裁判所の許可其他何等の手續を要せざるも、債權者に供託物を受取ることを得せしむる目的なるが故に供託を爲したるときは遲滯なく債權者に通知することを要す。[三]效力。㋑供託は債權者に供託物の受領權を與ふる寄託「契約」の一種にして債務者が之を取戾さゞる限りは債權者は之を受取りて供託を終了せしむるとを得べし是卽ち所有權の移轉にして供託物の物權的效力也。㋺法定の條件に從ひ供託者と供託所の管理者又は供託物の保管者との間に供託物の保管を目的とする寄託契約ありたるときは、物權的效力を生ずるのみならず債務者をして債務を免れしむる效力を生ずると辨濟の場合と同一也、從つて債務に附着せる保證、質、抵當等の義務關係も亦消滅し、債務者は債權者に對して債務の不履行に因りて生ずべき一切の責を免るゝものとす是供託の債權的效力也。㋩民事訴訟法に於ては當事者の一方が其訴訟行爲に因り相手方に損害を蒙らしむる事あるべき場合、或は民事訴訟法五〇五、五六五、五九三、六二一條等の如き目的物を保管する場合に、裁判所が擔保に十分なりと認むる現金又は有價證券を供託せしむ之を訴訟上の保證と稱す是供託の擔保的效力也。[四]終了。供託は供託物の還付及取戾によりて終了す。㋭供託物は[1]供託者が指定したる者、[2]法令に依り

(後頁。供託…注意)

て定まりたる者、[3]裁判に依りて定まりたる者にのみ之を還付す、供託物の還付を受けんとする者は一定の請求書、受領書及其請求の原由を證すべき書類を供託所に提出せざるべからず(供託物の一部の還付を受けんとするとき亦同じ)。㋬供託物の取戾を爲し得る場合は[1]債權者が供託を受諾せざるとき、[2]供託を有效と宣告したる判決が未確定なるとき、[3]供託が錯誤に出でしとき、[4]供託の原因が消滅したるとき是也。(民一七五、三四七、三六七、三七八、三八二——三八四、四〇一、四一三、四六一、四七七、四九二——四九八、五二一、五三三、五三七、五七六——五七八條、民訴七〇、八七、八八、五〇〇——五一三、六六〇、七四一條、商四七九、四八一條、非訟八一、八三條、破產三條以下。明三二法一五號供託法。正一一年司令二號供託物取扱規則)「供託局」「供託物」「供託金」 [五]書式。

供託書
住所
供託者 氏 名
一金何圓也
供託ノ原因タル事實
供託スベキ法令ノ條項
供託物ヲ受取ルベキ者ノ指定又ハ之ヲ確知シ得ザル事由、反對給付ノ目的物其他供託物ヲ受取ルニ付テノ條件
裁判書其他官廳名稱及件名
右供託ス
年月日
右 氏 名 ㊞

日本銀行宛
…………
右受入ヲ了ス
年月日
日本銀行 ㊞
…………
前記ノ金額受領候也
年月日
住所
受取人 氏 名 ㊞
日本銀行宛
…………
內
一金何圓也
右年月日內渡ヲ了ス
年月日
日本銀行 ㊞

(注意) 供託書の用紙は半紙とす、二枚以上に亘るときは契印することを要す、金錢と有價證券とは別に作成すること、供託者の表示は第三者に於て供託するときは供託者第三者と記入すること、供託物有價證券其他のものなるときは前記金錢表示の所に夫々其の旨記載のこと、「供託ヲ爲サムトスルモノハ供託書二通ヲ供託物ト共ニ銀行ニ提出スベシ」「但シ辨濟供託ニ付テハ供託通知書ヲ添附スベシ」

供託通知書
一金何圓也
右ハ何レノ事由ニ因リ日本銀行何店ニ供託致候間御受領相成度此段及御通知候也
年月日
住所
氏 名 ㊞
住所
何 某 殿

供託物還付請求書
供託番號第何號
一金何圓也
前書ノ金額何々ノ事由ニ因リ還付相成度別紙供託書及證明書相添及請求候也
年 月 日
住所
受取人 氏 名 ㊞
日本銀行宛

(注意) 此の書式は供託物取戾書に準用す
此書面は供託書一通每に作成するものとす、尙供託書に關する注意參照のこと

供託金利息請求書
供託番號第何號
供託金何圓(但シ何年月何日供託受入濟)ニ對スル利息支拂相成度及請求候也
年月日
住所
受取人 氏 名 ㊞
供託局宛
…………
一金何圓也
(金何圓ニ對スル何年何月何日ヨリ何年何月何日ニ至ル迄ノ何分何厘ノ割合ニ依ル利息)
右拂渡ヲ認可ス
年月日
供 託 局 ㊞
…………
右受領候也
年月日
住所
受取人 氏 名 ㊞
日本銀行宛

(注意) 倉庫營業者又は銀行に供託を爲す場合の供託書の書式に依る

(前頁。供託…效力)

供託書							
供託物	保管料	弁償金	供託ノ原因	還付ヲ受ケントスル供託者ノ住所氏名	反対給付ノ履行ニ関スル事項	還付請求権ノ行使ニ期限ノ定アルトキハ其ノ期限	右供託候也 年　月　日　申請者（代理人）住所（官公署）官職氏名　印 供託官吏　官職氏名　印
記載本欄ヲ及ビ記載ノ仕方ニ関スル（未納税）ノ場合ハ供託物ノ種類・品質・数量			本欄ニハ供託ノ根拠タル法令ノ条項（令第○○号第○条）ヲ記載スルコト				

（注意） 用紙ハ縦書トス

（注意） 右ハ金銭又ハ有価証券ニ非ザル物品ヲ供託スル場合ノ書式ニシテ、事務ノ敏速ニ処理セラルル様、成ルベク之ニ準拠スベシ

供託局 きょうたくきょく 官庁ノ名称ノ一。供託ニ関スル事務ヲ掌ル所ニシテ、各裁判所ニ附設セラレ、又ハ特ニ設置セラレタリ。〔司法大臣ノ管理ニ属シ、供託ニ関スル事務ヲ掌ル〕

供託金 きょうたくきん hinterlegte Gëld〔獨〕 money deposited〔英〕 argent déposée〔佛〕 danaro depositare〔伊〕 供託金ハ〔供託物〕ノ一種ニシテ法令ノ規定ニ依リ供託スル金銭又ハ〔有価証券〕也。供託ガ一年以上継続スルトキハ毎年六月ニ於テ前月迄ニ生ジタル利息ヲ計算シ供託者又ハ之ヲ受取ルベキ者ニ払渡スベキモ、一年以下ノ期間ニアリテハ利息ハ供託金ノ受取人ト利息ノ受取人トヲ別ニスルトキノ外供託金ト同時ニ払渡スベシ、但シ元金即チ供託金ニ対スル利息ノ払渡ノ後ニ利息ヲ払渡スベキモノトス。供託金ハ供託者ヨリ供託書ト作成シタル供託金受取書トヲ供託官吏ニ提出スルトキハ直ニ之ヲ受取ルコトヲ得。供託官吏ハ供託ノ事実ヲ供託者ニ通知スルトキハ遅滞ナク之ヲ供託者ニ交付シ又ハ供託者ノ請求ニ依リ供託金ヲ供託所ニ対スル債権ニ付キ差押、仮差押又ハ仮処分ノ命令アリタルトキハ供託金ノ還付ヲ為サズ。供託金ニ付テハ利息ノ外果実ヲ生ゼズ。供託金ノ還付ヲ受ケントスル者ハ供託書ニ還付請求権ノ行使ニ期限ノ定アルトキハ其ノ期限ヲ経過シタル後ト雖モ還付ヲ請求スルコトヲ得。供託金ノ還付請求権ハ十年間之ヲ行ハザルトキハ時効ニ因リテ消滅ス。供託金ノ還付ヲ受ケントスル者ハ供託書ニ還付請求権ノ行使ニ期限ノ定アルトキハ其ノ期限ヲ経過シタル後ト雖モ還付ヲ請求スルコトヲ得。供託金ノ還付請求権ハ十年間之ヲ行ハザルトキハ時効ニ因リテ消滅ス。

（注意） 右ハ供託金ニ代ヘテ有価証券ヲ供託シ又ハ供託金ヲ有価証券ニ代ヘテ還付ヲ請求スル場合ニ於ケル書式ニシテ、事務ノ敏速ニ処理セラルル様、成ルベク之ニ準拠スベシ

（例ニ当タル者ガ利札ヲ受取ラントスル時ノ請求書ノ例ヲ掲ゲタリ）

供託金利息請求書

供託番號第何號

供託金ノ何回ニ對スル利息又ハ利札ノ金額及請求ノ年月日

受取人住所

何　某　㊞

供託局殿

（注意） 右受領ノ年月日ハ日本銀行ニ於テ供託金ヲ受取ル日ヲ記載スベシ

日本銀行殿

右受領候也

年　月　日

住所

何　某　㊞

右ハ渡ヲ認可ス

年　月　日

供託局　㊞

右受領候也

年　月　日

住所

何　某　㊞

供託有価證券利札請求書

供託番號第何號

何年何月何日

一、何々公債證書何圓券第何號利札（又ハ何々社何圓利札　何枚）

年月日　住所　何　某　㊞

供託局殿

右ハ渡ヲ認可ス

年　月　日

供託局　㊞

右受領候也

年　月　日

住所

何　某　㊞

日本銀行殿

（注意） 日本銀行ニ於テ供託有価証券ヲ受取ル日ヲ記載スベシ

（注意） 右請求書ハ貳通ヲ要ス、其他金銭ヲ供託シ一年以上継続スルトキハ毎年六月ニ於テ作製スベキ供託金利息請求書ハ右ニ準ジテ作製スベキモノトス。（供託規則第四十二条）

供託官吏 きょうたくかんり 〔供託〕

供託者 きょうたくしゃ Hinterleger〔獨〕 depositor〔英〕 déposant〔佛〕 deponente〔伊〕 〔供託者〕

供託所 きょうたくしょ Hinterlegungsstelle〔獨〕 deposit office〔英〕 office déposée〔佛〕 ufficio depositare〔伊〕 〔供託〕〔供託金〕〔供託物〕

供託物 きょうたくぶつ Hinterlegte sache〔獨〕 thing deposited〔英〕 chose déposée〔佛〕 oggetto depositare〔伊〕 民法及供託法ノ称スル供託物ニハ、金銭供託及有価證券以外ノ供託物ヲ総称スル場合ト、特ニ供託ノ目的物ヲ総称スル場合トアリ。前者ニ於テハ有価証券ヲモ含ム。

（注意） 供託物ハ供託書ニ記載シタル物品ニ相違ナキヤヲ検査シ、且ツ其ノ品質ヲ鑑定シ、又ハ其ノ数量ヲ計算シ、且ツ之ニ封印ヲ施シ、又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ確実ニ保存スルノ責ニ任ズ。

供託物保管者 きょうたくぶつほかんしゃ Aufbewahrer der hinterlegten sache〔獨〕 keeper of the thing deposited〔英〕 dépositaire de la chose déposée〔佛〕 供託ハ債務履行地ノ供託所ニ之ヲ為スコトヲ要ス、但シ其履行地ニ法令ニ規定セル供託所ノ存セザル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ。

（注意） 供託物ハ供託書ニ記載シタル物品ニ相違ナキヤヲ検査シ、且ツ其ノ品質ヲ鑑定シ、又ハ其ノ数量ヲ計算シ、且ツ之ニ封印ヲ施シ、又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ確実ニ保存スルノ責ニ任ズ。

供託物保管者 きょうたくぶつほかんしゃ Aufbewahrer der hinterlegten sache〔獨〕 keeper of the thing deposited〔英〕 dépositaire de la chose déposée〔佛〕 供託ハ債務履行地ノ供託所ニ之ヲ為スコトヲ要ス、但シ其履行地ニ法令ニ規定セル供託所ノ存セザル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ。供託物保管者ハ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ供託物ヲ保管スル義務ヲ負フ。供託物保管者ハ供託者ノ承諾ヲ得ルニ非ザレバ供託物ヲ使用シ、賃貸シ又ハ之ヲ担保ニ供スルコトヲ得ズ。供託物保管者ハ供託者ノ請求アルトキハ何時ニテモ供託物ヲ返還スルコトヲ要ス。供託物保管者ハ供託者ノ為メ供託物ニ付キ差押、仮差押又ハ仮処分ノ命令アリタルトキハ供託物ノ還付ヲ為サズ。供託物保管者ハ供託者ノ為メ供託物ニ付キ差押、仮差押又ハ仮処分ノ命令アリタルトキハ供託物ノ還付ヲ為サズ。供託物保管者ハ供託者ノ為メ供託物ニ付キ差押、仮差押又ハ仮処分ノ命令アリタルトキハ供託物ノ還付ヲ為サズ。供託物保管者ハ供託者ノ為メ供託物ニ付キ差押、仮差押又ハ仮処分ノ命令アリタルトキハ供託物ノ還付ヲ為サズ。

共通法 きょうつうほう gemeines Recht〔獨〕 common law to all people〔英〕 droit commun〔佛〕 diritto comune〔伊〕 数州ニ於ケル共通ノ法律ヲ謂フ。

（注意） 共通法ハ国際的ノ慣例ニ基キ、又ハ数国ノ条約ニ依リテ定マリタルモノニシテ、各国ニ於テ之ヲ適用スルニ当リテハ、其ノ国ノ法律ニ依リ、又ハ其ノ国ノ裁判所ノ判例ニ依リテ、之ヲ認メ又ハ之ヲ適用スルモノトス。

共通法 きょうつうほう gemeines Recht〔獨〕 common law to all people〔英〕 droit commun〔佛〕 diritto comune〔伊〕 数州ニ於ケル共通ノ法律ヲ謂フ。

（注意） 共通法ハ国際的ノ慣例ニ基キ、又ハ数国ノ条約ニ依リテ定マリタルモノニシテ、各国ニ於テ之ヲ適用スルニ当リテハ、其ノ国ノ法律ニ依リ、又ハ其ノ国ノ裁判所ノ判例ニ依リテ、之ヲ認メ又ハ之ヲ適用スルモノトス。

供託物保管者 きょうたくぶつほかんしゃ Aufbewahrer der hinterlegten sache〔獨〕 keeper of the thing deposited〔英〕 dépositaire de la chose déposée〔佛〕 供託ハ債務履行地ノ供託所ニ之ヲ為スコトヲ要ス、但シ其履行地ニ法令ニ規定セル供託所ノ存セザル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ。供託物保管者ハ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ供託物ヲ保管スル義務ヲ負フ。供託物保管者ハ供託者ノ承諾ヲ得ルニ非ザレバ供託物ヲ使用シ、賃貸シ又ハ之ヲ担保ニ供スルコトヲ得ズ。供託物保管者ハ供託者ノ請求アルトキハ何時ニテモ供託物ヲ返還スルコトヲ要ス。供託物保管者ハ供託者ノ為メ供託物ニ付キ差押、仮差押又ハ仮処分ノ命令アリタルトキハ供託物ノ還付ヲ為サズ。供託物保管者ハ供託者ノ為メ供託物ニ付キ差押、仮差押又ハ仮処分ノ命令アリタルトキハ供託物ノ還付ヲ為サズ。供託物保管者ハ供託者ノ為メ供託物ニ付キ差押、仮差押又ハ仮処分ノ命令アリタルトキハ供託物ノ還付ヲ為サズ。

ニスル數個ノ裁判官廳ノ管轄ニ屬スルトキハ」「一箇ノ事件ニ付管轄權ヲ有スル裁判所併セテ他ノ事件ヲ管轄スルコトヲ得」又「同一事件ガ〔事物ノ管轄〕ヲ同ジクスル數個ノ裁判所ノ〔豫審〕又ハ〔公判〕ニ〔繫屬〕スルトキハ最初ニ公訴ヲ受ケタル裁判所ニ於テ之ヲ審判ス」。4刑事事件の〔送致〕及〔移送〕。〔檢事〕、〔檢察官〕其他其職務を行ふ者、又豫審又は第一審の裁判官が他の地域に於て審理することを適當としたる時は事件を他の地域に送致又は〔移送〕することを得。5刑事訴訟其他手續上の行爲の效力。「一ノ地域ニ於テ刑事ノ訴訟若ハ〔卽決處分〕又ハ〔假出獄〕ニ關シテ爲シタル裁判、處分其ノ他ノ手續上ノ行爲ハ他ノ地域ニ於ケル法令ノ適用ニ關シテハ其他ニ於テ爲シタルモノト同一ノ效力ヲ有ス」。又刑の〔執行猶豫〕の言渡又は假出獄の處分は他の地域に於て其地の法令に依り取消すことを得。(大七年法三九號共通法)

共同安全說 〔共同海損〕

共同受取人 〔爲替手形〕

共同海損 gemeinschaftliche Haverie(獨) general averages(英) avaries communes(佛) avarie comuni(伊) 船舶及積荷兩者共同の損害也。一意義。〔海損〕は船舶と積荷との兩者を同時に脅かす事變卽ち共同危險を免れしむる爲め船長が船舶又は積荷に付き爲したる處分(例せば投荷)に因りて生じたる損害及費用也、海上保險の廣く行はるる今日に於ては〔單獨海損〕と區別したる名稱となり假令船舶所有者積荷關係者間にありて或損害或は費用を分擔することあるも、其分擔原因にして共同危險に在るに非ざれば共同海損にあらず、抑此制度の淵源は犧牲に因りて其恩惠に浴せし〔受益者〕は犧牲者に對し補償の義務を負ふべしとする廣義の不當利得の觀念に胚胎せしもの也と雖、海損は頗る煩雜なる事實にして其精算は正確なること能はず、又其立證困難なるが故に各國共に共同海損の制度を設けたり、但我國の共同海損は頗る簡單にして其本義を盡すに足らざる憾みあり、且つ强制規定にあらざるが故に當事者間に特別の契約ある場合之に據るべきものとす。二要件。我國法の規定によれば共同海損は船舶及積荷をして共同の危險を免れしむる爲め船長が船舶又は積荷に付き爲したる處分により生じたる損害及費用也、此損害及費用は之に因りて保存することを得たる船舶又は積荷の價格と運送賃の半額と共同海損たる損害額との割合に應じて各利害關係人に於て之を分擔すべきものとせり。卽ち イ共同の危險を免るゝ爲めなること。之に就きては若し之を放任せば船舶竝に積荷の全損を來す趨勢に在るも、切迫せる危險なきときは共同の危險なしと認むる共同安全說と危險の切迫と否とに論なく處分の結果が船舶竝に積荷の爲めに共同の利益を享受し得らるゝを以て足れりとする共同利益說とあり、多數の國に於ては單に共同危險の存在を前提とするのみにして必ずしも其急迫を要件と爲さず。ロ船長の爲したる處分なること。共同海損は故意に他人の財產を犧牲に供するを常とし其行爲者は被害者に對し何等の責任を負はざるが故に、其犧牲に供する權限は之を船長にのみ授けたり、卽ち船長を以て共同代理人と見做すべきものなるが故に船長の意思に反して他人が之を爲し又は任意に他人が之を爲したるは共同海損にあらず、但費用に關しては他人が任意に之を爲したる場合にも共同海損に準ずるを通例となす。ハ船長の處分に因り船舶又は積荷の保存せられたること。若し他の原因によりて殘存する場合は之を共同海損の負擔額より除外すべし、又船長の關知せざる費用は共同の利益となりし場合の外は利害關係人に於て之を共同海損に準ずることを得ず。(商六四一——六四五、六四七、六四九、六五一條)

共同行爲者 同一の行爲を共同して爲したる二人以上の人を云、民法は〔共同不法行爲〕に付て共同行爲者なる語を使用せり。(民七一九條)

共同干涉 Gesamtintervention(獨) collective intervention(英) intervention collectif(佛) intervenzione collectivo(伊) 數國が協定の上同一方針により他國に對して爲す〔干涉〕也、明治二十七、八年戰役後露、獨、佛より我國に對して爲せる所謂三國干涉の如き此適例也。

共同危險 〔共同海損〕

共同義務者 共同して同一の義務を負擔する複數の人を云、例せば連帶債務者不可分債務者等。(民四二八條以下。四三二條以下。民訴三三條等。) 〔共同權利者〕

共同居留地 common settlement(英) 〔居留地〕

共同鑛業 Gemeinschaftlicher Bergbaubetrieb.(獨) mining huisiness jointly carried on(英) 一性質。二人以上共同して〔鑛業〕を爲すを云。共同して〔鑛業權〕の主體たる二人以上の人を共同鑛業權者、共同して鑛業を出願する二人以上の人を共同鑛業出願人と云。共同鑛業出願人又は共同鑛業權者は〔組合契約〕を爲したるものと看做す、其結果共同鑛業に關しては民法の〔組合〕契約の規定を適用す、共同鑛業が普通の組合と異るは、イ國に對して必ず一人の代表者を定むるを要すると、ロ同時に數箇の事業を爲すを得ず、各鑛業權毎に其組織を異にするを要すると、ハ組合員の脫退は脫退の事實に基き鑛業原簿に登錄せざれば其效力を生ぜざると、ニ契約に因るとなく遺產相續の結果法律上當然共同鑛業が成立する場合あると等也。二法律行爲。共同鑛業出願人又は共同鑛業權者は內一人を選定して代表者と爲し鑛山監督局長に屆出づるとを要し其屆出なきときは鑛山監督局長之を指定す、代表者は國に對し共同鑛業出願人又は共同鑛業權者を代表す。然れども國に對する組合員の行爲は一切代表者に依りて行ふを要するに非ず。イ代表者を改定したるときは組合員連署して其旨を屆出づべきと、ロ鑛業出願の取下、區域增減の出願、出願人變更の屆出、

(後頁。共同鑛業權——共同被告人)

鑛區の增減、合併又は分割の出願を爲す場合に於ては願書又は屆書に組合員全員の同意を得たる決議書又は之に相當する書面を添附すべきと、ハ共同鑛業權者の納稅義務は連帶なると等の規定に依り代表者に多少の制限を設けたり。(明三八年法四五號鑛業法七、八七條、同年勅一八三號鑛業法施行細則一一、一三、一四條、同年勅令一七〇號鑛業登錄令一五條四號) 〔鑛業〕

共同鑛業權 gemeinschaftliches Bergbaurecht.(獨) mining right jointly possessed by persons.(英) 〔共同鑛業〕

共同權利者 同一の目的を有する權利の主體たる複數の人を云、例せば共有權者、不可分債權、連帶債權に於ける債權者等。(民二四九條以下、四二八條以下、四三二條以下、民訴三三條等) 〔共同義務者〕

共同國 〔國家聯合〕〔合同國〕

共同相續主義 〔遺產相續〕

共同相續人 〔遺產相續〕

共同支拂人 〔爲替手形〕

共同狩獵地 Mitjagdbezirk.(獨) common shooting and hunting place.(英) endroits ou est défendue la chasse.(佛) 舊狩獵法に於て地方の慣行に依り農商務大臣の免許を受け一定の區域內に於て共同狩獵を爲すことを得る場所を云。現行狩獵法は共同狩獵地の免許に仍其效力を認め、免許の期間は申請に因り之を更新するとを得るものとす、卽ち共同狩獵地に於ては免許を受けたる者の承諾を得るに非ざれば〔狩獵〕又は鳥獸の捕獲を爲すとを得ず、又免許期間の更新に付ては其更新の期間を定め申請書に區域內の土地所有者の同意を證する書面を添附し期間滿了の日より三月前に之を農林大臣に差出すことを要す、其他共同狩獵地に付ては仍從前の例に依るものとす。(大七年法三二號狩獵法一七、三〇條。大八年農令二八號狩獵法施行規則三九、四〇條。)

共同所有者 Gemeiner(獨) 〔聯有〕

共同生活 Gemeinschaftsleben(獨) 〔獨逸法——憲法〕

共同正犯 Mittäterschaft(獨) co-auteurs(佛) 〔共犯〕

共同訴訟 Streitgenossenschaft(獨) 一概念。同一訴訟に於て多くの權利關係が訴へ又は訴を受けたる場合に訴訟の時間及費用を節約する爲に〔訴の併合〕を許す、而して數多ある訴訟の目的物を併合する場合は〔訴の客觀的併合〕にして又多數當事者の訴訟を併合する場合は卽ち訴の主觀的併合也、此後の場合を共同訴訟と稱す。二要件。イ實質的要件。次の場合に於ては共同訴訟人として數人が共に訴を爲し又は訴を受くることを得。1「數人ガ訴訟物ニ付權利共通若シクハ義務共通ノ地位ニ立ツトキ」例せば共有權、連帶債務に關する訴の如し。2「同一ナル事實上及法律上ノ原因ニ基ク請求又ハ義務ガ訴訟ノ目的タルトキ」。3「性質ニ於テ同種類ナル事實上及法律上ノ原因ニ基ク同種類ナル請求又ハ義務ガ訴訟ノ目的タルトキ。」ロ形式的要件。訴訟の必要條件を具備せざるべからざるは言を俟たず、事物の管轄に就ては訴訟物を合算し土地の管轄に就て共同被告が共通の裁判管轄に服せざる時は原告をして選擇せしむるを判例とす。三共同訴訟人相互の關係。「共同訴訟人ハ其資格ニ於テハ各別ニ相手方ニ對立シ」各共同訴訟人が獨立して起訴したると同樣也、從て一人が口頭辯論に欠席するも其者のみ欠席判決を受く、懈怠の效果も懈怠したるもののみに發生す、拋棄、認諾、自由、和解、期間の開始等皆各別に效力を發生す、一人に付て裁判をなすに熟すれば之に對して一部判決をなすとを得、訴訟費用も法律の規定により連帶すべきものの外は各別に負擔す。四特別の共同訴訟(必要的共同訴訟)。イ概念。共同訴訟は各當事者の行爲は皆獨立して效果を生ず例せば地役權に係る訴訟に於て承役地の地主が共有者なれば地役權の存在又は不存在は全員に對して確定されざるべからず。此如く「權利關係ガ合一ニノミ確定ス可キ」共同訴訟は特別又は必要的共同訴訟と稱し共同訴訟と稱し共同訴訟人の之に對する訴訟行爲の效果は普通の訴訟と其趣を異にするものあり ロ必要的共同訴訟當事者相互の關係。訴訟の權利關係が合一にのみ確定すべきものなるが故に判決の基礎となるべき材料も亦統一せらるべきもの也、從つて共同訴訟人中の一人の行爲は他の者にも其の效果を及ぼすべし、次に其適用を示す、1「共同訴訟人中ノ或ル人ノ攻擊及防禦ノ方法(證據方法)ハ他ノ共同訴訟人ノ利益ニ於テ效力ヲ生ズ」。2「共同訴訟人中ノ或ル人カ爭ヒ又ハ認諾セザルトキト雖モ總テノ共同訴訟人ガ悉ク爭ヒ又ハ認諾セザルモノト看做ス」。然れども一人が爭はざる爲に自白と看做さるゝ場合には其自白は他の共同訴訟人の不利益の爲には效果を生ずるとなし。3「共同訴訟人中ノアルモノガ期日又ハ期間ヲ懈怠シタルトキハ其懈怠シタル者ハ懈怠セザリシモノニ代理ヲ任シタルモノと看做ス」。然れども「懈怠シタル共同訴訟人ハ其懈怠セザリシ場合ニ於テ爲スベキ總テノ送達及呼出ヲ爲スコトヲ要ス。其懈怠シタル共同訴訟人ハ何時タリトモ其後ノ訴訟手續ニ再ビ加ハルコトヲ得」。(民訴四八——五〇條)

共同訴訟人 Streitgenosse(獨) 〔共同訴訟〕

共同訴訟人相互の關係 〔共同訴訟〕

共同拿捕 joint capture(英) 二隻以上の軍艦が協力し又は軍艦と陸軍との共同行爲により船舶を拿捕するを云。我國に於ては拿捕者は只其任務を遂行するに止まるものとし何等報酬を與へざるも外國に於ては拿捕物の幾分を分與するを慣習とす。分配に與るとを得べき協力の程度、協力方法如何による分配率の相違等は立法例區々にして一定せず。〔海上捕獲〕

共同被告 共同訴訟其他の場合に於て同一の訴訟事件に關して訴を受けたる者二人以上の場合に之を共同被告又は共同被告人と云。(民訴四八三條)

共同被告人 〔共同被告〕

(前頁。共同安全說——共同鑛業)

共同保險（きょうどうほけん） Mitversicherung（獨） co-insurance（英） coassurance（佛） coassicurazione（伊） 一意義。同一の〔被保險利益〕の爲に數人の〔保險者〕が共同して〔保險金〕の支拂に任ずる〔保險〕也。第一の保險の存在を前提とせざる點に於て〔再保險〕とは區別せられ、一の被保險利益の爲に各別の保險契約の成立するものに非ざる點に於て異時又は同時の〔重複保險〕とは區別せらるべし。二效果。保險者は連帶して保險金支拂の責に任ず、從て被保險者は保險事故の發生の際には保險者の全部に對して同時に保險金全部の支拂を請求することを得るものなるが故に被保險者に便利なる制度也。（商二七三、三八四以下、四二七以下、六五三條以下）

共同利益說（きょうどうりえきせつ） 〔共同海損〕

共犯（きょうはん） Teilnahme（獨） complicité（佛） 刑法に於ける新派舊派の論爭は或は主觀主義對客觀主義の爭となり或は目的主義對應報主義の論となり近世刑法理論上に多大の貢獻をなせり。理論の傾向は舊派より新派へ推移するが如きも新舊派の事實上の根據の甚だ深きもあり、刑法理論は必ず兩論を對立せしめて考察するを必要とす。一意義。數人が共同して犯罪をなすを云、何を共同にするものなりやについては舊派は客觀說をとりて數人共同して一罪を犯す者也とし新派は主觀說をとりて數人が共同の行爲により犯罪を犯すものとし前者の如く犯罪を豫定せずして共同なる事實を前提として犯罪の成立を論ず。二態樣。イ正犯及從犯。區別の標準について數說有り客觀論者は或は實行行爲を客觀說に觀念して之を分擔するものを正犯とし然らざるものを從犯也とす、又犯罪の完成に對する實際上の效力を觀念し之に重大なる影響を與へたるものを正犯とし然らざるものを從犯也とす。主觀論者は之に反して自己の犯罪を爲す意思を以て行爲を爲したる者を正犯とし他人の犯罪に加擔する意思を以て行爲を爲したる者を從犯也とす。而して一般的見解に從へば實行を分擔する者は總て之を正犯として共同正犯と名付け正犯を幇助するものを從犯とす。ロ敎唆。正犯をして犯意を生ぜしむるもの也、其性質は正犯、從犯の區別に對する見解の相違により異向あるべく犯罪を形式說に觀察する時は前記の如く敎唆者は正犯をして犯意を生ぜしむる者也と云ふことを得べきも、共犯を實質的に觀察する時は敎唆は共犯中の一態樣と稱するを得ず、共犯意發生の輕重によりて間接たると否とを問はず敎唆は或は正犯或は從犯となるべし。ハ共犯の法文中の態樣は前記の如きも尙學說上其性質形式に從ひて種々の分類をなすことを得べし。1有形的共犯及無形的共犯 具體的に犯罪の完成に加功する實行正犯之に器具給與其他の具體的方法により之を幇助する者は前者にして正犯に對する敎唆、誘導等は後者に屬す。2縱の共犯及橫の共犯。敎唆は前者の例にして共同正犯は後者の例也。3必要的共犯及任意的共犯。前者は法律上共犯の成立するに共同を必要とする場合にして後者は普通のもの也、前者は更に對立的共犯即ち姦通罪等と集合的共犯即ち內亂罪等とに分つことを得べし。三共犯と身分。イ「犯人ノ身分ニヨリ構成スベキ犯罪行爲ニ加功シタルトキハ其ノ身分ナキ者ト雖モ仍ホ共犯トス」。例せば執達吏と共謀して一私人が其職務に關する公文書を僞造せる場合仍ほ刑一五六條に所謂公務員の其職務に關してなせる公文書僞造罪となる。ロ「身分ニ因リ特ニ刑ノ輕重アルトキハ其身分ナキ者ニハ通常ノ刑ヲ科ス」。例せば一私人が收入役と共謀して其業務上保管する金錢を費消する場合は橫領罪として該一私人は刑法二五二條の一般の場合の規定の適用を受くべく收入役は刑法二五三條の業務上の橫領の罪に問はるべし。四處分。イ正犯、共同正犯は各自各本條の刑責を負ふものとす。ロ敎唆及從犯。1敎唆及敎唆者の敎唆は正犯に準じて處分さる。2從犯は正刑の刑に照して減輕す。3「拘留又ハ科料ニ處スベキ罪ノ敎唆者及從犯ハ特別ノ規定アルニ非ザレハ之ヲ罰セズ」。五〔間接正犯〕。（刑六〇——六五條）

共犯及敎唆論（きょうはんおよびきょうさろん） Zur Lehre von der Teilnahme am Verbrechen und der Begünstigung〔ブーリ〕

共犯と身分（きょうはんとみぶん） 〔共犯〕

共犯論（きょうはんろん） Teilnahme im Strafrecht【ビルクマイヤー】

共分組合（きょうぶんくみあい） Verlust und Gewinnverband（獨） profit and loss association（英） association du profit et de la perdue（佛）二人以上の生產者が共同して〔商行爲〕を營み其利益を分配する〔組合〕也。其商行爲の內容は當初の組合契約によつて定む、夫に從て夫々の名稱及實質を異にするものとす。

（後頁。共和國——局外中立）

業務代理人（ぎょうむだいりにん） Prokura（獨） 〔獨逸法〕

共用（きょうよう） Mitbenutzung（獨） use in common（英） service commun（佛） servizio comune（伊） 一數人が共同して物の使用を爲すを云。二數人が一棟の建物を區分し各其一部を所有する場合に各自が共用する建物及其附屬物の部分は之を共用部分と稱す、例せば建物の分有者の共用に係る其建物の墻壁、廊下又は其建物附屬の厠、井戸等の如し。共用部分は分有者の〔共有〕に屬するものと推定せられ、其修繕費其他の負擔は各自の所有部分の價格に應じて之を分つものとす。（民二〇八條）

共用部分（きょうようぶぶん） Mitbenutzteil（獨） part used in common（英） partie au service commun（佛） 〔共用〕

共領地（きょうりょうち） 國際法上の用語にして、二國以上の國家の共同領有に屬する土地也。抑も或一定の土地に於て一國家の領土權が行はるる時は、同時に其土地に他國家の領土權を行ふことを許さゞるを原則とす、然れども時として事實上同一の土地に、二國以上の領土權の行はるると無きに非ず、一六六四年より一六六六年に至る間、墺太利が普魯西と共同してシュレスウイッヒホルスタイン及ラウエンブルグの地方を領有したる如きは其一例也。

共和國（きょうわこく） 〔民主國〕

共和國檢事（きょうわこくけんじ） procureur de la République（佛） 〔佛蘭西法——司法制度〕

共和國體（きょうわこくたい） 〔國體〕〔民主國〕

共和主義（きょうわしゅぎ） Republikanismus（獨） republicanism（英） républicanisme（佛） repubblicanismo（伊） 〔共和國〕の實現を要求する主義也。

許可（きょか） Erlaubnis; Konzession（獨） permission（英）（佛） permissione（伊） permissio（羅） 或事項に付他の要求に應ずる義也。一公法上の許可。イ性質。國家又は公共團體が一般に禁止せらるゝ或事項に付其禁止を解除し適法に之を爲すことを得せしむる處分也。但不作爲義務の解除にして作爲義務の免除に非ざる點に於て所謂〔免除〕とは異る。又許可は往々にして〔認可〕と混用せらるゝも認可は單に效力完成の一要件たる補助的行爲なるが故に權利を新に設定する許可とは明瞭に區別すべきものとす。許可は法文上は此語の外に〔特許〕〔免許〕等の語を以て呼ばる。例せば裁判所の爲す隱居の許可、瓦斯事業經營の特許、醫師免許の如し。ロ形式。許可は必ずしも要式行爲に非ざるも公報或は鑑札の下附、免狀、免許證等の交附の交附を法令を以て定めたるものありて一定せず。二私法上の許可。許可の內容に付ては固より公法上のものと異るなし、唯性質上多くは不要式にして法定代理人による無能力者の行爲の許可、妻に對する夫の許可の如き此適例とす。（非訟手續一八七條、特許法一條、[illegible]六、十三、十六條、[illegible]一〇、一二、一九條、[illegible]三、四條、[illegible]三、五、一二條等、民六、一四、三四、七五三條等）〔行政處分〕〔裁可〕〔認可〕〔營業免許〕

擧行地法（きょこうちほう） 〔國際私法〕上の用語也、一定の法律關係の有效要件は其事實の擧行地の法律に準據する場合にして、例せば婚姻成立の要件は各當事者に付其本國法によりて定むるも「其方式ハ婚姻擧行地ノ法律ニ依ル」。（令法一三條）〔行爲地法〕

許可營業（きょかえいぎょう） 〔營業〕

許可漁業（きょかぎょぎょう） 一意義。官廳の許可を受くるにあらざれば營む事を得ざる〔漁業〕也、〔免許漁業〕に於ける如く一般的に漁業權を取得するにあらずして只漁業をなすを禁止する時特定場合に當りて其禁止の解除をなす、是水產動植物保護蕃殖及漁業取締の目的に出づるもの也。二種類。イ中央官廳の許可を要するもの。1工船蟹漁業。罐詰製造設備を有する船舶又は之に附屬する漁船に依りて爲す蟹漁業にして農林大臣の許可を要す。2汽船「トロール」漁業。螺旋推進器を以て船舶を運航し「ヲツタートロール」又は「ビームトロール」を使用して爲す漁業也、農林大臣の許可を要す。3鯨漁。ロ地方官廳の許可を要するもの。1おこぼ掛漁業及文鯔滑漁業。2機船底曳網漁業。3藻手繰網漁業。藻滑網漁業。藻打瀨網漁業。藻曳網漁業。潛水器漁業。突釣繩漁業。（昭二二年農令五號工船蟹漁業取締規則一——四條、[illegible]汽船トロール漁業取締規則一——二條、[illegible]、昭一〇年農令三一號[illegible]機船底曳網漁業取締規則三條、[illegible]）〔漁業〕

虛僞の意思表示（きょぎのいしひょうじ） Scheingeschäft; Simulation（獨） simulation（佛） simulazione; operazione fittizia（伊） simulatio（羅） 一意義。相手方と通謀し共に其眞意に非ざることを知りつつ爲したる〔意思表示〕にして一に虛僞表示、又は通謀虛僞表示とも云、例せば差押を免るるが爲め財產を讓渡するの意思なく賣買名義を以て他人に讓渡を裝ふが如し、此〔心裡留保〕又は〔錯誤〕と異るは意思表示の虛僞なることを表意者自ら知るのみならず、相手方と通謀し相手方亦之を知るを必要とする點にあり。二效力。虛僞の意思表示は無效也、但其無效を以て善意の第三者に對抗することを得ず、例せば甲者差押を免れんが爲め乙者と通謀し賣買名義に假裝して財產を乙者に引渡し、乙者は更に其事實を知らざる丙者に其財產を賣却したる場合に於ては甲乙間の賣買は當然無效也、但甲者は丙者に對し其の無效を主張して財產の取戾を請求することを得ず。〔信託行爲〕〔意思表示〕〔賣買〕

虛僞表示（きょぎひょうじ） Scheingeschäft; Simulation（獨） simulation（佛） simulazione; operazione fittizia（伊） simulatio（羅） 〔虛僞の意思表示〕

玉函山房輯佚書（ぎょくかんさんぼうしゅういつしょ） 〔馬國翰〕

局課（きょくか） bureau（佛） 〔佛蘭西法—各省〕

局外中立（きょくがいちゅうりつ） Neutralität（獨） neutrality（英） neutralité（佛） neutralità（伊） 一局外中立の觀念及沿革。局外中立又は單に中立と云ふは交戰國双方に對して公平の態度を持すべき國際法上の地位也、此地位にある國家を中立國又は局外中立國と云。蓋此觀念は近世に至りて漸く認められたるものにして中世以前にありては二國內に戰爭起る時は他の國家は積極的消極的に交戰國の何れかを援助し援助せざれば之を敵と看做し、交通の發達と共に二國家の爭は往々にして長期に亘る大陸の戰亂狀態を惹起せり。然れども近世に至り「グロチウス」「ビンケルショーク」「ヴァッテル」等の諸學說相次いで現れ國際法の發達すると共に局外中立の觀念を生じ、中立國の交戰國に對する公平の態度を持する義務を認むると共に交戰國は中立國の領域を侵害せざる義務を有することゝなれり、然れども如何なる行爲が公平義務に反せざるや又中立侵害とならざるやに付種々理論と實際との變遷を經て今日に至れり。二局外中立の種類。イ其準據に從て種々の分類を爲すこと得べし。完全中立、不完全中立。不完全中立とは條約の規定等により中立法規の一部の適用を除外されたるもの也、日露戰爭に於ける支那が其領土たる滿洲を交戰地帶として利用せしめたる場合に於て支那は不完全中立國と稱すべし、反之一般の中立法規を完全に守るべき地位にある中立國を完全中立國と云。ロ一時的中立、永世中立。諸國が其條約に於て永久に中立國たる地位を維

（前頁。共同保險——共領地）

持すべきことを定めたる國家を永世中立國とし任意に一時的に戰爭に加はらざる國家を一時的中立國と云。㊂局外中立の開始及終了。局外中立の觀念は戰爭を前提とす、故に之は戰爭と其始終を一にするを原則とす。然れども中立國の權利義務は該國が戰爭狀態開始の通告を受けたるか又は之を知りたる時より發す、尤も局外中立の地位に立つべきや戰爭に加入するや否や當事國の自由に屬するもの也。中立國は局外中立の宣言を爲すを通例とするも此宣言は非交戰國の義務に非ず、此の宣言なきも中立國の權利義務を生ず。㊃局外中立國の義務。㋑觀念。戰爭狀態を生じたる場合に於ても中立國相互間は勿論中立國と交戰國との間に於ても其關係を原則として平時と相異ることとなし、然れども交戰國の戰爭の目的遂行の爲と中立國は其利益保護の爲に特種の權利義務を生ずべし。㋺態樣。[1]不作爲義務 Ⓐ中立國自身は交戰國の一方に對して援助的行爲に出づべからざるは當然にして軍隊、軍需品、軍資金等の供給は之を避くべきものとす、即ち避止又は回避の義務是也。Ⓑ中立國が自國人か其領域外に行ふ一方交戰國のみに有利なる行爲に對する他交戰國の防遏に對しては同一行爲をなせる敵國人に比較し特に殘酷なる取扱を受けざる以上は、其自國人なるの故を以て之を保護せずして交戰國の處置を忍容すべきものとす、即ち默視の義務是也。[2]作爲義務。中立國は自國領土を一方交戰國にのみ有利なる戰爭行爲に利用せしむることを得ず、若し一方交戰國は勿論自國民と雖之等の行爲、例せば一方交戰國の爲の軍需品の貯藏、又は軍用營造物の設置、軍隊の通過、艦船の出入、又は製造等の行爲は之を絶對に禁止せざるべからず、即ち禁遏の義務是也、又前述避止の義務と合せて回避の義務とも稱せらる。㋩中立違反及其救濟。[1]違反に付之を二方面より見ることを得べし、一は中立國自身の違反にして他は一方交戰國よりする義務違反即ち中立侵害の場合也、前者に付特に問題となるは禁遏の義務中禁遏に關する中立國の注意の程度也。[アラバマ號事件]に於てジュネーブ仲裁裁判所は中立國の注意の程度は其欠缺の爲に一方交戰國に對して生じ得べき危險の程度をも參酌して決定さるべきものとせり。後者に付ては主として暴力による一方交戰國の中立權の侵害にして又之に對する他方交戰國の防禦問題也。此場合他方交戰國が全然中立國の依賴を受けずして防禦する場合は自らも亦中立違反となるべし、殊に中立國領域に在る一方交戰國の軍艦が他方交戰國の軍艦より攻擊を受けたる時中立國官憲に對して其保護を求めずして自ら應戰する時は兩者共に中立侵害たるを免れざるものとす。[2]之等違反に對する救濟は緊急なる場合又は報復等による實力の行使、兩國間の交渉又は國際司法裁判所への出訴等によりて損害賠償金を徵收し得べし。㊄注意。局外中立法規としては尙[戰時禁制品][軍事的幇助][封鎖]等の問題あり。

局外中立國（きよくぐわいちゆうりつこく） 〔局外中立〕

局外中立宣言（きよくぐわいちゆうりつせんげん） Neutralitätserklärung.(獨) declaration of neutrality.(英) déclaration de neutralité.(佛) 〔局外中立〕

局外中立命令に違反する罪（きよくぐわいちゆうりつめいれいにゐはんするつみ） 〔國交に關する罪〕

極刑（きよくけい） 〔生命刑〕

局長（きよくちやう） directeurs（佛） 〔佛蘭西法——各省〕〔各省官制通則〕

局長補（きよくちやうほ） sous-chefs(佛) 〔佛蘭西法——特別官廳〕

漁業（ぎよげふ） Fischerei(獨) fishery(英) pêche(佛) pesca(伊) ㊀意義。營利の目的を以て水產動植物の採捕又は養殖を業とするを云。換言すれば[營業]として水產動植物の採捕又は養殖をなす事也。㊁種類。漁業を大別して自由漁業と免許漁業との二とす前者は漁業法の適用を受けず後者は其適用を受け國家の免許を要す之を分ち四とす。㋑定置漁業。漁具を定置してなすもの。㋺區劃漁業。水面を區劃してなすもの。㋩專用漁業。水面を專用してなすもの。㋥特別漁業。主務大臣が免許を受けしむる必要ありと認め命令を以て定めたる漁業。㊂漁業權。國家の免許を得て漁業をなす權利にして物權と看做し土地に關する規定を準用す。㊃漁業權の主體。日本人又は日本法人也之れ沿海漁業が沿海國の獨占に屬する國際法上の原則より來る當然の結果也、但專用漁業權の主體は[漁業組合]に限る。㊄漁業權の客體。[漁場]也即ち漁業者が漁業を獨占して爲すを得べき公有水面の一定區域也。㊅漁業免許。漁業權は行政官廳の免許により設定せられて發生す漁業權の登錄は只其效力の對抗要件たるのみ。㊆漁業者。漁業を爲す者及漁業權又は入漁權を有する者を云。㊇漁業權の效力。效力は免許によりて發生し其內容は一定の漁場に特定の漁業を獨占するにあり。㊈漁業權の得喪變更。漁業權には物權の規定を準用するを以て其得喪變更に付ても物權の規定に從ふ但漁業の制限は次の如し。㋑質權設定禁止。㋺分割其他變更は行政官廳の許可を要す、㋩地先水面專用漁業權の處分は行政官廳の認可を要す。㋥共有漁業權の持分を處分するには共有者の同意を要す、消滅原因は存續期間の滿了、拋棄、取消、收用とす。㊉漁業に關する紛爭。漁場の區域、漁業權若くは入漁業の範圍又は漁業の方法に他漁業者の間に爭ある時は關係者より行政官廳の裁決を申請し、其裁決に不服なる者は訴願を提起し違法に權利を傷害せられたりとする時は行政訴訟を提起するを得。(明治四三年法五八漁業法一、四——七、五六條等) [十一][遠洋漁業] 〔沿海漁業〕

(後頁。漁業)

專用漁業免許願 收入印紙何圓貼附

收入印紙

一漁場ノ位置及區域　別紙漁場圖ノ通

一漁具ノ種類又ハ漁業ノ方法	漁獲物ノ種類	漁業時期
一何々	何々	自何月何日 至何月何日
一何々	何々	自何月何日 至何月何日

一漁業權存續期間　何箇年

前記ノ通專用漁業ノ免許相受度別紙漁場圖二通(及關係書類)相添此段相願候也

年　月　日

住所
何々漁業組合
理事　氏　名　役印押捺

農林大臣氏名殿

關係書類ノ表示
一何々　何通
一何々　何通
以上何通

共同出願ノ場合ノ記名ハ左ノ例ニ依ルベシ
(代表者ノ選定屆ヲ出シタルトキ)
何々漁業組合外何組合
代表者
住所
何々漁業組合
理事　氏　名　役印押捺

(別ニ代表者ノ選定屆ヲ出サザルトキ)
住所
何々漁業組合
理事　氏　名　役印押捺
住所
何々漁業組合
理事　氏　名　役印押捺
住所
何々漁業組合
理事　氏　名　役印押捺
右代表者

(注意) 漁業法五、一六條、漁業法施行規則一、二、一一、一六、一七、二一——二五、二八條參看。

定置(區劃)特別漁業免許願 收入印紙何圓貼附

收入印紙

一漁場ノ位置及區域　別紙漁場圖ノ通
一漁業ノ種類及名稱　何類漁業何々
一漁獲物ノ種類　何々
一漁業時期　自何月何日 至何月何日
一漁業權存續期間　何箇年

前記ノ通定置(區劃)(特別)漁業ノ免許相受度別紙漁場圖二通(及關係書類)相添此段相願候也

年　月　日

住所
何々漁業組合
理事　氏　名　役印押捺
(氏　名㊞)

地方長官(農林大臣)氏名殿

關係書類ノ表示
一何々　何通
一何々　何通
以上何通

共同出願ノ場合ノ記名ハ專用漁業共同出願ノ例ニ準ス

(注意) 漁業法四、一六條、漁業法施行規則一、二、一一——一七、二二——二五、二八條參看。

代表者選定屆

住所
何々漁業組合
(氏　名)

前記ノ者代表者ニ選定候ニ付漁業法施行規則第二十五條(第二十七條)ニ依リ此段及御屆候也

年　月　日

住所
共同者連印

農林大臣(地方長官)氏名殿

(注意)漁業法施行規則二五、二七、二八條參照

漁業局（ぎよげふきよく） bureau of fisheries(英) 〔亞米利加合衆國法〕

漁業組合（ぎよげふくみあひ） Fischereigenossenschaft(獨) fishermen's association(英) association du pêcheur(佛) società di pescatone(伊) ㊀觀念。漁業組合とは一定地區內に住所を有する漁業者が行政官廳の許可を得て設置する私法人也、其地區は市町村の區域又は市町村內の漁業者の部落の區域に依るを原則とし特別事情ある場合には例外を認む。㊁目的。一定地域內に於ける漁業者全體の利益を保護し其生活を保障するにあり、故に漁業組合は漁業者の利益の爲に[漁業權]又は[入漁權]を取得し又は漁業權の貸付を受け組合員の漁業に關する共同施設をなし自ら漁業を營むを得ず漁業を營む者は其組合員也㊂漁業組合聯合會。漁業組合は相互に共同して其目的を達する爲行政官廳の許可を得て漁業組合聯合會即ち法人を設くる事を得。㊃登記。漁業組合又は漁業組合聯合會の設立は其主たる事務所の所在地に於て登記をなすに非ざれば之を以て第三者に對抗するを得ず。㊄監督。行政官廳は何時にても漁業組合又は漁業組合聯合會の事業に關する報告を徵し事業に付認可を受けしめ事業及財產の狀況を檢査し其他監督上必要なる命令を發し又は處分を爲す事を得。(明治四三年法五八漁業法四二——四六條)

(前頁。局外中立國——漁業)

漁業組合登記（ぎよげふくみあひとうき） 漁業組合は其許可書の到達したる時より起算し漁業組合登記を二週間內に申請せざるべからず、申請人は理事監事の全員たるべく代理人に依り申請するときは理事監事全員の委任狀を添付し、申請書には右の外代理人の氏名住所をも記載し捺印するを要す、許可書は還付を受けて保存するを便宜とするが故に、許可書は提示し別に其謄本を添付するを通例とす、登錄稅は無稅也。

漁業組合登記申請書

一名　稱　何漁業組合
一事務所　府(縣郡)市町(村字)番地
一登記ノ目的　漁業組合設立登記
一登記ノ事由　年　月　日
一許可書到達ノ年月日　年　月　日
一登記事項
一名　稱　何漁業組合
二事務所　府(縣郡)市町(村字)番地
三目　的　何
四設立許可ノ年月日　年　月　日
五地　區　府(縣郡)市町(村字)番地
六理事ノ氏名　府縣郡市町村字番地　何　某
府縣郡市町村字番地　何　某

七監事の氏名　府（縣郡）市町（村字）番地　何　某

八存立時期　（又ハ解散ノ事由）　何ケ年（又ハ解散ノ事由ハ何々）

一附屬書類

一規約

一創立總會の決議錄

一設立許可書

（代理人を以て申請するときは其他委任狀を添附す）

右登記申請候也

年　月　日

府（縣郡）市町（村字）番地　何漁業組合

府（縣郡）市町（村字）番地　理事　何　某㊞

府（縣郡）市町（村字）番地　理事　何　某㊞

府（縣郡）市町（村字）番地　理事　何　某㊞

府（縣郡）市町（村字）番地　監事　何　某㊞

漁業組合聯合會ぎよげふくみあひれんがふくわい　〔漁業組合〕

漁業權ぎよげふけん　Fischereigerechtigkeit（獨）　fishery right（英）　〔漁業〕

漁業財團ぎよげふざいだん　㊀觀念。漁業財團は漁業の爲に存在する權利又は物を包括して一體と看做したる集團にして法律上一個の物として取扱はる。是財團は財團を構成する個々の權利又は物と獨立して一個の經濟的價値を有すと認めらるるが故也。㊁組成。漁業財團は次に揭ぐるものにして同一人に屬するものの全部又は一部を以て之を組成する事を得。㋑漁業權又は其登錄したる賃借權、㋺船舶並其屬具及附屬設備。㋩土地及工作物。㋥地上權及土地若は水面の使用又は引水若は排水に關する權利。㋭漁具及副漁具。㋬機械器具其他の附屬物。㋣物の賃借權。㋠工業所有權。以上の權利にして其移轉に付行政廳の許可又は認可を要するものに付ては其許可又は認可、賃借權に付ては賃貸人の承諾を得るに非ざれば之を漁業財團に屬せしむるを得ず。㊂漁業財團抵當。漁業權若くは其登錄したる賃借權を有する者、漁業用の登記船舶を有する者、又は水產物の養殖場を有する者は之に付抵當權の目的となすため漁業財團を設くる事を得、漁業財團の認めらるるは之に對して抵當權を設定するを其主眼となす。㋑免許取消の場合。漁業權に付漁業財團を設定したる場合に其漁業免許の取消ありたる時は其處分を爲したる行政官廳は直に之を抵當權者に通知すべし、漁業權の登錄したる賃借權に付漁業財團を設定したる場合其漁業免許の取消ありたる時亦同じ。㋺工場抵當法の規定準用。漁業財團に付ては漁業財團抵當法に設定するもの及罰則を除くの外工場抵當法中工場財團に關する規定を準用す。（正一四年法九漁業財團抵一、二、四、五條）〔財團〕、〔工場抵當〕

漁業財團登記ぎよげふざいだんとうき　〔工場財團登記〕に準ず。

漁業抵當登記ぎよげふていたうとうき　〔工場抵當登記〕

漁業財團抵當ぎよげふざいだんていたう　〔漁業財團〕

漁業者ぎよげふしや　Fischer（獨）　fisher（英）　pêcheur（佛）　pescatore（伊）　〔漁業〕

漁業登錄ぎよげふとうろく　〔漁業〕〔登錄〕

漁業免許ぎよげふめんきよ　〔漁業〕〔免許〕

御璽ぎよじ　kaiserliches Siegel（獨）　seal of Emperor（英）　sceau d' Empereur（佛）　天皇の御印璽を云、御璽を鈐すべき文書は㋑詔書、勅書。㋺帝國憲法又は皇室典範改正の上諭。㋩皇室令、法律、勅令、國際條約並豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すの件を公布する場合に於ける上諭。㋥親任官勅任官の官記及親任式を以て任じたる官を免ずるの辭令書。㋭爵記。㋬四位以上の位記等にして、親書の後之を鈐するものとす。「〔國璽〕と共に〔內大臣〕之を尙藏す。（公式例一——九條、一四——一七條。明四〇年皇令四號內大臣府官制一條、明一六四條）〔印章僞造罪〕〔印璽〕

御史臺ぎよしだい　〔支那法〕

御史大夫ぎよしたいふ　〔支那法〕

擧證責任きよしようせきにん　Beweislast（獨）　burden of proof（英）　charge de la preuve（佛）　㊀性質。擧證責任とは〔訴訟〕の〔當事者〕が自己に利益ある〔裁判〕を得むが爲に法規の內容たる事實を證明する必要也、蓋當事者が或る法律關係に基き其法律上の效力の存在を主張せんとせば其主張者に於て法律關係の前提たる事實を證明せざるべからず、之によりて裁判官は或は其法規を適用し或は適用すべからずと決定し之に法律上の效果を生ぜしむることを得べきが故也。㊁擧證責任分配の原則。㋑意義。擧證の責任を當事者に負はしたるは我民事訴訟法が辯論主義を取りたる當然の結果なるも、尙當事者の何れが之を負擔すべきかの問題を生ず、之卽ち擧證責任分配の問題にして原則として法規適用の主張者に擧證の責任あるものとす、卽ち法律關係の存在を主張するものは其〔法律關係〕の發生に必要なる事實に付擧證の責任を有す。其不存在を主張する者は該法律關係の發生を妨ぐべき事實、若くは其權利の消滅を來すべき事實の存在に付擧證の責任を負擔す。法律關係の變更を主張する當事者は其權利の變更を來すべき事實に付擧證の責任を負擔するものとす。尙此原則に關する適用若干を示すべし。㋺適用。①原則規定と例外規定。原則規定に基きて生ずる權利を主張する者は例外規定に定められたる事實の不存在を立證するに及ばず、其不存在の主張は相手方に有り。②權利發生自體と發生の瑕疵。權利發生の主張者は其前提事實の證明を以て完全に發生せるものと推定さるるが故に、其發生に瑕疵あることを主張する場合は相手方たる當事者に其擧證責任を負擔せしむ。③强行規定と任意規定。强行規定は絕對に行はるゝ故に問題なし、任意規定について其適用を主張する者に於て之に反する特約なかりし旨の擧證の責任を有す。任意規定に變更を加へたるとの特約をなしたるも其內容に付疑ある場合は夫々當事者双方に擧證の責任あるものとす。④所謂解釋的規定例せば從物は主物の處分に從ふ旨の規定の如きは之を援用する者に擧證責任なし。反對の意思表示ありしことを主張する者は此責任を負ふべきものとす。（民訴二一〇、二一三、二一四、二一六——二二〇、二七三——二八八條等）

（後頁。擧證責任分配の原則——拒絶證書）

擧證責任分配の原則きよしようせきにんぶんぱいのげんそく　〔擧證責任〕

醵出者きよしゆつしや　Beisteuerer（獨）　contributor（英）　contribuant（佛）　contributore（伊）　〔相互會社〕に於ける〔基金〕の醵出者を云、醵出者は會社の債權者にして社員に非ず、故に會社事業の經營に與ることなし。其基金の償却又は利息の支拂は會社の事業年度の剩餘金を以てするの外之を受くるを得ず、且〔淸算〕の場合に於ては一般の債務の外、社員の保險金及社員に拂戾すべき金額を支拂ひたる後に非ざれば其償却を受くることなし、故に其地位は通常の債權者と大に異なる所あり。（明三三年法六九號保險業法五六、七九條）〔會社〕〔株主〕

居所きよしよ　Wohnort（獨）　residence（英）　résidence（佛）　residenza（伊）　habitatio（羅）　多少の時間滯留する意思を以て滯留する場所、例せば兵士の兵營、留學生の寄宿舍の如き是也。之に對して〔現在所〕又は現在地は之と異り如上の意思を要件とせざる也。〔住所〕あるも之を知る能はざる場合及行商人の如く一定の住所を有せざる場合或は日本人たると外國人たるとを問はず外國に住所を有して日本に居住を有する場合等は總て居所を以て住所と見做し、之を生活の本據として債務履行等に付き住所の效力を生ぜしめ又は單所は〔居所地〕を適用する場合の如く國際私法上〔準據法〕を定むる標準たることあり。（民二二、二五條）〔英國法〕

居所地法きよしよちはふ　Aufenthaltsrecht（獨）　law of settlement（英）　loi de résidence（佛）　㊀意義。國際私法上〔居所〕卽ち人が多少の時間繼續して居住する場所を支配する法律也。〔準據法〕として此法律を適用せんとするを居所法主義と稱す。我國に於て此居所法が準據法と爲る場合なく、唯次の二個の場合に補充的に〔適用〕さるゝに過ぎず。㊁當事者が一人にて二個以上の住所を有するか又は全く有せざるか或は其住所地に數個の法律竝び行はるゝ場合。㊂全く住所を有せざるか又は之を有するも不明なる場合是也。我國際私法に於ても當事者の本國法が準據法たるべき場合に其者が無國籍者なるときは〔住所地法〕を適用し、又住所が知れざるときは居所地法を適用すべきものとせり、此等の法律適用の主義を居所地法主義と稱す。（法例二七、二八）

居所地法主義きよしよちはふしゆぎ　〔居所地法〕

御製大誥ぎよせいたいかう　一〇目錄篇三篇〔太祖〕

拒絶者きよぜつしや　Protestat（獨）　protester（英）　protestateur（佛）　chi protesta（伊）　〔拒絶證書〕

拒絶證書きよぜつしようしよ　Protestation（獨）　protest（英）　protêt（佛）　protesto（伊）　〔手形〕上の權利の行使又は保全に必要なる請求が拒絶されたる旨を證明する〔公正證書〕也。㊁性質。㋑確實の證明。〔手形〕上の權利の行使又は保全に必要なる請求、例せば手形の引受又は支拂の請求の拒絶の證明は必ずしも公正證書に依らざるべからざる理由なしと雖、手形關係は迅速に處置するを要するが故に其證明には異議を挿むべき餘地なからしめざるべからず、是多數の立法例に於て拒絶證書は公正證書を以て爲すべきを規定する所以にして我商法も亦此原則を採用したり、但支拂拒絶證書作成免除の場合に其支拂拒絶は〔私署證書〕等他の證據を以て之を證明すること、及小切手の支拂拒絶の場合に〔支拂人〕をして支拂呈示期間內に支拂拒絶の旨及其年月日を〔小切手〕に記載せしめ之に署名せしめて支拂拒絶證書に代ゆることの二つの例外を認めたり。然るに實際上手形振出人をして支拂拒絶證書作成免除なる文字を附記捺印せしむるは殆ど手形行爲の常例となりつゝあり。㋺事實の證明。拒絶證書は〔證明證書〕なるが故に之に記載したる事項が事實に反する反證あるときは無效たらしむることを得べし。例せば日附を遡及して法定〔期間〕內に支拂の請求ありたるものゝ如く記載し或は支拂の請求を爲さずして之を爲したるものゝ如く記載したる場合の如き是也。㋩簡約。數人に對して手形上の請求を爲すべき場合には其數個の請求に付各別に拒絶證書を作るを以て足る是各請求に付一通の拒絶證書を作成せしむる時間と費用とを省き手形融通の效力を發揮せしむるが爲め也。㊂記載事項。拒絶證書は〔要式〕證書にして次の事項を記載し其作成者たる〔公證人〕又は〔執達吏〕之に署名せざるべからず其一を缺くときは無效たるべし。㋑拒絶者及被拒絶者の氏名又は商號。㋺特定の手形の場合は手形と其謄本及補箋に記載したる事項。㋩拒絶者に對して爲したる請求の趣旨及拒絶者が其請求に應ぜざりし理由又は拒絶者に面會すること能はざりし理由。㋥前號の請求を爲し又は之を爲すこと能はざりし地及年月日。㋭參加引受又は參加支拂あるときは參加の種類及參加人竝に被參加人の氏名又は商號。㋬拒絶者の營業所住所又は居所が知れざるときは其地の官署又は公署に問合を爲したること。㋣法定の場所以外に於て拒絶證書を作るときは拒絶者が之を承諾したること。㊃種類。㋑支拂拒絶證書。此證書は償還請求權又は支拂擔當者の記載ある〔爲替手形〕の引受人若くは〔約束手形〕の振出人に對する支拂請求權の行使竝に保全の條件にして、支拂人若くは約束手形の振出人又は爲替手形若くは約束手形の支拂擔當者が單純なる支拂を爲さゞる場合に作成せしむるもの也。參加引受人又は〔豫備支拂人〕が參加支拂を爲さゞるとき又參加支拂ありたるときも亦其旨を此證書に記載せしめざるべからず。㋺引受拒絶證書。爲替手形の支拂人が單純なる引受を爲さゞる場合に作らしむる擔保請求權行使の條件也、豫備支拂人が參加引受を爲さゞるとき又は參加引受ありときは其旨を此證書に記載せしめざるべからず。㋩日附拒絶證書。一覽後定期拂爲替手形の支拂人が引受を爲しながら其日附を記載せざる場合又は一覽後定期拂約束手形の振出

（前頁。漁業組合聯合會——擧證責任）

人が呈示を受けたる時若くは其日附を記載せざる場合に償還請求權の行使竝に保全の條件として作らしむる者也、且此拒絶證書の日附は呈示の日と看做さるべし。㋭擔保拒絶證書。［破產］の宣告を受けたる引受人又は約束手形の振出人が相當の擔保を提供せざる場合に擔保請求權行使の條件として作らしむるもの也。豫備支拂人が參加引受を爲さゞるとき又は參加引受ありたるときは其旨を此證書に記載せしめざるべからず。㋬原本返還請求權。［原本］の送付先を記載したる謄本の所持人が原本の受取人より其返還を受くる能はざる場合に謄本に署名したる［裏書］人に對し其謄本に依りて手形上の權利を行使し又は保全する［條件］として作らしむるもの也。㋣複本返還拒絶證書。引受の爲めに送付したる［複本］の受取人が其送付先を記載したる複本の所持人に送付複本を返還せざる場合に他の複本の送付先を記載したる複本に依りて手形上の權利を行使し又は保全する條件として作らしむるもの也。㋠他の複本の送付先を記載したる複本の引受又は支拂の拒絶證書。此拒絶證書は他の複本の送付先を記載したる複本の所持人が其複本に依りて引受又は支拂を得ること能はざる場合に其複本に依て手形上の權利を行使し又は保全する條件として作らしむるもの也。（商四三三、四六四、四六七、四七五、四八〇、四八七、四九〇、五〇〇、五〇四、五〇八、五一三、五一四—五一七、五二一、五二七—五三九、五三四、五三七參照）

漁場 Fischereigebiet(獨) fishing ground(英)［漁業］

居住及移轉の自由 Aufenthaltsfreiheit und Freizügigkeit; Freiheit der Niederlassung und Niederlassungs-veränderung.(獨)［居住の自由］［移轉の自由］

居住權 法律の範圍内に於て他より妨害せらるゝことなく［住所］及［居所］を定め得るの自由也。此自由は憲法の認むる所にして法律を以て之を變更せざる以上は權利也とするは通說也。然るに或學者は斯る自由は單に憲法が行政官廳の權限を制限する爲めに規定せるものにして、權利と見ゆるは實は法の反射に過ぎず所謂公權にあらずとなすも、國家が認めて私人の意思自由の範圍として保護する以上は之を權利となすを可とす。（憲、二二條）

居中調停 Vermittelung.(獨) mediation(英) médiation(佛) mediazione(伊) 【一】意義。國際紛爭を平穩に解決する一手段にして、紛爭以外に立つ國が之を調停する爲め自ら解決案を具して紛爭國双方の同意を求むるを云ふ、常に勸告の性質を有するに止まり紛爭國に對し拘束力を有することなし、其［周旋］と異るは唯參加の程度にして居中調停に於ては調停國は紛爭國及紛爭事件に對し周旋よりも一層密接の關係を生ず。【二】受諾。調停國の發意に因り、又は紛爭國の依頼を受けて之を爲すと雖、常に紛爭國双方の受諾を要す、其受諾は特別の約定あるときの外、紛爭國自身の行動に對し何等制限を加ふることなし、開戰後受諾したるときに於ても進行中の軍事行動を中止する義務を生ぜず。【三】終了。居中調停は調停國の提供したる解決案が受諾せられざることを紛爭國の一方又は調停國に於て認めたるとき直に終止するものとす。【四】特別居中調停。平和を破るの虞ある重大なる紛爭を生じたる場合に於て紛爭國は平和關係の斷絶を豫防する爲各一國を選定し他方の選定したる國と直接の交涉を爲さしむる方法也。【五】國際聯盟理事會の［勸解］も亦一種の居中調停也。（國際紛爭平和的處理條約二乃至八條）

居住の自由 Freiheit der Niederlassung; Aufenthalsfreiheit.(獨) liberty of abode.(英) liberté de résider.(佛) liberta di dimora(伊) 日本臣民が法律の範圍内に於て國内の如何なる場所にも任意に其居所及住所を定むることを得るは帝國憲法の認むる所也、即居住の自由は憲法に依りて保障せられたる日本臣民の權利にして、外國人は特別なる條約に依る場合の外此種の權利を有することなし、而して居住の自由に對する制限は唯法律に依りてのみ之を爲すことを得、然れども此自由は臣民が臣民たる資格に於て享有するものなるを以て、官吏の如く特別なる服從關係に立つ者は行政權を以て其居住を制限せらるゝも、此權利の侵害となることなく、又憲法が居住の自由を保障する目的は臣民の居住其ものに關する場合なるが故に、制限の理由にして他の目的に出でたる場合の如きは、行政命令を以て制限を爲すことを得べく必ずしも法律を以てするを要せず、傳染病の危險を避けしめんが爲め一定の地域内に居住することを禁ずるが如き其例也。（憲二二條）［移轉の自由］［自由權］

清原夏野 右大臣たり、初めの名は繁野、世に雙岡大臣又は比寺大臣と稱す、承和四年死、歳五六、參議南淵弘貞、藤原常嗣、文章博士菅原清公等と編纂して［令義解］を作る。（大日本史）

清原宣賢 朝臣也、代々儒學を以て聞ゆ、侍從に歴任せらる、子弟に教ゆるや五經及論孟は專ら古註を用ひ大學中庸は朱註を用ゆ、又國學にも精通し、日本紀神代卷、貞永式目、職原抄等に註を加ふ。天文一九年七〇歳を以て歿。（野史）

清原教隆 儒家、北條幕府に仕へて評定衆の一人たり、文永二年七月死、律令に通曉し金澤文庫の令集解等にも其該語を存す、御成敗式目の撰者也とも傳へらる。

許孟容 唐の憲宗元和五年、孟容等、元和格敕を撰す、後、［鄭餘慶］の格後敕を删定して三〇卷を撰定す。

許容法 ［强行法］

居留地 Niederlassung(獨) foreign concession; international settlement.(英) concession.(佛) concessione(伊) 【一】意義。條約により一國の領土内に於て外國臣民が土地を租借し家屋を所有し永久的居住を爲し得る一定の地域を云ふ。【二】種類。㋑專管居留地（又は專屬居留地）、一外國專屬の居留地也。㋺共同居留地。

條約を締結せる各外國共同の居留地也。㋩雜居地。外國人のみならず内國人も亦同樣に居住し得べき一定の地域にして其外國人は居留地に在ると同一の權利義務を有す。【三】行政。居留地は全く獨立の行政區劃を成し其領土國の行政權行はれずして條約國の行政權のみ行はる支那に於ける專管居留地は然り、或は各外國人の組織する團體が行政權を行ふ場合あり共同居留地は多く之に屬す、中華民國の上海は其適例也、或は其領土國と條約國との共同管轄によりて行政を行ふことあり。

居留地協定 agreement of settlement.(英) arrangement du concession.(佛)［居留地協約］

居留地協約 Niederlassungsvertrag.(獨) treaty of settlement(英) contrat du concession(佛) convenzione di concessione(伊) 居留地條約と稱することあり［居留地］に關する國家間の一切の約定也。【一】居留地條款。居留地條約が通商航海條約又は媾和條約等他の條約中の一項として規定せらるゝものを云ふ、概ね一定の地に［專管居留地］又は［共同居留地］を設定すべきことを約定するに止まり、其區域、行政組織等の細目は通常之を居留地協定に讓る。【二】居留地協定。居留地に關する事項のみに付て締約國間に協定せられたる條約にして、居留地條款に基き細則を定むるを目的とす、而して協定の内容は通常、居留地の地域、行政權、借地權の性質、借地料、地税年額期間、領土國臣民の居留地内に於ける權利、取締及訴訟の管轄、居留地の最惠國待遇等とす。

居留地條款 settlement clause.(英)［居留地條約］

居留民會 ［居留民團］

居留民團 Niederlassungsgemeinde(獨) settlement corporation.(英) 【一】性質。［領事裁判權］の行はるゝ國の［居留地］に在留する外國臣民を以て構成する自治行政團體を云ふ。㋑居留民團は領事裁判權の行はるゝ外國領域内に於てのみ成立す。㋺領事裁判の行はるゝ國に於ても、居留地外に於ては内外人一樣に其領土國の統治權に服せざるべからず、從て居留民團は其本國の行政權の行はれ得る範圍たる居留地に於てのみ成立す。㋩居留民團は外國に於ける自國臣民の行政に關する公共事務を目的として成立し、且此事務を行ふや居留民會なる團體自身の機關により自己の意思を以て之を處理す、即一種の自治團體也。㋥居留民團は明治三八年法律第四一號居留民團法に依りて其獨立の生存を認められ、其權利として公共事務を行ひ外部に對しては團債を起し債務の主體たることを得る人格者にして所謂［公法人］也。㋭居留民團法第一條は「專管居留地、各國居留地、雜居地其ノ他ニ住居スル帝國臣民ノ狀態ニ依リ外務大臣ニ於テ必要ト認ムルトキハ地區ヲ定メ其地區内ニ住居スル帝國臣民ヲ以テ組成スル居留民團ヲ設立スルコトヲ得」と規定し、居留地なる地區は單に居留民團員の範圍を限定するに止る、即居留民團は地的團體に非ずして人的團體也。【二】權限及事務。其權限たる公共事務は分ちて二とす。㋑固有事務。(1)自己の機關の組織及吏員の任免。(2)自己の財產營造物の管理維持。(3)團員を拘束する條例の制定。(4)團員に對する課税權等。㋺委任事務。法令又は條約により民團に委任せらるゝもの。(1)居留地の道路の管理。(2)土地の登記事務。(3)政府の收入に屬する租税手數料の徵收等。【三】機關。㋑居留民會。民團最高の議決機關也。(1)居留民會議員。選擧に依り之を定む。(A)選擧權者。一、居留民團の地區内に住居する帝國臣民にして六月以來居留民團課金を負擔する成年以上の者。二、居留民團の地區内に事務所を有する帝國法人にして六月以來居留民團課金を負擔する者。課金の種類は領事館令を以て之を定むることを得。(B)被選擧權者。右資格の外、年齡二五歳以上の男子たることを要す。(C)議員の定數。人口五千未滿の居留民團は四〇人。人口一萬未滿の居留民團は五〇人。人口三萬未滿の居留民團は六〇人。人口三萬以上の居留民團は六〇人右の人口とは居留民團の地區内に住居する帝國臣民の數を云ひ、帝國專管居留地を有する所に在りては同居留地内に住居する外國人の人口をも合算するものとす。(D)居留民會議員は名譽職にして其任期は二年とす。(E)議員中より議長及副議長を選擧す、議長は會議を總理し議場の秩序を維持す、副議長は議長故障あるとき之に代る。(2)居留民會は通常會及臨時會とし、前者は每年一回、後者は領事必要と認めたるとき又行政委員會若は居留民會議員三分の一以上の請求ありたるとき領事之を招集す。(3)權限。一、居留民團條例の制定。二、歳入出豫算の議定及決算報告の認定。三、課金、使用料、手數料及加入金の賦課徵收。四、基本財產及營造物の設置、管理及處分。五、交通に關すること。六、其他法令及條約に依り居留民會の權限に關する事項等。㋺行政委員會。居留民團を代表し、居留民團の事務を執行する機關也。(1)組織。居留民會に於て每年議員中より選擧せる十人以下の行政委員を以て組織す。闕員を生じたるときは豫備行政委員中より之を補ふ、補助機關として理事其他の吏員を置くことを得。(2)權限。(A)居留民會の議案の發案及議決の執行。(B)財產又營造物の管理。(C)收入收出の命令及會計の監督。(D)居留民團課金の賦課徵收。(E)其他法令又條約に依り行政委員會の權限に屬する事項等。【四】監督。居留民團は領事、公使及外務大臣順次に之を監督す、但土地の情況に依り第二次の監督を省略することを得、監督官廳は居留民團の監督上必要なる命令を發し又は處分を爲すことを得、居留民團債を起し並起債の方法利息の定率及償還の方法を定め又は之を變更するときは領事、公使及外務大臣の認可を受くることを要す、又一、居留民團條例の制定、二、民團課課の新設又は變更、三、基本財產の處分、四、一時の借入金、五、豫備費の支出等は領事の認可を受くることを要す。（明三八年法四一號居留民團法、大一三年外令九號居留民團法施行規則）

儀禮(ぎれい) 〔周公〕

寄留(きりう) Aufenthalt (獨) temporary residence; sojourn(英) séjour(佛) soggiorno(伊) 一觀念。九十日以上〔本籍〕外に於て一定の場所に〔住所〕又は〔居所〕を有するを指稱す、此種の居住者並に本籍なき者、本籍分明ならざる者及日本の〔國籍〕を有せざる者にして九十日以上一定の場所に居住する者を寄留者とし其現に寄留する地を寄留地と云、寄留に關する事務は市町村長之を管掌す。寄留に關する事項は屆出に因り又は職權を以て之を寄留簿に記載することを要し、其屆出を怠りたる者は五圓以下の過料に處せらる。二寄留簿。イ市町村內の寄留者に付寄留の場所の地番數の順序に從ひ、世帶を同くする者に付ては世帶毎に區別して之を編製す。ロ其閲覽又は其謄本若は抄本の交付を受けむとする者は手數料を納付して之を請求することを得。(閲覽手數料一回に付十錢、謄本又は抄本の交付手數料は一枚に付十錢)。ハ分ちて住所寄留簿及居所寄留簿の二種とす。三屆出義務者。イ寄留者。ロ世帶を同くする者に付ては世帶主。ハ寄留者屆出をなすこと能はざるときは同居者。ニ世帶主屆出を爲すこと能はざるときは之に代りて世帶を管理する者。ホ寄宿所、宿舍其他の多數同居を目的とする場屋の寄留者に付ては其場屋の管理を爲す者。四屆出。イ寄留に關する屆出は別段の規定ある場合を除くの外本人の寄留地に於て之を爲すことを要す。ロ書面又は口頭を以て之を爲すを得。五屆出期間。寄留の屆出は次の期間內に之を爲すことを要す。イ住所又は居所を定めたる日より十四日內。ロ寄留者同一市町村內に於て寄留の場所を變更したるときは十日內。ハ寄留者本籍又は住所に復歸したるときは復歸の日より十日內。ニ寄留者が其住所を居所に又は居所を住所に變更したるときは十日內。ホ寄留簿記載事項に變更を生じたるときは十日內。ヘ寄留者退去の後二十日內に、世帶主、場屋の管理者又は原寄留所の家主又は家屋の管理人が市町村長より其通知を受けざるときは爾後十日內。右の屆出は寄留の場所を退去したる寄留者の原寄留地又は退去先が樺太に在る場合に於ては退去の後四十日內に右の通知を受けざるときに之を爲すを以て足る。ト寄留者が新に寄留の場所を定めずして寄留地を退去し又は朝鮮、臺灣、關東州、南洋群島若くは外國に居住する目的を以て寄留地を退去するときは豫め其旨を屆出づることを要す。六保存期間。寄留に關する屆書其他の附屬書類の保存期間は當該年度の翌年より二年にして、市町村長が保存期間の經過したる帳簿又は書類を廢棄せむとするときは目錄を作り監督區裁判所の認可を受くべきものとす。(正三年法二七號寄留法。同年勅二二六號寄留手續令。同年司令一〇號寄留手續細則)

住所寄留屆
本籍 府(縣郡)市町(村字)番地士族
寄留住所 府(縣郡)市町(村字)番地
寄留者 戸主某妻 職業 氏 名 年月日生
同 同長男 職業 名 年月日生
同 同次男 職業 名 年月日生
右何年何月何日寄留
右住所寄留家主ノ承諾書ヲ添附シ屆出候也
年 月 日
屆出人 世帶主 氏 名 ㊞
市區町村長 何 某殿

(注意) イ華士族の稱は之を有するときに限り記載す。ロ寄留者中配偶者あるときは其配偶者の氏名を記載すべし。ハ寄留者が家主なるときは承諾書の添附を要せず。

寄留承諾書
本籍 府(縣郡)市町(村字)番地 士族
寄留住所 府(縣郡)市町(村字)番地
寄留者 世帶主 氏 名
右寄留ヲ承諾ス
年 月 日
府(縣郡)市町(村字)番地
承諾者家主(又ハ家屋管理人)氏 名 ㊞

(注意) イ承諾書を作らず寄留屆に承諾の旨を附記するも可也。ロ單に世帶に屬する者に關する屆出には承諾書又は承諾の附記を要せず。

住所寄留屆
本籍 府(縣郡)市町(村字)番地 士族
寄留住所 府(縣郡)市町(村字)番地
寄留者 戸主某長男 職業 氏 名 年月日生
右何年何月何日寄留
右住所寄留屆出候也
年 月 日
屆出人 氏 名 ㊞
市區町村長 何 某殿
右寄留ヲ承諾ス
府(縣郡)市町(村字)番地
承諾者 家主(又ハ家屋管理人)氏 名 ㊞

(注意) イ單獨寄留の例にして、寄留者が寄留地に家屋を有せざる場合也。ロ家屋を有するときは「屆出人」の下に「家主」と記載し、承諾書を要せず。ハ寄留者に配偶者あるときは其氏名を記載すべし。ニ居所寄留屆の樣式は住所寄留屆に同じ。

(後頁。希臘法……アテネの共和政治)

寄留者(きりうしや) Zeitweiliger Bewohner.(獨) temporary resident; sojourner(英) habitant temporaire(佛) passeggiere(伊) 〔寄留〕

寄留地(きりうち) verweilender Platz(獨) place of sojourn.(英) lieu de séjour.(佛) piazza di soggiorno(伊) 〔寄留〕

寄留簿(きりうぼ) 〔寄留〕

希臘法(ぎりしやほう) griechisches Recht(獨) Greek law(英) 一法系。希臘は法律哲學の搖籃地として後世に大なる貢獻ありしも其〔法系〕としては現存するものなし、但古代希臘は小邦分立し其法律も亦區々として統一なく、クリート島に〔ミノス〕法あり、アテネに〔ドラコー〕法あり、〔ソロン〕法あり此法はクリート島の豫言者〔エピメンデス〕の編纂に係り古今の良法と稱せらる、スパルタには〔ライカルガス〕法ありと雖何れも廣く傳播せず從つて直接に後世の立法に貢する處なしと雖其〔羅馬法〕に影響ありしは事實也。二制度、イ王政時代。古代希臘の王政(王は一民族の長にして所謂族長政治)は有史以來にして其起源詳ならず、元來希臘人は自由を尙ぶ精神と天然の地形とによりて鞏固なる一國家を組成する能はず、小王國各所に樹立するも共通に信仰しつゝあるジウース神のオリンピア祭によりて感情の融和あり後其祭典は衰微し、更に紀元前七七六年エリス王イフィトス及スパルタの法律家〔ライカルガス〕は之を再興したるより後世此年を以てギリシアの紀元元年となす。國王は最高の行政及司法長官にして又宗教上に於ける司祭長官及戰時の元帥たり、國王の下には〔ブーレ〕(樞密院)及〔アゴラ〕(衆議院)あり、ブーレは一二人乃至二〇人の年長者若は賢者より成り國王の諮詢機關に止り議案の提出又は國王の提案を否決する權利なし、又アゴラは自由民を以て組織し國王親臨して意見を發表するも議員は可否を唱ふる權利なく唯謹聽するのみ也、國王の歲入は王領の收得に臣下の獻品を加へたるものにして國家の收入と區別することなし。當時の社會は貴族、平民(即ち自由民)奴隸の三階級あり又平民に多少の土地を有し一家の生計を保持する者と土地を有せず一定の賃錢を得て貴族の土地を耕作するものとあり。ロアテネの共和政治。(1)最初の制度。(A)執權職。アテネは他の希臘諸國の如く王政也しも〔コドラス〕王の沒後共和政治となり、アルコン(即ち執權職)を終身官とし歷代コドラス家より選出したるが故に事實は尙王政也しも、紀元前七五二年に在職任期を一〇年に短縮し、紀元前七一四年よりアテネの貴族(ユーパトリド)全部より執權職を選擧することゝし、後更に任期を一年に短縮し其數を九人となしたり。其職務の分掌は一人をエポニムス(行政長官)とし國家を代表して統治權を握り又各家族間の紛爭を裁決する權を有せしむ、一人をバシリウス(司祭長官)とし祭神犧牲奉獻を掌り又宗教上の紛紜を裁決する權を有せしむ、又他の一人をポレマーク(元帥)として軍政を總攬し、軍隊の指揮を掌り、又市人と外國人間の爭議を裁決する權を有せしむ、其外の六人は何れも司法長官にして前記三人を補佐するの外立法及裁判上の國務を擔當す。(B)樞密院、ブーレ(ソロン以後はアレオパガスと稱す)即ち樞密院の議員は何れも一度執權職たりし貴族にして其任期は終身也、法律を規定し其記錄を保管するを職掌とす。(C)ヘリアエア即ち衆議院はアチカ州(アテネの所在地)在住の成年に達したるイオニア人(アツチカ州を構成する民族即ち外來人を除きたるもの)より成り、樞密院及執權職の決定したる事項を聽取する爲めに集會す但提案或は決議等の權利なし。(2)ドラコの法律。斯の如く人民は何等の政權を有せず又官職に就く道なく、加之當時尙成文法なきが爲め裁判の判決は常に貴族に有利にして寬枉に泣く者衆きが故に紀元前六三〇年頃より輿論は成文法を要求すること切なるに至れり。是に就て執權職中のドラコは法典編纂を擔當して紀元前六二一年に一の法律を制定公布したり、即ちライカルガスの法律と共に希臘最初の成文法也。然るに其規定は苛酷嚴密にして苟も政治上に關する犯罪は些細の罪科にても悉く死刑に處したるが故に庶民は一層の壓迫を受け怨嗟の聲喧しくなれり。クリート島のミノス法は知るに由なきも後世に至り「血法」と呼ばるゝドラコーの法律と竝び稱するに徵して其苛酷の法たるを推知すべし。(3)〔ソロン〕の法律。ドラコの法律は國內の動亂を結果したるに過ぎざるが故にソロン出でて之を修正したり、ソロンはコドラス王の後裔にして紀元前五九四年執權職中の行政長官に擧げられ、先つ法律を改めドラコの法律中殺人犯に關する規定のみを存し其他の條文を悉く削除し、其以外の慣習法をも釐革し我國の所謂德政を施し次の二項によりてセイサクテイア(債務解除)を斷行せり。(A)人身抵當の禁止。當時人身抵當にて高利の金を借用し辨濟の道なく奴隸となる慣例なりしが此時、債權者は債務者が債務を果す能はざる場合も之を奴隸として使役することを嚴禁す。(B)貨幣の改鑄。貨幣の價値を低減し、一ドラクマ(我四五錢に相當する銀貨)の銀分一〇〇分の七三を以て新貨幣を鑄造し舊貨幣と同一の價格とし負債の二割七分の利益を得たり。(C)家長權の抑壓。ソロンは執權職に再選せらるゝや、度量衡の制度を定め、家庭に於ける家長權の過大なるを抑壓し父が其子を抵當とし若くは賣却することを嚴禁し、子は老父を養ふの義務を有するも父が子に對し獨立に必要なる教育を授けざる場合は其義務を免るべしと規定したり。(4)制度の改革。ソロンは當時の門閥政治を廢止して富人政治(チモクラチア)を實施するの必要を認め、財產の多寡により權利義務に其差等を設けたり、即ち市民を其所有地の多少により次の四級に分ちたり。一、第一級は一年の收穫五百メヂムノス以上(一メヂムノスは約我三斗)有るもの、執權職或は高等官吏に選出さるべく其所得の總額に對し國稅を負擔し兵役の義務は少數の騎兵と甲兵とを出すものとす。二、第二級は五百乃至三百メヂムノスの所得あるもの、下級官吏に任命さるべく其所得の六分の五に對し國稅を負擔し騎兵と甲兵とを出す義務あり。三、第三級は三〇〇乃至二〇〇メヂムノスの所得あるもの、下級官吏に任命さるべく其所得の九分の五に對し國稅を負擔し又甲兵を出す義務あり。四、第四級は二〇〇メヂムノス以下の所得あるもの、免稅せられ輕裝步兵を出すの義務を負はしむ。又第一、第二及第三級よりは委員會議の委員を選出し第四級よりは單に衆議院の議員を出すのみとす。(5)政府職制 執權職樞密院は從前の如く委員會議(ブーレ)は一に四百人會とも稱しソロンの新設したるものにして議員總數は四百人あり、第一第二第三の三階級中より每年人民會議に於て抽籤にて選擧す、其權限は各官廳の財政を監督し衆議院に提出すべき原案を作るものとし、任期一年滿期後は庶民會議に出席し在職

(前頁。寄留——希臘法……法系)

中の事務報告を爲す義務あり。衆議院(後に至りエクレシアと稱す)は從來單に樞密院及執權職等の裁定したる事件の顚末を聽取するに過ぎざりしが、ソロンは其權限を擴張し委員より提出したる議案を評決し九人の執權職及委員會議の委員を選擧し執權職在職中の治績を審査する權限あるものとせり。(注)クリステネスの法律。ソロンの法律も廢棄しアテネの編紀紊亂するや「クリステネス」出でて紀元前五〇九年執權職となり、ソロンの貴族的制度を改めて民主的政體を建て「階級爭鬪」を絕つに努めたり。(A)行政區。在來のイオニア人は勿論、外國の歸化人及奴隷にして自由民に編入されたる者等アチカ全土の住民を新たに十民族に分ち、之を一〇のデミ(區)に分つも一民族は一デミに集團となるを許さず必ず他の民族と雜居せしめて諸族割據抗爭の弊を豫防し又諸區に自治權を與へて其區內の庶務を處理せしむ。(B)政府の職制。執權職は從前の如くなるも選出の範圍を擴張し第一第二第三の三階級より選擧することゝし、軍制に就きては軍隊の編成及指揮は從來執權職中の元帥の管掌也しが之を改良し、元帥及毎年十民族より一人宛選出したる十人のストラテギ(將軍)に委任することゝ也しより十將軍の權力漸次增加し遂に海陸軍の指揮官たると同時に外交上の實權を握るに至れり。樞密院は從前の如し、委員會議は四百人より五百人に增加したり、卽ち新設の十民族より各族五十人を選出し其任期を一ケ年とし、從前に比較し權限を擴張し常置の委員としペリクレスの執權職となるや紀元前四四五年より四三一年に至る十四年間の努力により政治法制產業文藝の發達に著しき貢獻をなしたり。(A)衆議院。衆議院の權限はソロン時代以來漸次擴大されしも此時に至りクリステネス時代に同じく議員たる資格はアテネの市民は悉く之を有せしも實際は六〇〇〇人を以て其定員となし、毎年抽籤を以て之を選定し全部を十部に分ち毎部の定員を五〇〇人とし殘員一〇〇〇人を補充し又執權職委員會議の委員を選擧し、海陸軍の編成及貝殼投票法の執行に關與するに在り。(C)陪審制度。クリステネスは陪審制度を採用し平民の犯罪を裁判するために三〇歲以上の市民全部を召集し公平精密に其訴訟を審査せしめたり、裁判所をヘリエ(後國家最高の裁判所となれり)と稱したりしが裁判事項の增加に伴ふて漸次一〇種の裁判所を構成せり。又アテネの如き人口僅々一五〇〇〇强に過ぎざる小都會に於てはペリクレスの時代に至り、樞密院の裁判權を奪取して其目的を達するを難事にあらざるに顧み紀元前五〇九年頃よりクリステネスは貝殼投票制度を施行せり、卽ち將來僭主たらんとする危險人物あるときは委員會議及庶民會議は一定の日時を指定し、一〇民族の爲めに會場に一〇個の入口と一〇個の投票箱を設け各民族をして各自オストラコン(貝殼)の表に記名して投票せしめ、其數六千票以上に達したる時は一〇年間アチカ州以外に放逐を命じ六千票未滿なるときは其投票を無效とす故に此制度をオストラコン卽ち貝殼投票と稱するに至れり。(D)ペリクレスの法律。ペリクレスの時代に至り、本來ヘリエはソロンの時代より執權職其他の官吏の滿期退任の際、其在職中の報告を聽き其成績を審査する爲めに臨時に設くる會場の名稱なりしが、クリステネス時代に陪審裁判所となし、此時に至りて國家最高の裁判所とし其判事は定額の俸給を受くることとなれり。(C)俸給制度。アテネは他の諸國の古代制度に等しく此時代迄は官吏、議員、軍人等は國家より俸給を受くること無かりしがペリクレスは俸給を支給する制度を創始せり。(D)社會制度。アテネ人は皆繁忙なる公務に終掌する義務あるが故に、終日議場、法廷、軍營若くは市場等に出勤し、妻子を有する者も家庭に於て閑暇的の生活を營む者なく、一般に父子間の情愛薄く、家長權强大にして父は生兒を遺棄するの權あり通例男子は養育するも女子の大多數は遺棄せられたり、男子は六歲まで母の下にて成長し七歲にして適當なる教育者を選びて教育す、女子は十五歲にして兩親の選定したる夫に嫁する迄は、家庭にありて母の薰陶を受け、結婚後は神事祭禮に關る以外は戶外に出ること稀なるが故に無學にして世才に疎き性を例とす。(E)スパルタの王政。ギリシヤの各部市は何れも王政より共和政治に移りしも獨りスパルタのみ王政を維持するを得たるは世襲の國王二人ありて互に勢力を牽制し、執權職は國王の專權を抑壓し、樞密院は又執權職の橫暴を監督し太甚しき王政の弊害なかりしこと其主要因なりとす。(1)社會組織。アテネと共に希臘を代表するスパルタはドリア民族にして此スパルチアテイは卽ち貴族也。ペリエキ(平民)は事情ありて貴族たる能はざるドリア人又はドリア人侵入の際恭順の意を表して降伏したるアカイア人にして又ヘロト(農奴)は頑强に抵抗し力屈して征服されたるアカイア人多數を占む。スパルチアテイ(紀元前七五〇年人口九〇〇〇人あり)は皆スパルタ市內に住居し、領地の農奴より一定の產額率によりて小作料を納入せしめて生活を營み商工業に從事することを禁止せらるる、其市民權は領地と共に子孫に傳ふることを得るも子孫絕ゆるときは其の領地は國

(後頁。希臘法…スパルタの制度)

家に歸屬す、又領地は之を增減し、賣却贈與貸借することを得ず、而して領地には必ず兵役義務を附帶するが故に一種の封建制也。ペリエキ(人口約三〇〇〇〇人)はギリシア語の「都市附近の住人」なる義にしてスパルタ市の所在地たるラコニア州の良土は悉くスパルチアテイ卽ち貴族の領地なるが故にペリエキは其周圍の山地に住居し石炭及鐵山に從事する者あるも一般商工業は其獨占する所也。此階級は自由民にして土地を所有する權利あるも國政に參與する權利なくライカルガスの訓練に從ふ義務なきも重裝兵として從軍し又國王に納稅の義務あり、ヘロトは農奴にして貴族の領地に隷屬し個人の奴隷にあらざるが故に普通の奴隷の如く賣買せらるゝことなく土地より引離すこと能はざるものとす、又如何なる豐作の歲も定額以上の徵收を受くることなし平常革帽及羊毛を着けて他と區別され全く市民權なく戰時には輕兵器を帶しスパルタ人に從ふて出陣せり、以て當時の軍制の一斑を知るべし。(2)ライカルガスの法律。紀元前八百年代にライカルガス出でゝ專ら社會制度に關する立法上大功績を殘したり、ライカルガスは禍亂の要因たる財產の不平均を改めんが爲めにスパルタ及其周圍の土地を九千分し各其一を貴族に與へ、其他のラコニア州の土地を三萬分し各其一を平民に與へたり、(紀元前五世紀ヘロドトスの時スパルチアテイは八〇〇〇人に減じ紀元前四世紀アリストテレスの時には一〇〇〇人に減じ紀元前三世紀アギス四世の時には七〇〇人となり之と共にスパルタも衰亡したり)而して少數の貴族が多數の平民及奴隷を統御し政權を獨占する必要上尙武的(教育)を勵行すべきに着眼し次の如き法律を制定せり。(A)公共訓練。一教育期。スパルタ人の生るゝや執權職先つ其體格を檢査し不合格者はラコニア州の西境なるテゲートス山に遺棄するが故に山中に餓死するか、又は平民の間に生長するの外其生存の途なし、合格者は第二の檢査として溫浴をなさしめず葡萄酒に浴せしめたり、是其の當時は富若は貧なる者は葡萄酒に入れれば氣絕すと信ぜられたるが故也、以上の檢査に合格したる小兒は滿六歲まで家庭教育を受くる之を男子の第一期となす、其れより父母の家を離れて樞密院の監督に附せられ青年の隊伍に入りて三〇歲に至る迄特別の官吏によりライカルガスの法律に準據したる教育を受くる之を男子の第二期とす。三〇歲にして始めて成年に達し結婚をなし衆議院に參會し又官吏に選擧せらるゝ資格を有す、其れより六〇歲迄はライカルガス法の訓練を受け兵役の義務を有すると男子の第三期とす。六〇歲以上は第四期の老年期也。二教育法。教育は專ら體育にして愛は短く剪り跣足裸體にして遊戲をなし眠る時はユーロータス河の畔を採りて其上に臥したり、夏冬同一の被服にして寒暑飢渴に耐ゆる修行を爲し特に少量の食を供せられ山林に獵し或は窃盜して其不足を補足したり、私有財產若くは內密にあらざれば屢々妻を見ること能はず、プルタークの傳ふる所によれば二三人の子を擧げたる夫婦にして日先中に相見たることなし且スパルタに於ては青年に奇計を行ふ練習として窃盜を許し發覺したるときは其不注意無智を責めて鞭笞を加へたり、一少年狐を窃んで之を懷にして其臟腑を裂かるゝに至るも遂に之を露はさゞりしとはプルターク傳中の一名話也、又最も苛酷の練習は往々少年をして女神アルテミスの祭壇の前に出でしめ、父母及人民環視の中にて鞭聲の喊聲を受けしむると是也、數多の少年は鞭聲の下に鮮血迸りて祭壇に濺ぐも一言の苦痛を訴へず、中には死に至る者あるも顏色自若たり。(B)公共食卓。成年に達したる者はシチア卽ち公共食卓に就く義務あり、一食卓一五人の制度にして新に加入するには食卓總員の承諾を要す、各員は毎月之に一定の食物と僅少の貨幣を出すべき規則也、此規則を履行すると能はざる者は貴族卽ちスパルチアテイの權利を失ふものとす、唯國王の食費と教育中の少年の食費のみは國家の負擔となす。此食卓に於て公共の事を談ずることは自由にして幾分庶民議會の揭案を緩和するを得たり、少年は唯緘默して敬聽し政治に關する智識を養成したり、尙同一食卓の友は戰場に於て相提携して死生を共にする美風ありしと云。(C)家族制度。スパルタ人は成年に達して結婚を爲すも自由に家庭に寢食することを能はず、公共食卓に就きて會食し夜間は兵營に入りて就寢す、殊に結婚の初期は數分間若くは內密にあらざれば屢々妻を見ること能はず、プルタークの傳ふる所によれば二三人の子を擧げたる夫婦にして日先中に相見たることなき者ありしと云、領地の關係にて往々兄弟にして妻を共同にすることあるが故に假りに之を例外の場合なりとするも一妻多夫の制度を認めたるを知るべし、又子を產まざるときは國家の命令によりて離婚せしむる等結婚は要するに國家に對する義務として行はれたり。婦人も亦青年時代は殆ど男子と同樣の體育本位の教育を受け操體にて競走、相撲、打合、平圓板投、投鎗等をなし、國王及青年男子之を觀て奬勵したり、スパルタの婦人は國家に屬して家庭に屬せず、家內に在りて糸を紡ぎ衣を織るは奴隷の女子にて可なりとはライカルガスの理想たり、但婦人は二〇歲にて結婚し其後は公共的訓練を受けず、又結婚後夫と共に在ること稀なるも夫に敎愛せられ其自由も品格も他の希臘諸國に比すれば侵越せり、殊に男女の交際は他の地方に比して自由なりしも各人戀愛を重んじ何等の弊害なかりしと傳ふ。(3)スパルタの制度。スパルタ政權は國王、樞密院、衆議院、執權職に存したり。(A)國王。國王は二人ありアギアデイ家とユーリポンヂダイ家とより出でて上古より相竝びて王位に卽き、各獨立の系統、沿革、記錄を有し、祖先の墳墓を異にし又外國より妻を娶るは勿論二王室互に婚姻を爲すを禁じ以て兩王家の統一或は結托なからしむる制度也。王は司祭長官として每月人民の爲めにゼウス神に犧牲を供し、又レコニアの各處に料地を有し且時々人民より貢獻を受けたり、其死するや之を全國に布告し數千人相會

(前頁。希臘法…スパルタの王政)

して十日間の大葬を行ふを例とす。ⓑ樞密院。樞密院と庶民議會とを合せ稱して〔ゲールシア〕と云、ゲールシアは夙にホーマー時代よりありライカルガスは之に改良を加へたるに過ぎざるが如し、但執權職はライカルガスに至りて設けられたりとの說あり、樞密院議員は選擧せられたる二八人と國王二人とによりて組織せられ終身其職を保有す。國王は單に其議長たるに止り他の議員と其資格を同ふす、議員の權限は重大にして執權職の專橫を抑制し、庶民議會に提出すべき議案を起稿し、死罪を犯せるスパルタ市民を法律の明文に據らずして判決することを得べし。此議員は六〇歲以上の市民中より庶民議會に於て候補者を抽籤によりて定められたる順序により市民の前に現はれ、國家の爲めに用ゆべき人格たるを示し市民之に應じて喚呼す、此時特に選ばれたる審判官は近傍の家屋中に在りて會場を見ず、唯喚呼の聲を公平無私の心を以て聽取し、其聲の强弱等によりて選擧の適否を判定して樞密院に報告す。樞密院の議擧に於て可否同數なる時のみ二王室中の長系に屬するアギアディ家の王は之を決定する權あり。ⓒ衆議院。三十歲以上のスパルタ市民は特議員たる資格あり、議會は宣戰、講和、條約、締結、樞密院議員執權職及高等官の選擧、憲法改正の贊否等有ゆる重要なる政治に參與する權あるも、實は議案提出計議及修正の權なくして唯贊否の表決を爲し常に樞密院の操縱に一任するに過ぎず、而して王は每月少くとも一回滿月の日に於てスパルタ全市民を招集して衆議院を開會するの義務あるものとす。ⓓ執權職。卽ちエフォルス(監督の義)は五人あり、其任期一ケ年にして每年一回衆議院によりて選擧せらる、最初權力微弱なりしも漸次其權限を擴張し、官吏の行爲を檢查して責罰し、民事上重大なる訴權を審理し公共の安寧秩序を保護して市民日常の行爲に干涉し、樞密院及衆議院を召集して任意の議案を提出し、國家の財政、外交及其他一切の事を決定すべき最上權を有するに至れり。王は每月一回エフォルスに對し必ず國法に準據して其特權を行使すべきを誓ひ、エフォルスも亦國民を代表し國王が善く其誓約を履行する間は決して王權を侵害せざるべきを誓ふ、又九年每に王が其誓約の如く過失なきや否やを諸神祇に問ひ天若し凶兆を示すときは樞密院をしての王の行爲を審查せしめたり。又執權職は一時王權を停止し或は重罪に關し王を審判する權力ありて嘗て王を拿捕緊禁したる事實あり、一私人と雖エフォルスに王の過失を出訴することを得、エフォルスは國王の前にても着席し王は其前にては起立するの義務あり、其在職中は權限廣大にして無責任なりと雖、其任期は一年間なると其決議は五人の總員一致を要するとは其權力を制限する所以也。㊂希臘憲法の弛廢。以上はギリシアの代表たるべきアテネ、スパルタ兩國法の概要也。然るに人心の腐敗と共に社會秩序の紊るゝやアテネは英傑ペリクレス又はアルキビアデスを或は直し或は放逐せしが如く輿論の跋扈ありて民主政治の缺陷を暴露し、スパルタは尙武的敎育の積弊として社會組織の基幹たるドリア民族の人口激減し、之に加ふるにエフォルスの寡頭政治は其威力を失するや民主政治よりも一層迅速に國勢の衰退を來したり、玆に於てアテネもスパルタも其法律は生命を失ふて國家の滅亡以前に死法徒文に歸したり。㊃現狀。一一四六年完全に羅馬領に歸し一四五六年土耳古領に屬せしが一八三八年獨立して立憲王國を建て、歐洲大戰後革命起り一九二四年三月廿五日國民議會は王朝の廢止を決議し新憲法を發布せり。主權は國民に存し一般男子は年齡二五歲に達すれば議員の選擧權及被選擧權を有す、議員は人口一六、〇〇〇人每に一名を選出す其現在數は三三二人也。其政治及法律は同國古代法の影響を受けたる痕跡なきもの〻如し。〔雅典〕〔石碑法〕

規律 きりつ ritu(梵)〔印度法〕

規律懲戒權 きりつちようかいけん Disziplinargewalt(獨)〔獨逸法〕

切米 きりまい 德川時代に於て旗本家人の俸祿は春夏冬の三度に分割して支給したるが故に此名稱起れり、通常祿高の四分一宛を春夏二季に給し四分二を冬期に給したり、但冬期に給するを切米と稱し春夏に給するを御借米と云ふことあり。

技倆證明書 ぎりやうしようめいしよ〔航空法〕

ギルド gild(チュートン語)〔經濟集團〕

ギルドソシアリズム Guild socialism(英)〔社會主義〕

(次頁。議員—議員の資格審查)

儀禮 ぎれい〔周公〕

記錄文書保存救濟局 きろくぶんしよほぞんきゆうさいきよく secrétariat archives-secours(佛)〔佛蘭西法—各省〕

記錄局 きろくきよく bureau of rolls and library(米)〔亞米利加合衆國法〕

記錄所 きろくしよ〔官制〕

議院 ぎゐん Reichstag(獨) house; chamber(英) chambre(佛) camera(伊) ㊀觀念。〔貴族院〕及〔衆議院〕を各別に見たるとき之を議院と云、〔帝國議會〕は兩議院を以て成立し各別に立法の作用を爲すことを得ず。㊁議院の成立及組織。貴衆兩院議員は帝國議會の〔召集〕に應じて指定の期日に指定の場所に集會し、衆議院の〔議長〕〔副議長〕は其院に於て選擧せられたる各三名の候補者中より之を勅任し、又各議院は抽籤法に依り總議員を數部に分ち每部に部員中に於て互選せられたる部長一名を置き、玆に兩議院は成立す。各議院に〔書記官長〕一人及數人の書記官を置くの外、〔全院委員〕、〔常任委員〕及〔特別委員〕なる三種の委員を選定し、議案及事件の審査に任ぜしむ、常任委員は之を〔豫算委員〕、〔請願委員〕、〔懲罰委員〕及〔決算委員〕に分つ、貴族院には此外〔議員の資格審査〕に任ずる〔資格審査委員〕あり。㊂議院の權能。帝國議會としての權限の行使は兩院の議決を經るに非ずんば其效力なし、然れども下揭議院の權能は兩院の議決を以て之を爲すことを要せず、各院各別に之を爲すことを得べし。㋑天皇に〔上奏〕。㋺天皇に〔奏上〕。㋩政府に建議。㋥法律案の提出。㋭〔請願〕の受理。㋬調查。㋣院內の秩序の保持。㋠議員の資格審查。(但貴族院は又選擧訴訟の判決をも爲すことを得)㋷議員の懲罰。㋦議員の請暇の許可。(但衆議院は議員の辭職をも許可することを得)㋸議員の逮捕に付き許諾。㋾各議院の機關の選擧。㋻其他の各種の議決。㊃兩議院の差異。㋑各議院を組織する議員の性質を異にす。㋺議長、副議長の銓任方法及其任期を異にす。權限に小異あり。㊄兩議院の對外關係。議院は政府及他の議院と交渉往復を爲し議院侮辱事犯あるとき訴訟を提起することを得るの外、外部に對し議院として行動するの權限を有せず、其政府及他の議院に對して交渉を爲す場合には議長の手を經て之を爲すものとす。㊅兩議院相互の關係。兩議院は全く同等の關係に在り、從て、㋑議案。⑴政府の議案。政府提出の議案は〔豫算〕を除く外兩議院の內何れを先にするも便宜に依る、甲議院に於て政府の議案を可決し又は修正して議決したるときは乙議院に之を移すことを要し、乙議院に於て甲議院の議決に同意し又は否決したるときは之を奏上すると同時に甲議院に通知することを要す。⑵議院の議案。乙議院に於て甲議院の提出したる議案を否決したるときは之を甲議院に通知すべきものとす。㋺兩院協議會。乙議院に於て甲議院より移したる議案に對し之を修正したるときは之を甲議院に回付すべく甲議院に於て乙議院の修正に同意したるときは之を上奏すると同時に乙議院に通知することを要す、若し之に同意せざるときは〔兩院協議會〕を開くことを要す。(議院法第三三、三八、四〇、四五條)〔衆議院議員〕〔國會〕

議員 ぎゐん Abgeordneten(獨)〔獨逸法〕

議員 ぎゐん Mitglied(獨) member(英) membre(佛) membro(伊) ㊀觀念。合議制の機關を組織し、其議事の計議を爲す者を云、通例主として〔帝國議會〕の議員たる〔貴族院議員〕及〔衆議院議員〕を指稱す。㊁議員の特權。帝國議會の議員は次の各種の特權を與へらる。㋑宮中の禮遇。其地位に相當する宮中の禮遇を受く。㋺發言表決の自由。〔議院〕に於て發言したる意見及表決に付刑法上及民法上の責任を負ふことなし。㋩身體の自由。〔現行犯罪〕又は內亂外患に關する罪を除くの外會期中其院の許諾なくして逮捕せらるゝことをなし。㋥歲費及旅費を受くる權利。身分に依り議員たる者及官吏にして議員たる者を除くの外歲費を受くる權利を有す召集に應ぜざる者は此權利を失ふ、議員は又召集に應ずるが爲の往復の旅費を受く〻權利を有す。㊂議員の義務。議員としての權能を行ひ得ると共に其權能を行ふべき義務を負ふ、特に召集に應じて集會し、會議に出席し、表決に加はり、委員に選任せられたるときは正當の理由なくして之を辭するを得ざるの義務を負擔す、會議に於ては議事に關する法令規則を守り、院の決議に從ひ、議事整理に關する〔議長〕の命令に服するの義務あり。㊃議員の懲罰。議員が其議員たるの義務に違背する行爲あるときは院議を以て之を懲罰することを得、懲罰には、㋑公開議場に於ける譴責。㋺公開議場に於て適當の謝辭を表せしむること。㋩出席停止。㋥除名の四種あり。(憲五二、五三條、議院法一九、八三、八七、九四—九九條、[illegible])〔懲罰委員〕〔府縣會議員〕〔町村會議員〕

議院事務局 ぎゐんじむきよく〔貴族院〕並に〔衆議院〕に附隨する事務を處理せしむ。各事務局に書記官長、書記官、速記士、守衛長、屬、速記技手、守衛副長等の職員を置く、書記官長は議長の指揮を受けて局中一切の事務を監督し、書記官は議事記錄筆記印刷庶務會計警務等に關する事務を分掌す、何れも職務上は議長に隷屬して其指揮を受くと雖、其身分は內閣總理大臣の下に隷する官吏也。(議院法一六、一七條、明三三年勅一二二號貴族院事務局官制、同年勅一二三號衆議院事務局官制)

議員の權利義務 ぎゐんのけんりぎむ〔議員〕〔府縣會議員〕〔町村會議員〕

議院主義 ぎゐんしゆぎ Parlamentarismus; parlamentarische Demokratie(獨)〔獨逸法—憲法〕

議員の資格審查 ぎゐんのしかくしんさ judge of the qualification of members(英) ㊀資格審查權。被選擧人が議員となるには、㋑被選擧人たるの資格を具ふること、㋺有效なる多數の投票を得て當選すること、の二條件を必要とす、而して〔議院〕の資格審查權は專ら前者に存し、後者に關して其有效無效を決定するを〔選擧爭訟判決權〕と爲す、玆に所謂資格とは被選擧權を適法に有することにして、一身に專屬する身分也。例せば〔衆議院議員〕の資格は衆議院議員選擧法第二章一〇條乃至一七條の規定する所也。我現行制度に由れば〔貴族院〕は〔伯子男爵議員〕〔學士院議員〕及〔多額納稅者議員〕の資格及選擧爭訟の判決權を有するに反し衆議院は單に資格審查權を有するのみ。㊁衆議院の資格審查。衆議院に於て議員の資格に付審議を生じたるときは特に委員を設け時日を期し之を審查せしめ其報告を得て之を議決す。㋑異議の申立。他の議員の資格に對し異議を申立つる議員には異議申立書及其副本一通を作り署名して之を〔議長〕に差出さしむ、議長は申立書を資格審查委員に附し其副本を被告議員に送達し期日を定め答辯書を差出さしむ。㋺〔資格審查委員會〕。議長被告議員の答辯書を受取りたるときは資格審查委員に附し時日を期して之を審查せしむ。㋩審查の制限。裁判所に於て當選訴訟の裁判手續を爲したるものは衆議院に於て同一事件に付審查することを得ず。㋥被告の權利。被告議員は自ら議院に辯明し又は他の議員をして代りて辯明せしむることを得、議員其資格無きことを證明せらるるに至るまでは議院に於て位列及發言の權を失はず、但自身の資格審查に關する會議に對しては辯明することを得るも其表決に預ることを得ず。㋭議決と其結果。委員、審查報告を議長に差出したるときは議長之を各議員に配付したる後、院議に付す。院議若し無資格と確定したるときは、議員の資格は消滅す。㊂貴族院の資格

(前頁。規律—議院)

審査。貴族院は其議員の資格及選擧に關する爭訟を判決す、其手續は衆議に於けると大差無し但貴族院に於て議員の資格を不法と判決するも議員の資格は當然消滅するものに非ず、議長は議員の位列を停止して其判決を奏上すべきものとす。（明二二年法二號議院法七八乃至八〇條。貴族院規則第三章六七條以下。明二二年勅一一號貴族院令九條。明二三年勅二二一號貴族院伯子男爵議員選擧規則）〔貴族院議員の選擧爭訟〕

議院の成立 〔議院の組織〕

議院の組織 〔議院〕

議員の懲戒 〔議員〕〔懲罰委員〕

議員の定數 〔府縣會議員〕〔衆議院議員〕〔貴族院議員〕〔居留民團〕

議院法 Geschäftsordnung für den Reichstag.（獨） law of the houses.（英） règlement des chambres.（佛） 一意義。議會制度に關する一切の實質的及形式的規定を包含すと爲すは最廣義たり、制定公布の手續如何を問はず主として議院の議事に關する形式的手續を定めたるものと爲すは最普通の意義也、我議院法の如く法律の形式に由りて發布されたるものを指すは最狹義也。二現行議院法。最廣義の議院法は憲法中の議事公開、定足數、多數決等の規定、憲法と同時に發布せられたる議院法及貴族院規則、衆議院規則を總稱す、各院規則は各院が其自主權を以て制定する所に係り唯各議院内にのみ效力を有す、狹義に於ては明治二二年法律二號を以て公布せられたる議院法のみを指し全篇一八章九九條より成る、主なる規定事項次の如し。(1)帝國議會の召集成立及開會に關する手續。(2)議長書記官及經費。(3)議長副議長及議員歳費。(4)各種の委員に關する事項。(5)會議の方法に關する事項。(6)停會閉會。(7)秘密會議。(8)豫算案の議定。(9)國務大臣及政府委員。(10)議員の質問。(11)上奏及建議。(12)兩議院關係。(13)請願手續に關する事項。(14)議院と人民及官廳地方議會との關係。(15)議員の退職及〔議員資格の異議〕。(16)請暇辭職及補闕。(17)議院内部の紀律及警察。(18)議員に對する懲罰。（議四六——四八條）

禁壓警察 一に制壓警察とも云ひ、〔司法警察〕の別名にして〔豫防警察〕に對する語也、即ち既發の犯罪を搜査し、犯罪人を逮捕して安寧秩序を維持する警察にして此禁壓警察と豫防警察とを併せて〔治安警察〕と稱し、又〔高等警察〕に對して治安、秩序、戎器の三警察を併せて〔普通警察〕と稱し此兩者を總稱して〔保安警察〕とす。

近海航路 coastwise service.（英） 下揭の各區內及區を併せたる區域內の航路を云。イ第一區。東經一一三度より同一七〇度及北緯二一度より同六三度に至る線內。ロ第二區。東經九五度より同一七五度及南緯一一度より北緯二七度に至る線內。（明三四年遞令八七號、船舶檢查法施行細則四八、五〇條）〔遠海航路〕〔沿海航路〕

銀行 Bank.（獨） bank（英） banque（佛） banca（伊） 一意義。銀行條例第一條は「公ニ開キタル店舖ニ於テ〔營業〕トシテ證券ノ割引ヲ爲シ又ハ爲替事業ヲ爲シ又ハ諸預リ及貸付ヲ併セ爲ス者ハ何等ノ名稱ヲ用キルニ拘ラス總テ銀行トス」と規定し、以て銀行業の意義を確定せり、此他尙特別法に依りて設立せられたるものに〔日本銀行〕、〔日本興業銀行〕、〔日本勸業銀行〕、〔橫濱正金銀行〕、〔北海道拓殖銀行〕、〔朝鮮銀行〕、〔臺灣銀行〕、〔貯蓄銀行〕、〔農工銀行〕等あり。二認可。銀行業を營まむとする者は商號資本金額及本店並に支店の所在地を定め地方長官を經由して大藏大臣の認可を受くることを要す、認可申請者が個人なると會社なるとにより其手續を異にす、外國會社にして我國に支店を設け銀行業を營まむとするときは亦一定の手續に依り認可を申請すべきものとす、營業の認可を得たる日より六月內に事業の開始を爲さゞるときは其認可は效力を失ふ、但巳むを得ざる事由に因り大藏大臣の認可を受けたるときは此限に在らず、大藏大臣の認可を受けずして銀行の事業を營みたるときは其營業主を千圓以下の罰金に處す。三營業。イ銀行條例第一條は銀行の營業を規定して證券の割引、爲替事業、諸預り及貸付と爲す、是等の業務は商法其他一般普通法の規定する所に從ふ、而して右四行爲中諸預り及貸付は之を併せ爲すことを要す。ロ銀行は每半箇年營業の報告書を製し地方長官を經由して大藏大臣に送付することを要し、又每半箇年〔貸借對照表〕を製し新聞紙其他の方法を以て之を公告することを要す、此半箇年は每年一月より六月迄及七月より十二月迄とし、之を銀行の事業年度とす、又報告書には一定の形式ありて事業年度經過後一月內に大藏大臣に提出することを要す、但巳むを得ざる事由あるときは大藏大臣の認可を受けて延期するとを得、右の報告若くは公告を爲さず、又は其報告若くは公告中に虛僞の記載を爲し若くは事實を隱蔽したるときは營業主又は代表者に對して制裁あり。ハ營業時間は午前第九時より午後第三時迄とす、但營業の都合により之を增加することを得。ニ休日は大祭日、祝日、日曜日及銀行營業地に行はるゝ定例の休日とす、但止を得ざる事故あるときは地方長官に屆出て豫め新聞紙其他の方法を以て公告したる上休業することを得。四監督。銀行をして前記の營業報告書の提出並貸借對照表公告の義務を負はしむる以外に、大藏大臣は何時たりとも地方長官又は其他の官吏に命じて銀行の業務の實況及財產の現況を檢査せしむることを得、若し右の檢査を妨げたるときは制裁あり。銀行の業務又は財產の狀況に依り必要ありと認むるときは其事業の停止を命じ其他必要なる命令を爲すことを得、銀行が法令、定款又は大藏大臣の命令に違反し其他公益を害すべき行爲を爲したるときは大藏大臣は事業の停止若くは役員の改任を命じ又は營業の認可を取消すことを得、大藏大臣の爲したる命令に違反したるときは制裁あり。五種類。イ發券銀行と然らざる銀行とに大別することを得、前者は〔銀行券〕の發行を許されたる銀行、後者は此特權なきもの也、日本銀行、橫濱正金銀行、臺灣銀行、朝鮮銀行は前者に屬し、後者は一般銀行とす。ロ經濟上の目的に依りて分類し、普通商業銀行、不動產銀行、動產銀行、爲替銀行、貯蓄銀行、及土地開拓を目的とする拓殖銀行等と爲すとを得、特別法に依る銀行に付ては各其項に於て說明せり。（明二三年法七二號銀行條例。正五年大令一〇號銀行條例施行細則。明三三年法五號銀行に關する法律に定めたる過料に關する件）

銀行爲替 〔爲替〕

銀行業 〔銀行〕

銀行券 Banknote.（獨） bank note（英） billet de banque（佛） certificato di banca（伊） 一意義。貨幣の一定額を表記する證券にして、之を發行せる銀行が持參人の要求に對し一覽の上卽時に其額の本位貨幣を支拂ふ旨を約する一種の一覽拂〔約束手形〕也。二銀行券發行制度。發券の特權を附與する銀行を單一銀行に限る制度と多數の銀行を指定して之に發券を許す制度とあり、發券銀行の單一制又は複合制と云ふは是也。我國明治の初、複合制を採り多數の國立銀行に發券の特權を與へしが現在は單一制を採り〔日本銀行〕のみ此特權を有す、但例外として〔橫濱正金銀行〕は關東州及支那に於て〔朝鮮銀行〕は朝鮮に於て、〔臺灣銀行〕は臺灣に於て銀行券を發行する權あり。三銀行券は法貨也や。銀行券に強制通用力を有するものと然らざるものとあり、其強制通用力を有するものは法貨也、イ我〔兌換銀行券〕は同條例四條に「兌換銀行券ハ租稅海關稅其他一切ノ取引ニ差支ナク通用スルモノトス」とありて強制通用力を有す。ロ「橫濱正金銀行ノ銀行券ハ支那ニ於テ公私一切ノ取引ニ無制限ニ通用スルモノトス」然れども我國の法令を以て外國に強制通用力を認め得ざるが故に正金銀行は支那の法貨に非る也。ハ「朝鮮銀行ノ發行スル銀行券ハ朝鮮總督ノ管轄區域內ニ於テ無制限ニ通用スルモノトス」即ち朝鮮に於ては法貨也。ニ「臺灣銀行ヨリ發行スル銀行券ハ臺灣總督府管轄地方內ニ於テハ政府ノ收納ニ充ルコトヲ得」るのみ、法貨に非る也。（明一八年太布告一八號兌換銀行券條例一、三、四條。明三九年勅二四七號橫濱正金銀行ノ關東州及清國ニ於ケル銀行券ノ發行ニ關スル件。明四四年法四八號朝鮮銀行法二一、二三條。明三〇年法三八號臺灣銀行法八、一〇條）〔紙幣〕

銀行紙幣 Bankspapiergeld; Banknoten.（獨） bank note; bank bill（英） papier-monnaie de banque; billet de banque.（佛） 法律上所謂〔紙幣〕の內には政府發行のものと、〔銀行〕發行のものとあり、銀行發行の紙幣は凡て之を銀行紙幣と謂ふことを得。然れども我國に於て銀行紙幣なる語は國立銀行が國立銀行條例に依り發行せる紙幣のみを指稱し、日本銀行兌換券其他の〔兌換券〕は之を〔兌換銀行券〕或は單に〔銀行券〕と云。國立銀行發行の銀行紙幣は明治二九年法律第八號に依り同三二年二月九日限り其通用力を失へり。

銀行取引 Bankiergeschäft（獨） banking business（英） opération de banque.（佛） 金錢又は〔有價證券〕の轉換を媒介する行爲を云、商法に所謂銀行取引は銀行條例の所謂〔銀行〕の爲す取引のみに限らざるより商法二六四條八號に於て〔兩替〕を銀行取引の一種としたるに依るも明也、〔ビルブローカー〕及〔無盡業〕者の營業として爲す行爲の如きは銀行取引の一種と云ふべし。銀行取引は媒介行爲たるを要するが故に貸付行爲あると共に資金を他人より得る爲めの行爲あるを要するは我大審院及獨逸帝國商事高等裁判所の判例也、銀行取引は吾商法上〔商行爲〕の一にして、之を營業とする者は〔商人〕也。

銀行の合併 〔銀行〕業を營む會社の合併は商法の〔會社の合併〕の規定に從ふを原則とし、唯次の諸點に於て異る所あり。一銀行業を營む會社の合併は大藏大臣の認可を受くるに非ざれば其效力を生せず。二イ商法七八條二項は會社が合併の決議を爲したるときは其決議の日より二週間內に其債權者に對し異議あらば一定の期間內に之を述ぶべき旨を公告し且知れたる債權者には各別に之を催告することを要す、但其期間は二ケ月を下ることを得ざる旨を規定す、銀行業を營む會社が合併の決議を爲したる場合に於て爲すべき右の催告は預金者に對しては之を爲すことを要せず、又右但書の期間は一箇月迄之を下すことを得。ロ商法二二〇條ノ二は株式併合の場合に於て「會社ハ株式ニ對シ一定ノ期間內ニ株券ヲ會社ニ提供スヘキ旨及ヒ其期間內ニ之ヲ提供セサルトキハ株主ノ權利ヲ失フヘキ旨ヲ通知スルコトヲ得但其期間ハ三ケ月ヲ下ルコトヲ得ス」と規定す、銀行の合併に因る株式併合の場合に於ては右但書の期間は一箇月迄之を下すことを得。三銀行業を營む會社が合併に因りて貯蓄銀行法一條一項の業務に屬する契約に基く權利義務を承繼したる場合に於ては其契約の完了する迄仍契約に關する業務に限り之を繼續することを得るものとす。四銀行業を營む會社が合併の決議を爲したるときは商法七八條の手續を了したる後各會社の業務執行社員の全員、總取締役の署名したる認可申請書に次の書類を添附して大藏大臣に提出することを要す。イ總會の決議錄又は社員の同意ありたることを知るに足る書面。ロ合併に關する契約書。ハ合併に因り存續する會社又は合併に因り設立する會社の定款。ニ商法七八條一項の規定に依り作成したる貸借對照表。ホ商法七八條二項の規定に依る公告、催告及商法二二〇條ノ二の規定に依る通知を爲したることを知るに足る書面。（明二三年法七二號銀行條例二ノ二〇二項、二ノ三、二ノ五條。正五年大令一〇號銀行條例施行細則八條。正一〇年法七四號貯蓄銀行法一條一項、九、一〇、一五、一九條。商七八、二二〇ノ二條）

金額債權 certa pecunia credita（羅） 或は金額確定債權とも云〔金錢債權〕の一種にして、一定の金額の給付を目的とする債權を云。此場合の債務者は其選擇に從ひ各種の通貨を以て辨濟を爲すことを得、但〔補助貨幣〕は強制通用力の制限を受く。外國の通貨を以て債權額を指定したる場合に債務者が外國通貨を以て支拂ふは固より妨げざる所にして又各種の

國通貨を以ても辨濟を爲すことを得、但內國通貨を以て辨濟を爲す場合の換算の相場は履行地に於ける爲替相場に依るべきものとす。(民四〇二、四〇三條)

緊急議決（きんきふぎけつ） 〔議院法〕上の用語にして緊急事件に付て普通の手續、順序を經ずして議決を爲すことを云、用語の範圍一定せずと雖下揭の場合の何れかに該當す。一〔緊急動議〕に依り〔議事日程〕が變更若くは追加せられ、新たなる議題若くは順序上後に位すべき議題が特に討議せられて可決せられたるとき之を緊急議決と云、其議題は一般に議事日程に載することを得べきものならば如何なる種類たるを問はざる也。二議長自ら緊急事件と認むるときは討論を用ひずして院議に諮ひ議事日程を變更することを得、而して其可決せられたるときは緊急議決也。三政府より提出したる議案は委員の審査を經ずして之を議決することを得ざるを原則とす、但緊急の場合に於て政府の要求に由るときは委員の審査を經ずして之を議決することを得、此場合も亦緊急議決と稱す。四法律案の第一讀會は議案を各議員に配付したる後少くとも二日を隔て、之を開くことを要すれども、緊急事件に付ては二日の間隔を置かずして之を開くことを得、第二讀會、第三讀會亦同じ、此場合該法律案にして可決せられたるときは緊急議決に由るものと云ふべし。五議事は議事日程に殘餘あるも定期の散會時刻に終るを常とす、然れども緊急の議事に付ては定例に反し猶引續きて議事を開き議決を爲すを得、此場合の議決も亦緊急議決と云。(議院法二八條。貴族院規則、衆議院規則)

緊急事態（きんきふじたい） 〔搜査上の緊急事態〕

緊急狀態（きんきふじやうたい） 〔緊急避難〕

緊急狀態論（きんきふじやうたいろん） Notstand〔ベルネル〕

緊急勅令（きんきふちよくれい） 〔緊急命令〕

緊急動議（きんきふどうぎ） Dringlichkeitsantrag.(獨) motion of argent necessity.(英) 議事規則に於ては〔議事日程〕に記載なき事項又は順序の異れる事項に付て發言することを得ざるを一原則とす、然れども緊急事件に付て議する必要ある場合には例外を認む、而して緊急事件に付ては議長自ら之を認めて院議に諮ふことあり、或は議員中緊急事件に付き動議を起したる場合に成否を決することあり、此後の場合を緊急動議と云。緊急動議の提起には、定規の贊成者あることを要し、贊成者あれば議長は討論を用ひずして之を院議に諮ふ、院議之を容るゝときは之を議題とし議事日程を變更し又は變更することなくして討議す。(貴族院規則、衆議院規則)

緊急防衞（きんきふばうゑい） 〔正當防衞〕

緊急避難（きんきふひなん） Notstand(獨) état de nécessité(佛) 一意義。「自己又ハ他人ノ生命、身體、自由、若シクハ財產ニ對スル現在ノ危難ヲ避クル爲止ムコトヲ得ザルニ出デタル行爲」にして一に又緊急狀態とも云。二性質。緊急避難は〔正當防衞〕の如く其本質は權利には非ず、然れども其行爲は違法性を缺くものとせらるゝが故に被害者は之に對し其行爲を許すべからずとして對抗するを得ず、之を緊急避難權と稱す、只別個の緊急避難が有り得べきのみ。三要件。イ〔法益〕。「自己又ハ他人ノ生命、身體、自由、若シクハ財產」に一定す。されど、貞操、名譽の如き之に準じて考ふることを得べきものとす。ロ避難行爲は法益保全の爲の唯一の方法なることを要す。同じく「止ムコト得ザル」行爲なるも緊急避難の場合と正當防衞の夫とは適用を異にすべし。ハ加害法益は被害法益と權衡を保持すべきものとす。若し其避けんとしたる法益が生じたる害と著しく權衡を失したる場合は緊急避難とは云ふべからず。但行爲が程度を超えたる場合又は法益が權衡を失したる場合も情狀により刑を減輕又は免除することを得るものとす。ニ除外。軍人、船員、警察官、消防夫等其業務上寧ろ危難に赴く義務ある者に對しては此緊急避難を認むることを得ざるは云ふ迄もなし。(刑、三七條民七二〇條二項)

緊急避難權（きんきふひなんけん） 〔緊急避難〕

緊急命令（きんきふめいれい） Notverordnung; Verordnung mit provisorischer Kraft(獨) 一意義。議會の〔閉會〕中其〔協贊〕を經べき性質のものなるに係らず臨時緊急の必要上其協贊を經ずして之に代るべき定をなす爲に發する國家の意思表示也、必ず〔勅令〕の形式によるが故に又緊急勅令とも云。二要件。イ議會の閉會中なる時は必ず其協贊を經べきものにして此〔命令〕を發するを得ず。ロ此命令を發するは公共の安全を保持し其災厄を避くる爲の消極的範圍にのみ限らるべく積極的に公共の福利を增進する爲めなることを得ず。ハ次期議會の開會を待つ能はざる緊急の場合なるを要す。ニ又普通行政權の作用により其目的を達し得べき場合なる時は固より此命令を發すべきの限に非ず。三形式。〔樞密院〕の諮詢を經て勅令の形式を以て發す、而して〔上諭〕に於て帝國憲法第八條一項によるべき旨を記載することを要す。四議會の承諾。「此ノ敕令ハ次ノ會期ニ於テ〔帝國議會〕ニ提出」し其承諾を求むべきものとす、其承諾は之によつて過去の國務大臣の責任を解除し將來に向つて其法律的效力を確定せしむ、故に次の〔會期〕迄に之を廢止したる時と雖、尙議會に提出することを要すべきも從來の先例は之に反す、不承諾なる場合は勅令を以て帝國憲法第八條二項による旨を上諭に記して其命令の將來に對して效力を失ふ旨を公布すべきものとす。五財政上の緊急勅令。イ意義。「公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ內外ノ情形ニヨリ帝國議會ヲ召集スルコト能ハザルトキ」は政府は勅令により財政上必要の處分をなすことを得、之を財政上の緊急勅令と云、ロ性質。此勅令の性質は法規を定むるものに非ずして財政上の處分なる點に於て普通の緊急勅令と異るもの也。而して此勅令を發し得べき場合は只議會の閉會中なるのみにては不可にして「內外ノ情形ニヨリ帝國議會ヲ召集スルコト能ハザル時」なるを要する點に於て普通の緊急勅令より條件を加重さるゝもの也。尙此勅令を發したる時は次の議會に於て承諾を求むることを要するは普通の緊急勅令と相違なきも其不承諾なりし場合に於ては政府の責任問題を生ずるに止り其處分の效力を失ふことなし。(憲八、七〇條公式令七條)

(後頁。金玉掌中抄——金鵄勳章)

金玉掌中抄（きんぎよくしやうちゆうせう） 一卷（群書類從七六卷律令部第二に收む）罪條事、知罪法事、八虐罪事、六議事、官當事等凡て七一條を記せる律書也、著者中原章任は明法博士にて元應元年六月死。

欽々新書（きんきんしんしよ） 〔評刑考〕

金貨（きんくわ） Goldmünze.(獨) gold coin(英) argent d'or.(佛) moneto d'oro(伊) 黃金を主成分とする硬貨也、普通黃金にて造れる經濟上の〔貨幣〕は盡く之を金貨又は金貨幣と云、然れども法律上金貨幣とは一定の成分と形式とを有する黃金片也、我國に於ては金貨幣のみ其額に制限なく〔法貨〕として通用し且其自由鑄造を許す。一種類。二十圓、十圓及五圓の三種とす。二品位。純金九百分參和銅一百分。三量目。イ二十圓金貨幣は四匁四分四厘四毛四。ロ十圓は二匁二分二厘二毛二。ハ五圓は一匁一分一厘一毛一。四量目の公差。イ二十圓金貨幣は每片八毛六四、一千枚每に八分三厘。ロ十圓は每片六毛零五、一千枚每に六分二厘。ハ五圓は每片四毛三二、一千枚每に四分一厘。五通用最輕量目。イ二十圓金貨幣は四匁四分二厘。ロ十圓は二匁二分一厘。ハ五圓は一匁一分零厘五毛。六純分の公差。一千分の一。七外國の主なる金貨。イ英國の砂貨は總量七・九八八餘グラム、純分七・三二二三グラム、品位九一六・三分の二。ロ米國の弗貨は總量一・六七一八餘グラム、純分一・五〇四餘グラム、品位九〇〇。八我金貨は明治三十年貨幣法の規定に依る、此貨幣法施行以前發行の金貨幣は貨幣法に依り發行する金貨幣の倍位に通用す、之れ貨幣法に依り貨幣の單位が半減せられしが爲め也。(明三〇年法一六號貨幣法。同年勅一四一號內國貨幣法に依る貨幣の形式。同年勅一三八號造幣規則)〔貨幣交換金〕〔貨幣〕

銀貨（ぎんくわ） Silbermünze(獨) silber coin.(英) monnaie d'argent; argent blanc.(佛) moneto d'argento(伊) 一に又銀貨幣と稱し補助貨にして法貨として通用する限度を十圓とす。一種類。五十錢及二十錢の二種とす。二品位。純銀七二〇分參和銅二八〇分。三量目。イ五十錢銀貨幣は一匁三分二厘。ロ二十錢は五匁二厘八毛。四量目の公差。イ五十錢は每片一厘七毛一、一千枚每に一匁零分六厘六毛六。ロ二十錢は每片一厘零毛七、一千枚每に五分三厘三毛三。五我銀貨幣は明治三十年制定後多少の改正を經たる貨幣法の規定に依る。イ貨幣法施行以前に發行せられたる一圓銀貨幣は金貨幣一圓の割合を以て政府の都合に依り漸次之を引換へしが通用禁止の場合に於ては六ケ月以前に勅令を以て之を公布すべきを規定し、三一年四月一日限り之が通用を禁止し、其禁止の翌日より起算し滿五ケ年內に引換を請求せざるときは爾後地金として取扱ふとなれり。ロ從來發行の銀貨幣は從前の通り通用す。(明三〇年法一六號貨幣法。同年勅一四四號貨幣法に依る貨幣の形式。明三〇年勅三三號)〔貨幣交換金〕

金貨幣又は金地金輸出制限（きんくわへいまたはきんぢがねゆしゆつせいげん） 〔兌換銀行券〕

禁錮（きんこ） Gefängnisstrafe(獨) imprisonment.(英) emprisonnement.(佛) imprigionamento(伊) 「自由刑」の一種にして監獄に拘置するも〔懲役〕と異り定役を科することなし、無期及有期に別ち、有期禁錮は一月以上十五年以下とす、但加重する場合に於ては二十年に至らしむることを得べく、減輕する場合は一月以下に降すことを得、舊刑法に所謂無期流刑、有期流刑、重禁獄、輕禁獄、輕禁錮は刑法の禁錮に該當す。(刑一三、一四條、同施二條)〔主刑〕

禁錮監（きんこかん） 〔監獄〕

金座（きんざ） 金貨を鑄造發行する役所にして〔銀座〕と併置せられたり。〔座〕

銀座（ぎんざ） 銀貨を鑄造發行する役所にして慶長六年〔豐臣秀吉〕始めて之を伏見に置き、德川時代に至り伏見駿府長崎の三ケ所に設けたるも、後伏見は京都に駿府は江戶に移り、長崎は廢止せらる、初め銀座は金銀改役の支配の下に在りしが、之を留守居役、後更に勘定奉行の支配に變更さる。〔座〕〔金銀吹替次第、貨幣秘錄〕

禁止（きんし） Verbot(獨) prohibition(英) prohibition(佛) proibizione(伊) prohibitio(羅) 〔禁制〕とも稱することあり、〔行政處分〕の一種也、行政機關が私人に對し作爲を命ずるは「命令」にして不作爲を命ずるは禁止也、例せば租稅の徵收は前者に屬し營業の禁止は後者に屬す、禁止は一に又禁止特示命令と稱することあり。〔禁制〕〔戰時禁制品〕〔命令〕

金史（きんし） 一三五卷〔脫脫〕〔吳案〕〔張起巖〕

禁止特殊命令（きんしとくしゆめいれい） interdictorium prohibitorium(羅) 〔禁止〕

禁止期限（きんしきげん） Verbotstermin.(獨) prohibition term(英) délai de l'interdiction(佛) termine di proibizione(伊) 法令の規定を以て人民に對し或行爲を禁止したる場合に於ける期間の滿了期を云。

金鵄勳章（きんしくんしやう） 武功拔群なる者に賜ふ勳章也。一等級。分ちて七とし、功一級より功七級に至る。二初敍並進級。イ將官の初敍は功三級とし武功を累ぬるに從ひ逐次進級せしむ、特旨を以て敍賜するときは此限に在らず。ロ佐官の初敍は功四級、尉官の初敍は功五級とす、武功を累ぬるに從ひ逐次進級せしめ佐官は功二級、尉官は功三級に至るを得。ハ准士官下士及兵卒の初敍は功七級とす、武功を累ぬるに從ひ逐次進級せしめ、准士官下士は功五級、卒は功六級に至るを得。ニ陸軍見習士官海軍少尉候補生は尉官に準じに擬敍す。ホ將校相當官及軍屬は將校若くは下士に準じて敍賜す。ヘ戰役間武功常に卓越にして優賞すべしと論定したる者又は重要の職に當り武功拔群なる者は初敍の功級より一等上級に敍賜するとあるべし。三授與權の假附與。戰役の景況に依り特に軍司令官

(前頁。緊急議決——緊急命令)

又は艦隊司令長官に金鵄勳章五級以下を其部下に授與するの權を假すとあるべし。㊃年金。㋑金鵄勳章を賜ふ者には功級に應じ終身年金を加賜せらる、年金の定額次の如し、功一級千五百圓、功二級千圓、功三級七百圓、功四級五百圓、功五級三百圓、功六級二百圓、功七級百圓。㋺[1]年金受領者死亡したるときは仍一年間遺族に其年金を賜ふ、右の場合に於て年金受領期間本人及遺族を通して五年に滿たざるときは五年に滿つ迄遺族に其年金を賜ふ。[2]遺族とは寡婦、孤兒、父母及祖父母にして年金受領者生存中より戸籍簿に登記したる者並家督相續人及戸主を云。[3]遺族の年金を受くる順位。一寡婦、二孤兒、三父、四母、五祖父、六祖母、七家督相續人又は戸主。㋩勳章年金を賜ふ者には賞勳局總裁年金證書を作り之を授與す。㊁[1]年金支給の初年に於ては其證書の日附六月三十日以前に在るものは全額を給し、七月一日以後に在るものは半額を給す。[2]年金受領者死亡の年に於ては其六月三十日以前に在るものは半額を給し七月一日以後に在るものは全額を給す。[3]遺族に賜ふ年金の支給は年金受領者の死亡六月三十日以前に在るものは七月一日、其死亡七月一日以後に在るものは翌年一月一日に始る。㋭年金は半額を毎年六月十二月の兩回に支給す。㋬水火與盜難等に由り年金證書を亡失したるときは年金の種類、證書の番號、年金額及亡失の事由を具し年金支給郵便局を經て爲替貯金局に屆出づべし。（明二七、勅一九三號[illegible]勅一七三號[illegible]章年令。同年勅令第九號勳章年金支給細則）

金種債權（きんしゆさいけん）〔金錢債權〕の一種にして、特種の通貨の給付を目的とする債權を云、兩替の如き場合に拾錢白銅貨百箇に對し十圓紙幣一枚を給付すべきが如し、此場合には債務者は其特種の通貨を以てのみ辨濟を爲すべきものとす、但其特種の通貨が辨濟期に於て强制通用力を失ひたるときは債務者は他の通貨を以て辨濟を爲すことを要す、之を相對的金種債權と稱す、然れども絕對に特種の貨幣を給付せしむることを約する所謂絕對的金種債權に在りては其特約に從ふべきは當然也。外國の通貨の給付を目的とする場合に於ても內國金種債權に於けると同じ。（民四〇二條一項但書、同條二項三項）

禁酒令（きんしゆれい）〔米國の禁酒令〕

近親主義（きんしんしゆぎ）皇位の繼承又は私人の相續に關し其承繼者の順位を定むる場合に於て前君主又は被承繼者と〔親等〕の最も近き者を以て其承繼又は相續を爲さしむる主義を云、而して此場合に同親等者數人あるときは男子及年長者を先きにするを例とす。

禁制（きんせい）〔禁止〕の義にして外國語も亦同一也、法令を以て人民の或行爲を〔禁止〕制限する場合例せば阿片煙を輸入、製造又は販賣し若くは販賣の目的を以て之を所持するが如きは刑法に於て禁制する處也、舊刑法に禁制及禁制物の用語例あり。〔戰時禁制品〕〔高札〕

禁制著作物（きんせいちよさくぶつ）〔出版〕

禁制品輸送（きんせいひんゆそう） transport of contraband（英） transport interdit（佛）〔戰時禁制品〕

近世のパピニアーヌス（きんせいのぱぴにあーぬす） Le papinien moderne（佛）〔佛蘭西法〕〔羅馬法〕

近世法律問題（きんせいほうりつもんだい） Moderne Rechtsprobleme〔コーラー〕

近世羅馬法學提要（きんせいろーまほうがくていよう） System des heutigen Pandektenrecht.〔ベッカー〕

金錢（きんせん） Geld.（獨） money.（英） argent（佛） moneta（伊） 貨幣の一定の數量を指示するものを云、抑も貨幣には取引上の習慣に依りて定るものと、法令に依り貨幣として强制通用力を付したるものとあり、法令上金錢と稱するは後者の貨幣にして其一定の數量を指稱する語也、民法四〇二條に「債權ノ目的カ金錢ナルトキ云々」とあるは卽此意味に於て用ひられたるもの也。

金錢給付（きんせんきふ）〔給付〕

金錢供託（きんせんきようたく）〔供託〕

金錢刑（きんせんけい）〔財產刑〕

金錢債權（きんせんさいけん） Geldforderung.（獨） 〔一〕意義。〔金錢〕の〔給付〕を目的とする〔債權〕を云。〔二〕種類。大別して、㋑內國貨幣の給付を目的とする債權、㋺外國貨幣の給付を目的とする債權の二と爲す。共に更に分ちて三種とす、卽[1]〔金額債權〕。[2]〔金種債權〕。[3]特定金錢債權。特定の貨幣の給付を目的とする債權也、其性質は普通の特定物の引渡を目的とする債權と異ることなし。

金錢債權に對する强制執行（きんせんさいけんにたいするきようせいしつこう）〔動產に對する强制執行〕中、〔債權及其他の財產權に對する强制執行〕の一種也。〔一〕差押手續。㋑執行機關。執達吏に非ずして執行裁判所也。㋺差押の申請。債權者は差押ふ可き權產の種類及數額を表示して之を爲す、其他〔强制執行〕に關する一般の執行要件を具備することを要す。㋩差押の方法。金錢債權の〔差押〕は執行裁判所の差押命令を以て之を爲す、差押命令は職權を以て第三債務者及債務者に送達す、債權者には其送達したる旨を通知するに止む、差押の效力は第三債務者に送達したるを以て完成す、差押命令は適法なる差押の申請あるときは第三債務者及債務者を審訊せずして之を發す、抵當ある債權を差押ふる場合には債權者は債務者の承諾を要せずして其債權の差押を登記簿に記入する權利あり。〔二〕差押の效力。㋑債務者は差押により債權の處分殊に其取立を爲すことを得ず、且債權に關する所持の證書を差押債權者に引渡す義務あり、若し引渡さゞるときは債權者は差押命令に基き執達吏をして强制執行の方法を以て其證書を債務者より取上げしむることを得、㋺第三債務者に對しては債務者に支拂を爲すことを禁ず。㋩俸給其他之に類する繼續收入の債權は之を差押ふるときは差押金額を限度とし、差押後に收入すべき金額に及ぶ。㊁職務上の收入の差押は債務者の轉任、後任又は暫俸による收入にも亦及ぶ。㋭差押債權者は第三債務者をして差押へたる債權に對して差押命令の送達より七日の期間內に書面を以て民訴六〇

（後頁 金錢債務——金錢の消費貸借）

九條一項一號乃至三號の事項に付き陳述を爲さしむることを得、第三債務者陳述を怠りたるときは之に因りて生じたる損害賠償の責任あり。〔三〕差押後の手續（廣義の換價手續）。廣義の換價方法を分ちて差押債權を差押債權者に移付するものと特別の換價方法との二種とす。㋑差押債權の移付。差押債權者に取立命令を與ふるものと轉付命令を與ふるものとの二種あり、差押債權者は選擇に從ひ其一を申請することを得、尤も債務者に保證を立てしめ又は供託を爲さしめて執行を免がるゝことを許すべきときは取立命令のみを發す、移付命令の申請は差押命令と同時又は其後に之を爲すことを得、移付命令の申請が取立命令の申請なりや轉付命令の申請なりや不明の時は取立命令の申請と解す、是れ轉付命令は危險を負擔する命令なるを以て也。〔取立命令〕〔轉付命令〕。㋺特別の換價方法。差押へたる債權が條件附若くは有期なるとき又は反對給付に繫り若くは他の理由ありて其取立困難なるとき、例せば第三債務者の住所不明、破產、外國に在ること等により取立困難なるときは執行裁判所は債權者又は債權者の申立により取立に代へ他の換價方法を命じ得、他の換價方法とは取立命令、轉付命令によらず競賣又は任意賣却等を爲すことを云、其申立を許す決定前に債務者內國に在りて住所の知れたる時は債務者を審訊すべきものとす。（民訴五九四──六一三、六二〇、六二三、六二四條）〔强制執行〕

金錢債務（きんせんさいむ） 金錢を給付すべき債務を云。〔金錢債權〕〔可分債權〕

金錢債務不履行に依る損害賠償の範圍（きんせんさいむふりこうによるそんがいばいしようのはんゐ）〔損害賠償〕

金錢證券（きんせんしようけん） Geldpapier.（獨） 證券上の權利が一定の金額の給付を目的とする場合に其證券を金錢證券と云、商法上の〔手形〕、〔社債券〕、國債證券、銀行預金通帳の如きは之に屬す、倉庫會社の發行する〔質入證券〕も亦一面に於ては之を金錢證券に屬せしむることを得べし。

金錢納付の義務に對する强制執行の方法（きんせんのうふのぎむにたいするきようせいしつこうのほうはふ）〔行政上の强制執行〕

金錢の債權に付ての强制執行（きんせんのさいけんについてのきようせいしつこう） Zwangsvollstreckung wegen Geldforderung.（獨） 〔一〕意義。〔債務名義〕の內容が金錢の支拂を目的とする請求に付ての〔强制執行〕を云。〔二〕執行の目的物。原則として債務者の總財產也、法律は債務者の財產の種類を區別して動產、不動產及船舶と爲し、動產を更に區分して有體動產、債權及他の財產權と爲せり、然れども債務の性質が有限物的責任の如き場合には其責任財產に對してのみ執行を爲すことを得、例せば特定の財產を以て出資の目的となしたる合資會社の有限責任社員に對する會社債權者の債權の執行の場合の如きは債權者は其特定財產に對してのみ執行を爲すことを得。〔三〕執行方法。目的物の異るに從ひ之を異にす、法律は〔動產に對する强制執行〕、〔不動產に對する强制執行〕及〔船舶に對する强制執行〕の三種に區別して其執行方法を規定せり。〔金錢の支拂を目的とせざる債權に付ての强制執行〕

金錢の支拂を目的とせざる債權に付ての强制執行（きんせんのしはらひをもくてきとせざるさいけんについてのきようせいしつこう） 債權の目的に從ひ分つて次の四種とす。〔一〕物の引渡を目的とする債權に付ての强制執行。㋑特定動產の引渡を目的とする債權の執行。引渡の目的物は特定の動產にして執達吏は債務者より其物を取上げて債權者に引渡す可きものとす。㋺〔代替物〕の一定數量を引渡す債權の執行。目的物の品質等に疑あらば鑑定人に鑑定せしむ、執行方法は㋑の場合に全く同じ。㋩不動產又は人の住居する船舶を引渡し又は明渡す債權の執行。執達吏が目的物に付て債務者の占有を解き債權者に其占有を得せしむべきものとす、故に債權者又は其代理人が受取の爲め出頭せざるときは執行を爲すことを得ず。㊁第三者の占有中に在る物の引渡を目的とする債權の執行。第三者が引渡を拒むときは執行裁判所は債權者の申立に因り〔金錢債權の差押〕に關する規定に從ひ決定を以て第三者に對する債務者の引渡の請求を差押へたる後之を債權者に轉付すべきものとす、此場合の轉付命令は券面額無きが故に民訴六〇〇條の〔轉付命令〕と異り〔取立命令〕と解すべき也。〔二〕作爲を目的とする債權の强制執行。㋑代替的作爲義務の執行。第一審の受訴裁判所執行裁判所として債權者の申立に因り債務者の費用を以て第三者に其行爲を爲さしむべき決定を爲すことに依り之を爲す。㋺不代替的作爲義務の執行。債務の性質が〔强制履行〕を許す場合に於てのみ第一審の受訴裁判所は申立に因り決定を以て相當の期間を定め債務者が其期間內に履行を爲さざるときは其遲延の期間に應じ一定の賠償を爲すべきこと又は直に損害の賠償を爲すべきことを命じて之を爲す。〔三〕不作爲を目的とする債權の强制執行。㋑違反行爲ありたる場合。第一審の受訴裁判所は申立により決定を以て債務者の費用により其爲したるものを除却し且將來の爲め適當の處分を爲すことを命じて之を爲す。㋺違反の虞れあれども未だ一部の違反行爲なき場合。第一審の受訴裁判所の決定を以て債務者が將來違反行爲ありたるときは賠償を爲さしむべきことを命じて之を爲す。〔四〕意思表示を爲すことを目的とする債權の强制執行。債務者が權利關係の成立を認諾し又は其他の意思の陳述を爲す可き義務ある場合に於ては其內容を確定したる判決を以て債務者の意思表示と看做すとに依り其執行を爲す、而して右判決が確定したるとき又は反對給付を要する場合に於ては債權者より反對給付を爲したると證明し其證明書に基き執行力ある正本の付與ありたるときを以て其效力を生ずるものとす。（民訴七三〇──七三六條、民四一四條）

金錢の消費貸借（きんせんのしようひたいしやく） Gelddarlehn.（獨） loan money.（英） 民法上の〔消費貸借〕は特約なき場合には無利息とするを原則とすと雖、〔商人〕間に於て金錢の消費貸借を爲したるときは貸主は特約なき場合にも〔法定利息〕を請

（前頁。金種債權——金錢債權に對する强制執行）

又は鐵道司令長官に金瑞勳章五級以下を其部下に授與するの權を假すとあるべし。㊁年金。㊃金種債權（きんしゅさいけん）〔金錢債權〕の一種にして、特種の通貨の給付を目的とする債權を云、兩特の如き場合に拾錢白銅貨百個に對し十圓紙幣一枚を給付すべきが如し、此場合には債務者は其特種の通貨を以てのみ辨濟を爲すべきものとす、但其特種の通貨が辨濟期に於て强制通用力を失ひたるときは債務者は他の通貨を以て辨濟を爲すことを要す、之を相對的金種債權と稱す、然れども絕對に特種の貨幣を給付せしむることを約する所謂絕對的金種債權に在りては其特約に從ふべきは當然也。外國の通貨の給付を目的とする場合に於ても內國金錢債權に於けると同じ。（民四〇二條・商四條・商法三項三項）

禁酒令（きんしゅ）〔米國の禁酒令〕

近親主義（きんしんしゅぎ）皇位の繼承又は私人の相續に關し其承繼者の順位を定むる場合に於て前君主又は被承繼者と〔親等〕の最も近き者を以て其承繼又は相續を爲さしむる主義を云、而して此場合に同親等者數人あるときは男子及年長者を先きにするを例とす。

禁制（きんせい）〔禁止〕の義にして外國語も亦同一也、法令を以て人民の或行爲を〔禁止〕制限する場合例せば阿片煙を輸入、製造又は販賣し若くは販賣の目的を以て之を所持するが如きは刑罰の制裁を以て禁制する處也、舊刑法に禁制及禁制物の用語例あり。（戰時禁制品）〔高札〕

禁制著作物（きんせいちょさくぶつ）〔出版〕

禁制品輸送（きんせいひんゆそう）transport of contraband（英）〔戰時禁制品〕

近世のパピニアーヌス（きんせいのパピニアーヌス）Le papinien moderne（佛）〔佛蘭西法〕（羅馬法）

近世法律問題（きんせいほうりつもんだい）Moderne Rechtsfragen（ゴーラー）

近世羅馬法準據要（きんせいローマほうじゅんきょよう）System des heutigen Pandektenrechts.（ベツカー）

金錢（きんせん）Geld（獨）money（英）argent（佛）〔動產に對する强制執行〕中、〔債權及其他の財產權に對する强制執行〕の一種也。㈠差押手續。㈡執行機關。執達吏に委ず して執行裁判所也。㈢差押の申請。債權者は差押ふ可き財產の種類及數額を表示して之を爲す、其他〔强制執行〕に關する一般の執行要件を具備することを要す。㈣差押の方法。金錢債權の〔差押〕は執行裁判所の差押命令を以て之を爲す、差押命令は職權を以て第三債務者及債務者に送達す、債權者には其送達したる旨を通知するに止む、差押の效力は第三債務者に送達したるを以て完成す、差押命令は適法なる差押の申請あるときは第三債務者及債務者を審訊せずして之を發す、抵當ある債權を差押ふる場合には債權者は債務者の承諾を要せずして其債權の差押を登記簿に記入する權利あり。㈤差押の效力。㈠債務者は差押により債權の處分能に其取立を爲すことを得ず、且債權に關する所持の證書を差押債權者に引渡す義務あり、若し引渡さざるときは債權者は差押命令に基き執達吏をして强制執行の方法を以て其證書を債務者より取上げしむることを得、㈡第三債務者に對しては債務者に支拂を爲すことを禁ず。㈢俸給其他之に類する繼續收入の債權は之を差押ふるときは差押金額を限度とし、差押後に收入すべき金額に及ぶ。㈡職務上の收入の差押は債務者の轉任、金任又は昇俸による收入にも亦及ぶ。㈢差押債權者は第三債務者をして差押へたる債權に對して差押命令の送達より七日の期間內に書面を以て民訴六〇

九條一項一號乃至三號の事項に付き障礙を爲さしむることを得、第三債務者障礙を爲すときは之に因りて生じたる損害賠償の責任あり。㊂差押後の手續（廣義の換價手續）。廣義の換價方法を分ちて差押債權を差押債權者に移付するものと特別の換價方法との二種とす。㈠差押債權の移付。差押債權者に取立命令を與ふるものと轉付命令を與ふるものとの二種あり、差押債權者は選擇に從ひ其一を申請することを得、尤も債務者に保證を立てしめ又は供託を爲さしめて執行を免がるゝことを許すべきときは取立命令のみを發す、移付命令の申請は差押命令と同時又は其後に之を爲すことを得、移付命令の申請が取立命令の申請なりや轉付命令の申請なりや不明の時は取立命令の申請と解す、是れ轉付命令は危險を負擔する命令なるを以て也（取立命令）（轉付命令）。㈡特別の換價方法。差押へたる債權が條件附若くは有期なるとき又は反對給付に繫り若くは他の理由ありて其取立困難なるとき、例せば第三債務者の住所不明、破產、外國に在ること等により取立困難なるときは執行裁判所は債權者又は債務者の申立に代へ他の換價方法を命じ得、他の換價方法とは取立命令、轉付命令によらず競賣又は任意賣却等を爲すことを云、其申立を許す決定前に債務者內國に在りて住所の知れたる時は債務者を審訊すべきものとす。（民訴五九四——六一三、六二〇、六二三、六三四條）〔强制執行〕

金錢債務（きんせんさいむ）　金錢を給付すべき債務を云。〔金錢債權〕〔可分債權〕

金錢債務不履行に依る損害賠償の範圍（きんせんさいむふりこうによるそんがいばいしょうのはんい）〔損害賠償〕

金錢證券（きんせんしょうけん）Geldpapier.（獨）證券上の權利が一定の金額の給付を目的とする場合に其證券を金錢證券と云、商法上の〔手形〕、〔社債券〕、國債證券、銀行預金通帳の如きは之に屬す、倉庫會社の發行する〔買入證券〕も亦一面に於ては之を金錢證券に屬せしむることを得べし。

金錢納付の義務に對する强制執行の方法（およびのぎむにたいするきょうせいしっこうのほうほう）〔行政上の强制執行〕

金錢の債權に付ての强制執行（きんせんのさいけんにつきてのきょうせいしっこう）Zwangsvollstreckung wegen Geldforderung.（獨）㈠意義。〔債務名義〕の內容が金錢の支拂を目的とする請求に付ての〔强制執行〕を云。㈡執行の目的。原則として債務者の總財產也、法律は債務者の財產の種類を區別して動產、不動產及船舶と爲し、動產を更に區分して有體動產、債權及他の財產權と爲せり、然れども債務の性質が有限物的責任の如き場合には其責任財產に對してのみ執行を爲すことを得、例せば特定の財產を以て出資の目的となしたる合資會社の有限責任社員に對する會社債權者の債權の執行の場合の如きは債權者は其特定財產に對してのみ執行を爲すことを得。㈢受訴裁判所執行裁判所として債權者の申立に因り債務者の費用を以て第三者に其行爲を爲さしむべき決定を爲すことに依り之を爲す。㈣不代

替的作爲義務の執行。債務の性質が〔强制履行〕を許す場合に於てのみ第一審の受訴裁判所は申立に因り決定を以て相當の期間を定め債務者が其期間內に履行を爲さざるときは其遲延の期間に應じ一定の賠償を爲すべきこと又は直に損害の賠償を爲すべきことを命じて之を爲す。㈡不作爲を目的とする債權の强制執行。㈠違反行爲ありたる場合。第一審の受訴裁判所は申立により決定を以て債務者の費用により其爲したるものを除却し且將來の爲め適當の處分を爲すことを命じて之を爲す。㈡違反の廣れあれども未だ一部の違反行爲なき場合。第一審の受訴裁判所の決定を以て債務者が將來違反行爲ありたるときは賠償を爲さしむべきことを命じて之を爲す。㈢意思表示を爲すことを目的とする債權の强制執行。債務者が權利關係の成立を認諾し又は其他の意思の陳述を爲すべき義務ある場合に於ては其內容を確定したる判決を以て債務者の意思表示と看做すことに依り其執行を爲す、而して右判決が確定したるとき又は反對給付を要する場合に於ては債權者より反對給付を爲したることを證明し其證明書に基き執行力ある正本の付與ありたるときを以て其效力を生ずるものとす。（民訴七三〇——七三六條、民四一四條）

金錢の消費貸借（きんせんのしょうひかしかり）Gelddarlehn.（獨）Jeun money.（英）民法上の〔消費貸借〕は特約なき場合には無利息とするを原則とすると雖、〔商人〕間に於て金錢の消費貸借を爲したるときは貸主は特約なき場合にも〔法定利息〕を請

（後頁。禁治産者に對する後見人——約管）

（前頁。金屬材料研究所——禁治産者）

る義にして、〔最惠國條款〕又は國際間の〔條約〕に於て或國が相互又は片面的に第三國に與へ又は與ふるとあるべき權利及利益の最惠の限度を相手國にも亦與ふべしと定むる條款也、其相手國を均霑國と云、但不利益又は義務を負ふとに付ては均霑と云ふとなし。

禁轉裏書(きんてんうらがき) 〔裏書〕〔裏書禁止〕

禁轉手形(きんてんてがた) Rektawechsel.(獨) non-negotiable bill.(英) 振出人が裏書を禁ずる旨を記載したる手形を云。〔裏書〕〔裏書禁止〕

均田法(きんでんほふ) 北魏の始めて行ふ所にして男女が特定の年齡に達せし時、公より均一額の露田を班給し、死亡を待て再び之を公に收むるの法也、事實上〔井田法〕の復活也、此法は後魏より北齊に傳はり、後周、隋を經て唐の〔口分田〕となり、大化改新の時、唐より我國に傳來せり。〔支那法〕

均分主義(きんぶんしゆぎ) 〔遺產相續〕

金本位制(きんほんいせい) 〔外國貨幣〕

銀本位制(ぎんほんいせい) 〔外國貨幣〕

吟味物調役(ぎんみものしらべやく) 〔江戸幕府〕

禁流通記名證券(きんりうつうきめいしようけん) Rektapapier(獨) 〔記名證券〕〔裏書〕〔裏書禁止〕

禁裏向御法式(きんりむきごはふしき) 〔德川家康〕

禁令(きんれい) Interdikt(獨) interdict(英) interdit(佛) interdire(伊) 國家が一私人に對し或行爲を爲すとを禁ずる法律又は命令を云。酒造稅法第一七條に「酒類ヲ製造スル者納稅保證トシテ保存ノ義務ヲ有スル酒類ハ之ヲ他人ニ讓渡シ、質入レ、消費シ又ハ製造場外ニ移出スルコトヲ得ス」とあるが如きは酒造者に對する一種の禁令にして、同法第二八條に「第一七條又ハ第一八條ノ禁令ヲ犯シタルトキ云々」とあるは其用例也、而して禁令には通常其違反に對する制裁を伴ふものとす。

禁獵區(きんれふく) Jagdverbietendbezirk.(獨) sanctuary; game preserve.(英) permis de chasse.(佛) ㊀意義。鳥獸の保護蕃殖の爲又は土地所有者の出願其他の事由に依り主務大臣又は地方長官(東京府に在りては警視總監、以下之に準ず)が必要と認むる場合に十年以內の期間を定めて設けられたる狩獵禁止の場所を云。㊁禁獵區は御料地又は國有地を其區域とせず且其區域二府縣以上に亘らざる場合に於ては地方長官、其他の場合に於ては農商務大臣之を設く。㊂農商務大臣又は地方長官禁獵區を設けたるときは其區域及存續期間を告示すべし、禁獵區を廢止し又は其區域若は存續期間を變更したるとき亦同じ。㊃農商務大臣又は地方長官は禁獵區を表示する爲其周圍の隅角及見易き場所に百二十間を超えざる間隔を以て木標を設くべし、但土地の狀況に依り其區域分明なる場合に於ては木標の間隔を延長し又は制札を以て之に代ふるとを得。土地所有者の出願に依り設けたる禁獵區に付ては農商務大臣又は地方長官は出願者をして右の木標又は制札を設けしむるとを得。㊄罰則。㋑禁獵區に於て鳥獸を捕獲したる者は五百圓以下の罰金に處せらる。㋺禁獵區の標識を移轉、汚損、毀壞又は除却したる者は五十圓以下の罰金又は科料に處せらる。(正七狩獵法三二號狩獵法九、一一、二二、二三條、正八年農商令二八號狩獵法施行規則一二—一四、三七、四一條)

ギールケ、オットー・フリードリヒ・フォン Otto Friedlich Von Gierke(1841—1921)、獨逸プロイセンの人、一八六〇年ベルリン大學を卒業し一八六七年同大學の私講師たる後其員外教授となり、一八七二年ブレスロー、ハイデルベルヒ、ベルリン諸大學の正教授に歷任し一九〇二年ベルリン大學總長に推されたり、著述中「獨逸團體法論」(一八六八年第一卷以後續刊)は卓然たる大著にして其の學說も亦近代法學の劃時代的產物也との評あり。又其主張は法は民族生活の橫溢する精神より生れ數百年の過去を體現しつゝ時代意識の力强さに據りて形成されざるべからずとす、從つて其獨逸民法草案に對する批評は內容形式兩方面より觀察し活きたる民衆法にあらず單に抽象されたる法曹法也とせり。〔獨逸法〕

く

區(く) Bezirk; Stadtviertel(獨) district; ward(英) district; Canton(佛) distretto(伊) ㊀意義。法制上の一定目的の爲に區分せられたる地的範圍也。例せば〔行政區〕、〔學區〕、〔財產區〕、〔選擧區〕、〔聯隊區〕と云ふが如し。然れども單に區と云ふ時は市の內部の一區劃を意味するものとす。㊁市の一部たる區。㋑東京、京都、大阪三市の區。[1]性質。公法人にして財產及營造物に關する事務其他の法令により區に屬する事務を處理す。營造物を經營し其使用に付使用料を徵收し得るも〔市〕の如く條例を制定し租稅を課する等の權なし。區の費用に付ては區の財產より生ずる收入、使用料其他法令に依り區に屬する收入を以て之に充て仍不足ある時は市の負擔とす。其廢置、分合、境界變更、境界に關する爭論、名稱の變更等は凡て市の例に準ず。[2]機關。Ⓐ區會。區の議決機關にして其組織、職務、權限は略々〔市會〕の例に從ふ、區會を設けざる區に於ては市會之を行ふ。區會議員は市の名譽職にして任期四年、其性質、資格等亦略市會議員に準ず。Ⓑ區長。區の理事機關にして市の有給吏員也、其任免は市長之を掌る、市長の命を承けて區內に關する市の事務を掌る。㋺名古屋市の區。東京、京都、大阪の三市の區と其趣を異にし法人たる性質を有せず只市の行政區劃たるに過ぎず。區長は有給吏員として市長の補助機關たり。㋩其他の市の區。法人たる性質を有せず、單なる行政區劃に過ぎざる點に於ては名古屋市の夫と異るとなし、只區長を置くことあるも必ず名譽職たるものとす。(明四四年法六八號市制六、八二條ノ三項、明四四年勅二三九號、市制第六條ノ市ノ指定ニ關スル件、明四四年勅二四四號市制第六條ノ市ノ區ニ關スル件、第四四[illegible]令一四號市制第八二條第三項[illegible]ノ區ニ關スル件)〔瑞西法〕〔獨逸法〕〔希臘法〕

(後頁。寓居者——區裁判所)

寓居者(ぐうきよしや) lodger(英) 〔英吉利法〕

宮司(ぐうじ) 神職の一也、其社世襲の長官にして祭神及造營收稅の事を掌る、明治維新後は官國幣社の神職中上位にある者を稱す。(三代格、延喜式、類聚三代格)〔神社〕〔神官〕〔神職〕

宮掌(ぐうしよう) 〔神社〕〔神官〕〔神職〕

偶生條件(ぐうせいでうけん) kausuelle Bedingung(獨) condicio casualis(羅) 〔條件〕

偶然の輸贏(ぐうぜんのゆえい) 當事者に於て確實に豫見し又は自由に支配することを得ざる事實に關して勝負を決するを云。〔賭博に關する罪〕

空中主權と航空の自由(くうちゆうしゆけんとかうくうのじいう) 〔國際航空條約〕

空中飛行機(くうちゆうひかうき) 〔航空機〕〔航空法〕

偶發性犯罪者(ぐうはつせいはんざいしや) Gelegenheitsverbrecher(獨) occasional criminal(英) criminel occasionnel(佛) delinquente d'occasione(伊) 犯罪者の分類の一にして偶發的犯罪人と云。何人にも犯罪と爲り易き偶發的原因の爲に犯罪したる者を云、之が科學的硏究を創唱したるは〔ロムブロゾー〕也。〔伊太利法〕

偶發的墮胎(ぐうはつてきだたい) spontaner Abortus(獨) 〔墮胎及分娩〕

偶發犯(ぐうはつはん) ㊀概念。外圍の事情又は境遇が犯人の性質に打勝ちて犯罪を發生せしむる場合にして〔必然犯〕に對するもの也、卽ち一時の激烈なる挑發又は切迫したる必要的狀況に迫られて犯人の平常の特質に反したる犯罪の場合にして一時の激情により人を毆打し又は饑餓の爲に止むを得ず食物を竊むが如し。㊁處分。本性にして害なるものが偶發的に犯せる犯罪に待つに重刑を以てするは往々にして該犯人の前途を暗黑にし却つて激烈なる反社會的思想を生ぜしむる虞あり、現今の刑法は〔微罪不檢擧〕〔執行猶豫〕等の制度を設けて極めて寬大なる處置をなし、犯人の個性に着目すると共に犯罪に對する社會防衞を慮りつゝある所以也。

クエーストル quaestor(羅) 〔羅馬法〕

探湯(くがたち) Ordal; Kesselfang(獨) 〔獨逸法—刑事訴訟法〕

區會(くくわい) 〔區〕

區劃漁業(くくわくぎよぎよう) 〔漁業〕

區劃漁業權(くくわくぎよぎようけん) 〔區劃漁業〕〔漁業〕

公家衆御條目(くげしゆうごでうもく) 慶長一八年京都公家衆の暴動を取締る爲に、幕府の定めたる五箇條の法令也、「不レ寄二老若一背二行義法度一之輩可レ被レ處二流罪一但依二罪之輕重一可レ定二年序一事、晝夜共然レ差無レ用所々町小路徘徊堅停止事」等の條目あり(天寬日記、公家法式)

公家法度(くげはつと) 元和元年家康、秀忠及二條關白昭實京都二條城に於て定めたる朝廷並に公家の遵守すべき規定にして禁裏向御法式、禁中方御條目、又は禁中並公家中諸法度とも稱す、「天子御藝能之事、第一御學問也、不レ學則不レ明二古道一、而能致二太平一者、未レ有レ之也云々」と謂ふを始めとし諸臣の位次、相續、改元、服制、官位の昇進、僧侶の任官、罪の輕重等一七條より成る、天皇の御所業を武家の權力を以て規定したる我國空前の法令也。(德川實紀、德川禁令考)

區裁判所(くさいばんしよ) Amtsgericht(獨) subdistrict court(英) 最下級の通常司法裁判所也。㊀內部の構成。單獨判事裁判權を行ふ。〔判事〕二人以上を置く區裁判所に於ては前以て每年(地方裁判所)長其裁判事務を分配す。一度事務分配定まりたる時は「一人ノ判事ノ分擔多キニ過ギ又ハ判事轉退シ又ハ疾病其ノ他ノ事故ニヨリ久ク欠勤スル者アル等引續キ差支ヲ生ジタル場合」に非ざる限り其分配を變更するとなし。但し「區裁判所判事ノ取扱タル事ハ裁判事務分配上其事他ノ判事ニ屬シタリトノ事實ノミニ因リ其效力ヲ失フコトナシ」。「區裁判所判事差支アル時ハ每年地方裁判所長ノ前以テ定メタル順序ニ從ヒ互ニ相代理ス」。㊁區裁判所の管轄權。㋑民事事件。[1]千圓を超過せざる金額又は價額千圓を超過せざる物に關る請求[2]價額に拘らず次の訴訟。Ⓐ「住家其ノ他ノ建物又ハ其或ル部分ノ受取、明渡、使用、占據若ハ修繕ニ關リ又ハ賃借人ノ家具若ハ所持品ヲ賃貸人ノ差押タルコトニ關リ賃貸人ト賃借人トノ間ニ起リタル訴訟」、Ⓑ「不動產ノ經界ノミニ關ル訴訟」Ⓒ「占有ノミニ關ル訴訟」Ⓓ「雇主ト雇人トノ間ニ雇期限一年以下ノ契約ニ關リ起リタル訴訟」Ⓔ「財料又ハ宿料又ハ旅人ノ運送料又ハ之ニ伴フ手荷物ノ運送料」又は「旅店若ハ飲食店ノ主人又ハ運送人ニ旅人ヨリ保護ノ爲預ケタル手荷物金錢又ハ有價物」に付「旅人ト旅店若シクハ飲食店ノ主人トノ間ニ又ハ旅人ト水陸運送人トノ間ニ起リタル訴訟」。[3]破產事件。[4]人事訴訟事件。Ⓐ「禁治產」「準禁治產」「失踪」の宣告及取消申立事件。Ⓑ其取消申立事件。[5]訴訟物の價格に係らず次の職務上の管轄。Ⓐ訴訟提起前の「和解」Ⓑ訴訟提起前ノ「證據保全」Ⓒ「督促手續」Ⓓ執行行爲Ⓔ「假差押」Ⓕ「公示催告」Ⓖ法律上の補助。㋺刑事々件。[1]「拘留」又ハ「科料」ニ該ル罪。[2]短期一年以上ノ「懲役」又ハ「禁錮」ニ該ル罪ヲ除ク外有期ノ懲役若ハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪。但し何れも豫審を經ざるものに限る。㋩「非訟事件」法律に別段の定あるものの外非訟事件に關る事務を取扱ふ權有り。非訟事件中登記事務は裁判所書記によつて取扱はる。㋥其他。特別法規によりて區裁判所の管轄に屬せしめられたるもの有り例せば法人登記、公證事務等の如し。㊂區裁判所の民事訴訟手續。㋑通常の訴訟手續。第一審の訴訟手續に屬する點に於て大綱は地方裁判所の訴訟手續に則る。されど事件が多く輕微なるか又は迅速の解決を必要とするを以て地方裁判所に於けるより簡便容易なる手續によることを得。今其特別手續について說明すべし。[1]訴ノ提起。Ⓐ訴狀により起訴し得ることは勿論なるも區裁判所書記の面前に於て當事者を表示し、起したる請求の一定の目的物及其請求の一定の原因、一定の申立等をなす時は書記は

(前頁。禁轉裏書——區)

（後頁。宮内事務官——組合）

之によつて調書を作り其謄本を被告に送達する時は之によつて〔權利拘束〕の效力を生ず。㈢當事の双方が通常裁判日に裁判所に出頭して辯論をなす時及和解の試の爲に同じく双方裁判所に出頭したるも和解整はざる爲當事者双方より訴訟に付辯論をなす場合は共に起訴の效力を生ずるものとす。⑵準備書面の交換は之をなすことを要せず又被告に答辯書を差出すべきことを催告する必要なし。⑶〔口頭辯論〕期日と訴狀送達との間には三日の時日を存すべきも急迫を要する場合は廿四時間迄短縮することを得⑷〔判決〕を受くべき事項の申立は書面に基きてなすことを要せず。⑸和解。訴を起さんとする者は請求の目的を開示して和解の申立を裁判所に對して爲すことを得。和解整ひたる時は〔調書〕を以て之を明確ならしむ、和解整はざる時は當事者双方の申立により其訴訟に付直ちに辯論を爲す此の場合に於ける訴の提起は口頭の陳述を以て之を爲す。㈢督促手續。⑴概念。特種の請求の爲に債權者一方的の申立により條件付の〔債務名義〕を得しむるを目的とする特別訴訟手續也蓋し當事者間爭なく濫用せらるゝ一定の請求をして普通の訴訟手續による時間と費用の無駄を省き簡便迅速に事件を落着せしむる爲に設けられたる手續也。此の手續は口頭辯論を經ず書面審理により區裁判所は〔支拂命令〕を發す、法定期間内に〔債務者〕より〔異議〕あらば督促手續は終了し普通訴訟手續開示さる。若し異議なき時は債權者の申立により〔執行命令〕を發す。此の命令は〔故障〕の申立ある時は普通の訴訟手續に轉移し故障申立なき時は確定的の債務名義となる、⑵督促手續に依ることを得べき請求。「一定ノ金額ノ支拂其他ノ代替物若シクハ有價證券ノ一定ノ數量ノ給付ヲ目的トスル請求」也。但「申請ノ趣旨ニ依レバ申請者反對給付ヲ爲スニ非ザレバ其請求ヲ主張スルコトヲ得ザルトキ」又「支拂命令ノ送達ヲ外國ニ於テスルモノ」又ハ「公示送達ニヨルベキモノニツイテハ督促手續ヲ許サズ」。㈣區裁判所の刑事訴訟手續。㈠普通手續。之は第一審裁判所として普通の公判手續によるべきものとす。㈡略式手續。⑴性質。罰金又は科料に相當とすべき場合に於ては裁判所が略式手續によるべきものと認めたる時は檢事公訴の提起と共に書面を以て略式命令を發す。略式命令は被告人に對し裁判書の謄本を送達して爲す。裁判書には罪となるべき事實、適用したる法令、科すべき刑及附隨の處分並に謄本の送達ありたる日より七日内に正式裁判の請求を爲すべき旨を表示す。⑵效力。正式裁判の請求の期間經過するか又は其請求の抛棄又は取下ありたる時又は正式裁判の申立を棄却する決定確定したる時は後略式手續は確定判決と同一の效力を有す。（裁構…、…一八、民訴…、…、…、…、…—…、…、…刑訴…、…、…、…、…）〔裁判所〕〔獨逸法〕

區裁判所内部の構成〔區裁判所〕

區裁判所の管轄權〔區裁判所〕

區裁判所の訴訟手續 Verfahren vor den Amtsgerichten（獨） legal proceedings of sub-district court（英）〔區裁判所〕

區裁判所判事 Amtsrichter（獨）〔獨逸法—刑事訴訟法〕

草間直方（寶暦三—天保二年）大阪の人通稱は鴻池屋伊助、幼少より鴻池家に仕へ長して鴻池三別の一たる草間家を繼ぐ、著はす所の「三貨圖彙」（文化一二年）は日本貨幣史にして既然たる大著述也。

公事 〔訴訟〕の義也。徳川時代の勘定奉行に公事方勝手方の二人を置きたることあるは司法と會計とを分掌せし也、即ち公事方は裁判掛〔公事方御定書〕は裁判に關する規定書、〔公事師〕とは訴訟代理人を云ふ。（古事類苑法律部、宮中秘策、職掌録、明良帶録、武家名目抄、吏徴、徳川禁令考）

公事方定書 〔御定書百箇條〕

公事根元 一卷 〔一條兼良〕

公事師 徳川時代に發達せし職業にして一に代言人とも云ふ、明治時代にも代言人の職業あり、今の〔辯護士〕の前身也、公事とは訴訟の義にして公事師は即ち他の依頼を受け訴訟代理をなす者。（法曹至要抄、裁判至要抄、政事要略）

具狀 私人より官廳へ又は下級官廳より上級官廳に對し或る事件に關する事情を陳述するを云ふ。

剎帝利 Ksatriya（梵）〔印度法〕

具體的輕過失 culpa levis in concreto（羅）〔過失〕

具體的事實の錯誤 〔錯誤〕

口入人 鎌倉幕府の時代に入りて〔保人〕〔質人〕の稱呼は消滅して〔請人〕となり、但口入人の稱呼のみは存在せり、是口入契約より生ずる債務に就き請人と同一の保證義務を負ふに至りしが爲め口入人の主たる職分は從前の如く取引の紹介周旋にありしが故に、單純なる請人と同一ならざるは勿論也。

區長 〔區〕〔市〕

宮内官 Hofmann（獨） court officials（英）㈠意義。〔宮内大臣〕〔内大臣〕其の他其統括の下にあつて宮務に携る皇室の〔官吏〕也。㈡性質。同じく官吏と稱するも宮中の事務と國務とに差別を設くる我國體の下に於て普通官吏とは職務の根據を異にし其準據する法令も特別のものを有す。即ち宮内官任用令、宮内官分限令、宮内官懲戒令、宮内官々等俸給令等是也。然れども之等の法令は一般官吏法と略其内容を一にし又宮内官を退きて他の官吏となり或は他の官吏を退きて宮内官となる者に對しては、特に規定ありて共に初敍官等の制限によらず、最初より前官と同等迄の待遇を受け、恩給に於ても之に準ずる取扱を受くる等の點に於ては相關聯する所あり。

宮内官考査委員會 ㈠職務。〔宮内官〕に之を置き宮内官任用令、宮内官懲戒令其他皇室令又は宮内省令を以て其管掌に屬せしめたる事務を掌らしむ。㈡組織。委員長一人委員九人より成る、委員長及委員六人は宮内勅任官、委員三人は宮内奏任官中より宮内大臣の奏請により之を命ず、別に豫備委員四人、幹事一人及書記二人を置く。㈢會議。委員長及委員を併せ五人以上出席するに非ざれば會議を開くを得ず、議事は多數決に依り可否同數の時は委員長の決に委す、懲戒に付せらるべき事件刑事裁判所に繫屬する間は同一事件に對し委員會を開くことを得ず、委員會の議決前懲戒に付すべき者に對し刑事訴追の始りたるときは判決確定に至る迄委員會の開會を停止す。（…）

宮内事務官 〔皇族附職員〕

宮内省 Ministerium für kaiserlichen Hauses（獨） department of imperial household（英） ministère de la maison imperial（佛）㈠意義。〔宮内大臣〕管掌の下に皇室並に宮廷に關する重なる事務を處理する官廳也。㈡部局。大臣官房の外に侍從職、式部職、宗秩寮、諸陵寮、圖書寮、侍醫寮、大膳寮、内藏寮、内匠寮、主馬寮二職八寮ありて宮内省の事務を分掌す。（宮内省官制一〇以下、二一〇以下…）〔各省官制通則〕

グナイスト、ルードルフ・フォン Rudolf von Gneist（1816—1895） 獨逸ベルリンに生れベルリン大學に法律學を專攻す、始め辯護士たりしも後ベルリン大學教授となる、公法學者として令名あり、著書「英吉利議會史」「英吉利自治論」「英吉利憲法史」「現行英吉利憲法論」「英吉利貴族論」「英吉利行政法論」「普魯西財政改良論」等。

宮内屬 〔皇族附職員〕

宮内大臣 Minister des kaiserlichen Hauses（獨） minister of imperial household（英） minitre de la maison imperial（佛）㈠意義。「〔皇室〕一切ノ事務ニ付〔輔弼〕ノ責ニ任ズ」る官府也、大臣の名稱を有するも國務に付て直接の責に任せず從て〔國務大臣〕と異り内閣に列することなし。然れども往々にして其主管事項中國務に關連することあり、その場合には「〔内閣總理大臣〕又ハ内閣總理大臣及主任ノ國務大臣ト協定ヲ經ベキ」ものとす。㈢職務及權限。㈠「所部職員ヲ統督シ」其宮内奏任官及勅任待遇奏任待遇宮内職員ノ進退ヲ上奏シ宮内判任官及判任待遇ノ宮内職員ノ進退ヲ專行ス」又「華族及朝鮮貴族ヲ監督ス」。㈡更夫等ノ敍位に付上奏し敍勳は内閣總理大臣を經て上奏す。㈢皇室令の制定、改正、廢止に付案を具して上奏す。㈣「主管事務ニ付省令ヲ發」し又「警視總監及地方長官ニ指令又ハ訓令ヲ下スコトヲ得」。（宮内省官制一…）〔宮内省〕

國 Reich〔獨逸法〕〔國家〕

國議會 Reichstag 〔獨逸法〕

國の政府 Reichsregierung〔獨逸法〕

驅黴院 娼妓又は密賣淫婦の花柳病を患ふる者に對し治療を加ふる爲の設備にして多く府縣の費用を以て之を支持す。而して地方により同一ならざるも一週間に必ず一回乃至二回〔娼妓〕の健康診斷を行ひ該病の患者を救療治療す。（…）

區判事 district & session judges（英）〔印度法〕

口分田 〔班田〕

區別法說 〔バルトルス〕によりて唱導せられたる學說にして法則類別說、法則說等と稱さる。其内容は法の準據區別を法の客體に求め人に關する法は其本國法を適用し、物に關する法は所在地法を適用するを原則とす。此說はダルヂャントレ、デュムラン、〔ボアイエー〕等の學者の研究によりて大に大陸に發達したり。十八世紀迄佛法典の制定と共に各地の法律は統一せられ、各地の慣習法の異同を前提とする此學說は前提を失ふに至れり。〔國際私法〕

熊澤蕃山 名は伯繼、字は了介、小字を次郎八、後助右衛門と云ひ、蕃山及息遊軒は其號也、中江藤樹に就きて道を學び、池田光政に仕へて執政の任に當る、一度致仕せしも再び出でゝ封事を幕府に上りて忌諱に觸れ禁錮四年に及ぶ、元祿四年七〇歳を以て歿、大學小解以下四書の小解及孝經易經の小解、著書集義和書集義外書等三〇餘種あり、其中法政治水政策、社會政策に亙る論策あり、以て其活眼卓識を窺ふべし。（野史、近世叢語、先哲叢談、事實文編、近代名家著述目録）

組 其起源は明かならざるも徳川時代に發達したる各都市の同業組合也、商工業者が組に加入するには營業者の株を讓受くるか若は組に於て新に増加せる新株を高價を以て購ふを要し且爾後他の組合員と同じく組の〔冥加金〕（組合費）を納めざるべからず、〔ギルド〕に比すれば彼は生產を主とするに反し之は分配を主とし、組合員を以て其營業を獨占して利益を擁護するを目的となす。〔經濟辭典〕〔講〕〔座〕

組合 Gesellschaftsvertrag（獨） partnership（英） société（佛） società（伊） societas（羅）〔公共組合〕を除きたる一般組合は、各當事者が出資を爲して共同の事業を營むことを約するに因りて成立す。㈠組合の性質。㈠組合は諾成契約に依るもの也。組合は各當事者が出資を爲すこと及共同の事業を營むことの二要件に就きて一致せるときに締結する諾成契約に依りて成立す、即ち組合は組合契約によりて各當事者の合意を具體化したるものにして此組合契約の結果、組合を設立し、組合員相互の關係、例へば出資の割合、利益損益分配の比例、業務執行、其他事業等に關し組合員間に約定する規則を組合規約とす、之を會社に比擬すれば組合契約に依る行爲は會社設立行爲の如きものにして、又其效力は組合の存在と共に存續す。從て又組合規約は會社の定款の如きもの也、組合員とは組合契約の各當事者にして（商法上の匿名組合は契約の一方の當事者たる業務擔當者を組合員と謂はずして營業者と稱す）、組合員名簿とは組合員の氏名、住所、出資額等を記載せる帳簿也。㈡組合は法律上の人格なし。會社は法人に

（前頁。區裁判所内部の構成——宮内官考査委員會）

して株主又は出資社員を離れ權利義務の主體として存在す、之に反して組合は法人にあらざるが故に當事者を離れて別個の法律上の人格を有するものにあらず、故に組合に屬する財産を組合財産と稱するも組合は法人にあらざるが故に組合自身が權利の主體となるにあらず、單に組合員の共有財産たるに過ぎざる也、然りと雖組合財産は組合の目的たる共同事業遂行の爲めに必要なるが故に、法律は組合員の固有財産と相殺すべからずとし、又組合員が其持分を處分したるときも之を組合と取引をなしたる第三者に對抗するを得ざらしめ以て組合に屬する財産を保護したり。㊁組合の業務執行。組合の業務執行は組合員の過半數を以て之を決す、又組合契約を以て業務の執行を委任したる者數人あるときは其過半數を以て之を決す、組合の常務は各組合員又は各業務執行者之を專行することを得べし、但其結了前に他の組合員又は業務執行者が異議を述べたるときは此限に在らず、各組合員は組合の業務を執行する權利を有せざるときと雖、其業務及組合財産の狀況を檢査するを得べきと等の規定あり。(民法六六七乃至六八八條)〔登記〕

組合意志 〔組合〕〔公共組合〕

組合規約 〔組合〕

組合契約 〔組合〕〔組合契約書〕

組合契約書 〔組合〕契約は諾成契約にして又何等の形式を必要とすることなし、然れども強行的規定ならざる部分に付組合員に於て特約を爲すことを得るは勿論にして之等の特約等を記入して後日生ずることあるべき紛糾に對して確定的證據たらしむる書面を組合契約書と云、印紙稅法によれば組合契約書には金三錢の印紙を貼付すべきものとす。(明三二年法五四號印紙稅法四條)

組合財産 Gesellschaftsvermögen(獨) 〔聯有〕〔組合〕

組合裁判所 Morgensprache(獨) ドイツ中世に於ける都市の內部に發達せる手工業ギルド卽ち手工業組合が其組合內部の司法事件を掌る爲に特に設けたる裁判所也。〔經濟集團〕〔獨逸法〕

組合員 〔組合〕

組合員名簿 〔組合〕

組入 出納の完結したる年度に屬する收入其他豫算外の收入を現年度の歲入中に加ふるを云。(大一〇年法四二號會計法三〇條)〔繰入〕〔會計〕

グムプロヴイッツ、 Geb. Gumplowicz (1838—?) 墺地利の政治學者にしてウヰーン大學教授たり、其學說は法理學に貢獻多し、著述に「社會學摘要」(一八八五年)「社會學及政治學」(一八九二年)等あり。〔社會法學〕

公文所 〔鎌倉幕府〕

組合登記 〔森林組合登記〕〔住宅組合登記〕〔產業組合登記〕〔漁業組合登記〕

クヤウス Cujaz〔キユージャース〕

クヤツイウス ヤコブス Iacobus Cujacuis 〔キユージャース〕

クラウジウス Claudius〔羅馬法〕

藏人所 〔官制〕

倉敷料 〔倉庫業者〕が貨物の保管に對して受くる報酬也。普通は〔保管料〕と云。(明三九年法三三號倉庫稅法六條)

クラスノポールスキ D. von Horaz Krasnopolski(1842—1908) 獨逸ガリチェンの人にしてプラーグ大學出身也、一八八一年同大學正教授となり一九〇五年宮中顧問官を兼ねたり、始め手形法を研究し後一般私法に移り、殊に其取消權に關する深奧なる研究は斯學界に貢獻大也。

グラチアヌス Gratianus 〔寺院法〕

グラチアヌス法典 Decretum Gratiani(羅) 〔寺院法〕

グラッソン、アーネスト Ernest Classon(1839—1907) 佛國オアズ州ノアヨンの人ナンシー大學(一八六七年)及巴里大學に歷任し民法に教鞭を執り、一八七一年以降民事訴訟法の講座を擔任す、一八八二年佛國學士院會員となれり、著書は英國法制史、佛國法制史、民事訴訟法論、強行執行論、佛蘭西法論、佛蘭西法要論、巴里法院論等。

倉荷預證券 〔預證券〕に同じ。〔倉荷證券〕〔倉庫證券〕

倉荷質入證券 〔質入證券〕に同じ。〔倉荷證券〕〔倉庫證券〕

倉荷證券 〔預證券〕〔質入證券〕の總稱也。〔倉庫證券〕

倉荷證書 〔倉庫業者〕が保管貨物に對して交附する書類にして法律が特に物權的效力を付與したる〔預證券〕、〔質入證券〕を除きたる受取書の如きものを云。其形式には慣例上種々あるべきも特に法律的效力なく信用上受授する單純なる物品の受取證券と異ることなきものとす。〔倉庫證券〕

(後頁。繰替拂——グロース)

グラフ(代官) Graf(獨) 〔獨逸法〕

クラレンドン勅令 assize of Clarendon(英) ヘンリー二世の時、人民の枉屈法を防き、公正の裁判を爲す爲に、各地主の國王の裁判所に出席するを及陪審官の出席を規定したるもの。〔大憲章〕〔クラレンドン法令〕

クラレンドン法令 Constitution of Clarendon(英) ヘンリー二世(一一三三—一一八九年)の時に僧侶の特權を奪ひ犯罪僧侶を國家の裁判の下に置くを目的として制定されたるもの。〔英吉利法〕〔大憲章〕

クランヴィル、ジョセフ Joseph Glanville(1636—1680)英國の哲國學者兼法學者ヒユームの先驅者也、久しく宮中牧師の職に在りて講學し「智識の進步」(一六六八年)其他哲學に關する著書數種あり、又「英國の法律及習慣論」は英國に於ける最初の法律書と稱せらる。

繰入 會計法上歲計に於て生ぜる剩餘を翌年度の歲入中に加ふるを云ひ其金錢を繰入金と云。(大一〇年法四二號會計法二六條)〔組入〕〔會計〕

繰替使用 法令の規定に基いて一費目の金額を一時的に他の費目の支途に充つることを得るものにして又繰替拂とも云。勿論之を其繰替られたる費目の剩餘を以て塡補することを要す。(大一一年勅一號會計規則六二、六三條)〔會計〕

繰替拂 〔繰替使用〕

繰替拂出納官吏 繰替拂出納官吏とは會計規則第六十三條の規定に依り其の取扱に係る現金の繰替使用を爲す官吏を云。而して會計規則第六三條は所管大臣は鐵道官署及遞信官署の出納官吏又は出納員をして其取扱に係る歲入歲出外現金を交互に繰替使用せしむることを得べき旨を規定す。(大一一年勅一號會計規則六三條、大一一年大藏省令二號出納官吏事務規程五一—五八條)

繰越 一年度內に於て支出を終らざる金額を次年度又は次年度後に於て遞次支拂を爲す爲に支拂末了の儘翌年度に持越すを云。(大一〇年法四二號會計法二七、二八條、大一一年勅一號會計規則七八—八〇條)〔繰入〕〔定額繰越〕〔會計〕

クリステアン、エドワード Edward Christian(1758?-1823) 英國の分析法學者也。〔ブラックストーン〕の名著「英吉利法注釋書」を訂正して第十二版乃至一五版を刊行して學界に貢獻する處多し。〔分析法學〕

クリステネス Clisthenes 〔希臘法〕

栗田寛 (天保六—明治三二年)文學博士にして國史家也、前名は利三郎、栗里と號す、安政五年水戶彰考館に入りてより四〇年間に大日本史志表を完成す、後帝國大學教授たり、其著書中神祇資料莊園考、祭禮私考、葬禮私考、上古職官考、中古職官考、鎌倉職官考、室町職官考等は法制史料の權威たり。

栗塚省吾 福井縣人、司法省法律學校に學び佛國に遊學し歸朝後司法省に出仕し民事局長、大審檢事等に累進す、明治三三年退官して辯護士となり、又數次衆議院議員に選まる、大正九年歿。

クリッチユラ Krechra(梵) 〔印度法〕

繰延 繼續的事業に於て財政其他の都合に基き完成に至る豫定期間を延長して其事業總額は減ぜざるも、年割額を期間延長の割合に應じて減少するを云。〔會計〕〔繼續費〕

栗原柳庵 (寬政六年—明治三年)名は信充、幕臣にして故實家也、近畿を遊歷して古典研究の志を立つ、奈良其他の古社古剎或は諸家所藏の古文書古器物の來歷を寄く考證して數卷の筆記を成せり、著書に令義解講義、軍防令講義、京職令解、甲冑圖式、刀劍圖考、鞍鐙圖式、木弓古實、武器袖鏡等あり又日本紀私讀、職原抄私記、大內裏圖は島津公に贈呈したるが故に世に流布せずと傳ふ。

グリム、 ヴイルヘルム Wilhelm Grimm (1786—1859) 獨逸の歷史法學派の學者。〔歷史法學派〕

グリム、 ヤコブ Jakob Grimm (1785—1863) 獨逸の歷史法學派の學者。〔歷史法學派〕

クリーグスマン、 ヘルマン Nikolaus Herrmann Hartwig Kriegsmann(1882—1914) 獨逸ワンダベツクの人にしてボーン、マールブルヒ、ベルリン、キール等の諸大學に於て法律を學び、最後にリーブマン教授の刑法演習に於て研究を遂げ、一九〇三年キール大學より「ドクトル、ユーリス」の學位を受け、後ゾンデルブルク大學に於てリスト教授の刑事演習に出てゝ刑事法の理論的研究を積みキール大學の講師となり更に其教授となり、ケーニヒスブルク大學の有給の教授より一九一四年チユービンゲン大學の正教授となり、同年歐洲大戰勃發の爲め豫備少尉たるが爲め召集せられて戰死、著書數種あり。

クル Kuru(梵) 〔印度法〕

グレゴリー九世 Gregory IX 〔寺院法〕

クレメント五世 Clement V 〔寺院法〕

クレートン、ブルワー條約 Clayton-Bulwer Treaty(英) 中央亞米利加のハンテペタ又はパナマに運河を開鑿する場合は英米兩國の一方が該運河に對し獨特なる管理權を取得し若くは保有せざること及其附近のニカラグワ、コスタリカ及モスキトウ沿海を占領し守備し殖民し若くは所管に移さゞること、兩國の各自が該運河の局外中立を保護すべきこと等を協定し一八五〇年四月一九日華盛頓に於て調印せり。〔パナマ運河に關する條約〕

黑川誠一郎 夙に法學を修め司法官より行政裁判所評定官となり、明治十二年四月十三日病を以て歿す。

黑川眞賴 (文政十二—明治三九年)群馬縣桐生の人、江戶に出でゝ黑村春村に就き國學を修め、明治二年大學小助教に任せられ後教授となり一八年文學博士を授けらる、三五年退職して名譽教授たり、其間古事類苑の編纂に從事し又現行裁判官服制を定めたり、著書に「歷代天皇諡號讀例」「皇位繼承篇」「工藝資料」等ありて法制史の研究に貢獻せり。

クロステルトート Klostertodt(獨) 獨逸中世以來の修道院に僧尼として入るものは俗界に於て死亡と看做され財產の取得能力を失へるを云。

黑田清綱 (天保元—大正九年)舊鹿兒島藩士、明治元年山陰道鎭撫總督參謀を命ぜらる三月彈正少弼に任じ尋で東京府大參事、高等法院審判官、元老院議官に歷任し二十年華族に列し子爵を授けらる三十年樞密顧問官に任じ宮內省御用係を兼ねたり。

グロティウス協會 〔國際法の沿革〕

グロティウス、フーゴー Hugo Grotius(1583—1645) 和蘭出身の〔自然法學派〕の學者にして國際法學者の鼻祖と稱せらる、初め和蘭公使となり後瑞典公使として巴里に駐箚す、其著「自由海岸又はオランダ人の東印度貿易に關係する權利」(一六〇八年)は世に「自由海洋論」と稱せらるゝ名著にして、又「平戰條規論」(一六二五年)は後世の國際法學に貢獻する所大也、遺著に「捕獲法規論」あり一八六四年發見せられライデン大學に收められ一八六八年公刊せらる。〔佛蘭西法〕〔ジエンティリス〕

グロース、 ハンス Hans Gross(181?—1915) ㊀小傳。墺國の刑事學者也同國グラーツの人、チユルノホツチ、プラーグ及グラーツ

(前頁。組合意思——繰替使用)

各大學の正教授に歷任す、又グラーツ大學に刑事事項研究所及刑事博物館を創立し斯學に貢獻する所大也。【二】學說。其著書豫審判事必携(一九一四年)及犯罪心理學(一九〇四年)は名著にして殊に其犯罪心理學に於て立てたる犯罪學の系統は伊太利學派の〔犯罪人類學〕と共に刑事學に二つの新しき分野を齎らせるものと稱せらる、其說によれば犯罪學は刑事人類學、犯罪社會學、犯罪現象論の三方面より組織せらるべく、刑事人類學は犯罪人體學と客觀的心理學(佛國に於ては證據心理學の研究あり)、犯罪社會學は犯罪統計學と社會的犯罪心理學と、犯罪現象論は犯罪方式學と主觀的犯罪心理學とより成り、犯罪方式學を更に分ちて犯罪表現學及犯罪探證學となす。

夥有(くわいう) 支那現行法の用語にして〔共有〕の義也。

外交(ぐわいかう) Diplomatik(獨) dip'omacy(英) diplomatie(佛) diplomazia(伊) 【一】意義。最廣義の外交は國家間の交通を云ふべく、廣義の外交は國家相互の關係を處理する事を目的とする術也、狹義に之を解すれば談判の術也とも云ふを得べし。然れども日常の所謂外交は廣義の外交を指すものとす。何となれば新たに起れる國際問題に付てのみ商議し條約を締結する事のみを云はずして、旣存の國家利害關係を監視し其實行を期し自已の利益に導く事をも外交に包含せしむれは也。【二】起因。社交性の發動、物資の不均衡、人口の不調和は人類の無限の欲望と相待ちて國家互に交通し大なる共同生活を爲すに至るは自然の理法也、此處に至りて旣に最高義の外交關係の生ずるあり、國家が互に國際的共同生活を爲すに至れば其間種々の關係生ず、其關係を益々密接ならしめ以て相互の利益を增進し若し利害及感情等の衝突ある時は之を圓滿に商議し解決するの必要生ず。是外交の起因也。【三】體樣 外交の體樣は種々あり多くは個々の場合に徵して之を見るべく從つて其名稱も何事件、何會議等と爲すを通例とすと雖次の二大別あり ㋑平等外交及不平等外交。卽ち國家間の勢力に基く體樣の區別也、(1)平等外交。關係國家は互に平等の地位に立つ外交也、謂ふ迄もなく國家は法理上平等にして苟も獨立の國家たる以上は同一の權利義務を有す、但臨時の〔干涉〕或は制肘を受くることありと雖、其〔國家基本權〕に永續的影響なし。(2)不平等外交。國家は法理上平等也と雖政治的には不平等の場合尠からず、例せば一八七八年の伯林會議に於て英露佛獨墺伊及土耳其間にて塞比亞及羅馬尼の獨立及黑山國の國境を決定し又希臘國の關係ありしと雖、此四國を其會議に列席せしめざりしが如き、又歐洲大戰の講和會議に於て參戰諸國全部の參加ありしも條約の大綱は日英米佛伊の五國會議にて決定せしが如き、不平等外交の顯著なる事例也。㋺基本外交及通常外交。卽ち問題の性質に因る體樣の區別也。(1)基本外交。國家基本權に關する外交にして重大なる問題なるが故に談判不調の場合は〔戰爭〕となりて外交關係の斷絶するを通例と爲す。(2)通常外交。國家基本權に關係なき問題に關する外交也。

外交局(ぐわいかうきょく) diplomatic bureau(英) 〔亞米利加合衆國法〕

外交官(ぐわいかうくわん) Diplomat(獨) diplomatic agent(英) Agent diplomatiques(佛) agente diplomatico(伊) 【一】觀念。外務大臣の監督の下に外交事務を處理する爲外國に派遣せらるゝ官吏を云、外國に駐在して概括的に外交事務を管掌する者と特種の事項に付協商する爲臨時に派遣せらるゝ者との二種あり。【二】種類。㋑儀式的使節。君主の戴冠式、大婚式、大葬式、一國の記念祭等の場合に特派せらるべき使節也。㋺政治的使節。一國より他の一國に差遣するもの(1)常駐使節。(2)臨時使節。特別事件に關し交涉の任務を有するもの也、他國は之を拒否するの自由を有す、故に其差遣前豫め其國と打合せをなすを常とす。(3)列國會議に出席する一國の代表者。此種使節は會議地の存する國を任國とするものに在らず、然れども外交使節として自身及其隨員共に外交官の特權を享有す。(4)使臣以外の外交官。我外交官官制に依れば大使館には參事官、一二三等書記官、外交官補を置くを常とし、公使館には一二三等書記官及外交官補を置く此等は使臣を補助して其事務を分擔する者也。【三】階級。㋑特命全權大使、㋺特命全權公使、㋩辨理公使、㋥代理公使の四等級あり。此等級は唯禮儀上に差異あるのみにして其權利に區別あるに非ず、故に各國は如何なる等級の使臣を派遣するも自由也。然れども費用其他の理由に依り實際に於ては大使は大國間に限り授受し大國と小國との間及小國相互間に於ては第二級以下の使臣を授受するを例とす。【四】席次。㋑館長の席次。(1)特命全權大使、次に特命全權公使、次に辨理公使、次に代理公使とす。(2)同一階級のもの相互間に在りては任國外務省に對し着任の正式通知を爲したる日時により席次を定む。(3)臨時代理大公使は常任代理公使の次位とす。(4)臨時代理大使相互間、臨時代理公使相互間にありては代理就職時日の前後により席次を定む。㋺館員の席次。未だ國際法上一定の規則なし當該國に於ける慣例に依るの外なからん。【五】外交團。一國に駐剳する各國外交官の全體を稱して外交團と云。㋑一國に在る各國使臣が任國に對し共同の行爲に出でんとする時は外交團として行動す、例せば吉凶を慶弔し或は外交案件に關し共同して抗議を申込む場合の如し。㋺各國使臣中最上席に在る者卽最高級の故參者を外交團長となし、外交團を代表するの必要ある時は之を代表す。【六】就任。㋑任命は國內法上の事項に過ぎず、國際法上使節たる地位の認めらるゝは使節が任國に到着の上信任狀を任國の元首(代理公使の場合には外務大臣)に捧呈せる時よりとす。㋺使節は其任國の國境に入るの瞬時(從て信任狀捧呈前)より外交官の特權を享有す。㋩信任狀捧呈の時より任國政府及同僚使臣に對し公然たる交際及交涉に入ることを得。【七】派遣及拒絶。國際團體の一員たる獨立國は外交使節を他國に派遣することを得べし、又他國より派遣の外交使節を接受することを得、蓋し獨立權の作用也外交使節を授受することは國交を維持し相互の利益を增進する爲必要也と雖國家は獨立權の作用として之を授受すると否との自由を有す、從て特殊の事由あるときは外國の派遣したる外交使節を接受することを拒絶し得べし、而して左の場合に於て拒絶し得ることは一般に異論なき所也。㋑其派遣者の資格を認むることを欲せざる場合、例せば未だ承認せざる新立國より外交使節を派遣し來りたる場合の如し。㋺使臣一身上の理由に基く場合、例せば駐在國臣民を使節として派遣し來りたる場合の如し、國家は外交使節を派遣せんとする時は國交の圓滑を期する爲先づ派遣すべき者の氏名履歷等を駐在國に通告し其の承認を得て後之を派遣するを多數國の例とす、又國家主權の所在を變更したる結果元首の變更ありたる場合に於て其國より派遣したる從來の外交使節を其儘新政府の代表者と認むべきや否やは駐在國の自由也。然れども之を認むる場合には國家の獨立承認の例に準じて處理すべきものとす、【八】職務權限。㋑概說。外交官は本國の代表者として外國に派遣せられ、兩國間の交際を圓滑ならしめ兩國間に係爭問題存する時之が解決を職とするもの也。使臣の外國に派遣せらるるや其職務權限は信任狀又は委任狀に依りて定まる、而して此信任狀、又ハ委任狀と共に常に本國政府の訓令を受くるを例とす。普通の〔官吏〕と同じく〔訓令〕に違背する能はざるを原則とするも、若し訓令に遵據する時は重大なる不利益を來す場合に新訓令に接するの遑なき時は適當の措置に出づべきもの也。㋺觀察及通信。軍事に關する事項、通商航海に關する事項、製造工業に關する事項、財政に關する事項、運輸交通に關する事項等苟も本國政府に有益なる事項は細大漏さず之を研究し、本國政府の注意を要する事項は精密に之を報告するを要す。㋩談判。外交官は其の本國と駐剳國政府との間に發する事件に付き駐剳國政府と交涉する任務を有す、而して此形式は常に談判の形式に依る。㋥條約監視。國家の權利義務は國際法に依るものと條約に依るものとの二つあり、國際法に基づく本國の權利の尊重せられつゝありや否や、新條約の必要なりや否も注意監視する事を要す。㋭自國臣民の保護。使臣は自國國民の婚姻、出生、死亡、遺言等を取扱ひ、旅行免狀を下付し證書の證明を爲すの職權を有するを常とす、使臣が職務上自國民を保護すべき場合の中彼等が駐剳國官憲より不正に權利利益を侵害せられたる場合を重大なるものとし、駐剳國の臣民との私法上の爭訟に干與すべからざるを要則とするも、當該官憲が若し國際法、條約に背きたる措置を取りたる時は本國政府の訓令を待たずして之に干與するを要す、右孰れの場合に於ても必ず駐剳國外務省を經由すべく直接に他の官憲と交涉するを得ず。【九】特權。㋑身體名譽の不可侵。㋺裁判權の免除。使臣は其の職務執行上裁判權の免除の特權を享有す、故に使臣が犯罪行爲をなしたる時も駐剳國裁判所は之を裁判する事能はざる也。然れども刑事裁判權の免除は決して使臣の無責任を意味せず、使臣が普通の犯罪を犯し又は豫備を爲す時は本國に照會して召還を請求する事を得べく、犯罪重大なる時は退去を命ずる事を得べし。㋩使臣の裁判權。曾て海外法權なる擬制の認められたる當初に於ては此特權は非常に擴大せられしが現今に於ては使臣は唯其從者に對して非訟事件及違警罪の管轄權を有するに止まり、彼等が重罪輕罪を犯したる場合は本國裁我の手續あるのみ。㋥家宅の不可侵。使臣は國家を代表して重要なる職務を帶び公館內には其職務上の重要秘密書類存すべく若し警察權が擅に其家宅を侵す時は外交の成功企圖すべからず此特權の認めらるる理由也。㋭警察權の免除。使臣は駐剳國警察權の執行を受けず。㋬租稅の免除。㋣信教の自由。此特權は職務上の必要に基きたるに非ず、一國は其公安に害ありと認むる宗教を禁ずること自由なるも使臣に之を適用するを得ず。【十】職務の終了。職務終了の原因を列擧すれば左の如し。㋑目的の終了。㋺任期の滿了。㋩死亡。㋥辭職。㋭本國政府の召還。(明三二年六月勅二八〇號、明三三年四月勅一五三號、正五年八月勅一九六號) 〔在外公館〕

外交官の特權(ぐわいかうくわんのとくけん) 〔外交官〕

外交官補(ぐわいかうくわんほ) 〔外交官〕

外交機關(ぐわいかうきくわん) diplomatische Organen(獨) diplomatic organs(英) organe de la diplomatique(佛) 【一】意義。外交機關とは國家の外交に對する作用中國と國との直接交涉に關する事務を掌るものを云。然れども、專ら國と國との直接交涉に關する國家活動に參與するものの外に、單に其臣民の外國に於ける私の交通に關して外國に交涉する國家活動(所謂通商航海關係)に參與する者も亦廣義に於て外交機關中に含包せらるべし。【二】範圍。外交機關の種類範圍を分類すれば次の如し。〔外交官〕〔在外公館〕

外交機關
- 常設機關
  - ㋑綜合機關(元首)君主、大統領
  - ㋺從屬機關
    - (1)外務大臣—補助機關として……外務省官吏
    - (2)外交官—大使公使—補助機關として……書記官等
    - (3)領事官
    - (4)商工事務官
- 臨時機關
  - ㋑公に任命せられたる者
    - (1)特別に任命されたる委員
      - A 國境委員
      - B 各種會議の參列委員
      - C 各種の全權委員
    - (2)使節
    - (3)軍事司令官
    - (4)公文書携帶者
  - ㋺公に認められた資格を有せずして外交の職務を委任せられたる者(密使)

外交事務官(ぐわいかうじむくわん) 〔外交官〕を置かざる土地に於て外交事務を掌る爲に置かれたる官吏也。通常は〔領事官〕をして之を兼ねしむるものとす。(明三二年勅三八〇號外交官及領事官官制) 〔貿易

（後頁。會計檢査院——外國郵便爲替）

書記官〕〔名譽領事官〕

外交團（がいかうだん） diplomatisches Korps（獨） diplomatic corps（英） corps diplomatique（佛） 一國政府の下に駐剳する各國外交使節の集團を云ふ。其長には最高級の使節中の年長者又は最古參を以て充つるを常とす、但舊教國に於ては羅馬法王の使節を以て其長に推せり。此團體は何等法律上の人格を有せざれども駐剳國政府との交渉は此團體の名に於て發受すること多し。其決議も法律上の効力なきも實際上に於て雄有力なる結果を生ぜり。〔外交官〕

外交談判（がいかうだんぱん） diplomatische Unterhandlung（獨） diplomatic negotiation（英） négociation diplomatique（佛） 複數の國家が協商を爲し又は紛議を解決する爲め夫々代表者を出し意見を交換するを云ふ。談判には元首親ら出席することも無きに非ざるも、多く全權を委任せられたる使命によりて行はるゝを通例とす。〔條約〕、〔外交〕、〔外交官〕

外交文書（がいかうぶんしょ） diplomatische Urkunde（獨） diplomatic document（英） document diplomatique（佛） 外交關係に於て公用に供さるゝ書類の總稱也。從て外交官を經由して駐在國政府に對して提出せられ或は外交官相互間に交換せらるゝ〔覺書〕〔宣言〕聲明書等は勿論、本國政府と外國駐在の外交官との間に交換せらるゝ訓令、報告、又は請令回訓等を包含す。

會期（くわいき） 會議體の議會期間を云ふ。例せば帝國議會に於ては其會期は三ヶ月とすと云ふが如し。（憲四二、四〇、四三條等）

外患に關する罪（ぐわいくわんにくわんするつみ） Verbrechen des Landesverrats（獨） crime of treason（英） infraction de la trahi on（佛） 對外關係に於て帝國の安寧を妨害助長するによりて成立する犯罪也。本罪は內容稍々廣汎に亙る故便宜上次の分類に從て說明す。但此分類方法は學者間に於ても區々にして、定說なし。**一**外患を誘起する罪。**イ**行爲。帝國と平和關係にある「外國ニ通謀シテ」我國に對して戰端を開かしむるに依りて成立する罪也。戰端を開くとは國際法上の開戰の義に從ふべきものとす。**ロ**客體。從來は外患に關する罪は帝國臣民の帝國に對する忠誠義務違反の行爲としたり、然れども現今は危險共存を客觀的に觀察し本罪に付ては犯罪地の何處なりやを問はざると共に又犯罪人の何れの國籍に屬するやを問ふことなし。固より實際上の法の適用に對しては外國人と內國人とに對して事實上の差異を生ずるは止むを得ざるべし。**ハ**處分。本罪を犯せる者は凡て死刑に處す。**二**抗敵罪。**イ**行爲。帝國の交戰國たる或國と合同して帝國に敵對行爲を爲すによりて成立す。固より武器をとりて戰線に立つことを要せず、敵の軍隊と呼應して組織せる軍隊を以て帝國軍隊に敵對するものを云ふ。但本罪について過失犯を認むる餘地なく過失による抗敵行爲は全く罪質を變更すべきものとす。又敵國と與することなき時は帝國軍隊に對する抗敵行爲と謂本罪を構成せず、單に內亂罪又は騷擾罪を成立せしむるに止るべし。**ロ**處分。本罪を犯したる者は死刑に處す。**三**軍用物に關する罪。**イ**軍用物交附の罪。⑴要塞、陣營、軍隊、艦船其他軍用に供する場所又は建造物を敵國に交附する者は死刑に處せらる。⑵「兵器、彈藥其他軍用ニ供スル物ヲ敵國ニ交附スル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處」せらる。⑶「帝國ノ軍用ニ供セザル兵器、彈藥其他直接ニ戰鬪ノ用ニ供スル可キ物ヲ敵國ニ交附シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處」せらる。**ロ**軍用物損壞の罪。「敵國ヲ利スル爲要塞、兵器、彈藥、汽車、電車、鐵道、電線、其他軍用ニ供スル場所又ハ物ヲ損壞若シクハ使用スルコト能ハザラシメタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處」せらる。**四**間諜の罪。**イ**〔間諜〕。**ロ**〔軍事機密漏洩の罪〕。**五**敵國幇助罪。**イ**意義。前述せる種々の方法以外の手段を以て「敵國ニ軍事上ノ利益ヲ與ヘ又ハ帝國ノ軍事上ノ利益ヲ害」するによりて成立す。**ロ**處分。二年以上の有期懲役に處せらる。**六**注意。**イ**本罪に付ては凡て未遂罪を罰す。外患を誘起の罪又は抗敵罪或は敵國幇助罪の豫備、又は〔陰謀〕に付ては之を一年以上の有期懲役に處す。**ロ**本罪の適用に付ては原則として犯罪地及犯罪人の國籍を問ふことなし。されど帝國軍人には陸海軍刑法の適用あり。一般人に付ても平時に於て軍機保護法、特別法として優先適用せらるゝこと多く、又戰時に於ては戰時國際法規の適用せらるゝ範圍あることに注意すべし。**ハ**位戰時に於ては同盟國に對する帝國臣民の行爲にして上述の罪名に觸るゝ場合仍本刑法の適用あるものとす。（刑八一——八九、二條、明三三年法一〇四號軍機保護法、明四一年法四六號陸軍刑法、明四一年法四八號海軍刑法）

外患を誘起する罪（ぐわいくわんをいうきするつみ） 〔外患に關する罪〕

會稽（くわいけい） 別人、大清律例刑案新纂集成は〔律例解註〕に本づき、「新修律例統纂集成」によりて會稽、胡仰山等の輯する所也。

會計（くわいけい） Rechnung（獨） counting（英） comptes（佛） conto（伊） 一に又經理とも云ふ、廣義に於ては國家及公法人又は私法人及個人の經濟上の收入支出の計算を爲す事也と謂、通例法律上に於て特に會計と稱せらるゝは公經濟及私經濟の收支の義にして或は單に「豫算」及「決算」を指稱することあり。而して公經濟即ち國家又は地方自治團體等の公法人の收支の適否を研究するは〔財政學〕（但國家が私法上の行爲ある場合即ち私經濟をも包含す）にして、私經濟即ち私法人又は個人の收支を研究するは「會計學」也とす。〔會計法規〕〔會計年度〕〔會計檢査院〕〔決算報告書〕〔財務行政〕〔會社の計算〕

會計學（くわいけいがく） accountancy（英） 〔會計〕

會計監督官（くわいけいかんとくくわん） Comptrollors of the treasury（英） 〔亞米利加合衆國法〕

會計局 bureau of acounts（英） 亞米利加合衆國法〕

會計課（くわいけいくわ） division of the accounts and disbursements（英） 〔亞米利加合衆國法〕

會計檢査（くわいけいけんさ） 〔會計檢査院〕

會計檢査官（くわいけいけんさくわん） Rechnungsrevisor（獨） auditors of the treasury（英） 〔亞米利加合衆國法〕 official auditor（英） auditeur à la cour des competes（佛） 〔會計檢査院〕 〔亞米利加合衆國法〕〔佛蘭西法〕

會計檢査院（くわいけいけんさゐん） Oberrechnungskammer（獨） board of auditing（英） cours des competes（佛） **一**意義。「官金の收支、官有物及國債ニ關スル計算ヲ檢査確定シテ」國家の「會計」を監督する最高の國家機關也。「天皇ニ直隸シテ國務大臣ニ對シ特立ノ地位ヲ有ス。」**二**組織。**イ**院長。一名。親任官とす、院務を總理す。**ロ**部長。三名。勅任とす。院內は三部に分たる。部長は各々其部務を掌理す。**ハ**檢査官。十二名、勅任又は奏任とす。**ニ**其他。書記官專任一名。副檢査官專任十八名及書記有り。**三**會計檢査官。會計檢査官とは會計檢査院長、部長及檢査官を云ふものとす、終身官たり。但他の官職を兼ね帝國議會又は地方議會の議員となることを得ず、又父子兄弟は同時に會計檢査官となることを得ず。**四**會計檢査。**イ**檢査。⑴檢査項目次の如し。「總決算」「各官廳及官立諸營造物ノ收支及官有物ニ關ル決算」、「日本銀行ノ政府ノ爲取扱フ現金及有價證券ノ出納ニ關ル決算」「政府ヨリ補助金又ハ特約保證ヲ與フル團體及公立私立諸營造物ノ收支ニ關ル決算」「法律勅令ニ依リ特ニ會計檢査ニ屬セラレタル決算」但政府の機密費に屬る計算に就ては會計檢査を行ふ限に非ず。⑵「會計檢査院ハ各官廳ヲシテ檢査上必要ナル證憑及報告ヲ提出セシメ及主任官吏ノ辯明書ヲ求ムルコトヲ得」又「檢査上必要ト認ムルトキハ主任官吏ヲ派遣シ實地檢査ヲ爲スコトヲ得」。⑶「出納官吏ノ計算書及證憑書類ヲ檢査シ正當ナリト判決シタルトキハ該官ニ對シ認可狀ヲ付シ其責任ヲ解除ス」。「會計檢査院ノ判決ニ據リ納償ノ責ヲ負フ者ハ天皇ノ恩赦ニ由ルノ外本屬長官之ヲ減免スルコトヲ得ズ」。**ロ**報告。決算の事項に就ては報告書を作成するを要す。「總豫算、及各官決算報告書ノ金額ト日本銀行ノ提出シタル計算書ノ金額ト符合スルヤ否ヤ」歲入ノ徵收、歲出ノ使用、官有物ノ得有、法賞、讓與及利用ハ各其豫算ノ規定又ハ法律勅令ニ違フコトナキヤ否ヤ」「豫算超過又ハ豫算外ノ支出ニシテ議會ノ承諾ヲ受ケザルモノナキヤ否ヤ」。**ハ**上奏。會計檢査の成績は各年度每に之を上奏し、「其成績ニ就テ法律又ハ行政上ノ改正ヲ必要トスベキ事項アリト認ムルトキハ併セテ意見ヲ上奏スルコトヲ得」。（憲七二條、明二三年法一五號會計檢査院法、明三三年勅三九七號會計檢査院法、大正一〇年……）〔豫算〕〔決算〕〔佛蘭西法〕

會計年度（くわいけいねんど） Rechnungsjahr; Etatsjahr; Finanzjahr（獨） fiscal year（英） année financière（佛） 〔豫算〕の效力の發生存續する期間にして一に又豫算年度とも云ふ。我國に於ては多くの歐米諸國の如く一年制度をとり、每年四月一日に始まり三月三十一日を以て終る。（憲六四、會一〇條…）〔會計檢査〕〔決算〕

會計法規（くわいけいはふき） 「會計」に關する法規は會計の觀念に從て其內容甚だ廣汎なるも大綱其綱分を例示すると次の如し。**一**根本法。憲法六二條乃至七二條。**二**普通會計法規。會計法（正一〇法四二號）、會計規則（正一一年勅一號）等。**三**特別會計法規。國債整理基金特別會計法（明三九年法六號）、公債金特別會計法（正八年法一五號）、大藏省預金部特別會計法（正一四年）、造幣局特別會計法（正四年法九號）、作業會計法（明二三年法一七號）、簡易生命保險特別會計法（正五年法四三號）、帝國鐵道會計法（明四二年法六號）、大藏特別會計法明二三年法（正一〇年法一一號）、陸軍作業會計法（明二三年法一八號）、海軍工廠資金會計法（明三八年法一五號）、國有財產整理特別會計法（正一一年法六號）、對支文化事業特別會計法（正一二年法三六號）、賠償金特別會計法（正九年法二五號）、樺太廳特別會計法（明四〇年法一八號）等。**四**物品會計法規。物品會計規則（明二二年勅八四號）、專賣局物品出納規程（正三年大藏八號）、陸軍兵備品會計規則（明二四年勅一二二號）、海軍通常物品會計規程（明四五年海達一〇號）等。

外國郵送電報（ぐわいこくいうそうでんぽう） 關東都督府管內を除く外國へ郵送すべき〔電報〕也。外國郵送電報は歐文電報に限り、郵送料は一通に付四十錢とす。（明三三年遞令……）〔電報〕〔外國無線電報〕〔電信〕

外國郵便爲替（ぐわいこくいうびんかはせ） **一**意義。郵便爲替に關する條約又は約定に依り帝國と外國との間に交換する通常爲替及電信爲替を云ふ。**二**振出制限額。**イ**條約に特別の規定あるものを除く外外國郵便爲替一口の振出最高額は四百圓とす但右該國に於ける振出最高額を超過して振出すことを得ず。**ロ**右に拘らず露西亞との條約に依る郵便爲替一口の最高額は帝國振出の場合は三百圓、露西亞振出の場合は三百圓とす。**ハ**帝國と郵便爲替を交換する國に於ける郵便爲替の一口の最高額及其取扱郵便局並郵便爲替金額の表示貨幣は之を告示するものとす。**三**外國通常爲替一口の爲替料は次の如し。**イ**支那と交換するもの

五圓迄	五錢	百五十圓迄	五十錢
十圓迄	十錢	百八十圓迄	五十五錢
二十圓迄	十五錢	二百十圓迄	六十錢
三十圓迄	二十錢	二百四十圓迄	六十五錢
四十圓迄	二十五錢	二百七十圓迄	七十錢
五十圓迄	三十錢	三百圓迄	七十五錢
六十圓迄	三十五錢	三百三十圓迄	八十錢
九十圓迄	四十錢	三百六十圓迄	八十五錢
百二十圓迄	四十五錢	四百圓迄	九十錢

小包郵便物以外の代金引換郵便物の取立金に對する爲替の料金は、取立金より別に定むる取立料を控除したる殘額に對し其金額四百圓迄は前項の割合に依り、又其金額四百圓を超ゆるときは左の割合に依り取立金より之を控除徵收す

四百四十圓迄	九十五錢	七百二十圓迄	一圓三十錢
四百八十圓迄	一圓	七百六十圓迄	一圓三十五錢
五百二十圓迄	一圓五錢	八百圓迄	一圓四十錢
五百六十圓迄	一圓十錢	八百四十圓迄	一圓四十五錢
六百圓迄	一圓十五錢	九百圓迄	一圓五十錢
六百四十圓迄	一圓二十錢	九百五十圓迄	一圓五十五錢
六百八十圓迄	一圓二十五錢	千圓迄	一圓六十錢

（前頁。外交團——會計檢査官）

㋺其他の外國と交換するもの

二十圓迄	二十錢	二百四十圓迄	一圓四十錢
四十圓迄	四十錢	二百八十圓迄	一圓六十錢
八十圓迄	六十錢	三百二十圓迄	一圓八十錢
百二十圓迄	八十錢	三百六十圓迄	二圓
百六十圓迄	一圓	四百圓迄	二圓二十錢
二百圓迄	一圓二十錢		

英國との條約に依る郵便爲替の爲替金にして其換算額四百圓を超ゆる場合には其超過額四十圓毎に金二十錢を加徵す。外國電信爲替に付ては右㋺の爲替料の外相當電報料を徵收す。四外國郵便爲替交換局。東京中央、橫濱、大阪中央、神戶、門司、長崎、名古屋、廣島、下關、熊本、札幌、函館、靑森、仙臺、宇都宮、新潟、長野、金澤、敦賀、京都、高松及鹿兒島ノ各郵便局。外國電信爲替の受拂事務は外國郵便爲替交換局に於て之を取扱ふ。五取扱制限。右の外國郵便爲替交換局所在地に設置ある之等各局以外の郵便局(三宮郵便局を除く)に於ては香港、香港(媒介爲替を除く)又は比律賓群島との條約に依る爲替の拂渡を取扱はず、但轉送又は拂渡郵便局變更の場合は此限に非ず。(大正一〇年遞令五七號外國郵便爲替規則、同年遞告二四三三號外國電信爲替ノ受拂取扱局名、同年遞告二四三四號外國郵便爲替料)〔郵便爲替規則〕〔內國郵便爲替料〕

外國會社(ぐわいこくくわいしや) ausländische Gesellschaft(獨) foreign commercial corporation(英) société étrangère(佛) 一意義。外國會社とは外國の法律に從ひ設立されたる會社を云、其設立者の內外若くは設立地の內外は內外會社區別の標準にあらず、二商法の規定。外國の法律に從ひ設立されたる會社は外國に本店を有すべきは勿論なるも、外國會社として內國に於て商業に從事し得べきは民法第二條、第三十六條の規定によりて明白也、故に外國會社にして支店を我國に設け商業を營むもの起り、其結果第三者に對し重要なる關係を惹起すべきが故に、之を監督し取引の安全を圖り外國貿易の發達を助長する目的を以て商法は特に第六章を以て外國會社に關する規定を設けたり。三適用。イ非法人外國會社。外國法に依る會社中例せば獨逸の合名會社、合資會社の如く法人に非ざるものあり斯るものに外國會社に關する商法の規定の適用ありや否やは疑問なりと雖、此等の規定は民法第三六條の趣旨(外國法人參照)と異り、日本に於て〔法律行爲〕を爲す外國會社を取締るを以て其目的となすものなれば、敢て外國會社の法人格を取得したると否とを問ふの要なく、從て外國會社の規定の適用ありと解すべし。ロ外國民事會社。民法は〔外國法人〕は〔商事會社〕の外は之を〔認許〕せずとし、商法も亦之と同主意なりと解すべしと雖、商法が商事會社以外に所謂民事會社(商第四十二條二項)をも會社と看做したる趣旨より云へば、これにも外國會社の規定の適用ありと解すべき也。ハ外國會社に關する商法の規定は公益保持の理由に出でたるものにして公の秩序に關するが故に當事者の反對意思を認容すべからず。ニ臺灣朝鮮に於ける會社。此等は各總督の定むる制令律令の支配を受くべきものなるが故に、此種の會社は日本商法の適用を受けざる準外國會社として、外國會社に關する商法の規定の適用を受くべきものとす。四適用法規。イ登記「外國會社カ日本ニ支店ヲ設ケタルトキハ日本ニ成立スル同種ノモノ又ハ最モ之ニ類似セルモノト同一ノ登記及ヒ公告ヲ爲スコトヲ要ス」(商二五五條)外國會社の登記は支店設立の登記にして會社設立の登記に非ず、故に我會社と同一の登記と云ふは商法の規定(五一條二項、一〇五條、一四一條、二四二條)に從ひ支店所在地に於て爲すべき登記事項を指す、「外國會社カ始メテ日本ニ支店ヲ設ケタルトキハ其支店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲スマテハ第三者ハ其會社ノ成立ヲ否認スルコトヲ得」(二五七條)、故に外國會社が在來の支店以外に日本の他の地方に支店を設くるも其支店設立登記の欠缺は外國會社設立の對抗力に影響を及ぼさず。登記期間は登記事項が「外國ニ於テ生シタルトキハ其通知ノ到達シタル時ヨリ起算ス」(商二五六條)べきものとす。ロ代表者。「日本ニ支店ヲ設ケタル外國會社ハ其日本ニ於ケル代表者ヲ定メ且支店設立ノ登記ト同時ニ其氏名住所ヲ登記スルコトヲ要ス」(二五五條二項)此代表者は〔本國法〕に於て別設の定あるときと雖、我國內にては我會社の代表者と同じく外國會社を代表して裁判上裁判外の一切の行爲を爲すの權限を有し其代理權の制限は之を以て善意の第三者に對抗するとを得ず、從て本國法に於て〔訴訟能力〕なき外國會社と雖、日本に於て其代表者をして有效に〔訴訟行爲〕を爲さしむることを得べし。ハ全然我法律の適用を受くべき外國會社。①「日本ニ本店ヲ設ケ」たる外國會社は「外國ニ於テ設立スルモノト雖モ」內國會社として我法令の規定に服するは當然也。②「日本ニ於テ商業ヲ營ムヲ以テ主タル目的トスル」外國會社は性質上より云へば外國法の支配下にありて日本の法律に從ふを要せざるものなりと雖、かくては往々日本の法律の適用を免れんが爲め有名無實の本店を外國に設くるの虞あり、故に商法第二五八條は特に此種の會社は「日本ニ於テ設立スル會社ト同一ノ規定ニ從フコトヲ要ス」るものとせり。ニ株券又は債券の發行及び其株式・社債の移轉。外國會社の株式の發行、讓渡は其社債の讓渡と共に內國の經濟社會に重大なる影響を及ぼすを以て商法は之を外國法の適用に放任せず、其日本に於てする者は內國會社に關する規定を準用すべきものとす、其結果として「此場合ニ於テハ始メテ日本ニ設ケタル支店ヲ本店ト看做ス」ホ外國會社支店の閉鎖。「外國會社カ日本ニ支店ヲ設ケタル場合ニ於テ其代表者カ會社ノ業務ニ付キ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル行爲ヲ爲シタルトキハ裁判所ハ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其支店ノ閉鎖ヲ命スルコトヲ得」(二六〇條)內國會社の行爲が公序良俗に反するときは解散を命じ得べきに玆には閉鎖としたるは蓋し外國會社は我國法によりて設立されたるものに非ざるを以て也。(商二五五乃至二六〇條、其二、三六條、商四八條)〔外國

(後頁。外國會社代表者——外國貨幣)

法人〕〔法人〕

外國會社代表者(ぐわいこくくわいしやだいへうしや) 〔外國會社〕

外國會社登記(ぐわいこくくわいしやとうき) 〔外國會社〕〔登記〕

外國記章(ぐわいこくきしやう) 外國記章とは外國より給與せられたる從軍記章、人命救助記章、博覽會記章の類を云。(明治二二年勅令第一號勲章記章佩用心得)〔外國勳章佩用法〕〔記章〕〔勳章〕

外國貨幣(ぐわいこくくわへい) Fremdgeld(獨) foreign money(英) argent étranger(佛) moneta straniera(伊) 一意義。外國の法律により〔貨幣〕と認められたるもの也。外國貨幣も內國に於ては貨幣たる性質を有することなく單なる有價物也、然れども經濟狀態が現今の如く國際的に發達せるに至つて內國に於て貨幣たる性質を有せざるの故を以て單なる物と同一取扱をなすことは種々なる弊害を生じ徒らに經濟狀態を紊亂せしむるものなるを以て國法は之に對し特殊の取扱をなす。二適用。イ民法上の取扱。外國通貨も亦債權の目的たるに妨なし。而して〔辨濟〕に際しては「各種ノ通貨ヲ以テ辨濟ヲ爲スコトヲ得」。又「外國ノ通貨ヲ以テ」其債權額が指定されたる場合に〔債務者〕は〔履行地〕に於ける爲替相場に依り日本の〔通貨〕を以て辨濟を爲すことを得。但特種の外國貨幣の〔給付〕が債權の目的たる場合は此の限に非ず。尤も〔辨濟期〕に於て其外國貨幣が强制通用力を失ひたる時は債務者は「他ノ通貨ヲ以テ辨濟ヲ爲スコトヲ要ス」。ロ刑法上の取扱。①刑法上の客體としての外國貨幣は內國に流通するものに限る、而して紙幣、銀行券を含むは勿論也。②行爲の態樣は其〔僞造〕〔變造〕及僞造、變造されたる外國貨幣の〔行使〕〔交付〕收得等にして其〔未遂〕も罰せらる。(刑一四八、一四九、一五〇、一五二、一五三條)〔通貨僞造の罪〕三制度。外國貨幣制度は我國に同じく金單本位制あり又複本位制あり或は跛行本位制ありて其國情に依りて差異あり。イ英國。①沿革。一七世紀以降金銀比價の動搖により貨幣の流通は混亂したるも一七七四年銀貨二五磅以上は法貨として通用するを禁じ、一八一六年より金單本位制を實施して今日に及べり。②現行貨幣。磅は純金一一三・〇〇一グレーンにして之を單位とし、磅(パウンド)の二〇分の一を志(シリング)、志の一二分の一を片(ペンス)、片の四分の一をファーシングと稱す。Ⓐ金貨。五磅、二磅、一磅、半磅の四種。Ⓑ銀貨。五志、四志、二志半、二志、一志六片、三片の七種。Ⓒ銅貨。一片、半片、四分の一片の三種。Ⓓ兌換券。英蘭銀行及四十餘の個人銀行及株式會社より發行されつゝあり、主義としては英蘭銀行の單獨發行制なるも、唯沿革上他銀行の發行權を認めつゝあるのみ。ロ米國。①沿革。獨立當時は英國の幣制其儘を踏襲したるも金及銀の價格の變動により最初の複本位制が有名無實となり、更に一八七八年に複本位制が復興したるも其支持が困難となり、一九〇〇年新貨幣法が制定され現行の比較的金單本位に近き跛行本位制となれり。②現行貨幣。Ⓐ金貨。二〇弗(ドル)一〇弗、五弗、二弗半の四種。Ⓑ銀貨。一弗、五〇仙(セント)、二五仙、一〇仙。Ⓒ銅貨及白銅貨。五仙白銅貨、一仙銅貨あり、何れも其支拂制限高は二四仙とす。Ⓓ兌換券。金貨證券、銀貨證券、政府紙幣、國立銀行紙幣等。ハ獨逸。①沿革。一八七一—一八七三年の貨幣法により各聯邦の幣制を統一して金單本位制と爲したるも、跛行本位即ち銀單本位時代より流通しつゝある銀貨を(金貨に對する一定の割合を以て)無限法貨と爲し、一九〇七年の新貨幣法制定に至り初めて眞の金單本位と爲れり。②現行貨幣。Ⓐ金貨。純金〇、三五八四二二瓦を馬克(マーク)とし、其百分の一をプフェニッヒとし十進法の計算とす、唯一の無限法貨たる金貨は二〇馬克、一〇馬克、五馬克の三種。Ⓑ銀貨。銀貨は二種あり、新貨幣法に依るものは五馬克、三馬克、二馬克、一馬克、五〇プフェニッヒの五種あり、之を二〇馬克を限り法貨たらしめ二〇〇馬克以上を提供すれば金貨との兌換を許可せらるゝものにして、人口一人に對し一五馬克の割合を以て九〇〇位の銀を鑄造しつゝあり。其他は統一制に各邦の發行したるターレル銀にして一ターレル、二ターレルの二種あり、一ターレルは三馬克とす。Ⓒ白銅及銅貨。白銅は一〇プフェニッヒ、五プフェニッヒの二種。銅貨は二プフェニッヒ、一プフェニッヒの二種。何れも一馬克を限り法貨とし、五〇馬克以上は金貨と兌換することを得べし、人口一人に付二馬克半の割合にて鑄造しつゝあり。Ⓓ兌換券。二種あり、一は中央政府の發行にかゝる國庫證券にして何時にても通貨と兌換し得べく五馬克、一〇馬克の二種あり。他は獨逸帝國銀行外四銀行の發行にかゝる銀行證券にして此四銀行は發行額の三分の一の正貨準備と三分の二は支拂期限三ケ月以內に少くも二名の署名ある商業手形を準備するに依り發行を許可せらる、種類は二〇馬克、五〇馬克、一〇〇馬克、二〇〇馬克、五〇〇馬克、一、〇〇〇馬克、二、〇〇〇馬克の七種(但事實に於て二〇〇馬克、五〇〇馬克は無し)にして何れも强制通用力あり、帝國銀行にて金貨と兌換し得べし。ニ佛蘭西。①沿革。一八〇三年(ナポレオン)は金銀貨共に無限法貨たらしむる複本位制と爲し、フランを價格の單位とし、一フランを一〇〇サンチームとする十進法を制定したり。後金銀價格の變動により通貨の紊亂を來しゝことあり、種々なる變遷を經て一八九七年及一九〇八年の二回に補助貨幣の再鑄制定せられ、補助貨幣は人口一人に付一六法の割合にて鑄造せらるゝこととなり、複本位制にあらずして跛行本位と爲れり。②現行貨幣。Ⓐ金貨。金の品位は九〇〇の純分と一〇〇の雜分とより成り、四〇法、二〇法の二種。Ⓑ銀貨。九〇〇の純分と一〇〇の雜分とより成り、五法、二法、一法、七五サンチーム、五〇サンチーム、二五サンチーム、三サンチーム、二サンチームの六種。Ⓒ銅貨。純銅にして五サンチーム、二サンチーム、一サンチームの三種。Ⓓ紙幣。佛蘭西銀行のみ發行の任に當り其發行準備には制限なきも、實際は發行額の七八割の兌換正貨の準備あり、最高制限額を五八億フランとし種類は一、〇〇〇法、五〇〇法、一〇〇法、

(前頁。外國會社)

五法の四種。㊁白耳義。①沿革。和蘭より分離して國立するや一八三二年七月佛蘭西の幣制を其儘に繼承し、一八六五年佛蘭西と殆と同一の弊害を經驗しつゝある瑞西、伊太利の兩國と共に四箇國の委員會議を巴里に開き、其決議により羅甸貨幣同盟を結び、其制度を今日迄施行し來れり。②現行貨幣。跛行本位にして法を基本單位とし一法は品質九〇〇位の金〇・三二二五瓦か或は銀五瓦とす、補助貨の單位は參(サンチーム)と稱す。Ⓐ金貨。品位九〇〇位の金一・六一二九瓦にして二〇法、一〇法、五法の三種。Ⓑ銀貨一法は品位八三五にして五瓦の總量あり。二法、一法五〇參(サンチ)の三種。Ⓒ白銅貨。品位九〇〇位にして五〇參、二〇參、一〇參の三種。Ⓓ青銅貨。品位九〇〇位にして二〇參、一〇參、の二種。Ⓔ兌換券。白耳義國立銀行の發行に係り、一、〇〇〇法、五〇〇法、一〇〇法、五〇法、二〇法の五種。

外國貨物(ぐわいこくくわもつ) 一意義。帝國より輸出したる「貨物」及未だ帝國に輸入されざる貨物を云。二處置。㋑藏置。外國貨物は難破又は特に認許を受けたる場合を除き保稅地域以外に藏置することを得ず、而して其地域內に於ては其取扱は總て稅關長の指揮に從ふべきものとす。㋺輸出入。「[稅關]ニ申告シ貨物ノ檢査ヲ經テ其免許ヲ受クベシ」。㋩運送。運送も免許を要し「陸路ニ由ル」ものは命令にて定めたる通路によるべし。(明三二年關稅法三四――七二、一二、一七條等、明三二年關稅法施行規則)

外國勳章佩用法(ぐわいこくくんしやうはいようほふ) 一佩用願。外國勳章を受領し之を佩用せむとする時は[勳章]に勳記其他關係書類と共に賞勳局總裁へ佩用願書を差出し其許可を受くべきものとす。[外國記章]に付亦同じ。二佩用方。外國勳章の佩用方は其國の規程によると雖、我勳章を佩びずして外國勳章のみを佩ぶることを得ず。「彼我ノ大綬章ヲ有スル者ハ彼ノ大綬章ヲ佩ビズ之ニ屬スル副章ノミヲ我副章ノ位置ノ下若クハ次ニ列佩スベシ但シ外交ノ時宜ニ依リ彼ノ大綬章及其副章ヲ佩ブル時ハ我大綬章ヲ省キ我副章ハ併佩スベシ」綬を用ひざるものは外國のものを我が勳章の下若くは次に、喉下に佩ぶべきものに付ては彼のものを我が下に、左肋に佩ぶるものは彼のものを我左にすべし。記章褒章は勳章の左にすべきものとす。(明八年太布告五四號外國勳章佩用願規則、明三二年賞勳局告示一號勳章記章佩用心得大勳位以下)

外國語學校(ぐわいこくごがくかう) fremdesprache Schule(獨) school of foreign language(英) école de langues étrangères(佛) 外國語に關する高等專門學校也、現今は東京及大阪の二校あり。一東京外國語學校。㋑部科。學科は英、獨、佛、露、伊、西、葡、支、朝鮮、蒙古、暹羅、馬來語、ヒンドスタニー、タミルの十四部に分たれ、各部は原則として文科、貿易科、拓殖科の三科に分たる。㋺修業年限。三年。㋩專修科「簡易ノ方法ニヨリ外國語ヲ專修セントスル者ノ爲ニ」シテ修業年限は前者は二年後者は一年。二大阪外國語學校。㋑「國語的實務ニ從事スベキ者ヲ養成スルヲ目的トシテ主トシテ現代語ヲ教授スル」爲に設立せらる。修業年限は三年也。內部は支、蒙、馬來、印度(ヒンドスターニー)、英、佛、獨、露、西語部に分たる。㋺支、蒙、馬來、印度、英、佛、獨、露、西、アラビヤの諸國語の中「一ヲ選擇シテ學修セントスル者ハ選科生トシテ入學セシムルコトヲ得」㋩「簡易ナル方法ニヨリ外國語ヲ專修セントスル者ノ爲ニハ別科ヲ置ク」其修業年限は二年。(正八年文令三〇號東京外國語學校規程、正一〇年文令四九號大阪外國語學校規程)

外國債(ぐわいこくさい) äussere Anleihen(獨) foreign debts(英) dette étrangère(佛) debit stranieri(伊) [國債]

外國裁判(ぐわいこくさいばん) 外國に於ける裁判は內國に於ては直接效力を生ずるとなし。內國に於ては內國法が效力を有し、內國裁判所の裁判が其效力を及ぼすは領土主權上當然の事理にして「外國ニ於テ確定裁判ヲ受ケタル者ト雖モ同一行爲ニ付更ニ處罰スルコトヲ妨ゲズ」又外國裁判所の判決をして我國に於ても強執行力を有せしむるには我國の裁判所に於て改めて「執行判決ヲ以テ適法ナルコトヲ言渡」すことを要す。然れども刑法一條乃至四條の規定は外國在住の帝國臣民の犯罪行爲に對する刑の適用を規定す。即ち外國の裁判によりて外國刑法の適用を受けたる者に尚我刑法の適用問題を生ずると多し。上述の原則を以てすれば外國裁判の結果は內國法の用とは無關係なれども、同一行爲に付再度の處罰を受くるは酷に失するを以て「外國ニ於テ言渡サレタル刑ノ全部又ハ一部ノ執行ヲ受ケタルトキハ其刑ノ執行ヲ輕減又ハ免除スルコトヲ得」るものとせり。(刑、五、一―四、民訴五一四條)

外國法[國際私法]

外國商人(ぐわいこくしやうにん) [商人]

外國人(ぐわいこくじん) foreigner(英) étranger(佛) straniero(伊) Ausländer; Fremden(獨) 一意義。日本の「國籍」を有せざる者を云。外國の「國籍」を有するも我日本の國籍を有する者は外國人に非ず。之を二重國籍と稱す。又外國人とは自然人のみを意味し「外國法人」を含まず。二外國人と權利能力。外國人を敵視し、排外し或は卑賤視する主義より進んで「國家平等主義」となり、現今に於ては權利の享有に付內外人殆ど平等也。尤も佛國の如きは條約相互主義をとる。三外國人の享有し得ざる權利。㋑私權に付ての制限。①外國人は土地の所有權、質權、抵當權を有することを得ず。②日本銀行、橫濱正金銀行、朝鮮銀行、東洋拓殖會社の株主たることを得ず。③日本船舶を所有することを得ず。④鑛業權、砂鑛權を享有し得ず。⑤航路補助金、造船奬勵金、遠洋漁業奬勵金を受くることを得ず。⑥取引所の會員又は仲買人たることを得ず。⑦水先案內人たることを得ず。⑧日本民法による相續をなすことを得ず。㋺公權に付ての制限。外國人は參政權を有せず從て官吏に任ぜらるゝことを得ず。但特別の例外として名譽領事官は外國人を任命することを得。(民三、九六四、九九二條、國籍法、明六年太布一八號、地所質入規則一一、日本銀行條令五、橫濱正金銀行條令五、朝鮮銀行條令四、東洋拓殖株式會社法三、明三九年勅一四二號三、船舶法一、鑛業法五、砂鑛法三三、遠洋漁業獎勵法一、造船奬勵法二、取引所法一一、仲買保護法七、水先法三條等)

(後頁。外國人警察――外國法)

外國人警察(ぐわいこくじんけいさつ) Fremdenpolizei(獨) 一概念。[權利能力]の享有は殆ど各國に於て平等主義をとれる現今に當り在留國より[外國人]なるが故に特別の取扱を受くることなし、然れども行政上の必要なる範圍に於て稍特殊なる警察權の適用を受く、之卽ち外國人警察の下に考察さるゝ問題とす。二取締。㋑上陸禁止。本邦に渡來する外國人にして次の一に該當する者は上陸を禁止せらるゝことあり。①[旅券]又は國籍證明書を所持せざる者。②帝國の利益に背反する行動を爲し又は敵國の利便を圖る虞ある者。③公安を害し又は風俗を紊る虞ある者。④浮浪又は乞丐の常習ある者。⑤各種傳染病患者其他公衆衛生上危險なる疾患ある者。⑥[心神喪失者]、[心神耗弱者]、貧困者其他の救助を要すべき虞ある者。㋺居住及營業。「外國人ハ條約若クハ慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セザル者ト雖モ」內地に於て居住、移轉、營業其他の行爲を爲すことを得。但勞働者が「從前ノ居住地以外ニ於テ」此自由を得る爲には特に行政廳の許可を要するものとす。又此の勞働者とは農業、漁業、鑛業、土木、建築、製造、運搬、挽車、仲仕業其他雜役に關する勞働に從事する者を云。(正七年內令一號、外國人入國ニ關スル件、明三二年勅三五二號、外國人ノ居住及營業等ニ關スル件、明三二年內令四二號施行細則)

外國人の享有し得ざる權利(ぐわいこくじんのきやうゆうしえざるけんり) [外國人]

外國人の離婚訴訟(ぐわいこくじんのりこんそしよう) [國際私法上の離婚]

外國船舶(ぐわいこくせんぱく) fremder Schiff(獨) foreign ship(英) navire étranger(佛) vascello straniero(伊) 一意義。日本の國籍を有せざる[船舶]也。二檢查。外國船舶なるも「日本臣民ニ於テ借入レ日本各港ノ間又ハ日本ト外國トノ間ニ使用」するもの、「日本ノ沿岸又ハ湖水港內ノミヲ航行」するもの、「日本各港ニ於テ旅客又ハ移住民ヲ搭載」するものについては特に檢査を執行す。其檢查は該船舶が日本の「最後ノ港ヲ發港セントスルトキ之ヲ行フ」(明二九年法六七號、船舶檢查法一七條。明三三年遞令九七號、同法施行細則一條。明三三年勅四一四號、外國船舶檢查規則) [船舶檢查]、[外國貿易船][海上運送]

外國駐在官吏(ぐわいこくちゆうざいくわんり) [外交官][領事官]及外國駐在陸軍武官等を指稱す、駐在とは一定の任務を帶びて外國の任地に就く義にして、命令に依り臨時外國に滯在するは[出張]也。

外國駐在陸軍武官給與令(ぐわいこくちゆうざいりくぐんぶくわんきふよれい) 外國駐在を命ぜられたる陸軍武官を陸軍給與令により定められたる一定の俸給の外左表の如き給與を受く。(明三〇年勅二一六號)

外國駐在陸軍武官給與表

區分			金額
駐在手當			六百五十圓以內
馬飼料	月額		四十八圓
派遣手當	日額	甲額 上長官	十六圓
		甲額 士官	十二圓
		乙額 上長官士官	四圓
備考	派遣手當ハ軍隊等ノ演習ニ際シ派遣ノトキハ乙額トシ其他單獨旅行駐在員取締旅行ノトキハ甲額トス、但駐在員取締將官ナルトキハ日額二十圓トス		

外國條約(ぐわいこくでうやく) [條約]

外國電報(ぐわいこくでんぽう) [電報]

外國と私戰を爲す罪(ぐわいこくとしせんをなすつみ) [國交に關する罪]

外國の君主、大統領、使節、又は國旗、國章に對する罪(ぐわいこくのくんしゆ、だいとうりやう、しせつ、またはこくき、こくしやうにたいするつみ) [國交に關する罪]

外國法(ぐわいこくほふ) ausländisches Recht(獨) foreign law(英) lois étrangères(佛) diritto straniero(伊) 外國の國法の義にして公私兩法を包含したる名稱なるも、特に問題となるは[國際私法]に於て外國私法適用の場合にあり。一外國法の性質。國內に自國法のみを適用することなく必要に應じては外國法も適用することは國際正義に基く義務なるも外國法は直に內國法と爲るものに非ず內國法の許容によりて其效力を內國に及すもの也。故に外國法卽ち內國法也とする說、外國法は內國に於ては單なる事實に過ぎざるが故に何等の效力なく其援用は裁判所の自由也と云ふが如きは共に極論にして通說に非ず。二外國法の適用及其範圍。㋑裁判官にして外國法を適用するを國際義務なりとするは裁判官の外國法を知悉するを前提とせざるべからず然るに實際上全世界の國法を知るは不可能事に屬するが故に我法は外國法の援用責任を相手方に負擔せしむ。然れども裁判所は之に拘束せらるゝことなく自ら之を調査し得べきは言を俟たず。若し[裁判所]が外國法を適用せず又は之を不當に適用せる場合は共に我法例適當の問題にして當然[上告]の理由となるものとす。㋺外國法を適用すべき場合に於ても之に一定の制限を付せるは各國の例なり、我國に於ては適用すべき外國法の規定が「公ノ秩序、善良ノ風俗ニ反スルトキハ之ヲ適用」せざるものとす、蓋國內の安寧及風教の保持は國政中の最重且大の問題なれば也。(民訴二一九、四三四、四三五條、法例三〇條、三條以下)[反致法][外國裁判]。三外國法の沿革及現行法。[亞米利加合衆國法][亞剌比亞法][英吉利法][伊太利法][印度法][エストニア法][埃及法][墺地利法][和蘭法][希臘法][ケルト法][哥倫比亞法][暹羅法][支那法][寺院法][瑞西法][瑞典法][西班牙法][チェック・スローバック法][智利法][丁抹法][獨逸法][土耳其法][朝鮮法][諾威法][葡牙利法][巴比倫法][パラグェー法][ヒッタイツ法][布尼斯法][佛蘭西法][芬蘭法][伯剌西爾法][勃

(前頁。外國貨物――外國人)

參照圖外

牙利法〕〔比伯來（猶太）法〕〔白耳義法〕〔波斯法〕〔秘魯法〕〔葡萄牙法〕〔波蘭法〕〔墨西哥法〕〔ユーゴースラヴィア（セルボ・クロアート・スローヴェーン）法〕〔リスニア法〕、〔ロムバード法〕〔羅馬尼法〕〔露西亞ソヴィエット社會主義共和國法〕〔羅馬法〕。

外國法研究所 Institut für ausländisches Recht beim Reichsverband der deutschen Industrie.〔マイヤー〕

外國法人 fremde juristische Personen; f. künstliche P.; f. moralische P.; f. fingierte P.（獨） foreign artificial persons; f. juridical p.; f. juristic p.; f. legal p.（英） personnes juridiques étrangères; p. morales étrangères（佛） persone giuridiche straniere（伊）。㊀意義。外國法に依て法人格を附與せられ我國法の其法人の成立を承認したるものを云。㊁承認。外國法に依て法人格を附與せられたるものは凡て我國法に依り其法人成立を承認せらるゝに非ず、例せば我國法の外國公益法人を承認せざるが如し。我民法は「外國法人中國、國ノ行政區劃及商事會社ヲ除ク外其成立ヲ認許セズ」と明定せり。法文中「其成立ヲ認許ス」と云は之を内國法人として成立せしむることを承認するの謂に非ずして既に法人として成立せるとを承認する意也、外國法人の認許に付き三個の主義あり。[1]特別認許主義は個個の外國法人に對する特別の行政上又は裁判上の認許を必要とし。[2]國別的又は團體的認許主義は或國に成立する外國法人を團體的に認許し、[3]法律的一般認許主義は法律に依り一般に或種の外國法人の成立を認許す、我法律は獨逸、白耳義、瑞西等と同じく此主義を採る。㊂權利能力。外國法人は我國に成立する同種の者と同一の權利能力を有するものと看做す、但同種類の内國法人なき外國法人の權利能力の範圍は本國法に依るの外なし、尙外國法人の機關及び管理も亦本國法に依る。外國人が享有することを得ざる權利及法律又は條約中に特別の規定のあるものは此限にあらず。故に實際問題として外國人のみを社員とする社團法人が若し内國法に依て設立されたる以上内國法人なるを以て、外國人の享有し得ざる權利をも享有し得るに至る。㊃外國法人の登記　成立を認許せられたる外國法人が日本に於て營業を開始する場合に於ては諸種の慣習規定に從ふを要す、即日本に事務所を設けたる場合に設立の登記を爲すことを要し、登記事項に變更を生じたる場合には登記事項變更の登記を爲すことを命じ、其設立登記ある迄は法人の成立を以て他人に對抗し得べからざるものとなせり。（民三六條一項、二項、四四條、四九條、商二五五條―二六〇條、二六二條、非訟一二〇條―一二四條）〔外國會社〕

外國法制及國際法調査所 Office de législation étrangère et de droit international（佛） 佛國に於ける特殊の制度也、一八〇〇年代に司法省内に外國法制局を設置し外國法の飜譯をなしたるに濫觴し、一八七〇年には比較法制局となり外國法及立法資料を集收し且其所管の書類は之を公衆の閲覽に供したり、一八七六年之を外國法飜譯課に改め、一九〇八年現行の制度となし司法大臣直屬の機關となり一九一〇年其施行細則を公布せり。一九一一年手數料の規定あり、一般公衆及外國行政廳、外國人は之を納入すれば所管の法律若くは其他の書類の謄本又は證明付の譯本及特定の問題に關し其書籍目錄牌紙の副本を交付す、但佛國の行政總裁判所及議會の委員會は手數料を要せず。

外國法制局 bureau de législation étrangère（佛）〔外國法制及國際法調査所〕

外國法編輯課 Collection des lois étrangères（佛）〔外國法制及國際法調査所〕

外國貿易船 ㊀意義。「外國貿易の爲外國に往來する船舶」也。㊁取締。「外國貿易船ハ」「海難其他止ムヲ得ザル事故」あるに非ざれば「不開港」に出入することを得ず。外國貿易船〔開港〕に入港したる時は二十四時間内に〔稅關〕に入港屆をなし積荷目錄、船口申告書、船用品目錄及旅客氏名表を提出すると同時に、〔船舶國籍證書〕及仕出港の出港免狀若くは之に代るべき書類を預くべし。此手續後に非ざれば貨物の積卸を爲すことを得ず、出港には出港免許を受くべし。（明三二年法六一號、關稅法一〇―二二條）〔外國法人〕〔外國船舶〕〔國稅船舶〕

外國保險會社 〔外國法人〕〔外國會社〕〔保險會社〕

外國民事會社 〔外國法人〕〔外國會社〕〔民事會社〕

外國無線電報 倫敦國際無線條約又は帝國政府と外國政府若は外國會社との間の無線電信に關する協定に依り取扱ふ電報及國際放送電にして帝國電信官署に於て取扱ふを云。（正三年遞令七號外國無線電報規則）〔電報〕〔外國郵送電報〕〔無線電信〕

外國に於て爲す證據調 〔證據調〕

外國留學生 普通には學術研究の爲外國に派遣されたる者なるも、此處にては特に「陸軍在職及休職武官ニシテ軍事研究ノ爲私費ヲ以テ外國ニ留學ヲ許サレタル者」を云。修業上のことは一切陸軍省軍務局長の指揮を受く。但し留學生は何等の理由あるも官の支給補助を仰ぐことを得ず。若し「學業成熟ノ日途ナク又ハ武官ノ體面ヲ汚ス所爲」ある時は歸朝を命ぜらるることあるべし。（明三六年陸達八四號、外國留學生規則）〔在外研究員〕

外國立法調査會 Comité de législation étrangère（佛）〔比較法學〕

外國領海水産組合 （明三五年法三五號、外國領海水産組合法、正五年勅令一四號、同法施行規則）〔水産組合〕〔重要物産同業組合〕〔公共組合〕

外國領事 外國在留の自國民の利益保護の爲に外國に駐在を命ぜられたる〔領事官〕也。領事官が其職務の執行は本國政府の委任狀を自國の外交代表官をして其國の〔外務大臣、

佛教研究の爲に渡航せる僧圓珍に下附せる唐國通路官券にして文德天皇時代のもの也。比叡山延曆寺所藏。〔外國旅券〕〔旅券〕

に呈出し「外國領事認可狀」の交附ありたる後に於て爲すものとす。

外國領事裁判權（ぐわいこくりやうじさいばんけん） consular jurisdiction(英) 國際間の合意に基く主權制限の一種にして觀念上（治外法權）と異る、卽領事裁判權を有する國民は其滯在國の法權に服せざるのみならず、其滯在國に於て其所屬國の領事が自國民に對し裁判權を行使する也。〔國家基本權〕

外國領事認可狀（ぐわいこくりやうじにんかじやう） (獨)(英)(佛) 國家が其國内に駐在する外國領事に對し其職務執行を承諾し之に與ふる證書也。是領事が駐在國に於て在留自國人民の利益を保護すべき職務を執行するは其本國主權より付與せられたる權限を外國領土内に於て行使するものなるが故に、其駐在國政府の認可なくんば不可能事たるが故也。〔領事法〕〔委任狀〕

外國旅券（ぐわいこくりよけん） (英) passe port(佛) 一意義。外國に旅行する帝國臣民に對し其國籍を證明する爲に交附する證券にして其裏面には通過國の官廳に自國臣民に對する適法なる保護の要求を含む者とす。尤も現今に於ては國際團體は相互に其住民の通行の自由を認め正當の理由なくして其出入を拒むことを得ざるを以て或は全く之を發行せざる國家有り 二手續。 ㋑發行官廳。外國に旅行する者に對する旅券にて「外務大臣」之を發す。外國に於ては帝國「大使」、「公使」、「領事官」及「貿易事務官」之を發行す。 ㋺下付願。 ①照書。記載事項次の如し。氏名「片假名の傍訓を要す」、本籍地（所在地が異るときは之を併記すべし）、身分（戶主、家族の別、家族なるときは戶主の氏名及戶主との續柄を記載すべし）、年齡（滿何年若くは何年何月何日生）、職業、旅行地名、旅行の目的、②附屬書類。戶籍謄本又は其氏名、本籍地及身分を證明すべき文書、最近撮影の本人の寫眞二葉、手札者、賜暇歸朝を許されたる者及賜暇歸朝中歸任する者、外國に滯在中外國在勤を命ぜられ又は新に任用せられたる等の者にして許可を受けて妻子を隨伴し、又は妻を呼寄せる場合に支給するものとす。妻に付ては本人相當の鐵道賃、船賃、車馬賃及食卓料の全額並日當、宿泊料、支度料、着後手當の半額とし、子に付ては十二歲以上の者に在りては妻に對するものと同等にして十二歲未滿の者に至りて更に其半額とす。旅費の金額は別表によりて示す（第一表）又南洋群島及關東州、南滿洲の旅費は別の規定あり。（第二表）正一〇年勅四〇一號、外國旅費規則、正一〇年六今三一號、南洋群島關東州、正一〇年勅四〇二號、南洋群島、關東州、南滿洲旅費規則、正一〇年六今三一號、同施行細則）〔内國旅費規則〕

回想錄（くわいさうろく） Zum Gedächtnis〔ドイツ〕 **會子**（くわいし）〔交子〕

第一表

區分 / 官階	日當	宿泊料			食卓料	支度料		移轉料		死亡手當		
	甲地方	乙地方	丙地方		甲地方乙地方	丙地方	甲額	乙額	甲一地方	乙地方	丙地方
親任官	二十圓	七十圓	六十圓	三十圓	八圓	千四百圓以内	千圓以内	六百圓以内	四百圓以内	七千五百圓以内	五千圓以内	三千圓以内
勅任官	十五圓	五十圓	四十五圓	二十五圓	七圓	九百圓以内	七百五十圓以内	三百圓以内	四千五百圓以内	三千圓以内		
奏任官	五等以上	十圓	三十圓	二十四圓	十七圓	五圓	七百圓以内	五百圓以内	三百圓以内	二百圓以内	二千五百圓以内	千七百圓以内	千三百圓以内
	六等以内	八圓	三十圓	三十圓	十六圓	五圓	五百圓以内	三百五十圓以内	二百圓以内	百五十圓以内	千五百圓以内	千圓以内	七百圓以内
判任官	六圓	三十圓	十八圓	十三圓	四圓		三百圓以内	二百圓以内	百五十圓以内	千圓以内			

注意　甲地方とは南北亞米利加
乙地方とは歐羅巴、阿弗利加、太洋洲並支那及西比利亞以外の亞細亞
丙地方とは支那及西比利亞を云
移轉料甲額とは甲乙地方と本邦又は丙地方との間並甲乙地方間及甲乙各地方内の移轉に付之を支給し移轉料の乙額は本邦丙地方間及丙地方内の移轉に付之を支給す。

（前員。外國法研究所——外國領事）

第二表

官等＼區分		車馬賃	日當	宿泊料	食卓料	支度料	移轉料	死亡手當
親任官		四圓	十八圓	二十七圓	六圓	八百圓以內	三百五十圓以內	三千圓以內
勅任官		三圓	十三圓	二十圓	五圓	六百圓以內	二百五十圓以內	二千圓以內
奏任官	五等以上	二圓	九圓	十五圓	四圓	四百五十圓以內	百八十圓以內	千二百圓以內
奏任官	六等以下	二圓	八圓	十四圓	四圓	四百五十圓以內	百八十圓以內	九百圓以內
判任官	五級俸以上	一圓五十錢	六圓	十一圓	三圓	二百五十圓以內	百二十圓以內	七百圓以內
判任官	六級俸以下	一圓五十錢	五圓	十圓	三圓	二百五十圓以內	百二十圓以內	五百圓以內

會社(くわいしゃ) Handelsgesellschaft(獨) commercial corporation(英) société commerciale(佛) 〔商業〕を營む〔社團法人〕を指稱す。【一】意義。〔社團法人〕中の營利法人は總て會社たるべきは普通法たる民法の規定なりと雖、特別法たる商法は狹義の規定をなし全く商行爲を本位とし營利法人中商行爲を業とする目的を以て設立したる社團のみを會社となすが故に、商業以外例せば漁業、農業、鑛業等を目的とする社團は之を會社と見做して商法を準用する特別規定を要するに至れり、前者を商事會社卽ち通常會社と謂ひ後者を民事會社と稱す、然れども營利法人は悉く民商二法の適用を受くべく、實質上及設立手續上に何等差別あるにあらず。【二】種類。會社は法律、方式及實質上より之を數種に分つを得べし。㋑法律上前說の如く民事會社と商事會社とあり、商事會社は又[1]商法の規定に據る〔合名會社〕〔合資會社〕〔株式會社〕及〔株式合資會社〕の四種と[2]商行爲をなすも全く特別法に據り特殊の責任を負ふ相互保險會社及〔產業組合〕の如き會社とあり。㋺會社設立に關する制度に特許主義免許主義及準則主義の三方式あり、其中特許免許の兩主義は法人濫設の弊を防ぐを得べしと雖、營業自由の原則を無視する嫌あり故に我商法は準則主義を採り、[1]法律を以て豫め法人設立に關する原則を規定し、各個の場合に此要件に適合するときは官廳の認可或は免許なきも法人の設立を有效と爲す。[2]銀行、保險、信託、無盡又は取引所たる株式會社其他鐵道、軌道、電氣、瓦斯供給業、水道等の如き獨占的事業を目的とする會社は豫め免許又は認可の方式に據るべきものとす、卽ち方式上會社を分ちて準則會社と許可會社との二種と爲すを得べし。然るに又㋩實質上より會社は次の二大別あり、[1]合名會社、合資會社及特別法に據る組合の如く其信用的基礎が對人的なるものあり之を人的集團と稱し。[2]株式會社及株式合資會社の如く其信用的基礎が對物的なるものあり之を物的集團と稱す。〔團體〕〔法人〕〔會社設立〕〔株式〕〔個人會社〕

會社解散登記(くわいしゃかいさんとうき) 〔會社解散〕は〔會社設立登記〕に同じく本店及支店の各管轄區裁判所或は其出張所に於て登記を要す。【一】登記申請義務負擔者。會社解散の場合に其登記申請をなすべき義務負擔者は㋑株式會社。其總取締役及總監查役なりと雖、登記前に取締役或は監查役中死亡者ありて缺員を生じたる場合は、解散後は法定員數の必要なきが故に補缺選任を爲さず、殘存取締役及監查役の全員より申請すべきものとす。㋺合名會社。總社員又は其相續人也。㋩合資會社。無限責任社員全員とす、但無限責任社員一人及有限責任社員一人の合資會社に於て無限責任社員死亡の爲め會社解散する場合に其登記申請義務は殘存有限責任社員にあらず無限責任社員の相續人也。又無限責任社員一人にして他は悉く有限責任社員なる合資會社にありて其無限責任社員は禁治產の宣告を受けて退社し、其會社解散の場合に其登記義務負擔者は當然該無能力者の法定代理人とす。【二】登記申請期間。〔會社設立登記〕【三】登錄稅。〔登錄稅〕添附書類。㋑株式會社。[1]他の合名會社及株式合資諸會社と共通事項として、會社が定款に於て存立時期の滿了、其他定款に定めたる事由の發生に依りて解散したるときは之を證する書面の添附は要せざるものとす。[2]株主總會の特別決議により解散したるときは其決議錄。[3]合併に因りて解散したるときは商法第七十八條第二項に依る公告及催告を爲したることを證する書面(但此場合の公告は管轄裁判所が爲すべき登記事項の公告と同一の方法を以て公告することを要す)。[4]株主が七人未滿に減したるに依り解散したるときは是等の事由を證する書面。㋺合名會社。[1]社員が一人となり解散したる場合、例せば二人より成る合名會社に在りて內一人が死亡したるときは其事由を證する戶籍の謄本又は抄本若くは之を證するに足る書面。[2]會社の目的なる事業の成功又は成功の不能によりて解散したるときは是等の事由を證する書面。[3]總社員の同意によりて解散したるときは特に之を證する總社員の同意書を要せず、何となれば當該登記申請義務者は總社員なるが故に、其申請義務者として署名捺印せる社員は自己が解散に同意したることを前提とするものなれば也。[4]合併其他の組織變更に關する解散登記亦同じ。但合併に異議を述べたる債權者あるときは之に對し辨濟又は擔保を供したることを證する書面。㋩合資會社。附屬書類は合名會社に準ず。(商七六、七八、一〇五、二二五、二三六四、非訟一八一―一八六、一九三、一九五、二〇〇條、商登手一八條) 〔登記〕

株式會社解散登記申請書

一本店　府(縣郡)市町(村字)番地　(支店ある場合は其本店所在地登記は此箇所に支店のみを記入)

一商號　何々株式會社
一登記ノ目的　株式會社解散
一登記ノ事由　年　月　日株主總會ノ決議ニ依リ解散シタルヲ以テ其登記ヲ求ム
一登錄稅　金何圓〔登錄稅〕
右登記相成度此段及申請候也
添附書類
一株主總會ノ決議錄
一委任狀
年　月　日
申請人(支店解散の場合にも此箇所は本店のみ記入)
本店　府(縣郡)市町(村字)番地
何々株式會社
府(縣郡)市町(村字)番地　取締役　何　某㊞
府(縣郡)市町(村字)番地　取締役　何　某㊞
府(縣郡)市町(村字)番地　取締役　何　某㊞
府(縣郡)市町(村字)番地　監查役　何　某㊞
右代理人　何　某㊞
何區裁判所(又ハ出張所)御中　(支店の解散登記は其所轄裁判所又は出張所)

株式會社解散登記申請

一本店　府(縣郡)市町(村字)番地
一商號　何々株式會社
一登記ノ目的　合併ニ依ル株式會社解散登記
一登記ノ事由　年　月　日府(縣郡)市町(村字)番地何々株式會社へ合併シタルニ依リ合併ニ因ル解散登記ヲ求ム
一登錄稅　金何圓　〔登錄稅〕
右登記相成度此段及申請候也
添附書類
一商法第七十八條第二項ニ依ル公告及催告ヲ爲シタルコトヲ證スル書面
一株主總會ノ決議錄
一合併契約ヲ證スル書面
一委任狀(代理人を以て申請する場合)
年　月　日
申請人
本店　府(縣郡)市町(村字)番地
何々株式會社
府(縣郡)市町(村字)番地　取締役　何　某㊞
府(縣郡)市町(村字)番地　取締役　何　某㊞
府(縣郡)市町(村字)番地　取締役　何　某㊞
府(縣郡)市町(村字)番地　監查役　何　某㊞
右代理人　何　某㊞
何區裁判所(又は出張所)御中

會社局(くわいしゃきょく) bureau of corporation(英) 〔亞米利加合衆國法〕

會社財產(くわいしゃざいさん) Gesellschaftsvermögen(獨) 會社の有する一切の〔財產〕を云、積極的方面と消極的方面とあり、前者を貸方財產、後者を借方財產と稱す。會社は〔財產目錄〕及〔貸借對照表〕を作りて會社財產の價額を明示するを要す。會社財產は會社資本と異る、會社資本は一定の金額を以て表示せらるる理想上の數額にして、抽象的に示したる會社の有す可き財產なるに反し、會社財產は會社の現實に有する財產也。從て會社資本は定款の變更に依るの外變更すること無きも、會社財產は價格の變更、營業の成績等に依り常に變化するものとす。(商六三、一七四條等)

會社資本(くわいしゃしほん) Gesellschaftskapital(獨) 〔會社財產〕

會社設立登記(くわいしゃせつりつとうき) 〔會社〕は設立ありたる時は登記を要す、勿論設立は其登記なきも內部關係に於て會社は既に成立したる事實にして登記なき理由を以て株主は其成立を否認するを得ず、但登記は會社の成立を以て第三者に對抗する絕對條件也とす。會社の設立登記事項及手續は大同小異なるが故に〔株式會社〕の例を揭ぐべし。【一】登記事項。設立登記には、一目的、二商號、三資本の總額、四一株の金額、五會社が公告を爲す方法、六本店及支店、七設立年月日、八存立時期又は解散の事由を定めたるときは其時期又は事由、九各株に付き拂込みたる株金額、一〇開業前に利息〔建設利息〕を配當すべきことを定めたるときは其利率、一一取締役及監查役の氏名、住所、一二會社を代表すへき取締役を定めたるときは其氏名、一三數人の取締役が共同し又は取締役が支配人と共同して會社を代表すべきことを定めたるときは其代表に關する規定、一四保險を業とする株式會社に在りては前記事項の外、保險の種類及營業の範圍、設立費用負擔償却の方法を登記せざるべからず。【二】登記手續。㋑登記申請期間。〔發起設立〕の場合は商法第百二十四條に定めたる調查終了の日より〔募集設立〕の場合は創立總會終結の日より何れも二週間內に其本店及支店の所在地に於て前項の事項を登記せざるべからず、但內地臺灣又は關東州の地域相互間に於ては四週間內とす、此申請期間は非訟事件手續法第十條の規定の除外例にして商法の規定に據るべきものとす。㋺管轄登記所。管轄登記所は原則として其區裁判所又は其出張所なるも次の除外例あり。一東京區裁判所 西紺屋出張所、同富士見町出張所、同二長町出張所、同林町出張所の管轄に屬する商業登記事務は東京區裁判。二大阪區裁判所天王寺出張所、同今宮出張所、同上町出張所、同市岡出張所、同江戶堀出張所の管轄に屬する商業登記事務は大阪區裁判所。三京都區裁判所下京出張所の管轄に屬する商業登記事務は京都區裁判所。四名古屋區裁判所熱田出張

所に屬する商業登記事務は名古屋區裁判所。神戸區裁判所兵庫出張所の管轄に屬する商業登記事務は神戸區裁判所に於て之を取扱ふ。㋩申請人。會社設立登記の申請人は會社にして申請手續の義務負擔者は其總取締役及總監査役なるが故に、申請書には總取締役及總監査役の連署を要す。㋥登錄稅。〔登錄稅〕。㋭缺員。創立總會に於て選任されたる取締役又は監査役は登記前に死亡したるときは當然之を登記するを得ざるが故に、臨時株主總會を開きて補缺選任を爲さざるべからず、之が爲めに登記期間は當然延長することを得べし。㋬目的。登記事項中會社の目的は其一部を登記して一部を登記するの不可なる所以は、會社は其目的以外の行爲を爲すことを得ざれば也、又〔許可を要する營業〕は登記を要するは勿論也とす。㋣印鑑。設立登記には總取締役及總監査役の印鑑屆を要す、但印鑑屆は法定上の要件にあらずと雖、設立登記以後其會社の變更登記等の場合に、其申請義務負擔者と申請書表示の署名者と同一人格者なりや否やに就き登記官吏の面識なきが故に、其印鑑を副照して之を調査すべき職責あるが故也。〔商一一、四〇—四四、一二一、一二四、一四七、二〇四、二一七條、民一七七、非訟事件、一〇、一四四、一四六、一五〇、一八七、一八八、一九二、一九三、一九五、不動產登記法二、參照登記八〕

株式會社設立登記申請書

一本店　府(縣郡)市町(村字)番地
一商號　何株式會社
一登記ノ目的　株式會社設立
一登記ノ事由　發起人ニ於テ株式ノ總數ヲ引受ケス株主ヲ募集シ　年　月　日創立總會終結シ株式會社ヲ設立シタルニ依リ左ノ事項ノ登記ヲ求ム
一商號　何株式會社
一本店　府(縣郡)市町(村字)番地
一目的　何々
一設立ノ年月日　年　月　日
一資本ノ總額　金何萬圓
一一株ノ金額　金五拾圓
一各株ニ付キ拂込ミタル金額
何百株ニ對シテハ金五拾圓
何百株ニ對レテハ金拾貳圓五拾錢
但如斯拂込ノ均一ナラサルハ有價物出資者ニ對シ金額拂込ノ株式ヲ與ヘ金錢出資者ノ拂込ヲ四分ノ一トナシタルガ爲メナリ
一公告ヲ爲ス方法　所轄登記所ノ商業登記事項ヲ公告スル新聞紙（又ハ本店掲示場ニ掲示）
一取締役ノ氏名、住所
府(縣郡)市町(村字)番地　何　某
府(縣郡)市町(村字)番地　何　某
府(縣郡)市町(村字)番地　何　某
一會社ヲ代表スヘキ取締役氏名　何　某
一監査役ノ氏名、住所
府(縣郡)市町(村字)番地　何　某
府(縣郡)市町(村字)番地　何　某
一存立ノ時期　年　月　日迄
一課稅標準價格　金何萬圓(拂込資本額)
一登錄稅　金何圓
各登記相成度左記書面相添ヘ此段及申請候也
添附書類
一定款(原本を示し同時に副本を提出す)
一株式ノ引受ヲ證スル書面(創立事務所の領收控及拂込取扱銀行の領收通知書)
一株式申込證(此證書及各株主の印鑑は貳通あるが故に壹通を提出す)
一取締役及ヒ監査役ノ調査報告書及ヒ其附屬書類(但發起人中より取締役及監査役の選任ありたる時は特に〔檢査役〕を選任して調査報告書を作成せしむ、又此附屬書は有價物を以て拂込みに充當したる株式あるときは其有價物の品目及價格表、發起人に對する報酬あるときは其領收證、創立費の明細表及其領收證等にして何れも元本を示し副本を提出すべきものとす)
一創立總會の決議錄
一委任狀(創立登記に付代理人として手續をなす者に對する總取締役及總監査役の委任狀)
年　月　日
府(縣郡)市町(村字)番地
何々株式會社
取締役　何　某㊞
府(縣郡)市町(村字)番地
取締役　何　某㊞
府(縣郡)市町(村字)番地
監査役　何　某㊞
府(縣郡)市町(村字)番地
監査役　何　某㊞
府(縣郡)市町(村字)番地
各申請代理人　何　某㊞
何區裁判所(又ハ出張所)御中

(後頁。會社の登記——鑛業登記)

會社代表（くわいしゃだいへう）　會社を〔代表〕するを云、此權限を有する者は會社の組織に從ひ之を異にす。〔合名會社〕〔合資會社〕〔株式會社〕〔株式合資會社〕

會社の解散（くわいしゃのかいさん）　Auflösung der Handelsgesellschaft.(獨)　liquidation of company.(英)　liquidation de la compagnie.(佛)　㊀意義。會社の組織を解體するを云。故に法理上は會社人格の消滅也、然れども法は會社をして〔清算〕の目的の範圍內に於ては解散後も尙ほ存續せしむ、故に會社の解散は營業團體としての消滅也。㊁解散の一般事由。解散に關する事由は合名、合資、株式、株式合資會社の種類に依りて各異る、然れども一般の共通的事由は次の如し、㋑存立時期の滿了其他〔定款〕に定めたる事由、㋺會社の目的たる事業の成功又は其成功の不能、㋩〔會社の合併〕、㋥〔會社の破產〕、㋭裁判所の命令。㊂解散の特別事由。㋑合名會社 [1]總社員の同意、[2]社員が一人と爲りたると、[3]各社員の意思、卽已むを得ざる事由あるときは各社員は會社の解散を裁判所に請求することを得。㋺合資會社。[1]總社員の同意、[2]各社員の意思、卽已むことを得ざる事由あるときは各社員は會社の解散を裁判所に請求することを得。[3]無限責任社員全員又は有限責任社員全員の退社。㋩株式會社。[1]〔株主總會〕の決議、[2]株主が七人未滿に減じたること。㋥株式合資會社。無限責任社員の一致と株主總會の決議、[2]無限責任社員全員又は株主全員の脫退。㊃解散の效果。解散に因り會社は其營業能力を失ふ、從て會社の代表社員又は〔取締役〕は其代表權を失ひ清算人之に代りて會社を代表す、會社の〔支配人〕も亦其代理權を失ふ、又會社の業務執行社員又は取締役は內部に對しても其業務執行權を失ひ清算人之に代る、從て社員又は取締役に對する〔營業禁止〕の規定は其效力を失ふ。株式會社が解散したるときに付ては更に規定を設け、破產の場合を除く外、取締役は遲滯なく株主に對して其通知を發し且無記名式の株式を發行したる場合は之を公告するを要す。㊄解散の登記。會社が解散したるときは合併及破產の場合を除く外、二週間內に本店及支店の所在地に於て其登記を爲すことを要す。㋑登記申請義務者。解散の登記は合名會社に於ては總社員又は其相續人の申請に因りて之を爲す、相續人が申請を爲すときは其資格を證する書面を添付することを要す。合資會社に於ては其無限責任社員の全員の申請に因り、株式會社に於ては總取締役及總監査役の申請に因りて之を爲す、株式合資會社は無限責任社員の全員又は其相續人及總監査役の申請に因りて之を爲す、但無限責任社員の全員が退社したる場合に於ける解散の登記は無限責任社員又は其相續人の申請に因りて之を爲すものとす。㋺添付書類。解散登記申請書には合併に因りて解散したるときは商法七八條二項に依る公告及催告を爲したること、若し異議を述べたる債權者あるときは之に對し辨濟を爲し又は擔保を供したることを證する書面を添付することを要するは一般の會社に共通也、其他株式會社が株主總會の決議又は合併に因りて解散したるときは株主總會の決議錄を添付することを要し、株式合資會社に在りては解散の事由を證する書面並に無限責任社員の同意、及株主總會の決議に因り又は會社の合併に因りて解散したるときは之に關する株主總會の決議錄を添付することを要す、其他の場合には何等の書面を要せず。㋩登錄稅。解散登記申請書には本店所在地の分は金五圓、支店所在地の分は金壹圓五十錢の收入印紙を貼用するものとす。㋥過料。登記義務者が右の登記を爲すことを怠りたるときは五圓以上五百圓以下の過料に處せらる。㊅處罰。會社の義務を執行する社員、取締役又は監査役にして刑事訴追又は刑の執行を免れしむる爲め合併其他の方法に依り會社を消滅せしめたる者は五年以下の懲役に處せらる。〔商七四—八四、一〇五、一一八、一一八の二、二二二乃至二二五、二三六、二四四、二六二の二、四七、四八、破產、四、一四三、二二八條、非訟一八一、一八二、一八六、一九三、一九五、二〇〇條、登錄稅法六條、大正四年法律一八號(會社役員收賄に關する法律)。〕〔會社の組織變更〕〔解散〕

會社の登記（くわいしゃのとうき）　〔登記〕〔會社設立登記〕〔資本增加の登記〕〔資本減少の登記〕〔社債登記〕〔解散登記〕〔組織變更に依る登記〕〔變更登記〕〔清算人登記〕〔清算結了登記〕〔支配人登記〕

回復登記（くわいふくとうき）　〔登記〕

外力に基因する健康障碍及死亡（ぐわいりよくにきいんするけんかうしやうがいおよびしばう）　gewaltsame Gesundheitsbeschädigungen und der gewaltsame Tod（獨）　〔健康障碍及死亡〕

廣義に於ける挫傷（くわうぎにおけるざしやう）　Quetschung im weiteren Sinne（獨）　〔健康障碍及死亡〕

鑛業讓渡（くわうげふじやうと）　〔鑛業〕〔鑛業抵當登記〕

鑛業抵當（くわうげふていたう）　〔鑛業〕〔鑛業抵當登記〕

鑛業抵當登記（くわうげふていたうとうき）　〔工場抵當登記〕

鑛業登記（くわうげふとうき）　鑛業抵當とは〔鑛業財團〕に對して〔抵當權〕を設定する義也。其財團及抵當權設定の登記は〔工場財團〕に準ずべきものとす、登記の際に提出すべき鑛業財團目錄は其用紙、要件工場財團目錄に同じ、其記載例次の如し。

鑛業財團目錄
申請人　何　某㊞

鑛業財團目錄
一鑛業權(鑛業抵當登記取扱手續三條參照)
一鑛區ノ位置……………
一鑛物ノ名稱……………
一鑛區ノ面積……………
一鑛業權設定ノ年月日……………
一鑛業權登錄番號……………
(採掘權に付期限あるものに付ては其期限をも記載せざるべからず)
一土地ノ使用權　(同手續四條參照)
府(縣)郡(市町)村字番地
山林　何反步(又は坪數)
畠　何反步
一使用ノ目的……………
一使用ノ時期……………
一使用ノ期間……………
一使用料……………
一使用料支拂時期……………
一土地所有者ノ氏名又ハ名稱及住所
府(縣)郡(市町)村字番地
何會社(又は何某)
一關係人ノ氏名又ハ名稱及住所
府縣郡市町村字番地
何　某

(注意)　一前記以外の事項に付ては工場財團目錄に準據して作成すべし。二數箇の鑛業權に付

(前頁。會社代表——會社の解散)

日より一週間前に〔監査役〕に提出し、②定時總會の會日前に監査役の報告書と共に之を本店に備へ營業時間内は何時にても株主及會社の債權者の閲覽の要求に應ずることを要す。取締役が之を爲さざるときは過料に處せらる。㋺計算書類の承認。取締役は會社の計算に關する書類を定時株主總會に提出し其承認を求めざるべからず、①取締役及監査役の責任解除。株主總會に於て此承認を爲したるときは其年度に於ける會社の計算に付き取締役及監査役に對して其責任を解除したるものと看做さる、但次の場合には其責任は解除せられず、Ⓐ取締役及監査役に不正の行爲ありたるとき、Ⓑ株主總會に於て取締役及監査役の全員又は其中の或者に對し全部又は一部の責任を留保して計算書類を承認したるとき、Ⓒ計算書類に記載せられざる事項。②配當請求權の確定。定時總會が計算書類の承認を爲したるときは之に依りて利益の有無、配當の率及數額確定し株主は利益の配當請求權を得るものとす、其株主の債權者は轉付命令を以て右の配當金を處分することを得。③貸借對照表の公告。計算書の承認を得たるときは取締役は〔貸借對照表〕を公告することを要す、其懈怠に對しては過料の制裁あり。㊁〔準備金〕。㊂〔配當〕。(商九八、一九〇—一九八條)〔會計〕

會社の減資(くわいしゃのげんし) 會社の資本の減少を云ふ、合名、合資會社に於ては社員の出資の減少は即資本の減少にして對内關係に於ては〔定款の變更〕に依り有效に之を爲すことを得るも之を以て會社の債權者に對抗することを得ざるものとす、然れども會社の債權者が之を承認したるときは之に對抗するを得るは勿論也、又本店所在地に於て出資減少に關する定款變更の登記を爲したる後二年間債權者が之に對して異議を述べざりしときは之に對抗することを得るものとす。株式會社の資本の減少は合名、合資會社と異り會社債權者の利害に影響すること甚大なるが故に商法は之に關して特に詳細の規定を設けたり、以下株式會社の減資に付きて說くべし。㊀減資の必要。種々ありと雖主要なるものは㋑資本金過剩。㋺事業の縮少。㋩資本缺損の塡補。㋥配當率引上。㋭拂込不能。㋬合併に付き兩社の權衡維持。㋣株式時價の引上等の場合とす。㊁減資の方法。三種あり、㋑株金額の減少。次の四場合あるべし、①株金全額の拂込なきときに其一部の拂込を免除する場合、②株金の一部を拂戻す場合、③計算上に於てのみ單純に株金額を減少する切捨の場合、④以上三場合の二或は三の競合する場合、此方法は株金額が五十圓以上なる場合の外行ふことを得ず。㋺株式數の減少。①株式の消却、②株式の併合の二場合あり、前者は利益配當に充つべき金額を以て定款の規定に從ひ之を爲す場合に於ては減資の手續に依るを要せず、後者は二株を併合して一株とするが如き方法を云ひ併合せられたる株數だけ資本の減少せらるるものとす。㋩株金額及株式數の減少。右㋑及㋺を併用する方法也。㊂減資の手續。㋑定款變更の決議。資本の總額は定款の必要的記載事項にして減資の結果は資本總額の變更を生ずるが故に、減資を爲すには先づ第一に株主總會に於て特別決議を以て定款變更の決議を爲すことを要す、而して減資の決議と同時に減資方法に付き決議を爲さゞるときは減資の決議たる效力なきものとす、㋺一般の手續。減資の決議ありたるときは會社は合併に關する規定に從ひ財產目錄及貸借對照表を作り會社の債權者に對し二ケ月を下らざる一定の期間内に異議を述ぶべきことを公告し、且知れたる債權者に其旨を催告することを要す、異議を述べたる債權者には辨濟を爲し又は相當の擔保を供することを要す、會社が是等の手續を履まずして減資を爲したるときは會社は之を以て其債權者に對抗することを得ず、之を怠りたるときは取締役は過料に處せらる、㋩特別の手續。減資の方法中拂込の免除又は株金額の單純なる切捨の場合に於ては簡單なる計算のみに止ると雖、株式の併合及消却の場合に於ては特に次の規定に從ふべきものとす、①株式併合の場合。減資の爲め株式を併合すべき場合に於ては會社は株主に對し三ケ月を下らざる一定の期間内に株券を會社に提供すべき旨及其期間内に之を提供せざるときは株主の權利を失ふべき旨を通知することを要す、此場合に於て會社は同時に其通知したる事項を公告すべし、會社が右の手續を踐みたるも株主が株券を提供せざるときは其權利を失ふ、株主が株券を提供したる場合に於て併合に適せざる株あるときは其株に付ても亦其權利を失ふ、株主が其權利を失ひたるときは會社は遲滯なく其株主の氏名、住所及株券の番號を公告することを要す、株主が其權利を失ひたる場合に於ては會社は新に發行したる株式を競賣し且株數に應じて其代金を從前の株主に交付することを要す、②株式消却の場合。會社が自己の株式を取得して特定の株主權を消滅せしむるものにして通例會社と株主との自由契約に基く買收又は抽籤に基く買收の方法に依る、其手續は㊀の㋺の一般の手續に從ふ。㊃減資の登記。會社が減資したるときは其總取締役及總監査役は二週間内に本店及支店の所在地に於て其資本減少の登記を爲すことを要す、之を怠りたるときは其取締役及監査役は過料に處せらる。登記申請書には㋑資本減少に關する株主總會の決議錄。㋺商法七八條二項に依る公告及催告を爲したることを證する書面。㋩異議を述べたる債權者に對し辨濟を爲し又は擔保を供したることを證する書面を添附することを要す。(商六六、一〇五五四、一四一ノ二項、二二〇—二二〇ノ五、一五一ノ二項、二三六ノ項、二四四、二六二ノ二項、二六二條ノ二ノ一、二項、非訟一八〇、一八六、一九〇、一九五、一九七、一九八條)

資本減少公告

當會社ハ何年何月何日ノ臨時株主總會ニ於テ資本金何圓ヲ何圓ニ資本減少ノ決議致候ニ付キ異議アル債權者ハ來ル何月何日迄ニ御申出有之度商法ノ規定ニ依リ此段公告候也

年月日

府(縣郡)市區町(村字)番地

何々株式會社

(後頁。會社の國籍——會社の創立總會)

株券提供催告書

拜啓當會社ハ何年何月何日ノ臨時株主總會ニ於テ資本金何圓ニ減少シ其方法トシテ株式何株ヲ何株ニ併合ノコトニ決議仕候ニ就テハ來ル何月何日迄ニ貴殿御所有株券全部當會社ヘ御提供相成度若シ同期間内ニ右御提供無之節ハ株主タル權利ヲ失ハルベク候條商法ノ規定ニ據リ此段御通知申上候也

追而端株又ハ御提供無之株式ハ當會社ニ於テ競賣ニ付シ右ニ對スル代金ハ御返金可致爲念申添候

年月日　何々株式會社

株主何某殿

株券提供公告

當會社ハ何年何月何日ノ臨時株主總會ノ決議ニ依リ株式併合致候間來ル何月何日迄ニ株券全部當會社ヘ提供相成度若シ同期間内ニ御提供無之候節ハ株主タル權利ヲ失ヒ候條商法第二百二十條ノ規定ニ依リ此段公告候也

年月日

府(縣郡)市區町(村字)番地

何々株式會社

株式會社資本減少登記申請

一、商號　何々株式會社
一、本店(又ハ支店)　何市區町番地
一、登記ノ目的　資本減少ノ登記
一、登記ノ事由　何年何月何日ノ株主總會ニ於ケル資本總額ノ中金何圓ヲ減少スルコトノ決議ニ依リ何年何月何日資本總額ヲ金何圓ト變更シタルニ依リ(又ハ何年何月何日ノ株主總會ニ於ケル壹株ノ金額ノ中金何圓ヲ減少スルコトノ決議ニ依リ何年何月何日資本總額ヲ金何圓、壹株ノ金額ヲ金何圓、各株ニ付キ拂込ミタル株金額ヲ金何圓ト變更シタルニ依リ)本店(又ハ支店)ノ所在地タル當所ニ於テ其登記ヲ求ム
一、登錄稅　金何圓

添附書類

株主總會ノ決議書　壹通
債權者ニ對シ異議アラバ之ヲ述フヘキ旨ヲ公告シタルコトヲ證スル書面　何通
知レタル債權者ニ對シ異議アラハ之ヲ述フヘキ旨各別ニ催告シタルコトヲ證スル書面　何通
異議ヲ述ヘタル債權者ニ對シ辨濟ヲナシ又ハ擔保ヲ供シタルコトヲ證スル書面　何通

右登記相成度此段申請候也

年月日

府(縣郡)市區町(村字)番地
申請人　何々株式會社
府(縣郡)市區町(村字)番地
取締役　何　某㊞
府(縣郡)市區町(村字)番地
同　何　某㊞
府(縣郡)市區町(村字)番地
同　何　某㊞
府(縣郡)市區町(村字)番地
監査役　何　某㊞

何區裁判所御中

會社の國籍(くわいしゃのこくせき) 〔外國會社〕

會社の創立總會(くわいしゃのそうりつそうくわい) 其代表的のものは株式會社の創立總會なるが故に之に就きて說明すべし。㊀意義。〔會社〕も〔組合〕も共に〔集團〕の一種也と雖、組合は法人にあらず其設立は單に〔契約〕の一種に過ぎずして行爲者相互間に於て權利を得義務を負ふことを目的とす。之と異りて會社の設立行爲は法人即ち新なる人格者の發生を目的とし之が組織分子たるべき社員たらんとする行爲也。而して此設立行爲は創立總會の終結によりて完了す、要するに會社の創立總會は新なる人格を發生せしむる一の法律行爲也とす。㊁種別。創立總會に次の如く普通のものと之に準ずべきものとの二種あり。㋑準創立總會。株式會社設立に當りて發起人は株式の總數を引受けたるときは、所謂發起設立(同時設立)にして直に會社は成立し創立總會を要せずと雖、發起人は遲滯なく拂込を完了し、其議決權の過半數を以て取締役及監査役を選任し、又其拂込をなしたるや否やを調査せしむる爲めに檢査役の選任を裁判所に請求せざるべからず、以上の手續を以て創立總會に準ず。㋺創立總會。株式會社は廣く資本を集合すべき性質たるが故に募集設立(漸次設立)は通例にして寧ろ原則と稱すべし、即ち發起人は株式全部の引受を爲さざる場合にして其以外の株式に對して公に募集し、總數の〔株式引受〕及〔株式拂込〕ありたるときは發起人は遲滯なく創立總會を招集せざるべからず。創立總會の手續及議決權等は〔株主總會〕の規定を準用す。㊂特質。創立總會の株主總會に比較したる特質は次の如し。㋑創立總會は株主總會の如く法人の機關にあらずして法人の設立行爲也、從つて其決議は法人の意思にあらずして人格發生に對する株式引受人の總意たり。㋺創立總會に於て選任せられたる取締役及監査役は會社設立に關する事項株式總數引受の有無、及商法一二二條第三號乃至五號に該當する事項の當否を調査すべく、若し此任務を怠りたる時は發起人と共に第三者に對して損害賠償の連帶責任を負ふべきものとす。㋩取締役又は監査役が發起人中より選任せられたる者ある場合は、特に株式引受人中より檢査役二名を選任して前項の調査報告を爲さしむるを要す。㋥前々項に揭くる事項にして不當と認めたる點あるときは之を變更することを得べし。㋭定時及臨時の株主總會は取締役或は監査役の任期滿了、增員又は補缺選任の場合にあらざれば其選任なし、之に反して創立總會は當然取締役及監査役の選任を要す。㋬株主總會は其目的たる決議事項を招集の通知書に記載するを要するも、創立總會にては招集の通知書に揭載なきも〔定款〕の變更又は設立の廢止の決議をなすことを得べし、從つて定款の變更により目的(營業)の變更、資本の增減其他の補足訂正を

(前頁。會社の減資)

なすことを得べきは當然也。(商一一九―一四二條)。

四書式。

何々株式會社創立事項報告書

何々株式會社ノ創立總會ニ當リ其創立ニ關スル事項ヲ報告スルコト左ノ如シ

一、當會社ノ目的ハ定款第何條ニ規定スル何業ニシテ何々ノ理由ニヨリ有利ニシテ將來益々發展ノ望ミアルハ何々ノ計數ニヨリ確的ノモノタルヲ信ズ是發起人カ當會社ノ設立ヲ目論見タル所以ナリ

一、會社ノ商號ヲ何々ト命名シタルハ何々(事業ノ性質或ハ本會社所在地名或ハ製造主要品ノ名稱ヲ明瞭ニ表示シ得或ハ其他何々)ノ理由ニヨリ營業上利益ナリト信シ特ニ選定シタル所以ナリ

一、資本總數ハ何々圓ト定メタルモ是將來ノ發展ヲ豫定シタルガ故ニシテ當分ハ第一期計畫ニ止メ第二回拂込ハ爲サザル方針ナリ

一、發起人ノ引受株式總數ハ何株ニシテ何年何月其殘餘何株ヲ募集シタルモ株式引受人ハ意外ニ多ク(或ハ少ク)應募株數ハ超過(或ハ不足)シタルヲ以テ按分比例ヲ以テ(或ハ發起人ニ)割當テ以テ商法一一四條ノ株式總額ノ引受ヲ完了シタリ

一、何年何月何日發起人ハ定款何條ニヨリ各株式引受人ヲシテ第一回ノ拂込ヲ爲スヘキ通知ヲ發シ何年何月何日全部ノ拂込ヲ完了シ商法一三四條ノ拂込ヲ完了シタリ

一、商法一二二條ノ發起人カ受クヘキ特別ノ利益金錢以外ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ト爲ス件及之ニ與フル株式ノ數並會社ノ負擔ニ歸スヘキ設立費用及發起人カ受クヘキ報酬等ニ關スル事項ハ左ノ如シ

(イ)發起人カ受クヘキ特別ノ利益ナシ

(ロ)金錢以外ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ト爲シタル者ナシ

(ハ)會社ノ負擔ニ歸スヘキ設立費用ハ總額金何圓ニシテ其明細書ハ別紙ノ如シ

一、何々

右何々株式會社ノ創立ニ關スル事項ヲ商法第一三二條ニ依リ及報告候也

年　月　日

何々株式會社發起人總代
(又ハ創立委員長)
何　某㊞

何々株式會社創立事務調査報告書

何年何月何日何々株式會社創立總會ニ於テ拙者等ハ檢査役ニ選任セラレタルヲ以テ商法第一三四條ノ規定ニ依リ發起人カ爲シタル創立事項ノ報告ニ基キ調査ヲ遂ケ報告スルコト左ノ如シ

一、定款第何條ノ規定ノ如ク資本金總額ハ金何圓ニシテ株式總數ハ何株ナリ此株式總數ハ何年何月何日ニ於テ左ノ如ク引受アリタリ

發起人引受株式數　何株

株式引受人　引受株式數　何株

二、右引受株式ハ第一回拂込ニシテ拂込金總額左ノ如シ

一、額面四分ノ一ニシテ一株ニ付金何圓ヲ何年何月何日總株式數何株ニ對シ拂込ミタリ此總金額左ノ如シ

金何圓也

三、發起人カ受クヘキ特別ノ利益ナシ

四、金錢以外ノ財産ヲ以テ出資ト爲シタルモノナシ

五、會社ノ負擔ニ歸スヘキ設立費用ハ別紙明細書ノ如キ支出ニシテ總額何圓ナリ

右正確適法ト認メ商法第一三四條ニ依リ及報告候也

年　月　日

何々株式會社
檢査役　何　某㊞
檢査役　何　某㊞

(注意) 總會ノ通知書出席不能者ノ委任狀及決議錄ハ〔株主總會〕ニ準ず。〔會社設立〕

會社の種類

會社の設立(くわいしやのせつりつ)　〔會社〕

〔會社〕設立とは重に商法上の會社なる〔法人〕成立の爲めに法定の手續を終了する迄の期間の法律行爲也。一設立の種類。❶會社の種別。①人的集團たる合名會社及合資會社は設立の手續簡易にして單に〔定款〕作成に因りて成立す。②物的集團たる〔株式會社〕及〔株式合資會社〕の其れは複雜にして創立〔總會〕の終結を俟つて始めて成立するを原則とす。③以上二大別されたる會社は何れも成立以後二週間以内に〔設立登記〕を爲すべきものとす。❷株式會社の設立には又發起設立と募集設立との二種あり、而して①〔發起人〕は株式の總數を引受けたるときは創立事務も亦簡捷となる

(後頁。會社の設立…設立登記)

べし、所謂發起設立にして、一に之を同時(又は即時)設立と稱す。②發起人が株式の總數を引受けざる時は其引受以外の株數に對し〔株式引受〕人を募集し、其〔株式申込〕に對し、株式總數に達する迄割當つべく、又發起人の引受株式數及應募株式數を以て尙株式總數に達せざる場合は、其殘餘株式數を發起人が引受けざるべからず、之を募集設立或は漸次設立と稱し普通に行はるゝ株式會社の設立なりとす。二設立制度。〔會社〕。三設立事務。設立事務は人的集團は簡易にして又物的集團たる株式合資會社及株式會社は其事務手續等略同じ。❶對内關係。①株式會社の設立には先づ法定の最少數又は其以上の〔發起人〕の團體を構成し、第一に定款を作成せざるべからず(商一一九、一二〇條)。②第二に定款の規定以外の重大事項即ち官廳の許可を要する事業ならば其計畫の內容、及其計畫遂行に關する發起人相互の權利義務、其他如何なる事業を目的とするに係らず、創立費の立替負擔等に關する發起人間の約束、或は會社設立後に發起人より引續くべき重大なる事務は之を〔覺書〕(一に念書と稱す)に記入し、各發起人が署名捺印して保存するを便宜とす。

覺　書

拙者共儀何々株式會社設立ニ付左ノ事項ヲ協議決定シ記名捺印ノ上之ヲ保存スルモノ也

何々株式會社設立發起人

年　月　日　甲　某㊞

(以下發起人全部記名捺印)

記

一何々ノ件ハ何々ノ理由ニヨリ何々スヘシ

以　上

(注意) 協議事項多き場合或は設立期間長く發起人會議が何回も開かるべき場合には、覺書は最初より帳簿とし、其冒頭に以上の如き文句を記入して發起人全部の記名捺印を爲したる以上は、各會議毎に發起人全部の出席なきも特約なき限りは通常會議の例に依り、過半數を以て議決して可也、但其都度出席發起人の記名捺印を要す。

③其他創立事務全般の記入ある事務日誌を備ふるを通例と爲す。❷對外關係。①官廳の許可を要する事業假令ば〔瓦斯事業〕〔電氣供給業〕〔鐵道業〕〔保險業〕〔銀行業〕〔信託業〕等の事業を目的とする場合は其事業の許可申請書に各發起人は記名捺印し、定款及關係書類を添附し當該官廳に提出し、其許可ありたる後發起人の株式引受又は〔株式引受〕人募集等の會社設立事務を開始す。②〔募集設立〕の場合に發起人の知巳間の緣故のみにて株式を募集するを俗に「緣故募集」と稱し、廣く公衆より募集する公募と併せ行ふを通例となす。公募の場合に勸誘員或は信託會社等の運動により或は新聞紙等の廣告によりて〔株式申込〕人を募集することあり、此場合の勸誘狀には會社の目的とする事業の說明を爲し何時にても申込み得るやう株式申込證及印鑑用紙各貳通宛を添附するを例とす。③應募株式數は募集すべき株式數に超過したる場合は割增金附ならば其順位に依り、然らざれば發起人は按分比例又は其裁量を以て株式申込人の引受株式を確定し、超過株式數の證據金は返却し、確定株式の證據金は第一回拂込(若くは全額拂込)金額中に加算すべきものとす、此拂込期日は貳週間前に通知するを要す、尙超過株式の證據金返却の手續を省き確定株式の證據金と共に第一回拂込金額中に加算する場合は、發起人は豫め〔株式申込〕證作成の場合に其旨附記し置くを要す。④第一回拂込の通知は株式割當確定の通知と共に之を爲すを便宜とす。〔株式會社〕

通　知　書　(割當確定株式　何株)

拜啓　先般御申込ノ當會社株式ハ發起人會ノ決定(又ハ割增金ノ順位)ニ依リ貴殿ニ對シ株式割當確定仕候間　年　月　日迄左記計算ニヨリ御拂込相成度此段御通知申上候　敬具

一、金何圓何拾錢也　何株分　證據金

一、金何圓何拾錢也　確定引受株何株分第一回拂込額

差引金何圓何拾錢也

追而第一回拂込ノ節ハ本書ヲ左記拂込取扱所ニ御持參相成度候

府(縣郡)市區町(村字)番地
甲何株式會社

年　月　日　發起人總代(又は創立委員長)
乙　某㊞

丙　某　殿

株式拂込取扱所

丁何銀行　府(縣郡)市町(村字)番地

戊何銀行　府(縣郡)市町(村字)番地

(注意) 割當確定の通知と拂込の通知と各別に發する場合又は發起人及賛成人等の引受株式に對する通知書も右に準じて作成すべきものとす。五創立總會。〔會社創立總會〕。六設立登記。株式會社の設立の登記は發起設立の場合に於ては設立經過終了の日より、又募集設立の場合に於ては創立總會終結の日より二週間內に本店及支店の所在地に於て總取締役及總監査役の申請に因りて之を爲す、內地、朝鮮、臺灣又は關東州の地域相互間に於ては四週間內とす、❶管轄登記所。原則として其區裁判所又は其出張所也。❷登記事項。①目的。②商號。③資本の總額。④一株の金額。⑤會社が公告を爲す方法。⑥本店及支店。⑦設立年月日。⑧存立時期又は解散の事由を定めたるときは其時期又は事由。⑨各株に付き拂込みたる株金額。⑩開業前に利息を配當すべきことを定めたるときは其利率。⑪取締役及監査役の氏名、住所。⑫會社を代表すべき取締役を定めたるときは其氏名⑬數人の取締役が共同し又は取締役が支配人と共同して會社を代表すべきことを定めたるときは其代表に關する規定。保險を營業とする株式會社に在りては右事項の外左の事項を登記することを要す。①保險の種類及營業の範圍。②設立費用償却の方法。❸申請書添附書類。申請書には次の書類を添附することを要す。①定款。②株式の引受を證する書面。③株式申込證(株式申込人の印鑑と共に各貳通あり其中壹通を裁判所に提出するものとす)。④取締役及監査役又は檢査役の調査報告書及其附屬書類(拂込領收に關する取扱銀行の通知書類及創立費用の明細書及其領收證等)。⑤檢査役の報告に關する裁判ありたるときは之に關する書類。⑥發起人が取締役及監査役を選任したるときは其謄本。⑦創立總會の決議錄。⑧取締役及監査役の印鑑(但取締役及監査役としての印鑑なるが故に個人の其れと區別し別に調製するを通例とす)。⑨會社の取締役或は事務員又は代書人等登記手續を爲す者に對する取締役及監査役全員の委任狀(但此捺印は前屆出の印鑑と同一なるを要す)。⑩官廳の許可を要する事項の登記を申請する場合には右の外官廳の許可書又は其認證ある謄本を添附することを要す。❹效力。株式會社設立登記に因る效力三あり。①登記後に於ては株式引受人は詐欺又は强迫を理由として其申込を取消すことを得ず。②登記前に在りては株式の讓渡又は其讓渡の豫約を爲すことを得ず、是れ所謂〔權利株〕の賣買を禁止するの趣意也。③株券の發行は登記前に之を爲すことを得ず、之を發行するも其株券は無效にして發行者は取得者に對して損害賠償の責に任ずべく又過料の制裁あり。❺登錄稅。拂込株金額の千分の五。(商四九―五三、一〇五―一〇七、一一九―一四二ノ四、一四七、一四九、二三五―二四二、二六二ノ二條ノ七號、非訟一七九、一八六、一八七、一五〇ノ二、一九六條明三九年法二七號、登錄稅法六條三號、明三三年法六九號、保險業法一四、一八條、共通法一、四、五、六條)〔株式〕

株式會社設立登記申請書

一本店　何府(縣郡)市區町(村字)番地

(前頁。會社の種類——會社設立…設立事務)

一商號　何々株式會社
一登記ノ目的　株式會社設立登記
一登記ノ事由　發起人ニ於テ株式ノ總數ヲ引受ケス株主ヲ募集シ大正何年何月何日創立總會終結シ株式會社ヲ設立シタルニ依リ左ノ事項ノ登記ヲ求ム
一商號　何々株式會社
一本店　府(縣郡)市區町(村字)番地
一目的　何々
一設立ノ年月日　年　月　日
一資本ノ總額　金何萬圓
一一株ノ金額　金五拾圓
一各株ニ付キ拂込ミタル株金額
何百株ニ對シテハ金五拾圓
何百株ニ對シテハ金拾貳圓五拾錢
但シ如斯拂込ノ均一ナラザルハ有價物出資者ニ對シ全額拂込濟ノ株式ヲ與ヘ金錢出資者ノ拂込ハ四分ノ一ナルヲ以テ也
一公告ヲ爲ス方法　何々新聞ニ掲載ス
一取締役ノ氏名、住所
府(縣郡)市(區)町(村字)番地　何　某
府(縣郡)市(區)町(村字)番地　何　某
府(縣郡)市區町(村字)番地　何　某
府(縣郡)市(區)町(村字)番地　何　某
一會社ヲ代表スヘキ取締役ノ氏名
何　某
一監査役ノ氏名、住所
府(縣郡)市(區)町(村字)番地　何　某
府(縣郡)市(區)町(村字)番地　何　某
一存立ノ時期　大正何年何月何日迄
一課稅標準價格　金何萬圓
一登錄稅　金何程
右登記相成度左記書面相添ヘ此段及申請候也
添附書類
一定款
一株式ノ引受ヲ證スル書面
一株式申込證
一取締役及監査役ノ調査報告書及其附屬書類
一創立總會ノ決議錄
一委任狀
申請人
年　月　日
府(縣郡)市(區)町(村字)番地
何々株式會社
府(縣郡)市(區)町(村字)番地
取締役　何　某㊞
府(縣郡)市(區)町(村字)番地
取締役　何　某㊞
府(縣郡)市(區)町(村字)番地
取締役　何　某㊞
府(縣郡)市(區)町(村字)番地
取締役　何　某㊞
府(縣郡)市(區)町(村字)番地
監査役　何　某㊞
府(縣郡)市(區)町(村字)番地
監査役　何　某㊞
府(縣郡)市(區)町(村字)番地
右申請代理人　何　某㊞
何區裁判所(又ハ出張所)御中

會社の增資(くわいしやのぞうし)

會社の資本の增加を云、資本は〔定款の變更〕に依りて之を增加することを得れども所謂物的集團たる株式會社に在りては資本額の變更は殊に重大なる事項なるを以て嚴格なる規定に從ふを要す。以下株式會社の增資に付きて說くべし。■一增資の目的。會社の營業擴張の爲めに其基金を增加する手段として行はるるを最も多しとす、或は會社の任意積立金の多額に上れる場合に資本を增加して之を振替へ新株の拂込に充つることあり、或は〔社債〕償還の爲めに行ふことあり。■二增資の制限。資本の增加は株金全額拂込の後に非ざれば之を爲すとを得ず、蓋し此制限は未拂込金額が殘存する場合に於ては增資の必要なきのみならず、新株の發行に依りて投機を助長するの虞あるが故也。但保險業法二〇條、地方鐵道法六條の如き例外なきに非ず。〔會社の合併〕に因り合併後存續する會社の資本が增加せらるる場合は、合併の結果生ずるものにして玆に所謂資本の增加とは區別するを要す。■三增資の方法。次の三方法あるべし、㋑株金額の增加。株主は有限責任也、然るに株金額の增加は其責任を加重するものなるが故に、總株主が一人も殘らず同

(後頁。會社組織變更)

意したる場合に非ざれば此方法に依ることを得ず、㋺株式數の增加。新株式の發行を意味す、其發行は會社設立の場合と同一也、唯發行者が既設會社たると未設會社たるとの相違あるのみ。㋩株金額並に株式數の增加。右㋑及㋺を併用する方法也。以上の中實際に行はるるは株式數の增加の場合にして商法は此場合のみを規定す。■四增資の手續。㋑定款變更の決議。資本の總額は定款の必要的記載事項にして增資の結果は資本總額の變更を生ずるが故に、增資を爲すには先づ第一に株主總會に於て特別決議を以て定款の變更を議決するを要すること〔會社の減資〕の場合に同じ、㋺新株式の發行。〔會立の設立〕の場合の〔株式申込〕及〔株式拂込〕に準ず、即ち定款變更の決議ありたるときは新株式に付き株主を募集せざるべからず、但定款又は總會の決議に因りて舊株主に新株引受の優先權を與へたるときは舊株主をして新株の申込を爲さしむることを要し、其申込は法定の株式申込證に依るべきものとす、若し現物出資を爲す者あるときは其者、其財產の種類、價格及之に對して與ふる株式の數は資本增加の決議と同時に之を決議することを要す、㋩株式申込證、新株式發行の場合に於て取締役は〔株式申込證〕を作り之に法定の事項を記載することを要す、數種の〔優先株〕を發行する場合に於ては株式申込人は株式申込證に其引受くべき株式の種類及各種の株式の數を記載することを要す。㋥株式拂込。新株總數の引受ありたるときは取締役は遲滯なく第一回の拂込を爲さしめ、額面以上の價額を以て株式を發行するときは同時に額面超過額の全部の拂込を爲さしむることを要す、株式引受人が拂込を爲さざるときは其權利を失ふ、此場合には更に株主を募集することを要す、㋭株主總會の招集。⑴各新株に付き第一回の拂込ありたるときは取締役は遲滯なく〔株主總會〕を招集して之に新株の募集に關する事項を報告するとを要す。⑵監査役は㋐新株總數の引受ありたるや否や㋑各新株に付き第一回の拂込ありたるや否やを調査し之を株主總會に報告することを要す。⑶株主總會は右の㋐及㋑の調査及報告を爲さしむる爲め特に檢査役を選任することを得。㋬引受なき株式。引受なき株式又は第一回の拂込未濟の株式あるとき及株式の申込が取消されたるときは取締役は連帶して其株式を引受け、又は其拂込を爲す義務を負ふ。■五增資の登記。㋑登記事項。會社は右の株主總會終結の日より二週間内に本店及支店の所在地に於て次の事項を登記することを要す、⑴增加したる資本の總額、⑵資本增加の決議の年月日、⑶各新株に付き拂込みたる株金額、⑷優先株を發行したるときは其種類及其各種の株式の數、以上の事項に變更を生じたるときは變更の登記を爲すことを要す、㋺登記申請義務者及添附書類。增資の登記は總取締役及總監査役の申請に因りて之を爲す、其登記申請書には次の書類を添附することを要す、⑴株式の引受を證する書面、⑵株式申込證、⑶商法第二四一條の規定に從ひて鑑査役又は檢査役が爲したる調査報告書及其附屬書類、⑷資本の增加に關する株主總會の決議錄。㋩登記の特別效力。⑴增資の登記を爲したる後は株式引受人は詐欺又は强迫に因りて其申込を取消すことを得ず、⑵其登記を爲す迄は新株券の發行及新株の讓渡又は其豫約を爲すことを得ず、之に反して發行したる株券は無效也。■六增資の確定時期。增資の效力發生時期を確定するは新株の引受人が株主と爲るの時期を決定する爲めに必要也。㋑現物出資者に對し若干株を與ふる假契約を締結したる場合は右契約を株主總會に於て可決したるとき。㋺其他の場合に於ては新株に對し總數の引受ありたるときを以て資本の增加ありと云ふ可く、從て其時期を以て各引受人は株主と爲り新株の募集手續調査の爲めにする總會には株主として出席すべきものと解すべし。(商法二八、五三、二〇三、二〇四、二一〇ノ二、二一一ノ二項、二一三ノ二項、二一四、二六一ノ一號、二六二條ノ二ノ一、二、七八號、非訟一八〇、一八六、一八九、一九五、一九八條)〔會社の登記〕

株式會社資本增加登記申請
一、商號　何々株式會社
一、本店(又ハ支店)　府(縣郡)市區町(村字)番地
一、登記ノ目的　資本增加ノ登記
一、登記ノ事由　年月日ノ株主總會ニ於ケル資本增加ノ決議ニ依リ株主ヲ募集シ第一回ノ拂込ヲ了シ年月日商法第二百十三條ノ規定ニ依リ招集シタル株主總會終結シタルニ依リ本店又ハ支店ノ所在地タル當所ニ於テ左ノ事故ノ登記ヲ求ム
增加シタル資本ノ總額　金何圓
資本增加ノ決議ノ年月日　年　月　日
各新株ニ付キ拂込ミタル株金額　金何圓
優先株主ノ權利(優先株ヲ發行シタル場合ニ於テ)何々
一、課稅標準價格　金何圓
一、登錄稅　金何圓
添附書類
株金全額ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面　壹通
新株主ノ株式申込證　何册
新株主名簿　何册
商法第二百十四條ノ規定ニ從ヒテ鑑査役(又ハ檢査役)カ爲シタル調査報告及ビ其附屬書類　何通
資本ノ增加ニ關スル株主總會ノ決議書　何通
右登記相成度此段申請候也
府(縣郡)市區町(村字)番地
申請人　何々株式會社
府(縣郡)市區町(村字)番地
取締役　何　某㊞
同　何　某㊞
府(縣郡)市區町(村字)番地
同　何　某㊞
府(縣郡)市區町(村字)番地
監査役　何　某㊞
何區裁判所御中

會社の組織變更(くわいしやのそしきへんかう)

會社は法定の組織を有するが故に、〔法人〕として法律上の存在を有す、從つて其人格の基礎たる法定の組織は之を變更することを得ざるべき也。然れども法律は次の特定の場合を限りて會社の組織變更を認む。■一合名會社。㋑總社員の同意を以て其組織を變更して之を合資會社と爲すことを得。㋺總社員の同意を以て有限責任社員を加入せしめ之を合資會社と爲すことを得。■二合資會社。㋑總社員の同意を以て其組織を變更して之を合名會社と爲すとを得。㋺有限責任社員全員が退社した場合に於ては無限責任社員の一致を以て合名會社として繼續することを得。■三株式合資會社。㋑株主總會の決議及無限責任社員の一致を以て其組織を變更して株式會社と爲すことを得。㋺無限責任社員の全員が退社したる場合に於ては株主總會の決議に依りて株式會社として會社を繼續することを得。■四商法施行前に設立したる合資會社は其組織を變更して商法に定めたる合資會社、株式會社又は株式合資會社と爲すことを得。以上の場合に於ては變更前の會社に付ては解散の登記を、變更後の會社に付ては設立の登記を爲すべきものなれども、法律上に於ては會社の人格自體に異動を生ずるとなく同一法人たる會社が依然存續するものと見做す。(商八三ノ二、八三ノ三、八三ノ四、一一六ノ二、一一八、二三三、

(前頁。會社の增資)

二五三、二四七條、商施四〇條、同一條、非訟一八四ノ三、一八四ノ四、一八五、一八五ノ三、一八六、二〇〇ノ三、二〇一條）〔會社の合併〕〔會社の解散〕

合名會社組織變更ニ依リ合資會社ト爲ス登記申請書

一商號　合名會社何々商店
一本店　府（縣郡）市區（町村）番地
一登記ノ目的　合名會社組織變更ニ依ル合資會社ト爲ス登記
一登記ノ事由　年　月　日合名會社何々商店ノ組織ヲ變更シ合資會社何々商店ト爲シタルニヨリ左記事項ノ登記ヲ求ム
一商號　合資會社何々商店
一本店　市區町（村字）番地
一目的　何々製造及販賣業
一設立　年　月　日
一代表社員　何某
一社員ノ氏名、住所、出資ノ種類、價格及責任
何市區町村番地
一金何圓　無限責任社員　何某
何市區町村番地
一金何圓　無限責任社員　何某
何市區町村番地
一金何圓　有限責任社員　何某
府（縣郡）市區町（村字）番地
一金何圓　有限責任社員　何某
一存立時期　年　月　日迄
一課稅標準價格　金何圓
一登錄稅　金何圓
右登記相成度此段及申請候也
添附書類
一定款
一有限責任社員何某ノ加入ヲ證スル書面
申請人
何市區町村番地
年　月　日　合資會社何々商店
何市區町村番地
無限責任社員　何某㊞
何市區町村番地
無限責任社員　何某㊞
何區裁判所（又ハ出張所）御中

會社の住所（くわいしやのぢゆうしよ）〔株主總會〕〔登記事項〕

會社の定款（くわいしやのていくわん） Satzung der Gesellschaft（獨）〔定款〕

會社の能力（くわいしやののうりよく） 一權利能力。會社は〔法人〕なるが故に〔權利能力〕を有すること勿論也、然れども其享有する私權の範圍に付ては多數の學說は〔財產權〕に限ると爲すも名譽に關する〔人格權〕をも有すとする者あり、但生命身體に關する權利及親族法上の權利の如き自然人に固有なる私權は固より之を享有することを得ず、且其權利能力は原則として定款に因りて定まりたる目的の範圍内に限らる、合名會社又は合資會社に在りては法定條件の下に一時其目的の範圍内に在らざる行爲を爲すことを得、而して會社が社團法人たる資格に於て其社員に對して有する權利は法人に固有なる權利也。又會社は定款に依りて定められたる目的の範圍内に於ては他の會社又は法人の社員と爲ることを得るも、其無限責任社員と爲ることを得ず。二行爲能力。會社の代表機關は法理上は〔代理人〕に非ず、即其機關の行爲は直に會社の行爲にして代理人の行爲が本人に對して效力を生ずるのみにして本人の行爲に非ざるとは法律上の性質を異にす、我民法及商法に於て取締役、監查役を以て會社の機關と爲し又は法人の行爲なる文字を使用したる所以茲にあり、此意味に於て會社に行爲能力ありと云ふことを得、但我法律は會社の代表機關と代理人とを判然區別する所なきが故に代理人に關する民法及商法の規定は代表機關に適用せられ、從て代表機關の行爲が如何なる場合に會社の法律行爲と認むべきかは代理に關する規定の定むる所に從ひて判斷するを要す。會社の不法行爲能力に付ては特別規定を設け會社は會社を代表すべき社員又は取締役其他の代理人が其職務を行ふに付き他人に加へたる損害を賠償する責に任ずるものとす。三訴訟能力。會社は權利能力を有するが故に訴訟の原告又は被告と爲る能力即當事者能力は勿論之を有す、然れども訴訟能力を有するや否やに付ては議論あり、多數說は法人の訴訟能力を否認す、我民事訴訟法上の解釋としては法人の代表機關は所謂法律上代理人たりと云ふの外なし。四犯罪能力。法人の不法行爲能力を認むる以上は特定の犯罪に付き法人の犯罪能力を認むべく、我行政法規中には之を認むるものあり。五公權の享有。會社は又特定の公權を享有す、例せば商業會議所議員の選擧權及被選擧權の如し、尙會社は納稅義務を有す。（民四三、四四、五四、五七、七一、九九、一〇〇條、民訴四三條、商四八、五八、六二ノ二項、一〇五、一七〇ノ二項、二四三、二六六條、民訴四三條、明三三年法五二號法人ニ於テ租稅ニ關シ事犯アリタル場合ニ關スル件、明三九年法三二號選擧法一六條、明三三年勅三三九號、明三九年法三一號商業會議所法一二條等）

會社の破產（くわいしやのはさん） Konkurs der Gesellschaft（獨）〔法人の破產〕

回贖（くわいしよく） 支那現行法の用語にして〔請戻〕の義也。

外人（ぐわいじん）〔外國人〕

外人警察（ぐわいじんけいさつ）〔外國人警察〕

迴避（くわいひ） Selbstablehnung（獨） evasion; shirking（英） récusation（佛） evasione（伊） 一意義。法制史上の意義に於ては忌避をも包含する點は現行法と異なれり。兩者共に行政上の迴避と訴訟法上の迴避との二あり。二沿革。イ行政上の迴避。隋代、文武の地方官には其地方の人士を任用するを忌避せり、之を迴避制度と云、行政上の迴避是也、此立法の精神は官吏が私情の爲に公務を誤るの弊害を絶ち併せて人民より是等の嫌疑に遠ざからしめんとするの用意に出でたるもの也と雖、實は地方の巨姓豪族の官吏たり又官吏を推薦する慣例を破る方略に出でたる制度也。此制度は隋唐以後明清及現時の中華民國に至る迄行はるれ共、其結果は官吏の其地位を見ること逆旅に對するが如く、赴任地の實權は奸猾なる胥吏之を握りて私曲を營み、官紀紊亂して國家の衰退を來すに至れり。ロ明代に至り訴訟法上忌避の制あり、之を迴避と云へり。裁判官が其訴訟人の内に於て有服の親及婚姻の家並に業を受くる師及舊讐の嫌ある人なりしならば之を忌避せしむ。此制度の起原は明ならざれど道理上尤も夙く行はれたるものたるを疑はず、既に後漢の末には之を三互の法と稱して嚴然たる一種の法規を成せるを見る。此制度を朝鮮にては相避の制と稱し、日本にては養老の選叙令にも見え、武家時代には之を退座など云へり。〔支那法〕〔令〕〔忌避〕。三現行法。我現行法上の迴避は主として訴訟法上の制度なれども亦行政上にも同一觀念を基礎としたる規定あり。イ訴訟法上の迴避。〔判事〕の資格は裁判所構成法五七條以下に於て定められたるも、仍個々の裁判事件に當りて其裁判に具體的妥當性を與へしめんが爲、刑事訴訟法は特定の場合は其職務執行より除外せらるゝことを定む、之即ち〔除斥〕原因也。判事にして此除斥原因ある場合は〔檢事〕〔被告人〕或は私權當事者は申立によりて其判事をして其裁判をなさしむることを拒否することを得べく、又判事自らの意思に基きて其裁判關係より脫退することを得、前者は〔忌避〕にして後者は即ち〔回避〕也。1回避の意義。判事が除斥の原因あり又は偏頗の裁判をなすべき疑を受くべき虞ありと思料する時は自ら其職務を行ふことを拒むを云、又〔裁判所書記〕も回避することを得べし。2方法。判事所屬の〔裁判所〕に書面を以て申立つべきものとす。裁判所は其申立に基きて決定をなす。但回避せる「判事ノ過去ニヨリ決定ヲ爲スコト能ハサルトキハ直近上級裁判所決定ヲ」爲すものとす。（裁構五七條以下、八五條以下、刑訴二四－三五條）。ロ行政上の回避。行政裁判法第十一條第十二條に於ては一定の場合に其長官又は評定官を回避せしむるものとす。而して〔除斥〕及〔缺格〕の規定は回避の精神に基くもの鮮からず。例せば地方自治團體に於て父子兄弟同時に議員たること及市町村長と父子兄弟の緣故ある者は議員たること能はざるが如き、又父子兄弟が同時に會計檢查官たること能はざるが如き、會計檢查官は父子兄弟の提出したる計算書を檢查し又は其檢定若くは判決を與ふることを得ざるが如き或は關稅訴願審査委員は自己の利害關係ある審査會の議事に參與することを得ざるが如き是也。（市制一八條、町村制一五條、會計檢査院法七條、同事務章程七條）〔宋、顧炎武、「郡縣論」。清、方濬頤、「世吏世役說」。（日知錄）

火災保險（くわさいほけん） Feuerversicherung（獨） fire insurance（英） assurance contre l'incendie（佛） 一觀念。〔損害保險〕の一種にして保險契約者が保險料なる報酬を支拂ふに對し保險者は火災に因りて生ずることあるべき損害を塡補することを引受くることを云、我商法は火災保險に關しては僅かに三ケ條の特別規定を設くるに止まり損害保險の總則の規定全部を之に適用す。二契約。現今各保險會社の例を見るに保險契約者は會社より保險申込書を受取り之に必要の事項を記入して會社に差出し、會社は之に依りて直に〔火災保險證券〕を作り契約の約款は證券の表面に記載し、之を以て契約書に代へ別に契約書なるものを作らざるを例とす。三被保險利益。火災保險の目的物は建物及動產の二種とす、建物保險は建築中の建物をも目的とすることを得、門、圍障、墻壁、物置、納屋其他の附屬建物は特に保險證券に明記したる場合に於てのみ保險の目的に包含せらるゝものと爲すを常とす、動產保險は通常集合保險にして箇別保險は稀也、殊に倉庫内の受寄物の如きは總括保險の方法に依りて保險に付せられ、保險料は在庫受寄物の數量に從ひ日々之を計算して其支拂を爲すが故に斯る保險を日步保險と稱す、貨幣、印紙、貴金屬、寶玉、書畫、稿本、彫刻物及古器物の如き普通價格を有せざるものは特に保險證券に明記したる場合に非ざれば、保險の目的物中に包含せしめざるを常とす。四保險事故。火災保險に於ける保險事故は火災也、イ火災とは發火と火焰を伴ふ燃燒作用に因りて生じたる災害を云、從て燃燒を伴はざる落雷又は爆發に因りて生じたる損害は明文なき以上火災に因る損害と云ふべからず、我國に於ては此點に關し法令上規定なく又保險約款にも解釋の根據とすべきもの無し。ロ火災の原因は其如何を問はず保險者其損害塡補の責に任ずるものとす、但戰爭其他の變亂に因りて生じたる損害は特約あるに非ざれば之を塡補する責に任ぜず、又保險の目的の性質若くは瑕疵、其自然の消耗又は保險契約者の惡意若くは重大なる過失に因りて生じたる損害は保險者之を塡補する責に任ぜず、ハ保險者は消防又は避難に必要なる處分に因り、保險の目的に付き生じたる損害を塡補する責に任ず。五保管者の責任保險。賃借人、受寄者、借主、質權者等の如く他人の物を保管する者が其支拂ふことあるべき損害賠償の爲め其物を保險に付したるときは、所有者は保險者に對して直接に其損害の塡補を請求することを得、此場合には保險契約者は他人の爲めの保險を爲すに非ずして自己の爲めに自己の損害賠償の責任を保險に付するものなれば、其被保險利益は賠償義務に關するものにして責任保險の性質を有す、而して所有者をして保險者に對し直接に其損害の塡補を請求することを得せしめたるは手續の簡易と所有者の保護とを計るに在り。（商四一九－四二二條）〔火災保險證券〕

火災保險證券（くわさいほけんしようけん） Feuerversicherungsschein（獨） fire insurance policy（英） police d'assurance en cas d'incendie（佛） 一性質。火災保險契約を締結したるときは保險者は保險契約者に火災保險證券を交付するを例とす。火災保險證券は單純なる證據書類にして〔有價證券〕に非ず、故に之を裏書讓渡し又は擔保の目的と爲すが如きは何等の意味を有せざるべし、但火災保險契約に因る權利を〔權利質〕の目的と爲すは固より妨げ無かるべし。二記載事

（後頁。火災保險——火災保險證券）
（前頁。會社の住所——回避）

項。火災保險證券には次の事項を記載し保險者之に〔署名〕することを要す。(イ)保險の目的、(ロ)保險者の負擔したる危險、(ハ)保險價額を定めたるときは其價額、(ニ)保險金額、(ホ)保險料及其支拂の方法、(ヘ)保險期間を定めたるときは其始期及終期、(ト)保險契約者の氏名又は商號、(チ)保險契約の年月日、(リ)保險證券の作成地及其作成の年月日、(ヌ)保險に付したる建物の所在、構造及用方、(ル)動產を保險に付したるときは之を納むる建物の所在、構造及用方、尤も此以外に必要事項を記載するも何等妨ぐる處無し。(商四三二) (三)形式。

第　號

火災保險證券

保險契約者　何　某　殿

一保險價額　金何圓也
一保險金額　金何圓也
一保　險　料　金何圓何錢也
一保險期間　自大正　年　月　日午　時　至大正　年　月　日午後四時
一保險ノ目的ノ所在　何府(縣)郡(市)町村番地
一保險ノ目的　營業家屋住宅及倉庫
　一、木造瓦葺何階建營業所　何坪
　一、木造瓦屋平屋住宅　何坪
　一、土藏瓦葺窓蓋附　何坪

右保險ノ目的ノ所有者何府縣郡市町村番地何某殿大正　年　月　日當會社ト火災保險ノ契約ヲ締ヒ前記ノ保險金額金何圓ニ對シ大正　年　月　日ヨリ大正　年　月　日ニ至ル期間ノ火災保險料トシテ金何圓何錢ヲ當會社ニ拂込ミタルヲ以テ當會社ハ此證券裏面ニ記載ノ約款ニ據リ右保險ノ目的ノ火災ヲ保險スルモノ也

大正　年　月　日

何府(縣郡)市區町(村字)番地ニ於テ

何火災保險株式會社

社印

取締役　何　某㊞

(三錢收入印紙)㊞

裏面

火災保險約款

第一條　當會社ハ此約款ニ從ヒ火災ノ爲メニ保險ノ目的ニ生シタル損害ヲ塡補スルモノトス

第二條　當會社ハ保險契約ノ責任ハ保險料ヲ領收シタル時ニ始マリ保險契約期間ノ最終日午後四時ヲ以テ終ルモノトス

第三條　建物ノ保險ニ於テハ門、牆壁、物置、納屋其他ノ附屬建物ハ特ニ保險證券ニ明記シタル場合ニアラサレハ保險ノ目的ニ包含セサルモノトス

第四條　貨幣、印紙、貴金屬、寶玉、證書、有價證券、書畫、稿本、彫刻物、古器物其他著通價額ヲ有セサルモノハ特ニ保險證券ニ明記シテ保險ヲ爲シタル場合ニアラサレハ保險ノ目的ニ包含セサルモノトス

第五條　左ノ場合ニ於テハ保險契約ハ無效トス

保險契約ニ關シ保險契約者又ハ被保險者ニ詐欺ノ行爲アリタルトキ

保險申込ノ當時同一ノ目的ニ付キ保險契約者又ハ其他ノ者ト他ノ保險者トノ間ニ締結シタル保險契約カ存在スル場合ニ其旨ヲ保險申込書ニ明記シテ當會社ニ申出テサルトキ

他人ノ爲メニ保險契約ヲ締結スル者カ其旨ヲ保險申込書ニ明記シテ當會社ニ申出テサルトキ

保險契約者又ハ被保險者カ知ルト否トヲ問ハス保險契約ノ當時保險ノ目的既ニ火災ニ罹リ居リタルトキ又ハ火災ニ罹ルヘキ原因既ニ發生シ居リタルトキ

第六條　保險金額カ保險ノ目的ノ價額ニ超過シタルトキハ其超過シタル部分ニ付テハ保險契約ハ無效トス

第七條　保險契約ノ當時保險契約者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リ重要ナル事實ヲ告ケス又ハ重要ナル事項ニ付キ不實ノ事ヲ告ケタルトキハ當會社カ其事實ヲ知リ又ハ過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキノ外當會社ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但保險契約ノ時ヨリ五年又ハ當會社カ解除ノ原因ヲ知リタル時ヨリ一ケ月ヲ經過シタルトキハ此限リニ在ラス

第八條　保險契約者又ハ被保險者ニ於テ當會社ノ保險シタル目的ニ付キ重テ他ノ保險者ト保險契約ヲ締結セントスルトキハ豫メ當會社ニ申出テ保險證券ニ承認ノ裏書ヲ受クヘシ

第三者カ同一ノ目的ニ付キ他ノ保險者ト重テ保險契約ヲ締結シタル事實ヲ知リタルトキモ亦遲滯ナク前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第九條　保險契約者又ハ被保險者ハ其責ニ歸スヘカラサル事由ニ依ルト雖モ著シク火災危險ノ度カ增加シ又ハ變更シタルトキハ遲滯ナク當會社ニ申出テ保險證券ニ承認ノ裏書ヲ受クヘシ

保險ノ目的ヲ他ノ場所ニ移轉セントスル場合又ハ保險ノ目的若クハ其目的ヲ約シタル建物ヲ改築、增築又ハ修繕セントスル場合モ亦前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第十條　保險契約者又ハ被保險者カ保險ノ目的ト共ニ保險契約ニ因リテ生シタル權利ヲ讓渡シタルトキハ危險ノ增加、變更ナキ場合ト雖モ讓渡人讓受人ヨリ遲滯ナク當會社ニ申出テ保險證券ニ承認ノ裏書ヲ受クヘシ

第十一條　…………以……下……略……ス…………

火葬(くわさう) Leichenverbrennung; Feuerbestattung(獨) cremation(英) crémation(佛) cremazione(伊) (一)概念。死體の葬法に土葬、火葬及水葬の別あり、水葬は特殊の場合の外、近時之を行ふことなし、火葬は我國に於て一般に禁ぜられたる所なりしが明治八年太政官布告八九號を以て始めて其禁を解き、現時に於ては土葬と共に人民の自由選擇に委すと雖、傳染病患者の死體のみは原則として土葬を許さず。(二)手續。死體は別段の規定なき限り死後二四時間を經過し區長若くは町村長の認許證を得るに非ざれば火葬を爲すとを得ず、死屍を火葬せんと欲する者が右の認許證を乞ふには(イ)主治醫の死亡屆書を、(ロ)醫師の治療を受くるの猶豫なくして死亡したるときは醫師の檢案書を、(ハ)姙娠四ケ月以上の死胎に係るときは醫師若くは產婆の死產證を、(ニ)變死に係るときは檢視官の檢印を得たる立會醫師の檢案書を差出すべし。囚徒の死屍を火葬せんと欲する者は獄醫の死亡證書寫に司獄官の檢印を乞ひて差出すべし。其埋葬に付ても之に同じ。(三)火葬場。管轄廳より許可したる區域に限るものにして、人家及人民輻輳の地を隔る凡そ一二〇間以上なるを要し、且風上に位せざる地を選び火爐烟筒を備へ臭煙を防ぐの裝置を爲し、周圍に牆壁を設くるを要す。但山林原野等にして人家を隔てたる場所なるときは牆壁以上の制限を爲さざるべし。火葬は成る可く日沒後之を行ふことを要す。(明一七年太達二五號墓地及埋葬取締規則、同年內達乙四〇號同執行方法細目標準、明八年內達乙八〇號火葬場取締心得)

火葬場(くわさうぢやう) Krematorium; Feuerbestattungsanstalt(獨) crematory; crematorium(英) crématoire; crématorium(佛) 〔火葬〕

鍬下年期(くわしたねんき) Zeitraum des Landsteuerabzugs für die Ausbildung der Haide(獨) period of abatement of land tax for the cultivation of waste-land(英) delai de déclaration pour le défrichement(佛) 地租條例中の用語。(一)種類。二種あり。(イ)開墾鍬下年期。〔開墾〕が十年以內に成功の見込なきとき政府に願出で原地價に依り地租を納付することを許可せらるる恩惠期間にして四十年とす。(ロ)開拓鍬下年期。官有地を開拓して民有に歸せし土地に付、其素地相當と認むる所の地價を定め、之に依り地租を納付することを許可せらるる恩惠期間にして二十年也。(二)年期の延長。年期明に至り事業成功に至らざるときは更に年期延長の許可を得べきも開墾鍬下年期の土地に付ては通じて五十年、開拓鍬下年期の土地に付ては通じて三十年を超ゆることを得ざるものとす。(明一七年太告七號地租條例一六、一七、一八條等、明三四年法三〇號)

過失(くわしつ) Fahrlässigkeit; Verschulden(獨) negligence(英) faute; négligence; imprudence(佛) negligenza(伊) culpa(羅) (一)刑法上の過失。(イ)觀念。注意の欠缺に因り犯罪となるべき事實を認識豫見せざることを云ふ。故に過失なる觀念の基礎は不注意に在る也。但不注意の有無を決するには如何なる注意の程度を標準とするかに付て三說あり、[1]客觀說。抽象的に普通一般人の注意の程度を標準とし、其注意を缺く場合に過失ありとする說(抽象的輕過失)[2]主觀說。具體的に解決すべきものとし、本人が平常爲す所の注意を缺く場合を以て過失ありとする說(具體的輕過失)。[3]折衷說。高き注意力の者に付ては客觀的標準に依る可く、低き注意力の者に付ては主觀的標準に依る可しとする說。我刑法に於て過失を犯罪とする各個の場合に付て觀察するときは過失に依る責任の基礎を社會の秩序上必要なる一定の注意即注意義務に在りとし、注意の義務は客觀的なることを要し抽象的に普通一般人の注意を標準とし、其注意即ち所謂〔善良なる管理者の注意〕を爲すことを要するものと解すべきが如しと雖主觀說を通說とす。(ロ)態樣。[1]通說は分ちて認識ある過失と認識なき過失とす、認識ある過失とは行爲者が一般の場合に於ては犯罪事實發生の可能なることを知るも自己の具體的の場合に於ては必ず其例外たるを信ずる場合にして〔未必的犯意〕と區別することを要す、[2]又分ちて一般の過失と業務上の過失とす、業務上の過失とは一定の業務に從事する者が其業務上守るべき注意を怠りたる場合を云ふ。(ハ)過失犯。犯罪の成立には原則として犯意あることを必要とし、過失が犯罪となるは例外也、我刑法に於ては〔過失殺傷〕、〔失火〕、〔過失に因る溢水〕及〔過失に因る鐵道艦船往來妨害〕の罪等を認む、特別法に於ては過失犯を認むる場合少からざるのみならず、稅法及警察法に見る如く犯意若くは過失なくして成立する犯罪あることを認む、業務上の過失犯に於ては特に刑を加重せらるることあり。(明三八ノ一號、一二二、一二九、二〇九—二一一條)〔錯誤〕〔結果犯〕。(二)民法上の過失。(イ)觀念。民事責任は刑事責任と異り債務者は過失に對して責任を負ふを原則として例外として過失なきも責任を負ふ場合あり、過失なる語は廣義に於ては〔故意〕と狹義の過失とを包含すと雖多くは之を狹義に用ひ故意と區別するを例とす、過失(狹義)とは注意の欠缺に因り結果の發生を豫見せざるを云、結果發生の可能あることを豫見するも其發生を許容せざる場合に於ても過失存す、債務者が過失に對して責任を負ふが爲めには責任能力を有することを要す、民法は債務者が責を負ふべき過失の程度を債權關係の性質に從ひ異にすと爲すも當事者は契約に因り過失の程度を伸縮し又は過失に對する責任を豫め除外することを得。(ロ)態樣。分ちて抽象的過失、具體的過失及重過失とす、[1]抽象的過失(又は輕過失)。普通一般人の注意即ち〔善良なる管理者の注意〕を缺くを云、法典に直接の明文無しと雖理論上並に民法の用語上抽象的過失は過失の一般的標準と認むべく、各種債權關係に關し注意の程度に付き規定なき場合には債務者は原則として抽象的過失の責に任ず、又法典が單に過失なる文字を用ふる場合は抽象的過失を意味するものとす。[2]具體的過失。自己の事務又は財產に關して用ふると同一の注意を缺くを云ひ其注意を缺く場合に其責に任ず、[3]重過失。著しく注意を缺くを云、重過失也や否やは各場合に決定すべく之を定むる一般的標準なし。(ハ)被用者の過失。自己の過失に非ざれば其責に任ぜざるを原則とすと雖債務者が他人の過失に付き其責を負ふ場合あり、卽或事業の爲めに他人を使用する場合に於て被用者が業務執行上第三者に損害を加へたるときは債務者は其過失に付き責に任ず、但使用者たる債務者に於て被用者の選任及其事業の監督に付き不注意の責を負ふべき場合に限る、商法に於ては運送取扱人、運送人、倉庫營業者、船舶所有者等に關し特別規定を設け其使用人の過失に對し責に任ずべきものとす、是等の特別規定ある場合を除きては債務者は其使用人の過失に對し責に任ずることなし。(民四

〇〇、六四四、六七一、四一〇、四四三、四四九、六一一、六二〇、六二八、六五九、六九八、七一五、八〇五、八八九、一〇二一ノ一項、一〇四〇一〇四四條二項等、商三二三、三四七、三五〇、四七六、六一九、六三七條等)

果實 Früchte(獨) fruits(英) fruits(佛) frutti(伊) fructus(羅) 元物より產出する金錢又は物にして[天然果實]と[法定果實]との二種あり。

過失ある占有 [占有]

過失溢水罪 [溢水及水利に關する罪]

外務行政 Verwaltung für Auswärtigen Angelegenheiten(獨) administration des affaires étrangères(佛) administration for foreign affairs(英) 一概念。外國との交渉に關學する行政作用を外務行政と云。故に外國と交渉する事項即ち[外交]事項は國家と國家との直接の交渉と其の間に一私人(國民)の介入したる場合(即ち國家對一私人及國家相互間)の交渉との二態樣を生ず。從って一國家が他の國家に向つて意志發動する作用と他國領內に在る自國民に向つて意志發動する作用との二作用を總稱して外務行政と云也。然れども外務行政の本質に付き議論あり。イは天皇の外交大權に附隨して行はるる各種の行政を外務行政なりとし外務行政の意義を限定せんとし。ロは實質が他國と交渉する事項に關係せんか凡て外務行政の領域也と。後說を正當也と信ず。何となれば外務行政が總て大權事項に屬するものに限定せらるとせば必ずや天皇の親裁を唯一の條件とすべきに今日の國際慣例は必ず外務大臣、大使、公使等の外交官を通じて外交に關する意志を表示せざるべからざるを以て法律勅令の執行たる內務行政と其本質を異にする處無く外務行政の意義を定むるに前說の如く局限するを非也と爲すを以て也。唯內務行政と外務行政との區別の要點は其事務の性質の差異に非ずして寧ろ形式の差異に屬し單に行政事務の外國に關係するや否やに依りて之を決せざる可からざる也、故に警察、保育、工業所有權及著作權、鑛業權、漁業權、通信、勸業登記等內務行政の內容は又外務行政の內容也。二範圍。イ概說外國と交渉する事項を換言せば外國に關する政務の施行、外國に於ける帝國商事の保護及外國在留帝國臣民に關する事務との二者となる、前者を單に政務と云ひ後者を通商と云。實に政務と通商とは外務行政の全體也。ロ內地に在留する外國人に對する行政は理論上より云へば外務行政中に包含せらるるも[內務行政]の範圍と重複するを以て之を內務行政に讓る、然れども外國人に對する我權力作用發動に關し、條約と關聯して其所屬國との交渉と爲りたる場合は既に內務行政の範圍に非ずして外務行政の問題たるべし。ハ[租借地]に於ける行政に關しては租借地は外國に非ずとの見地より外務行政より除外せられたり。ニ[保護國]の行政は外務行政に屬す。三機關。[外交機關](明三六年十月勅一二二號一〇條。明三一年一〇月勅二五八號、正一三年一二月二三日官制)

外務省 Ministerium des auswärtigen Amtes(獨) department of foreign affairs; foreign office(英) ministère des affaires étrangères(佛) 一意義。外務大臣及之に從屬する補助機關を以て組織せられたる外務行政を管掌處理する中央官廳也。二組織。大臣官房の外に四局あり。「情報ニ務スル事務ヲ掌ル」情報部アリ。イ亞細亞局。「支那、香港、澳門及暹羅國ニ關スル外交事務ヲ掌ル」。內部に文化事業部有り。對支文化事業に關する事務を掌る。ロ歐米局。亞細亞局の掌らざる外交事務を掌る。ハ通商局。通商、航海及移民に關する事務を掌る。ニ條約局。條約及渉外法規に關する事務を掌る。ホ臨時調査部。「戰時及戰役ニ施設スベキ外務省所管ノ事項ニ關スル調査事務ヲ掌ル」。(明三一年勅二五八號外務省官制、正一三年官制外務省分課規程、正大正勅一七號外務省臨時調査部官制)[各省官制通則][外務大臣][英吉利法][佛蘭西法]

外務省臨時調査部 [外務省]

外務裁判官 praetor perigrinus(羅) [羅馬法]

外務大臣 Minister des Auswärtigen(獨) minister for Foreign Affairs(英) secretary of state(米) Ministre d'affaires étrangères(佛) ministro del affare straniero(伊) [國務大臣]及行政官廳としての二重の地位を有す。行政官廳としての外務大臣は[外務省]の長官として、イ外國に關する政務の施行、外國に於る帝國商事の保護及外國在留帝國臣民に關する事務を管理し[外交官]及[領事官]を指揮監督す。外交に關する事項に付[關東長官]を指揮監督す。ロ外交に關する事項に付き[關東長官]を指揮監督す。ハ對支文化事業に關する事務を管理す。[各省官制通則]。[英吉利法][獨逸法][亞米利加合衆國法](明三一年勅二五八號外務省官制一條)

外務卿 secretaries for foreign affairs(英) [英吉利法]

皇猶子 [猶子]

鑛區 Feld (des Bergwerks); Grubenmass(獨) miningarea; concession(英) entendu de la concession; concession(佛) [鑛業權]

皇宮警察官 [皇宮警察部]

皇宮警察部 一概念。警察及消防の事を掌らしむる爲めに宮內大臣官房に置かれたる宮內官廳也、皇宮警察長を以て部長に充つ、京都に皇宮警察部出張所を置き皇宮警視を以て所長に充つ。二皇宮警察官の職務。宮城離宮禁苑の巡邏查察、諸御門の開閉、通行人及出入物品の檢查、惡疫流行病の豫防、火災豫防及消防の事を掌る。(正一〇年宮令一二號皇宮警察部及同出張所設置、明一九年宮達大號皇宮警察官服務規程)

鑛區稅 [鑛業稅]

廣惠倉 [支那法]

皇兄弟 天皇の御兄弟を云。[皇位繼承]の順位に於て皇子孫の次に在り。「同等內ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス」。「天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クルトキハ皇兄弟姉妹ノ王、女王タル者ニ特ニ親王、內親王ノ號ヲ宣賜ス」(皇範五、六、八、三〇條)[皇位繼承][皇族]

(後頁。鑛業——鑛業權)

鑛業 Bergbau; bergwerksbetrieb(獨) mining; mining business; mining industry; mining operation(英) exploitation des mines(佛) [鑛業權]

鑛業許可 Bergwerkserlaubnis(獨) mining concession(英) concession de mine(佛) [鑛業權]

鑛業會社 Berggesellschaft(獨) mining company(英) société pour l'exploitation des mines(佛) 帝國の法律により設立せられたる[鑛業權]を享有する[營利法人]也。鑛業權の性質上外國法人は鑛業會社たることを得ず、又鑛業は商業に非ざるを以て此會社は[民事會社]に屬するも商事會社にして鑛業會社を兼ぬることは、妨ぐるものに非す。例せば運送業を兼營せる炭鑛會社の如きもの設立は固より有效也。(明三八年法四五號鑛業法四、五、一條等、民三五條)[會社][商業會社]

鑛業警察 Bergpolizei(獨) mining police(英) police de la mine(佛) 一意義。[鑛業]に於て「建設物及工作物ノ保安」「生命及衛生ノ保護」、「危害ノ豫防其他公益ノ保護」等に關する警察事務を云ひ[商工大臣]、[鑛山監督局長]之を掌る。二內容。イ技術管理者。其資格次の如し。1帝國大學に於て鑛業の技術に關する學科を修め之を卒業したる者。2實業專門學校に於て鑛業の技術を修め更に一年以上技術に從事したる者。3工業學校に於て鑛業の技術に關する學科を修め之を卒業し三ケ年以上其實務に從事したる者。4之等の者と同等以上の學力經驗を有する者にして七年以上鑛業の技術に關する實務に從事したる者。ロ保安。坑內に保安係員を置き「毎日一回以上鑛夫ノ就業場所及通行場所並危險ノ虞アル所ヲ巡視シ危險ノ有無ヲ檢査」せしむ。「瓦斯ノ存在スル石炭坑ニ於テハ鑛夫入坑時前ニ之ヲ爲スベシ」。若し「危險ノ虞アリト認メタルトキハ作業ノ中止、通行ノ遮斷其他ノ適當ナル處置ヲ爲」すべし。「坑道ノ掘進」豎坑の開鑿には水、有害瓦斯の噴出、土石の落下等の危害に對する夫々の豫防を爲すべし。ハ設備。汽罐、汽機、主要扇風機、捲揚裝置其の他特別に注意を要する機械及其附屬裝置の管守は特に命ぜられたる機械係員によりて行ふ。又必要と認むる時は鑛山監督局長に於て「建設物、工作物其他ノ設備ニ付改造、修理其他適當ナル處置ヲ命ズルコトヲ得」又坑內ノ全部又ハ一部ヲ封鎖スルコトヲ得」。ニ鑛夫。其生命衛生には特別の留意を要し死傷病者を生じたる時は直ちに屆出づるを要す。ホ罰則。鑛業警察に關する命令を遵守せざる時は「百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス」。ヘ注意。[鑛業權]消滅後と雖一ケ年間は鑛業權者をして其設備に對する危險豫防の方法を講ぜしむることを得。(明三八年鑛業法七一—七四條、正五年農令二二號鑛業警察規則)[鑛夫]

鑛業權 Bergbaurecht(獨) mining right(英) propriété de la mine(佛) 一意義。[鑛物]を國家の特許に基き一定の地區に於て試驗し又は採掘する權利也。二性質。鑛業權は[物權]にして[不動產]に關する規定を準用さる。但し鑛業權は不可分にして一部の讓渡、拋棄、分割相續等を爲すことを得ず。尙、相續、讓渡、滯納處分及強制執行並に採掘權に在りては更に抵當權の設定の外權利の目的たることを得ず。例せば賃借權、質權等の目的たることを得ざるものとす。三主體。鑛業權の主體、即ち鑛業權者は帝國臣民又は帝國の法律に從ひ設立したる法人に限る。國家自身亦其主體たることを得。蓋[外國人]及[外國法人]に此の權利を與へざるは直接公益に關係あるに由る。四客體。鑛業權は一定の地區に付て存す。此の地區を鑛區と云。鑛區の境界は直線を以て定め其直線の地表直下を限界と爲す。其最大限は百萬坪にして最小限は石炭抗にありては五萬坪其他は五千坪とす。宮城、離宮、神宮及皇陵の周圍三百間以內並要塞地帶第一區は之を鑛區と爲すことを得ず。五效力。鑛業權は試掘權及採掘權の兩者を包含す。イ[試掘權]。鑛物の存在を探知し又は其良否を檢別する爲に鑛物を採掘する權利にして其存續期間は登錄の日より二年也。滿期の後之を繼續せむとすれば新規の出願を爲すことを要す。此權利に基きて取得したる採掘したる鑛物を處分するには[鑛山監督局長]の許可を受くるを要す。又此の權利は抵當權の目的と爲すことを得ず。ロ採掘權。鑛業法は試掘權、採掘權と共に鑛業權と稱するも前者は寧ろ鑛業準備權にして眞の鑛業權の內容を有するは實に後者に在り。即ち採掘權とは鑛物を取得する爲に採掘する權利にして其期限は無制限にして採掘權者は其鑛物の完全なる所有權を取得す。又抵當權の目的と爲すことを認めらる。六手續。イ出願。「鑛業ヲ爲サムトスル者ハ願書ニ鑛區圖ヲ添ヘ試掘ニ付テハ鑛山監督局長、採掘ニ付テハ[商工大臣]ニ出願スベシ」。出願人は出願地に其採掘せむとする鑛物の存在することを證明すべし。ロ許可、我國に於ては、鑛業許可は先願主義を採り先の出願者は後の出願者に優先して許可を受くることを得。主務官廳は其出願に對し他人の鑛業に妨害なきや、公益を害することなきや、鑛業の價值ありや等を審査して其許否を決定す。之は必ず法規に準據するを要し不當に許可せざる時は[行政訴訟]を提起することを得。ハ登錄。鑛業權は鑛業許可に依りて發生す。鑛業の出願を許可すべきものと決定したる時は鑛山監督局長は其旨出願人に通知し、出願人か三十日以內に登錄稅を納付したる時は鑛山監督局長之を鑛業原簿に登錄す。鑛業權は登錄に依りて效力を生ず。ニ變更。1鑛業權は相續、讓渡、抵當權の實行(採掘權に限る)強制執行及滯納處分により移轉す。2鑛業權の不可分なることは前述の如きも鑛區は不可分に非ず。之は法律の規定に從て分合し增減し訂正し又改正することあり。之等の變更は登錄に依り效力を生ず。ホ消滅。1試掘權の存續期間は二ケ年にして其

(前頁。果實——皇兄弟)

議了と共に其權利は消滅す、尤も許可を受けて之を更新することを得。②採掘權は廢業又は取消によりて消滅す、取消事由次の如し。Ⓐ鑛業許可が錯誤に基く時、Ⓑ鑛區改正の命令に對して其法定期間內に出願を爲さゞる時、Ⓒ鑛業の經營が公益を害する時、Ⓓ鑛業權者が正當の事由なくして登錄の日より一年內に事業に着手せず若くは一年以上休業したる時、Ⓔ施業案によらずして採掘を爲したる時、Ⓕ鑛業稅を納付せざる時、Ⓖ危險豫防の裝置又は鑛業停止の命令に從はざる時。(明三八、法四五號鑛業法、同年勅令一八三號鑛業法施行細則、明三八年商令一八號同年施行細則)〔鑛業警察〕〔鑛夫〕〔鑛業財團〕〔鑛業抵當〕〔鑛業稅〕〔鑛區稅〕〔鑛產稅〕〔砂鑛權〕

七 書式。

何鑛試掘許可願

府(縣郡)市(區)町(村字)番地

面積何坪

右箇所ニ於テ何鑛試掘許可相成度圖面相添此段相願候也

年 月 日 住所 出願人 氏名(名稱)㊞

何鑛山監督局長氏名殿

(注意)

一、圖面四葉を添附し適宜契印ずべし

二、共同出願の場合は願書と共に連署したる代表者選定の局書を差出すべし但し願書に代表者を表示して局書に代ふる

とを得。

何鑛試掘(採掘)出願地增減區(增區)(減區)願

(採掘に在りては正副二通)

府(縣郡)市(區)町(村字)番地內何鑛試掘(採掘)出願地何坪

增區 何郡市町大字番地

面積何坪

減區 何郡市町村大字番地

面積何坪

合計(差引)何坪

右試掘(採掘)出願地變更許可相成度圖面相添此段相願候也

年 月 日 住所 出願人 氏名(名稱)㊞

何鑛山監督局長(商工大臣)氏名殿

(注意)

圖面は試掘に關しては四葉、採掘に關しては五葉を添附し適宜契印すべし、代表者にて出願スル場合は決議書又は之に相當する書面を添附すべし

何鑛試掘(採掘)鑛區增減區(增區)(減區)願

(採掘ニ在リテハ正副二通)

府(縣郡)試掘(採掘)權登錄何號

府縣郡市(區)町村內何鑛試掘(採掘)鑛區何坪

增區、(郡)市(區)町(村字)何

面積何坪

減區、(郡)市(區)町(村字)何

面積何坪

合計(差引)何坪

右試掘(採掘)鑛區變更許可相成度圖面相添此段相願候也

年 月 日 住所 試掘(採掘)權者 氏名(名稱)㊞

何鑛山監督局長(商工大臣)氏名殿

(注意)

出願地增減區願書に同じ

何鑛試掘(採掘)鑛區改正願(採掘に在リテハ正副二通)

府(縣郡)試掘(採掘)權登錄何號

府(縣郡)市(區)町村內何鑛試掘(採掘)鑛區何坪

增區 何郡市町村大字何

面積何坪

減區 何區市町村大字何

面積何坪

合計(差引)何坪

右試掘(採掘)鑛區ニ關スル何號御命令ノ通改正許可相成度圖面相添此段相願候也

年 月 日 住所 試掘 採掘 權者 氏名(名稱 ㊞

何鑛山監督局長(商工大臣)氏名殿

(注意)

圖面四葉ヲ添附シ適宜契印スベシ

何鑛採掘出願地(鑛區)訂正願ノ書式亦之ニ準ズ

(但添附圖面は五葉とす)

試掘(採掘)鑛稱名更正願

(採掘に在りては正副二通)

府(縣郡)試掘(採掘)權登錄第 號

右試掘(採掘)權ノ鑛種ハ何鑛トシテ登錄相成候處何鑛ト更正許可相成度別紙理由書相添此段相願候也

年 月 日 住所 試掘(採掘)權者 氏名(名稱)印

何鑛山監督局長(商工大臣)氏名殿

試掘(採掘)出願人變更屆

何年 月 日出願

府(縣郡)市(區)町村內何鑛試掘(採掘)出願地何坪

右試掘(採掘)出願人何某ニ變更致候間新舊出願人連署此段屆出候

年 月 日 住所 舊出願人 氏名(名稱)㊞

住所 新出願人 氏名(名稱)㊞

何鑛山監督局長(商工大臣)氏名殿

(注意)

一、新出願人二人以上なる場合には屆書と共に連署したる代表者選定の屆書を差出すべし但し本屆書に代表者を表示して屆出に代ふるとを得

二、舊出願人代表者にて屆出を爲すには決議書又は之に相當する書面を添附すべし

何鑛採掘許可願

府(縣郡)市(區)町村字何

面積何坪

右箇所ニ於テ何鑛採掘許可相成度圖面並鑛床說明書相添此段相願候也

年 月 日 住所 出願人 氏名(名稱)㊞

商工大臣氏名殿

何鑛採掘鑛區合併願

一、府(縣郡)採掘權登錄何號

府(縣郡)市町村內何鑛採掘鑛區何坪

一、府(縣郡)採掘權登錄何號

府(縣郡)市區町村內何鑛採掘鑛區何坪

合計何坪

右鑛區合併許可相成度圖面並合併理由書相添此段相願候也

年 月 日 住所 採掘權者 氏名(名稱)㊞

商工大臣氏名殿

(注意)

圖面四葉を添附し適宜契印すべし

抵當權の設定ある場合は抵當權者の承諾書を添附すべし

二以上の抵當權の登錄ある場合には承諾書の外抵當權の順位に關する協定書を添附すべし

代表者にて出願する場合は決議書又は之に相當する書面を添附すべし

鑛業權者(くわうげふけんしや) Grubenbesitzer; bergwerkseigentümer(獨) person entitled to a mining right(英) proprietaire de la mine; concessionnaire(佛) 〔鑛業權〕

鑛業原簿(くわうげふげんぼ) Bergbuch(獨) mining register(英) registre de la mine(佛) 〔鑛業權〕

鑛業財團(くわうげふざいだん) mining consortium(英)

一 意義。採掘權者が〔抵當權〕の目的となす爲に認められたる特定財產の〔集團〕也。二 性質。〔物〕の集團は獨立して物權の目的と爲ることなきを原則とするも特殊の目的の爲には却て其單一性を認め一括して權利の目的たらしむるを便宜とする場合あり。法律に認められたる工場、軌道、鐵道、鑛業、漁業に關する財團、〔立木〕等皆此の趣旨に出づ。此鑛業財團は〔不動產〕と看做す〔登記〕之に關する規定を準用す。但し此の財團の設定は採掘權者に限られ試掘權者には認められざるもの也。三 組成。「鑛業財團ハ左ニ揭グルモノニシテ鑛業ニ關シ同一採掘權者ニ屬スルモノ、全部又ハ一部ヲ以テ之ヲ組成スルコトヲ得」、一〔鑛業權〕二 土地及工作物、三〔地上權〕及土地ノ使用權、四 賃借人ノ承諾アルトキハ物ノ〔賃借權〕五 機械器具、車輛、船舶、牛馬其他ノ附屬物、四 注意。「鑛業財團ニ付テハ」三〔工場財團〕ニ關スル規定ヲ準用ス」其罰則に付ても亦同じ。(明三八年法五五號鑛業抵當法)〔鑛業抵當〕

鑛業出願(くわうげふしゆつぐわん) Mutung(獨) application for mining(英) demande en concession de mine(佛) 〔鑛業權〕

鑛業稅(くわうげふぜい) Bergwerksabgabe(獨) mining tax(英) redevance des mines(佛)

一 意義。〔鑛業權者〕に賦課徵收する租稅にして〔鑛區〕を標準として賦課せらるゝ鑛區稅及鑛物の產出高を標準とする鑛產稅とに分つことを得べし。鑛業權者には〔營業稅〕を課することなし。二 稅率及納期。(イ)「鑛區稅ハ鑛區一千坪每ニ每年試掘ニ付テハ三十錢採掘ニ付テハ六十錢トス但一千坪未滿ハ之ヲ一千坪ト看做ス」。「鑛區稅ハ每年十二月ニ翌年分ヲ前納スベ」きものにして「〔鑛業權〕ノ設定若ハ變更ノ登錄ニヨリ新ニ負擔シ又ハ不足セル鑛區稅ニシテ其登錄ノ年ニ係ルモノハ前納スベシ」其計算は月割による。鑛業權の存續期間滿了の年に付ても亦同じ。(ロ)鑛產稅は「鑛產物ノ百分ノ一トス」。之は每年三月中に前年度分を納付すべく、鑛業權消滅の場合に於ては即納すべきものとす。但、「金鑛、銀鑛、鉛鑛及錏鑛ニ付テハ鑛產稅ヲ課セズ」(明三八年法四五號鑛業法八一—八八條)〔砂鑛區稅〕

鑛業抵當(くわうげふていたう) Hypothek auf den Bergwerke(獨) mining mortgage(英) hypothèque sur la mine(佛) 一 意義。〔鑛業財團〕の上に設定せられたる〔抵當權〕を云ふ。〔鑛業財團〕は不動產と看做され其對外的效力は〔登記〕に依りて發生す。二 抵當權の實行。〔採掘權〕取消され又は採掘權者が廢業したる時は鑛山監督局長直ちに之を抵當權者に通知す。此の通知の日より抵當權者は直ちに其權利を實行することを得。但此手續を爲すべき期限は通知の日より六ケ月とす。(明三八年法五五號鑛業抵當法、明三八年鑛業抵當登記取扱手續)〔財團〕

鑛業登錄(くわうげふとうろく) Eintragung in das Bergbuch(獨) record in the mining register(英) enregistrement a registre de la mine(佛) 〔鑛業權〕

鑛業特設電話(くわうげふとくせつでんわ) 一 意義。「同一人若ハ同一組合ノ經營ニ係ル鑛業及其直接附帶事業ノ專用ニ供スル爲」行政廳の許可を經て特設せる私設專用電話也。二 形成。(イ)設置。此の特設電話を設置せむと欲するものは「專用ヲ必要トスル事由及地域」と「電話設置ノ場所」とを記載せる書類に工事設計書、電話線路圖、電話回線圖を添附し〔遞信大臣〕に提出すべし。遞信大臣之を審査し其必要を認めたる時は、設置を許可す。(ロ)經理。此特設電話設備に要する機械線路、其他一切の物件及其維持費は凡て專用者の負擔とす。常話料は電話機一個每一月五十錢とす。(ハ)變更。①電話機の增加、機械設置の場所の變更、廢止等は其都度之を屆出べし。②專用者が專用規則に違背し又は主務官署の命令を遵守せざる時は其專用を禁止又は停止せらるゝことあるべし。③遞信大臣に於て其必要を認むる場合は其電話の「全部若ハ一部ヲ停止又ハ廢止スルコト」を得。(明三八年遞令八四號鑛業特設電話規則)

〔電信〕〔電話〕〔私設電話〕

皇玄孫 天皇の御玄孫也、皇子より皇玄孫に至る迄は男子を親王、女子を內親王と稱し以後は男子を王、女子を女王と稱す。(皇範三一條)〔皇位繼承〕〔皇族〕

皇后 天皇の配偶者也。皇后は〔皇族〕又は特に定むる華族の女子滿十五年以上にして直系親族又は三親等內の傍系血族に非ざる者に限る。皇族の班位第一位にあり。陛下の敬稱を受け、親王、王に次て〔攝政〕たるの順位を有す。(皇範一七、三一條、明四三年皇令二號皇族身位令一、八條、明四三年皇令三號皇室親族令一一一九條)〔皇室に對する罪〕

皇后族 〔旗章〕

皇后宮職 ㊀〔宮內省〕に之を置き皇后宮に關する事務を掌らしむ。㊁皇后宮職に庶務課及會計課を置く。㊂職員に大夫、事務官、屬を置く、大夫は勅任にして宮事を掌理し所部職員を監督し便宜事を啓し旨を宣す、事務官は專任二人奏任にして庶務を分掌す、屬は判任にして庶務に從事す。皇后宮職には又女官を置く。(正一〇年皇令八號皇后宮職官制、同年一〇月八日宮內省達第三九一四一號)

皇后宮大夫 〔皇后宮職〕

廣告 öffentliche Anzeige(獨) advertisement(英) avertissement(佛) advertimento ㊀意義。公知せらるべき方法によりて爲す一般不特定人に對する意思の表示也。㊁性質。單なる謝罪廣告、禁酒通知廣告の如きは法律上の問題となることなし。然れども〔公示催告〕、〔株主總會の通知〕、〔懸賞廣告〕の如きは明瞭なる法律的行爲也。又殊に貸家札、商店の定價表の如きは其廣告が〔契約〕の〔申込〕なりや又は申込の誘引に過ぎざるやに就ては〔契約〕の成立に就て問題を生ずべきも、實際的解決は廣告せる事實の內容を標準として考察せらるべきものなるべし。從て前例の如きは貸家札は單なる申込の誘引にして商店の定價表の如きは申込と見るを穩當とすべし。廣告に付懸賞廣告、〔優等懸賞廣告〕は特別の性質を有するを以て特に注意して考察せらるべきものとす。㊂取締。㋑「美觀又ハ風致ヲ保存スル爲必要ナリト認ムルトキハ命令ヲ以テ廣告物ノ表示ソノ他之ニ關スル物件ノ設置ヲ禁止若シクハ制限スルコトヲ得」若シ「危險ノ虞アリ又ハ安寧秩序ヲ害シ若クハ風俗ヲ紊ルノ虞アリト認ムルモノハ行政官廳ニ於テ除却ヲ命ジ其他ノ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得」。㋺「醫師」は「何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハズ」業務上其學位、稱號、專門科名ヲ除クノ外其技能、療法、又ハ經歷ニ關スル廣告ヲ爲スコトヲ得ズ」。㊃制裁。以上の廣告物取締規則に違反したる者は拘留又は科料に處せらるべく又醫師は五百圓以下の罰金又は十圓以上の科料に處せらるべし。(代五二、九一－五三二條、明四四年法七〇號醫師法七條)

廣告物取締 〔廣告〕

黄册 明代用ひし所の戸籍帳にして里毎に編して一册と爲せり、丁數の多寡田數をも附載せり、依て之により丁を量りて役を課し、田を量りて租を徴す。〔支那法〕

鑛山監督局 mining inspection office(英) inspections général des mines(佛) ㊀職務。〔商工大臣〕ノ管理ニ屬シ〔鑛業〕及〔砂鑛業〕に關スル事務及之に關する工業勞働者最低年齢法施行事務を掌る官署也。㊁職員。㋑局長。〔鑛夫〕に關する事務並鑛業及砂鑛業に關する事務に付ては內務大臣其他の事務に付ては商工大臣の指揮監督を承け局中全般の事務を掌理す。㋺其他の職員。書記官、技師、屬、技手は局長の命に從て夫々技術に從事し庶務を處理す。(正一三年勅、三六七號鑛山監督局官制)〔佛蘭西法―特別官廳〕

鑛山監督局長 inspecteur généraux des mines(佛)〔佛蘭西法―特別官廳〕

鑛山管理官 contrôleurs des mines(佛)〔佛蘭西法―特別官廳〕

鑛産税 〔鑛業税〕

皇嗣 kaiserlicher Erbe(獨) imperial heir(英) successeur impérial(佛) erede imperiale(伊) 天皇崩御の場合に〔皇位〕を繼承する人を云、卽祖宗の皇統に出づる男系の男子にして〔親等〕の近き者の中年長者を先にす、皇室典範一〇條に「天皇崩スルトキハ皇嗣卽チ踐祚シ云々」とあるは其用例也。(皇範一〇條、第一條)

皇室 kaiserliche haus(獨) imperial household(英) maison impériale(佛) casa imperiale(伊) 天皇の御一家を奉稱する語也。〔皇族〕〔皇室典範〕〔皇室經費〕〔皇室に對する罪〕

皇室經費 Zivilliste(獨) civilist; imperial household expenditure(英) liste civile(佛) 皇室の費用に充つる爲に毎年〔國庫〕より支出する金額也。而して國庫は毎年支出の義務を有し將來之を增額する必要ある場合の外帝國議會の協贊を要せず。其豫算決算檢査等は皇室會計法の定むる所に由る。(憲六六、皇範四八條)

皇室典範 kaiserliches Hausgesetz(獨) imperial household law(英) règlement impériale(佛) regolamento imperiale(伊) ㊀內容。明治二二年二月十一日憲法と共に發布せらる。「皇位繼承」、「踐祚、卽位」、「成年、立太子」、「敬稱」、「攝政」、「太傅」、「皇族」、「皇室經費」、「皇族訴訟及懲戒」、「皇族會議」及「補則」を加へて十二章より成る。其後明治四十年及大正七年の二回に增補あり。㊁性質。㋑皇室典範は單なる皇室內部の家法に非ずして憲法と相並んで國家の根本法にして卽ち實質的憲法の一部とす。㋺然れども形式的に於ては皇室典範と憲法とは相對立して國家の法制は此二大系統に分れたり。卽ち憲法に規定せらるる事項は皇室の事務に關渉せざるものとし、皇室典範に基く諸規則其他皇室關係の諸規定は憲法の系統外にあるものとす。故に皇室典範の系統に屬する事項に付ては法律、命令を以て之を規定することを得ず、若し法律命令の規定と皇室典範又は

(後頁。皇室に對する罪――皇族懲戒)

皇室令の規定とが牴觸する時は後者優先す。㋩皇室典範を改正又は增補せむとする時は皇族會議及樞密顧問に諮詢して之を勅定すべく、帝國議會の議決を經ることを要せず。但憲法を以て皇室典範を改正することを得ず又皇室典範を以て憲法の規定を變更することを得ず。(憲七四條)

皇室に對する罪 ㊀客體。㋑〔天皇〕〔太皇太后〕〔皇太后〕〔皇后〕〔皇太子〕〔皇太孫〕㋺〔皇族〕㋩〔神宮〕〔皇陵〕㊁行爲。㋑危害。生命、身體に對する實害。㋺不敬。尊嚴を損すべき一切の行爲。㊂處罰。㋑危害罪。[1]天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太孫に對するものに〔旣遂〕〔未遂〕〔豫備〕〔陰謀〕を問はず之を死刑に處す。[2]皇室に對する危害は旣遂は死刑に處し、加へんとしたるものは無期懲役に處す。㋺不敬罪。[1]天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太孫に對する不敬行爲は三月以上五年以下の懲役に處す。[2]皇族に對する不敬行爲は二月以上四年以下の懲役に處す。[3]神宮、皇陵に對する不敬行爲は三月以上五年以下の懲役に處す。(刑七三條－七六條)

黄綬褒章 私財を獻納し防海の事業を贊成する者に授與する爲め制定せられたる褒章にして金章銀章の二種あり、章は金及銀の圓形にして表面に菊の徽章褒章の二字大篆の圓、裏面に贊成防海事業の六字を鑄出す、綬は橙黄色。黄綬褒章は本人に限り終身之を佩用することを得。(明二〇年勅一六號褒章條例、明二七年閣一號褒章條例取扱手續)〔褒章〕〔記章〕〔勳章〕

皇庶子孫 天皇庶出の子及其直系卑屬を云、皇庶子孫の〔皇位〕を繼承するは〔皇嫡子孫〕皆在らざるときに限る。(皇室典範四條)

皇族 kaiserliche Familie(獨) imperial family(英) famille impériale(佛) famiglia imperiale(伊) ㊀意義。天皇の御一族にして太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、內親王、王、王妃、女王を云。皇子より皇玄孫に至る迄は男を親王、女を內親王とし五世以下は男を王、女を女王とす。「天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クルトキハ皇兄弟姉妹ノ王、女王タル者ニ特ニ親王、內親王ノ號ヲ宣賜ス」。「皇族女子の臣籍に嫁したる者は特旨により內親王、女王の稱あるも皇族の列に在ることなし。㊁性質。㋑監督及規準法規。天皇は皇室大權に基き皇族を監督せらる。皇族に關する事項は〔皇室典範〕又は之に基く委任命令によりて決せらるべく、一般の〔法律〕〔命令〕は直接には之に及ぶことなし。「〔攝政〕御在任ノ時ハ」皇族監督權は攝政によりて攝行せらる。㋺親族關係。[1]皇族の婚嫁は勅許を要し勅許するの勅書には〔宮內大臣〕の副署を要するものとす。皇族の婚嫁は同族又は勅旨に由り特に認許せられたる華族に限るものとす。[2]「皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ズ」。[3]皇族ノ幼年ニシテ且父ナキトキハ」宮內官僚、勅命により之を保育す。又其父母の選任せるか又は勅選せられたる後見人により之を保育せしむることを得、皇族後見人は成年以上の皇族に限るものとす、㊂皇族訴訟。㋑民事。[1]皇族相互間の民事訴訟は勅旨に依り宮內省に於て裁判員を命じ裁判せしめ勅裁を經て執行す。[2]「人民ヨリ皇族ニ對スル民事ノ訴訟ハ東京控訴院ニ於テ之ヲ裁判ス、但シ皇族ハ代人ヲ以テ訴訟ニ當ラシメ自ラ訟廷ニ出ヅルヲ要セズ」。㋺刑事。皇族を勾引又は「裁判所に召喚スル」場合は勅許を得ることを要す。㊃皇族懲戒。皇族懲戒は「皇族會議ニ諮詢シタル後之ヲ勅裁ス」㋑「皇族其品位ヲ辱ムルノ所行アリ又ハ皇室ニ對シ忠順ヲ缺クトキハ勅旨ヲ以テ之ヲ懲戒シ其重キ者ハ皇族特權ノ一部又ハ全部ヲ停止シ若クハ剝奪スヘシ」。㋺「皇族蕩産ノ所行アルトキハ勅旨ヲ以テ治産ノ禁ヲ宣告シ其ノ管財者ヲ任スヘシ」。(皇範三〇－四四、五六、四九－五四條、皇室婚嫁令、皇族身位令等)〔皇位繼承〕〔皇室ニ對スル罪〕〔皇族會議〕〔皇室經費〕

皇族旗 〔旗章〕

皇族議員 〔貴族院〕

皇族會議 ㊀意義。成年以上の「皇族男子」を以て組織せられ皇室に關する重要事項に關する天皇の諮詢に應ふる合議體也。皇族會議には〔內大臣〕、〔宮內大臣〕、〔樞密院議長〕、〔司法大臣〕、〔大審院長〕、之に參列す。[3]議事法。㋑召集。勅命によるを原則とす、されど「天皇久シキニ亘ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキハ」「攝政」タルベキ順位ニ在ル成年皇族男子之ヲ召集ス」。「一攝政タルベキ者精神若クハ身體ノ重患アリ又ハ重大ノ故障アルトキハ」「次ニ攝政タルベキ成年男子之ヲ召集ス」。以上の二場合に於ては召集は「成年皇族男子三分ノ一以上又ハ樞密顧問ノ請求ニ依リ之ヲ行フ」。㋺議長。天皇親臨し給ふ場合は固より親ら議事を統べ給ふも否らざる場合は皇族の一員に命じて議長たらしめ給ふ此場合は議決の結果を議長より上奏すべきものとす。㋩定足數。[1]〔皇位繼承〕場合又は〔皇室典範〕の條項改正の場合は皇族會議員、三分の二以上其他の場合は過半數以上出席するに非ざれば議決を爲すことを得ず。[2]議事は前の場合は三分の二以上の多數、後の場合は過半數により之を決す。「自己ノ利害ニ關係スル議事ニ加ハルコトヲ得ズ」利害の有無に付き疑アルトキハ皇族會議」に於て之を決す。の皇族會議參列者は議事に就き意見を述ぶることを得るも表決に加はることを得ず。事務管掌 皇族會議に關する事務は宮內大臣之を掌し、會議に於ける議案は自ら其說明に任ずるものとす、但說明委員を勅選せらるる場合は此限りに非ず。「皇族會議ノ記錄ハ圖書寮ニ於テ之ヲ尙藏ス」。(皇範五五、五六、皇族會議令)

皇族後見人 〔皇族〕

皇族訴訟 〔皇族〕

皇族懲戒 〔皇族〕

(前頁。皇玄孫――皇室典範)

皇族附職員(くわうぞくつきしよくゐん) (一)宮號を賜りたる〔皇族〕には宮內事務官各一人及宮內屬を分屬せしむ。(イ)宮內事務官は所屬の皇族に關する事務を掌理し所部職員を監督す。(ロ)宮內屬は所屬の皇族に關する庶務に從事す。(二)宮號を賜りたる〔親王〕には特に別當を附屬せしむ、別當は所屬親王を輔翼して其事務を統理し所部職員を監督す、各一人勅任とす、又名譽官と爲すことを得。(三)皇族附職員は宮內大臣之を統督す。(四)宮號を賜りたる未成年の皇子には皇族附職員を置かず。(正三年皇令五號皇族附職員官制)〔宮務監督〕

皇太子(くわうたいし) Kronprinz(獨) crown prince(英) prince héritier(佛) 皇室典範に依り儲嗣たる皇子を奉稱す、敬稱は殿下也、元來〔皇位〕は皇長子に傳ふ可きものにして、皇長子を儲嗣と定め立太子の詔を發するに及んで之を皇太子と爲す也。(皇室典範一五、一六、一八、二條)

皇太子族(くわうたいしぞく) 〔旗章〕

皇太孫(くわうたいそん) 皇室典範に依り儲嗣たる皇族孫を奉稱す、皇長子在らざる場合に皇長孫を立てゝ皇太孫と爲す也、故に〔皇太子〕在るときは皇孫在るも皇太孫在ること無し、敬稱は殿下とす。(皇室典範一五、一六、一八條)

皇嫡子孫(くわうちやくしそん) 天皇嫡出の子及其直系卑屬を云ふ。(皇室典範四條)〔皇庶子孫〕

皇帝(くわうてい) Kaiser(獨) emperor(英) empereur(佛) imperatore(伊) imperator(羅) pâdishâh〔土耳其法〕(亞)〔君主〕の稱號に王號と帝號とあり、古來王號は廣義の用語なれども、帝號を冠するは比較的優越の國家の君主たり、支那に於て周室の衰ふるや周王の下に六王起れり、秦の始皇之を統一して皇帝と稱したるは帝號は王號に優越すとの觀念に出でたる也、〔ブルンチュリー〕も亦「世界に君主たるを帝と云ひ世界の一部に君主たるを王と云ふ」とし明かに兩者を區別したり、但事實上は王號は必ずしも小國に限るにあらずと雖、最近帝號は第一流の國家に用ひらるる傾向あり、卽歐洲大戰後に於ては日本、英吉利及伊太利の君主の稱號たるが如き是也。〔天皇〕

皇帝法(くわうていほふ) Kaiserrecht(獨) 〔獨逸法〕

鑛夫(くわうふ) Bergmann; Bergleute(獨) miner; collier(石炭鑛夫ノミ)(英) mineur(佛) minatore(伊) (一)意義。「〔鑛業〕ニ從事スル勞役者」也。(二)性質。〔鑛業權者〕と鑛夫との間は鑛業法に別段の定めあるものを除き〔雇傭〕の規定を適用す。賃金は「每月一回以上通貨ヲ以テ」支拂ふことを要す。(三)保護。(イ)幼者婦女の保護。鑛夫は年齡十二歲以上なるを要し「十五歲未滿ノ者又ハ女子」は一日十二時間以上就業せしむるとを得ず又午後十時より午前四時に至る間に就業することを得ず。但鑛夫二組に分たれ晝夜交替なる時は此の限りに非ざるも十日を越えざる期間內に於て其就業時を轉換せざるべからず。十五歲未滿及婦女にして一日の中六時間以上勞役に服する者に對しては少くも三十分、十時間以上には一時間の休憩時間を與ふべし。又每月少くも二回の休日を設けざるべからず。尚、之等の者に對して特に困難なる作業に從事せしめ、危險藥品の取扱を爲さしむるとを得ず。婦女は產後三十五日、就業せしむるとを得ず、但二十一日後醫師の意見を徵して支障なき時は此限りに非ず。(ロ)衞生。精神病、癩、肺結核、喉頭結核、丹毒、再歸熱、痘瘡、流行性腦脊髓膜炎其他之に準ずべき急性熱性病の等の患者は之を就業せしむるとを得ず、又黴毒、疥癬、膿漏性結膜炎、トラホーム等は傳染豫防裝置なき時は之を就業せしむることを得ず。(ハ)扶助。鑛夫自己の重大なる過失に因らずして疾病に罹り又は死亡したる時は鑛業權者は自己の費用を以て療養を施し或は其鑛夫又は其遺族に對して扶助料を支給せざるべからず。其扶助料の額は次の如し。[1]負傷。「終身自用ヲ辨スルコト能ハサルモノ」には賃金百七十日分以上。「終身勞役ニ從事スルコト能ハサルモノ」には賃金百五十日分以上。「從來ノ勞役ニ從事スルコト能ハサルモノ、女子ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ」には賃金百日分以上。「身體ヲ傷害シ舊ニ復スルコト能ハスト雖モ引續キ從來ノ勞役ニ從事スルコトヲ得ルモノ」には賃金三十日分以上。[2]死亡。「鑛夫死亡シタルトキハ」遺族に賃金百七十日分以上の遺族扶助料を支給し葬祭を行ふ場合之に十圓以上の葬祭料を支給せざるべからず。遺族扶助料を受くべきものは〔配偶者〕、同居の直系卑族、同居の直系尊族の順位による。(明三八年法四五號鑛業法八〇條、正五年勅令二一號、鑛夫勞役扶助規則) 〔鑛業權〕〔鑛業警察〕

鑛物(くわうぶつ) Mineral(獨)(英) minéral(佛) minirale(伊) (一)種類。鑛物學上鑛物と稱すべきものは無數なるべしと雖、我鑛業法に於て鑛物と稱するは金鑛、銀鑛、銅鑛、鉛鑛、蒼鉛鑛、錫鑛、安質母尼鑛、水銀鑛、亞鉛鑛、鐵鑛、硫化鐵鑛、格魯謨鐵鑛、滿俺鑛、重石鑛、水鉛鑛、砒鑛、燐鑛、黑鉛、石炭、亞炭、石油、土瀝靑及硫黃を云ひ、含油層と密接の關係ある可燃質天然瓦斯は之を石油と看做す、但工業用其他の營利を目的とせずして單に一家の自用に供するものには鑛業法を適用することなし。〔砂鑛〕は鑛業法に所謂鑛物に非ずして砂鑛法の支配を受け、廢鑛及鑛滓は鑛業法の適用を受く、廢鑛とは〔鑛業人〕が既に採掘したる後遺棄したる鑛物、鑛滓とは製鍊を爲したる後遺棄したる殘鑛を云ふ。鑛業法に列擧せる鑛物以外の土石類に付ては一に各地方廳取締規則に一任す。(二)鑛物の所有權。鑛業法は鑛物の所有權を土地所有權より分離獨立せしめ未だ採掘せざる鑛物(廢鑛及鑛滓を含む)は國の所有とす、而して鑛物の試掘採掘に付ては官廳の許可を要し、國と雖〔鑛業權〕を取得するが爲めには決定の手續に從はざるべからず。玆に所謂廢鑛、鑛滓とは鑛業人の遺棄したるものを意味し、未だ鑛業人の支配を離れざるものは固より鑛業人の所有に屬す。(明三八年法四五號鑛業法二、三條)

皇明世法彙錄(くわうみんせいほふゑうろく) 九二卷、〔陳仁錫〕

鑛務(くわうむ) service des mines(佛)〔佛蘭西法—特別官廳〕

(後頁 鑛務區——火災警察)

鑛務區(くわうむく) arrondissement des mines(佛)〔佛蘭西法—特別官廳〕

鑛務監督官(くわうむかんとくくわん) mining inspector(英) inspecteur des mines(佛)〔鑛業警察〕に關する事務を掌る官吏也、商工書記官、商工事務官、商工技師を以て之に充つ。(正一四年勅令三六號商工省官制一九條)〔鑛業權〕

皇養子(くわうやうし) 〔皇猶子〕

皇陵(くわうりやう) 歷代の天皇の御陵を云ふ。〔皇族〕の御墳墓を含まず。〔皇室に對する罪〕

皇靈殿(くわうれいでん) 〔禮[illegible]〕

黃淮(くわうわい) 明の戸部尙書兼大學士、字は宗豫、正統一四年卒す、年八三。永樂一四年〔楊士奇〕等と與に撰する所の歷代名臣奏議は殷周より元に至る迄の奏議を輯めたるもの。

皇位(くわうゐ) Thron(獨) throne(英) trône(佛) trono(伊)〔皇位繼承〕

皇位繼承(くわうゐけいしやう) Thronfolge(獨) succession to the throne(英) succession au trône(佛) (一)皇位。皇位とは天之日嗣の御位を云ふ。我皇位は皇統連綿天壤と與に無窮なるは建國の肇よりの大原則也。而して皇位に對して祖宗の神器は不可分の要件に非ず從って皇嗣踐祚すれば神器を承くと雖是絕對必要の要件に非ざる也。(二)皇位繼承。(イ)資格。「祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子」なることを要す。中古の變例たる女帝は今後之を認めず。又皇族男子の一旦臣籍に下りたる者は皇位繼承の資格を失ふ。(ロ)順位。[1]原則。「皇位ハ皇長子ニ傳フ」るを原則とす。皇長子なき時は皇長孫へ皇長子及其子孫なき時は皇次子及其子孫に傳へ以下之に準ず。皇子孫在らざる時は皇兄弟及其子孫、皇伯叔父及其子孫の順位により尙之無き時は其以上に於て最近親の皇族に傳ふ。同一親等內に於ては嫡出は庶出に先ち、嫡族は卑族に先ち、長は幼に先つ。[2]順序變更。(A)「〔皇嗣〕精神若クハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ナル事故アルトキ」(B)皇嗣生死不明三年に及ぶ時。(C)皇室典範の改正により孰れも皇位繼承の順序に變更を來すものとす。[3]胎中皇子。天皇崩御の際皇嗣猶母の胎內にある場合也。王子出生の曉には皇位を嗣ぐことを望むは之至情なりと雖特に皇室典範に皇位繼承には胎兒を生れたるものと看做すと云ふが如き規定なきを以て皇位は先帝崩御の時を以て最先順位に在る者によりて繼承せらるべきもの也。(ハ)原因。天皇崩御によりて當然に皇位は次順位の者に繼承さる。皇嗣は皇位を辭することを得ず。(三)儀式。[1]踐祚。先帝崩御する時は天皇三種の神器を承けて其皇位を繼承せるを宮中三殿に奉告す。其儀式は賢所の儀、皇靈殿及神殿に奉告の儀、劍璽渡御の儀、朝見の儀の四に分る。其式概ね簡素にして奉告の如きも天皇親らせずして掌典長をして行はしむ。[2]卽位。天皇の皇位に登りたることを祖宗に親告し併せて之を中外に知らしむる盛儀也。此式は諒闇終るの後秋冬の間に京都に於て行ふ。賢所大前の儀及紫宸殿の儀に分る。[3]大嘗祭。天皇卽位の初に新穀を以て皇祖の靈並に天神地祇を請饗する大祀也。卽位式の後續いて京都に於て行ふ。(皇室典範一—九條、明四二年皇令一號登極令)〔攝政〕

課役(くわえき) Aushebung der Dienste(獨) requisition of service(英) réquisition des services(佛) 占領軍が占領地住民に對して強制的に役務を課することを云ふ、占領軍は占領地の人民を徵集して軍隊の必要上、鐵道電信道路の架設又は修繕若くは運搬其他の勞働に使役することを得べし、その〔徵發〕と異る點は徵發せらるゝ目的物の種類にあるのみ、徵發及課役に對する制限中特に課役に對して適用あるは、占領者が占領地人民をして本國に對する作戰勞作に加はるの義務を負はしむるを得ざる點也。課役は占領地方に於ける指揮官の許可を得て之を爲す可く、其程度に付ては一八七四年〔ブルッセル宣言〕四〇條に「私有ノ財產ハ尊敬スヘキモノナリ、仍テ敵軍ハ市町村又ハ住民ニ對シ戰爭ノ必要トシテ一般ニ認メラレタル現品課役ニ限リ要求スヘク、其分量ハ地方ノ資力ニ比例スヘシ、云々」と定めたるも用語漠然たるの虞あるが故に、一九〇七年海牙條約は占領軍の需要及地方の資力に應ずる事のみを以て足れりと爲せり。而して課役に對し報償を與ふると否とは全く占領軍の自由に屬す。

寡額(くわがく) Mindestbetrag der Geldstrafe(獨) minimum of the fine(英) minimum de l'amende(佛) 刑法其他の刑罰法令の各本條に規定する〔罰金〕又は〔科料〕の最低額を云ふ、各本條に於て特に寡額を定めざるときは罰金の寡額は二十圓、科料の寡額は十錢を原則とす、寡額は刑の輕重を比照するに付ての一標準也。(刑一五、一七條)

化學局(くわがくきよく) bureau of the chemistry(英)〔亞米利加合衆國法〕

科學の分類(くわがくのぶんるゐ) classification of the science〔スペンサー〕

課金局報(くわきんきよくはう) 發信人又は受信人の請求に依り取扱局間に於て既に差出したる電報に關し時間改正及停止に付往復する電報也、其請求期間は發信又は受信の日より三日間とし發信に要する〔電報料金〕を納め且回答に要する電報料金を豫納すべきものとす。(電報規則一七三—一八〇條)

科刑權(くわけいけん) 〔刑罰權〕

過去條件(くわこでうけん) 〔假裝條件〕

火災警察(くわさいけいさつ) (一)觀念。〔保安警察〕の一種にして火災を防止又は豫防するを以て目的とす。事前火災警察及事後火災警察の二種あり。(二)事前火災警察。一般的に事前に火災を豫防することを目的とする警察作用にして他の警察作用に隨伴して働くこと多し、例せば工場警察、劇場警察、浴場警察等に伴ふが如し、然れども亦獨立して火災豫防の目的のみに働くもの無きに非ず、吾國は是等の火災警察を凡て各地方の警察法規に一任せり。(三)事後火災警察。特定的に事後に火災を防止することを目的とする警察作用にして實際に於ては消防と稱せらる、消防に從事するものには普通警察官のみならず官吏たる消防夫及官吏に非ざる消防夫あり、官吏に

(前頁。皇族附職員——鑛務)

非る消防夫の團體は之を消防組と稱し、各市町村又は字に於て一定の資格を有するものをして義務的に消防夫たらしめて之を組織す、かゝる消防夫は自らの生業を營みつつ傍ら事に臨みて消防に服務するものにして之を指揮するは其市町村又は字を管轄する警察官廳に屬する一般官公吏也、然るに東京府に於ては消防組を廢止し專ら消防に從事する警察官あり、消防士、消防本部長之也、又東京市には消防手なる公吏ありて消防士の指揮の下に立つ。消防機の備付は地方によりて異り或は命令を發して義務的に若くは任意的に市町村をして其消防組に備付けしめ、或は地方最高團體自らの負擔にて備付くと雖機具の構造種類には制限無し。

課試（くわし） 【一】意義。支那の科擧の制度を承襲したる制度にして大寶令に始めて其規定を設け、人才を登庸することゝせり、其後數次の改正ありて漸次廢滅に歸せり。【二】種類。㋑貢擧。現行法の高等試驗に該當す、[1]受驗者。試驗の選に當りて大學より出つるを擧人とし國學より出つるを貢人とす、大學又は國學に入る者は年十三以上にして五位以上の人の子孫、八位以上の人の子、東西史部の子又は郡司の子を以てす、是等の者修業して二經以上に通する時は式部省之を試驗す之を省試と云。[2]試驗法。Ⓐ秀才たるべき者は方略策二條。Ⓑ明經たるべき者は周禮、左傳、禮記、毛詩。各四條、餘經は各三條、孝經論語共に三條（書經文と註とを擧げて試問す）Ⓒ進士たるべき者は時務策二條（又讀は文選の上帙に七ヶ所、爾雅に三ヶ所。Ⓓ明法たるべき者は律七條、令三條を試問す、何れも試驗の當日は式部の官人立會ふて之を監試し、卯時（今の午前七時）に筆紙を渡し其日の中に終らしむ。十中八以上通ずるを及第とし式部輔の前にて其等差を定む。[3]登庸。試驗の等差により秀才の上上第は正八位上、上中第は正八位下、明經の上上第は正八位下、上中第は、從八位上、進士の甲第は從八位下、乙第は大初位上、明法の甲第は大初位上、乙第大初位下とす。㋺國司の推擧。現行法の普通試驗に該當す、白丁卽ち庶人より出つるを得、京官にては養人、坊令、里長、外官にては郡司、國博士、醫師等に任ぜらる。（令義解、職原抄、大日本通史、古事類苑文學部）

過失相殺（くわしつさうさい） Kulpakompensation（獨） compensatio culpae（羅） 【一】意義。損害又は責任原因（［債務不履行］又は［不法行爲］）が賠償義務者の行爲のみならず賠償權利者（債權者又は被害者）の［過失］も關聯して生じたるときは［相殺］して損害賠償義務を減免せしむ、之を過失相殺と云。【二】成立要件。㋑［損害賠償請求權］の成立に必要なる要件を具備するとを要す、㋺損害又は責任原因の發生に付き權利者の行爲の協力したるとを要す、㋩權利者に過失あるとを要す。從て責任無能力者の行爲には過失相殺の適用なし。【三】效果。㋑裁判所は、[1]債務不履行にありては［損害賠償］の責任及其金額を定むるに付き債權者の過失を斟酌し、[2]不法行爲にありては損害賠償の金額に付てのみ之を斟酌す、從つて不法行爲に在りては［被害者］に重大なる過失ある場合に於ても加害者の責任を皆無とするとを得ず。㋺債務不履行に於ては裁判所は「斟酌ス」と規定し、不法行爲に於ては「斟酌スルコトヲ得」を規定せり、故に債務不履行の場合に裁判所が債權者に過失ありと認定し乍ら斟酌せざるは違法の判決にして上告の理由となれども、不法行爲の場合は然らず。㋩過失相殺の斟酌の標準に付ては我民法特に之を示さず、是各場合の事情に應じ裁判官をして道理ある認定を爲さしめんとするの趣旨に出づ、而して其斟酌は裁判所職權を以て之を爲す、但債權者又は被害者に過失ありや否やの事實に關し事あるときは其擧證責任は債務者又は加害者に存す。（民四一八、七二二條二項）［過失］

過失殺（くわしつさつ） fahrlässige Tötung（獨） negligent homicide（英） homicide involontaire（佛） omicidia negligente（伊） ［過失傷害の罪］

過失殺傷害（くわしつさつしやうがい） ［過失傷害の罪］

過失傷（くわしつしやう） fahrlässige Körperverletzung（獨） coups et blessures involontaires.（佛） ［過失傷害の罪］

過失傷害の罪（くわしつしやうがいのつみ） Verbrechen und Vergehen in Beziehung auf fahrlässige Körperverletzung（獨） 暴行又は傷害を加ふるの意思無くして［過失］に因り人の身體を傷害するの罪也。【一】過失傷。過失に因り單純に傷害の結果を生じたる場合は、之を［親告罪］とし

（後頁。課稅標準——華族世襲財產）

五百圓以下の罰金又は科料に處す。【二】過失殺。過失に因り人を死に致したるときは過失傷に比して其刑を加重し千圓以下の罰金に處す。【三】業務上の過失殺。業務上の必要なる注意を怠り因て人を死傷に致したる者は、其結果が傷害に止ると死に至りたるとを問はず他の場合に比して之を罰すると重く三年以下の禁錮又は千圓以下の罰金に處す。（刑二〇九—二一一條）［傷害の罪］

過失なき占有（くわしつなきせんいう） ［占有］

過失に因る溢水（くわしつによるいつすゐ） ［溢水及水利に關する罪］

過失に因る鐵道艦船往來妨害（くわしつによるてつだうかんせんわうらいばうがい） ［往來妨害罪］

過失犯（くわしつはん） Kulposes Delikt ; Fahrlässigkeitsdelikt ; Fährlässigkeitsverbrechen-und-vergehen.（獨） ［過失］（[illegible]）

過狀（くわじやう） Wirbelmuster（獨） ［指紋法］

火傷死（くわしやうし） Tod durch Verbrennung im weiteren Sinne（獨） ［健康障碍及死亡］

過剩防衞（くわじようばうゑい） Überschreitung der Notwehr（獨） ［正當防衞］

課稅價格（くわぜいかかく） Wert der Steuerobjekt（獨） value of assessment.（英） valeur des objets imposables（佛） ［課稅物件］

課稅物件（くわぜいぶつけん） Steuerobjekt（獨） object of tax（英） objet de la taxe（佛） 【一】課稅物件。［租稅］賦課の目的として定められたる物件又は行爲事實を云、地租の課稅物件は土地、營業稅の課稅物件は［營業］なるが如し。【二】課稅標準。稅額算定の標準たる課稅物件の數量、價格、尺度を云、例せば地租に於ては地價、所得稅に於ては所得額、營業稅に於ては賣上金額、資本金額、建物賃貸價格、報償金額、從業者數等が課稅標準也。【三】課稅價格。課稅物件の價格を云、相續稅に於ては相續財產の價格、織物消費稅に於ては織物の價格の如し。

課稅標準（くわぜいへうじゆん） Schätzungsgrundlage der Steuer（獨） bases of assessment（英） assiette de l'impôt（佛） ［課稅物件］

課稅率（くわぜいりつ） Steuersatz（獨） tax rate（英） taux d'impôt（佛） ［稅率］

華族（くわぞく） Adelstand（獨） nobility（英） noblesse（佛） nobiltà（伊） 士族平民と等しく帝國臣民たる者の族稱也、士族平民と異なり貴族院議員と爲るの特權を有し、帝室より殊遇を受け、華族令其他の法令に依り特異の義務を負擔す。華族令に依れば凡そ有爵者を華族とし有爵者の［家族］は華族の族稱を享く、又有爵者の寡婦其家に在るときは特に從前の禮遇及名稱を享けしめ、其家の戶主となりたるとき又は襲爵者なくして其家に在るときは、其者に限り特に華族を保有せしめ、從前の禮遇及名稱を享けしむ、爵は公侯伯子男の五等とす。明治維新當時は公卿、諸侯、中下大夫、士、農、工、商、僧尼、穢多、非人等階級多端なりしが爲、明治二年六月一七日達を以て公卿諸侯の稱を廢して華族と改め官位は從前通りと爲し、明治一七年七月七日發布の華族令に於ては爵を五等に分てり、現行華族令は明治四〇年五月七日皇室令第二號を以て發布せられ同年六月一日より施行せらる。明治一七年七月七日の詔勅には「朕惟フニ華族勳冑ハ國ノ瞻望ナリ宜シク授クルニ榮爵ヲ以テシ用テ寵光ヲ示スベシ文武諸臣中興ノ偉業ヲ翼贊シ國ニ大勞アル者宜シク均シク優列ニ陞シ用テ殊典ヲ昭ニスベシ玆ニ五爵ヲ敍テ其有禮ヲ秩ス卿等益々爾ノ忠貞ヲ篤クシ爾ノ子孫ヲシテ世々其美ヲ濟サシメヨ」と。［華族の禮遇］［華族の懲戒］［戒飭］［華族の身分に關する手續］［華族世襲財產］［華族の就學］［朝鮮貴族］［貴族院］

華族世襲財產（くわぞくせしふざいさん） ［華族］にして其產を蕩盡し華族たるの體面を汚辱するの弊と雖、其父祖の功勳を想到せば之が救濟は社會風教上緊要の事たり、華族世襲財產法の制定は實に此目的に出づるものにして、初め明治一九年勅令三四號を以て發布されしが、大正五年法律四五號を以て全部之が改正を爲せり。【一】世襲財產を設定することを得る者。㋑華族世襲財產法第一條は「有爵者ハ其家格ヲ維持スルニ必要ナル範圍內ニ於テ世襲財產ヲ設定スルコトヲ得」る旨を定む。㋺有爵者が未成年者又は禁治產者なるときは其の法定代理人、準禁治產者なるときは其保佐人は豫め家政協議員會の決議を經て世襲財產設定の認可を申請することを得。㋩有爵者が疾病其他の事由に因り家產を治むるに堪へず又は之を傾くるの虞あるときは家政協議員會は本人に代りて世襲財產設定の認可を申請することを得。【二】世襲財產と爲すことを得る財產。世襲財產は家寶、不動產、登錄國債又は記名の有價證券に限る、但次の要件を具備することを要す。㋑家寶は所有者の家に由緒あるもの。㋺土地は相當の收益を生ずるもの、所有者の家に由緒あるもの又は所有者の邸地たること。㋩建物其他土地の定著物は所有者の家に由緒あるもの又は其所有に屬する世襲財產たる土地の上に存するもの。㋥家寶又は不動產にして上揭の要件を缺くと雖特に歷史の證徵又は美術の模範となるべきもの。㋭有價證券は[1]國債證券又は地方債證券。[2]政府の特別保護若は特別監督を受くる會社又は宮內大臣に於て確實と認むる會社の株券にして拂込濟のもの。[3]政府の特別保護若は特別監督を受くる會社又は宮內大臣に於て確實と認むる會社の社債券。㋬從前の規定に依る世襲財產及其附屬物。【三】世襲財產の設定。世襲財產を設定せむとするときは其財產の目錄を添へ宮內大臣に認可を申請するを要す、其設定は遺言を以て之を爲すことを得。世襲財產設定の認可の申請ありたるときは宮內大臣は其當否を調査すべく、認可の申請を相當也と認むるときは其申請ありたる旨を一週間公告するものとす。公告したる財產に關し權利を有する者及債權者は右の公告期間內又は其期間滿了後二月內に之を宮內大臣に申出づるを要す、世襲財產設定の認可は右期間滿了後に非ざれば之を爲すことを得ず、宮內大臣が世襲財產設定の認可の申請の全部又は一部を認可すべからざる理由ありと認むるときは［華族世襲財產審議會］に諮詢すべく、其設定を認可したるときは其旨及世襲財產に關し必要なる事項を公告するものとす。【四】世襲財產の登錄。㋑宮內大臣は華族世襲財產臺帳を設け世襲財產に關する事項を登錄するを要す。㋺世襲財產たる登錄國債に付ては國債登錄簿に世襲財產たる旨を登錄し、有價證券に付ては宮內大臣之に世襲財產たる旨を記入するものとす。㋩株券及社債券に付ては右の外株主名簿又は社債原簿に世襲財產たる旨を記入するものとす。㋥登錄國債又は有價證券の世襲財產たる效力は右㋺㋩の手續を踐みたる後に非ざれば之を以て第三者に對抗するとを得ず。【五】世襲財產の增加補充。㋑世襲財產を增加する場合は其設定に關する規定を適用す。㋺世襲財產が收用、滯納處分、償還、滅失、毀壞其他の事由に因り他の財產に代りたるときは所有者は其財產を以て世襲財產を補充することを要す。【六】世襲財產の效力。㋑世襲財產は家督相續の特權に屬す。㋺世襲財產の效力を第三者に對抗することを得るに至りたる日以後は其前の原因に基き世襲財產に付所有權、質權又は抵當權を有する者は確定判決又は確定日附ある證書に依りてのみ其權利を主張することを得、右の權利を主張せむとする者は其旨を宮內大臣に申出づべきものとす。㋩世襲財產及其法定果實を收取する權利は之を讓渡し又は債權若くは抵當權の目的と爲すことを得ず、株券が世襲財產たる場合に於て利益又は利息の配當を受くる權利に付亦同じ。㋥土地が世襲財產たる場合に於て地上權又は永小作

（前頁。課試——課稅物件）

權の設定又は變更は宮內大臣の認可を受くるに非ざれば其效力を生ぜず。㋭世襲財產及右㋩に掲ぐる權利は世襲財產の管理に因りて生じたる權利及不法行爲に因る損害賠償の請求權に基く場合を除くの外、民事上の强制執行の目的を以て之を差押へ又は一般の先取特權に基き之を競賣することを得ず、世襲財產の果實及右㋩の利益又は利息が他の財產と混合せざる間其三分の二に付亦同じ。㊆世襲財產の廢止。㋑世襲財產は重大なる事由あるときに限り其一部を廢止することを得。㋺又他の世襲財產に換ふる爲め其全部又は一部を廢止することを得。㋩宮內大臣は世襲財產の廢止を認可すべきや否やに付華族世襲財產審議會に諮詢すべきものとす。㊇世襲財產の失效。㋑有爵者爵を失ひ又は襲爵者なきこと確定したるときは世襲財產は失爵又は家督相續開始の時より其效力を失ふ。㋺物襲財產に付前掲㊄の㋺の申出ありたる後二月內に主張に係る權利を消滅せしめ又は主張に對し訴を提起せざるときは其財產は初より世襲財產たる效力を失ふ。㊈世襲財產の管理。宮內大臣は世襲財產の管理に付必要なる命令を爲すことを得、又必要ありと認むるときは當該官吏をして世襲財產の檢査を爲さしむることを得。(正五年法四五號華族世襲財產法、同年宮令七號華族世襲財產法施行規則)

華族世襲財產審議會 全部又は一部を認可すべからざる理由ありと認む宮內大臣は〔華族世襲財產〕設定の認可の申請あるときは華族世襲財產審議會に諮詢すべきものとす。㊁會員。華族世襲財產審議會會員は七人にして其區分は宮內勅任官及同待遇職員二人、有爵者五人とす、會議に出席することを得ざる會員あるに因り會議を開くこと能はざる場合に於ては、其會員數以內に於て臨時會員の數を增加することを得、會員は勅任待遇也。但宮職ある者其官職に付享くる待遇高きときは其待遇に依る。㊂會議。華族世襲財產審議會は宮內大臣之を招集す、議長は會員中より勅任せらる。議事を開くには會員四人以上の出席を要し、議事は出席會員の過半數を以て之を決す、可否同數なるときは議長の決する所に依る、議事は之を議事錄に記載し出席會員之に署名捺印するを要し、議長は審議會の決議書に議事錄を添へ宮內大臣に答申するものとす。(正五年法四五號華族世襲財產法九條、同年宮令七號同法施行規則三六—四六條)

華族の戒飭 〔戒飭〕

華族の就學 我國一般國民教育としては小學校令等に依る義務教育制度ありと雖、〔華族〕は特に明治三九年宮內省達甲二號華族就學規則に遵ひて修學することを要す、卽華族の男子にして年齡滿六年以上滿二〇年以下の者は〔學習院〕に入りて初等科中等科を履修するを原則とし、已むことを得ざる理由ありて學習院に入學し難き者は華族就學規則所定の學校に於て其科程を修了することを要す、疾病其他の事故に依り右の科程を履修すること能はず、特別の方法を以て敎育することを要するときは宮內大臣に申し出で其許可を請くべきものとす、右の各學校を卒業したるときは其學校長の本人卒業證明書を添付し敎育義務者より之を爵位課長に屆出づることを要す、華族就學規則に依り修學する者は學習院在學者を除く外、每年一回學年の終りに當り其修學の成績を一箇月以內に敎育義務者より宗秩寮總裁に屆出づべし、但海外留學者に在りては其期間を三箇月とす、就學規則に依つて就學し得ざる者に付ては敎育義務者より之を宮內大臣に申し出で其認可を請くべきものとす。華族の女子の就學も亦之に準ず。〔女子學習院〕

華族の懲戒 〔華族〕にして失行あるときは之を懲戒す。㊀華族禮遇の停止及禁止。㋑有爵者又は〔華族の禮遇〕を享くべき者次の一に該當するときは其禮遇を停止せらる、⑴華族の品位を保つと能はざる者、⑵宮內大臣の命令又は家範に違反し情狀重き者。㋺華族令一四條乃至一八條に規定する所の宮內大臣の認許を必要とする婚姻、養子緣組、隱居、協議上の離婚、離緣又は家督相續人の指定若くは其取消及有爵者の家督相續人に選定せられたる者相續の承認を爲す場合に宮內大臣の認許を受けずして分家、廢絕家再興、他家相續、入籍等の行爲を爲したるときは情狀に依り華族の禮遇を停止せらるることあり。㋩華族の體面を汚辱する失行ありて失爵に至らざる者も亦其禮遇を停止若くは禁止せらる。㊁有爵者の婦死刑又は懲役の宣告を受け其裁判確定したるときは其禮遇を禁止せらる。右㋑㋺㋩の處分及附除に付ては〔宗秩寮審議會〕の審議を經たる後勅裁を經て宮內大臣之を行ふ、而して禮遇の禁止は特旨に由るの外解除せらるるとなし。㊂爵の返上、除族稱、失爵失族稱。㋑華族の體面を汚辱する失行ありたる者は情狀に依り爵を返上せしめ、華族の族稱を除く。㋺⑴有爵者死刑又は懲役の宣告を受け其裁判確定したるときは其爵を失ふ。⑵有爵者の家族は禮遇を享くべき者。⑴の場合に該當するときは其者に限り華族の族稱を失ふ。(明〇年皇令二號華族令二〇—二五、二七條)〔戒飭〕

(後頁。過怠——貨幣)

華族の身分に關する手續 〔華族〕の身分に關する手續は民法及戶籍法に依ると雖、華族令一三條は有爵者及其家族の身分に關し監督上必要なる事項は宮內大臣之を管掌する旨を規定す。(華族令一四乃至一九條)〔華族の懲戒〕

華族の禮遇 〔華族〕は帝室の殊遇を享くるもの也。㊀華族の禮遇を享くる者。㋑有爵者は其爵に相當する禮遇及名稱を享く。㋺有爵者の婦は其夫の爵に相當する禮遇及名稱を享く。㋩有爵者の寡婦其家に在るときは特に從前の禮遇及名稱を享けしめ其家の戶主と爲りたるとき又は襲爵者なくして其家に在るときは其者に限り特に華族の族稱を保有せしめ從前の禮遇及名稱を享けしむ。㋥有爵者の家族にして左に揭ぐる者は華族の禮遇を享く、⑴曾祖父、祖父、父。⑵爵を襲ぐことを得べき法定の推定家督相續人及其嫡長男子、嫡出の男子なきときは其庶長男子⑶戶主たりし者。⑷右三號に揭げたる者の配偶者。㊁華族の禮遇を享くるとを得ざる者。有爵者又は華族の禮遇を享くべき者次の各號の一に該當するときは其禮遇を享くることを得ず、㋑〔禁治產者〕及〔準禁治產者〕。㋺〔身代限〕の處分を受け債務の辨濟を終へざる者及〔家資分散〕若くは〔破產〕の宣告を受け其確定したる時より復權の決定確定するに至る迄の者。㋩刑事の訴を受け〔拘留〕又は〔保釋〕中に在る者。㋥〔禁錮〕以上の刑の宣告を受けたる時より其裁判確定するに至る迄の者。有爵者が單に右各號の場合に該當する行爲ありて禮遇を享くるとを得ざる場合と雖其家族は依然禮遇を享くるものとす、但有爵者の禮遇が停止又は禁止中に在る時は其家族も亦禮遇を享くることを得ず。其外有爵者又は其法定代理人が其家に入る者の入籍に同意を爲す前、宮內大臣の認許を經ずして手續を了したるときは其入籍者は華族の族稱を享くるとを得ず。(明四〇年華族令四、五、六、七、二〇、五條)〔華族の懲戒〕〔禮遇〕

過怠 〔過料〕

過怠金 ㊀意義。組合其他の團體に於て定款又は規約の定むる處により特定の規定に違反したる者に對し制裁として賦課する金錢を云。㊁徵收權。過怠金徵收權は法律が組合其他の團體に與ふるものなれども一種の私權にして公權に非ず、故に徵收權の行使は民事訴訟法の手續に依るとを要す。(明二六年法五號取引所法一五條、明三三年法三五號產業組合法一〇條二項、明三五年法三一號重要物產同業組合法九條、町村制七三條等)

過怠破產 einfacher Bankerott(獨) simple bankruptcy(英) banqueroute simple(佛) 〔有罪破產〕

過怠約款 Konventionalstrafe(獨) neglection article(英) article de négligence(佛) 舊民法の用語。債務不履行又は履行遲延に依りて生ずる損害賠償の額を豫定するとを以て目的とする債權者及債務者間の契約也、其內容は現行民法の「賠償額の豫定」に當る。(民四二〇條、舊民財三八九—三九五條、債擔一二三六—一二三八條)〔賠償額〕

課長 chéfs de bureau(佛) 〔佛蘭西法—各省〕

課長補 sous-chéfs(佛) 〔佛蘭西法—各省〕

科條類典 〔御定書百箇條〕は增損を許さざる大典なるが故に、其制定當時に採用せる舊例古法及享保年中の各條を蒐集し御定書の條に註錄して上卷とし、下卷は百箇條以外の寬保以降明和頃迄の禁令を輯集せり。(德川禁令考)〔江戶幕府〕〔德川時代の法制〕

寡頭的共和國 oligarchische Republik(獨) 法規の定むる所に從ひ少數の人民が最高機關を組織する〔共和國〕を云。現今此種の共和國無し。

過納 Überbezahlung(獨) over paying(英) surpaiement(佛) 官に納入すべき額以上を納入せるを云ひ、其正當に納入すべき數量を超過する部分を過納額と云。(明三三年勅令四六號徵稅規則四七條三號)〔誤納〕

過納稅金 〔國稅〕

過年度 〔過年度支出〕

過年度收入 revenu sur les exercises clos(佛) 會計法上出納の完結したる年度に屬する收入なれども現年度に繫屬する收入を云、過年度收入は總て現年度の歲入に組入るべきものとす。(明二〇年法四號會計法三〇條)〔過年度支出〕〔收入〕

過年度支出 dépenses sur les exercises clos(佛) ㊀過年度。政府の會計年度は每年四月一日に始り翌年三月三一日に終る、此現在の年度を現年度と云ひ、〔會計法〕上旣往に屬する年度の收入支出が現年度に繫屬する部分を過年度と稱す。㊁過年度支出。過去の年度に屬する經費の現年度に於ける支出の謂也、一會計年度所屬の歲入歲出の出納に關する事務は翌年度七月三一日迄に悉皆完結すべきものなるも、當日迄に收支事務の完結せざるが爲め其經費を現年度に於て支出することあり、會計法は「過年度ニ屬スル經費ハ現年度ノ歲出ニ支出スヘシ」と規定するも其支出し得べき金額に制限を設け、「但シ豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキモノヲ除クノ外其ノ經費所屬年度ノ每項定額中不用ト爲リタル金額ヲ超過スルコトヲ得ス」と爲す。(明二〇年法四二號會計法一一、一二九條)〔支出〕

科罰 Strafe(獨) punishment(英) punition(佛) punizione(伊) 〔罰〕を科することを云、處罰と云ふと同義也、或は科せらるる罰を云ふことあり。

過半數 absolute Mehrheit(獨) absolute majority(英) majorité absolue(佛) 全數の半に超過する數の義也、決議に於て其採決方法として用ひらるるは殆んど議事の通則と云ふを得べし。過半數中決議に出席したる議決權者の數に制限なきものと一定數を要するものとあり、後者を〔定足數〕と云。議決權の計算は原則として人の數のみに依ると雖、唯株式會社の〔株主總會〕に於ては〔株〕を以て單位とす、但定款に依り之を制限することを得、過半數と多數とを比較すれば過半數は常に多數なれども、意見か三又は四に分裂したるときは多數は過半數に達せざることあり。(憲四七條、明三二年法六四號府縣制五三、七三條、市制五三條、町村制四九條、民六七〇條、商一六一、一六二、二〇九條等)〔合議〕

貨幣 Geld(獨) money(英) argent(佛) danaro(伊) ㊀意義。經濟上の意義としては交換の媒介、價格の尺度、標準及蓄積の用に供する物を云、法律上の意義に於ては國家の制定したる法律に依り〔强制通用力〕を有するを必要條件とす(此點に於て經濟上の意義より狹義也)、其結果債權者は金錢債務の辨濟として之を受領するの義務あり。㊁貨幣制度。㋑我國の制度。我國に於ては貨幣の製造及發行の權は政府に屬す。⑴法律上の貨幣(略して法貨と云)は其成分に依り之を分ちて硬貨及〔紙幣〕とす、紙幣には廣義の紙幣と〔兌換券〕とあり、(我國現在廣義の紙幣なし)。⑵貨幣は亦其效用地位によりて〔本位貨幣〕及〔補助貨幣〕の別あり、前者は一回

(前頁。華族世襲財產審議會——華族ノ禮遇)

の支拂額に制限なきもの、後者は其額に制限あるものを云、本位貨幣制度には單本位、複本位の別あり、我國は金單本位制にして〔銀貨〕、〔白銅貨〕及〔青銅貨〕は補助貨幣也。③貨幣價格計算の基點を貨幣の單位と云、我國にては純金の量目二分を以て單位と爲し之を圓と稱す、但我國の圓は佛國の法、獨逸の馬克の如く之に相當すべき本位貨幣なし。④貨幣價格計算の方法を算則と云、我國の算則は十進一位の法を用ゐ一圓以下は一圓の百分の一を錢と稱し錢の十分の一を厘と稱す。⑤硬貨。之は多少の卑金屬を混和して製造するものにして之を參和と云ひ、硬貨中に包含せらるる貴金屬の分量を純分と云ひ、純分の割合を品位と云ひ、純分と參和金屬との分量を倂せたるものを總量目と云。⑥貨幣の法定の量目と實際上各個貨幣の量目との差にして法律上認容せらるる最大限を量目の公差と云ひ、其純分の差を純分の公差と云、我國にては金貨及銀貨に付てのみ公差の規定あり。⑦貨幣流通中法定の量目を失ふこと一定の程度を超ゆるときは之を流通せしむべきものに非ず、其限度を通用最輕量目と云、我國にては金貨に付てのみ之が規定あり。⑧金貨幣にして磨損の爲め通用最輕量目を下るもの及銀貨幣、白銅貨幣又は青銅貨幣にして著しく磨損したるもの其他流通不便の貨幣は、其額面價格を以て無手數料にて政府に於て之を引換ふるものとす。㊁外國の制度。〔外國貨幣〕。㊂造幣。〔造幣〕、〔造幣局〕。（明三〇年法一六號貨幣法、明四年六五八太告外、正六年大令二八號金貨幣又ハ金地金輸出制限、同六年大令二六號金貨幣又ハ金地金輸出禁止ノ件、正六年勅三〇三號及正九年法六號小額紙幣發行ニ關スル件等）

貨幣及徴章管理課（くわへいおよびきしやうくわんりくわ） administration des monnaies et médailles（佛）〔佛蘭西法—各省〕

貨幣監督官（くわへいかんとくくわん） comptroller of the currency（英）〔亞米利加合衆國法〕

貨幣僞造變造行使罪（くわへいぎざうへんざうかうしざい） 〔通貨僞造の罪〕

貨幣會議（くわへいくわいぎ） Münzunterhandlung（獨）monetary conference（英）conférence monétaire（佛）conferenza monetaria（伊）貨幣は國に依り其の法貨としての單位基準を異にし國際商業の金錢取引上不便尠からざるが故に、各國の識者有志或は代表者相集りて協議し以て全然同一に至らざる迄も或程度の統一を計りたること屢々なりき、就中歷史上有名なる貨幣に關する萬國會議は㋑一八七八年の貨幣會議。㋺一八八一年の貨幣會議。㋩一八九二年の貨幣會議等也。

貨幣同盟（くわへいどうめい） Münzbund（獨）monetary union（英）union monétaire（佛）unione monetario（伊）貨幣の鑄造及其本位を定むる等は條く各國家の自由に屬すと雖、國際取引の便益上今日迄各國貨幣に關して同盟に着手し又は同盟を會議したることあり、然れども其同盟の實現は前後二回に過ぎず、即㊀ラテイン同盟と稱するものにして一〇六五年白、佛、伊、瑞西の四箇國間に締結し一八六一年希臘之に加入し、一八七四年、同七八年、同八五年、同九五年の四回之が補正を爲せり、該同盟は銀貨同盟にして一法以上の金銀貨幣は此五締盟國間何れの國にも通用することを約定せるもの也。㊁一八七三年丁抹、瑞典、諾威間に締結せられたるものにして金貨を以て共同の幣制と爲し其他の貨幣を以て補助貨幣と爲すもの也。〔外國貨幣〕

貨幣拂渡證書（くわへいはらひわたししようしよ） 金貨幣の製造を請はんとする者が金地金を造幣局に輸納するときは造幣局は輸納人又は其代理者を立會はしめ、輸納の地金を秤量して預り證書を交付し且地金の品位及性質に付試驗了りたるときは勘定書に試驗表を添へ之を輸納人に送付するを要す、輸納人が右の書類の送付を受け異議なきときは之を預り證書を提出して貨幣拂渡證書を請求すべきものとす、此貨幣拂渡證書は政府が造幣の受諾と地金相當の貨幣交付を爲すべき旨を記載せる證書にして輸納人は之と引換に現物の貨幣を受取るもの也（明三〇年勅一三八號造幣規則七條）

貨物（くわもつ） cargo（英國にて船舶積荷）freight（米國にて運送貨物）主として又は商取引の充當さるべき〔物〕を指稱す。〔運送〕〔船荷證券〕〔倉庫證券〕〔關稅〕〔外國貨物〕

貨物引換證（くわもつひきかへしよう） Ladenschein（獨）way-bill（英）lettre de voiture（佛）運送人が荷送人の請求に基き作成交附すべきものにして、以下各項の性質を有するが故に物品運送中と雖荷送人は裏書によりて運送品の處分を爲すことを得。㊀貨物引換證に對し、法律上の記載要件として㋑運送の種類重量又は容積及其荷造の種類個數並に記號。㋺到達地。㋩荷受人の氏名又は商號。㋥荷送人の氏名又は商號。㋭運送賃。㋬貨物引換證の作成地及其年月日を掲ぐるも、必ずしも之に限りたるにあらず、荷物に記號なき場合は記號無し又は運送賃支拂濟なるときは支拂濟等の如く必要なる事項は記載するを可とす。㊁貨物引換證は物權的效力を有するが故に〔有價證券〕に屬する〔物權證券也〕。㊂貨物引換證は一の〔要式證券〕にして記載事項を主とし、法律は其形式を定め流通上確實性を有せしむるのみならず、之によりて運送人と所持人との間に於ける運送上の法律關係を定むるものとす。㊃貨物引換證は〔呈示證券〕に屬し證券を呈示し且つ之と引換にあらざれば運送品の引渡を請求すること能はず。㊄貨物引換證は手形の如く當然〔指圖證券〕となす規定なきも、法律上其裏書を認めつゝあるに據り裏書によりて指圖證券と爲すことを得べきものと解釋せざるべからず、然らざれば運送中金融其他の理由を以て運送品の處分を爲し得べき運送人の權利の行使を制限する結果を見るが故也。（商三三四—三五五條）

（表面）

何々會社貨物引換證　　第　號

印紙 ㊞	量目	引渡地	引渡期	指定ヲ受タル運送方法	同上中繼地運送人	運賃	原發諸掛	手數料	配達賃又到着諸掛	引換證發行手數料
品名 個數 性質 記號										

荷送人 住所 氏名	荷受人 住所 氏名	運賃元拂着拂現金ノ區別	摘要	本證券作成地

右運送品正ニ受取裏面ノ契約ニ基キ運送引受候ニ付荷受人又ハ此證持參人ヘ此證引換ニ運送品御引渡可被成候也

何々會社何支店
支店長　何　某 ㊞

年　月　日

引渡地配達店　殿

（裏面）

運送契約事項

本會社營業規則第何章及ヒ第何章ノ各條項ニ依リ運送ヲ爲スコトヲ約定ス

營業規則摘要

一、品種ヲ明示セサル運送品ニ對スル損害賠償ノ程度ハ量目壹貫目迄ノ價額何圓壹貫目以上五拾目迄每價額何錢ノ割合ヲ超ユヘカラサルモノトス
二、貨幣其他高價物ニ付テハ其種類及ヒ價額ヲ明告シ本會社カ定メタル特別運賃ヲ支拂フニアラサレハ賠償ノ責ニ任セス
三、强盜兵亂暴動ノ變其他不可抗力ヨリ生スル喪失毀損ノ損害ニ付テハ本會社其責ニ任セス
四、本會社ニ於テ引受タル運送品カ運送保險ニ付セラレタルトキハ其保險契約カ運送請負ノ前後ニ拘ハラス保險契約ノ擔保スル範圍內ニ於テハ本會社ハ總テ責任ヲ負擔セサルモノトス
五、總テ荷送人ノ過失運送品ノ性質荷造ノ不完全ヨリ生スル損害ハ本會社其責ニ任セス
六、陶器、硝子、其他脆弱ナル物品、及火藥、爆發藥、硝石、硫黃ノ類、燃燒性ノ藥品、桐油類、油脂、漿液、水類、酒類、又ハ孵化スヘキ物品、汚濁腐敗シ易キ物品、動物植物等總テ別段ノ注意ヲ要スヘキモノハ特ニ充分ノ荷造手當ヲ爲シテ差出シ且ツ其品質ヲ詳細ニ明示スヘシ若シ其手續ヲ爲ササルニ因リ運送取扱中毀損其他ノ事故ヲ生スルモ本會社ハ其責ニ任セサルノミナラス若シ他ニ損害ヲ及ホシタルトキハ荷送人其責ニ任スヘシ
七、運送品外面ニ異狀ナキトキハ內部物品ノ相違過不足其他ノ事故及ヒ乾燥又ハ運送中自然ニ生シタル漏脫若クハ減量ニ付テハ本會社其責ヲ負ハス
八、荷送人ノ封緘シタル運送品ハ濡潰等ニ罹リ又ハ其他ノ事故ニ遭遇セシ爲メ物品保全上又ハ取調上必要ヲ生シタルトキハ本會社ハ立會人ヲ置キ開緘スヘシ
九、本會社ニ於テ運送人又ハ運送取扱人ノ撰擇及ヒ運送ニ關スル注意ヲ怠ラサリシトキハ運送品ノ喪失毀損又ハ延滯ニ付責任ヲ負フコトナシ
十、……以……下……略……ス……

過料（くわれう） Geldbusse（獨）fine（英）amende（佛）multa（伊）㊀意義。我民法商法其他の諸法令に於て成規の行爲を爲さざる者に對し單に法規を遵守せしむるのみを目的として科する制裁を云、犯罪行爲に對して科する〔刑罰〕に非ず。㊁過料の裁判。㋑管轄。過料の裁判は多くは過料に處せらるべき者の住所地の地方裁判所の管轄とす、戶籍法に於ては過料に處せらるべき者の住所又は居所の地を管轄する區裁判所の管轄に屬せしむ。㋺裁判。過料は刑罰に非ざるが故に檢事の起訴を俟たずして裁判所自ら其事件を審理裁判すべきものにして其裁判は理由を附したる決定を以て之を爲す、該決定は之を受くる者に告知するに因りて其效力を生ず、裁判所は其爲したる過料の制裁を爾後不當也と認むるも之を取消し又は變更することを得ず。㋭不服。當事者及檢事は過料の裁判に對して〔即時抗告〕を爲すことを得、〔抗告〕は執行停止の效力を有す、抗告裁判所の裁判に對しては法律に違背したる裁判なることを理由とするときに限り抗告を爲すことを得。㋥費用。手續の費用は過料に處する言渡ありたる場合に於ては其言渡を受けたる者の負擔とし、其他の場合に於ては〔國庫〕の負擔とす、抗告裁判所が當事者の申立に相當する裁判を爲したるときは抗告手續の費用及前審に於て當事者の負擔に歸したる費用は國庫の負擔とす。㋬裁判の執行。過料の裁判は檢事の命令を以て之を執行す、其方法は民事訴訟法第六編の規定に從ふ、此命令は執行力を有する〔債務名義〕と同一の效力を有す、執行を爲す前裁判の送達は之を要せざるものとす。（非訟二〇六—二〇八條民八四條、商二六一、二六二條ノ二、正四年法三六號…一七六—一七九條、明三三年法六九號保險業法九三條ノ三、九四條、明三八年法五二號…一〇八—一一二條、正八年法五二號…三九條等）〔科料〕〔警察罰〕

科料（くわれう） leichte Geldstrafe.（獨）minor-fine.（英）amende de simple police（佛）犯罪の〔主刑〕にして犯人に科する財產刑の一種也、科料は十錢以上二十圓未滿とし主として警察犯其他輕微の犯罪に科す、科料を完納すること能はざる者は一日以上三十日以下の期間之を勞役場に留置す、科料の言渡を爲すときは其言渡と共に換刑さるべき留置期間を定め之を言渡すべきものとす。（刑一七、一八條）〔刑〕〔換刑〕〔罰金〕〔過料〕

官（くわん） Regierung; staatlicher Dienst.（獨）government; government post; government service.（英）gouvernement; fonctionnaire public（佛）governo; funzione publlico（伊）㊀統治機關として國務に參與する地位也。時に〔官府〕或は〔官憲〕又は〔政府〕と同義に使用さるゝことあり。㊁〔官職〕を指稱することあり。〔官署〕〔官廳〕

款（くわん） Kapitel.（獨）chapter（英）chapitre（佛）capitolo（伊）法令、條約、契約書等に於ける編別の名稱。普通は編、章、節に對し章又は節の內に於ける編別の名稱を云、時には法令、

（後頁。過料——款）

（前頁。管理課——貨物引換證）

（例）■官吏侮辱罪 ■官吏の職務執行を妨害する罪。❷官吏の職務執行を妨害する罪。

官吏侮辱罪(かんりぶじょくざい) Beamtenbeleidigung(獨) outrage envers un fonctionnaire(佛) 官吏の職務執行を妨害する罪。

官吏妨害罪(かんりぼうがいざい) Beamtennötigung(獨) outrage envers un fonctionnaire(佛) 官吏の職務執行を妨害する罪。

官立(かんりつ) Staatsanstalt(獨) établissement public(佛) 国家の設立に係る事業。

官立学校(かんりつがっこう) Staatsschule(獨) école publique(佛) 国家の設立に係る学校。

官立病院(かんりつびょういん) Staatskrankenhaus(獨) hôpital public(佛) 国家の設立に係る病院。

官林(かんりん) Staatswald(獨) forêt domaniale(佛) 国有林。

官林野(かんりんや) Staatsforst(獨) forêt domaniale(佛) 国有林野。

官林野特別会計(かんりんやとくべつかいけい) Staatsforstsonderrechnung(獨) compte spécial des forêts domaniales(佛) 国有林野の経営に関する特別会計。

官林野法(かんりんやほう) Staatsforstgesetz(獨) loi sur les forêts domaniales(佛) 国有林野の経営に関する法律。

官林野法施行規則(かんりんやほうしこうきそく) Staatsforstgesetzausführungsverordnung(獨) règlement d'exécution de la loi sur les forêts domaniales(佛) 国有林野法の施行に関する規則。

官林野法施行細則(かんりんやほうしこうさいそく) Staatsforstgesetzausführungsanweisung(獨) instruction d'exécution de la loi sur les forêts domaniales(佛) 国有林野法の施行に関する細則。

官林野法施行令(かんりんやほうしこうれい) Staatsforstgesetzausführungsverordnung(獨) décret d'exécution de la loi sur les forêts domaniales(佛) 国有林野法の施行に関する命令。

官林野法施行令施行細則(かんりんやほうしこうれいしこうさいそく) Staatsforstgesetzausführungsverordnungsanweisung(獨) instruction d'exécution du décret d'exécution de la loi sur les forêts domaniales(佛) 国有林野法の施行令の施行に関する細則。

官林野法施行令施行規則(かんりんやほうしこうれいしこうきそく) Staatsforstgesetzausführungsverordnungsverordnung(獨) règlement d'exécution du décret d'exécution de la loi sur les forêts domaniales(佛) 国有林野法の施行令の施行に関する規則

裁判所に其請求を爲し、公安保持移轉に付ては檢事總長大審院に其請求を爲すべし。㋺請求の方式。請求權者理由を附したる請求書を請求に付裁判を爲すべき裁判所に差出し、管轄裁判所其の請求に付檢事の意見を聽き決定を爲すべきもの也。㊁注意。㋑管轄の移轉は起訴の前後を問はず唯起訴前に於ては被告人請求し得べき場合なきは明也。㋺管轄の移轉に關する規定は正確に管轄の移轉と稱すべきものの外管轄裁判所間に於ける審判の移轉をも包含す。(刑訴一六—二三條)

管轄違の抗辯(くわんかつちがひのかうべん) 原告の提起したる訴が事物又は土地に付き其裁判所の〔管轄〕に屬せざることを主張する〔妨訴抗辯〕を云。(民訴二〇六條)

管轄の效力(くわんかつのかうりよく) ㊀刑事訴訟。㋑管轄違の公訴。①原則。訴訟條件を缺くが爲め形式的權利拘束を生ずるに止まり實體の審判に入ることを得ざる場合は管轄違の言渡を爲す。②例外。Ⓐ地方裁判所管內の區裁判所の事物管轄に屬する事件に付公訴を受けたるときは管轄違の言渡を爲すことを得ず、此場合には公訴は實質的權利拘束を生じ實體の審判に入る。Ⓑ土地の管轄に付ては被告人の申立に因るに非ざれば管轄違の言渡を爲すとを得ず。㋺管轄權なき裁判所の訴訟行爲。①原則。公訴が管轄違反の爲實質的權利拘束を生ぜざるときは裁判所は形式拘束の範圍內に於てのみ訴訟行爲をなす。②例外。裁判所は管轄權を有せざるときと雖急速を要するときには「事實發見ノ爲必要ナル處分」を爲すことを得。㋩管轄區域外に於ける裁判所の訴訟行爲。裁判所は管轄區域外に於ては其職務を行ふことを得ず、但「事實發見ノ爲必要アルトキ」は此限に非ず。㋥管轄違の訴訟行爲の效力。「訴訟手續ハ管轄違ノ理由ニ因リ其ノ效力ヲ失ハス」。例せば管轄權なき事件に付裁判所の爲したる證據調は證據調として效力を有し、管轄裁判所に提起されたる新公訴に於て之を援用するを妨げざる也。㊁民事訴訟。㋑管轄違の訴。本案の裁判を爲すことを得ず、訴を不適法として棄却す。但し訴が他の訴訟成立條件例せば訴訟能力の欠缺に基き不適法として棄却すべきときには敢て管轄權の有無を問はず。㋺裁判所管轄權なきときの裁判。①原則。終局判決を以て訴を却下す。②例外。〔移送判決〕の場合。㋩管轄權なき裁判所の爲したる本案判決の效力。當然無效に非ず、之に對しては上訴を以て爭ふことを得、唯地方裁判所が區裁判所の事物の管轄に屬する訴訟事件に付本案判決を爲すも當事者は之を爭ふことを得ず。(刑訴一一—一三、三一八、三一九、三七一、三七二、二八五條、民訴七九、四三六、四六八條)

管轄の併合(くわんかつのへいがふ) 刑事訴訟に於て二個以上の裁判所の管轄に屬すべき數個の事件が或法律原因に由り一個の裁判所の管轄に屬せしむるを云。主として〔牽連事件〕に付生ずべきも必ずしも此の場合に限ることなし。(刑二一—八條)

管轄の指定(くわんかつのしてい) ㊀意義。管轄の指定とは法定事由に因り或訴訟事件の〔管轄裁判所〕を確定し得ざる場合に法定裁判所が管轄を指定するを云。㊁指定原因。㋑刑事訴訟。①裁判所の管轄區域明瞭ならざる爲管轄裁判所の定まらざるとき。②管轄違の確定裁判ありし事件に付管轄裁判所なきとき。③法律に依る管轄裁判所なきとき。㋺民事訴訟。①管轄裁判所に於て法律上の理由若くは特別の事情に因り裁判權を行ふ能はざるとき。②裁判所の管轄區域の境界不明の爲管轄裁判所の定まらざるとき。③法律に從ひ二以上の確定判決に因り二以上の裁判所が裁判權を互有するとき。④二以上の裁判所が共に裁判權を有せずとの確定判決を爲し、又は裁判權を有せずとの確定判決を受けたるも其裁判所の一に於て裁判權を行ふべきとき。⑤不動產上の裁判籍に起訴すべき場合に於て不動產が數個の裁判所の管轄區域內に散在するとき。㊂指定手續。㋑刑事訴訟。申請者は檢事、大審院に於ては檢事總長にして、是等指定申請權を有する者は理由を附したる請求書を管轄裁判所(第一審裁判所に共通の直近上級裁判所、第十五條の場合は大審院)に差出し、管轄裁判所は檢事の意見を聽き〔決定〕を爲す也。㋺民事訴訟。指定請求權者たる原告は管轄裁判所(同一地方裁判所管內の區裁判所相互間の時は其地方裁判所、控訴院管內の地方裁判所相互間又は地方裁判所と區裁判所との間の時は其控訴院、一控訴院內管內の區裁判所又は地方裁判所と他の控訴院管內の區裁判所又は地方裁判所との間の關係なる時は大審院)に對し書面又は口頭を以て申請を爲し、之に對し管轄裁判所は口頭辯論を經ずして決定を爲す也。此申請に付ては訴訟物の價額が二十圓以下の時は二十錢、二十圓以上の時は二十五錢の印紙を貼用す。(刑訴一四、一五、一八、一九、二二、二三條、裁構一〇、一三條、民訴二六、二三、二七、二八條、訴訟印紙法一〇條)

> 印紙
>
> 管轄裁判所指定ノ申請
>
> 府(縣郡)市町(村字)番地族稱職業
>
> 申請人 氏 名
>
> 申請ノ要旨
>
> 右申請人何某ハ何府縣何郡市町村番地何某ニ對シ何府縣何郡市町村番地ノ土地何町何段何畝歩引渡ノ訴訟ヲ提起セントセシ處、右土地ハ何區裁判所ト何區裁判所トノ管轄ニ跨リ何レノ區裁判所ヲ以テ其管轄裁判所ト爲スヘキカヲ定ムルコトヲ得ス、依リテ右管轄裁判所ノ指定相成度民事訴訟法第二十六條以下及裁判所構成法第十條ニ依リ此段申請候也。
>
> 疎明方法
>
> 一何々 何通
>
> 一何々 何通
>
> 年月日 右申請人 氏 名㊞
>
> 何地方裁判所長 何 某殿

官紀(くわんき) Beamtendisziplin(獨) official discipline(英) discipline officielle(佛) disciplina ufficiale(伊) 〔官吏〕の服務上遵奉すべき紀律を云、官吏其紀律を紊るときは懲戒處分を受くべし。(明二〇年勅三九號官吏服務紀律、[illegible]、明三二年勅六三號文官懲戒令等)

官給(くわんきふ) 金錢其他の物品を〔官〕に於て給

(後頁。官許——官公吏)

するとを云。

官許(くわんきよ) Regierungserlaubnis.(獨) government permission(英) permission officielle(佛) permissione ufficiale(伊) 〔官〕に於て一般に禁じたる行爲に付き其禁止を解く〔許可〕を云、〔行政行爲〕の一種也。

官金(くわんきん) Regierungsgeld(獨) government money.(英) argent de l'Etat(佛) 〔國庫〕の所有に係る金錢を云、〔國庫金〕と同義也、官金の出納は之を日本銀行に於て取扱はしむるものとす。(明二二年法一五號會計法[illegible]、大令一〇號日本銀行國庫金取扱規程)

還錢 〔權實〕

桓寬(くわんくわん) 字は次公、漢の宣帝の時、盧江太守たり、昭帝始元六年賢良文學の士、皆榷酤鹽鐵を罷めんとを請ひ、桑弘羊等と相辯難す、問對往復數千萬言、寬之を集めて書と爲し鹽鐵論と題す、凡て六〇篇あり、論ずる所、皆經濟の事にして、先王の道を述べ〔六經〕の旨を稱す。

緩刑(くわんけい) 支那の現行刑法に刑の執行猶豫を規定し之を緩刑と稱す、其法制史によれば〔尙書〕〔禮記〕〔易〕等に該思想の發源ありて古代既に宥、肆、赦を行ふ、『說文』に「宥は寬なり」とし其解には之を寬にするのみ未だ全く放たざる也とあり、肆の註には「緩なり」又「緩なり」とあり、易の解卦に「過を赦し罪を宥む」左傳莊公二十二年の疏には「肆は緩なり」とし刑の減輕又は執行猶豫を意味せり、赦は全く免して之を放つ也。

換刑(くわんけい) Strafumwandlung(獨) substitution of a penalty to the other(英) substitution d'une peine à l'autre(佛) 裁判に依り宣告されたる一定の刑が執行不能なる場合に之を他種の刑に換へて執行することを云、我現行刑法は〔罰金〕又は〔科料〕に處せられたる者が之を完納すると能はざる場合に金圓に準じて之を打算し勞役場に留置する制を認む、之を換刑とする說あれども勞役場留置は〔刑〕名に非ざるが故に正確なる換刑と云を得ざるべし。(刑一八條)

關係的不能犯(くわんけいてきふのうはん) relativ untauglicher Versuch.(獨) relative unsuitable crime.(英) infraction peu faite relative.(佛) 一に相對的不能犯とも云、犯罪の手段若くは目的物に關して絕對的の不能と相對的の不能とを區別し、絕對的不能の場合に於ては犯罪の不能にして卽犯罪を構成せず又相對的不能の場合に於ては未遂罪を構成すと爲す學說あり、前者を絕對的不能犯、後者を相對的又は關係的不能犯と稱す。〔相對的不能犯〕〔不能犯〕

官業(くわんげふ) Regierungsabsicht(獨) government industry(英) industrie du gouvernement(佛) industria del governo(伊) 公益又は營利の目的を以て國家が自ら營む事業を云。官業は之を公益事業と營利事業とに分つことを得。㊀公益事業。公益上の官業は更に之を大別して次の四種と爲すことを得べし。㋑郵便、電信、電話、鐵道等の通信運搬に關する事業。㋺貨幣行政に依りて施設する貨幣鑄造、兌換券發行其他の事業。㋩軍事上の特殊目的の爲めにする陸海軍諸工廠に於ける製造事業。㋥公衆の保健衞生上の必要に基く阿片販賣。然れども俗に官業とは公益の爲めに國家自ら營む所の事業を云けずして、國家が直接に財產上の收入を得るを目的とする事業を云、此公益及財政收入の二個の目的は嚴格に之を區別することを得ず、唯其直接の目的が公益に在りや收入に在りやを標準として分つの外なし。㊁營利事業。財政上の收入を直接の目的とする狹義の官業は分ちて二とす、㋑一私人も自由に營み得る事業にして國家が私人と同地位に立ちて爲すところのもの。㋺個人の營業を禁止して獨占する專賣是也、前者は商工省所管に係る製鐵所の製鐵事業及營林局の製材事業に之を見、後者は煙草、鹽、樟腦、樟腦油の專賣に於て之を見る。㊂官業の法律上の性質。國家が個人と同樣の地位に立ちて爲す事業に付ては說明の要なし、專賣の性質に付ては〔專賣〕の項參照。

勸業債券(くわんげふさいけん) ㊀〔日本勸業銀行〕の發行する社債證券にして券面金額を十圓以上とし無記名利札附とす、但應募者又は所有者の請求に依り記名と爲すことを得。㊁勸業銀行は資本金四分の一以上の拂込ありたるときは拂込金額の十五倍を限り勸業債券を發行することを得、但年賦償還貸付金總高、定期償還貸付金總高並其引受けたる農工債券、北海道拓殖債券、產業債券及朝鮮殖產銀行の發行したる債券現在高を超過することを得ず、唯勸業債券借換の爲め一時發行する低利の勸業債券に付ては此制限に依らざるものとす。㊂勸業債券は每年二回以上抽籤を以て償還すべきものにして、償還の場合には割增金を附與することを得。㊃勸業債券の利子は每年二回定款に定めたる時期に於て仕拂ふべきものとす、但大藏大臣の認可を受け六箇月毎に複利の計算を爲し一定の年數毎に又は元金償還の時迄利子据置の方法を以て發行する勸業債券には利札を附せざるとを得。㊄勸業債券の所有者其元金又は利子を要求せざるときは元金は十五箇年利子は五箇年にして其要求の權を失ふものとす。㊅割增金附無記名勸業債券又は其利札を喪失したる者は擔保を提供し、又は確實なる保證人を立て其元金、割增金又は利子の仕拂を請求することを得。㊆勸業債券の擬造に關しては通貨及證券模造取締法を準用す。(明二九年法八二號日本勸業銀行法三四—四二條、明二八年法二八號[illegible])

官憲(くわんけん) offizielle Autorität.(獨) official authority.(英) autorité officielle(佛) 外交文書等に於て彼我の官署を指稱するに用ひたるより轉じて行政機關の各部を云ふに至れり、俗に其筋と云に等し。

官公吏(くわんこうり) Beamten.(獨) officer; official(英) fonctionnaire(佛) ufficiale(伊) 〔官吏〕及〔公吏〕の意義を總括したる語也。

(前頁。管轄違の抗辯——官給)

（後頁。關稅——官制沿革…王朝時代）

官公吏が故意に職權を濫用して他人の權利を毀損したるとき 〔行政上の不法行爲〕

官國幣社（くわんこくへいしや）〔神社〕

完濟（くわんさい） 全部を[辨濟]するを云ふ。卽債務の目的たる給付の全部を爲すに依りて債務を消滅せしむるの行爲也。民法七〇條に「法人カ其債務ヲ完濟スル能ハサルトキハ云々」とあるは其用例也。

管財者（くわんざいしや） Aufsicher des Vermögens(獨) administrator(英) administrateur(佛) 財産管理を爲す者を云ひ民法に[管理者]と云ふと同義也、皇室典範五三條は「皇族爲産ノ禁ヲ宣告シ其ノ管財者ヲ任スヘシ」と定む。

官祭招魂社（くわんさいせうこんしや） 🔲觀念。明治維新前後及其後に於て國家の爲に殉難戰死せる者を合祀せる神社を招魂社と云ふ。之に官祭招魂社と私祭招魂社とあり。前者は招魂社營繕費に付政府より下付金を受くるものにして後者は唯政府の公認を受くるのみにして下付金なき者也。🔲祭神。官祭招魂社の祭神は戊辰已巳の役以來西南役日淸、日露、日獨の戰役に殉難戰死せる者也、別格官幣社靖國神社の祭神は地方長官の許可を得て據故ある地方の招魂社に合祀する事を得。

🔲官修墳墓。戊辰已巳の役に際し從軍殉國戰死の者の墳墓にして政府より修繕費を下付せらるるもの也。監手者を置きて之を管理せしむ。

管財人（くわんざいにん） Verwalter(獨) administrator(英) administrateur(佛) 民法に所謂財産の[管理人]と同義に用ふることあり、然れども多くの場合に於ては[破産管財人]を指すが如し。

慣習法の國（くわんしふはふのくに） pays de coutume[佛]

慣習法若くは成文法の人生及物性論 Traité de la personalité et de la réalité des lois coutumes ou status.〔ブールノア〕

慣習法論 Das Gewohnheitsrecht.〔プフタ〕

管子 二四卷〔管夷吾〕

慣習の事實〔不文法〕

慣習法〔不文法〕

官社（くわんしや）〔官幣社〕及〔國幣社〕を總稱して官社と云ふ。

管掌（くわんしやう） 本來或機關の權限に屬せざる事務を法令の規定に因て其機關に處理せしむるを云ふ。例せば合圍地境內に於ては地方行政事務及司法事務を、又臨戰地境內に於ては其中の軍事に關係ある事件を限り其地の司令官に管掌の權を委するが如き是也。此用例は一般法令上の管理又は處理と同義也とす。

官署（くわんしよ） staatliche Behörde(獨) government office(英) bureau du gouvernement(佛) ufficio del governo(伊)〔官廳〕〔公務所〕

願書（ぐわんしよ） Bittschrift(獨) application(英) pétition(佛) 私人が國家官廳又は自治團體に對し或行爲を請求するが爲に提出する書面也。例せば特許を受けんとする者は願書に明細書及必要なる圖面を添へ之を特許局に差出すが如き是也。但一般に官廳の[許可]或は[認可]を得んとする場合に差出す申請書を總て願書と唱ふるを通例とす。

緩衝國（くわんしようこく） Pufferstaat(獨) buffer state(英) état tampon(佛) 國際條約によつて永世中立國を設くる國際法上の目的は主として權力平衡によつて國際的衝突を防止せんとするにあり。卽強國の間に介在する小弱國は之を永世中立國となし列國の領土的野心の外に超然たらしむれば列國の平和を維持し衝突を緩和すべし。故に之を形容して緩衝國と云ふ。

官職（くわんしよく） Amt(獨) government service(英) place officielle(佛) piazza ufficiale(伊) 🔲意義。官職は任官補職の效果也。職は公法上限定せられたる範圍に於て執行すべき義務ある國家事務を云ひ、〔官〕に在りて行ふ職務を官職と云ふ。🔲任官補職。官吏の任命は原則として單に官吏に任ずる行爲にあらず同時に一定の職務を擔任すべきを命ず例せば內務大臣の任命の如し。然れども或場合には職務の種類のみを示して職務の範圍を限定せざる事あり例せば陸軍中將に任ずると云ふが如し、此場合は職務執行を命ずる行爲は新に行はるる之を補職とす例せば某師團長に補すと云ふが如し。

官職難儀（寫本一卷）（吉田兼右）

官職秘抄（二卷）神祇官太政八省以下令外官に至る迄補任の例を述ぶ。著者平基親。（群書類從卷七〇官職部）

官制（くわんせい） Behördenorganisation(獨) organisation de l'État(佛) organizzazione ufficiale(伊) official organization(英) 🔲意義。廣義に於て官制とは國家機關の組織權限を定むる法規也。此意味に於ては行政機關、司法機關、立法機關の組織權限を定むる規定は總て官制也。然れども通常狹義に使用して行政機關の組織權限に關する規定を云ふ。🔲官制大權。天皇は行政各部の官制を定む之を官制大權と云ふ。行政各部とは總て天皇の下に其委任を受けて行政事務を分擔する國家の行政機關也。斯る行政機關の設置名稱組織權限等に關する規律を定むるは天皇の官制大權に依るを原則とし、例外として憲法又は他の法律に特例を揭げたるものは其事項に依るものとす。例せば行政裁判所及會計檢查院の組織權限に關する規定の如し。🔲現行官制。❶中央官制。①各省官制。各省大臣は行政各部の長官として次の權限を有す。Ⓐ主任事務に付省令を發す。Ⓑ主任事務に付下級官廳を指揮監督す。Ⓒ所部の官吏を統督す〔各省官制〕②內閣總理大臣。內閣總理大臣は各省大臣に對する上級官廳にあらず、只各大臣の首班として行政各部の統一を保持する任に當るのみ、其權限次の如し。Ⓐ主任事務に付閣令を發す。Ⓑ所管事務に付各地方官を監督す。Ⓒ所部の官吏の統督。❷地方官制。①府縣知事の權限。Ⓐ部內に於ける一般行政の管理。Ⓑ府縣令の發布。Ⓒ出兵の請求。Ⓓ下級地方官廳及部下の官吏の監督。Ⓔ公共團體の監督。Ⓕ廳中處務の細則を定む。②郡長の權限。Ⓐ部內に於ける行政の管理。Ⓑ郡令の發布。Ⓒ部內に於ける町村長の監督。Ⓓ部下の官吏の監督。

——〔行政官廳〕

關稅（くわんぜい） Zoll(獨) Custom duty(英) droit de douane(佛) tassa accostumato(伊) 🔲意義。外國より輸入する貨物に對して賦課する[租稅]にして一定の稅率に依り輸入申告者より之を徵收す。🔲種類。❶從價關稅及從量關稅。課稅標準の決定方法による區別にして前者は課稅物件の價格を標準として課稅し、後者は其數量を標準として課稅するもの也。❷保護關稅及財政關稅。關稅賦課の目的による區別にして前者は內國產業の保護獎勵の爲に課稅し、後者は單に財政上の收入の爲に課稅す。🔲關稅の賦課徵收。❶租稅を課し稅率を變更するは法律を以て之を定む、例せば關稅法、關稅定率法の如し。是に對する例外は協定稅率及法律が勅令に委任したる場合也。❷稅率。法定稅率と協定稅率との二とす。前者は國家が法律を以て定め後者は條約を以て定む。❸關稅義務者。關稅義務者は輸入申告者也。❹輸入貨物。輸入せらるる凡ての貨物に付關稅を課するにあらず、法律の認めたる貨物に限定し、關稅定率法に之を列擧す。❺關稅の徵收。關稅の賦課徵收を主管する機關は大藏大臣を長官とし其下に稅關及稅關支署あり、其徵收は稅關官吏が口頭を以て納付を命じて直に徵收し、或は納稅告知書を發して日本銀行に納付せしむ。郵便物に付ては稅關は之を郵便局に通知し、郵便を受取らんとする者は郵便局に申出て關稅を納付す。🔲關稅義務の成立。關稅義務は法律に因り關稅を課せらるべき貨物が輸入せられたる時に成立す。🔲關稅擔保。關稅未納の貨物は法律上當然關稅の擔保となるべく、又關稅の擔保として提供すべきものは金錢或は國債に限る、擔保を提供したる場合に於て徵收すべき關稅を納付せざる時は擔保を以て之に充つ、但金錢以外の擔保は之を公賣に付し關稅及公賣の費用に充て殘金ある時は之を擔保提供者に還付す、關稅の徵收は總て他の公課及債權に先つ。🔲關稅義務の消滅。❶履行。❷時效。關稅の徵收權は之を行使し得る日より滿二箇年を經たる時は時效により消滅す、此限にあらず。❸擔保の公賣。擔保を公賣に付し關稅に充てたる時。🔲救濟方法。❶異議。關稅の賦課に關する稅關長の處分に對し不服ある者は其處分を受けたる日より二十日以內に文書を以て稅關長に異議の申立を爲す事を得。稅關長は文書を以て之を判定し異議申立人に交付す。❷訴願。稅關長の判定に對し不服ある者は大藏大臣に訴願する事を得、訴願を審査せしむる爲め委員會を設く。❸過誤納。徵收したる關稅額が過多なりしか或は過少なりしかに從ひ納付者の返還請求權或は官廳の請求權は關稅納付の日より滿二箇年を經過すれば時效により消滅す。〔關稅定率〕〔關稅訴願〕〔關稅訴願審査委員會〕

官制沿革（くわんせいえんかく） 🔲上古。大化以前に於ては國民皆其世襲の職を以て天皇に仕へたり、例せば大伴、物部、久米の三氏が武事、中臣、齋部の二氏が祭祀を以て朝廷に仕へたるが如し、故に當時は職名、官名、氏名の間に判然たる區別なかりき。而して同一族卽同一氏中其宗族を大氏、支族を小氏と稱す、大氏は天皇に直隸し數多の小氏を統率し大小氏皆各部の民及家人奴婢を有す。上古官職中其主なるものを列擧すれば❶祭官。①中臣連。神と天皇との中を執し祝詞、神除、占卜を掌り中臣部、卜部の兩部曲を帥ゆ。②齋部首。祭具を掌り各地の忌部、玉作、倭文以下の諸部を帥ゆ。❷政官。天皇に近侍して國政の樞機に參與するものに臣、連あり、雄略天皇の朝より大臣、大連の二官を設く。①大臣。皇別の蘇我氏、平群氏、許勢臣中より出で、皇別の諸氏を統ぶ。②大連。神別の大伴連、物部連中より任命し神別の諸氏を統帥せしむ。❸地方官及其他。地方官には國造あり各其地に封ぜられ王化を傳へ其保安に任し、縣主ありて御料田を掌る、山海の官には阿曇連ありて漁獵を掌り山部連ありて山林のことを管掌し、天皇の御料地卽御田屯倉を掌るを屯司と云ひ官物の收藏保管には齋藏、內藏、大藏あり土工には土師連等あり。❹武官。①常任武官。諸軍を部署するものに大伴連、久米直、物部連等あり、其中大伴、久米二氏は部人を帥ゐて天皇に從屬し物部氏は兵器を帶び皇居を警衞するの別あるも有事の日從軍し兼て常時刑獄を掌るは三氏共に同じ。②將軍。必要に應じて任命する臨時の官にして[四道將軍]の如き是也。🔲王朝時代。大化改新により其基礎を定め五六年を經て[大寶令]に至り始めて大成す、大寶の官制は二官八省及彈正臺を以て其最要部と爲す、而して其制定に際しては我國情を斟酌顧慮したること勿論なりと雖、而も唐官制を模倣したるもの多くして諸司の如きも赤長官、次官、判官、主典の四等官を以て組織したり。後世大寶令（養老令）の職員令に記載せられずして令施行後、

（前頁。官公吏が故意に職權を濫用して他人の權利を毀損したるとき——官制）

特別の[格]により新設されし官を令外の官と云。㋑二官。[1]神祇官。祭祀を國家最重の事項として神祇官を諸官司の首位に置けり、伯、大少副、大少祐、大少史の四等官ありて祭祀。祝部、卜兆等を掌る。[2]太政官。天下の大政を總理し八省百官を統轄す、職員には太政大臣、左右大臣、大少納言、大少外記並に左右の大中少辯、左右の大少史等あり、太政官より被管諸司諸國へ下す命令は官符又は辯官下文(宣旨)の形式を以てし官符には其事項により内印(御璽)又は外印(官印)を捺すを要し、辯官下文は官符の略式とも云べきものにして請印を要せず。㋺八省。太政官統轄の下にありて國務を分掌す。[1]中務省。詔勅官人、僧尼、戸籍等を掌る、被管には中宮職、左右大舍人寮、圖書寮、内藏寮、縫殿寮、陰陽寮、畫工司、内藥司、内禮司等あり。[2]式部省。文官の考課。選叙、論功、封祿、禮儀、文敎等を掌る、被管には大學寮、散位寮あり。[3]治部省。姓氏、繼嗣、婚姻、喪葬、蕃客等の事を掌り雅樂寮、玄蕃寮、諸陵司、葬儀司等の被管あり。[4]民部省。戸籍、賦役、田地、橋道、津濟、山澤等を掌り主計寮、主税寮の二寮を管す。[5]兵部省。武官の考課、選叙、國防、兵士、兵器等を掌り兵馬司、鼓吹司、主鷹司、造兵司、主船司等を管す。[6]刑部省。裁判、囚獄等を掌り贓贖司、囚獄司の二司を管す。[7]大藏省。出納、諸國調物、實貨、度量衡等を掌り典鑄司、漆部司、縫部司、掃部司、織部司等の被管あり。[8]宮内省。宮中の出納、供御物を掌り被管には大膳職、木工寮、大炊寮、典藥寮、主殿寮、正親司、造酒司、官奴司、土工司、主水司、内掃部司、内染司、内膳司、鍛冶司、園池司、采女司、主油司、筥陶司等あり。㋩彈正臺。風俗を粛清し内外非違の糺彈を掌る、四等官は尹、弼、大少忠、大少疏より成り別に巡察彈正ありて市中を巡視す。㊁五衛府。[1]衛門府。諸門の禁衛、巡檢、隼人の門籍等を掌り被管に隼人司あり。[2]衛士府。左右あり宮掖の禁衛、巡察、車駕の前驅後殿等を掌る。[3]兵衛府。左右あり兵衛の檢校、巡檢、車駕の前後衛を掌る。㋭地方官。[1]京職。左右に分れ兩京の戸籍、租税、訴訟等一切の市政を掌る、下に東西市司あり。[2]攝津職。攝津を治むるものにして管掌略京職の左右京に於けると同じ。[3]太宰府。西國の要鎭にして兼て筑前國を治む、管掌略京職に同じく只蕃客の歸化饗讌等を加ふるのみ。[4]國司。國の廣狹によりて大上中下の別あり、守の管掌大略京職と同じく只陸奥、出羽、越後は太宰府に同じく壹岐、對馬、薩摩、大隅は延獄の捍衞又關ある國は關剗を監するの別あるのみ。[5]郡領。廣狹により上中下小の四等に分ち國司の命に從ひて所部の政治を行はしむ。㋬令外官。[1]勘解由使。延暦年代に設置せし令外の官にして大政官の管轄の下にありて[解由狀]及不與解由狀を勘檢す。[2]藏人所。弘仁元年に新設せしものにして初めは機密の書及訴訟を掌りしが、其後次第に權限を擴張し宇多天皇寛平の頃には政務の奏、詔勅の傳宣、禁中の禮儀、御物の保管、賑使殿上の糺彈、召號等に至るまで管掌し、且其長官たる別當は大臣の兼攝たるの慣例となりしを以て國政上重要の地位を占むるとなり其權威は往々太政大臣を凌ぐに至れり。職員は時代に依り異るも寛平以後は別當、頭(二人にて一人は近衛中將の兼攝にて頭中將と呼び他は辯官に兼攝せしめ頭辯と略稱す)藏人出納、雜也、小舍人、所衆、瀧口等あり。[3]記錄所。後三條天皇延久年間記錄所を大政官内に置き天皇親臨して莊園に關するとを處決す、當時莊園國郡中に充盈し名を之に籍りて租庸を脱する者多く國庫の收入頗る減じたるを以て也。[4]檢非違使。非違を檢するの職にして弘仁年間より京都及諸國に置く、京都の官衙を檢非違使廳と稱し別當一人を補して之が長官たらしめ、諸國の官衙は檢非違使所と稱し國司に隷屬せしむ、職掌司法警察にあるを以て後には其權威頗る强く、朝廷にても其任を重じ別當の下す符を別當宣著くは廳宣と稱して勅宣に准じ違ふ者は違勅罪に處するに至り、遂には衞門府の追捕、彈正臺の糺彈、刑部の裁判、京職の訴訟等皆使廳に歸するに至れり。[5]按察使。元正天皇養老三年諸國に設けたる地方監察官にして民の得失國司の非違を監察す。[6]鎭官及鎭撫使。天平三年畿内に總官を山陽、山陰、南海諸道に鎭撫使を置き兇徒の搜捕、盜賊妖言の鎭壓、國郡司政績の巡察等を掌らしむ。[7]巡察使。國郡司の治績を巡察する臨時の官にして天平一〇年以後屢派遣せらる。[8]觀察使。大同元年始めて之を置き五畿七道に於ける國郡司の治績を觀察せしむ。[9]節度使 天平四年東海、東山、山陰、西海の四道に置きて地方の政治、軍事等を監督せしむ。[10]遣唐使。孝德天皇白雉四年小山上吉士長丹を大使とし小乙上吉士駒を副使として派遣したるを始めとし其後屢遣唐使の事あり、其目的は佛敎の傳授、内政改革及社會改良等に資すべき制度文物の移入に在りしが如し。㋣攝政。清和天皇貞觀八年外祖藤原良房を以て政を攝せしむ、是れ人臣攝政の初め也、其後天皇幼少の時は讓位の宣命又は別勅を以て攝政を置くの例となり藤原氏獨占の職となれり。㋠關白。宇多天皇仁和三年百官に詔し萬機の事先づ基經に關白して然る後に行下せしむ、關白の名是に始まり爾來職名となれり、蓋し關白職は攝政其政を奉還し猶萬機を關り白すの義にして攝政、關白は異名同義なるもの也。㊂武家時代。[鎌倉幕府][室町幕府][織田信長][豐臣秀吉][江戸幕府]。㊃明治時代。㋑内閣制以前。慶應三年德川慶喜大政を奉還するや一二月攝政、關白、征夷大將軍以下の職を廢して新に總裁、議定、參與を置き、明治元年正月三職を分て神祇、内國、外國、軍務、會計、刑法、制度の七課とし同二月之に總裁局を加へて八局とせしが、同閏四月更に官制を改革して三職八局を廢し太政官中議政官(天皇に直隷し重要法規の制定、宣戰、講和、條約等の事を掌り諸官省の首位に居る、而して上下二局に分れ上局は議定官に屬する權限を執行し下局は各藩の貢士より成る議會にして上局

(後頁。關稅監督官——關稅訴願)

の諮詢する事項を審議す)、行政官(他の官省に屬せざる一切の政務を統轄し長官は議定官上局の長官之を兼ぬ)、神祇官、會計官(財政及交通を掌る)、軍務官、外國官、刑法官(司法、警察を掌る)の七官を置けり。議定官を除いては王朝時代の官制に頗る類似したるを見るべく更に二年七、八月の改正にて一層其に近づきたり、即神祇官及太政官を對立せしめ太政官の長官を太政大臣とし之に左右大臣及數名の參議を附して事務を補佐せしむ、而して太政官の下に民部(戸籍、租税、交通、鑛山及地方官の監督等を掌る)大藏、兵部、刑部、外務、宮内の六省及集議院(舊議官下局に當る)大學(敎育を掌る)彈正臺(行政監督及警察の事を掌る)等の諸官府を屬せしめ、次て三年閏一〇月工部省を置き工業、鑛山、鐵道、電信、土木等を管轄せしむ。然るに四年八月太政官官制を改めて長官の官衙を正院と稱し之に左右兩院を附す、左院は議官を以て組織する議政府にして正院の諮詢に應じ又は自ら建議す、右院は各省長次官より成り各省所管に關する法案を議定し又は行政事務を審議す、而して左院の奏事にして行政の實務に關係あるものは右院に下附し、右院の奏事中一般に關係するものは左院に下附して審議せしめ、集議院は左院に屬せしめたり。同年七月民部省を廢し土木の外一切の事務を大藏省に移し、大學を廢して文部省を設置し、八月刑部省及彈正臺を廢して司法省を設け、神祇官を改めて神祇省とし各省と同じく太政官に屬せしむ。五年二月兵部省を廢して陸軍及海軍の二省に代へ、神祇省を廢して祭祀事務を宮内省に移し、三月更に敎部省を置きて宗敎事務を管掌せしむ(本省は明治一〇年一月廢せられ事務を内務省に移す)。六年五月太政官官制を更定し全國に通ずる法令は太政大臣之を左右大臣及議官に諮りて案を立て勅裁を經たる上太政大臣の名を以て之を公布することとし、太政官の權限擴張して各省の權限は縮少せしめたり、同年一一月内務省を設置して戸籍、警察、交通等の事を掌らしむ。八年四月立憲政體を立つるの詔あり、此に於て太政官三職三院の制を改め左右兩院を廢して正院のみに止め、大政大臣をして庶政を總理せしめ、從來立法審議機關たりし左院の代りに元老院を設きて重要の法律を議定せしめ、大審院を設けて裁判事務に關する獨立の權限を與へ、かくて立法、行政、司法三權分立の實を擧げんことを期し、又各省の權限を擴張し諸省長官の專斷し得べき事項と勅裁を請ふべき事項とを區別せり。一三年三月大藏省の監督局に代へて太政官中に會計檢査院を設け翌年四月農商務省を新設す。㋺内閣制以後。明治一八年一二月中央官制に大改革を行ひ、從來の太政官上に立ちて各省大臣之が監督に服するの制を廢し各省大臣は天皇に直隷し、内閣を組織して重要事項を協議し内閣總理大臣は其首班に立ちて行政各部の統一を計り兼て各部に屬せざる一定の事務を管理するの制と爲せり、而して工部省は即日廢せられて遞信省之に代り三一年拓殖務省を置きたるも其翌年之を廢止したり、爾後大正九年五月鐵道省、同十四年農商務省を廢して農林、商工兩省を設けたるの外變更なし、[1]宮中Ⓐ[内大臣]Ⓑ[樞密院]Ⓒ[宮内省][2][内閣][3][各省]Ⓐ[内務省]Ⓑ[外務省]Ⓒ[大藏省]Ⓓ[文部省]Ⓔ[遞信省]Ⓕ[陸軍省]Ⓖ[海軍省]Ⓗ[司法省]Ⓘ[鐵道省]Ⓙ[農林省]Ⓚ[商工省](職原鈔、職官志、明良帶錄、官制沿革略史、古事類苑官位部、職員錄)

關稅監督官(くわんぜいかんとくくわん) surveyors of custom(英) [亞米利加合衆國法]

關稅過誤納請求權(くわんぜいくわごなふせいきうけん) 〔關稅〕

關稅警察(くわんぜいけいさつ) Zollpolizei(獨) Custom police(英) police de douane(佛) polizia del accostumato(伊) ㊀意義。關稅の徴收を確保し逋脫を豫防し其他船舶貨物の取締に關する[行政警察]也。㊁作用。㋑豫防的警察。[1]船舶。外國貿易船開港に入港したる時は船長は入港の時より二十四時以内に稅關に入港屆を爲し、積荷目錄、艙口申告書、船用品目錄及旅客氏名表を提出すると同時に船舶國籍證書及仕出港の出港免狀若くは之に代るべき書類を預くべし。又開港を出港せんとする時は船長は稅關に出港屆をなし出港免許を受くべし。[2]貨物。貨物の輸出若くは輸入を爲さんとする者は稅關に申告し貨物の檢査を經て其免許を受くべし、外國貨物は保稅地域に非ざる場所に藏置する事を得ず、輸出貨物は輸出免許を受けたる後にあらざれば之を積出す事を得ず。㋺財政强制。[1]人。稅關官吏は犯則の事實を證明するに足るべき物件を身邊に藏匿する者ありと思料したる時は其開示を求め、若之に從はざる時は身邊の搜索を爲す事を得。犯則事件の調査をなすに當り必要と認むる時は犯則者、證人參考人を訊問する事を得。[2]物。稅關官吏は犯則の事實發見の爲必要と認むる時は船車倉庫其他の場所に臨檢し搜索を爲す事を得、必要あれば警察官吏の援助を求むるを得、又犯則事件の調査に依り發見したる物件犯則の事實を證明するに足るべしと思料したる時は之を差押へ差押目錄を作るべし。[3]通告處分及告發。稅關長は犯則事件の調査に依り犯則の心證を得たる時は其理由を明示し、罰金若くは科料に相當する金額、沒收に該當する物品若くは徴收金に相當する金額を稅關に納付すへき旨を通告すべし、犯則者右の通告を受けたる日より五日内に履行せざる時は稅關長は直に告發すべし、稅關長は通告を爲し難しと認め若くは通告の旨を履行する資力なしと認むる時は直に告發すべし。(關稅法一〇、一三、二四、三一、三七、八四—八六、八八、九〇、九四—九七條)

寛政刑典(くわんせいけいてん) [松平定信]の執政時代に寛政二年[御定書百箇條]を訂正補修したるものにして通例之を百箇條と呼びたり。其後更に之が補修の爲めに臨時に評決せし律令を例書と名つく。

關稅訴願(くわんぜいそぐわん) Zollbeschwerde(獨) custom petition(英) plainte contre les droits douaniers(佛) pelizione del accostumato(伊) [關稅][關稅訴願審査委員會]

(前頁。官制沿革…明治時代)

關稅訴願審査委員會 【一】觀念。關稅の賦課に關する爭議の申立は稅關長之を判定し此判定に不服ある者は大藏大臣に訴願する事を得、此訴願を審査する爲に設けらるる機關を關稅訴願審査委員會とす。【二】組織。㋑定員。會長一人委員九人を以て組織し會長は大藏次官、委員は大藏省高等官三人、帝國大學教授三人、商工省高等官二人、司法省高等官一人を以て之に充つ。㋺臨時委員。特別の必要ある場合には前掲定員の外臨時委員を命ずる事を得。㋩幹事。幹事一人を置き大藏省高等官を以て之に充て會長の指揮を承け庶務を整理す。㋥書記。二人を置き大藏屬を以て之に充つ、會長及幹事の指揮を承け庶務に從事す。【三】決議。㋑決議方法。委員會は委員過半數出席するに非ざれば決議をなすを得ず、決議は出席委員の過半數に依り可否同數なる時は會長の決する所に依る。㋺議事參與の禁止。委員は自己の利害に關する議事に參與するを得ず。㋩報告。委員會に於て審査終了したる時は其結果を大藏大臣に具申すべし。(關稅法七〇——七二條)

官制大權 〔官制〕

關稅擔保 〔關稅〕

關稅徵收官 collector of custom(英) 〔亞米利加合衆國法〕

關稅徵收官補 deputy collectors of custom 英) 〔亞米利加合衆國法〕

關稅徵收武官 naval officer of custom(英) 〔亞米利加合衆國法〕

關稅通路 Zollstrasse(獨) Customs route(英) chemin des droits de douane(佛) 外國より輸入したる貨物が內地を通過して再び外國に輸出せらるる場合には關稅を課せず。法令はかかる貨物の運送に付一定の經路を定む。之を關稅通路と云ふ、是通過貨物は該通路によりてのみ運送せしめ以て關稅の逋脫を豫防し關稅幹務を完からしむる趣旨也。外國貨物の陸路に由る運送は命令を以て定めたる通路に由る、關稅通路は主として鐵道線路及之と連絡せる水路に因る。(正六年、大十二〇號關稅法第三十九條ノ三)

關稅同盟 union douanière(佛) Zollverein(獨) customs union(英) 〔獨逸法〕

關稅定率 tarif des droits(佛) Zolltarif(獨) customs tariff(英) 【一】意義。外國より輸入する物品に賦課する〔關稅〕の〔稅率〕を云ふ。【二】種類。稅率を分て國定稅率と協定稅率とす前者は國家が輸入貨物に賦課する爲め單獨に其主權を以て定め、後者は條約を以て定む。【三】國稅定率。㋑原則。外國より輸入する物品には關稅定率法の定めたる輸入稅表によりて關稅を課す、或は從價稅率により或は從量稅率による其稅率は各輸入品目によりて異り、從價稅品は輸入の際に於ける判濟價格に依りて課稅す。又關稅定率法別表輸入稅表に揭ぐる物品中一定の贅澤品に付ては當分の內同輸入稅表に依らず從價十割の輸入稅を課す。㋺例外。[1]無稅品。御料品以下二十三種の物品に付ては輸入稅を免除す。[2]條件附無稅品。一定の物品にして輸入の日より一年以內に再び輸出するものは輸入稅を免ず、但輸入の際稅金に相當する擔保を提供せしむる事を得。[3]戾稅。輸入原料品にして命令を以て指定したる輸出品の製造に使用するものには命令の定むる所に依り其輸入稅の全部又は一部の免除又は拂戾を爲す事を得。【四】稅率の變更。㋑特惠關稅。條約に依る特別協定の便益を受けざる地域の生產品に對し必要ある時は勅令を以て地域及物品を指定して該協定の限度を越えざる便益を與ふる事を得。㋺報復關稅。[1]本邦の船舶又は生產品に對し特に不利益の取扱を爲す國の生產品に對しては勅令を以て物品を指定し、關稅の外其物品の價格と同額以下の關稅を課する事を得。[2]外國に於て輸出獎勵金を受くる物品に對しては關稅の外勅令を以て獎勵金と同額の關稅を課する事を得。[3]不當廉賣品の輸入に付ては勅令の定むる所により、關稅の外正常價格と同額以下の關稅を課する事を得。[4]凶作の場合は米及籾の輸入稅は勅令を以て期間を指定し每百斤四十錢を限度として之を低減する事を得。(明四三年法五四關稅定率法 一——一三、七——九條、正一三年法二〇贅澤品等の輸入稅に關する件)

關稅の減稅 輸入貨物損傷したる爲輸入免許前に於て之を申告し損傷貨物に相當する〔關稅〕を定むべきを云ふ。一般の〔減稅〕にありては確定せる納稅金額を法定事實の發生によりて減少するものなれども關稅にありては之と異り、未だ關稅金額の確定せざるに先つて輸入貨物損傷したる爲輸入申告者は輸入貨物が損傷せられざるものとして課稅せらるるを不利益也とし、損傷せられたる貨物に課稅せられん事を請求する事を得。故に其請求は輸入免許前の損傷に關するものならざるべからず、蓋し關稅義務は輸入免許によりて當然發生するものなれば也、右の減稅を請ふ者あれば相當の減稅を爲す事を得。(明三二年法六一關稅法三條)

關稅未納 unbezahlter Zoll(獨) Custom duty unpaid(英) impôt nonpayé(佛) 輸入貨物に對し關稅義務者が未だ〔關稅〕の完濟をなさざるを云ふ。かかる關稅未納の貨物は其關稅の擔保とす。(明三二年法六一關稅法七條)

關稅拂戾 一旦適法に徵收したる〔關稅〕に付一定事實の發生により其關稅の全部又は一部を納稅者に返還するを云ふ、是內國工業又は工業品輸出獎勵の爲に認めらるる制度也。例せば輸入原料品にして命令を以て指定したる輸出品の製造に使用するものには、命令の定むる所に依り其輸入稅の全部又は一部の拂戾を爲す事を得。(明四三年法五四關稅定率法九條)

寛政律 〔御定書百箇條〕

官設鐵道 Regierungseisenbahn(獨) government railway(英) chemin de fer de l'Etat(佛) ferrovia del governo(伊) 國家が直接經營維持する〔鐵道〕也。國有制を採りし以來一地方の交通を目的とするものを除く外一般運送の用に供する鐵道は凡て之を國の所有とす、官設鐵道は國家自ら敷設したるもの私立鐵道會社より買收又は借入れたる鐵道を包含

(後頁。官設保稅倉庫——官廳)

す。(明三九年法一七國有鐵道法一條)〔國有鐵道〕

官設保稅倉庫 Regierungszollspeicher(獨) government bonded warehouse(英) Magasin du gouvernement(佛) 【一】意義。外國より貨物を輸入するに當り輸入手數の未だ終らざる貨物は法令の定むる所により一定の場所に藏置す。斯かる貨物を藏置すべき〔倉庫〕にして國家の經營管理に係るものを官設保稅倉庫と云ふ。【二】藏置。官設保稅倉庫に藏置する貨物は輸入手數未濟の貨物にして次の貨物は藏置するを得ず、輸入無稅品、巨大なるもの及重量なるもの、損傷腐敗せしもの又は損傷腐敗し易きもの、發火質、燃燒質又は爆發質のもの、倉庫又は他の貨物を汚損すべきもの、動物及植物、不潔物、保稅倉庫に貨物を藏置せんとする者は庫入申告を稅關又は稅關支署に差出し貨物の檢査を經庫入免狀を受くべし。【三】預證券。官設保稅倉庫に貨物の庫入を了したる時は稅關又は稅關支署は稅關長又は稅關支署長の署名捺印したる預證券を貨主に交付す、藏置の貨物は預證券引換に交付するものとす。【四】庫敷料。官設保稅倉庫に貨物を藏置したる者は官設保稅倉庫庫敷料定率表に依り庫敷料を納むべし、而して庫敷料は貨物庫出の時之を徵收す。【五】處分。保稅倉庫に藏置すべき期限は庫入の時より滿二箇年とし、此期限を經過して貨物の引取を爲さざる時は當該官廳は利害關係者の費用及危險の負擔を以て之を收容し、收容後尙法定期限內に引取なき場合は之を收容公賣其他の處分を爲す事を得。又藏置の貨物腐敗其他の事故に因り倉庫又は他の貨物を害する虞ある時は當該官廳は公告して指定期限內に引取を命じ、此期限を經過するも其貨物を引取らざる時は當該官廳は之を滅却する事を得。(明三〇年法一五保稅倉庫法一、七、一〇、一四、一六、一七條、明三〇年勅令二五關官設保稅倉庫に藏置する貨物の庫敷料、關稅法四七——五二條)

官設保稅倉庫庫敷料定率 〔官設保稅倉庫〕

關戰役務 belligerant service(英) 〔軍事的幇助〕

管船局 Schiffsbureau(獨) bureau of navigation(亞米利加合衆國法) Marine bureau(英) direction de la marine marchande 〔佛蘭西法〕 bureau du navires(佛) 【一】觀念。遞信省の一局にして主として航路標識に關する事項、航路船舶海員水運及保護海事會社の監督に關する事項、其他船用品の檢査及試驗に關する事項等の事務を掌る。【二】課。分課及掌る事務次の如し。㋑庶務課。[1]本局の主管に屬する庶務及會計。[2]航路標識。[3]水難救護及海上信號。[4]港務及水路。[5]海事委員會及萬國航海會議。[6]海事團體の監督。[7]局中他の課に屬せざる事務。㋺監理課。[1]航路監督。[2]航路補助及獎勵。[3]水運事業監督。㋩船舶課。[1]船舶檢査。[2]船燈、信號器、及救命具の取締。[3]造船事業監督。[4]造船事業の保護及獎勵。[5]船舶の軍需調査。㋥登錄課。[1]船舶登錄。[2]船舶の調度。[3]船舶滿載吃水線割定準備。㋭海員課。[1]船舶職員及水先人の試驗及登錄。[2]海員審判及海難調査。[3]海員の養成、保護、服務及取締。[4]商船學校に關する事。[5]海員國際勞働會議。㋬調査課。[1]海事調査。[2]國際交通。[3]特殊海外事項。[4]本局主管に屬する統計及報告。右の外管船局に船用品檢査所を置き遞信大臣は必要と認むる地に船用品檢査所の支所を置き船用品檢査所の事務を分掌せしむ。(明三一年勅二九五遞信省官制三條 明三四年一月一四官報遞信省分課規程二七——三〇條ノ二)

完全中立國 〔局外中立〕

完全なる有價證券 〔有價證券〕

官選辯護人 Vom Gerichte bestellte Verteidiger(獨) designated advocate(英) avocat d'office(佛) 【一】意義。刑事々件の裁判に當り一定の場合に於て裁判長より選任せらるる〔辯護人〕也、官選辯護人を選任するの趣旨は之によりて被告人の利益を擁護せんとするにあり。【二】官選辯護人たる資格。裁判所所在地に在る辯護士又は司法官試補の中より之を選任し、被告人の利益相反せざる時は同一の辯護人として數人の辯護を爲さしむる事を得。【三】選任の場合。次に揭ぐる場合に於て辯護人出頭せず又〔私選辯護人〕の選任なき時は裁判長は職權により或は檢事の意見を聽き辯護人を附す。㋑死刑又は無期若くは短期一年以上の懲役若くは禁錮に該る事件。㋺被告人二十歲未滿又は七十歲以上なる時。㋩被告人婦女なる時。㋥被告人聾者又は啞者なる時。㋭被告人心神喪失者又は心神耗弱者たる疑ある時。㋬其他必要と認むる時。(刑事訴訟法三三四、三三五條)〔公設辯護士〕

換地 Zuteilungsfeld(獨) 換地とは〔耕地整理〕の結果整理地を從前の土地所有者に割當てられたる土地を云ふ。耕地整理は土地の農業上の利用を增進するを目的として土地の交換分合其他の變更を加ふるものなれば換地は從前の所有地と異る。然れども法律は從前の所有地と換地とを同價値ならしむるが爲換地は從前の土地の地目、面積、等位等を標準として之を交付すべきものとし、地目面積等位等を以て相殺を爲す能はざる部分に關しては金錢を以て淸算すべきものとなす。(明四二年法三〇耕地整理法一、三〇條)

官治行政 〔行政〕〔行政組織〕〔行政區劃〕〔公共團體〕

官廳 Behörde(獨) government office(英) bureau du gouvernement(佛) 【一】意義。官廳とは天皇の下に於て其委任により國家事務に付國家意思を發表する權を有する機關也。㋑官廳は機關也。官廳は國家なる人格の構成部分にして特定の任務の爲に行動す、故に官廳は獨立の人格者にあらずして國家を代表する機關也。㋺國家意思を發表する權を有す。國家事務に參與する機關の中單に國家意思の發表を準備するに過ぎざるものは補助官府にして官廳にあらず。㋩天皇の委任によりて存す。我憲法上官廳が其權限の如何を論ぜず、天皇の委任に依て職權を行ふ事は天皇が官制大權及任官大權を有するにより明也。【二】分類。㋑〔行政官廳〕及〔司法官廳〕。㋺獨任制官廳及合議制官廳。㋩中央官廳及地方

(前頁。關稅訴願審査委員會——官設鐵道)

官廳。土地の管轄に依て設くる區別にして前者は各省の如く全國一般に渉る事務を掌り後者は各府縣廳及各省所屬の地方官廳の如く或一定の地方區劃内の事務を掌る。〔官〕〔官府〕〔行政官廳〕〔司法裁判所〕〔司法機關〕〔公務所〕

管長(くわんちやう) ■意義。管長とは神道各派並に佛道各宗に於ける主宰者にして、宗教事務に關し政府より一定の行政を委任せられたる者也。管長は神道各派に一人、佛道各宗に一人を定むるを原則とするも、事宜に因り神道に於て數派聯合して管長一人を定め、佛道に於て各派管長一人を置くも妨なし。管長身分の儀は凡て勅任官取扱の例に依る。■委任事務。寺院の住職を任免し及教師の等級を進退する事は總て各管長に委任す。(イ)神道管長は其開宗の主義に由て次の條規を定め内務大臣の認可を受くべし。[1]教規。[2]教師たるの分限及其稱號を定むる事 [3]教師の等級進退の事。(ロ)佛道管長は其開宗の主義により次の條規を定め内務大臣の認可を受くべし。[1]宗制。[2]寺法。[3]僧侶並教師たるの分限及其稱號を定むる事。[4]寺院の住職任免及教師の等級進退の事。[5]寺院に屬する古文書寶物什器の類を保存する事。■任免。管長を定むべき規則は神佛各其教規宗制に由て之を一定し内務大臣の認可を得べし、故に管長の任免は政府の認可を要す。(明一七年太達一九號[illegible]住職任免方[illegible]、明一七年[illegible]管長身分取扱方)

官廳間の委任(くわんちやうかんのゐにん) 〔委任〕

官廳特許主義(くわんちやうとくきよしゆぎ) 官廳特許主義は許可主義又は免許主義と云ひ法人の設立に當り行政處分を以て人格を付與する主義也。我民法によれば公益に關する社團又は財團にして營利を目的とせざるものは其主務官廳の許可を得て之を法人と爲す事を得。卽〔公益法人〕に付て官廳特許主義によれる也。(民三四條)

官廳の監督(くわんちやうのかんとく) 〔官廳〕の〔監督〕を次の四種に分て觀察す。■官廳對補助機關。官廳を構成する者は通常法律上の決定權を有する長官にして其意思決定を準備補助する機關之に附屬す、斯かる補助機關は本屬長官の監督に服す。例せば各省大臣又は各府縣知事が部下の官吏を監督するが如し ■官廳對官廳。〔上級官廳〕は〔下級官廳〕を監督す、之れ行政の統一を保持するが爲也。例せば〔内務大臣〕が其主任事務に關し〔地方長官〕を監督し、〔知事〕が〔郡長〕に對するが如し。■官廳對〔自治團體〕。自治團體は國家的事務を其存立の目的とす。故に國家の特別の監督に服する義務あり、例せば府縣行政は内務大臣之を監督するが如し。自治團體に對する監督は行政官廳の間に於ける監督と其性質を異にし前者に關する規定が勅令を以て定めらるゝに反し、後者に關する規定は法律による、蓋し後者にありては人格者に對する意思の制限なれば也。■官廳對私人。國家は法令の規定により私法人の設立又は私權の設定に付監督を爲す、例せば社團法人又は財團法人の設立に關する主務官廳の許可、鑛業權の設定に關する主務官廳の許可の如し。(明二六年勅一二二號各省官制通則九・一七條。正三年勅一五一號地方官官制七——九條、府縣制一二七條市制一五七條町村制一三七條。明三三年法三五號重要物産同業組合法一七、一九條。民法三四條。明三八年法四五號鑛業法二一條)〔第一次監督〕

官廳の組織(くわんちやうのそしき) 〔官廳〕〔行政官廳〕〔司法機關〕

官廳の代理(くわんちやうのだいり) ■意義。官廳の代理とは法令の規定により官廳の權限の全部又は一部を他の官吏をして行はしめ當該官廳が之を行ひたると同一の效力を生ぜしむるを云。■種類。(イ)任意代理。官廳は授權により所部官吏をして其職務の一部を代理せしむる事を得、官廳が官吏をして代理せしむるか否かは一に官廳の意思如何に依る、例せば知事は府縣の官吏をして其事務の一部を臨時代理せしむる事を得。(ロ)法定代理。一定の法律事實の發生に因り法律上當然代理權を生ず、例せば知事事故ある時は官等の順序に從ひ書記官其職務を代理す。(ハ)指定代理。法令の規定に因り元首若くは第三官廳が代理者を指定し之をして官廳の職務を代理せしむるを云。例せば内閣總理大臣又は各省大臣故障ある時は他の大臣臨時命を承けて其事務を代理す、知事、及書記官共に事故ある時は内務大臣に於て他の高等官の一人をして知事の職務を代理せしむ。(正二年勅一五一號地方官官制一二條三項、二項、明二二年勅一三五號内閣官制八、九條)

官廳の認可(くわんちやうのにんか) 〔認可〕

官廳用電信電話(くわんちやうようでんしんでんわ) ■意義。官廳が其事務執行の爲施設せる電信電話也。原則として官廳内部に於ける通信の用に供すべきものなれども例外として特に公衆通信に供せらる、かゝる電信電話は軍用電信に依るものを除くの外總て遞信大臣の定むる規程に依る事を要す。■公衆通信。官廳用電信電話にして鐵道所屬のもの及公衆通信の用に供する電信電話なき地に施設したるもの並當該官廳の事務所に差支なきものは遞信大臣之を公衆通信の用に供する事を得。■種類。(イ)一構内に施設するもの。(ロ)警察事務及刑事訴訟事務の專用に供する爲施設するもの。(ハ)鐵道軌道並私設電信規則第二條第二號乃至第四號に掲ぐる事業の專用に供する爲施設するもの。(ニ)電報送受の目的を以て郵便局又は電信局との間に施設するもの。(ホ)一市區町村内若くは隣接市區町村間に於て又は電信電話の連絡なく且(ニ)に依るを不適當とする市區町村間に於て施設するもの。■官廳用無線電信無線電話。(イ)施設。官廳用無線電信電話は次に掲ぐるものにかぎり遞信大臣の承認を受け之を施設する事を得。[1]航行の安全に備ふる目的を以て船舶に施設するもの。[2]特定の事務に用うる船舶相互間に於て其事務の用に供する目的を以て船舶に施設するもの。[3]電報送受の爲遞信官署との間に專用に供する目的を以て電信電話無線電信又は無線電話による公衆通信の連絡なき陸地又は船舶に施設するもの。[4]電信電話無線電信又は無線電話に依る公衆通信の連絡なく[3]の規定に依るを不適當とする陸地相互間又は陸地船舶間に於て特定の事務に用ふる目的を以て陸地又は船舶に施設するもの。[5]無線電

(後頁。官廳用無線電信無線電話——官報)

信又は無線電話の學術研究又は機器に關する實驗に專用する目的を以て施設するもの。[6]無線電信又は無線電話に依る報時通信又は氣象通信の受信に專用する目的を以て施設するもの。[7]以上の外遞信大臣に於て特に施設の必要ありと認めたるもの。(ロ)廢止變更。遞信大臣は公衆通信上必要と認むる時は官廳用無線電信又は無線電話を廢止せしめ又は其設備を變更せしむる事を得。(明三三年勅三五六號官設電信規則一條。正九年遞令一一五號官廳用無線電信無線電話規則一二條)〔電信〕

官廳用無線電信無線電話(くわんちやうようむせんでんしんむせんでんわ) 〔官廳用電信電話〕

管仲(くわんちう) 〔管夷吾〕

官等(くわんとう) offizielle Reihe(獨) official rank(英) degré officiel(佛) rango officiale(伊) ■意義。〔官吏〕の身分上の等級を官等と云。■高等官。〔親任官〕を除く外〔高等官〕を分て九等とす、親任官、一等官及二等官を〔勅任官〕とし三等官乃至九等官を〔奏任官〕とす。初めて高等文官に任ぜらるる者の官等は六等以下とし、官等は別に進級の例を定めたるもの及七等以下の者を除き在職二年を超ゆるにあらざれば陞敍するを得ず。■判任官。〔判任官〕の等級を一等乃至四等とし各等級内更に本俸に依つて區分せらる。(明四三年勅一三四號高等官官等俸給令一、四、五條、明四三年勅二六八號文官判任官等級令一條)

關東管領(くわんとうくわんれい) 〔室町幕府〕

關東軍司令官(くわんとうぐんしれいくわん) 〔關東軍司令部〕

關東軍司令部(くわんとうぐんしれいぶ) ■關東軍司令官。(イ)陸軍大將又は陸軍中將を以て之に親補し、天皇に直隷し關東州及南滿洲に在る陸軍諸部隊を統率し且關東州の防備及南滿洲に在る鐵道線路の保護に任ず。(ロ)軍政及人事に關しては陸軍大臣、作戰及動員計畫に關しては參謀總長、敎育に關しては敎育總監の區處を承く。(ハ)關東州の防備及鐵道線路の保護を行ふ爲め必要と認むるときは兵力を使用することを得、但直に其旨を陸軍大臣及參謀總長に報告すべきものとす。■組織。(イ)參謀部。(ロ)副官部。(ハ)兵器部。(ニ)經理部。(ホ)軍醫部(ヘ)獸醫部(ト)法官部。參謀部及副官部を合して幕僚とす。(正八年軍令陸一二號關東軍司令部條例)

關東州に於ける官廳(くわんとうしうにおけるくわんちやう) 〔關東州に於ける行政組織〕

關東州に於ける行政組織(くわんとうしうにおけるぎやうせいそしき) 三次の行政區劃を設く。■第一次の行政組織。第一次の行政組織に於ける官署は關東廳にして關東州全體を以て一の行政區劃とす。關東長官及其補助官府の一體也(イ)關東長官 關東廳なる行政區劃内に於て行政事務を處理する最高の地方行政官廳也、一般に内閣總理大臣の監督を受け唯涉外事項に關して外務大臣の監督を受け、南滿洲鐵道株式會社の鐵道航路に關する業務に付ては鐵道大臣の監督を受く。關東長官の構成、所管事務は大體〔臺灣總督〕に類す、只其所管事務中南滿洲鐵道株式會社の業務を監督し南滿洲に於ける鐵道線路の警務上の取締を爲し涉外事項を掌ることを特色とす。關東長官の職權も亦大體〔臺灣總督〕と同じ只其命令を總合と云ひ之を發したる時は直に内閣總理大臣を經て勅裁を請ふべく、若し勅裁を經ざるときは關東長官は直に其命令の將來に向て效力なきことを公布すべきものとせる點臺灣總督の命令と異なる。尙關東長官は其管轄區域の安寧秩序の保持又は鐵道線路の警護の爲め必要あるときは關東軍司令官に兵力の使用を請求することを得。(ロ)南滿洲鐵道株式會社。私法人なるも其鐵道附屬地帶に於て行政事務を行ふ、政府は監督上必要なる命令を發することを得るを以て同會社に命令書を發し、同會社に土木敎育衞生等に關し必要なる施設を爲すことを命し、且之が爲め必要なる手數料其の他の費用を鐵道及び附帶事業用地内の居住民に賦課することを許せり而して關東長官は同會社の業務を監督す。(ハ)關東長官の補助官府。事務總長、内務局長、警務局長、財務部長、外事部長、參事官、事務官、秘書官、理事官、技師、警視、翻譯官、屬、視學、警部、技手、翻譯生、稅務吏、警部補、巡査あり、獨任制也。■第二次の行政組織。第二次の行政組織に於ける官署は一般の行政に關して民政署あり、警察行政に關して警務署あり。(イ)民政署。民政署長なる行政官廳及其補助官府の一體也、民政署長は區なる行政區劃内に於て行政事務を處理する官廳にして其命令を民政署令と云ふ。(ロ)警務署。警務署長なる行政官廳及其補助官府の一體也。■第三次の行政組織。第三次の行政組織に於ける官署は一般行政に關して民政支署、警察行政に關して警務支署あり、民政支署は民政支署長を中心とする官府の一體にして警務支署、警務支署長を中心とする官府の一體也(正八年勅[illegible]關東廳官制一——六、七、一二、一三、一九——三〇、三七條以下、明三九年勅令一四二號)

關東廳(くわんとうちやう) 〔關東州に於ける行政組織〕

關東長官(くわんとうちやうくわん) 〔外務大臣〕〔關東州に於ける行政組織〕

關東廳官制(くわんとうちやうくわんせい) 〔關東州に於ける行政組織〕

官途奉行(くわんとぶぎやう) 〔鎌倉幕府〕〔室町幕府〕

官報(くわんぽう) Amtsblatt(獨) official gazette(英) gazette officielle(佛) gazzetta ufficiale(伊) 官府の報告の義にして國家の公告機關たるを主要目的とする官報と〔電報〕の一種たる官報との二義ありと雖、玆に所謂官報とは通例官報と稱せらるゝ前者を指すものとす。■普通官報。(イ)意義。官報は明治一六年七月一日より發行しつゝありて公文の公布以外に隨時必要と認むる記事公告を掲載し、又官廳及私人の廣告をも掲載す、其編纂及販賣は〔法令全書〕及〔職員錄〕と共に現今に於ては内閣印刷局長の所管に屬す。(ロ)掲載事項。一詔書、二法令、三豫算、四條約、五敍任、六辭令、七宮廷錄事、八官廳、九帝國議會ニ關スル事項、一〇地方行政彙報、一一學術技藝ノ事項、一二產業其他ニ關スル雜報、一三官廳ノ廣告及一般ノ廣告等。(ハ)販賣及廣告。官報代金は一部四錢、一ヶ月八拾錢とし官廳を除くの外は代金前納とす、廣告は官廳は無料

(前頁。管長——官廳用電信電話)

とし、登記に關する公告料のみは別に之を定む。現在に於ては官報を四段組とし四號活字一行四拾錢、五號三拾五錢、六號三拾錢の廣告料とす。又印刷局長は一定の區域を定め官報販賣所を指定し定價を以て販賣配達せしむ。官報販賣所は印刷局長の定むる國債を擔保として提供すべきものとす。㊂購讀義務。三等郵便電信局三等郵便局及三等電信局を除くの外總ての官廳は官報を購讀すべき義務を有す。（正一一年閣令一號正一三年八月二七日官報）〔電報〕【三】電報官報。〔電報〕の一種にして官廳及地方自治體より發する公信並外國の首長、皇族、大臣、陸海軍將帥、大使、公使及領事より發する電報を云、但商人にして領事の事務を扱ふ者より發する電報は官報發信の資格ある者に宛て且官用に關するものに非れば之を官報と爲すことを得ず。國庫金取扱に關し日本銀行の本店、支店又は代理店より發する電報及宮內省金庫事務に關し宮內省本金庫、支金庫又は派出所より發する電報並に戰時事變に際し日本赤十字社又は軍事輸送の爲め政府の使用に供する船舶、航空機若くは鐵道の所有者より發する電報は遞信大臣の承認を經て官報と爲すことを得。官報發信の資格なき者と雖受取りたる官報を提示し其返信を官報と爲すことを得。（正一四年遞令一號電信規則一、二條）

官房（くわんばう） Sekretariat（獨） secretariat（英） secrétariat（佛） 【一】意義。各省其の他官廳に於て其長官に直屬して機密の事務を掌理する機關にして官房は之を課に分て事務を掌理する場合あり。【二】官房の職務。㋑內閣官房 [1]詔書勅書法律命令等の公布に關する事項。[2]大日本帝國憲法詔書、勅書、法律命令等の原本に關する保存。[3]公文書の査閱、起草、及接受發送に關する事項。[4]官吏の進退身分に關する事項。[5]各廳高等官の履歷に關する事項 [6]官印の管守に關する事項。[7]公文書類の編纂及保存に關する事項。[8]內閣所管圖書の類別購買保存出納及目錄調製に關する事項。[9]內閣所用圖書の出版に關する事項。[10]內閣の會計に關する事項 ㋺大臣官房。[1]機密に屬する事項。[2]官吏の進退身分に關する事項。[3]大臣の官印及省印の管守に關する事項。[4]公文書類及成案文書の授受發送に關する事項。[5]統計報告の調製に關する事項。[6]公文書類の編纂保存に關する事項。[7]本省所管の經費及諸收入の豫算決算並會計に關する事項。[8]會計の監査に關する事項。[9]本省所管の官有財產及物品に關する事項。[10]其他各省官制に依り特に大臣官房の所掌に屬せしむる事項。㋩總督官房。朝鮮及臺灣總督の官房は略大臣官房に同じ。㋥知事官房。[1]官吏の進退及身分に關する事項。[2]文書の往復及記錄編纂に關する事項。[3]官印府縣印の管守に關する事項。[4]褒賞に關する事項。㋭長官官房。北海道廳長官官房に掌理する事務は知事官房に於けるものと略同じ。關東及樺太廳長官官房の事務分掌は內閣總理大臣の認可を經て長官之を定む。㋬總監官房。警視總監の官房は次の如し、[1]官吏の進退及身分に關する事項。[2]文書の往復及記錄編纂に關する事項。[3]官印廳印の管守に關する事項。[4]各部所成案の審査及制規に關する事項。[5]高等警察に關する事項。[6]會計に關する事項。[7]他の主管に屬せざる事項。尚以上の外復興局長官官房專賣局長官官房等ありて各自機密の事務を掌理す。（正一三年勅三〇七號內閣官房及職員官制三條。明三六年勅一二二號各省官制通則一〇條。正二年勅一五〇號北海道廳官制一一條。正二年勅一五一號地方官官制一三條。正七年勅一九八號・正一三年勅一四九號警視廳官制一一條。正一三年勅二六號復興局官制四條。正一〇年勅三〇〇號專賣局官制三條。正一三年二月二三日官制專賣局分課規程一、二條）〔官制〕

官房一般登錄及謄本事務課（くわんばういつぱんとうろくおよびとうほんじむくわ） service du cabinet, l'enregistrement générale et des ampliations（佛）〔佛蘭西法—各省〕

官報廣告料（くわんぱうくわうこくれう）〔官報〕

觀望權（くわんばうけん） Fensterrecht（獨） right to look out; right of prospect（英） droit des vues（佛） diritto di vista（伊） 【一】意義。土地所有者が其所有地に於て家屋其他の建築物を建設する場合、其窓若くは椽側より四隣の土地を觀望するの權利を云。觀望權が實際上問題となるは土地の相隣者間に於ける場合也。【二】制限。窓若くは椽側等より他人の宅地を觀望し得べき時は他人の安寧を害する結果を來す虞あるを以て相隣者相互の利益の爲に其權利の行使を制限す。即次の如し、疆界線より三尺未滿の距離に於て他人の宅地を觀望すべき窓又は椽側を設くる者は目隱を附する事を要す、其距離は窓又は椽側の最も隣地に近き點より直角線にて疆界線に至るまでを測定す、尚別段の慣習あれば夫れに從ふ。（民二三五條）

（後頁。還付郵便物——官吏）

觀望地役權（くわんばうちえきけん） Grunddienstbarkeiten zur Aussicht（獨） praedial servitudes of prospect（英） servitudes foncières de prospect（佛） servitu reali di vista（伊） servitutes prospectus（羅） 消極的地役權の一種にして要役地の觀望を害すべき建物を建設せしめざる〔地役權〕也。

關白（くわんぱく）〔官制〕

官報販賣所（くわんぱうはんばいしょ）〔官報〕

官費（くわんぴ） Regierungskosten（獨） government expense（英） dépense du gouvernement（佛） spesa del governo（伊） 官費とは國家の負擔に歸する經費にして私費及公費に對する語也。現行法令上の用例としては官費回送豐販賣倉庫設置地名あり。

巻尾記名の義務（くわんびきめいのぎむ）（明二〇年太令一二〇號） 文書圖書の發行者及印刷者は其文書圖書の末尾に氏名住所發行若くは印刷の年月日、印刷者の住所と印刷所との異るときは其印刷所を記載するを要す。（出版法七、八條）

官府（くわんぷ） 【一】意義。一定の範圍を限り天皇の委任に依りて國家の作用を行ふ國家機關也。官府が行政作用を行ふが爲めに存在するときは行政官府と稱し司法作用を行ふ爲めに存在するときは司法官府〔裁判所〕と稱す、然るに帝國議會の如きは國家機關たる地位が法上の當然の發生として天皇の委任に依らざるが故に官府にあらず、從って立法官府と稱すべきにあらず。【二】種類。㋑行政官府。我國法上各個人たる官吏を以て構成す、其個人の數は官制に據りて各省大臣の如く一人たると行政裁判所の如く數人たるとの區別あり。又之を〔官廳〕と補助官府とに區別することあり、補助官府とは國家の意思を發表する權限なく單に官廳が之を爲す場合に、其準備を爲し又は發表したる意思を現實にする行政官府也。之に二種あり例せば各省大臣に對して次官は全局補助を爲す補助官府にして、各局長等は部局補助を爲す補助官府なるが如し。又行政官府は官制に依りて官署に分たる、例せば第一次官署は大臣、第二次官署は次官、第三次官署は局長なるが如き、或は行政各部の所管事務に依りて鑛務署、警察署、營林署の如きを指稱することあり。㋺司法官府。通常裁判所と稱す、即ち司法裁判所の義也。之に區裁判所の如く構成の官吏が一人なるものあり、又〔地方裁判所〕〔控訴院〕及〔大審院〕の如く多數の官吏を以て構成するものあり、此一人にて構成する官廳を行政司法共に獨任制官廳と云ひ、多數にて構成する官廳を合議制官廳と云。

還付郵便物（くわんぷゆうびんぶつ） 【一】意義。一旦差出したる郵便物にして一定原因の爲めに差出人に還遞配達せらるるものを云。【二】原因。郵便物は次の場合に之を差出人に還付す。㋑受取人所在不明なる時。㋺郵便料未納不足なるに依り受取人之が受取を拒みたる時。㋩留置期限を經過し又は其期間內と雖受取人に於て成規に依る受取手續を爲さざる旨申出でたる時。㋥受取人朝鮮臺灣樺太又は南洋群島に移轉したる場合に於て該郵便物の包有品が移出入を禁止したる物件なる時及該郵便物が普通小包郵便物なる時又は朝鮮に於て移入稅若くは內國稅を課すべき物品を包有する通常郵便物なる時。㋭小包郵便物の受取人料金增加を要する區域に移轉し又は料金の增加を要せざるも其移轉先が朝鮮なる場合に於て差出人より豫め其轉送若くは棄却の請求を爲さず又は受取人より轉送の請求なき時。㋬郵便物の容積及重量の制限を超過し其他成規に違反して差出したる郵便物、但特に規定したる場合を除く。（明三三年遞令四二號郵便規則四〇、八〇、八二條）

元物（ぐわんぶつ） Substanz; Muttersache（獨） substance?（英） chose originaire; substance（佛） substanza（伊） substantia（羅） 果實を生產する物にして〔天然果實〕を生ずる元物と〔法定果實〕を生ずる元物との二種あり。（民八八、八九條）〔元本〕〔元利金〕

官幣社（くわんぺいしゃ）〔神社〕

官幣小社（くわんぺいせうしゃ）〔神社〕

官幣大社（くわんぺいたいしゃ）〔神社〕

官幣中社（くわんぺいちゆうしゃ）〔神社〕

官簿（くわんぼ） Regierungsbuch（獨） government book（英） livre du gouvernement（佛） libro del governo（伊） 官署の諸帳簿を指す其記入樣式等は法令を以て明定せり。【一】種類。現行官廳の帳簿整理記入方法は其事務分掌の上より分ちて左の二種とす。㋑料目整理の樣式。㋺現金整理の樣式。前者は現金を取扱はず單に書類の授受を以て收支を整理する方法にして、常に歲出歲入の種目に就き收支の金額を整理するを以て目的とす、後者は專ら現金を出納する整理の方法にして、常に現金在高を知るを目的とす。【二】帳簿。今帳簿を上ぐれば次の如し。㋑國庫日記簿、原簿、補助簿。㋺主計簿。㋩收入官吏收入簿。㋥歲入事務管理廳歲入簿。㋭金庫出納役支出簿。㋬出納官吏現金出納簿等。

寛保集成（くわんぽしふせい）〔享保集成〕

官沒（くわんぼつ） offizielle Konfiskation（獨） official confiscation（英） confiscation officiel（佛） confiscazione ufficiale（伊）〔沒收〕

元本（ぐわんぽん） 一に又元金とも云、〔元物〕の一種たる金錢を指稱す。即ち利息を生ずる主たる債務の給付の目的也。〔元利金〕

換用物（くわんようぶつ） 換用物とは代替物と同義也。〔代替物〕〔不特定物〕

官吏（くわんり） Staatsbeamten（獨） state official（英） fonctionnaire publique（佛） ufficiale pubblico（伊） 【一】概念。我國法上官吏の概念に實質上のものと形式上のものとを分つを要す。㋑實質上の官吏。任命によりて官吏の資格を與へられ特別の公法上の行爲に因り、忠勤を致して國家の勤務に服するの義務を負ふ者也。[1]官吏は國家の勤務に服するの義務を有する人也。國家の勤務に服すとは國家事務の爲めに勞務を提供するを云。官吏は國家の勤務に服するの義務を有するを以て足り必ずしも現に國務を擔任するの必要なし、故に休職・非職・待命の官吏も官吏たるを妨げざる也。[2]官吏は忠勤を致して國家の勤務に服するの義務を有する者也。單に國家の事務の爲めに勞務を提供するの義務のみに非ざる也、忠勤を致すとは他人の意志に隨ひて且誠實を盡す義にして、兩院議員は國家の事務の爲めに一定の勞務を提供するも忠勤義務を有せざるが故に官吏に非ず、高等試驗委員、法制審議會委員其他類似の種々の委員亦然り。[3]官吏は忠勤を致して國家の勤務に服する義務を特別の公法上の行爲に因り負ふ者也。所謂公法上の行爲とは任命たると選任たると將た選擧たるとを問はずと雖、本人の同意を成立條件とする行爲を指すものにて、兵籍編入の如き絕對的强制行爲は此中に包含さるゝ事なし、又市町村長が戶籍事務を行ひ、電車營業者が通行稅を徵收するが如く、或身分を有し或業務に在る者が法律上當然國家の勤務に服するも官吏に非ず。㋺形式上の官吏。我國法が定めたる種類に屬する官吏を云。我國法が官吏なりとする者を高等官及判任官の二とし高等官を分て更に勅任官及奏任官の二とし、勅任官を分て更に親任官及普通勅任官の二とす。故に我國法が官吏なりとする者は必ず之を親任官、普通勅任官、奏任官又は判任官の何れかに屬せしむ、四種の何れにも屬せざるものは其性質如何を問はず我國法上官吏と稱するを得ず、又以上四種の何れかに屬するものは其性質の如何を問はず我國法上官吏と稱す。右の實質上官吏に屬する者を盡く官吏とし

（前頁。官房——官府）

（後頁。管理行爲——管立學校及圖書館會計）

管理 (ドイ) Regierung; Verwaltung(獨) management; administration(英) conduit; administration(佛) amministrazione; candu-cimento(伊) 管理なる語は現行法令に於ては三樣の意義に使用す。■一定の物を支配する事。例へば民法第八百八十五條に「占有者ハ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ占有物ノ保存ニ必要ナル範圍内ニ於テ之ニ必要ナル修繕ヲ爲スコトヲ得」と規定し、又同法第二百六十四條に「地上權者ハ其權利ノ目的タル土地ノ管理ニ付キ土地ノ賃借人ト同一ノ義務ヲ負フ」と規定するが如きは管理の語を此意義に使用したるものなり。■一定の事務を處理すること。例へば民法第六百四十四條に「受任者ハ委任ノ本旨ニ從ヒ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ委任事務ヲ處理スル義務ヲ負フ」と規定するが如きは管理の語を此意義に使用したるものなり。■一定の事務を處理する權利。例へば民法第八百二十四條に「管理ノ方法及收益ノ方法ハ共有者ノ過半數ヲ以テ之ヲ定ム」と規定するが如きは管理の語を此意義に使用したるものなり。

管理行爲 Verwaltungshandlung(獨) actes d'administration(佛) 管理行爲とは物又は權利の現狀を維持し又は其の性質を變ぜざる範圍に於て其の利用又は改良を目的とする行爲を云ふ。例へば建物の修繕、家具の購入、債權の取立、時效の中斷、消滅時效の利益の抛棄、賃貸借の解除、建物の賃貸借の更新、賃貸借の期間を六箇月以内とする賃貸借の設定、土地の賃貸借の期間を五箇年以内とする賃貸借の設定、建物の賃貸借の期間を三箇年以内とする賃貸借の設定、動産の賃貸借の期間を六箇月以内とする賃貸借の設定、未成年者又は禁治産者の法定代理人が其の財産に關してなす行爲、妻が夫の財産に關してなす行爲、後見人が被後見人の財産に關してなす行爲、不在者の財産管理人が不在者の財産に關してなす行爲、相續財産管理人が相續財産に關してなす行爲、遺言執行者が遺言の執行に關してなす行爲、破産管財人が破産財團に關してなす行爲、會社の淸算人が會社の財産に關してなす行爲、組合の業務執行者が組合の業務に關してなす行爲、代理人が本人の爲めにする行爲等は皆管理行爲なり。

管理占有 管理占有とは〔占有〕を見よ。

管立學校 königliche Lehranstalt(獨) gouvernment school(英) 學校は〔國の設立維持〕なるを以て、國家が其の設立を決定し、其の維持の費用を負擔し、其の學校の敎員を任命し、其の學校の敎育を監督する學校を謂ふ。

管立學校及圖書館會計 管立學校及圖書館會計は文部大臣に其の管理を委任したる國立學校、國立圖書館、及び國立博物館の會計を謂ふ。

管吏 …官吏

官吏國体消滅——管理 官吏國体消滅とは國家の統治權が君主に在りとする國体が消滅して國家の統治權が國民に在りとする國体に變更することを謂ふ。

官吏侮辱罪 官吏侮辱罪とは公然官吏の職務に關して官吏を侮辱する罪を謂ふ。

官吏公務執行妨害罪 官吏公務執行妨害罪とは官吏の職務の執行を妨害する罪を謂ふ。

官吏職務強要罪 官吏職務強要罪とは官吏に對して暴行又は脅迫を以て職務の執行を強要する罪を謂ふ。

官吏職務怠慢罪 官吏職務怠慢罪とは官吏が職務を怠慢する罪を謂ふ。

官吏職務違反罪 官吏職務違反罪とは官吏が職務に違反する罪を謂ふ。

官吏職務上の詐欺罪 官吏職務上の詐欺罪とは官吏が職務上詐欺の行爲を爲す罪を謂ふ。

官吏職務上の横領罪 官吏職務上の横領罪とは官吏が職務上横領の行爲を爲す罪を謂ふ。

官吏職務上の收賄罪 官吏職務上の收賄罪とは官吏が職務上賄賂を收受する罪を謂ふ。

官吏職務上の文書僞造罪 官吏職務上の文書僞造罪とは官吏が職務上文書を僞造する罪を謂ふ。

官吏職務上の文書僞造の文書を使う罪 von einem Beamter begangene falsche Beurkundung(獨) intellectual forgery of documents by a public officer(英) faux moral en écriture par un officier public(佛) 〔文書僞造罪〕

官吏國体 〔官吏〕

官吏國体の消滅 〔官吏〕

管理權 Verwaltungsrecht(獨) right of management(英) pouvoirs d' administrer(佛) diritti del conduciment(伊) ■支配權。

管理行爲——官立學校及圖書館會計

管理行爲 Verwaltungshandlung(獨) actes d'administration(佛) 管理行爲とは物又は權利の現狀を維持し又は其の性質を變ぜざる範圍に於て其の利用又は改良を目的とする行爲を云ふ。例へば建物の修繕、家具の購入、債權の取立、時效の中斷、消滅時效の利益の抛棄、賃貸借の解除、建物の賃貸借の更新、賃貸借の期間を六箇月以内とする賃貸借の設定、土地の賃貸借の期間を五箇年以内とする賃貸借の設定、動産の賃貸借の期間を六箇月以内とする賃貸借の設定、未成年者又は禁治産者の法定代理人が其の財産に關してなす行爲、妻が夫の財産に關してなす行爲、後見人が被後見人の財産に關してなす行爲、不在者の財産管理人が不在者の財産に關してなす行爲、相續財産管理人が相續財産に關してなす行爲、遺言執行者が遺言の執行に關してなす行爲、破産管財人が破産財團に關してなす行爲、會社の淸算人が會社の財産に關してなす行爲、組合の業務執行者が組合の業務に關してなす行爲、代理人が本人の爲めにする行爲等は皆管理行爲なり。

管理占有 管理占有とは〔占有〕を見よ。

管立學校 königliche Lehranstalt(獨) goverment school(英) 學校は〔國の設立維持〕なるを以て、國家が其の設立を決定し、其の維持の費用を負擔し、其の學校の敎員を任命し、其の學校の敎育を監督する學校を謂ふ。

管立學校及圖書館會計 管立學校及圖書館會計は文部大臣に其の管理を委任したる國立學校、國立圖書館、及び國立博物館の會計を謂ふ。

官吏瀆職罪 〔瀆職罪〕

官吏と公吏 〔官吏〕

管理人 Verwalter(獨) manager(英) amministratore(伊) administrateur(佛) 他人の事務・財産を管理する人にして〔管理權〕に基くものと、然らざるもの即ち所謂〔事務管理〕に基くものとあり。

管理能力 Verwaltungsfähigkeit(獨) capacité d'administration(佛) 管理能力とは自己の財産に就き〔管理行爲〕を爲し得る能力を云、これは能力の範圍を定むるに管理行爲を標準とせる場合に用ひらるる觀念なるを以て、我民法上認めらるゝことなし。

官吏の職務 〔官吏〕

官吏の權利 〔官吏〕

官吏の種類 〔官吏〕

官吏の職務を行ふを妨害する罪 〔公務執行妨害罪〕

官吏の責任 〔官吏〕

官吏の待遇を受くる者 〔準官吏〕

官吏の地位 〔官吏〕

官吏の等級 〔官吏〕

官吏服務規律 ㊀意義。官吏服務規律とは「官吏ハ天皇陛下及天皇陛下ノ政府ニ對シ忠順勤勉ヲ主トシ法律命令ニ從ヒ各其職務ヲ盡ス」べき事を規定したる法規にして、官吏が服務上遵奉すべき紀律也、㊁內容。凡そ官吏は「其職務ニ付本屬長官ノ命令ヲ遵守」し又「職務ノ內外ヲ問ハス廉恥ヲ重シ貪汚ノ所爲アルヘカラ」ざること、「己ノ職務ニ關スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルヲ禁」ぜらるゝこと、「本屬長官ノ許可ナクシテ擅ニ職務ヲ離レ及職務上居住ノ地ヲ離」れ「營業會社ノ社長又ハ役員」となり、「其職務ニ關シ賄賂又ハ謝儀」等を受け或は又「本職ノ外ニ給料ヲ得テ他ノ事務ヲ行フ」ことを得ざる事等を明にしたり。㊂適用。「本規律ハ高等官判任官及俸給ヲ得テ公務ヲ奉スル者ニ適用ス。」(明二〇勅三九號)

管領 〔室町幕府〕

官林 Regierungsforst(獨) government forest(英) bois de l'état(佛) 所謂國有林にして國有林とは「國ノ所有ニ屬スル森林」を指稱す、森林法によれば「森林ハ其ノ所有者ニ依リ之ヲ分チテ御料林、國有林、公有林、社寺有林及私有林」とし、この內官林とは國有林を指し御料林、公有林及保安林は準官有林とも稱すべきもの也。(明四〇年法四三號、明三〇年法四六號、明三二年法八五號、正一一年勅令二四號、明三〇年勅令一三三號、明一二年內務省甲二三號、明八年太政官達一五二號)

慣例 convention(英) 慣習(カストム)と諒解(アンダースタンヂング)と二樣の意義を包括す、慣習法はカストマリー、ローと云ふも實は慣例法と呼稱するは其眞意義に近し。〔英吉利法〕

關聯犯 〔牽連犯〕

郡 Kanton(瑞西法) Kreis(獨) county(英) arrondissement(佛) contado(伊) Zillah(印度法)(梵) ㊀意義。郡なる〔行政區劃〕を指稱することあり、或は其行政區劃に於ける官署(即ち郡役所)を意味することあり。㊁官府。〔郡長〕は〔獨任制〕の〔官廳〕にして之を構成する者は奏任官也。郡長(又は島司)の〔補助官府〕に郡書記、島書記及郡視學(島視學)あり、判任官を以て構成する獨任制の官府也しが大正十五年郡制は廢止せらる。(地方官官制三二條以下)〔島司〕

軍衙 陸海軍に屬する官衙を云、陸軍省海軍省、陸海軍法會議の如し、即ち陸海軍に屬する官廳或は官署を指稱するものにして、陸海軍に屬する官艦軍隊若は兵營等の如きもの或は其他軍人・軍屬の執務する所の有形的建造物を云に非ず。(明三三年勅四〇五號)〔官廳・官署・官衙〕

軍港 place maritime(佛) Marinestation(獨) naval station(英) stazion navale(伊) 海軍々事上の必要の爲めに一定の區域を劃して指定せる港也、各〔海軍區〕に各軍港を設け之に〔鎭守府〕を置く。

郡高等判所 Kantonsgerichte(獨) 〔瑞西法〕

軍港要港規則 軍港要港境內に所在の人民、及出入する船舶の從ふべき準則を定め違背したる者は十一日以上一年以下の重禁錮又は二圓以上五十圓以下の罰金に處せらるべき罰則あり。(明二三年法二號、明三三年勅令七號、明二三年法八三號、明三四年勅一九三號、明四三年勅第五五號)

君合國 Personalunion(獨) personal union(英) union personnelle(佛) unione personale(伊) 〔合同國〕

軍艦 Kriegsschiffe(獨) warships(英) Bâtiments de guerre(佛) ㊀意義。軍艦とは兵力の強弱又は艦體の構造如何に拘らず、統率權の下に行動する現役海軍將校が之を指揮し乘組員を軍紀に服せしめ且軍艦旗を掲ぐる船舶を云。軍艦以外の船舶を軍艦に變更するは各國の自由なりと雖、一定の制限あり、第二回萬國平和會議に於て「商船ヲ軍艦ニ變更スルコトニ關スル條約」に關し議定さる。㊁軍艦の權利義務。軍艦は外國の開港場、領海に出入し得る事商船と同じと雖、外國は政治上、國防上の理由により軍艦に對し、其港灣を閉鎖することあるべし、特に戰時に於て、局外中立國は交戰國軍艦の出入・滯泊並に物資搭載に關し制限を設く。〔局外中立・二十四時間規則〕㊂軍艦の特權。軍艦は外國に於ては其所屬國家を代表するが故に國際法上特別の取扱を受く、軍艦の享有する特權は不可侵權と治外法權の二也。㋑不可侵權。軍艦は外に對し國家を代表するが故に、其行爲に付き外國官憲の干涉を受くることなく、常に所屬國家の代表としての尊敬禮遇を受く。㋺治外法權。通常軍艦の〔治外法權〕と認めらるるもの三種あり。[1]司法管轄權の免除。外國官憲は軍艦及軍艦內に於ける事項に關し一切司法權を行使するを得ざるが故に、軍艦自體及其乘組員の艦內に於て爲したる行爲に對しては司法管轄權なし。軍艦の乘組員が陸上にて犯罪を爲せるときは、其上陸が職務の爲めなる場合に限り、軍艦內に於ける犯罪と同視され、然らざる場合に於ては犯罪地の官憲は一般外國人に對すると同樣に司法權を及ぼし得。[2]軍艦の「庇護權」。軍艦に犯罪人及亡命者に對する庇護權ありや否やは疑ありと雖、一般に認めらるる所によれば、此等の者が軍艦內に收容さるるときは恰も軍艦所屬國の領土內に入りたると同樣、犯罪地又は本國の司法權及ばず、故に特別の條約あるか、艦長の承諾あるにあらざれば之が引渡を受くるを得ざるべし。[3]軍艦の租稅免除。軍艦は外國領海に入るも入港稅・國稅等を免除さる、これ軍艦は外に對し主權を代表するを以て、外國が其所屬國に對し敬意を表して與へし特典也。〔軍用船〕

(後頁。軍艦旗——訓告)

軍艦旗 ensign(英) pavillon militaire(佛) ㊀意義。軍艦旗とは某國軍艦たることを外部に表彰する「旗章」を云、各國の軍艦は之を揭揚すべき權利義務を有す。㊁種類。佛國の如く全然國旗と同一のものありと雖、多數國は特に國旗と異なるものを定む、我國の軍艦旗は白地に日章及び光線を紅色にて把せるもの也。㊂揭揚。㋑軍艦旗は日中に限り揭揚するを原則とす、但港灣に出入するとき又は軍艦が在泊中他の軍艦が接近する場合には日暮にても旗章を辨別し得べきときは之を揭揚す。㋺海洋航行中は之を揭揚せざるを例とす、但陸地に接近し特に砲臺燈臺等の近傍に接近通過するとき、又は他の艦船に出會するときは之を揭揚す。㋩交戰國軍艦は敵を攻擊搜索するに際し必ず之を揭揚するを要し僞旗外國旗を揭揚するは國際法の禁ずる所也。

軍艦護送 convoi(獨)(佛) convoy(英) ㊀意義及沿革。軍艦護送とは戰時軍艦が商船の航海を護衛する義也。國際法上交戰國軍艦は中立領海以外に於て、中立國商船に對する臨檢權を有すと雖、中立國軍艦に對しては之を有せず、玆を以て中立國は軍艦をして商船を護送せしめ、被護送商船全體に對する臨權を免れんことを要求するに至る。㊁主義。軍艦の護送を受くる商船を臨檢するを得るや否やに關し大陸主義と英國主義とあり。㋑大陸主義。大陸諸國は概ね武裝中立宣言の趣旨により護送の下に在る船舶は臨檢を免るべき旨を規定す。㋺英國主義。英國は軍艦の護送の下に在る船舶と單獨に航行する船舶とを區別せず、常に完全なる臨檢權を主張す。㋩我國の主義。理論及實際共に英國主義は優れりと雖、護送軍艦の指揮官が宣誓證明を爲すに於ては特に重大なる嫌疑なき限りは之を信用すべきは國際禮讓の上より至當なれば、我海上捕獲規程第三十三條は英國主義を原則として認め、上述の主旨の制限を設け「中立船舶ニシテ其ノ本國ノ軍艦ニ護送セラルヽモノニ對シテハ護送軍艦ノ指揮官ガ其ノ船舶內ニ戰時禁制人戰時禁制書及ヒ戰時禁制品ナキコト船舶書類ノ完備スルコト竝ニ其ノ國籍發航地及到達地ヲ明記シテ署名シタル宣言書ヲ差出シタルトキハ臨檢及ヒ搜索ヲ行フコトヲ得ス但シ重大ナル嫌疑アル場合ハ此ノ限ニアラス」と規定せり。(海上捕獲規程三三條)〔臨檢〕

軍艦水雷艇補充基金特別會計 軍艦水雷艇補充基金特別會計は軍艦水雷艇補充費の財源に充つる目的を以て、明治三十二年清國より得たる償金を以て設定されしものにして教育基金・災害準備基金と共に所謂三基金と稱せらる、元資金三千萬圓にして此金額は費消するを得ず、歲入歲出は特別會計を爲さしめ、この基金は大藏省預金に寄託され其利子は基金に編入さる。

郡監督 sheriff(英) 〔英吉利法〕

軍艦の權利義務 〔軍艦〕

軍艦の租稅免除 〔軍艦〕

軍艦の定義及證明 〔軍艦〕

軍艦の特權 〔軍艦〕

軍艦の庇護權 〔軍艦〕

軍旗 〔旗章〕

軍紀 軍紀とは軍隊の紀律を云、俗に軍紀風紀と續用さる。(軍隊內務書、海軍艦船條例六條)

軍機處 〔支那法〕

軍機保護 ㊀意義。軍事上秘密の事項又は圖書物件を軍機と稱し、㋑職務に因ると㋺偶然の原因に因るとを問はず、之を知得領有し其秘密たるを知りて之を他人に漏洩交付し又は之を公示することを禁ずるを云。㊁制裁。㋑は有期徒刑、㋺は輕懲役に處す。其他軍機漏洩となるべき物件營造物を測量模寫し或は詐僞に因り許可を得て其等の營造物內に入りたる者は、一月以上三年以下の重禁錮に處し又は二圓以上三百圓以下の罰金に處す。(明三二年法一〇四號軍機保護法)〔要塞地帶〕

郡行政 Kreisverwaltung(獨) administration of county(英) 〔郡〕〔郡長〕

軍機漏洩の罪 ㊀意義。軍事上の機密を敵國に漏洩するによりて成立する犯罪也、軍事上の機密とは兵器の精粗、兵器彈藥の秘密製法、兵員の多寡、軍隊の進退動靜、作戰方略、軍港の廣狹深淺其他國防營造物の狀況等總て敵國に知らしめざるを以て帝國軍事上の利益なりとすべき事項を云ひ漏洩とは秘密を告知するを云。㊁適用。不時に於て軍事上の機密を探知若くは漏洩し、又は戰時中敵國に非ざる外國の爲めに之を探知、漏洩するときは〔軍機保護〕法又は〔要塞地帶〕法によりて處罰せらるゝことあるべきも本罪を構成せず。㊂刑罰。死刑又は無期若くは五年以上の懲役に處せらる。(刑八三條第三項、明三二法一〇四號軍機保護法、明三二法一〇五號要塞地帶法)〔外患に關する罪〕

郡會 Landrath(瑞西法)(獨) county council(英吉利法) county meeting(亞米利加合衆國法) county assembly(英) conseil d'arrondissement(佛)

郡警察 county police force(英) 〔英吉利法〕

群經補義 五卷 〔江永〕

訓告 Rat(獨) advice(英) avis(佛) avviso(伊) 上級官廳が下級官廳に對する注意

(前頁。官吏瀆職罪——軍艦)

調諭又は戒告の意にして、或は單に戒告と云ことあり。

郡裁判所(ぐんさいばんしよ) county court; municipal court〔亞米利加合衆國法〕 courts of magistrate〔印度法〕〔英〕

訓示(くんじ) Unterweisung(獨) instruction(英)(佛) istruzion(伊) 〔訓令〕

郡市(ぐんし) county borough(英) 〔英吉利法〕

軍使(ぐんし) 一意義。軍使とは交戰者の一方の命を帶び他の一方と談判を開く爲め派遣せらるるものを云。二職權職務。軍使の職權は單に軍事上の事項に限る、例せば一時戰爭の中止を約し、又は投降を勸告するが如き是也。軍使を差向けられたる軍隊の司令官は、必ずしも之を受くるを要せず、蓋し戰爭は機宜を要するものなれば、軍使を差向けられたる軍隊が、毎に義務として受くることを要するものとするときは、之が爲に策戰計畫を紊り敗戰せざるを保せず、故に之を受くると否とは司令官の任意とす、司令官が軍使を受くる場合に於ても、軍使をして軍情を探知せしめざるが爲に必要なる手段を採る事を得、例せば目隠を施し、又は通路を迂回せしむる等之也、軍使白旗を揭げて來るときは其軍使并に隨從する喇叭手及び通譯者は不可侵權を有す、但此特權を濫用したる場合には司令官は一時之れを抑留する事を得、且軍使が此特權を濫用して、軍使を受領せる軍隊に不利益を生ぜしめたる證據明瞭なるときは不可侵權を失ひ軍隊は直に敵人として取扱ふことを得べし。(時變法規等に關する復興三二——法學協)

郡司(ぐんし) 國司の下に屬して郡内の司法行政の事を掌るもの也、孝德天皇大化二年に創置せらる。後世權門勢家莊園を立つるに及び郡司は多く莊官となりて莊務を行ひ、有名無實の職となるに至れり。(三代格、三代實錄、延喜式、官職要解、史)

軍事郵便(ぐんじいうびん) Feldpost(獨) military post(英) correspondance militaire(佛) corrispondenza militare(伊) 一意義及性質。軍事郵便とは「戰時又ハ事變ニ際シ戰地若ハ之ニ準スヘキ地ニ在リ又ハ該地ニ派遣スル軍隊、軍艦、水雷艇、軍衙、軍人又ハ軍屬ヨリ發スル郵便」此等に「宛テ發スル郵便」及「戰時又ハ事變ニ際シ戰地又ハ之ニ準スヘキ地ニ在ル者ニシテ當該軍衙ノ許可ヲ得タル者ヨリ發スル郵便」これ等の者に「宛テ發スル郵便」を云。故に戰地若くは之に準ずべき地域内のみに於て行はるる所謂野戰郵便なるものは嚴格なる意味に於ては之の中に包含さるることとなし。軍事郵便の性質は全く一般の郵便と異ることなく、一般郵便の一部として遞信大臣の監理に屬す、故に郵便法中に之を規定すべきを當然とするも、現行法は特に明治三十七年勅令第十九號を以て「軍事郵便物に關する件」を規定せり、從て、之に別段の規定なき事項に關しては、郵便法、郵便爲替法及郵便貯金法は當然適用せらるべし。軍事郵便物取扱の時期に關しては明文なきも、立法の精神より戰時又は事變の際に非ざれば、軍事郵便の取扱を開始又は存續し得ざるものと解すべし。二沿革。明治二十七八年戰役の際に初て軍事郵便制設けられ、明治三十三年北清事變の際にも實施され、引續き北清駐劄軍の爲めに之を存續し、明治三十七八年戰役に於ては殆んど完全なる軍事郵便制度施行されしが次で明治四十三年に追完され、尙大正二年、同十一年に若干の改正ありたり。三監理。イ戰地若くは之に準ずべき地以外に於ては遞信大臣之を監理す。ロ戰地又は之に準ずべき地に於ける軍事郵便の監理は軍憲に屬す。四軍事郵便物。軍事郵便物が普通の郵便物と異る點次の如し。イ發信人受信人は戰地若くは之に準ず可き地にあり又は該地に派遣する軍隊・軍艦・軍人若くは軍屬なるか又は如此地にあるものにして軍衙の許可を得たるものに限る。ロ命令を以て制限を設けらる、制限次の如。[1]種類。(A)通常郵便物(書狀及軍事郵便葉書、私製葉書)。(B)公用小包郵便。[2]表面に軍事郵便なる表記を要す。[3]戰地に於ける其損害に對し賠償をなさず。[3]戰地又は之に準ずべき地以外の者より發する軍事郵便物は料金完納のものに限る。ハ軍事郵便物中戰地又は之に準ずべき地にあり若くは該地に派遣中の軍人軍隊等より發するものは料金を免除す。五軍事郵便爲替及軍事郵便貯金。イ軍事郵便爲替とは戰時若くは事變に際し野戰郵便局若は海軍々用郵便所に於て引受を取引きたる通常郵便爲替にして其取扱に關しては爲替料及其他の料金を徵收せず。ロ軍事郵便貯金とは戰時若は事變に際し野戰郵便局若は海軍軍用郵便所に於て預入を取扱たる通常郵便貯金を云ひ、普通郵便局所に非ざれば之が拂渡を爲さず、兩者共に戰地又は之に準ずべき地より內地に送金せしめ、內地より戰地等に送金せしめざる方針を以て設けられたる制度也。六普通郵便を取扱ふ野戰郵便。占領地域等に軍隊以外の普通人民多數入り來りし場合には軍事郵便の外に普通郵便物をも取扱の取扱をなすことあるべし。此場合に於ては之を取扱ふべき野戰郵便局に其取扱ふべき事務の種類及範圍を揭示す。(明三七勅一[illegible]・明三七遞令六號軍事郵便取扱規則・明四三遞令一〇八號軍事郵便規則・野戰郵便局ニ於テ普通郵便爲替事務ノ取扱ヲ爲スノ件・軍事郵便爲替貯金規程)

軍事郵便爲替(ぐんじいうびんかはせ) 〔軍事郵便〕

軍事郵便貯金(ぐんじいうびんちよきん) 〔軍事郵便〕

軍事郵便と條約による郵便との關係(ぐんじいうびんとでうやくによるいうびんとのくわんけい) 〔軍事郵便〕

軍事郵便の沿革(ぐんじいうびんのえんかく) 〔軍事郵便〕

軍事郵便物(ぐんじいうびんぶつ) 〔軍事郵便〕

軍事救護(ぐんじきうご) 國家が國權作用に基き傷病兵、其の家族若くは遺族又は下士兵卒の家族若くは遺族を保護し援助するを云。救護は現役兵の入營、下士兵卒の應召傷病若くは死亡又は傷病兵の死亡の爲め生活すること能はざる者に對してのみ爲さるるものにして、其程度は生活に必要なる限度を超ゆるを得ず。救護の種類は生業扶助、醫療、現品給與及現金給與とす。救護を受けむとする者は住所地地方長官に出願するを要し、其許否の決定其程度方法及其變更・停止若は廢止は住所地地方長官之を行ふ軍事救護は他の法令の適用に付ては「貧困ノ爲ニスル公費ノ救助」に非ざるものと看做さる。(大正六年法一號・同年勅二〇五號・同年勅二〇六號)

軍事行政(ぐんじぎやうせい) 〔軍政〕

軍事官廳(ぐんじくわんちやう) 〔軍政〕

軍事憲章(ぐんじけんしやう) Heeresverfassung(獨) 〔獨逸法〕

軍事公債(ぐんじこうさい) Kriegsanleihe(獨) war loan(英) prêt de guerre(佛) 國家有事の時に當り、軍事上の必要の爲め軍事公債條例に基きて募集せる〔公債〕を云、明治二十七八年清國及朝鮮國との交涉事件に關する軍費支辨の爲め發行されたり。之は金額五千萬圓を限り漸次募集するものにして、此公債の元金は五箇年据置其翌年より、向ふ五十箇年以內に償還すべきものとす、其利率は年六分以下とし、軍事公債の募集に應じたる者は、一回拂込の上假公債證を受取り、金額拂込の後に於て、本公債證書を受領するもの也。〔國債〕

軍事國債(ぐんじこくさい) 〔國債〕〔軍事公債〕

軍事裁判所(ぐんじさいばんしよ) 〔軍政〕

軍事參議官(ぐんじさんぎくわん) Militärrat(獨) military councillor(英) conseiller militaire(佛) consigliere militare(伊) 一意義。軍事機務の諮詢機關たる〔軍事參議院〕に列し其の參議會の一員たるものを云。二軍事參議官たる者。元帥・陸軍大臣・海軍大臣・參謀總長・海軍々令部長特に軍事參議官に親補せられたる者及必要ある場合に重要の職に在る將官にして臨時に參議官に補せられたる者(但其關係議事の了終と同時に解職さる)三議長。參議官中高級古參の者は參議院の議長となり參議會を主宰し緊急事件に付ては院議を經ずして諮詢に對ふるとを得。四職務。參議官は參議院に諮詢せられたる陸海軍務に關する事項に對ふるが爲參議會を開き、之に列席して議事に參與すべき職權職務を有す(明三六年勅二九四號、軍事參議院條例)

軍事參議院條例(ぐんじさんぎゐんでうれい) Regel von den Militärratsherren(獨) regulation of the military councillors(英) règles des conseils militaires(佛) 〔軍事參議官〕

軍事司法(ぐんじしはふ) Kriegjustiz(獨) military judicature(英) juridiction militaire(佛) amministrazione militare(伊) 〔軍法會議〕の權限に屬する司法事務を軍事司法と云。〔軍事裁判所〕〔軍政〕

郡市水產會(ぐんしすいさんくわい) 〔水產會〕

軍事的地役(ぐんじてきちえき) 〔國際地役〕

軍事的國際地役(ぐんじてきこくさいちえき) 〔國際地役〕

軍事的幫助(ぐんじてきはうじよ) militärischer Beistand(獨) military abetment(英) 一觀念。軍事的幫助を分ちて非中立的役務に從事する非中立的行爲及敵對行爲の二と爲す。非中立的行爲とは〔戰時禁制品〕輸送及〔封鎖〕破壞の行爲(之等の中立船舶の行爲に對して交戰國は處罰する權利を有す)より一層積極的なるを云、卽ち交戰國の一方を援助し他方に害を及ぼすべき中立國の行爲にして寧ろ交戰的態度を帶ぶるもの也。敵對行爲は非中立的行爲より一層積極的援助を交戰國に加ふるものにして殆んど敵船と同程度の行爲也とす、此軍事幇助に關しては倫敦宣言により嚴密に規定せられ、我海戰法規も又此を採用せしかば規定の內容兩者全く同じ。二非中立的行爲。イ其役務。[1]該船舶にして敵國軍隊に編入せられたる乘客を輸送する目的を以て又は敵を利する爲情報を傳達する目的を以て特に航海する場合。[2]持主船舶全部の傭船者又は船長に於て情を知りて敵の軍隊の一部又は敵の行戰行動に對して航海中直接の幇助を與ふる一人若くは數人を輸する場合是也、ロ處分。中立船舶は前二場合には沒收せらるべく、且一般に戰時禁制品輸送の爲め沒收せられたる中立船と同一の處分を受くべきものとす。三敵對行爲。イ敵對行爲と認めらるる場合。[1]該船舶にして直接に戰鬪行爲に加はる場合。[2]該船舶にして敵國政府に於て該船內に乘組ましめたる代理人の命令を受け、又は其監督を受くる場合。[3]該船舶にして全部敵國政府の爲に傭入れられたる場合。[4]該船舶にして現に且專ら敵國軍隊の輸送又は敵を利する爲情報の傳達に從事する場合。ロ處分。以上の場合に於ては中立船舶は沒收せらるべく且一般に其敵商船たる場合に受くると同一の處分を受く。此の場合に於ては船舶の持主に屬する貨物は同じく沒收せらる。(捕獲審檢法規)

軍事負擔(ぐんじふたん) Kriegslast(獨) military charge(英) charge militaire(佛) carica militare(伊) 一意義。軍事上の目的の爲めに、財產に關して命ぜられたる公法上の義務也。イ軍事負擔は公法上の義務也。故に之を契約等法律行爲に基く私法上の義務と異る、例せば徵發の如きは物品を軍隊に供給する契約に類すと雖、之は國家の命令權に基くものなるが故に私法上の原則に依りて支配さるゝものにあらず。ロ軍事負擔は財產上の義務也。故に特別の忠實義務を內容とする兵役義務の如きは之を包含せず。勞務を提供する義務例せば人夫の徵發の如きも其負擔は單に經濟的意義を有するに止る。二內容。軍事負擔の內容は法律によりて定る之を次の四種に區別することを得べし。イ徵發。[1]意義。軍隊を活動するに當り普通の手段を以てしては其需要を滿す能はざる場合に、其必要に應じ得べき地位に在る者に對して命ずる財產上の負擔也。[2]手續。陸海軍大臣、師團長、鎭守府司令官其他の徵發權を有する者より徵發書を發して之を爲す。徵發の目的物に對しては完全なる補償を爲すことを要す。ロ〔軍需工業動員。〕ハ軍事上の禁止制限。[1]〔要塞地帶〕の制限。[2]〔軍港〕〔要港〕の制限。(明一五年太政官布告四三號徵發令・[illegible])

勅令三〇四號、正一一年勅令三四號勲章佩用規則）

勲章（くんしょう） Ordensezeichen(獨) decorations(英) decoration(佛) decorazione(伊) ㊀意義。國家に對し勳功あり叙勳されし者に官より授與する標章にして、之を佩用せしめて其勳功を表彰す。㊁種類。五種類あり、(イ)金鵄勳章。武功抜群の者に叙賜せらるゝものにして功一級より功七級までとし、附するに年金を以てす。(ロ)菊花章。特に勳績ある者に賜はる、菊花章には大勳位菊花大綬章及大勳位菊花章の二種あり。(ハ)旭日章。勳功ある者に賜るものにして、一等より八等まであり、勳一等には旭日桐花大綬章と單純なる旭日章とあり、而て勳七等及八等は桐葉章なり。(ニ)瑞寶章。功勞又は勳功ある者に賜はる、勳一等より勳八等までの種類あり。(ホ)寶冠章。婦人にのみ賜はる勳章にして、勳一等より勳八等まであり。㊂勳章と勳等との關係。勳等は位階と異なり勳功及功勞ある者の爲めに設けられたる階級にして、勳等には勳一等より勳八等まであり、勳一等の者には一等勳章を賜はるものにして、以下之に同じく、勳等に叙せられたる等級相應の勳章を賜はるものとす、故に勳章は勳等の表彰物にして總て國家に勳績又は功勞ありたる事を表彰するもの也。（明八年五四號布告、二一年勅令七六號、二三年勅令一二號、二七年勅令一九三號）［外國勳章］［褒章］［記章］［頸飾］

勳章記章類似品（くんしょうきしょうるいじひん） ［勳章］［記章］に類似したる標章は外國の勳章記章及日本赤十字社の記章を除くの外は總べて公然佩用するを禁止さる、蓋し勳功を表彰すべき勳章や、一定の事實を紀念し又は一定の功勞を表現する記章は他の標章と區別するを要すれば也。若し此禁を犯せば制裁あり。類似品とは地金及圓形の如何を問はず、其章形及綬色が勳章記章に見紛はしきものを云。（明三八年勅一一八號、明二八年內閣令六三六號）

君主（くんしゅ） Fürsten; Monarch(獨) monarch(英) monarque(佛) monarca(伊) ㊀意義。君主とは世襲的或は選立に因る一國の元首を云。㊁國法上の地位。國家を以て統治權の主體也と解するを憲法學上の通說とす、國家の永續的統一的團體たる性質を認め其人格を認め且又統治權の主體なりと認むる結果として、君主は統治權の主體に非ずと論決せざる可からず、抑々國家は法人なれば其意思活動は自然人に待つを要す、かゝる國家の活動を惹起する自然人の組織は國家の機關と稱せらる、故に君主は國家の機關也。即ち君主は國家をして活動能力を得せしめ、最上の決定權を有する國家最高の機關也とするを通說とす。㊂君主の權限。君主は國家の最高機關としての一般權限を有し、國家の活動を綱領し法規の變更に關し最後の決定權を有し、外國に對し戰宣媾和の權を有し以て當該國家の存在を左右するの權限を有するを通例とす。［天皇］㊃君主の權利。君主は國家最高の機關として特殊の地位を有するを以て、普通人民と異なりたる權利を有す。(イ)不可侵權。［神聖不可侵］(ロ)榮譽權。君主は其一身上の尊嚴を維持すべき爲其榮譽を保持し表示する權利を有す。[1]敬稱を用ふる權利。例せば陛下、と稱するが如し、[2]宮廷組織權。君主は政府以外に於て自己の私務を司るが爲に宮廷を組織する權利を有す。[3]特種の徽章を用ふる權。例せば王冠、寶劍、紋章、三種神器を保有、使用する權利の如し。(ハ)財產權。所謂財產權とは君主の地位に伴ふ特權にして、君主が一私人と同じく動產・不動產を所有、處分する權利を云に非ず。[1]王室經費。王室の費用に充つる爲每年一定の金額を支出するを云ひ、我皇室經費は其定額三百萬圓にして國庫は每年之を支出する義務を負ふ。[2]世傳御料。君位の繼承と共に當然後の君主に歸屬すべき私有財產にして分割讓與するを得ざるものを云。（憲六六條、皇典四七・四八條、四五・四六條）［皇帝］

軍需工業動員（ぐんじゅこうぎょうどういん） 政府は戰時に際し軍需工業動員法に依り［軍需品］の生產、修理又は輸送の爲めに民間の工業を軍隊の目的に強制利用することを得、同法に於て政府が戰時に取り得べき手段と認むること次の如し。㊀軍需品の生產又は修理の必要あるときは其種の事業を營み又は其原料若くは燃料を生產し、又は之に必要なる電力若くは動力を發生する工場及事業場並其附屬設備の全部又は一部を管理し使用し又は收用することを得。㊁軍需品の生產。修理又は貯藏の爲め必要あるときは、土地並家屋倉庫其他の工作物及其附屬設備の全部又は一部を管理し使用し又は收用することを得、㊂軍事上必要あるときは鐵道、軌道、船舶、海陸聯絡輸送設備其他輸送用物件に付政府は之を自己の管理の下に歸屬せしむることを得。㊃前揭の各場合に於て政府は其從業員を併せて供用せしむることを得。㊄政府は軍需品の讓渡、使用、消費、所持、移動若くは輸出入に關し必要なる命令を爲すことを得。㊅政府は兵役に在る者を徵兵令に拘らず勅令の定むる所に依り召集して軍事輸送機關、政府が強制管理する又は國の經營に係る軍需品の工場若くは事業場の業務に從事せしむることを得。㊆政府は軍事上必要あるときは平時に於ても關係商工業者に必要と認むる事項の報告を命ずることを得。（正七年法三八號軍需工業動員法、正八年勅四九九號軍需調査令）［軍需品］

君主國（くんしゅこく） Monarchie(獨) monarchy(英) monarchie(佛) monarchia(伊)(羅) 民主國（共和國）に對する語にして［國體］に由りて區別されたる名稱也。即ち主權が君主に存するときは其國家を君主國とし人民に存するときは之を民主國とす。君主國に又世襲君主國と選立君主國との區別あり前者は我國の如く君主の地位が一定の相續順位によりて定められ、後者は往時ポーレンに在りしも現存せず。我國及伊西兩國の如きは君主國體にして佛米露諸國は民主國體也。［立憲國］

君主國體（くんしゅこくたい） ［國體］

君主主權說（くんしゅしゅけんせつ） Souveränitätstheorie(獨) sovereignity theory(英) théorie de souveraineté(佛) 國家主權說に對し、主權は君主に存すと爲ふ學說也。所謂國家主權說とは即ち國家主體說にして國家を一の人的存在と認め、其國家が統治權の主體なりと說くものにして、本說に對して國家の人格を否認し、國家を統治權の客體即ち目的物に過ぎずと見做し、統治權の主體は君主にあり、君主は統治權の主體なりと說く國家客體說を君主主權說と云、故に君主主權說に從へば「ルイ一四世」の所說「朕は即ち國家なり」との稱說生ず、又「天皇は死せず」との擬制を必要とせず。［統治權］［君主國體］

（後頁。軍需品——軍政）

軍需品（ぐんじゅひん） Kriegsbedarf; Munition(獨) war supplies; war materials(英) munition(佛) 大正七年法律三八號軍需工業動員法第一條は左に揭ぐるものを稱して軍需品と云。㊀兵器、艦艇、航空機、彈藥並軍用器具機械及物品。㊁軍用に供し得べき船舶、海陸聯絡輸送設備、鐵道軌道及其附屬設備其他の輸送用物件。㊂軍用に供し得べき燃料。被服及糧秣。㊃軍用に供し得べき衞生材料及獸醫材料。㊄軍用に供し得べき通信用物件。㊅右各號に揭ぐるものの生產又は修理に要する材料、原料、器具機械、設備及建築材料。㊆右各號に揭ぐるものを除くの外勅令を以て指定する軍用に供し得べき物件。［軍需工業動員］

君主論（くんしゅろん） De Rege［マリアナ］

軍事用廳舍（ぐんじようちょうしゃ） Kriegsgebäude(獨) building for military service(英) etablissement militaire(佛) 軍事上の目的に供する事務所、營舍の稱を云。

群書治要（ぐんしょちよう） 五〇卷［魏徵］

軍司令官（ぐんしれいかん） commander-in-chief(英) ［印度法］

軍人會（ぐんじんかい） comitia centuriata(羅) ［羅馬法］

軍政（ぐんせい） Kriegsverwaltung(獨) war administration(英) administration militaire(佛) amministrazione militare(伊) 軍事行政の義也、國家が軍隊を維持管理し及其目的の爲に人民に兵役其他の負擔を課する作用を云。軍政の作用は之を廣狹の二義に大別する事を得。㊀軍制。陸海軍の編制即ち軍隊を維持管理するの作用にして直接に人民に對して統治權を行ふに非ず。(イ)軍政の機關。天皇の下に軍政を掌る機關は陸軍と海軍と其系統を異にす。[1]陸軍に在りては［陸軍大臣］を最高の官廳と爲す、陸軍大臣は陸軍軍政を管理し、陸軍軍人［軍屬］を統督し所轄諸部を監督す。陸軍大臣の監督の下に地方に於ける軍政の機關は［師團司令部］［旅團司令部］［要塞司令部］［朝鮮軍司令部］［臺灣軍司令部］及［關東軍司令部］之に任ず。徵兵、召募、在鄕軍人等に關する事務を掌らしむる爲に各師團長の下に於て各聯隊區に［聯隊區司令部］を置く。其他尚特殊の目的の爲には中央及地方に特別の機關を置くものあり其主要なるものを擧ぐ。(A)軍馬兵器及［軍需品］の供給に關しては陸軍大臣の下に軍馬補充部、陸軍被服廠、陸軍糧秣廠、陸軍衞生材料廠、陸軍兵器廠、陸軍造兵廠、千住製絨所を置き、(B)航空に關しては［陸軍航空部］(C)防禦營造物の築造の爲には［築城部］(D)兵器及兵器材料其他陸軍の技術の進步統一の爲には［陸軍技術本部］陸軍技術會議、陸軍科學研究所。(E)會計の經理の爲には中央に陸軍東京經理部、各師團及殖民地軍に附屬して陸軍經理部を置く。(F)軍事衞生の爲にけ各師團及各軍に［陸軍醫部］［陸軍獸醫部］を附屬せしめ各衞戍地に［衞戍病院］を置く。(G)陸軍司法事務に關しては各師團及各軍に［陸軍法務部］を置き。(H)軍紀を保持するが爲めには陸軍大臣の元に［憲兵］隊を設置し憲兵司令部を東京に置く。(I)陸軍に關する人馬物件の輸送に關する事務に付ては陸軍大臣の下に陸軍運輸部を置けり。(J)陸軍軍隊教育の事務は陸軍大臣の所管外に置かれ別に教育總監部を置き之を統轄せしめ教育總監は天皇に直隸して［陸軍砲工學校］［陸軍士官學校］［陸軍幼年學校］［陸軍戶山學校］を管轄す。唯［陸軍大學校］は教育總監に隸せずして［參謀總長］に隸す、教育總監部に本部の外騎兵、砲兵、工兵、輜重兵、監部を置き當該兵科の團隊教育に付き統一進步を圖る、其他陸軍工兵學校は工兵監に、陸軍工科學校の技術本部の下に、陸軍航空學校の航空本部長の下に、［陸軍醫學校］［陸軍獸醫學校］［陸軍經理學校］等の陸軍大臣の下に屬するものあり。[2]海軍に在りては［海軍大臣］を軍政の最高官廳として海軍軍政を管理し海軍軍人軍屬を統督し所轄諸部を監督す、鎭守府司令長官、要港部司令官、艦隊司令官等軍令の機關が同時に麾下の諸部隊に關し軍政の任に當り、而して此任務に關しては海軍大臣の指揮を承けることは陸軍に於けると同じ、特別の目的の爲に存する機關としては海軍大臣の下に［海軍艦政本部］［海軍技術研究所］［海軍火藥廠］［海軍燃料廠］等を置き、各軍港其他に［海軍港務部］［海軍經理部］［海軍軍需部］［海軍人事部］［海軍工廠］［海軍建築部］［海軍病院］を置く。海軍の教育は陸軍に於けると異なり、［海軍大學校］［海軍兵學校］［海軍機關學校］［海軍軍醫學校］［海軍經理學校］等何れも海軍大臣の管轄に屬す、唯［海軍砲術學校］［海軍水雷學校］［海軍潛水學校］等鎭守府司令長官に隸するものあり。(ロ)常備軍の組織、陸海軍の［編制］を定むるは天皇の［大權］に屬し議會の議決を經ることを要せず、唯其實施に費用を要する限度に於て［豫算議定權］の制限を受くるのみ、常備軍の組織は時々變動ありと雖、大正十四年に於ける現在の制度を約言すれは凡そ左の如し。[1]陸軍は［陸軍管區］表にある如く、內地及朝鮮に於ける十六箇師團を以て組織す、臺灣及滿洲に在る常備團隊は其以外にあり。[2]海軍は從來帝國の海岸及海面を分ちて五海區となせしが華盛頓條約の結果大正十二年四月一日より之を改めて三［海軍區］と爲せり、又各［鎭守府］を置きて各海軍區を管せしむ。(ハ)陸海軍軍人の補充及服役。[1]補充。陸海軍軍人は陸海軍將校、同相當官、准士官、下士及兵卒を包含す、兵卒の補充は每年の徵兵及志

（前頁。勲章——君主主權說）

騎兵の徵募に依る、陸海軍武官の補充に付ては陸軍には陸軍補充令、海軍には海軍武官任用令、海軍豫備員令等の定あり。[2]進級。陸海軍武官の進級に付ては陸軍武官進級令及海軍武官進級令に依る。[3]服役。陸軍將校、同相當官及准士官の服役は現役豫備役及後備役とす。㊁軍人の職務上の義務。陸海軍軍人が其軍人たる地位に於て國家に對して負ふ所の義務は一般官吏の國家に對する義務と性質を異にすることなし、唯軍人は特に其規律嚴重なることを要し隨つて其の拘束を受ける程度の文官に比して遙かに强し。[1]軍人の職務上の義務の一般官吏と異なる主要點は從順の義務に在り、上官の命令に抵抗するは一般文官にありては唯懲戒處分の原因たるに止まるも、軍人にありては嚴重なる刑罰を以て之が制裁となす。[2]軍人にありては特に敬禮を以て法律上の義務とす、軍人〔禮式〕海軍禮式令海軍禮砲令の定あり。㊂軍人の法律上の特殊地位。軍人は職務上の義務に服する外其身分に關しても特殊の地位を有す。[1]民法上軍人軍屬の遺言に關して民法に依らざる特別法あり、現役軍人の婚姻に付ては親任官及同待遇者は勅許を要し、其他の軍人は陸軍大臣所屬長官又は所屬部隊長の許可を要す、但此許可は婚姻の效力發生要件に非ず、唯許可なくして婚姻を爲す可からざる公法上の義務を負ふのみ。[2]刑法上軍人は普通刑法の適用を受くるの外、特に軍事に關する犯罪に付き陸軍刑法、海軍刑法の定あり又死刑の執行は陸海軍法衙を管轄する長官の定むる場所に於て銃殺す。[3]裁判管轄に關しては軍人は刑事裁判に付てのみ特別の管轄に屬す。㊃〔軍事司法〕及軍事懲罰。[1]軍事刑法〔陸軍刑法〕〔海軍刑法〕[2]〔軍法會議〕[3]懲罰、軍人に對する懲戒處分は一般官吏の例に依らず陸軍懲罰令、海軍懲罰令に依りて別に定む。又陸海軍將校の免官に付ては〔陸軍將校分限令〕海軍將校分限令に依りて之を定む。㊁狹義の軍政。軍隊の目的の爲め人民に兵役其他の負擔を課するの作用也。㋑〔兵役〕。㋺〔軍事負擔〕。

郡制(ぐんせい) Kreisverfassung(獨) county organization(英) organization du comté(佛) organizzazione del condado(伊) 郡に自治權を附與したる法律を指稱す郡を以て單純なる地方行政區劃の名稱たるに止まらしめず、之を以て公法人となし自治團體と認め之に關する必要の規定を爲すもの即ち郡制也。郡制の始めて我邦に施行せられたるは明治二十三年にして同年法律第三十六號之也、其の以前に於ては郡は唯單純なる國の行政區劃に過ぎざりしが、郡制の施行に依り郡は始めて其自治權を賦與せられ府縣と町村との中間に位する地方自治團體となるに至れり、明治三十二年法律第六十五號を以て一度改正せられ八章百二十九箇條より成りたり。然るに我國に於ては府縣郡市町村の總ての地方區劃を以て直に自治體と爲したるの故に府縣と町村との間に介在する郡の自治事務の範圍は勢狹少なるを免れず、是郡制廢止論の起りし所以にして其可否は學者及實際家間に激しく論爭せられ、明治三十九年來屢〻帝國議會の大問題となりしが遂に大正十年四月十二日法律第六十三號に依りて郡制は廢止せらる。〔郡行政〕

軍制(ぐんせい) kriegsverfassung(獨) military organization(英) organisation militaire(佛) organizzazione militare(伊) 陸軍及海軍の編制を意味すと雖稀に〔軍政〕及〔軍令〕即ち軍事に關する各般の制度を指稱することあり。〔希臘法〕〔羅馬法〕〔北米合衆國法〕〔英吉利法〕〔佛蘭西法〕

郡稅(ぐんぜい) county rate(英) 〔英吉利法〕

軍制敎科書(ぐんせいけうくわしよ) Die Lehre vom Heerwesen〔スタイン、ローレンツ〕

軍政命令(ぐんせいめいれい) 〔軍政〕〔軍令〕

軍籍(ぐんせき) Militärstand(獨) position in military service(英) place en service militaire(佛) 軍人たる地位也、即現役、豫備、後備の將校、同相當官、准士官、下士、兵卒、雜卒の身分を軍人と云ひ、軍人たる地位を軍籍と云也、或は軍籍を兵籍の意味に用ゆることあり、所謂兵籍とは軍人たるの地位其他を登記せるものにして恰も戸籍と云が如し。〔兵籍〕(明四四年陸令二號)

軍屬(ぐんぞく) civilians in the military service(英) 軍屬とは陸軍文官、海軍文官、同待遇者及宣誓して陸海軍の勤務に服する者を云、玆に陸海軍文官とは〔法務官〕理事、錄事、技師、技手、監守、警査の如きを云ひ同待遇者とは文官の待遇を受くる囑託、雇員等を云、宣誓して陸海軍の勤務に服する者とは〔讀法〕に依り宣誓して陸海軍の勤務に從事する者にして上記の者及其他の雇員、給仕の如きをも包含す。(陸軍刑法九條三項、一四條、海軍刑法九條三項、一〇條、明一五年一二月九日陸達乙一七號、明四一年九月二十九日海達一一〇號)

軍隊(ぐんたい) centuriata(羅) 〔羅馬法〕

郡代(ぐんだい) 〔江戸幕府〕

軍隊檢閲總監(ぐんたいけんえつそうかん) inspector-general of forces(英) 〔英吉利法〕

軍隊法(ぐんたいはふ) lex militaria(羅) 〔羅馬法〕

訓導(くんだう) Volksschullehrer(獨) regular teacher(英) maitres d'étude(佛) 小學校に長となり、部下敎員の監督其他萬端の事務に從事するものを小學校長とし、校長以下の正敎員を訓導とし准敎員を〔准訓導〕とす。而して正敎員とは自己の專任の業として獨立して敎授の任に當り得るものを云。〔敎員〕

郡治安判事(ぐんぢあんはんじ) county justice of the peace(英) 〔英吉利法〕

郡長(ぐんちやう) Landrat(獨) sheriff in the county〔亞米利加合衆國法〕〔英吉利法〕 lord lieutenant of the county〔英吉利法〕 magistratande collector〔印度法〕(英) chef du comté(佛) préfet des comté〔佛蘭西法〕 ㊀性質。郡長は歐米各國地方公共團體の如く郡公民の選出せるものに非ずして我現行法に於ては官吏也。之を定義すれば郡長(島司)とは府縣知事の下に屬する第二級の地方官廳也、從つて一般〔官吏〕なるが故に官吏としての義務を負ひ官吏に關する規定に從ふ可きは當然也。㊁職務權限。

(後頁。軍中——軍法會議)

㋑知事の指揮監督を受けて法律命令を執行し、郡內の行政を管理す。㋺法律命令に依り又は知事に委任せられたる事件に付き郡令(島司は島廳令)を發す。㋩町村長に委任せられたる國の行政事務に付き町村長を指揮監督す。㋥部下の官吏を監督し、判任官の進退を知事に具申す。㋭法律の定むる處に依り町村を監督す。㋬府縣會議員の選擧は郡(市)長の管理する處也。歐米各國と異り我郡長は島司と同樣特別の委任ある場合の外一般の警察に關する權限を有せず、警察に關しては府縣知事の下に別に警察署を設き之を管掌せしむれば也〔島司〕(明三二年三月法六四號、明三二年六月勅令第一五一號地方官制)〔羅馬法〕〔佛蘭西法〕〔印度法〕

軍中(ぐんちゆう) 我陸軍刑法中の軍中なる語は定義を其第二〇條に揭ぐ、之に依れば軍中とは左に記載したる各部隊にある場合を云ものとす。㊀體樣。㋑戰時の體勢を執りたる部隊但留守部隊、衞戍勤務に服する後備又は國民諸隊、戰地以外の地にある輸送又は補給諸機關にして對敵狀態に在らざるものを除く。㋺戰時の體勢を執らざるも對敵狀態にある部隊。㋩事變又は一地方の騷擾に際し其鎭定に從事する部隊、軍中なる狀況は如此を以て敵前戰時〔戒嚴〕地境等と相竝んで陸軍刑法中重要なる關係を有す。㊁制裁。陸軍刑法に於ては軍中を敵前よりは輕く通常の場合よりは重き一種の加重狀況となし、軍中に於て犯せる犯罪は其種類に依りて刑を加重せり、例せば擅權の罪、抗命の罪、逃亡の罪、軍用物損壞の罪、違令の罪等の場合の如し。又陸軍〔軍法會議〕法に依れば軍中には特設軍法會議を許し判士、法務官の數を減じ、又平時に於ては上奏裁可を經べき死刑及其他の重大事件の判決と雖、軍法會議の長官の命に依り執行するを得せしむる等の審判手續の省略することを得。(陸軍刑法二〇條、四三、四七、四九—五一、五三、五七、五九、七五、七六、八〇、九五、九八、一〇二條陸軍軍法會議法五〇三、五〇八條)

勳等(くんとう) Orden(獨) order(英) ordre(佛) ordine(伊) 勳等は勳績功勞ある者を賞するが爲めに設けたる階級也、勳一等より勳八等に至り一等の上に更に大勳位あり、武功に對しては別に金鵄勳章の制あり功七級に分ち、各所定の勳章を場合に應じて叙勳者に授與し以て其勳功を表彰せしむ。叙勳の手續は官吏に於ては各省大臣、宮內大臣、朝鮮總督、臺灣總督、關東廳長官、會計檢査院長等各本屬長官の叙勳を內閣總理大臣を經て上奏し、其他一切の場合には內閣總理大臣直接に之を上奏す。勳位勳章及年金の叙賜又は褫奪の當否を決する爲めには賞勳會議を設く、勳一等以上の勅任官十五人を選定して議定官と爲し、議決は多數決に依る、賞勳局總裁は會議の長となり、可否同數の場合には裁採權を有す、賞勳會議の議決は之を上奏す。勳位勳章の叙賜は勳記を以て之を證す、勳三等功五級以上の勳記には親署の後國璽を鈐し、勳四等功六級以下の勳記には單に國璽を鈐し、內閣總大臣命を奉し賞勳局總裁をして年月日を記入せしむ。勳記には又勳章の種別に從ひ號數を附し簿冊に記入する旨を附記し、賞勳局の印を押し賞勳局書記官之に署名す、賞勳局は叙勳並に內外國勳章記章に關する一切の政務を施行す。(明二七年十月勅一七三號同年一二月閣令九號、正四年一二月二九日閣告六號、明二二年四月勅三八號、明二三年三月閣令九號)〔勳章〕〔褫奪〕

郡農會(ぐんのうくわい) 〔農會〕

軍法會議(ぐんぱふくわいぎ) Militärgerichtsbarkeit(獨) court martial; military court(英) Conseil de guerre, cours martiale(佛) tribunale militare(伊) ㊀定義及本質。軍法會議とは軍に設置せらるる刑事の〔特別裁判所〕也、特別裁判所の設置は帝國憲法第六十條の認むる所にして法律の定むる範圍內に於て司法權を行使するものとす、陸軍刑法、海軍刑法、陸軍軍法會議法及海軍軍法會議法は軍法會議なる特別裁判所の行使すべき司法權の範圍(裁判權)其構成及裁判手續を定む。軍法會議は司法權行使の一機關たるを以て〔統帥權〕の作用たる處罰權を行使する者に非す、此點に於て軍の懲罰機關又は戰時の變則審判機關と異る。軍法會議は刑事裁判なれば〔私訴〕に就ては其裁判權を認めず、軍法會議が〔戒嚴〕令に定めたる特別裁判權を行使する場合に於ても〔民事〕に關しては之を除外す、又軍法會議は單に軍に設置せらるる裁判所にして、軍法會議を軍に設置するの一事は必ずしも軍法會議を特別裁判所の一たらしむる唯一の理由たらざるべしと雖、軍法會議の裁判權の範圍其構成及訴訟手續悉く此一事に依りて定めらるべく、若し又軍以外に之を設置することを妨げずとせば軍法會議は其存在の理由を失ひ、寧ろ通常裁判所をして之に代らしむるを以て司法制度の統一を期し得べき也。㊁陸軍軍法會議。㋑權限。軍法會議の權限は主として身分によりて定まり例外として其身分を有せざる者の犯罪に付ても亦裁判權を有するとあり、陸軍軍法會議法に依れば陸軍軍法會議の裁判權に屬するもの下の如し。[1]身分に基づき軍法會議の裁判に服する者。Ⓐ陸軍の現役に在る者、但未だ入營せざる者及歸休兵を除く。Ⓑ召集中の在鄕軍人。Ⓒ召集に依らず部隊に在りて陸軍軍人の勤務に服する在鄕軍人。Ⓓ前二號の外現に服役上の義務履行中の在鄕軍人。Ⓔ志願に依り國民軍隊に編入せられ服役中の者。Ⓕ陸軍所屬の學生、生徒。Ⓖ陸軍軍屬。Ⓗ陸軍の勤務に服する海軍軍人、Ⓘ陸軍用船の船員。Ⓙ以上の外何陸軍の部隊に屬し又は從ふ者。Ⓚ俘虜。[2]身分に拘らずして軍法會議が裁判權を有するは〔戒嚴〕の宣告其他戰時事變に際し特殊の必要ある場合にして。Ⓐ合圍地境に在りて軍人と共に犯したる同一又は別箇の罪。Ⓑ合圍地境に於ける陸軍刑法、海軍刑法、軍機保護法其他軍事の必要に因り特に設けたる法令の罪。Ⓒ合圍地境に於ける普通刑法の罪にして戒嚴令に依り軍法會議の權限に屬せしめたる者。Ⓓ合圍地境內に於ける軍事に係る民事事件。Ⓔ合圍地境內に裁判所なく又其管轄裁判所と通路斷絕したる場合に於ては其

(前頁。郡制——郡長)

（後頁。グンプロヴッチ——訓令）

地境内に於ける一切の民事刑事事件。㋣戰時事變に際し軍の安寧を保持する爲め必要ある場合に於ける刑事事件。㋺設置。軍法會議は之を常設のものと必要に因り特設するものとに分つことを得。[1]陸軍常設軍法會議は高等軍法會議及師團軍法會議の二級とす朝鮮軍軍法會議、臺灣軍軍法會議、關東軍軍法會議は師團軍法會議に準ず。[2]必要に依りて特設するものは陸軍軍法會議、獨立師團軍法會議、獨立混成旅團軍法會議、兵站軍法會議、合圍地軍法會議、臨時軍法會議の六種也。㋩構成。長官は高等軍法會議に在りては陸軍大臣とし、其他に在りては總て其部隊又は地域の司令官とす、軍法會議の長官は其裁判官を定め、除斥其他の事由ある場合に於て裁判官を變更し、〔豫審官〕及檢察官を命じ並に公訴及搜査を指揮するの權を有すと雖、自ら裁判に關與することとなし、軍法會議の裁判官は判士及法務官を以て組織し、判士は陸軍將校（被告人と同等以上なることを要す）を以て之に充て、法務官は判事と同樣の資格を有する者を以て任する專任の司法官にして終身官たる身分を有すること判事と同じく、唯任用及懲戒に關する規定は法律に依らず勅令を以て定めらる。軍法會議の裁判は五人の合議裁判（特設軍法會議は三人と爲すことを得）とし、高等軍法會議は判士三人、法務官二人を以て其他は判士四人法務官一人を以て裁判官とす。㊂海軍軍法會議。㋑權限。陸軍軍法會議の權限に準ず。㋺設置。[1]海軍常設軍法會議は高等軍法會議及東京軍法會議、鎭守府軍法會議、要港部軍法會議の二級とす。[2]海軍特設軍法會議は艦隊軍法會議、合圍地軍法會議臨時軍法會議の三種とす。㋩構成。長官は高等軍法會議に在りては海軍大臣なれど、其他に在りては其部隊又は地域の司令官なること陸軍軍法會議に同じく、長官の權限、判士、法務官の身分、會議に於ける判士、法務官の人數も亦全く陸軍軍法會議に同じ。㊃軍法會議の訴訟手續　舊陸軍治罪法、海軍治罪法の規定に反して陸軍軍法會議法、海軍軍法會議法に於ては著しく普通の刑事訴訟法手續に近似するに至れり。裁判公開主義、口頭辯論主義、檢證等に關する原則又大體に於て普通の刑事訴訟に同じ。唯特設軍法會議に於ては被告人辯護人を附することを得ず、又其判決に對し上訴を爲すことを得ず常設の軍法會議にありては下級審の判決に對し高等軍法會議に上告することを許す、但事實の認定に付き控訴を爲すことを許さず。（大正十年四月二十六日法第八十五號、同上法九十一號、明四一年法[illegible]號、明四一年法四八號）

軍備ぐんび （Ausgerüstete der）Kriegsmacht（獨） armaments（英） preparedness（米） armament（佛） armamento（伊） 幾多の國家の對立する現時に於て國家間の紛爭を生じたる時は國際法の存在を否むには非ざるも、其解決の方法なき場合に最後の手段として之を戰爭に訴ふるの外なし。又國内の平和を確保する爲にも常に兵力を要するが故に、苟も獨立國としては平常尤分なる兵力を備へざるべからず之を軍備と云。古來學者間には軍備の廢止又は制限と國際平和との關係等に付て種々議論の存したりし處なるも、一九一九年の國際聯盟規約は不當なる軍備の擴張は國際平和と相容れざるもの也との見地より軍備制限に關する規定を設けたり。軍備の撤廢の語の屢々用ひらるる事あるも實は陸海軍の全廢を意味するに非ずして單に軍備の制限又は縮少也とす。（國際聯盟規約第八及九條）

軍備擴張ぐんびかくちやう Verstärkung der Kriegsmacht（獨） expansion of armaments（英） 〔軍備〕

軍備縮少ぐんびしゆくせう Verminderung der Kriegsmacht（獨） reduction of armaments（英） 〔軍備〕

軍費賠償金ぐんぴばいしやうきん Ersatzgeld für die Kriegskosten（獨） Compensation for the war expense（英） Compensation des depens militaires（佛） 軍備賠償金とは國際戰爭、又は二國以上に渉る事變（例ば北清事變の如き）に於て、一國が他國の費したる軍事上の費用を賠償する爲めに支拂ふ金錢を云。〔賠償金〕

郡評議會ぐんひやうぎくわい Kantonsrath（獨）〔瑞西法〕

軍票ぐんぺう Militärischer Wechsel（獨） army note（英） billet militaire（佛） runca militare（伊） 〔有價證券〕の一種にして軍用手票の略稱也、軍用切符の義にして、日露事件の際發行したる軍用切符の表面には、軍用手票の名稱を明記す。㊀發行の目的。㋑正貨の節用。戰時國費多端にして海外に於ける支拂も亦巨額に上り、隨つて正貨の需要頗る多大なるが故に、陸海軍費の戰地に於ける支拂に此手形を發行し圓銀を以て之を引換ふることとし正貨の支出を節減し得て、更に之を軍事上正貨必要の春に轉用し國庫に幾分の融通餘力を計るとは軍用切符の主なる目的也。㋺軍費支拂の便利。銀の流通する戰地に於て船車馬人夫賃等其他軍費の支拂を爲すに當り一一硬貨を以てする時は、運搬、保管、出納等に付き、手數勞力及經費を要すること甚しきが故に、銀と換ふべき支拂證票を交付するは頗る便利也。㋩兌換券の濫發を防ぎ得ること。軍費の支拂に兌換券を濫發する時は兌換制度の基礎に影響することあり、軍票なるものは一國の貨幣制度とは全く別問題にして此弊害なし。㊁性質。軍用切符は軍費支拂の一方法として發行せる支拂〔證券〕也、故に之に依りて紙幣發行するに非ず、又〔國債〕を起すにも非ず、要する歳入として之を〔決算〕するものに非ざるが故に、憲法第六二條三項に所謂國債を起し及豫算に定めたるものを除く外國庫の負擔となるべき契約を爲すに非ざるを以て、別に帝國議會の協贊を經るを要せざる也。㊂沿革。軍用切符發行の計畫は已に明治二七年日清戰役に際し企圖せられたるも、兩國間の平和回復するに至りしが故に實際之を使用するに至らざりき。明治三七、八年日露戰役に際しても、財政上の運用上、軍用切符使用の必要を認め、明治三七年二月廟議の決する處となりたり其種類は拾圓、五圓、一圓、五十錢、二十錢、十錢の六種となし、時局の發展に伴ひ發行高を増加せり。此時軍用切符の流通を圓滑ならしめんが爲め、政府は之が引換及價格維持に關する種々の手段を取りたり。牛莊、上海、天津、芝罘、大連、遼陽等に横濱正金銀行の支店を設け、軍用切符の受入、通貨交換又は軍用切符を預金に受け入るるを許したるが如きはその例也。然れども軍用切符の流通圏横大するに及んで其僞造變造制裁に關する法律を公布したり。而して開戰以來滿洲に於ける我軍用切符の使用は一般に普及し、已に通貨と同一の事況を呈し諸般の取引は之に由て行はるゝの有樣となりしかば、軍用切符の整理問題は卽滿洲通貨統一の問題と相關聯し外交上、通商貿易上重要なる問題となれり、政府は横濱正金銀行をして其整理を擔當せしめ、同數の任に當らしむると同時に一覽拂手形を以て軍用切符に代らしむることゝなしたり。（明三八年法六六號[illegible]）

グンプロヴッチ、ルートヴッヒ Ludwig Gumplowicz （1838——1909） グラーツ大學に政治學を修め後其教授となる、公法の研究より進みて社會學に入り公法の大家たるのみならず社會學にも一新紀元を劃せり、著書は哲學的公法學（一八七七年）、人種爭鬪（一八八一年）、社會學及政治學（一八九二年）等。

軍閥制ぐんばつせい 〔軍政〕

群民敵對ぐんみんてきたい levée en masse（佛） 〔交戰者〕

君民統治契約說くんみんとうぢけいやくせつ Herrschaftsvertrag（獨） 〔民約說〕〔自然法學派〕

軍用航空機と治外法權ぐんようかうくうきとちぐわいはふけん 〔國際航空條約〕

軍用切符ぐんようきつぷ 〔軍票〕

軍用手票ぐんようしゆへう 〔軍票〕

軍用船ぐんようせん Schiffe im Militärdienst（獨） war vessels（英） navires militaires（佛） vascello militare（伊） ㊀意義。軍用船とは其種類を問はず、陸海軍の用に供せられたる私有船舶を云。陸海軍の有に屬する船舶は統帥權に依り正當に任命せられたる指揮官之を指揮するが故に、其任務の如何に拘らず、軍の一部にして軍用船に非ざる也。然るに私有船舶は契約に依ると又は徵發其他の事由に依るとを問はず、苟も陸海軍の用に供せられたるの事實あれば之を軍用船とす。軍用船は其任務に相當する公定旗章を掲揚するを例とす、但此點は各國國内法の規定に依り必しも同一ならず、軍用船は之を軍艦と同視す可きや否やは其供用の目的及方法に依り分たる。㊁種類。軍用船は種々の目的にて之を使用するも大別して二と爲す、㋑軍艦に準ずべき軍用船。其一は商船捕獲、通報、偵察、運送船の護衞、根據地の警備等の如き交戰的任務に服するもの也、其二は運送船、給糧船又は病院船の如き特殊の補給的任務也、前者の場合には相當の武裝を施し海軍將校之を指揮し、其乘員は全て軍紀に服するのみならず、軍艦旗を掲揚するが故に國際法上之を〔軍艦〕として取扱はざるべからず。㋺一般軍用船。武裝を施すと否とを問はず船長其他の船員は固有の乘員にして軍紀に服することなく、又其任務に相當する旗章を掲るも軍艦旗を掲揚することとなし、唯其任務を完全に遂行せしむる爲め海軍將校が數名の部下を率ゐ監督官として乘組むを例とするも、自ら船舶を指揮するに非ず。從つて其行動に付き外部に對し責任を負ふ者は固有の船長又は船主にして國際法上之を軍艦と同視する能はず。故に戰時交戰國の軍用船は敵の爲に拿捕せらるるも捕獲審檢所の檢定を經るに非ざれば其所有權の變更を生ぜず、又特別の事由ある場合の外は擊沈せらるとなし。〔拿捕〕

軍用電信ぐんようでんしん Feldtelegraph（獨） field telegraph（英） service telegraphique en campagne（佛） ㊀意義及性質。電氣機械を以て軍事に關する通信を爲す、〔電信〕〔電話〕を云。陸海軍大臣之を管理して、官廳用電信電話と同じく電信法第一條の所謂專掌權の範圍に屬するも、其法律的根據は軍用電信法にあるが故に〔官廳用電信電話〕の如く電信法による制限を受けず。又特に其施設を容易ならしめ、且其保護を厚くする必要上、軍用電信法を以て諸種の事項を規定せり。軍用電信法には單に軍用電信と規定しあるに過ぎざるも、軍用電話をも包含するものと解すべし、蓋軍用電信法第一條は別に其通信方法を指定せるに非らざれは也。㊁種類。軍用電信は固定軍用電信と遊動軍用電信の二種に分たる。㋑固定軍用電信は〔要塞〕〔衞戍〕〔軍港〕〔要港〕〔海岸望樓〕、燈臺、燈竿所其他局地の防禦に必要なる地點及其他各地間通信の爲め建設するもの、㋺遊動軍用電信は事變又は演習に際し、臨時其必要ある各地に建設するもの、㊂公衆通信との關係。固定軍用電信は之を公衆通信の用に供することを得、其場合には遞信大臣之を告示し、公衆電信取扱に關する規則は遞信大臣之を定む、固定軍用電信公衆通信取扱をなす場合は原則として公衆通信に關する一般の規定を適用すべきも若干の除外例を認めらる。（明三二、勅令一八七號固定軍用電信ヲ公衆通信ノ用ニ供スル件、明三七法五號軍用電信法、明三二勅一八七號固定軍用電信公衆通信取扱規則、明三七[illegible]、大正四年陸達一二號[illegible]）

軍用電信法ぐんようでんしんはふ 〔軍用電信〕

軍用電話ぐんようでんわ 〔軍用電信〕

軍用物交附の罪ぐんようぶつかうふのつみ 〔外患に關する罪〕

軍用物損壞の罪ぐんようぶつそんくわいのつみ 〔外患に關する罪〕

軍吏總監ぐんりそうかん quatermaster-general（英） 〔英吉利法〕

軍虜ぐんりよ 〔俘虜〕

訓令くんれい Instruktion（獨） official order（英） instruction（佛） ordine ufficiale（伊） ㊀意義。〔監督官府〕が官吏の行動に對し一定の方向を指揮する訓示を訓令と云ひ、具體的の事實に付き官吏の方向を命令する訓示を指令と云。卽ち訓令とは實に抽象的の事實に付き官吏の行動の方向を命令する訓示也。之を行政の事實に徵するに指令は被監督者（卽行政作用中監

（前頁。軍備——軍票）

督作用の客體にして行政機關を構成する個人）の例に對する回答として發せらるる訓示にして其他の訓示は總て訓令也と解せらる、而て兩者は其具體的の處分たると抽象的の規則たるとを問ふものに非ず、唯實際上指令は具體的事實に關し、又訓令は抽象的事實に關して發せらるると多きのみ。二性質。訓示（即訓令及指令）は現在或（官府）を構成する官吏に對して發せらるに止らず、現在其官府たり並將來其官府たるべき一切の官吏に對するものにも亦發せらる。此場合に訓示が其官府に對して發せらると云ふも事實は其官府を構成する時時の一切の官吏に對して發せらるるに過ぎざる也、如何となれば行政上の監督作用の客體は、行政機關其ものに非ずして行政作用機關を構成する個人なれば也。又訓令は其性質に於て法也、此場合官吏は意志主體として取扱はれ其行爲の限界を定めらるるが故也、其規則が單に官吏のみの行爲に關し一般國民の行爲に關するに非ざるも之を以て法たるの性質を失はしむるものに非ず、然れども官吏に向つて效力あるも直接に一般人民を拘束す可きに非ざるを以て、之を受く可き官吏に告知するを以て足り、公布の必要なく寧ろ場合に秘密を必要とする事あるべし。訓示は官吏の行動の方向を命令するものなるが故に、官吏は其命令に依りて一定の行動を取るの義務を有す。三訓令權。他の官府に對して訓令を發することを得る權限也。故に其性質上一般國民に向つて效力を有する命令強制の權力に非ず、單に行政上の監督權に基づく指揮命令の權たるのみ。（明二六年一〇月勅一二二號五、六條、明三三年一二月勅一三五號附錄ノ二、明二六年勅二一八號三條）〔命令〕〔告示〕〔達〕〔監督〕〔英吉利法〕

軍令 militärbefehl（獨） military order（英） ordre militaire（佛） ordine militare（伊） 我國法上天皇が大元帥として國軍統帥の目的の爲めに發する命令也。統帥權の軍務補翼機關として〔元帥府〕〔參謀本部〕〔海軍軍令部〕ありて共に國防用兵を掌り、戰時に於ては是等機關を根幹として〔戰時大本營〕を組織し天皇大纛の最高統帥部と爲す。軍令に對して國務大臣は補弼機關にあらざるが故に、軍令には其副署を要せざるものとす。尙軍事行政上の命令即ち軍政命令は軍令と區別せらるべきは自明の理也。〔軍政〕

郡令 Landkreisverordnung（獨） County order（英） ordre du comté（佛） 郡長が法律命令に依り若くば府縣知事より委任せられたる事項に就きて、郡內に發する行政上の命令也、島司が之を發する場合は島總令と稱す。（正二年大月勅令一五一號三四及三七條）〔郡〕〔郡長〕

軍醫長及軍醫官の職務 〔海軍艦船〕

訓令權 〔訓令〕

け

刑 〔刑罰〕

景祐一司一務敕 （四四卷）〔章得象〕

景祐刑名敕 （五卷）〔章得象〕

契印 書類の綴目又は接目に其繼續の眞正なることを確保する爲めに押捺する〔印影〕を云、〔公務員〕の作成すべき書類に於ける契印の效力には絕對なる場合あり、此場合に於ては契印を脫漏する書類を無效とす、例せば登記簿に付ては不動產登記法一八條、公正證書公證原簿に付ては公證人法四〇條四五條の規定に於けるが如し。〔印章〕

猊下 spectabiles（羅）〔羅馬法〕

經界確定の訴 一意義。經界確定の訴とは相隣地所有者間に於て各所有權の範圍に關する爭なく、單に兩地を區劃する境界線の所在に付き爭ある場合に相隣地所有者の一方より他方に對し其經界線の確定を求むる訴訟を指稱す。二性質。この訴が〔確認の訴〕なりや〔形成の訴〕なりやに關し學說判例一ならず。最近の判例は「經界確認ノ訴ニ於テハ裁判所ハ當事者ノ主張セル經界線ニ覊束セラルルコトナク自ラ其ノ眞實ナリト認ムル所ニ從ヒ經界線ヲ定ムヘキモノトス」と判示せり。（民錄二一、二三一號、正三年六月六日大審院判決）〔界標〕

鷄姦 Paederastie（獨）〔性問題〕

刑期 Dauer von Freiheitsstrafen（獨） duration of imprisonment（英） durée des peines（佛） durata del pena（伊） 一意義。裁判に因り言渡されたる〔刑罰〕の期間を云、刑罰に期間を定めらるるは〔自由刑〕のみ也。二刑期計算。イ期間を定むるに月又は年を以てしたるときは暦に從ひて之を計算す。ロ刑期は裁判確定の日より起算す。ハ受刑の初日は時間を論ぜず全一日として之を計算す。ニ拘禁せられざる日數及〔放免〕の日は之を刑期に算入せず。（刑二三—二四條）〔期間計算〕

藝妓 一意義。公許を受け報酬を得歌舞を供して人の興を助くるを業と爲す女子を云、藝者又は藝子とも稱す。二取締。藝妓の爲す業は藝妓營業にして〔藝妓屋〕營業とは異る、其取締を爲すは稍ね次の點に存す、若し醜事を營むときは他の醜業婦と同樣、警察犯處罰令第一條に依り賣淫の罪に問はる。イ藝妓營業は所轄警察官署の許可を受くることを要す。ロ一二歲未滿の女子の營業を禁止す。ハ未成年の女子又は妻が爲す營業上の願出には法定代理人の同意又は夫の許可を要す。ニ藝妓營業廢業後相當期間を經過せざるとき、公安又は風俗を害する虞あり若くは營業上不適當と認むるとき等に於ては許可せざることあり、既に許可を受けたる者も右の場合に相當することあるときは營業の停止又は禁止を命ず。ホ所轄警察署は取締上臨時に特別命令を發することを得。ヘ規則違反者は拘留又は科料に處せらる。三藝妓屋營業者との關係。獨立して藝妓屋營業を爲す藝妓は其全收入を自ら收めて何等の問題なしと雖、大部分の藝妓は其寄寓する藝妓屋俗に所謂抱主より營業上の資金其他の費用を前借し契約年期間の營業上の收入の一定の割合を以て其債務の辨濟に充當するを約するを常とし、其辨濟方法如何により種々異りたる內容の契約を生ず、而して若し契約期限に前借を消却すること能はざる場合に於ても更に藝妓營業を强制繼續せしむること能はざるものとす。即藝妓營業の繼續は債務の目的たり得れども行爲の性質上之を强制執行する能はず、藝妓は自己のみの意思を以て警察官署に廢業屆を爲すを妨げず、此場合に於て債權者たる抱主は損害賠償の請求又は契約の解除を爲すの外道なきものとす、故に未だ藝妓たる技能を有せざる年少の女子を親元より取引り、其教養に長日月間資金を費したる抱主は多大の損害を被るべき虞あるを以て契約當時藝妓たらんとする者を養女と爲して親權を得、自己の權利を保護するの手段を執るを普通とす、然れども藝妓とする爲めの養子緣組は當事者間に緣組の意思なきを理由として無效とすること明治四五年以來判例として確定するに至れり。

經氣球等ヨリ爆裂物ノ投下ヲ禁止スル宣言 Throwing Projectiles and Explosives from the Balloons（英） 一八九九年第一回〔海牙萬國平和會議〕に於て、締盟國は輕氣球又は之に類する新なる他の方法に依り投射物及爆發物を投下するを各自禁止することを協定し同年七月二九日調印したるも此宣言は一八九九年より、一九〇四年に至る五箇年の期限なりしが故に一九〇七年の海牙萬國平和會議に於て再び之を宣言し、第三回の平和會議終了に至るまでの期間有效なるべきを協定し、一九〇八年六月三日調印をなしたり。

刑期計算 Berechnung der Dauer von Freiheitsstrafen（獨） Computation of the duration of imprisonment（英） Calcul de la durée des peines（佛）〔刑期〕

經義述聞 （三二卷）〔王引之〕

藝妓屋 藝妓置屋又は俗に抱主とも稱し〔藝妓〕營業者を寄寓せしむるを以て營業と爲す、地方にありては料理屋營業と兼ね營むことあり、之に對する警察取締は簡單にして營業を爲さんとして願出づる者に許可を與へ公安風俗を害する行爲なき限り之を制限すること無し。

境外所有地 神社所有地にして境外に在る土地也、民有地第一種に屬し地租を課し地方稅を賦せらる。（明七年太政官布告一二〇號地所名稱區別）

境外攝社 〔攝社〕

境外末社 〔末社〕

稽璜 清の文淵閣大學士たり。字は尙佐。欽定續文獻通考は寧宗嘉定元年より明末に至る歷代政教の記錄を部門に分ちて編載したるもの、欽定皇朝文獻通考は體例門目、續文獻通考に同じ、唯清朝に於て創設せるものは子目に於て增入する所あり。欽定續通志は〔鄭樵〕の通志の續篇にして唐に始まり元に終る。欽定續通典は〔杜佑〕の通典の續篇にして、唐の肅宗至德元年より明の崇禎末年に至る。欽定皇朝通志は〔鄭樵〕の通志略に倣ひしものにして、行文敍事通典通志と體を同じくす。共に璜等の敕を奉じて撰する所也。

經過規定 Übergangsbestimmung（獨）〔獨逸法—憲法〕

經過契約 生命保險被保險者死亡數比較統計表の一部にして、保險會社の事業年度に於て其年度を經過したる〔生命保險契約〕を云、經過契約を精確に知らんが爲めには各契約毎に之を調査するを要するも到底其煩累に耐えざる所也、故に大正元年農商務省令第二九號保險業法施行規則第一號附錄第五の備考三に於て「經過契約トハ年始現在契約、年末現在契約及實際死亡數ノ和ヲ二分シタルモノヲ謂フ」と爲せり。即年始現在契約と其年度內に實際保險事故が發生したる爲め消滅したる契約との和に年末現在契約を加へて二分すれば大體に於て其年度の經過契約とするに足る趣旨也。經過契約を調査するは之を被保險者の實際死亡數及豫定死亡數等と對照比較し以て契約經過の狀況を明にせんとするに外ならざる也。

經過失 Geringe leichte Kulpa od. Fahrlässigkeit（獨） culpa levis（羅）〔過失〕

經過法 Übergangsvorschrift; Übergangsgesetz（獨） transitive law（英） loi transitoire（佛） legge transitoria（伊） 新法と舊法との關係を規定したる法にして、民法、商法及刑法は其各施行法中に經過規定を設けたるは其例也。即ち商法施行法第三條に「特別法令中舊商法ノ規定ニ依ルヘキモノト定メタル場合ニ付テハ舊商法ハ商法施行ノ後ト雖モ仍ホ其效力ヲ有ス」とあり、又刑法施行法第四條に「刑法施行前舊刑法又ハ他ノ法律ノ規定ニ依リ告訴ヲ待テ論スヘキ罪ヲ犯シタル者ハ刑法ノ規定ニ依リ告訴ヲ要セサルモノト雖モ告訴アルニ非サレハ其罪ヲ論セス」とあるは即ち經過規定にして、多くは施行法或は施行細則中に規定し又時に新法の附則とすることあり。〔法〕

慶元重修敕令格式 （二六六卷、）宋の敕令所の撰する所にして慶元二年二月成る。

慶元條法事類 （四三七卷。）宋の嘉泰二年八月成れり。

藝子 〔藝妓〕

經國原典 〔經濟六典〕

經國大典 （六卷四册、）李朝成宗初年成り一六年頒布、又同王五年及其以前の睿宗元年九月にも頒布ありたるが如し、行政六部の各官に遵守すべき標準を示せるものにして其一部の戶大典は世祖五年より刑大典は同六年七月一五日より行はれたり。〔朝鮮法〕

經國典 〔朝鮮經國典〕〔經濟六典〕〔朝

（後頁。氣球等ヨリ爆裂物ノ投下ヲ禁止スル宣言―經國典）

（前頁。軍令―藝妓）

（後頁。警察講習所──警察執行機關）

鮮法〕

經罪 Vergehen（獨）misdemeanour（英）délit（佛）delitto（伊）〔刑罰〕〔獨逸法─刑法〕

經濟及法律 Wirtschaft und Recht〔シュタムラー〕

經濟學原理 Principles of political Economy.〔ミル〕

經濟行政 Ökonomieverwaltung（獨）economical administration（英）administration économique（佛）amministrazione economico（伊）■意義。一に產業行政とも云ふ。國民經濟上の利益を保護助長することを目的とする行政にして之が法規を制定するを經濟〔立法〕或は產業立法と稱す。其法規は多種多樣也。■種類。❶原始產業に關する法規。漁業、狩獵、鑛業、農業、牧畜等に付ての法令。❷商工業に關する法規。商業に對する一般法規、〔銀行業〕〔取引所〕〔商業會議所〕〔工業所有權〕等に付ての法令。❸土地、森林、原野に關する法規。北海道に於ける國有地の處分、〔國有林野〕の經營、森林の監督、國有土地、森林、原野の拂下處分等に付ての法令。❹度量衡、及〔貨幣〕に關する法規。❺交通に關する法規。〔郵便〕〔電信〕〔電話〕〔鐵道〕〔船舶〕〔道路〕等に付ての法令。❻土木に關する法規。河川、港灣、堤防等に付ての法令。❼產業團體に關する法規。〔產業組合〕〔同業組合〕〔農會〕〔耕地整理〕等に付ての法令。❽勞働保護に關する法規。〔工場法〕〔勞働組合法〕其他〔鑛業法〕〔船舶法〕等中に規定あるもの。

揭載禁止 「新聞ハ公判ニ付スル以前ニ於テ豫審ノ內容其ノ他檢事ノ差止タル搜查又ハ豫審中ノ被告事件ニ關スル事項又ハ公開ヲ停メタル訴訟ノ辯論ヲ揭載スルコトヲ得ス」。玆に所謂豫審中の被告事件とは豫審に繫屬する被告事件の義にして事件に付未だ豫審處分に着手せざる以前と雖、既に豫審に繫屬する以上は之を豫審中の被告事件と云ふに妨なし。揭載禁止事項違反罪は「新聞紙ノ編輯人カ揭載禁止ノ事項ヲ記載シ發行セル新聞紙ニ揭載スルニ因テ成立ス」るものにして、其編輯人は五百圓以下の罰金に處せらる。〔揭載差止の告知〕〔出版〕

經濟會議 Wirtschaftsräte（獨）〔獨逸法─憲法〕

揭載差止の告知 揭載差止の告知とは檢事が新聞發行人に對し「搜查又ハ豫審中ノ被告事件ニ關スル事項」の揭載を差止むべき旨を告知するを云ふ。告知の效力の發生時期に關し判例あり。「新聞紙法第十九條ニ依リ檢事ノ爲ス揭載差止ハ新聞紙ノ發行人ニ對シテ之ヲ告知スヘキモノニシテ發行人カ其ノ告知ヲ受ケタル以上ハ差止ノ效力ハ直ニ發生シ延テ編輯人ニ及フモノトス」〔揭載禁止〕〔出版〕

經濟自由 Wirtschaftliche Freiheit（獨）〔獨逸法─憲法〕

經濟集團 歐洲の中世紀に當り、社會發展の過程として有力なる經濟集團が現はれたり、其主なるはギルド、ツンフト及コレギアの三也。而して是等の制度は現代歐洲に於ける產業立法の一基調を成せり。■ギルド。チュートン系の語にして起源は「共同飲食の爲めの寄合」の義也。後、共同生活の集團を意味するに至り更に一の經濟單位として活動し、更に之より商人ギルド即ちハンザなるもの現はれ、之に加盟する者は加盟金を納入し、ギルドは此組合員に對して營業警察及營業司法の權能を有し、其都市は一の國家を形成し他の封建諸侯に對抗する勢力あるに至れり。工業ギルドは商人ギルドより約一世紀後れて現はれたる自由公民たる職人の團體也とす。■ツンフト。中世獨逸諸州に於ける手工業者の組合也。■コレギア。仲間の義にして湘水濟保コレギア、職人コレギア等現出し羅馬共和制時代に發達せり。職人コレギアは自由民たる職人の團體にして親方ありて集會を司り財產を管理する責任を負ふ、但其組織は自由にして徒弟の年期制度もなく又同業者に加盟を强要したる事實なし。〔獨〕〔組〕〔獨逸法〕

經濟生活 Wirtschaftsleben（獨）〔獨逸法─憲法〕

經濟大臣 Minister der Reichswirtschaft（獨）〔獨逸法〕

經濟的國際地役 〔國際地役〕

經濟的地役 〔國際地役〕

刑罰法令 廣義の〔刑法〕即ち犯罪に對し刑罰を加ふべき法律命令の總稱にして、刑法典を主とし其他の法典或は單行法令中に刑罰に關する規定あるもの即ち是也。

經濟六典 李朝最初の法典にして行政六部の各官に遵守すべき標準を示せるもの也。其分類は周官の六部を建つるの說に本づく、經國原典又は經國典とも云ふ、其編纂は太祖の時趙浚等の編輯せるに始まり、太宗の時河崙等をして之を改修し、太宗一五年元典の續典增補を命じて世宗八年七月李稷等の編纂に至りて完成して印頒し遵守すべき法典と爲り、同年一二月追加の法令施行さる。〔朝鮮法〕

經濟立法 〔經濟行政〕

係爭權利 ■係爭權利。訴訟の目的物となれる權利を云ふ、當事者は法律上訴訟の目的物たることを得る權利又は物を以て實際其目的物と爲すこととあり、斯る場合に於ては訴訟を開始する權利保護の請求は不適法なるが故に、裁判所は之を理由として其權利保護の請求を却下すべきものとす。■係爭事實。訴訟上當事者間に事實の存否が爭となりたる場合に其事實を云ふ。〔民訴〕

係爭事實 〔係爭權利〕

係爭物 〔係爭權利〕

警察 Polizei（獨）police（英）（佛）polizia（伊）〔警察行政〕〔行政警察〕〔司法警察〕〔保安警察〕〔高等警察〕〔國稅警察〕〔衛生警察〕〔道路警察〕〔工場警察〕〔交通警察〕〔營業警察〕〔產業警察〕

警察講習所 police institution（英）內務大臣の管理に屬し警察官吏若は消防官吏又は警察官吏若は消防官吏たるべき者に、警務及消防に關する學術等に其運用を教授する處とす。〔警察講習所官制〕

警察官署 主として警察處分を執行する諸々の官廳の集團を云ふ。警察官署の重なるものは警察署、警察分署等とす。〔警察官廳〕

警察規則 Polizeiregel（獨）police regulation（英）ordonnance de police（佛）警察法規の一種にして其よりも、範圍狹き用語也、〔警察官廳〕が〔警察行政〕に關して發する行政命令を云ふ。〔警察法規〕〔佛蘭西法─地方制度〕

警察行政 Polizeiverwaltung（獨）police administration（英）administration de la police（佛）amministrazione di polizia（伊）■概念。直接に社會の秩序を維持する爲に國家の統治權に基きて人民に命令し、自由を制限する行政にして其作用を警察と云ひ其命令强制を行ふ國家の權力を〔警察權〕と云ふ。警察行政の目的は社會生活の秩序の維持に存するを以て公共の安寧、風俗、衛生、交通、產業等社會生活の全ての方面に涉り其健全なる發達を阻し其障害を除去するを目的となす。又警察行政は權力的作用に因るものなるを以て社會の秩序を維持するを直接の目的と爲す作用也、又人民の自由を制限するに非ずして、國家又は公共團體が其目的に必要なる非權力的施設を爲すは保育の作用にして警察作用に非ず。■警察事務。警察は社會生活の全ての方面に及ぶべきも、之を大別すれば❶〔保安警察〕❷〔產業警察〕❸〔交通警察〕❹〔衛生警察〕❺〔風俗警察〕の五とす。〔行政〕〔警察執行機關〕〔警察官廳〕〔警察强制〕〔警察許可〕〔警察罰〕〔警察命令〕〔警察處分〕

警察官 aedile（羅）〔羅馬法〕

警察官廳 Polizeibehörde（獨）police office（英）bureau de police（佛）uffizio di polizia（伊）警察權行使の任に當る國家の機關を云ふ。■中央警察官廳。內務省官制第一條には內務大臣所管事務の一として警察事務を示せり、故に最上級の普通警察官廳は內務大臣也。但し內閣總理大臣及他の各省大臣も其主管事務に關しては警察權を行ふことを得、警察に關する大臣の權限は❶省令を發す。❷法令に依り特に大臣の權限に屬する警察處分を爲す。❸地方官廳を指揮監督す。■地方警察官廳。❶第一級地方警察官廳。府縣（知事）、警視總監（東京府）北海道廳長官、樺太廳長官、臺灣總督、朝鮮總督又は關東長官とす。❷第二級地方警察官廳。府縣、北海道、樺太の警察署長、臺灣の州知事若くは廳長、朝鮮の道知事、又は關東州の警察署長。❸第三級地方警察官廳。府縣、北海道、樺太の警察分署長、臺灣の警察署長、朝鮮の警察署長、又は關東州の警察支署長。❹第四級地方警察官廳。臺灣の警察分署長、府縣、北海道、樺太、關東州には第四級地方警察官廳無し、朝鮮には此に當る行政組織あれど其官廳に警察の權限を屬せしめたるに非ざるが如し。

警察官吏 Polizeibeamte（獨）police officer（英）Agent de police（佛）agente di polizia（伊）〔警察執行機關〕

警察權 Polizeiauthorität（獨）police authority（英）autorité de police（佛）autorità del polizia（伊）■意義。警察行政の基礎たる命令、强制を執行する國家の權力を云ふ。■警察權の限界。❶警察官廳は法律又は少くとも命令の規定に基づいての外警察權を行ふを得ず。❷警察權は唯社會に對する障害を豫防し又は之を除去するが爲にのみ其發動を見るべく、社會の福利を進め文化を助長する爲めに之を行ふことを得ず。❸警察權は原則として人民の私生活に干涉することを得ず、此を私生活自由の原則と云ひ社會公共の秩序に影響なき生活活動は警察の干涉すべき領域に非ず。❹警察權は單純なる民事關係に關與することなし。❺警察權に依りて人民の自由を制限するは社會の秩序を維持し障害の除去を目的とするものなれば、其限度に於てのみ人民の生活に干涉すべく、必要なる限度を超過するは不法也。之を比例原則と云ふ。■作用。❶〔警察命令〕（或は下命とも云ふ）❷〔警察强制〕❸〔警察許可〕〔警察行政〕

警察國家 Polizeistaat（獨）法治國の現代に至る迄、悠久なる國家の發達の過程中警察國時代ありしは各國共通の現象なりと雖、現代に於て之を主張したるは獨逸の哲學者〔ウォルフ〕の學說也。國家は警察制度により或程度まで人民の自由を制限せざるべからず、何となれば人類最後の目的は幸福に在り此目的を達するには國家が治安、風俗、衛生、司法等の諸警察制度を完備し人民全體の安寧を計るべきものなれば也と、然るに此國家警察制度は權力階級の政權乃至金權擁護に逆用せられ歐洲大戰前までプロイセン警察制度は官僚政治と不可分の關係を保ちたり。〔獨逸法〕〔刑法の沿革〕

警察執行機關 Polizeiausführungsorgan（獨）organ of police execution（英）organe de l'exécution de la police（佛）■意義。警察は其性質上義務不履行に對して實力を使用すること多く又直接制限として實力を使用することも亦多しとせず、然るに警察事務を行ふ權限を有する警察機關は常に實力を使用するの權能を有するに非ず、即ち警察機關に實力を使用する權能を有するもの之を有せざるものの二種あり、其前者を警察執行機關と云ふ。警察執行機關たる概念は中央又は地方（官廳）たると或は官廳たると補助官吏たるとに關係なし。即ち中央警察官廳は警察執行機關に非ず、地方警察官廳たる地方長官、警視總監も亦警察執行機關に非ず實力を使用し得ざれば也。■警察執行機關を分ちて二となす。❶警察執行官吏又は警察官吏。直接に國民に接して特に警察事務を司り實力强制の機關たる官吏を意味す。警察官吏は警視總監又は〔地方長官〕の下に屬し恰も軍隊に於けるが如き階級的組織を爲す、警視總監及地方長官の下に於て最高の地位にある警務部長又は警察部長にして其下に警視、警部、警部補及

（前頁。經罪──警察）

巡査あり、此等の官吏は一面に於て警察權行使の任に當ると同時に[檢事]の補佐官として檢事の指揮を受け司法警察の職務を行ふ。㋺憲兵。憲兵は陸軍兵の一種にして陸軍大臣の所管に屬し主として軍紀を維持するの任に當ると雖、內務大臣、警視總監及地方長官の指揮を承け行政警察及司法警察の職務を執行す。[警察官廳][司法警察機關][搜查][搜索]

警察執行官吏 [警察執行機關][搜查]

警察事務 Polizeiwesen(獨) police business(英) affaires de police(佛) affare di polizia(伊) [警察行政]

警察上の强制執行 一般の行政上の强制執行の一種にして特別法なきを以て一般の行政上の强制執行の法理に依る。[行政上の强制執行][强制執行]

警察署 Polizeibureau(獨) police-station(英) police(佛) [警察官廳][警察官署]

警察處分 Polizeiverfügung(獨) police disposition(英) disposition de la police(佛) [警察命令]

警察稅 police rate(英) [英吉利法]

警察制限 [警察强制]

警察罰 Polizeistrafe(獨) police punishment(英) punition de police(佛) ㊀定義。警察義務不履行の行爲を警察犯と云ひ警察犯に對して科せらるる制裁を警察罰と云。㊁刑罰と警察罰。警察罰には形式上二種あり、一は刑法上定むる刑罰即懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、沒收にして他は[過料]也。故に過料を除くの外刑法總則及刑事訴訟法の規定は原則として警察犯にも適用あり、然れども性質上の差異に基づき刑法總則を除外する者多し、例せば㋑警察犯は故意を成立要素と爲さず。㋺刑事犯罪に付て法人は犯罪能力なきも警察義務は法人も亦之を負ふを以て法人にも警察罰を課するを得。㋩又併合罪の規定は警察犯に適用なし。過料は普通秩序罰と稱せられ刑法總則及刑事訴訟法の適用を受けず、警察罰としての過料は民事上の秩序罰に準じ非訟事件手續法の規定に依り民事裁判所に於て之を科し、民事訴訟法强制執行の手段によりて之を執行す。㊂制定。㋑刑法に定むる刑に付いて。①法律。原則として法律を以て定めらる。此場合には罰の種類に制限なし。②命令。命令を以て警察罰を科するを得、但し此場合には罰の種類に付法は之を制限す。Ⓐ勅令。二百圓以內の罰金、一年以下の懲役禁錮、拘留、科料を設くるを得。Ⓑ閣令及省令。百圓以內の罰金、三月以下の懲役、禁錮、拘留、科料を定むるを得。Ⓒ廳令及府縣令。五十圓以內の罰金、拘留、科料を設くるを得。㋺科料。法律に依りてのみ此を定むることを得、命令に依りて之を科するを得ず。(明二三年法第八四號、非訟事件手續法第二〇六條以下)[刑罰][身體の自由]

警察法規 Polizeinorm(獨) police regulation(英) reglement de la police(佛) regolamento del polizia(伊) 行政法上[警察]に關する法規命令の全體を稱して警察法規と云、警察官廳の組織權限、事務の取扱を定めたる[官制]を初め行政執行法、出版法、治安維持法等苟くも警察の目的の爲に發せられたるものは、法律は勿論警察官署が自己の權限に於て直接人民に命ずる命令をも包含するものとす。[警察規則][警察權]

警察犯 Polizeidelikt(獨) [行政犯]

警察犯處罰令 Polizeistrafrechtsatz(獨) law for punishment of contraventions of police regulations(英) [警察罰]

警察分署 Polizeizweigstation(獨) branch police-station(英) poste détachée de police(佛) [警察官廳][警察官署]

警察命令 Polizeibefehl(獨) police order(英) ordre de police(佛) ordine del polizia(伊) ㊀意義。警察命令とは國家の統治權に基づき[警察]上の目的の爲め人民に對し特定の作爲、不作爲、受忍又は給付を命ずる行爲を云。㊁警察命令權。[警察]命令を發するの權限を云。警察命令は國民の行爲の自由を制限する行爲なるを以て、警察命令權は法律に其根據を有せざるべからず、卽其基礎は憲法第九條の警察の作用(公共の安寧、秩序の保持、臣民幸福の增進を其目的とす)の爲には、天皇は命令を發し又は之を發せしむることを得るの規定あり、故に警察命令は法律の其根據あるを要し或は命令に基づくを要す、其命令は天皇の命令或は行政官廳の命令たる行政命令也。但憲法十八條以下の國民の一定の行爲の自由は唯法律の根據に依りてのみ制限し得るを規定するが故に、此場合に對する警察命令權は法律に其の基礎あるを要し命令に依るを得ず。㊂樣式。國家が警察命令を下すには或は法に依り或は行政處分に依る。㋑法に依る場合。法を以て警察命令を下すものにも亦法律に依るものと命令によるとの二あり。前者を警察法律と云ひ後者を警察命令と呼ぶ。Ⓐ警察法律。最も通常なる樣式にして稍重要なる警察法規は概ね法律を以て定めらる、但法律の定むる處は[警察官廳]に或一定の場合は警察處分を爲し得べき基礎を與ふるに留まることとあり、或は直接に警察義務を命ずることとあり、前者の場合は法律と警察處分と相俟つて其效果を發生し、後者の場合は直接其效果を完成す。Ⓑ警察命令。勅令、閣令、省令、府縣令の形式を以て定めらるるものにして憲法第九條に其基礎を有す、警察は社會の障害を除去するの作用なるが故に、其作用の爲には天皇は命令を發し又は發せしむることを得。㋺行政處分に依る場合。警察命令を下す行政處分を警察處分と云、警察處分は特定人に對して爲さるる事あり不特定人に對する一般的命令たることあり、後者を一般處分と云、一般處分の場合には命令に類似すと雖、命令は新なる義務を命ずるも一般處分は已に法律命令に依りて定められたる義務を實現するを得るのみ、警察處分を爲すの權は法令の定むる所に依り警察官廳又は官廳の命を受けたる警察官吏に屬す。㊂內容。㋑絕對の警察禁止。例せば秘密結社の禁止、刺文の禁止、寄附强制の禁止、阿片吸飮の禁止、私娼の禁止の如し。㋺許可を留保する禁止。常に有害なるに非ずして一般人民の自由に放任すれば社會上の弊害を生ずべき場合に、許可を受けずして或る行爲を爲すを禁ずる場合也。法文に單に「許可を受くるを要す」とありたる時は反面に相對的禁止を含むものとす。㋩警察作爲命令。積極的作爲を命ずるを云、例せば衞生の爲め清潔方法の施行を命ずるが如し。㋥警察受忍命令。强制を受忍す可き義務を命ずるを云、家宅搜查物品押收、身體檢查の如し。㋭警察給付命令。[給付]の義務を生ぜしむる命令也、警察許可の場合の鑑札料及[代執行]の場合の費用の徵收等は其一例也。㊄效果。警察命令の效果は單に其命令を受けたる私人の行爲の自由の制限のみを來し受命者以外の者に及ばず、又義務者は警察命令に依つて單に國家に對してのみ義務を負ふ。[警察行政][警察權][行政命令][行政處分]

警察命令權 Polizeibefehlsrecht(獨) power of police order(英) pouvoir de l'ordre de police(佛) [警察命令]

警察免除 一般に命ぜられたる作爲、給付又は受忍の義務を實在の場合に免除する警察處分を云。例せば入院義務の免除、種痘義務の免除等の如し。許可は禁止の解除にして免除は義務免除なる點に於て異るのみにして性質概ね同じきが故に許可に關する原則は全て準用せらる。[警察許可][警察命令][免除]

計算事件 Rechnungssachen(獨) 計算の當否の關係を目的とする訴訟事件を云、例せば後見人の管理の計算書に對する爭、清算人の爲したる計算に關する爭、交互計算に關する爭等の如し。計算事件、財產分別及之に類する訴訟に於ては裁判所は口頭辯論を延期し[準備手續]を命ずることを得、而して受命判事をして當事者の陳述に基き調書を作成せしめ以て事件の關係を確定せしむ。(民訴二〇八、二六六條以下)

計算書 statement of account(英) ㊀會計法上の計算書。收入支出の機關が[會計檢查院]の檢查を經るが爲め調製する文書を云、會計檢查院は收支機關の提供せる計算書並に證憑書類を檢查確定して[會計]を監督す、計算書は改揣塗抹を爲すべからず若誤記脫字等に因り訂正を爲したるときは二線を畫し之に捺印すべきものとす。㊁商法上の計算書。[會社の計算](正一〇年法四一號會計法、正一一年勅一號會計規則、正一一年會計檢查院達一號計算證明規程)

計算報告 收入支出の機關が其監督官廳命令機關に對して爲す所の報告書を云、其重なるものを擧ぐれば、㋑徵收報告書。歲入徵收官は每月徵收報告書を調製し參照書類を添へ之を歲入事務管理廳に送付すべきものとす。㋺歲入徵收總報告書。歲入事務管理廳卽各省大臣は徵收報告書に依り每月徵收報告書を調製し、參照書類を添へ其翌月中に之を大藏大臣に送付すべきものとす。㋩支出濟額報告書。支出官は每月支出濟額報告書を調製し之を所管大臣に送付すべきものとす。㋥支出總報告書。所管大臣は支出濟額報告書に依り每月支出總報告書を調製し支出濟額報告書を添へ其翌月中に之を大藏大臣に送付すべきものとす。㋭國庫金出納報告書。日本銀行は大藏大臣の定むる所に依り國庫金の出納報告書を大藏大臣に提出すべきものとす。(正一一年勅一號會計規則三七、三八、六六、六七、一四八條)

繼子 [親子]

警視 Polizeiinspektor(獨) police superintendent(英) inspecteur de police(佛) [警察執行機關]

刑事 [刑事事件]

刑事及社會硏究 Études pénales et sociales(佛) [タルド]

刑事及特赦局 direction des affaires criminelles et des graces(佛) [佛蘭西法—各省]

刑事解剖學 Kriminalanatomie(獨) Criminal anatomy(英) anatomie criminelle(佛) anatomia criminale(伊) [刑事人類學]

刑事學 [犯罪學]

刑事學及成法 Science pénale et droit positif [プリンス、アドルフ]

形式 Form(獨) form(英) forme; formalité(佛) ㊀廣義の意義。㋑內容に對し夫れを支持する形體の結構を意味す、卽其ものの目的又は意義に對し其目的意義を支持する外部の組立を云。㋺體的なると心的なるとを問はず一般に事物行動の準則となるべき方式を云、例せば體的活動に於て其擧止動作を規定せる禮儀作法の如き、又心的活動に於て其思考感想の述べ方を規定する文法語法の如き是也。㋩思考の根本概念を云。卽吾人が一切事物を認識するに必ず依據すべき普通的概念を指す、カントの時間、空間十二範疇の如き是也。㊁法律上の意義。法律上に於ても其內容に對し外面に表現する形の意に用ふ。例せば要式、方式の如き又實體法に對する形式法とか、或は形式手續、形式の完備とか云が如き卽是也、其他願書、屆書に於て印紙の貼用、提出者の署名捺印等一應願書、屆書として具備せざるべからざる點を形式と云が如き是也。

形式要件 [約束手形]

形式權的有價證券 skripturrechtliches Wertpapier(獨) 一に證券的有價證券又は公信有價證券とも稱し、[有價證券]の一種にして證券の善意の取得者が其證券に記載せる文言に從ひて其權利を得べく、義務者は證券に記載せられざる事項に付き前權利者に對して有したる抗辯を以て之に對抗し得ざるものを云、之に反して證券に記載なき實質權の取得者に對しても其效力を有するものを實質權的有價證券と云、形式權的有價證券中[手形]は最も强大なる證券的效力を有し、[貨物引換證][倉庫證券][船荷證券]等は證券的效力手形に比して小也。(商四三五、四四〇、五三四、三六三、三八三ノ二)

(後頁。警察命令權——形式權的有價證券)

(前頁。警察執行官吏——警察命令)

(…三五條、第四七三條)

形式上の官吏 〔官吏〕

形式上の商行爲 〔商行爲〕

形式證券 Formalpapier(獨) 實體的法律關係の如何を問はず形式に效力を與へ一定の權利義務を設定する〔證券〕を云ふ、即或證券の形式が法定要件を具備するときは其實質に於て僞造又は變造なるか其他法律上無效の原因在るも其善意の取得者に法律が證券上の權利を附與するもの也、此意義に於て形式證券たるは我國法上〔手形〕のみ。學者に依りては形式證券なる語を或は〔設權證券〕の意に或は〔文言證券〕の意に用ふ。(商四三七、四四八、四九七條等參照) 〔要式證券〕

形式的確定力 〔既判力〕〔確定裁判〕

形式的外國債 〔國債〕

形式的刑事訴訟法 〔刑事訴訟法〕

形式的權利拘束 formelle Rechtshängigkeit 〔權利拘束〕

形式的商業 formelles Handelsgewerbe.(獨) 獨逸商法上の觀念にして實質的商業に對する語也、一に擬制的商業とも稱す、獨逸商法は商業に實質的に營業の目的たる事業に依る商業たると、形式的に其營業の方法範圍に依り商業たるとの二種を認め、從て此要件を具ふるときは原始生產業の如きも亦商業となる、但林業及農業が商業たるには一定の制限を設く。(獨商一、二、三條)

形式的商人 formeller Kaufmann(獨) 獨逸商法上の觀念にして其營業が實質的形式的孰れの商業にも該當するに非ずと雖、營業者が特種の組織より成れる法人なるに依り、法の擬制に依り商人たるものを云ふ、株式會社、株式合資會社、有限責任會社等の如き是也。

形式的內國債 〔國債〕

形式的判決 Formalurteile(獨) 〔判決〕

形式法 Formalrecht(獨) adjective law(英) droit formel(佛) 〔實體法〕に對する區別の稱也、實體法は法律關係の實體を定むる法律にして實體法の運用に必要なる手續を定むる法律を〔手續法〕又は形式法と云ふ、例せば民法刑法は實體法にして民事訴訟法、刑事訴訟法は形式法なるが如し。〔法〕

形式犯 Formaldelikt(獨) délit formel(佛) 〔犯罪〕の成立に一定結果の發生を必要とせざるものを云ふ、例せば〔僞證の罪〕の如し。

刑事局 Chambre criminelle(佛) 〔佛蘭西法—司法制度〕

刑事裁判 Strafentscheidung(獨) criminal trial(英) jugement criminelle(佛) giudicio criminale(伊) 〔刑事事件〕に付き國家機關の爲す〔裁判〕を云ふ、其裁判機關に付きて之を分ち裁判所の爲すものと行政廳の爲すものとに區分することを得、〔違警罪〕即決例及〔間接國稅犯則者處分法〕に依るものは後者に屬す、前者は更に〔通常裁判所〕の爲すものと及〔特別裁判所〕の爲すものとに分つことを得。(…)。〔刑事〕〔刑事訴訟〕〔刑事裁判所〕〔刑事裁判官〕

刑事裁判官 Strafrichter(獨) judge of ciminal matter(英) juge des matiéres pénales(佛) 刑事の裁判を擔當する〔裁判官〕を云ふ、我國に於ては刑事裁判官たる特立の地位を有するものなく、〔民事裁判〕も〔刑事裁判〕も同一資格を有する判事が其任に當るが故に、刑事裁判官は單に事務の分配上刑事の裁判を擔當するに過ぎざる也。

刑事裁判權 Kriminaljustizhoheit; Strafgerichtsbarkeit(獨) pouvoir du jugement criminelle(佛) 〔裁判權〕

刑事裁判所 Kriminalgericht; Strafgericht(獨) criminal court.(英) tribunaux de répression.(佛) corte criminale(伊) 〔刑事〕の裁判を爲す裁判所を云ひ〔司法裁判所〕の一種也、我國に於て此特立の組織構成のもの全然存在せずして民事裁判所も刑事裁判所も其構成を一にし、同一裁判所が刑事及民事を裁判するものとす、即刑事裁判所と云ふは唯裁判所內の事務の分配上刑事のみを裁判する司法機關たるに過ぎざる也、而して司法裁判所には〔特別裁判所〕、〔通常裁判所〕の區別あるも單に刑事裁判所と云へば通常裁判所を意味するを普通とす。(裁構一、二、一六、一七、一八、二七、三四、三七、四三、五〇、五三條等) 〔裁判所〕〔管轄〕〔裁判所職員〕〔區裁判所〕〔地方裁判所〕〔控訴院〕〔大審院〕〔刑事裁判〕〔刑事裁判權〕

刑事事件 Strafsache; Kriminalsache(獨) criminal matter(英) matière pénale(佛) materia criminale(伊) 單に刑事とも云ふ、國家刑罰權の具體的に行使され得べき事件也。通常裁判所刑事部に繫屬する諸事件は此適例にして違警罪即決處分の如きは行政處分なるも亦刑事事件と云ふを得べし。(裁構二、一六條) 〔民事事件〕〔刑事裁判〕〔管轄〕

刑事司法政策 〔刑事政策〕

刑死者 死刑の執行を受けて死亡せる者を云ふ、刑死者の墓標には氏名、法號、族籍、年齡、生死の年月日を記入するに止め他の事項を記することを得ず、其墓標は造營埋葬地又は祖先塋域の外之を建設するを許されず、又親族の香花を供するの類を除く外、警察の許可なく刑死者の爲め公然祭祀を行ふことを得ず、且其寫眞肖像を公然陳列し又は販賣することを得ざるのみならず、總て刑死者を賞揚哀悼することを得ず、之に反する者は二圓以上二五圓以下の罰金若くは一一日以上二五日以下の禁錮に處せらる。又地方長官及警視總監は安寧秩序を保持するに必要と認むるときは犯罪に關し現に搜査、起訴、勾留、服刑中の者若くは搜査、起訴、勾留、服刑中に死亡したる者及刑を免れんと欲して自殺し或は犯罪現行の際殺害せられたる者に付特に命令を下し、右の制限と禁止とを加ふることを得。(…)

(後頁。刑事上の確定裁判——刑事政策)

(…)

刑事上の確定裁判 ㊀意義。取消し又は變更することを得ざる狀態に達したる刑事裁判を云ふ。裁判は宣告の時より其效力を生ずるを原則とするも、上訴を許す裁判に付ては特に確定と云ふことを存す、確定に次の二義あり。㋑形式的確定。最早上訴を以て攻擊すべからざる狀態に至りしこと。㋺實質的確定。裁判の內容に從て法律關係が確定されし狀態を云ふ。㊁種類。㋑形式的確定を生ずる裁判。終審の判決は宣告と同時に、又第一審及第二審の判決は上訴期間の經過又は上訴の抛棄若は取下に因り總ての上訴權者が上訴權を喪失したるとき、又は上訴棄却の裁判ありて其の裁判に對して上訴を爲すの途なきに至るときは形式的確定を生ず。決定命令は其の內容に基き不服の申立(抗告又は取消變更の申立)を許さざるものを除くの外、判決と同一の區別に從ひ形式的確定を生ず。㋺實質的確定を生ずる裁判。實體上判決(有罪無罪及免訴の判決)を主なるものとし、豫審終結決定中免訴の決定も亦條件附確定を有す、即新事實又は新證據あるに非ざれば同一事件に付再訴を爲すことを得ず、略式命令並違警罪即決處分も法定期間內に正式裁判の申立なきときは確定判決と同じく實質的確定を生ず。㊂效力。㋑裁判が形式的に確定するときは訴訟手續全く完了し同一訴訟手續に於て其當否を爭ひ又は更に審判を爲すの餘地を存せず。㋺裁判が實質的に確定するときは同一訴訟物を重ねて公訴の目的物と爲すことを得ず。これを一事不再理の原則と稱す。㋩裁判は確定に至り初めて之を執行し得るを原則と爲すも決定及命令は其抗告を許さる場合に於ても亦直に執行力を生ず。抗告は即時抗告を除く外原則として執行を停止せず、即時抗告を許す場合に於ては其提起期間內及其申立ありたるときは執行を停止す。㊃確定の範圍。裁判は主文のみ確定す。〔裁判〕

刑事社會學 Kriminalsoziologie(獨) criminal sociology(英) sociologie criminelle(佛) sociologia criminale(伊) 犯罪社會學とも云ふ、〔刑事人類學〕に相對し、犯罪の社會的原因を研究する學也、犯罪の原因は犯罪者自身に存する個人的原因及社會的原因の兩者に存すると固より當然也と雖、此學に於ては特に社會的原因を高調して犯罪の主原因也と論ず、而して其社會的原因の主要なるものは生活資料の缺乏及社會的關係の二者也と爲す。〔伊太利法〕〔ラカッサーニュ〕〔ロムブローゾ〕〔フェリ〕〔グロース〕

刑事社會政策 〔刑事政策〕

刑事職權法 刑罰法令の適用を掌る國家機關の組織管轄を定むる法規の總稱也如何なる法律が之に屬するやは何種の標準如何によりて差異を生ずべきも、刑事裁判所の組織權限に關する諸法規例せば裁判所構成法等の如き是也。

刑事人體學 Kriminalsomatologie(獨) criminal somatology(英) somatologie criminelle(佛) somatologia criminale(伊) 〔刑事人類學〕〔グロース〕

刑事心理學 Kriminalpsychologie(獨) criminal psychology(英) psychologie criminelle(佛) psicologia criminale(伊) 犯罪心理學とも云ふ、廣義に於ては刑事學に屬する事項に關聯して研究を必要とする心理學の總稱也、狹義に於ては犯罪者の心理を檢討する學にして廣義の〔刑事人類學〕に屬す、狹義の刑事心理學に二義あり、㋑一は〔ロムブローゾ〕一派の主唱に係り、犯罪者は其異常の體質の爲め病的の心理狀態を有するものにして、犯罪は此病的心理狀態に基くものと爲す、之に依れば刑事心理學は病的心理を研究するの學たる也、㋺一は犯罪者の心理狀態を研究するを刑事心理學の特別なる任務と爲す、就中特に〔責任能力〕、意思の自由及心神耗弱精狀等に關する問題を檢討する學也、一般に刑事心理學とは此意義に於ける用語也、其他〔詐病論〕も亦當然此範圍に包括せらるるものとす。〔法醫學〕〔グロース〕

刑事人類學 Kriminalanthropologie(獨) criminal anthropology.(英) anthropologie criminelle(佛) antropologia criminale(伊) 犯罪人類學とも云ふ、犯罪を遺傳に基く犯罪者の身體上の特質に基くものと說明する學也、分ちて刑事人體學及〔刑事心理學〕と爲す、嚴正の意味に於ける刑事人類學は前者のみを指す、刑事人體學は又之を刑事解剖學及刑事生理學に分つ、刑事人體學は〔ロムブローゾ〕の主唱に係りフェリ、ガロファロ之を敷衍したり、ロ氏は多數の犯罪者の頭蓋、容貌、骨格、言語、體質的感覺等を檢查鑑定して、犯罪者は一定の定型を有する不規則なる人類にして道德上の疾病者たることを說明せり。固より犯罪者が特別の體質を有するは爭ふべからざる事實也と雖、ロ氏の所謂定型に該當する者必ずしも犯罪者に非ざる也、其後氏自身も亦犯罪は犯罪者の體質のみならず其他諸種の原因に基くものなるを主張するに至れり。〔刑事社會學〕〔犯罪人型〕〔ラカッサーニュ〕〔グロース〕〔伊太利法〕

刑事制裁 Kriminalsanktion(獨) criminal sanction(英) sanction criminelle(佛) sanzione criminale(伊) 刑法其他の刑事法の違反者に對して加ふる〔制裁〕を云ふ、換言すれば刑事法の違反者に科する總ての法益の剝奪也、〔公訴〕は此制裁要求の形式、〔刑罰〕は此制裁實行の方法也。

刑事政策 Kriminalpolitik(獨) criminal policy(英) politique criminelle(佛) politica criminale(伊) 〔刑法學〕の原理を應用して刑法學の目的を實現する爲めの方法を研究するを刑事政策と云ふ、分ちて次の三種とす、㊀刑事立法政策。〔犯罪學〕を基調として先づ〔刑罰〕を以て豫防又は鎭壓するに適する行爲也や否やを檢討し、其必要を認めたるときは犯罪の構成要素たる事實を明示し、刑罰の種類を限定し以て犯罪の豫防阻止及刑罰の適用執行を最も有效ならしむるが爲に、適切なる立法を爲

(前頁。形式上の官吏——刑死者)

すを本旨と爲す、從つて罪刑法定主義也。㊂刑事司法政策。刑罰の目的を達成するが爲めに刑罰法規を適用するに當りて裁判官及檢察官の採るべき方法にして、裁判官は一定の範圍に於て、〔微罪不起訴〕或は〔刑の執行猶豫〕等刑罰の〔自由裁量〕が許され、檢察官は犯罪の〔不起訴處分〕が許されつゝあるは即ち司法政策の活用を期する制度也とす。㊃刑事社會政策。刑事立法及司法政策より廣汎にして且根本的なる方法なるが故に、寧社會政策の一種と稱すべきもの也とす。犯罪は〔社會連帶〕の法則に依り獨り犯罪人自身のみならず社會にも亦責任あるが故に、社會は教育、經濟等の發達を計りて其病弊を治療し、遺傳、身体、自暴等、犯罪の誘惑或は思想の惡化を防ぎ、個人並に階級相互間の融和を講じ良風美俗を確立し、以て物心兩方面の生活安定を計らざるべからず。〔刑の減免〕〔刑の免除〕〔刑罰權〕

刑事生理學 Kriminalphysiologie(獨) criminal physiology(英) physiologie criminelle(佛) fisiologia criminale(伊)〔刑事人類學〕

刑事責任 strafbare Verantwortlichkeit(獨) criminal responsibility(英) responsabilité pénale(佛) responsabilità criminale(伊) ㊀概念。違法なる行爲に就ては之に基く法律的效果を生ず、犯罪に對する效果としての刑罰制裁を刑事責任と云ふ。〔民事責任〕に對する語也。㊁性質。民事責任と刑事責任との分界點明確となれる現今に於て、其責任の根據に就て倘主觀と客觀との爭あるも、現時の趨勢は刑法に就ては主觀主義的傾向を示し、罪を犯す意なき行爲は原則として之を罰せず。過失を罰するは例外にして而も其刑輕し。されど犯意成立が社會的危險を伴ふ時は、最も重く其常習的なるものに對しては刑を加重せらる。(刑三八—四二、刑訴三七九條)〔責任〕〔刑事未成年者〕〔責任年齡〕

刑事責任論の根據 Grundlinien der Kriminalistischen Imputationslehre〔ベルネル〕

警視總監 polizeipräsident(獨) superintendent-general of the metropolitan police(英) préfet de police(佛) praefectus vigilum(伊) ㊀總監。〔警視廳〕の長官にして內務大臣の指揮監督を承け東京府下の警察消防及特に內務大臣の指定する衛生事務、工場法施行に關する事務並鑛業及砂鑛業以外の事業に於ける工業勞働者最低年齡法施行に關する事務を管理する行政官廳也、各省の主務に關する事務に付ては各省大臣の指揮監督を承く。㊁權限。重要なるもの次の如し。㋑東京府下の行政事務に付其職權又は特別の委任に依り管內一般又は其一部に廳令を發することを得、㋺非常急變の場合に臨み兵力を要し、又は警護の爲兵備を要するときは東京衛戍總督又は師團長に移牒して出兵を請ふことを得。㋩其主務に付東京府下の郡長、島司、市長、區長及町村長を指揮監督す。㋥所轄の官吏を指揮監督し、奏任官の功過は內務大臣に具狀し判任官の進退は之を專行す。㋭警視廳中處務の細則を設くるを得。㋬其職權に屬する事務の一部を警察署長又は警察分署長に委任するを得㋣警察署長又は警察分署長の處分又は命令にして成規に違ひ公益を害し又は權限を犯すと認むる時は、其處分又は命令を取消し或は停止することを得。㊂職務代理。警視總監事故あるときは警務部長たる書記官其職務を代理す、警務部長も亦事故あるときは內務大臣に於て他の高等官の一人をして警視總監の職務を代理せしむ、警視總監は警視廳の官吏をして其事務の一部を臨時代理せしむることを得。(正二年勅一四九號警視廳官制三、九、一〇條)〔羅馬法〕

警視總監官房〔警視總監〕

刑事訴訟 Strafprozess(獨) criminal procedure(英) procédure pénale ou répressive; instruction criminelle(佛) procedura penale(伊) ㊀意義。國家刑罰權即科刑權の存否及範圍の確定を目的とする〔手續〕の總體を云、即刑法は抽象的に罪と刑とを規定するものにして刑事訴訟法は刑法に定めたる事實が具體的に發生したるときに刑罰權を實現して科刑を行ふ手續也。刑事訴訟に廣狹二義あり、起訴に始まり判決に終るものを狹義の刑事訴訟と爲し、狹義の刑事訴訟に加ふるに之に囲繞する他の事項を以てするを廣義の刑事訴訟と爲す、公訴提起前の搜査手續、判決確定後の裁判執行手續は廣義の手續に屬す、公訴に附帶する私訴は性質上刑事訴訟に非ずと雖便宜上之に屬するものと爲す。㊁法律關係。狹義の刑事訴訟は其成立に原告、被告及裁判所の三個の主體を必要とし、此三者間の公法上の法律關係として發生し進行し終局す、公訴提起前の搜査手續及判決確定後の裁判執行手續には原告被告無きを以て此法律關係を生ぜず。㊂種類。㋑通常刑事訴訟と特別刑事訴訟。前者は形式的意義に於ける〔刑事訴訟法〕に依る刑事訴訟にして、後者は土地の關係、事項の性質又は人の身分に由來する特別なる刑事訴訟に依るの刑事訴訟也、即臺灣、朝鮮、關東州及南洋群島に於ける刑事訴訟、〔違警罪〕即決例、〔間接國稅犯則者處分法〕等に依るもの、〔軍法會議〕に於て審判する場合等是也。㋺裁判所の刑事訴訟と行政廳の刑事訴訟。違警罪即決例及間接國稅犯則者處分法に依る場合は行政廳の裁判に依るが故に之を行政廳の刑事訴訟と云ふを得べく、被告人が其裁判に對して不服あるときは單に事前手續に過ぎざることゝなり正式裁判の申立又は檢事の起訴に因り裁判所の刑事訴訟に依り訴追せらるべきものとす。㊃沿革。㋑刑事訴訟の方式は沿革上之を二大別することを得、彈劾主義及糺問主義是也、⑴彈劾主義。裁判機關が事件を審判するには他の訴訟主體の訴追あることを要し、嫌疑者には一定の防禦權を與へて訴追者に對立せしめ裁判機關は其上に立ちて審判する主義を云、彈劾訴訟に於て訴追者が官吏たる〔檢事〕にして被告人と相對立し訴訟上の地位同じく當事者なるを當事者訴訟主義と云。⑵糺問主義。裁判機關が他の訴訟主體の訴追に依らず自ら探て事件を審理裁判し、嫌疑者に對しても防禦の權を與へず、

(後頁。刑事訴訟手續——刑事訴訟法の効力)

嫌疑者は單に手續の目的として取調べらるるに過ぎざる主義也。㋺歐洲大陸に於ては初め〔彈劾訴訟〕より〔糺問訴訟〕に變じ更に彈劾訴訟となりたるもの也、羅馬に於ては一般人民をして刑事訴訟の訴をなさしめ獨日耳曼に於ては被害者をして訴を起さしめたり、一三世紀以降伊太利寺院の糺問訴訟北方に侵入し歐洲大陸の全部に行はれて一九世紀の初期に及びしが、佛蘭西は大革命後彈劾手續を採用し以後歐大陸に於て彈劾訴訟に據らざるものなし、我國古くより糺問訴訟なりしが、明治一三年佛國治罪法に倣ひて治罪法を制定し、爾來明治二三年公布の刑事訴訟法及大正一一年法律七五號現行刑事訴訟法共に彈劾手續を採用す。〔公判準備〕

刑事訴訟手續 Strafprozessverfahren(獨) criminal proceeding(英) acte de procédure criminelle(佛)〔刑事訴訟〕

刑事訴訟法 Strafprozessrecht; Strafprozessordnung(獨) law of criminal procedure(英) droit de procédure criminelle ou pénale(佛) diritto di procedura penale(伊) ㊀意義。國家刑罰權即ち〔科刑權〕の存否及其範圍の確定を目的とする手續に關する法規を云、實質的と形式的との二義あり、㋑實質的刑事訴訟法とは國家刑罰權の實現に關する手續を規定したる法規の總體を指稱す、通例之を刑事訴訟法規又は刑事訴訟法の法源と云ひ、〔通常裁判所〕に於けるもののみならず、〔特別裁判所〕に於ける刑事訴訟法規をも包含す。㋺形式的刑事訴訟法とは刑事訴訟法と命名せらるる法律を云、通例之を刑事訴訟法典又は單に刑事訴訟法と稱す。㊁法律上の地位。刑事訴訟法は〔公法〕に屬す、その〔刑法〕との關係に付て觀察すれば刑法は抽象的に罪と刑とを規定し、刑事訴訟法は刑法に定めたる事實が具體的に發生したるときに刑罰權を實現して科刑を行ふ手續を規定するが故に、刑法は主法、刑事訴訟法は助法也、又刑法は〔實體法〕にして刑事訴訟法は〔形式法〕也。而して刑法に定められたる刑罰上の權利關係は必ず刑事訴訟法に依りて審判の手續を經ざるべからざるが故に刑法と刑事訴訟法とは全く合一不可分の關係を有す。此點に於て民法商法等と民事訴訟法との關係とは其趣を異にす。㊂法源。主要なるもの次の如し。㋑憲法。二三條、五三條、五七條。㋺通常刑事訴訟に關するもの。⑴裁判所構成法(明治二三年法律六號)、同施行條例(同年法律六二號)。⑵刑事訴訟法(大正一一年法律七五號)。⑶司法事務共助法(明治四四年法律五二號)。刑事交涉法(大正十年法律九二號)等。㋩特別刑事訴訟に關するもの。⑴違警罪即決例(明治一八年太政官布告三一號)。⑵間接國稅犯則者處分法(明三三年 法律六七號)關稅法(明治三二年 法律六一號)。⑶少年法(大正一一年法律四二號。⑷領事官の職務に關する件(明治三二年法律七〇號)、滿洲ニ於ケル領事裁判ニ關スル件(明治四一年法律五二號)等。⑸陸軍軍法會議法(大正十年法律八五號)。⑹海軍軍法會議法(大正十年法九一號)等。⑺倘、朝鮮、臺灣、關東州、南洋群島に付ては別に朝鮮刑事令、臺灣刑事令、關東洲裁判事務取扱令、南洋群島裁判令等の法規あり。㊃沿革。刑事訴訟法の起源は羅馬法に在り、其後獨逸固有法(ゲルマン法)之に加はり獨逸佛蘭西等に行はれしが、佛國に於ては大革命の際諸國の制度を折衷して現行刑事訴訟法を制定せり、我國に於て刑事訴訟手續が法律の形式に於て現はれたるは大寶律令以後也、明治一三年專ら佛國刑事訴訟法に倣ひて治罪法を制定し、同二三年獨逸法を加味して刑事訴訟法及裁判所構成法を制定、現行刑事訴訟法典は大正一一年法律七五號を以て公布せられたるもの也。〔刑事訴訟法の效力〕〔刑事訴訟〕㊄參考書。㋑邦書。平沼騏一郎、新刑事訴訟法大意。牧野英一、新訂刑事訴訟法。小野清一郎、刑事訴訟法講義。清水孝藏、新刑事訴訟法理論。林賴三郎、刑事訴訟法要義總則、各則上卷。小山松吉、刑事訴訟法提要。黑瀨義治、實用刑事訴訟法。八太茂、杉生紀。改正刑事訴訟法新論。大原昇、改正刑事訴訟法質疑回答錄。㋺外國書。**Harris**, Principles of criminal law, 12th ed., 1912. **Kenny**, Outlines of criminal law, 9th ed., 1920. **Garraud**, Précis de droit criminel, 13e éd., 1922, Traité théorique et pratique d'instruction criminelle et de procédure Pénale, tomes I—III, 1907-1912. **Vidal**, Cours de droit criminel, 6e éd., 1921. **Roux**, Cours de droit pénal et de procédure pénale, 1920. **Rosenfeld**, Der Reichsstrafprozess, 4-5 Aufl., 1912. **Löwe**, Strafprozessordnung, 15. Aufl., 1921. **Graf zu Dohna**, Das Strafverfahren, 1913. 〔刑事訴訟〕〔刑罰權〕〔三奉行手續〕

刑事訴訟改正意見 Beiträge zur Reform des Strafprozess〔オルスハウゼン〕

刑事訴訟法規〔刑事訴訟法〕

刑事訴訟法上の異議〔異議〕

刑事訴訟法上の一部控訴〔一部控訴〕

刑事訴訟法上の抗告〔抗告〕

刑事訴訟法上の訴訟費用〔訴訟費用〕

刑事訴訟法典 Código de instrucción Criminal(西)〔刑事訴訟法〕〔西班牙法〕

刑事訴訟法の效力 Geltung des Strafprozessrechts(獨) validity of law of criminal procedure(英) ㊀事物に關する效力。刑事訴訟法は〔通常裁判所〕に於ける刑事訴訟手續に適用せらる、通常裁判所に於ける刑事訴訟手續とは通常裁判所の裁判權に屬する事件に付行はるるもの、及特別官廳又は外國裁判所の裁判權に屬する事件に付き共助の手續是也、〔特別裁判所〕又は刑事事件に付權限を有する行政官署に於ける手續に付ては別に規定あり。㊁人に關する效力。〔刑法〕の適用を受くべき總ての人に對して適用あり、故に國籍の內外

(前頁。刑事生理學——刑事訴訟)

を問はず、只次の場合は例外とす、㋑國內法上〔天皇〕、〔攝政〕。㋺國際法上。〔治外法權者〕。㋩軍に制限を受くる者。〔皇族〕、〔帝國議會の議員〕。㊂土地に關する效力。屬地主義に據る、卽帝國の版圖を以て其限界と爲す、換言せば帝國の版圖內に行はるべき訴訟手續にのみ適用あり、然れども次の地域は例外とす。㋑朝鮮及臺灣。㋺〔合國地域〕。㋩國際公法又は條約に依り治外法權の行はるる區域。內地(樺太を包含す)朝鮮、臺灣、關東州間相互の關係に付ては〔共通法〕を以て之を定む。㊃時に關する效力。其實施の時より廢止の時迄效力を有するを一般の法令と同じ、從て其間に行はるる訴訟手續に適用せらるるものにして犯罪時の如何に拘るとなし、卽其實施前に行はれたる犯罪に對して其實施後訴訟を開始し又は實施前に開始したる訴訟が實施後仍持續するときは現行法を適用す、之を以て刑事訴訟法に〔遡及效〕ある者と解すべからず。新法實施前の手續の效力は舊法に依りて之を論ずべく、其手續にして新法中之に相當する規定あるものは新法に依り爲されたるものと同一の效力を有するものとす。公訴時效に付ては之を實體法上の制度と解するとき刑法六條の適用あるべく、訴訟法上のものと解するとき新法に從ふものと爲さざるべからず、判例は後者を採る。（憲三、五三條、擬設令四條、勅令九一條、正七年法三共通法、刑訴六一六條）

刑事訴訟法の法源 〔刑事訴訟法〕

刑事訴追 現行法は刑事訴訟事件の審理裁判は刑事裁判所に對しては特に〔檢事〕なる獨立の官府を設け處罰權を主張するの權限を與へて之に一定の權利義務を負はしめたり、檢事は所謂原告官にして檢事が其處罰すべき者卽〔被告人〕に對して〔公訴〕を提起するを訴訟法上訴追と云、公訴は常に檢事の手を通して提起せらるるを要し、裁判所は檢事の公訴提起なきときは訴訟手續を開始するを得ず、之を不告不理の原則と云。（裁構七三條二項、刑訴二七八、二七九條）〔彈劾主義〕

警視廳 metropolitan police office(英) préfecture de police(佛) Polizeipräsidium der Hauptstadt(獨) ㊀觀念。〔內務大臣〕の監督の下に在りて所管事務を管理し、〔警視總監〕を以て長官と爲す。㊁組織。部を分ちて事務を分掌せしむること次の如し、㋑總監官房。①官吏の進退及身分に關する事項。②文書の往復及記錄編纂に關する事項。③官印廳印の管守に關する事項。④各部所成案の審查及制規に關する事項。⑤高等警察に關する事項。⑥會計に關する事項。⑦他の主管に屬せざる事項。㋺警務部。警務に關する事項。㋩刑事部。刑事に關する事項。㋥保安部。①建築警察、風俗警察及危險法取締等に關する事項。②營業警察及交通警察に關する事項。㋭衞生部。衞生警察及衞生に關する事項。㋬消防部。水火消防に關する事項。㊂職員。〔警視總監〕〔勅任〕書記官、事務官、警視、消防司令、技師（以上奏任）警部、屬、消防士、消防機關士、技手、通譯、警部補（以上判任）。㊃警察練習所及消防練習所。警察練習所は警察に從事する職員、消防練習所は消防に從事する職員の教習及訓練に關する事項を掌る。㊄東京府下に五七警察署を置く、又東京市內及東京市接近町村にして土地の狀況に依り警視總監が內務大臣の認可を受け其管轄內に編入したる區域內に水火災の警戒を掌らしむる爲め六消防署を置く、警視總監必要ありと認むるときは警察署の下に警察分署を、消防署の下に消防分署を置くことを得。（正二年勅一四九號警視廳官制）〔警視總監〕

刑事哲學 Philosophie pénale.〔タルド〕

啓示哲學 Philosophie der Offenbarung.〔シェリング〕

刑事手續法 Strafverfahrensgesetz(獨) law of criminal process(英) loi du progrès criminel(佛)〔刑事訴訟〕に於ける訴訟手續の規定を云、刑事實體法たる刑法其他の刑罰法令を犯罪に對して實現する爲めに要する諸種の行動の準則を規定したるもの也、現今の法令にては〔刑事訴訟法〕の如き是也。〔手續法〕

刑事犯 〔行政犯〕に對する觀念にして固有の意義に於ける犯罪、卽犯罪の實質が公の秩序善良の風俗に反するものを云、刑事犯行政犯の區別は主として獨逸の學者に依り法律論として說かるる所也。

刑事被告人 Angeschuldigter; Angeklagter(獨) criminal defendant(英) défendeur; inculpé; accusé; prévenu(佛刑) 刑事訴訟事件に於て〔被告人〕として裁判所の審理裁判を受くる一方の當事者也、卽起訴せられたる犯罪嫌疑者にして未だ確定判決を受けず、從て犯罪の有無並に刑罰義務の存否の未だ明確ならざる者を云、判決確定後刑の執行を受くる者は之を囚又は〔囚人〕と稱して刑事被告人と區別す、刑事被告人は刑罰權存否の判明する迄其逃走と罪證湮滅とを防ぐ爲め之を拘置監に拘禁す、其拘禁の意義は囚人のそれと根本的に異り又其待遇に關しても囚人と之を異にす。（刑一九五條、明四一年法二八號監獄法一條、明三〇年勅四一五號囚人及刑事被告人押送規則、同年內令三七號同細則等）〔監獄〕

刑事部 Strafsenat(獨)〔地方裁判所〕〔控訴院〕及〔大審院〕に一若くは二以上の部を設く、部は複數の判事を以て構成すれども其數は審級に從て異る、部に刑事事件を取扱ふものと民事事件を取扱ふものとあり、前者を刑事部、後者を〔民事部〕と云、部に部長を置き部の事務を監督し其分配を定めしむ。（裁構一九、二〇、三四、三五、四三、四四條）

刑事未成年者 Kriminalminderjähriger(獨) criminal minor(英) mineur criminelle(佛) minorenne criminale(伊) 刑事上年齡の幼若なるが爲め責任無能力たる者を云、此責任年齡の限界に付ては諸國の立法例區々たり、我現行刑法は十四歲未滿の者を絕對に責任無能力とし、十四歲以上の者は區別なく

（後頁。藝者——刑政）

成年者と等しく完全に責任能力を有するものとす、然れども〔少年法〕は責任能力者と雖十八歲に滿たざる者に對する刑事事件に付ては原則として刑罰に代ふるに保護處分を以てするの精神たること明白にして、罪を犯すとき十六歲に滿たざる者には刑法七三條、七五條、二〇〇條に定むる犯罪に對する場合を除くの外死刑及無期刑を科することとなし。（刑四一條、少年法一、七、八、九條）

藝者 〔藝妓〕

藝娼妓口入業 ㊀觀念。手數料を受け〔藝妓〕又は娼妓の身元を保證し口入を爲す業を云、公安風俗を害する危險大なる業なるを以て之に對する警察取締は各地方とも一般雇人口入業に對するよりも嚴也。㊁取締。本業の取締は各地方長官及東京府に於ては警視總監之を管掌す、警視廳令を例擧すれば、㋑藝娼妓口入營業は警察官署の許可を受くるに非れば營むことを得ず。㋺營業者は二百圓以上の不動產を有することを要す。㋩通常雇人口入、宿屋、料理屋、飲食店、貸座敷、引手茶屋、待合茶屋、貸席、遊船宿、藝妓屋、遊技場其他之に類似する營業一切を兼ぬることを得ず。㋥如何なる方法に依るを問はず他人に藝娼妓たることを勸誘することを禁ぜらる。㋭手數料は見易き所に提示し置き口入したる契約確定後領收するを要し、既定手數料外は如何なる名義を以てするも金品を收受することを得ず。㋬營業上違則行爲又は不適當の狀況あるときは營業の停止又は禁止の處分を受く。㋣營業者にして違則行爲あるときは拘留又は科料に處せられ、營業者法人なるときは其代表者從業者其他の使用人の違則行爲に付き法人を科料に處す。（明三八年五月警視廳令）〔職業紹介〕

經常歲出 ordentliche Ausgaben(獨) ordinary expenditures(英) dépenses ordinaires(佛) spesa ordinario(伊) 國家の歲出は豫算上之を經常歲出と臨時歲出とに分ち、「經常歲出は經常歲入を以て支辨し臨時歲出は臨時歲入を以て支辨すべし」とするを財政學上の原則とす、然りと雖此兩者區別の標準に至りては學說一定せざるが故に、其必要を生ずる時期に重きを置き、其必要が繼續的にして長期に亘るときは之を經常費とし、其必要が繼續せざるか又は短期に亘るときは之を臨時費と爲すの外無かるべし。我國豫算の實際を見るに政策上必ずしも右の定義に適合するものに非ず、例せば元來經常費たるべきものも豫算の膨脹を抑制する爲め之を臨時費に編入せるもの無きに非る也。但經常費に屬すべきものを理由なく臨時費に屬せしむることを得ざるが故に、如上の編入には相當の理據ありて、事實問題としては見解の相異と云に歸着する場合多し。

經常歲入 ordentliche Einnahmen(獨) ordinary revenues(英) recettes ordinaires(佛) entrato ordinario(伊) 國家の歲入は豫算上之を經常歲入と臨時歲入とに分つ、此兩者區別の標準は之を時期に求め、國家の永續的なる財源を常例として利用し之に由て生ずる歲入を經常歲入とし、國家の永續的財源に非る財源より生ずるものと、永續的財源なれども常例として利用せず一時例外的方法を以てする收入とを臨時歲入とするの外なかるべし。歲入に於ては臨時歲入の性質を有するものを妄りに經常歲入として計上するを許すべからず、同時に經常歲入の性質を有するものを臨時歲入に屬せしむるが如きは不必要也と云の外なし。「經常歲入」

繼受的取得 abgeleiteter Erwerb; derivativer Erwerb(獨) derivative acquisition(英) acquisition dérivée(佛) acquisto derivativo(伊) ㊀概念。既に存在せる他人の權利に基きて之を承繼する義なるが故に一に傳來取得とも稱す義務に於ても亦相續の場合の如く繼受的取得あること勿論也。㊁性質。繼受に因る取得は新權利にあらざるが故に其以前に此權利に附著せる各種の負擔、制限、瑕疵等も亦承繼されざるべからず、例せば〔原始的取得〕の一種たる時效によりて甲の有せる物の〔所有權〕を時效によりて乙が取得したるときは此物が其以前に擔保の目的たりし場合と雖、乙は全く擔保なる負擔の附着せざる新所有權を取得すべきも、若し相續讓渡等に因りて之を取得したるときは擔保なる負擔を承繼せざるべからず、㊂種類。繼受的取得には次の二種あり。㋑移轉的取得。承繼したる權利が前主と同一のもの、例せば甲は其所有の債權又は時計の所有權を乙に讓渡したる場合。㋺設定的取得。前主の權利は消滅を來さゝるも承繼人の取得したる權利は前主と同一に非ざるもの、例せば土地所有者が他人の爲めに〔地上權〕を設定したる場合是也。

繼受法 rezipiertes Recht(獨) adopted law(英) droit adoptif(佛) diritto copiato; diritto adottato(伊)〔固有法〕

敬稱 敬意を表彰するに用ふる稱呼也、天皇、太皇太后、皇太后、皇后は陛下と奉稱し、皇太子以下各皇族の敬稱は殿下とす、「天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐シタル大日本皇帝」と書するが如きも亦至尊の特權也。彼の軍人間に於て規則上敬稱を强制して用ひしむるは善く人の知る所にして將官を閣下、其以下の上官を殿と呼ばしむるを下級の者に訓命するが如き是也。（典範一七、一八條）

頸飾 Halsband(獨) neck lace(英) collier(佛) 國家に對し大功勳ある者に賜はる大勳位菊花章を喉下に佩ふるに用ふ、其圖樣は菊花、菊葉の形と文字古篆文を以て飾る、大勳位菊花章頸飾を有する者は略綬を以て略章を喉下に佩ふることを得。（明二一年勅一號、同年閣告二一號、明三五年閣告二號）〔勳章〕

刑事立法政策 〔刑事政策〕

刑政 社會の秩序を害すべき行爲を防止し、斯る行爲を爲す者を社會より豫防隔離又は膺懲して之を改悛せしむるが爲に制裁を加ふるとに關する作用を云、卽刑政とは〔刑罰權〕の作用にして〔司法權〕の範圍に屬す。

（前頁。刑事訴訟法の法源——刑事未成年者）

形成權（けいせいけん） Gestaltungsrecht（獨） 私權の一種にして單獨行爲に依りて具體的法律關係を形成する權利也。㊀意義。一方的法律行爲に依りて權利の發生、變更消滅其他の〔法律的效果〕を生ぜしめ得る權利、例せば〔取消權〕〔追認權〕〔選擇權〕〔解除權〕〔相續〕の承認權及其拋棄權等の如し、故に支配すべき目的を有せざるが故に〔支配權〕と異り、人の行爲不行爲を要求するものに非るが故に〔請求權〕と異る、從つて又權利者は唯單獨に行使し得る權利なるが故に強制執行の必要なく、〔相手方〕に債務無きが故に其不履行に因る損害賠償の義務を生することなし。㊁種類。形成權に次の二種あり、（但形成權は獨逸の學說なれども、其性質、範圍、名稱等に付きて未だ定說なし）❶解除權、選擇權、取消權、造作買取請求權の如く、單に當事者の相手方に對する意思表示のみにて足るもの。㋺詐僞又は強迫に因る婚姻の取消權の如く當事者の一方的意思表示の外第二次の手續として尙裁判所の行爲を必要とするもの。（民一二〇、四〇七、五四〇、六一七——六二六、七八五舊人事訴訟手續法五條）

形成訴訟（けいせいそしょう） 創設訴訟又は設定訴訟とも云、〔民事訴訟〕は〔請求權〕の內容に基きて之を區別し〔給付訴訟〕〔確認訴訟〕及形成訴訟の三と爲す、卽形成訴訟とは法律關係の發生若くは法律關係の變更消滅を目的とする訴訟手續也。〔形成權〕

形成の訴（けいせいのうったへ） Rechtsgestaltungsklage; Rechtsänderungsklage（獨） 一に權利變更の訴又は權利創設の訴或は單に創設の訴とも云、判決に依り法律關係の發生、變更又は消滅を來す判決を求むる訴也、換言すれば〔形成權〕の存在を認めて直接に法律上の效果を生ぜしむる判決を爲すことを求むる訴也、例せば債務者の詐害行爲の取消を目的とする訴、離婚を目的とする訴、相續人の廢除を目的とする訴、強制執行に對する債務者の異議の訴、株主總會決議に對する不服の訴の如き是也。

形成判決請求權（けいせいはんけつせいきゅうけん） Gestaltungsanspruch（獨） 〔權利保護請求權〕

經世遺表（けいせいいへう） 一六冊 〔丁若鏞〕

荊川稗編（けいせんはいへん） 一二〇卷 〔唐順之〕

繫屬（けいぞく） Anhängigkeit（獨） pendance（佛） 繫屬とは訴訟の繫屬の義にして、訴訟が裁判所に繫屬するを云、卽所謂訴訟の權利拘束也。〔權利拘束〕

繼續航海（けいぞくかうかい） Einheitlichkeit der Reise（獨） continuous voyage（英） voyage continu（佛） viaggio continuo（伊） 〔戰時禁制品〕

繼續訊問と宣誓（けいぞくじんもんとせんせい） 「同一ノ事件ニ付同一ノ〔證人〕ヲ繼續シテ訊問スヘキ場合ニハ最初ノ日ニ一タヒ宣誓セシムレハ足リ其後訊問ノ都度更ニ宣誓セシムルコトヲ要セス。」（明三五年六月二七日大審判決、民訴三〇六、三〇七條）

繼續地役（けいぞくちえき） 〔繼續地役權〕〔地役權〕

繼續地役權（けいぞくちえきけん） dauernde Dienstbarkeiten（獨） servitudes continues（佛） servitù continuo（伊） servitutes continuae（羅） 權利を行使する度每に權利者の行爲を要せざる〔地役權〕を云、例せば引水地役權、通路を開設したる場合の通路役地役權、觀望を害すべき建物を設けしめざる地役權の如き是也。（民二九一條）〔地役權〕

繼續的債權契約關係（けいぞくてきさいけんけいやくくわんけい） dauernde Schuldverhältnisse（獨） 〔債權契約關係〕〔獨逸法〕

繼續犯（けいぞくはん） Dauerverbrechen; Dauerdelikt（獨） délit continu（佛） 〔卽成犯〕卽ち卽時犯に對する觀念にして犯罪が旣遂の狀態に至れる後尙其狀態の繼續するを云、一に持續犯とも稱す、不法監禁罪、不保護罪、服飾徽章を僭用する罪の如き是也、一個の行爲に因り生じたる不法の狀態が繼續して繼持せらるるを本罪の特性とす。此點に於て〔連續犯〕と區別するを要す、繼續犯の公訴時效は犯罪狀態の繼續止みたる時より起算すべきものとす。（刑二二〇、一九四、二一八條一項後段、警察犯處罰令三條二〇號、刑訴二八四條）〔狀態犯〕

繼續費（けいぞくひ） Fonds für fortlaufendes Ausgaben（獨） continuing expenditure fund（英） dépenses fonds continuels（佛） ㊀觀念。一定の年限間支出すべき經費を云、其經費は國家の經費たるとあり、府縣市町村の經費たるとあり、茲に國家の經費に就きて說明すれば、普通一般の經費は之を每年議會に提出する〔豫算〕に計上して其都度協贊を經ざるべからず、然るに繼續費に付ては憲法第六八條に「特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協贊ヲ求ムルコトヲ得」と規定し、數會計年度に亙る經費支出の協贊を經ることを得るものとし一般豫算制度の例外を爲せり。㊁性質。❶繼續費は其年限多少長期に亙るとも其性質上臨時經費に屬す、㋺繼續費は其年限、總額及年割額を定むることを要す、其年割額に付ては之を當初に於て定むべきや否は一疑問なれども、實際に於ては每年次年度の年割額を定むることとす。（憲六八條、明三三年勅六四號[illegible]）

境內社（けいだいしゃ） 他の神社の〔境內地〕に在りて自らは境內を有せざる神社を云、境內神社とも云ふも同義也、境內社は社格、神職を有せず、獨立の資格なき爲め其境內地を有する神社（境內社に對して本社と云）の管理に屬す。〔神社〕〔攝社〕〔末社〕

境內地（けいだいち） 神社又は寺院佛堂の所在する區域にして祭典執行並風致保持に必要なる場所を云、其神社境內地は神地或は社地又は宮域とも云ひ官有と民有とあり、前者は官有第一種に屬し、後者には民有第一種と民有第二種とあり、民有第二種は地租及地方稅を賦課することなし、官有にあらざる鄉村社地之に屬し、官有にあらざる無格の神社社地及寺院の境內地は民有第一種に屬し地租及地方稅を賦課せらる。（明七年太政官布告一二〇號改正地所名稱區別、明八年內務省乙一〇一號、明三六年內令一二號[illegible]官有地ニ編入方、明三二年法[illegible]）

係蹄狀（けいていじゃう） Schlingenmuster（獨） 〔指紋法〕

經傳釋詞（けいでんしゃくし） 一〇卷 〔王引之〕

經典釋文（けいてんしゃくぶん） 〔ケイテンシヤクモン〕 三〇卷 〔陸德明〕

景德三司編勅（けいとくさんしへんちょく） 三〇卷 〔林特〕

景德三司新編勅（けいとくさんししんぺんちょく） 一五卷 宋の景德二年九月成る。

景德農田編勅（けいとくのうでんへんちょく） 五卷 〔丁謂〕

繼任者（けいにんしゃ） Nachfolger（獨） successor（英） successeur（佛） successore（伊） 一定の任期ある職務に在る者が其任期到來又は其任期の到來前に辭職其他の事故によりて闕位となりたる場合に其後位を繼承して前任者の殘期間內、或は更に一定の期間其任務を執る者を云。（[illegible]）

刑の加重（けいのかぢゅう） Verschärfung der Strafen（獨） increase of the penalties（英） aggravation des peines（佛） ㊀意義。一定の條件に從ひ法定刑の範圍を超えて刑を伸長するを云、法定原因ある場合に限り之を行ふ可きものにして裁判官の職權裁量を以て之を行ふことを得ざるものとす。㊁種類。一般的加重と特別的加重に區別するとを得、前者は刑法總則の規定に從ひ一般の罪に通じて行ふべき加重を云ひ、後者は或罪に特別なる加重にして必要あるものは悉く各本條に規定して獨立刑を科するが故に加重例を適用するの餘地なし。一般的加重の原因は〔累犯〕及〔併合罪〕の二箇のみ。㊂加重の程度。累犯の刑は其罪に付き定めたる懲役の長期の二倍以下とし、併合罪の刑は其最重き罪に付定めたる刑の長期に其半數を加へたるものを以て長期とす、但各罪に付き定めたる刑の長期を合算したるものに超ゆることを得ざるものとす。累犯加重の要件、程度の詳細は〔累犯〕の項に讓る。（刑四七、五七——五九條、刑訴三七五條）〔加減例〕

刑の減免（けいのげんめん） Minderung und Erlass der Strafen（獨） abatement and exemption from the penalties（英） diminution et exemption des peines（佛） 〔刑罰〕の減輕、免除を云、減免の事由には法律上及裁判上の二種あり。㊀法律上の減免。法律上當然なることと又は裁判上任意なることとあり、其事由を擧ぐれば、一〔過剩防衛〕に因る減免、二〔過剩避難〕に因る減免、三法律の不知に因る減輕、四〔心神耗弱〕に因る減輕、五〔瘖啞〕に因る減輕、六〔自首〕に因る減免、七〔未遂犯〕減輕及〔中止犯〕減免、八〔從犯〕減輕、九特別減免卽各本條の減免。㊁裁判上の減輕。之を〔酌量減輕〕と云。㊂刑の免除。有罪なれども其刑を免除するを云、犯罪不成立の場合及〔刑の執行の免除〕と區別するを要す、犯罪不成立の場合には裁判所は無罪の宣告を爲すに對し、刑の免除の場合には其旨の言渡を爲すべきものとす、又刑の執行の免除の場合には刑の言渡あるも其執行が免除せらるる也、刑の免除の場合は刑の宣告なし、從て再び罪を犯すも〔累犯〕とならざるものとす。㊃適用の除外。稅法、警察法等の特別刑法に於ては刑罰の減輕に關する規定の適用を除外することあり。㊄犯人既に外國に於て言渡されたる刑の全部又は一部の執行を受けたるときは刑の執行を減輕又は免除することを得。（刑三六ノ二項、三七ノ一項、三八ノ三項、三九ノ二項、四〇、四三、四三、六三、一一三、一七〇、一七三、二〇一、五、六六——七二條、[illegible]）〔加減例〕

刑の時效（けいのじかう） Verjährung der Strafvollstreckung（獨） prescription de la peine（佛） ㊀觀念。法定の時の經過に因り確定判決後に刑罰執行權を消滅せしむる制度也、刑法上時效の制度を認むる理由に付ては學說種々ありと雖、要するに社會の秩序維持上永續する一定の狀態を尊重するを必要とするに由る。㊁時效の期間。❶死刑は三十年。㋺無期の懲役又は禁錮は二十年。㋩有期の懲役又は禁錮は十年以上は十五年、三年以上は十年。三年未滿は五年。㋥罰金は三年。㋭拘留、科料及沒收は一年。㊂時效期間の起算點。刑の時效は判決確定の日より起算す、但法令に依り執行を猶豫し又は之を停止したる期間內は進行せず、故に此場合に於ては其猶豫又は停止の終了の翌日より起算す。㊃時效の中斷。刑の時效は死刑、自由刑に付ては逮捕に由りて、罰金、科料、沒收に付ては執行行爲に由りて中斷す。㊄時效の效果。刑の時效は〔刑の執行を免除〕するの效果を生ず、然れども刑の言渡の效力を消滅せしむることなく從て其刑の言渡は時效完成後と雖累犯の理由と爲り又〔刑の執行猶豫〕を妨ぐ。（刑三一——三四條）

刑の執行（けいのしっかう） Vollstreckung einer Strafe（獨） execution of a punishment（英） exécution d'une peine（佛） 〔判決〕に依り特定の犯人に對し言渡されたる刑を執行するを云、刑の執行は裁判確定したる後に非れば之を爲すことを得ず、死刑の執行は司法大臣の命令に依る、刑の執行は〔檢事〕の指揮に因り行刑官及執達吏之を爲す。〔違警罪〕卽決の場合に於ては檢事の指揮を受くるとなく警察官之を行ふ。㊀死刑。司法大臣の命令ありたる日より五日以內に刑務所內に於て絞首して之を執行す。死刑の言渡を受けたる者は其執行に至るまで之を刑務所に拘置す。大祭祝日、一月一日二日及十二月三十一日には死刑を執行せず、心神喪失者及姙婦に付ては司法大臣の命令に因りて執行を停止し、痊癒又は分娩後司法大臣の命令を待ちて執行す。少年に對しては刑法七三條七五條又は二〇〇條の罪を犯したる場合の外は死刑を科せず。陸海軍に於て執行する死刑は總て銃殺とす。㊁自由刑。懲役、禁錮、拘留の三種。無期有期の別あり、有期は一月以上十五年以下、共に刑務所に拘置す、拘留は一日以上三十日未滿、拘留場に拘置す。少年に對しては刑法七三條七五條又は二〇〇條の罪を犯したる場合の外無期刑を科せず。自由刑の執行方法に付ては監獄法を以て之を定む。〔未決勾留〕は刑の執行に非れども其全部又は一部を本刑に算入することを得。㊂財產刑。〔罰金〕、〔科料〕及〔沒收〕の三種、其各項參照。

罰金、科料の執行方法に付ては民事訴訟法を準用す。刑法は尙追徵なる制度を認め、賄賂の全部又は一部を沒收すること能はざるときは其價額を追徵するものとす。㊃〔假出獄〕。㊄〔刑の執行猶豫〕。（刑二一——一三、一六、一八——二四、二八條、同訴五三四、五三五、五三八、五四〇、五四三、五五三、五五六條、少年法七條、明治四一年法二八號監獄法、明一八年太布告達刑事訴訟手續、陸軍刑法二一條、海軍刑法一六條、）〔刑罰〕〔刑期〕

刑の執行猶豫（けいのしっこうゆうよ） bedingte Verurteilung（獨） conditional condamnation（英） sursis de l' exécution（佛） sentenza condizionato（伊） ㊀趣旨。〔刑〕は現實に之を科するの必要なきことあり、又之を科するの結果却て犯人をして惡化せしむることあり、故に近時各國共〔刑事政策〕上刑の執行猶豫なる制度を認め一定の犯人に對して刑の執行を猶豫し、猶豫期間內に改悛の確實なるを認むるときは之に其刑を科せざることと爲せり。一八七〇年北米ボストン府に初めて行はれたる所なりしが現時歐洲各國の認むる所たり、我國明治三八年法律七〇號を以て此制度を設けしが現行刑法に於ては其二五條乃至二七條に之が規定を爲せり。㊁主義。執行猶豫制度の主義を大別して二と爲す、㋑宣告猶豫主義（英米主義）。一定の犯人に對して一定の期間內有罪の判決を爲すことを猶豫する主義也、其猶豫期間內に特別の事故なきときは犯人は其行爲に對し有罪の判決を受くることなし。㋺執行猶豫主義（歐洲大陸主義）。犯人に對して有罪の判決を爲したる後其執行に一定の猶豫期間を與ふる主義にして其期間內に特別の事故なきときは其刑を執行することなし。此主義は更に二派に分る、[1]條件附有罪判決主義。猶豫期間內に事故なきときは有罪判決をして效力を失はしむる主義にして法律上は有罪判決なかりしと同一の狀態に復せしめ罪刑共に消滅す、フランス、ベルジュムに行はる。[2]條件附特赦主義。猶豫期間內に事故なきときは其刑の執行を免除する主義にして法律上は罪刑共に依然として存す、ドイツに行はる。我國に於ては明治三八年法律七〇號を以て條件附特赦主義を採りしが現行刑法は條件附有罪判決主義也。㊂要件。㋑新に宣告せられたる刑が二年以下の懲役又は禁錮なること。㋺前に禁錮以上の刑に處せられたることなき者なること。㋩前に禁錮以上の刑に處せられたることあるも其執行を終り又は其執行の免除を得たる日より七年以內に禁錮以上の刑に處せられたることなき者なること。㋥情狀に因り裁判所が執行猶豫を言渡すを適當と認むること。㊃效力。㋑猶豫期間は裁判所の定むる所にして裁判確定の日より一年以上五年以下の範圍とす。㋺懲役又は禁錮と同時に罰金を併科すべきときは罰金刑に付ては執行猶豫の適用なし。㋩執行猶豫の言渡を取消さるることなくして猶豫の期間を經過したるときは刑の言渡は其效力を失ふ。㊄取消。次の場合に於ては裁判所は刑の執行猶豫の言渡を取消すべきものとす、㋑猶豫の期間內更に罪を犯し禁錮以上の刑に處せられたるとき、㋺猶豫の言渡前に犯したる他の罪に付き禁錮以上の刑に處せられたるとき、㋩猶豫の言渡前他の罪に付き禁錮以上の刑に處せられたることを發覺したるとき。〔赦刑〕〔自由裁量〕

刑の執行の停止（けいのしっこうのていし） Strafaufschub（獨） suspension of the execution of a punishment（英） suspension d' exécution d' une peine（佛） 〔刑の執行〕

刑の執行の免除（けいのしっこうのめんじょ） Erlassung der Vollstreckung einer Strafe（獨） exemption of the execution of a punishment（英） exemption d' exécution d'une peine（佛） ㊀語義。確定裁判に因り言渡されたる刑の執行を特別の理由に基き免除するを云ふ、其特別の理由とは〔刑の時效〕の完成及〔特赦〕也。㊁特質。刑の執行の免除は㋑刑の免除と異る。刑の免除とは法定事由ある場合に刑の言渡を免除するを云ふ、卽執行すべき刑を言渡さざる也。㋺〔刑の執行の停止〕と異る。㋩〔刑の執行猶豫〕と異る。

刑の變更（けいのへんかう） 行爲時の法律（舊法）と行爲終了後に施行せられたる法律（新法）とが其行爲に對する刑の有無若くは輕重を異にするを云ふ、刑法は既往に遡るの效力を有せざるを原則とすと雖、刑法第六條は「犯罪後ノ法律ニ因リ刑ノ變更アリタルトキハ其輕キモノヲ適用ス」と規定し、新舊兩法を比照して新法が舊法よりも輕き場合には例外として輕き新法をして既往に遡及せしむ。而して新舊法比照の問題は行爲が舊時代に行はれ新法時代に審判せらるる場合に限りて生じ、行爲後判決當時迄に法律が屢々變更せられたるときは其中にて最も輕きものを適用すべきものとす。㋑〔連續犯〕又は〔繼續犯〕が新舊兩法時に跨りて犯されたるときは新舊法何れに依るべきか、大審院判例は後法は前法に優るの原則に據り新法を適用するものとす、但連續犯及牽連犯に付ては其新法時の行爲に付き新法を適用したる後、合一して刑法五四條五五條に依るべしとする反對說あり、㋺特に問題となるは犯罪後の法律に因り公訴時效期間の變更ありたる場合也、獨逸に於ては公訴の時效は刑罰權を消滅せしむるものとして之を刑法中に規定するを以て此期間の變更を刑の變更と解する者多し、我〔公訴時效〕は公訴權を消滅せしむるを本旨とし〔刑罰權〕は其結果自然に消滅するものにして時效の實質を手續法上のものと解すべく、從て刑事訴訟法の規定に依り常に新法の期間に從ふべきものとすべし、判例亦同趣旨也。（刑六條、刑施五、八——一四、二、三、六、七條、刑訴六一六條參照）〔刑法の效力〕〔刑の適用〕

刑の免除（けいのめんじょ） Erlass der Strafen（獨） exemption from the penalties（英） exemption des peines（佛） 〔刑の減免〕〔刑の執行の免除〕

競馬（けいば） ㊀意義。法律上競馬とは〔競馬會〕、畜產組合法に依る組合、又は馬匹の改良繁殖を目的とする團體の行ふ競馬を云ひ、專ら祭典等に際し娛樂の爲にするものを指稱せず。㊁種類。平地競爭、速步競爭及障碍競爭の三種とす。㊂期間。每年二回之を行ひ一回の日數四日以內とす。㊃開催。㋑競馬を開催せんとするときは二月前に開催の日時を定め番組を具し馬政長官の認可を受くべし。㋺競爭距離は一哩以上とす。每年の競馬に內國產新馬二十頭以上を出場せしむるを要す。㊄監督。㋑馬政長官は必要に應じ官吏を派遣し競馬の施行を監督せしむ。㋺競馬場內の秩序及風紀の維持に關する事項は競馬場所在地を管轄する地方長官（警視總監）之を管理す。㋩一定の事由ある場合に於ては監督官廳は競馬を停止し又は相當の處分を爲すことあるべし。㊅賞金。主として競爭距離に應じ其の額を定む、而して競馬賞金又は賞品は內國產馬に厚くすべき也。（明四一年勅令第二號）〔競馬會〕〔競馬法〕

經緯（けいい） 六卷〔郷方坤〕

競馬會（けいばくわい） Pferderennen Gesellschaft（獨） horse-race association（英） assemblée de course de chevaux（佛） ㊀意義。競馬會とは競馬法第一條の規定に依り競馬施行の認可を受けたる法人、卽ち「馬ノ改良增殖及馬事思想ノ普及ヲ圖ルコトヲ目的トスル民法第三十四條ノ〔法人〕ニシテ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルモノ」を云ふ。㊁設立。競馬會を設立せむとする者は〔定款〕又は〔寄附行爲〕を以て定めたる事項の外、資產の總額調書及設計書を差出すを要し、設計書には競馬開催に必要なる建物及一哩以上の馬場を設置すること、每年二回以上定期に競馬を行ふ事、競馬馬匹の年齡は明け四歲以上たること、每年新馬を競爭馬匹中に加ふることの諸事項を具備すべきものとす。競馬會を設立せむとする地方に於て旣に法人たる競馬會あるときは後の設立者は競馬開催の時期を異にするを要す。而して競馬會は每年度剩餘金の幾分を以て產馬獎勵の目的に之を使用すべきものとす。㊂監督。競馬會の業務は〔馬政長官〕之を監督し、必要と認むるときは競馬會より報告を徵し、又は其の業務及財產の狀況を檢査することを得。㊃設立許可の取消。競馬開催を目的とする法人が㋑「設立ノ許可ヲ得タル日ヨリ滿一箇年內ニ設備ヲ完成セザルトキ」㋺「馬政長官ノ命令ヲ遵守セサルトキ、」は主務官廳は設立の許可を取消すとあるべし。〔競馬法〕（正一二年法四七號競馬法、同年勅令一四號競馬法施行規則、明三九年閣令十號）

刑罰（けいばつ） Strafe（獨） punishment（英） peine; punition（佛） pena（伊） poena（羅） ㊀意義。刑罰（又は刑）とは〔犯罪〕に對する國家の制裁にして刑法に定められたるものを云ふ。法律は犯罪に對して社會を防衞し法律秩序を維持する目的を以て、國家自ら犯人の〔法益〕を剝奪し、犯人に制裁を科することを認むる也。刑罰は將來の犯罪の豫防を其主要目的とするもの也と雖、過去の不法行爲を條件として犯人に科する制裁なるが故に其性質は一の〔應報〕なることを否定し去るを得ざるものとす。何犯罪に對する社會的防衞を目的とする制度に〔保安處分〕と〔秩序罰〕とありと雖、正確なる意義に於ては刑罰と區分せらるべき性質也とす。㊁種類。刑罰は種々なる方面より之を分類することを得べし。㋑通例之を大別して「主刑」及「附加刑」とす。[1]主刑とは獨立して科することを得る刑罰を云ひ、[2]附加刑とは主刑に附隨してのみ科す可き刑罰を云ふ、現行法は六種の主刑卽ち〔死刑〕〔懲役〕〔禁錮〕〔罰金〕〔拘留〕及〔科料〕と一種の附加刑卽ち〔沒收〕とを認む。㋺我舊刑法の如く從來の立法例は刑罰の輕重に因りて「重罪」「輕罪」及「違警罪」に分つも殆ど無意義なるが故に、現行刑法に於ては之を認めず。㋩剝奪さるべき法益の如何に依り刑罰を區別すれば生命刑（極刑）自由刑及財產刑（金錢刑）の三種と爲る、[1]生命刑とは犯人の生命を奪ふものにして極度の刑罰也、法律上之を死刑と稱す。[2]自由刑とは犯人の身體の自由を制限するものを云ひ、法律は懲役・禁錮・拘留の三自由刑を認む、我刑法の採用する自由刑は〔刑務所〕に犯人を晝夜拘禁し吏員の看視の下に於て自由行動の範圍を制限するもの也、懲役と禁錮との差異は定役卽ち强制勞働の有無にあり、禁錮と拘留とは形式的の區別たるに過ぎず、[3]財產刑とは犯人の財產を剝奪するものを云ひ法律は罰金、科料及沒收の三種を認む、前二者は主刑にして後者は附加刑たり。之を圖示すれば左の如し。

刑
- 主刑
  - 死刑……生命刑
  - 懲役・禁錮・拘留……自由刑
  - 罰金・科料 ┐
- 附加刑 │……財產刑
  - 沒收 ┘

㊂輕重。刑の輕重は主刑に付てのみ存するものにして附加刑の有無は刑の輕重を決するに關係なし。刑法典は第十條に於て主刑の輕重を定む、之を表すれば次の如し。

一、死刑
二、無期の懲役
三、無期の禁錮
四、有期の懲役 （一）短期の如何を問はず長期の長きもの （二）長期等しきときは短期の長きもの
五、有期の禁錮 （一）短期の如何を問はず長期の長きもの （二）長期等しきときは短期の長きもの
六、罰金 （一）寡額如何を問はず多額の多きもの （二）多額等しきときは寡額の多きもの
七、拘留 （一）短期の如何を問はず長期の長きもの （二）長期等しきときは短期の長きもの
八、科料 （一）寡額如何を問はず多額の多きもの （二）多額の等しきときは寡額の多きもの

二個以上の死刑又は無期若くは多額及短期若くは寡額の同じき同種の刑は犯情に依り其輕重を定むべきものとす。二個以上の無期の懲役の輕重及び二個以上の無期の禁錮の輕重に付ては規定を缺けるも同趣旨に依り決すべきもの也。㊃執行〔刑の執行〕。〔刑の執行猶豫〕㊄消滅。刑罰の消滅とは特定の犯罪行爲に因り其犯人に對して成立したる刑罰權の消滅するを云ふ。廣義に於ては特定の犯罪人に對する刑罰請求權の消滅と特定の犯人に對し言渡されたる刑の執行權の消

Strafrechts (1914); Meyer-Allfeld, Lehrbuch des deutschen Strafrecht (1912); Wachenfeld, Lehrbuch des deutschen Strafrechts (1904); Finger, Lehrbuch des deutschen Strafrechts (1904); Finger, Das Strafrecht mit Berücksichtigung des Vor-Entwurfes zu einem österr. Strafgesetzbuch (1912-1914); Merkel-Liepmann, Die Lehre von Verbrechen und Strafe (1912); Liepmann, Einleitung in das Strafrecht (1900); Beling, Die Lehre vom Verbrechen (1906); Beling, Grundzüge des Strafrechts (1912); v. Bar, Gesetz Schuld im Strafrecht (1906–1909); Stooss, Lehrbuch des österreichischen Strafrechts (1913); Binding, Handbuch des Strafrechts (1885), Die Normen und ihre Übertretung (1890, 1914) Grundriss des deutschen Strafrechts (1913) Lucas, Anleitung zur strafrechtlichen Praxs (1912); v. Lilienthal, Grundriss zur Vorlesung über das deutsche Strafrecht (1908); Lammasch, Grundriss des Strafrechts (1911) Kohler, Leitfaden des deutschen Strafrechts (1912); v. Birkmeyer Grundriss zur Vorlesung über das deutsche Strafrecht (1907), Strafrecht (1904), Wachenfeld, Das Strafrecht (1904) Frank, Das Strafrecht für das Dentsche Reich (1912); Olshausen, Kommentar zum Strafgesetzbuch für das deutsche Reich (1912); Aschrott u. v. Liszt, Die Reform des Reichs strafgesetzbuches (1910); Vorträge über den Vorentwurf zu einen österr. Strafgesetzbuch (1911); Strafgesetzbuch Für das Deutsche Reich (Guttentagsche Sammlung),neu gearbeitet von v. Liszt und Delaquis; Stenglein, Kommentar zu den strafrechtlichen Nebengesetzen (1911–1913); Vorentwurf zu einem Deutschen Strafgesetzbuch, Text u. Begründung (1909); Gegenentwurf zum Vorentwurf eines deutschen Stratgesetzbuches, aufgestellt von Kahl, v. Lilienthal, v. Liszt, Goldschmidt, Text u. Begründung (1911); Ebermeyer, Der Entwurf eines Deutschen Strafgesetzbuches nach den Beschlüssen der Strafrechtskommission (1914); Regierungsentwurf zu einem österreichischen Strafgesetzbuches (1912); Vorentwurf zu einem Schweizerischen Strafgesetbuches (1912); Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft (Lisztsche Zeitschrift); Monatschrift für Kriminalpsychologie und Strafrechtsreform; Archiv für Kriminalanthropologie und Kriminalistik (Gross' Archiv); Mitteilung der Internationalen Vereinigung (Bulletin de l' Union internationale de droit pénal); Blätter für Gefängniskunde; Österreichische Zeitschrift für Strafrecht; Schweizerische Zeitschrift für Strafrecht; 英書° Stephen, Digest of the criminal law (1904); Harris, Principles of the criminal law (1912); Kenny; Outlines of criminal law (1915); Philipps, Comparative criminal jurisprudence (1889); Bishop, Commentaries on criminal law (1892); Wharton, Treatise on criminal law (1896); 佛書° Garrand, Précis de droit criminel (1912); Garrand, Traité théorique et pratique du droit pénal français (1913—1916, 1900—1902); Vidal Cours de droit criminal (1911); Degois, Traité élémentaire de droit criminel (1911); Prins, Science pénale et droit positif (1899). Garçon; Code pénal annoté (1901—1911); Faustin Hélie, Pratique criminelle des cours et tribunaux (1909); Le droit criminel des Etats européens (1894) 伊書° Manzini, Trattato di diritto penale italiano (1908—1915); Manzini, Institutioni di diritto penale italiano (1913); Florian, Trattato di diritto penale, (1912); Alimena, Principü di diritto penal (I 1910, II 1912)

刑法原論 Fléments de droit pénal〔オルトラン〕

刑法各正条 〔刑法の各条〕

刑法學 Strafrechtswissenschaft(獨) criminal jurisprudence(英) scince der droit pénale(佛) giurisprudenza penale(伊) 〔刑法〕を前提とする〔法学〕也°

刑法研究所 Kriminalistisches Seminar au der Universität Berlin.(獨名) 獨逸の有名なる刑法學者リスト教授の創意にして一九一三年創立五年の後以後上記の名称に改めたり°〔リスト〕

刑法雑誌 Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft.〔リストの雑誌名〕°〔リスト〕° Revue de droit pénal et de criminologie. 〔アンスル・トルス〕

刑法上における要思 〔総説〕

刑法上における要思能力 〔意思能力〕

刑法上の有責行為と其種類 Die schuldhafte Handlung und ihre Arten im Strafrecht 〔トライー〕

刑法上の行為と結果との間の因果関係 Der Causalzusammenhang zwischen Handlung und Erfolg im Strafrecht 〔トライー〕

刑法上の語義 〔総説〕

刑法上の條件 Kriminalbedingung(獨) criminal condition(英) condition criminel(佛) condizione criminale(伊) 犯罪の成立又は刑の加重減軽等に関する行為と結果との間の因果関係に於て行為の結果に対し、将た條件的関係の存する以上は如何なる條件たるを問はず其結果の原因と認む。(一)定説°(二)原因となすべき條件也°自然の進程の順序を顧慮して結果を惹起せしめたる條件のみを原因と認む。(三)他の條件に優勢なる條件のみを原因と認む。(四)自由意思に基く行為を以て結果の原因と認む。(五)結果に最も近き條件のみを原因と認む。(六)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(七)原因の連続中其主要なる條件のみを原因と認む。(八)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(九)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(十)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(十一)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(十二)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(十三)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(十四)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(十五)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(十六)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(十七)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(十八)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(十九)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二十)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二十一)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二十二)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二十三)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二十四)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二十五)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二十六)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二十七)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二十八)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二十九)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(三十)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(三十一)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(三十二)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(三十三)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(三十四)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(三十五)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(三十六)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(三十七)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(三十八)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(三十九)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(四十)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(四十一)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(四十二)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(四十三)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(四十四)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(四十五)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(四十六)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(四十七)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(四十八)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(四十九)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(五十)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(五十一)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(五十二)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(五十三)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(五十四)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(五十五)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(五十六)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(五十七)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(五十八)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(五十九)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(六十)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(六十一)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(六十二)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(六十三)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(六十四)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(六十五)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(六十六)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(六十七)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(六十八)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(六十九)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(七十)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(七十一)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(七十二)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(七十三)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(七十四)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(七十五)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(七十六)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(七十七)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(七十八)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(七十九)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(八十)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(八十一)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(八十二)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(八十三)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(八十四)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(八十五)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(八十六)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(八十七)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(八十八)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(八十九)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(九十)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(九十一)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(九十二)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(九十三)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(九十四)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(九十五)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(九十六)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(九十七)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(九十八)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(九十九)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(百)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(百一)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(百二)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(百三)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(百四)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(百五)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(百六)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(百七)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(百八)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(百九)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(百十)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(百十一)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(百十二)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(百十三)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(百十四)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(百十五)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(百十六)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(百十七)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(百十八)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(百十九)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(百二十)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(百二十一)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(百二十二)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(百二十三)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(百二十四)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(百二十五)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(百二十六)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(百二十七)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(百二十八)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(百二十九)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(百三十)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(百三十一)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(百三十二)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(百三十三)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(百三十四)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(百三十五)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(百三十六)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(百三十七)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(百三十八)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(百三十九)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(百四十)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(百四十一)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(百四十二)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(百四十三)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(百四十四)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(百四十五)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(百四十六)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(百四十七)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(百四十八)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(百四十九)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(百五十)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(百五十一)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(百五十二)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(百五十三)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(百五十四)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(百五十五)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(百五十六)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(百五十七)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(百五十八)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(百五十九)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(百六十)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(百六十一)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(百六十二)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(百六十三)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(百六十四)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(百六十五)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(百六十六)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(百六十七)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(百六十八)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(百六十九)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(百七十)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(百七十一)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(百七十二)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(百七十三)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(百七十四)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(百七十五)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(百七十六)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(百七十七)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(百七十八)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(百七十九)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(百八十)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(百八十一)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(百八十二)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(百八十三)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(百八十四)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(百八十五)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(百八十六)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(百八十七)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(百八十八)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(百八十九)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(百九十)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(百九十一)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(百九十二)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(百九十三)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(百九十四)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(百九十五)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(百九十六)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(百九十七)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(百九十八)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(百九十九)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二百)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二百一)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二百二)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二百三)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二百四)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二百五)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二百六)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二百七)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二百八)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二百九)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二百十)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二百十一)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二百十二)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二百十三)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二百十四)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二百十五)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二百十六)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二百十七)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二百十八)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二百十九)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二百二十)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二百二十一)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二百二十二)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二百二十三)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二百二十四)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二百二十五)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二百二十六)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二百二十七)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二百二十八)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二百二十九)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二百三十)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二百三十一)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二百三十二)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二百三十三)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二百三十四)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二百三十五)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二百三十六)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二百三十七)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二百三十八)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二百三十九)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二百四十)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二百四十一)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二百四十二)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二百四十三)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二百四十四)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二百四十五)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二百四十六)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二百四十七)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二百四十八)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二百四十九)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二百五十)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二百五十一)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二百五十二)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二百五十三)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二百五十四)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二百五十五)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二百五十六)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二百五十七)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二百五十八)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二百五十九)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二百六十)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二百六十一)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二百六十二)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二百六十三)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二百六十四)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二百六十五)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二百六十六)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二百六十七)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二百六十八)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二百六十九)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二百七十)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二百七十一)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二百七十二)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二百七十三)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二百七十四)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二百七十五)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二百七十六)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二百七十七)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二百七十八)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二百七十九)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二百八十)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二百八十一)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二百八十二)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二百八十三)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二百八十四)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二百八十五)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二百八十六)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二百八十七)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二百八十八)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二百八十九)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二百九十)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二百九十一)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二百九十二)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二百九十三)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二百九十四)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二百九十五)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二百九十六)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(二百九十七)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(二百九十八)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(二百九十九)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(三百)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(三百一)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(三百二)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(三百三)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(三百四)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(三百五)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(三百六)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(三百七)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(三百八)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(三百九)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(三百十)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(三百十一)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(三百十二)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(三百十三)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(三百十四)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(三百十五)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(三百十六)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(三百十七)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(三百十八)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(三百十九)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(三百二十)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(三百二十一)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(三百二十二)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(三百二十三)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(三百二十四)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(三百二十五)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(三百二十六)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(三百二十七)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(三百二十八)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(三百二十九)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(三百三十)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(三百三十一)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(三百三十二)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(三百三十三)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(三百三十四)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(三百三十五)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(三百三十六)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(三百三十七)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(三百三十八)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(三百三十九)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(三百四十)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(三百四十一)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(三百四十二)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(三百四十三)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(三百四十四)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(三百四十五)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(三百四十六)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(三百四十七)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(三百四十八)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(三百四十九)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(三百五十)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(三百五十一)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(三百五十二)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(三百五十三)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(三百五十四)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(三百五十五)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(三百五十六)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(三百五十七)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(三百五十八)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(三百五十九)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(三百六十)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(三百六十一)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(三百六十二)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(三百六十三)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(三百六十四)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(三百六十五)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(三百六十六)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(三百六十七)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(三百六十八)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(三百六十九)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(三百七十)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(三百七十一)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(三百七十二)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(三百七十三)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(三百七十四)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(三百七十五)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む。(三百七十六)他の條件に比し特に重要なる條件のみを原因と認む。(三百七十七)結果の原因を決定して事物の通常の成行を基礎とし、之に反する條件のみを原因と認む。(三百七十八)原因と結果との間に介在する人の意思行為を以て結果の原因と認む

りしを明にするを得べし。明治維新に際し寛仁の趣旨に從ひ刑政の改革を計り、元年假刑律を編纂し三年之を廢して「新律綱領」を制定し六年更に改定律令を頒布し十四年末迄二者を併施せり。兩者共〔支那法〕の精神に依りしもの也。次で歐米風の刑法を制定せんとし〔ボアソナード〕を顧問として佛國刑法に倣ひ、十三年七月刑法を公布し、十五年一月一日より實施せり、舊刑法之也。專ら博愛主義に則り第二條に明文を掲げて〔罪刑法定主義〕を確立し、階級の別に依る刑罰の差別を撤廢せり。實施後暫くにして改正の議起り遂に改正案を議會に提出すること五回、二十數年を經て明治四十年四月二十五日改正刑法公布さる、新刑法是也。從來の經論に徵し世界最新の科學に則りて舊刑法を改正せしものにして〔刑事政策〕の要求に從ひ犯人の性格犯罪の情狀に依り刑を選擇伸縮し得るやう〔刑罰裁量〕の法定範圍を擴張せしを著しき特色とす。法典實施後十數年を經て大正十一年〔少年法〕及新刑事訴訟法の制定あり、法典の規定中實質的に變更せられたる所一二に止らず、又今や法制審議に於て我國の淳風美俗に適應すべく刑法典を改正せんと企劃されつゝあり。

刑法の解釋 Strafrechtsauslegung(獨) interpretation of criminal law(英) interprétation de droit criminel(佛) interpretazione di diritto criminale(伊) ㊀意義。刑法の〔法源〕は〔成文法〕に限るが故に刑法の〔解釋〕は成文法に止る。成文法の解釋は一定不變の內容を有する法律を分解釋明し或は立法者の意思を闡明することに非ずして國家の意思たる法律を發見するを云。㊁方法。〔解釋〕は其方法により種々之を分類し得べきも、一般の法の解釋に異なる點無し但其中の類推解釋は法律の正條に明示されたる規範に基き更に大なる包括的規範を抽象し、之を法文に直接表示されざる場合に及ぼさんとするもの也。是明かに〔罪刑法定主義〕の原則に矛盾するが故に刑法の解釋方法としては採る可からず。

刑法の效力 Strafrechtstriftigkeit(獨) validity of criminal law(英) validité de droit criminel(佛) validità di diritto criminale(伊) ㊀時に關する效力。(イ)原則。制定せる法規の實施の始期より其廢止に至る迄の〔期間〕は效力あり。即ち其施行以前罪とならざりし行爲に適用無く(新法不遡及の原則)、廢止後は如何なる行爲にも適用無し(舊法不追及の原則)。(ロ)例外「犯罪後ノ法律ニ因リ刑ノ變更アリタルトキハ其輕キモノヲ適用ス」(刑六條)即ち犯罪終了後に實施せられたる法律(新法)が、犯罪當時實施せられゐたる法律(舊法)に比較し、輕き刑罰を定むるときは本條に依り新法が遡及し既往の事實に適用せらるるが故に明に立法に依る刑罰法規不遡及の原則の例外也。又新舊兩法を比照し舊法の定むる刑罰が新法のそれより輕きときは、舊法適用さるゝが故に舊法不追及原則に對する例外也。〔刑の變更〕㊁場所に關する效力。(イ)原則。我刑法は〔屬地主義〕を採る、屬地主義の行はるる範圍は次の如し。①帝國の〔領土〕及〔領水〕。但臺灣、樺太、朝鮮に於ては、別に勅令にて此等の土地に刑法其他の刑罰法令を施行することを指定せざる限り、該法令は實施せられず(臺灣及朝鮮に於ては律令及制令を以て刑法と同一內容の特別法規施行さる)。②帝國の〔租借地〕並に其領水、③南洋群島委任統治區域。④〔領事裁判管轄區域〕。⑤帝國の軍艦及び船舶內。⑥帝國軍隊の占領する土地並に帝國の陸軍部隊若は海軍官衙團體の所在地。(ロ)補則。①〔保護主義〕。刑法第二條は所掲の犯罪に付きては何人たるを問はず帝國外にて罪を犯したる者に刑法を適用するとを規定せり、是同條所掲の犯罪は帝國の安寧秩序を害する種類のものなれば公安維持の目的を以て保護主義に則り規定せし也。刑法第三條第二項は外國人が帝國外にて帝國臣民に對し同條第一項所掲の罪を犯したる場合に刑法を適用するとを規定せるを以て之亦保護主義を採りし也。②〔屬人主義〕。刑法第三條第一項は帝國臣民が帝國外に於て同條所掲の罪を犯したる場合に刑法を適用するとを規定し屬人主義を明にせり。我刑法が補則として保護主義及屬人主義を採れる結果、帝國臣民又は外國人が帝國領土外にて犯したる罪に付き外國裁判所にて帝國刑法に依り刑の言渡を受けたるに拘らず更に帝國裁判所にて刑の言渡を受くる場合あり得べし。刑法第五條は此場合に付き「外國ニ於テ確定裁判ヲ受ケタル者ト雖モ同一行爲ニ付キ更ニ處罰スルコトヲ妨ケス但犯人既ニ外國ニ於テ言渡サレタル刑ノ全部又ハ一部ノ執行ヲ受ケタルトキハ刑ノ執行ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得」とし以て犯人を過酷なる科刑より救はんとす。〔裁判上の國際共助〕㊂人に關する效力。(イ)原則。刑罰法規の場所的效力が及ぶ範圍內にては刑罰法規は何人の行爲に付いても適用せらるるを原則とす。(ロ)例外。①天皇。帝國憲法第三條に依り直接に一般國權作用の客體となること無し、從て刑法上も亦無責任也。但〔攝政〕は在任中刑事訴追を受けざるに止る。②帝國議會の議員。憲法第五十二條に依り兩院議員は議院に於て發言したる意見及表決に付て院外にて責を負はず、從て刑法上無責任也。③樺太の土人。樺太土人に關する刑事事項に付きては專ら從來の慣例に依るべきものとし、一般刑法の適用を受けず。④陸海軍刑法に於ける通常人。陸海軍刑法中大部分の規定は陸海軍々人にのみ適用され通常人に適用なし。⑤不可侵權者。例せば外國の君主、大統領、大使、公使の如きものは國際法上の理由より刑法の適用を受けざる也。(刑一、二、三、四、五、六條、刑施三、六、七、一三條、同昭四〇九、四一五、四四七條、明三九年法三一號、同四〇年法二〇號、同四四年法三〇號、正五年法二八號、明四〇年勅九四號、同四一年律九號、同四一年勅二一三號、正九年條約一號二二條、一一九條、正一一年條約五號、正一二年勅二六號、正七年法三九號、陸刑四、六條、海刑四、五條、議令四條、明四〇年法二〇號、同年勅九四號)

刑法理論發展の大勢 〔刑罰權〕

刑法論 A Digest of Criminal Law 〔スティーブン〕

(後頁。刑法論文集——契約解除の訴)

刑法論文集 Strafrechtliche Aufsätze und Vorträge. 〔リスト〕

桂萬榮 宋の尚書右丞たり、字は夢協、古人折獄に資する者を取り類して一書と爲し、名づけて〔棠陰比事〕と云、〔大岡忠相〕の事蹟に假托して世に傳へらるゝ大岡政談は此書を換骨奪胎せる點勘からず。

警備司令官 〔東京警備司令官〕

繼父 〔親子〕

系譜 系譜は〔有體動産に對する強制執行〕の目的として債務者の承諾あるにあらざれば差押ふる事を得ず、又其所有權は祭具及墳墓の其と共に〔家督相續〕の特權に屬するもの也。蓋し系譜は先祖より代々の父子兄弟等の系を表示せしものにして、之を差押ふるは我國古來の淳風美俗に反するのみならず、家督相續が〔家〕を繼續し先祖の祀祭を絶たざらしめんとする趣旨の制度たる以上、之が所有權を其特權とするは極めて當然の事理に屬すれば也。(民九八七條、民訴五七〇條)

警部 Polizeianwalt(獨) polic inspector(英) agent de police de grade supérieur(佛) 〔警察執行機關〕

警部長 Polizeiinspektor(獨) chief Constables of police(英) inspecteur en chef de police(佛) 〔警察執行機關〕〔英吉利法〕

繼父母 〔親子〕

警部補 assistant inspector(英) sous-inspecteur de police(佛) 〔警察執行機關〕

警部代理巡査 警部代理巡査とは「司法警察事務上時宜ニ依リ警部ノ代理ヲ爲サシ」めたる巡査を云「犯罪搜查ノ爲警部ヲ代理スル巡查ハ〔司法警察官〕タル資格ヲ有スルモノトス」(刑訴二四七條、明一四年司達甲五號、正一二年六月二〇日大審判例)

繼母 〔親子〕

惠民倉 〔支那法〕

刑務所 〔監獄〕

警務署 〔關東都督府〕

刑務所支所 〔監獄〕

刑名 古代支那に於ては特殊の意義に用ひしも、現時は單に刑罰の名稱を云。我刑法に依れば刑名を區別して、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料及び沒收の六種とす。(刑九條)〔刑罰〕〔韓非〕

刑名の學 刑名は形名也。名と實と一致せしむる學説也。即ち其名を以て實を責めて毫も恕する所無きを意味し略現今の刑法學と同義に用ひたる語也。〔韓非〕〔申不害〕〔商鞅〕〔李悝〕〔支那法〕

契約 Vertrag(獨) contract(英) contrat(佛) contratto(伊) contractus(羅) ㊀意義。契約とは二人又は夫れ以上の當事者間の相對したる意思表示の合致を云。㊁基礎。契約は個々の意思表示より成立すと雖こは單に孤立して成立するものに非ず、當事者を內部的に拘束すべき團體生活に參加して初めて拘束力の保障の下に於ける契約の成立を見るもの也、故に契約の基礎は團體生活にありと云可く、かゝる基礎に立てる契約は公法私法に共通なる法律現象なる也。㊂要件。〔契約成立の要件〕㊃時期。〔契約成立の時期〕㊄效力。(イ)契約は當事者間に法律上の拘束力を生ず。契約の拘束力は團體生活の史的變遷と共に變化し、往古宗教旺盛なりし時代に於ては宗教上の誓約、自然法時代に於ては理性、開明時代に於ては社會的交通上の必要、十九世紀以來の個人主義的時代に於ては法規を以て契約の拘束力の淵源なりと解せしも輓近の社會法學的見地に於ては、法律の認むる拘束力を唯一のものと認めず、契約は單に社會生活に於ける共同行爲なるが故にと云ふ簡單なる理由より拘束力ありと認めんとす。(ロ)契約は(法律)制度を創造する力を有す。近代に於ける集團的經濟現象が從來の個別的契約の範疇を脱して、〔附合契約〕を要求し、附合契約が確因たる法律制度を創造せんとしつゝあるは「契約より制度へ」の法律現象を物語るものにして、一九一八年の獨逸に於ける賃率契約(タリフフェルトラーグ)の如きは最近に於ける契約の法律を創造せし實例と云べき也。㊅種類。(イ)私法上の契約。一般私法關係に於て當事者の私法上の效果を發生せしめんとする合意により成立する契約にして、①〔債權契約〕(其效力が單に其當事者間に於ける對人的權利關係を生ずるに止まる契約にして私法上一般に契約と稱せらるるもの)と②〔物權契約〕(其效力が一般人に對抗し得べき物權關係を創設する契約)の二種に分たる。(ロ)公法上の契約。公法關係に於て多數の當事者の一定法律效果の發生を目的とせる合意により成立する契約にして特に法律により認められしものを云。公法上の契約には公法關係の性質に基き契約自由の原則の適用なきを其特色とす。現行法に於ては次の如き範圍に於て公法上の契約を認む。①統治の客體相互間の契約、例せば訴訟當事者が合意を以て訴訟管轄裁判所、期日の變更、期間の延長短縮等を定むるが如し。②統治の主體相互間の契約、例せば國家と公共團體間及公共團體相互間の契約の如し。③統治の主體と其客體との間の契約、例せば〔電氣事業〕〔瓦斯事業〕〔鐵道〕〔軌道〕〔水道〕等の許可に當つて一定の期間後國家が事業を買收し得るものと定めし場合の如きは國家と事業經營者との此點に關する特別の合意ありとすべく、此合意は此種の公法上の契約と云べし。契約の種類の最も主なるものは以上の二種なりと雖、此外に契約より制度に至る過渡的契約として〔附合契約〕なる一種の契約あるは最も注目に價す。例せば勞働協約・保險契約・市營電車營業・瓦斯供給契約・自働機械に依る賣買等は其最も著しきもの也。〔契約自由の原則〕〔契約當事者〕

契約解除の訴 判例に曰く、民事訴訟法第十八條に所謂「契約解除ノ訴トハ契約ノ解除ヲ求ムル訴ノミヲ謂フニ非スシテ契約解除ノ結果原狀ニ回復スル事ヲ求ムル訴ヲモ包含スルモノトス」(明三四年一二月一一日大審判、正五年一〇月

(前頁。刑法の解釋——刑法論)

契約解除權(けいやくかいじよけん) 〔契約の解除〕を爲し得る權利也。解除權は解除權者一方の意思に依りて行はれ形成權たる性質を有し請求權にあらず。及債權關係に從たる權利なるが故に之を獨立して讓渡することを得ず、契約に於ける當事者の地位の移轉と共にのみ移轉するものとす。

契約關係(けいやくくわんけい) 〔契約〕を原因とし生じたる〔法律關係〕即ち契約の成立に基き發生したる債權債務の關係を云。

契約自由の原則(けいやくじいうのげんそく) Grundsatz der Vertragsfreiheit(獨) 【一】意義。契約の成立乃至內容を〔契約當事者〕の自由に放任すべしとする原則にして所有權不可侵原則、個人的自由原則と共に十九世紀以來の個人主義的法制の基礎をなせるもの也。【二】內容。(イ)契約の內容を定むるの自由。民法は贈與賣買等十三種の典型契約、商法は匿名組合、交互計算等若干の典型契約を法定すと雖、吾人は之を無視して全然新種の契約又は典型契約の構成部分と全然典型契約に屬せざる新部分より成る混合契約を自由に成立せしめ得べし。又當事者は債權關係を自由に處分するを得べく、且旣成立の債權關係の內容を自由に變更するを得る也。又強行法規の存する所契約自由の適用なきを原則とすと雖、強行法規中命令規定に違反して締結されたる契約は之が爲めに無效に非ず、例せば宿屋に非ざる者が營業して人を宿泊せしめ質屋に非ざる者が營業的に質物を受取るも其間の契約は有效也、又商法第四十六條は「會社ハ其本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲スニ非サレハ開業ノ準備ニ着手スルコトヲ得ス」と規定すと雖、登記以前旣に成立せる會社が此の規定に違反して開業準備の爲め第三者と取引するも其行爲は當然無效とならざる也。(ロ)契約を成立せしむるの自由。民法第百七十五條は「物權ハ本法其他ノ法律ニ定ムルモノノ外之ヲ創設スルコトヲ得ス」と規定し、以て所有權、地上權、永小作權、質權、抵當權等の典型物權の外當事者の合意により新なる物權を定むるを許さず、又其內容を變更して所謂混合物權を禁ずと雖、これと類似の關係を定むるは全く當事者の自由也。例せば〔信託行爲〕又は勤產の〔賣渡抵當〕等の如し。【三】制限。(イ)一般的制限。現行私法は原則として契約の自由を認むと雖、契約も亦法律行爲の一種に屬する以上は一般法律行爲に共通なる制限を免るるを得ざる也、即[1]不能の給付を目的とする契約は無效也、此點に關し法典に明文なしと雖〔後發不能〕に關する民法五四三條の解釋上當然也。[2]契約の內容は確定し得べきものたるを要す。[3]契約の內容は強行法及公序良俗に反せざるを要す。(ロ)個別的制限。[1]公法上の契約。其性質上當然此原則の適用なし。[2]強制契約。例せば鐵道會社と乘客、醫師と患者間等の契約の如く、其當事者の一方が獨占的地位にある場合に之を當事者間の自由に放任するは弊害甚しければ國家は公法上處罰規定を設け其自由を制限す。[3]附合契約。〔附合契約〕の如く其內容が全然相手方の一方的意思に依り定めらるる場合、例せば勞働者が傭主の定めし勞働條件に附從して勞働契約を締結するが如き場合に付き契約の自由を制限する立法あるは現時の傾向也、獨逸の勞働協約(タリフフエルトラーグ)、最近我國の勞働組合法案、小作法案等は其顯著なる實例也。【四】歸趨。法律上の根本原則なるものが永久普遍の眞理たらず、寧ろ政治的乃至時代的要求の所產に過ぎざること契約自由の原則に付ても亦同じ、產業革命後の經濟事情による契約の發達に發し(カント)以來の個人主義、アダムスミス以來の自由放任論に基礎付けられし此原則も今や現代の社會經濟の實狀に適せず、其放任の弊益々顯著となるや此原則に對する制限的立法は世界の大勢となるに至れり、而して現代〔社會法學〕を唱ふる者は法律社會化必然の歸趨は公序良俗乃至權利濫用法理が原則となり、契約自由の原則乃至所有權不可侵の原則は其例外となるべしと稱せり。〔權利の濫用〕

契約者(けいやくしや) 〔契約當事者〕

契約上の利息(けいやくじやうのりそく) 〔法定利息〕に對する語にして當事者相互の〔契約〕を以て定められたる利息を云。契約上の利息には法律上一定の制限あり。(明十年太政官布告第六十六號)〔利息制限法〕

契約書(けいやくしよ) Vertragsurkunde(獨) written contract(英) document de contrat(佛) documento di contratto(伊) 【一】意義。〔契約〕の成立、效果等に關する事項を文字にて記載、又は印刷せる書面也。要式契約にあらざる限り契約の成立に必要なる條件にあらずと雖〔契約關係〕を證明するには契約書に依るを唯一の方法とす。故に後日の紛議に備ふるには契約書を作成するを最も安全の方法なりとす。【二】書式。必しも一定せず、各自任意の形式にて不可無しと雖、在來一般に用ひらるゝもの次の如し。

收入印紙

賣買契約書

何府縣何郡市町村大字番地
一宅地　何坪　一筆　但樹木庭石等現在此地價金何圓　ノ儘
同所々在
一木造瓦葺二階家　共建坪何坪(但內二階何坪)　一棟　但造作疊建具附屬
右賣買代金何圓也
右不動產ハ拙者ノ所有ニ候處今般前記代金ヲ以テ貴下ニ賣渡申候事確實也、就テハ右代金ハ右賣買ノ登記完了候時何所ニ於テ貴下ヨリ拙者ニ御支拂可相成又拙者ニ於テハ何年何月何日ヲ以テ右不動產ヲ引渡シ可申、萬一右不動產ニ付キ他人ヨリ故障有之候節ハ拙者ニ於テ一切引受ケ貴下ニ御迷惑相掛申間敷、依テ賣渡證書差入置候也
府(縣郡)市町(村字)番地族稱職業
年　月　日　賣主　何　某　㊞
府(縣郡)市町(村字)番地族稱職業
買主　何　某殿

(後頁。契約成立の要件——計量器の檢定取締及罰則)

收入印紙

匿名組合契約書

營業人何某ヲ甲トシ出資者何某及何某ヲ乙トシ何業ヲ營ム爲メ匿名組合契約ヲ爲スコト左ノ如シ
一甲ハ現在營ミツツアル何業ノ營業權及何町何番地所在ノ營業所ノ建物、什器ヲ金何圓也ト評價シテ之ヲ出資額トナス
一乙ハ各自金何圓也ヲ出資額トナス
一甲ハ其營業ノ同一ノ業務ヲ他ニ於テ營マザルハ勿論同一營業ノ法人或ハ組合ノ代表者又ハ業務擔當者タルコトヲ得ズ
一決算ハ毎年六月十二月ノ二回トナス
一利益配當ハ各自ノ出資額ニ應シ按分比例トナス
一本契約書ニ記載セサル事項ハ商法及民法ノ規定ニ據ルモノトス
本契約書ハ參通ヲ作成シ各自壹通ヲ保持ス
年　月　日　何　某　㊞
何　某　㊞
何　某　㊞

(注意)契約書には參錢の收入印紙を貼用すべし尙契約書は完全なる證據力を有せしむるが爲めに〔公正證書〕として作成するを例とす。

契約成立の要件(けいやくせいりつのえうけん) 【一】二個以上の〔當事者〕あることを要し且其當事者は〔能力者〕たることを要す。【二】〔契約の內容〕が債權を發生するに適するものなることを要す。【三】契約に於ける各〔意思表示〕、即ち〔申込〕と〔承諾〕とが有效に成立し且合致することを要す。

契約成立の時期(けいやくせいりつのじき) 【一】隔地者間。〔承諾〕の意志表示が申込者に到達したる時は承諾の發送の時に遡りて契約は成立す。【二】對話者間。(イ)文書に依り承諾の意思が表示さるる場合には其文書の內容(承諾ありたること)を知り得べき地位に文書を置きたるとき契約成立し、(ロ)其他の場合には申込者が承諾の意思表示を了知した時契約成立す。【三】意思實現に依る契約の成立。「申込者ノ意思表示又ハ取引上ノ慣習ニ依リ承諾ノ通知ヲ必要トセサル場合ニ於テハ契約ハ承諾ノ意思表示ト認ムヘキ事實アリタル時ニ成立ス。」例せば商人が注文を受けし場合に特に承諾の返答を爲さす直に其注文品を發付したる時の如し。(民五二一・五二二・五二四・五二六條)

契約當事者(けいやくたうじしや) Vertragschliessender; Kontrahent; Beteiligter; Partei(獨) contractor; party(英) contractant; partie(佛) contraente; parte; parito(伊) contractor; particeps(羅) 【一】語議。〔契約〕に依り法律的效果を生せしむべき同一目的を有する二人又は二人以上の者也。契約には〔債權契約〕と〔物權契約〕との二種別あるが故に契約當事者亦之に從って二種別ありとす。【二】性質。我民法は契約者の數に依り〔多數當事者〕の債權を認め〔可分債權關係〕〔不可分債權關係〕〔連帶債務〕及〔保證債務〕の四種となす、〔物權契約〕にも種々ありと雖、要するに契約當事者又は契約者とは契約締結によりて直接に權利義務を有する總ての關係者即ち申込者及承諾者也。而して如何なる種類の契約たるを問はず其〔相手方〕は一人ならずして多數なるも亦妨げず、然りと雖第三者の爲めにする契約は第三者が其權利を取得するが故に、之を契約當事者と見做す說あるも通說にあらす、何となれば其權利たるや契約者の意思に依り契約解除の爲めに喪失するが故に、第三者は契約當事者にあらず、唯期間滿了後第三者に權利が發生したる以後は之を消滅せしむるを得ざるが故に、かゝる契約は權利附與の契約と稱すべき也。(民法四二七條、五二一條乃至五二四條、五二七條五二八條五三七條乃至五三九條)

契約適合品を粗惡品に加へて反對給附と爲したる場合に於ける詐欺罪の成立(けいやくてきがふひんをそあくひんにくはへてはんたいきふふとなしたるばあひにおけるさぎざいのせいりつ) 「粗惡ナル油ヲ契約適合品ナル如ク裝ヒテ引渡ヲ爲シ賣買代金名儀ノ下ニ他人ヨリ財物ヲ騙取セントスルニ際リ少量ノ契約適合品ヲ粗惡品ニ混合シテ引渡シ相手方ヲシテ全部契約適合品ナリト誤信セシメタル結果代金名義ノ下ニ小切手類ヲ交付セシメタルトキハ其全部ニ付詐欺罪ヲ構成スヘク少量ノ契約適合品ニ付犯罪ノ成立ヲ阻却スヘキモノニ非ス」(正一二年六月一五日大審判決、刑二四六號)

契約の解除(けいやくのかいじよ) Rücktritt(獨) dissolution of contract(英) résolution(佛) dissoluzione di contratto(伊) 〔解除〕

契約の效力(けいやくのかうりよく) Vertragskräftigkeit(獨) validity of contract(英) validité de contrat(佛) validità di contratto(伊) 〔契約〕

契約の裁判籍(けいやくのさいばんせき) 〔土地の管轄〕

契約の內容(けいやくのないよう) Vertragsinhalt(獨) 【一】原則。〔契約自由の原則〕に從ひ當事者は如何なる內容に關しても債權契約を締結する事を得。【二】制限。(イ)給付が確定し又は確定するを得べきことを要す。(ロ)給付が原始的に可能なることを要す、即ち原始的不能の給付を客體とする債權の發生は論理上之を認むることを得ざるが故に此の如き債權の發生を目的とする契約は當然無效也。(ハ)契約が適法なることを要す。即ち契約の內容は強行法に反せざることを要し且公序良俗に反せざることを要す。(ニ)給付が法律上保護すべき價値を有することを要す。即ち道德、風俗、社交等の範圍に屬する行爲は契約の目的たることを得ず。

契約法(けいやくほふ) Law of Contract 〔リーク〕

契約不履行の抗辯(けいやくふりかうのかうべん) Einrede des nicht erfüllten Vertrags(獨) exceptio non adimpleti contractus(羅) 〔同時履行の抗辯〕

經理(けいり) 〔會計〕

繫留氣球(けいりうききう) 〔航空機〕

經理局(けいりきよく) bureau of supplies and accounts(英) 〔亞米利加合衆國法〕

計量器(けいりやうき) meter(英) compteur(佛) 〔度量衡〕

計量器の檢定、取締及罰則(けいりやうきのけんてい、とりしまりおよびばつそく) 〔度量衡〕

計量器の製作、修覆及販賣の免許(けいりやうきのせいさく、しうふくおよびはんばいのめんきよ)

(前頁。契約解除權——契約書)

〔度量衡〕

教育 Erziehung(獨) education, moralization(英) enseignement; education(佛) educazione(伊) 人の智識德性を開發涵養するを云ふ。教育者其人を得ると否と、學校設備の如何とは陶冶の上に至大の關係あるを以て、國家は〔教員資格檢定〕の方法により又國家自ら〔學校〕を設備し其他の公共團體に學校設備のことを命し以て教育事業を保護監督せり。〔學校〕〔教育行政〕〔希臘法〕

教育及學校 Bildung und Schule(獨)〔獨逸法—憲法〕

教育及國立工場課 enseignement et manufactures nationales(佛)〔佛蘭西法—各省〕

教育改善及農村振興基金特別會計法 「教育ノ改善及農村ノ振興ニ必要ナル費途」に使用する目的を以て造幣局資金の內一億三千萬圓を繰込れて教育改善及農村振興基金を作り、「其ノ歲入歲出ハ一般ノ會計ト區分シ特別會計ヲ設置」し、其基金は「國債ヲ以テ之ヲ保有シ又ハ大藏省預金部ニ預入レ其ノ利殖金ハ之ヲ基金ニ編入ス」べきことに關し規定せしもの也。（大一四年三月三〇日法一四號教育改善及農村振興基金特別會計法）

教育綱領 陸軍各學校に於ける教育の目的、順序、方法等に關する事項を規定せるものにして、例せば〔陸軍大學校〕教育綱領、〔陸軍士官學校〕教育綱領の如し。

教育基金 Erziehungsfond(獨) educational fund(英) fonds de l'enseignement(佛) fond di educazione(伊) 教育基金とは國家が永久に普通教育の爲め使用するの目的を以て特別會計の下に管理する資產を云。日清戰勝により得たる償金及其利子は一般會計と分離し特別會計とされしが更に明治三二年〔教育基金特別會計法〕に依り、此內千萬圓を分離して特別會計を設置されたり。〔教育基金特別會計法〕（明二九年法律第[illegible]號償金特別會計法、明三二年法律八〇號教育基金特別會計法）

教育基金特別會計法 Spezialrechnungsgesetz des Erziehungsfonds(獨) law of special account of education fund(英) loi du compte spécial du fonds de l'enseignement(佛) 明治三二年法律第八〇號を以て公布されしものにして、償金特別會計資金の內より千萬圓を繰入れて教育基金を作り、「其ノ歲入歲出ハ一般會計ト區分シ特別會計ヲ設置」し其基金は之を大藏省預金部に寄託し其利子を普通教育費に使用す可き事に關し規定せり。（明三二年三月二二日法八〇號）

教育基金に關する法令 〔教育基金特別會計法〕

教育行政 Erziehungsverwaltung(獨) educational administration(英) administration de l'enseignement(佛) amministrazione di educazione(伊) ㊀意義。〔教育〕に關する〔行政〕を教育行政と云。㊁必要。現今文明諸國は教育を行政事務の一部とし所謂公共教育制度を設けざるものなし、蓋し教育行政の必要なるに基く、其必要なる所以左の如し。㋑各人の能力は平等ならずと雖各能力に應じ貧富賢愚の別なく遍く教育を受くるの便を得しめざるべからず。斯如きは國家公力のみ之をよくす。㋺國家は單に各人の能力を啓發するに止まらず更に社會秩序を重じ國家に對する義務を了知せしむ可きもの也。斯如きは國家公力に俟たざる可からず。㊂管轄。現今文明諸國は教育行政の爲め獨立の一省を設けざるなく我邦亦文部省を設く。然りと雖教育事務にして文部省の管轄に屬せざる例外あり。軍事教育の陸海軍の管轄なるが如き是也。㊃主義。㋑自由主義。教育の經營を主として私人に放任するの主義にして英國の採る所也。㋺專占主義。專ら國家の經營に依るの主義也。㋩折衷主義。國家自ら經營すると同時に私人の事業を自由にするの主義也、佛國之を採り我教育制度亦然り。卽ち我國現下の方針は初年教育は其普及を期する目的を以て國家又は公共團體自ら之を設備する事となし、然かも必ずしも私人の事業を排斥せずして之を保護し、又中等及高等教育に在りては往々私人の力及ばざるあるべきを以て國家自ら其教育を行ひ又は一定の法規を定めて私人の經營を認む。〔寄附行爲〕〔學校〕

教育局 education board〔英吉利法〕 bureau of education〔亞米利加合衆國〕(英)

教育局總裁 load president of education board(英)〔英吉利法〕

教育會 Erziehungsgesellschaft(獨) educational society(英) société d'enseignement(佛) società d'educazione(伊) ㊀意義。教育の發達普及を目的とする公益社團也。㊁性質。文部大臣の許可を得るときは法人と爲すことを得るも、現今各地に設立さるゝ大多數は許可を得ざるが故に對外關係に於ては私法上の(組合)の性質を有す。㊂組織。府縣郡市町村等一定區域內の教員、學務關係官公吏、教育有志家の團結にして其組織內容は種々也、㊃事業。㋑教育研究。㋺雜誌教科書の編纂發行。㋩教育品展覽會。㋥教育功績者表彰。㋭教員講習、養成。㋬學校・幼稚園・圖書館等の設立維持。之等事業經營の爲め基本金を備ふることあり。〔教育法人〕

教育事務 Erziehungsgeschäft(獨) educational business(英) affaires d'enseignement(佛) affare d'educazione(伊) 教育事務とは教育實施に關する總べての事務を云。例せば教員が生徒に學術の課業を授け其品行を匡正する手段より、授業課目時間割の如き直接學務に關する總べての事項は素より學校の監理者が學校に對して爲す施設の全般、又は國家が教育行爲としての行動、大にしては學校の創設より國民教育事項の選定、教科書に關する選定、教員の任命の如き其他之等に關する法規の發布等に至る迄皆教育事務と云ひ得べし。（小學校令六五條）〔教育行政〕

教育諮問委員會 comité consult-

（後頁。教育諮問委員會——教育法人）

ative de l'enseignement public(佛)〔佛蘭西法特別官廳〕

教育制度 Erziehungssystem(獨) system of education(英) système d'enseignement(佛) sistema d'educazione(伊) ㊀意義。教育に關する行政組織を云、其最高の機關は文部大臣にして〔教育事務〕を總括管理し、又其事務は專門學務、普通學務及實業學務の三とし各局長を置きて分掌せしむ。㊁沿革。㋑上古。文字なく書籍なく學校なき時代は固より之無かりしも、當時の詠歌史實に徵すれば其淵源として一種の家庭教育の存せしを窺知し得べし。㋺中古。應仁天皇の時儒教佛教の傳來あり推古天皇の時以降には支那へ留學生の派遣あり社會は儒佛の教に感化教養されし所少なからざりしも、未だ朝廷自ら學校を經營監督するが如き制度なし。天武天皇の時に至りて始めて公立學校設立さる。其教育の主旨は專ら官吏たるに適當なる人物の養成にありて普通教育を含まず。㋩近古。武家執政の世となるに及び儒教主義の教育衰へ自宅若は寺院に於ける教育（寺にて學問の初步を教ゆる所を寺子屋と云ひ、其生徒を寺子と云）盛となり一方武人間には武士道と稱する一種の社會教育行はる。㋥近世。德川時代には幕府は聖堂を設け各藩も亦設ふて學館を設け學問武藝を教授せしも、其學制各藩區々にして其教育の及ぶ所は武士階級に止り、一般人民の普通教育としては單に寺小屋教育の存せしに止る。明治維新に至るや國政の刷新と共に教育制度は日本國體を基礎とし歐米の制度の長所を採り普通教育を國家事業とし、官公立學校を興す等種々の點に於て改良刷新せらる。㊂規行教育制度。㋑普通教育。人格の基礎となるべき智德體の三育を施すを以て其目的とす。[1]小學校教育。初等の普通教育を施すものにして、市町村は其區域內の〔學齡〕兒童を就學せしむるに足る尋常小學校を設置するを要す。一私人と雖も認可を受けて之を設置するを得。公立小學校の設立維持は市町村之を負擔し、市町村長其教育事務を管掌し其小學校を管理す。[2]中學・高等女學校教育。一に又中等教育と云、尋常小學校卒業の男女に須要なる高等普通教育を施すものにして各府縣北海道は少くとも一校づゝ設置するを要す。郡以下の公共團體は小學校育の施設に妨げなき限り隨意に設置するを得。㋺職業教育。職業に必須なる學藝を授くるを以て其目的と爲す。卽ち實業教育と其他美術音樂等の藝術教育及其他の職業教育を包括するも、通例實業教育と同義に用ひらる。[1]師範學教育。師範學校は小學教員養成を目的とし各府縣北海道は少くとも一校を設置するを要す。高等師範學校は師範學校・中學校及高等女學校教員の養成を目的とす。何れも私人の設置を許さず。[2]中等程度及其以下の實業教育。農工商等實業に從事する者に必要なる教育卽ち農業教育、工業教育及商業教育を施すを目的とす。工業學校甲種農業學校及商業學校を中等程度とし、徒弟學校、乙種農商業學校及補習教育を施す實業補習學校を其程度以下とす。之等の設置は道府縣及其以下の公共團體の隨意なりと雖、國家は國庫より每年數十萬圓を支出し之を奬勵補助す。㋩專門教育。一に高等教育とも云、高等の學藝を教授す。實業を專門とするものと然らざるものとあり。㋥大學教育。一に最高教育とも云〔帝國大學〕其他の官公私立大學ありて國家須要に應ずる學藝を教授し其蘊奧を攻究するを目的とす、〔學校〕〔專門學務局〕〔普通學務局〕〔實業學務局〕。

教育制度の沿革 〔教育制度〕

教育召集 〔召集〕

教育總監 〔教育總監部〕

教育總監部 教育總監部とは「陸軍軍隊教育ノ齊一進步ヲ規畫シ所轄學校ノ教育ヲ掌ル」〔軍衙〕を云ひ教育總監之を統轄す。教育總監は陸軍大將若は陸軍中將を以て之に親補し天皇に直隸す。教育總監部は本部及騎兵・砲兵・工兵・輜重兵監部の五部に分れ、本部には本部長、各兵監部に兵監を置き、本部長は「教育總監ヲ補佐シ總監部一切ノ事務整理ノ責ニ任」じ、各兵監は當該兵科軍隊に於ける專門教育の計畫を擔任し關係軍隊を巡閲して教育の統一を圖り、及兵科專門事項の調査研究に任ず。獨り步兵科には兵監を置かず教育總監の直轄とす。（明四一年軍令陸第二〇號教育總監部條例）

教育勅語 kaiserliches Edikt über die Erziehung(獨) imperial Rescript on education(英) 教育勅語は明治二十三年十月三十日明治天皇が國民の教育に關し下したまひたる聖旨にして日本國民たるもの常に拳拳服膺すべき也、

教育法人 juristische Person der Erziehung(獨) juridical person of education(英) personnes juridiques d'enseignement(佛) persone giuridiche d'educazione(伊) ㊀意義。教育に關する社團或は財團にして民法第三十四條に依り許可せられ又は民法施行法第十九條に依り認可せられたる法人を云。㊁設立。㋑申請書。「民法第三十四條に依り文部大臣ノ許可ヲ得テ社團又ハ財團ヲ法人ト爲サムトスルトキハ其ノ設立者ニ於テ社團ニ在リテハ定款、資產ノ總額及社員ノ員數、財團ニ在リテハ寄附行爲及資產ノ總額ヲ具シ申請書ヲ」其の主たる事務所所在地の地方長官を經由して「文部大臣ニ差出スヘシ」。㋺設立及變更の報告 法人の設立が許可若は認可されたるときは一、定款又は寄附行爲。二、理事及監事の氏名、住所。三、財產目錄及社團法人に在りては社員の員數の三事項を地方長官に報告するを要す。一、及二、の事項中に變更を生じたるとき亦同じ。㊂調査事項の報告。「〔教育會〕ヲ除ク外法人ハ每年三月末ノ調査ニ依リ翌月中ニ財產目錄ヲ添付シ左ニ揭クル事項ヲ文部大臣ニ報告スヘシ但特ニ事業年度ヲ設クルモノハ年度末ノ調査ニ依リ其ノ年度ノ終ヨリ三十日以內ニ之ヲ報告スヘシ、一、法人ノ目的タル事業ノ狀況。二、前年中ノ處務ノ要件、三前年ノ經費、收入支出金額及其ノ費目、社團法人ハ前項ニ揭ケタル事項ノ外社員ノ員數

（前頁。計量器の製作修理及販賣の免許——教育事務）

ヲ報告ス〔ヘシ〕法人但法人たる學校は此報告及一の報告を要せず。（明三二年文令三九號）〔寄附行爲〕

教育美術及宗教省 〔佛蘭西法—各省〕〔學校〕。

教育美術及宗教大臣 ministère de l'instruction publique, des Beaux-Arts et des Cultes（佛）〔佛蘭西法—各省〕

教育論 Education 〔スペンサー〕

教誨 Versittlichung（獨） moralisation（佛） moralità（伊） moralization（英） 教誨とは囚徒の德性を涵養し改過遷善の道を講ずるを云ふ。而して其任に當る者を教誨師と稱す。國家は法律秩序を紊る者を制裁すと雖も反面に於て之を保護し來りの不良を悔み前非を改めて更に出獄後の生活は良民の伍に列して圓滿なる人生の意義を解せしめんことを圖り宗教家教育家をして囚徒に教化の道を開けり。即ち教誨は免役日曜日午後半日級役後、又は適當の時間に於て之を行ひ、免役日及日曜日の教誨は特に設けられたる教誨堂に於て之を行ひ、休暇間又は服役後の教誨は被教誨者の居所に就きて之を爲す。（明四一年法令二八監獄法規）〔刑事政策〕

教誨師 Gefängnisprediger（獨） prison Chaplain（英） chaplain（佛） cappellano（伊）〔教誨〕

教會政治論 Ecclesiastical Polity. 〔フーカー〕

教誨堂 〔監獄の構造〕〔教誨〕

教會法 〔寺院法〕

教化行政 Erziehungsverwaltung（獨） educational administration（英） administration de l'enseignement（佛） ㈠意義。國民の精神上の化育を進捗啓導するを目的とする行政を云ひ〔助長行政〕の一種にして神社、教育、宗教に關する行政を總稱す。㈡種類。①神社②〔教育行政〕③宗教行政。例せば信仰に關する行政、信仰に基く集會結社に關する行政、禮拜場即ち社寺、佛堂、教會堂の保存維持に關する行政等にして、國民の經濟的方面を保護增進する行政に對し、國民の精神的方面に於ける化育を掌る助長行政事務也。

教科書式 text-book method（英）〔法律教授法〕

教科書調査會 ㈠目的。文部大臣の監督に屬し其諮問に應じて小學校の教科用圖書を調査するを以て目的とす。㈡組織。會長一人、副會長一人及委員二〇人以內、必要ある場合には臨時委員を置くことを得。皆文部大臣の奏請に依り內閣に於て之を命ず、又庶務を整理する爲めに幹事及書記を置く。㈢會議。①會長及副會長は會議に於て意見を陳述し可否の數に加はることを得。②文部大臣は必要に依り又は會長の請求あるときは文部省高等官其他適當と認むる者をして會議に出席し意見を陳述せしむることを得。㈣議事に關する規則は文部大臣之を定む。（正八勅令一三三號教科書調査會官制）

教科用圖書 Lehrbuch（獨） text book（英） ㈠意義。通例教科書と稱す。文部省に於て著作權を有する圖書及一定の手續を經て文部省の檢定を受け教育上使用し得べきことを特に許されたる圖書を云ふ。㈡種類。師範學校、中學校、高等女學校に關しては生徒用圖書あり、小學校に關しては教師用圖書及兒童用圖書あり、教師用圖書とは教授すべき事項教授上の注意及應用に關する事項等を記載したる圖書又は該圖書に附屬して兒童に示すを目的とする掛圖類也。（小學校令。中學校令。師範學校規程）〔教育制度〕〔學校〕

教科用圖書檢定 師範學校令、中學校令、高等女學校令、小學校令及教則の趣旨に合し教科用に適する事を、文部省に於て證明するを云ふ。㈠檢定の出願。圖書の發行者は該圖書の檢定を文部省に請ふことを得。外國に於て發行したる圖書は、師範學校、中學校、又は高等女學校に於ける英語、獨語、佛語の教科用を目的とするもの及び小學校に於ける英語の教科用を目的とするものに限り文部省に其檢定を請ふことを得。但圖書は全部揃ひたるものに非ざれば檢定せず。㈡其後の手續。文部省は檢定を與ふるや否やを決す。檢定を與ふる圖書中頃少の修正を加ふれば檢定を與へ得べしと認むるときは其廉を檢定出願者に指示することあるべし、又檢定を與へたる圖書中修正を要するものありと認むるときは其廉を發行者に指示して修正せしむる場合あり、此の場合に指示に從はざるときは檢定を取消す。檢定したる圖書は文部省より官報を以て其名稱、册數、定價、目的とする學校並學科の種類、版權免許又は發行者の族籍、住所、姓名、等を廣告す。㈢效力。檢定の效力は檢定を得たる後修正を加へたる圖書に及ばざるものとす。圖書の內容は勿論官報に廣告したる一部分と雖も變更ありたる場合には再び官報にて廣告せざれば檢定の效無し。㈣手數料。檢定を請ふ者は圖書一種に付其目的とする所の學校一種每に、掛圖類は二部の定價、其他は二十部の定價に等しき手數料及該圖書二部を檢定願書に添へ文部省に納付すべし（手數料に相當する收入印紙を願書に貼用）但檢定を得る後價格を增加したるときは此例に準じ其差額を追納すべし（定價を記載せざる圖書は檢定せず）。檢定を請ひたる圖書中頃少の修正を加ふれば檢定を與ふることを得べしと認められ、其廉を檢定出願者に指示せられたる場合の外、檢定出願中の圖書若くは檢定を得たる圖書に修正を加へて檢定を請ふ者は更に前と同樣の手數料を納付することを要す。檢定を請ひたる者自ら其願を取下ぐるとき又は其他何等の事由あるとも旣に納付したる手數料は之を還付せざるものとす。㈤罰則。檢定を經ざる圖書若くは檢定の效力の及ばざる圖書に文部省檢定濟其他之に類する文字を記載して販賣し、又は情を知りて其圖書を受託販賣したるときは、二十五圓以內の罰金又は二十五日以下の禁錮に處せらる。

印紙貼付　檢定願

書名及冊數	發行者ノ族籍氏名	著作者ノ族籍氏名	發行年月日	目的トスル學校學科及學年

右の圖書御檢定相成度該圖書…部及手數料金…相添へ此段相願候也

年 月 日　住所　氏名 印

文部大臣宛

（明三〇年五月文令第二號）〔教科用圖書〕〔檢定〕

教官 陸海軍諸學校に於て學術を教授する職員也軍人なる時は之を武官教官と云ひ文官なれば文官教官と稱す。又教授（高等官）と助教（判任官）との二種あり。

教唆 Anstiftung（獨） instigation; Provocation（英） istigazione（伊）〔共犯〕

教唆者 Anstifter（獨） instigator（英） Instigateur（佛） istigatore（伊）〔共犯〕

教唆犯 〔共犯〕

教習 Instruktion（獨） instruction; training（英） instruction（佛） istruzione（伊） 教習とは新に任用せる官吏又は待遇官吏に對し執務に必要なる學科を授け且つ實務を練習せしむるを云ふ。現行法上教習を要する官吏は森林主事にして、待遇官吏は巡査及看守也。（明三四年勅令…）

教則 rules concerning instruction（英） 小學校教育の目的と各教授科目との關係及各科目互間の關係、各科目教授の要旨及順序、各科目教授の程度及每週教授時數等を示せるものにして小學校令施行規則中に規定さる。

教諭 Lehrer（獨） instructor（英） instructeur（佛） precettore（伊） 教諭とは師範學校、公立中學校、公立高等女學校、實業專門學校及實業補習學校以外の公立學校に於て生徒の教育を掌る正教員を云ふ。法令上官吏に非ず。助教諭は教諭の職掌を助くるもの也、共に判任文官と同一の待遇なりと雖詮衡の上教諭を奏任文官待遇と爲すことあり。

[illegible]〔隧道〕

教員 Lehrer（獨） teacher（英） maître; maîtresse（佛） maestro（伊） ㈠意義。國家の特別なる公職に服し教育に從事する者を云ふ。㈡性質。命令に服從し教育に從事する者にして官吏公吏に非ず。從て其待遇も亦當然に奏任若は判任と云ふを得ず、特に規定を待ちて奏任又は判任待遇となるべきものとす。㈢要件。免許狀を有せざる可からず。㈣類別。①本科教員。其責任上凡ての科目を授けうる教員也。②專科教員。一定の科目のみを教授し得べき教員也。③准教員、④正教員⑤代用教員。（明三三年勅令三四四號小學校令…）

教授 Professor（獨）（英） professeur（佛） professore（伊） adhyapana（梵）〔印度法〕帝國大學の學生を教授し其研究の指導をなす帝國大學教授並各文部省直轄學校に於て其生徒の教育を掌る高等官で奏任又は勅任也。教授を助け授業實驗に從事するものは助教授にして奏任官也。

教授資格試驗 concours d'agrégation（佛）〔アイアム〕〔タレエル〕

教職制度 Hierarchie（獨） hierarchy（英） hiérarchie（佛） gerarchia（伊） imperium sacerdotum（羅） hierarkhia（希） ㈠意義。聖者の支配の義にして即ち教職僧侶の支配也。殊に羅馬カトリック教會に於て教會が一般の社會及國家の上に位し之を統轄指導すべき特權ありとし之に基て設けられたる教會制度を指稱す。㈡階級。（羅馬法王）は教會を統治するも大監督ありて之を補く、其下に監督、長老、執事副執事の四階級あり是を大教職と稱し、更に幾多の小教職ある組織也。以上の機關にカトリック教會の統治權を總稱して羅馬法王廳とす、又特別の機關にカアヂナル會議あり。此階級制度は紀元八乃至一一世紀の間に成立し一二、一三世紀に至り最高潮に達したり。

矯正院 ㈠概念。〔少年審判所〕より送致したる者及民法八八二條の規定に依り入院の許可ありたる者の國立收容所にして司法大臣の管理に屬す。㈡位置及名稱。①東京府南多摩郡由井村多摩少年院。②大阪府三島郡春日村浪速少年院。㈢職員。院長、教官專任一四人（判任）、內六人を奏任と爲すことを得。醫官專任二人（奏任）書記專任一〇人（判任）。右の外判任待遇の補導を置く。院長は奏任官たる教官を以て之に充つ、司法大臣の命を承け院務を掌理し所部の職員を監督す。㈣巡察。司法大臣は少くとも六月每に一回官吏をして矯正院を巡察せしむることを要し、少年審判官は隨時之を巡視すべきものとす。㈤在院者の處遇。①收容。矯正院は收容すべき者の男女の別に從ひ之を設く而して一六歲に滿たざる者と一六歲以上の者とは分界を設けたる場所に各別に之を收容す。在院は二三歲を超ゆることを得ざるものとす、少年審判所、裁判所又は豫審判事より假に委託したる者は特に區劃したる場所を設けて之に留置すべし。②教養。在院者には其性格を矯正する爲め嚴格なる紀律の下に教養を施し其生活に必要なる實業を練習せしむ。③賞罰。院長は在院者の成績に鑑み之に褒賞を與へ、成績特に優良なる者に對しては一定の殊遇を與ふることを得、又在院者紀律に違背したるときは之を懲戒することを得。④給與。在院者には衣類、寢具、學用品及雜品を交付す、食物は害なき限り其使用を許可することを得。㈥退院及假退院。①院長は少年審判所より送致したる在院者に對し㈠執行の目的を達したりと認むるときは少年審判所の許可を受け之を退院せしむべく、㈡收容後六月を經過したるときは少年審判所の許可を受け條件を指定して假に退院を許すことを得。假退院を許されたる者は假退院の期間內少年保護司の觀察に付す。②退院又は假退院を爲す者には事情に依り貸與品の全部又は一部を給與し、且歸

住旅費又は相當の衣類を給與することを得。③假退院者指定の條件に違背したるときは少年審判所の許可を受け院長は假退院を取消すことを得。㋩逃走及死亡。⑴逃走。在院者又は假退院者逃走したるときは少年審判所及矯正院の職員は之を逮捕することを得。⑵死亡。在院者死亡したるときは院長は死體の檢視其他必要なる處置を爲し親權者、後見人、戶主其他の保護者をして死體を引取らしむべく、引取人なきときは院長は成規の手續に依り之を假葬し死者の氏名及死亡年月日を記したる墓標を立つべきものとす。（大正一一年法律四三號矯正院法、同年勅令四八九號矯正院官制、[illegible]）

教員檢定委員會官制 〔教員資格檢定〕

教員資格檢定 教員檢定は、試驗檢定及無試驗檢定とし教員檢定委員之を行ふ。教員免許狀を與ふるときは官報を以て發表す。㊀**教員檢定委員會官制**。教員檢定委員會は文部大臣の監督に屬し教員檢定に關する事務を管掌す職員左の如し。㋑會長。會長は一切の會務を總理し檢定の成績を文部大臣に報告す。㋺常任委員。會長の指揮を承け教員檢定に關する事を掌る。㋩臨時委員。同じく會長の指揮を承け試驗檢定の事を掌る。以上㋑㋺㋩は共に文部大臣の奏請に依り內閣に於て之を命ず。㊁幹事。三人を置く文部大臣の奏請に依り文部省高等官中より內閣に於て之を命じ、會長の指揮を承け庶務を整理せしむ。㊂缺格者。㋑禁錮以上の刑に處せられたるもの。㋺破產者。㊃手數料。一學科目毎に金五圓を納付すべし、納付すべき手數料は收入印紙を用ゐ之を願書に貼付す、其既に收めたる後は如何なる事情あるも之を還付せず。㊄**高等學校教員檢定**。㋑試驗檢定。受驗者の學力、性行、身體に付き之を行ふ。⑴學科目。學科目は修身、國語、漢文、英語、佛語、獨語、日本史及東洋史、西洋史、地理、哲學概說、心理及論理、法制及經濟、數學、物理、化學、植物、動物、地質及鑛物、圖畫とす、此學科目に就き試驗檢定を行ふ場合に於て受驗者が「當該學科目に關し中學校教員免許狀を有するもの」なるときは檢定を受けんとする學科目に併せ本人の選擇に依り英語、佛語、獨語の中一科目に就き其學力を試驗するものとす。但本人が英語、佛語又は獨語に付き中學校教員免許狀を有するとき、又は檢定を受けんとする學科目が英語、佛語、又は獨語中の一なるときは此限に非ず。試驗檢定を行ふ場合に於ては受驗者出願の學科目の試驗に附隨して其教授法を試驗するものとす。⑵受驗資格者。左の各號の一に該當する者。Ⓐ學位を有する者。Ⓑ大學を卒業したる者又は大學に於て試驗に合格し學士と稱することを得る者。Ⓒ高等師範學校を卒業したる者、但し修業年限二年のものを除く。Ⓓ專門學校本科又は神宮皇學館本科を卒業したる者、Ⓔ高等學校大學豫科又は學習院高等科及元高等學科を卒業したる者。Ⓕ當該學科目に關し中學校教員免許狀を有する者。Ⓖ外國に於て高等學校に準ずべき學校を卒業したる者、Ⓗ外國に於て大學若くは之に準ずべき學校に入り學位若くは卒業證書を有する者。Ⓘ五年以上大學、大學豫科、高等學校、專門學校又は之に準ずべき學校（文部大臣指定）教員たりし者。⑶受驗手續。試驗檢定は每年少くとも一回之を行ふ、試驗檢定の出願期限及試驗を行ふべき學科目は文部大臣之を告示し試驗施行の期日及試驗を行ふべき場所は教員檢定委員會長之を公告す。檢定を受けんとするものは願書に左の書類を添へ住所地の地方廳を經由し文部大臣に出願すべし。Ⓐ履歷書及學業證書若くは免許狀の寫。Ⓑ大學を卒業したるもの又は大學に於て試驗に合格し學士と稱することを得る者は校長の證明書。Ⓒ醫師の身體檢查證。㋺無試驗檢定。前掲ⒶⒷⒾに該當する者、高等師範學校專攻科又は東京高等商業學校專攻部を卒業したる者及本邦に於て高等學校若くは之に準ずべき學校を卒業し、又は外國に於て高等學校に準ずべき學校を卒業し更に外國に於て大學若くは之に準ずべき學校に入り學位若くは卒業證書を有する者は文部大臣の適當と認めたる學科目に關し無試驗檢定を受くることを得、無試驗檢定は隨時之を行ふ。檢定を受けんとする者は試驗檢定と同じ書類を住居地の地方廳若は當該學校を經由し文部大臣に出願すべし。㊅**師範學校、中學校、高等女學校教員檢定**。㋑試驗檢定。⑴受驗資格者。左の各號の一に該當したる者也、Ⓐ中學校卒業者。Ⓑ高等女學校及高等女學校實科、又は實科高等女學校卒業者。Ⓒ專門學校入學者檢定試驗規定に依る試驗檢定に合格したる者。Ⓓ專門學校入學に關し指定を受けたる者。Ⓔ徵兵令第十三條又は文官任用令第六條に依り中學校と同等以上と認定せられたる學校を卒業したる者。Ⓕ小學校本科正教員、尋常小學校正教員、小學校專科正教員若は小學校準教員の免狀を有する者。Ⓖ〔教員免許令〕に依りて授與せられたる教員免許狀を有する者。Ⓗ外國に於て師範學校、中學校高等女學校に準ずべき學校を卒業したる者。Ⓘ文部大臣に於て某學科に關し適當と認定したる學校を卒業したる者。Ⓙ、Ⓐ及Ⓑに準ずべき學歷ある者。⑵學科目。修身、教育、國語、漢文、英語、佛語、獨語、歷史、地理、數學、物理、化學、博物、理科、法制及經濟、習字、圖畫、家事、裁縫、體操、音樂、簿記、農業、商業、手工、手藝。試驗檢定を分ちて豫備試驗及本試驗とす、但學科目の種類に依り豫備試驗を行はざることあり。豫備試驗を施行する學科目にありては豫備試驗に合格したる者に非ざれば本試驗を受くることを得ず、國語科の豫備試驗には漢文、漢文科の豫備試驗には國語を併課す。豫備試驗に合格したる者は次の試驗檢定に同一學科に付出願する場合に限豫備試驗を免ず。試驗は受驗人出願の學科目に付其教員たらんとする學校の學科目を教授するに足るべき程度を標準とし、國民道德要領、教育大意及教授法を併せて之を行ふものとす。但教員免許令に依り授與せられたる教員免許狀を有する者若は小學校本科正教員に對しては國民道德要領及教育大意修身科出願者に對しては國民道德要領教育科出願者に對しては教育大意の試驗を行はず。⑶受驗手續。試驗檢定は每年少くとも一回之を行ふ、試驗檢定の出願期限及試驗を爲すべき學科目は文部大臣に於て之を告示し試驗施行の期日は教員檢定試驗委員會長に於て之を公告す。檢定を受けんとする者は願書に左の書類を添へ豫備試驗を受くべき者は其受驗地の地方廳其他の者は便宜の地方廳を經由し文部大臣に出願すべし。Ⓐ履歷書及受驗資格に關する學校卒業證書若は教員免許狀の寫、Ⓑ⑴のⒶⒷⒹⒺⒾに該當する者にありては當該校長の證明書。Ⓒに該當する者にありては試驗檢定合格證明書。Ⓕに該當する者にして教員許免狀授與地方廳以外の地方廳を經由する場合にありては授與地方廳證明書。體操科中體操の試驗檢定を出したる者にして陸軍步兵科士官、陸軍步兵科下士任官後滿四年以上現役に服したる者、及女子は兵式教練の試驗を免除さるるを以て此場合には其の證書。Ⓒ學校醫の身體檢查書。地方長官又は當該學校長は本人の性行に付意見を具申す。㋺無試驗檢定。⑴資格者。左の各號の一に該當する者。Ⓐ文部大臣の指定したる學校の卒業者及選科修了者。Ⓑ前⑴の資格者中Ⓐ乃至Ⓗに該當するものにして卒業者の教員無試驗檢定に關し文部大臣の許可を受けたる公立、私立學校に入り三箇年以上在學して卒業したる者。但體操科を修むる者にありては二箇年以上とし修業年限四箇年の高等女學校、高等女學校實科、若は實科高等女學校の卒業者並にⒸに該當するもの及Ⓓ中修業年限四箇年の高等女學校卒業者に準ずべき者にありては家事、裁縫、體操、手藝の一科目又は數科目を修むる場合の外四箇年以上とす。Ⓒ高等學校高等科教員免許狀を有する者。Ⓓ⑴の資格者中Ⓐ乃至Ⓗに該當する者にして外國の大學又は之に準ずべき學校に於て修學し學位若は卒業證書を受領した者。Ⓔ相當の學歷を有し師範學校、官立、公立中學校、高等女學校及之と同等以上の官立、公立學校に於て五箇年以上檢定を受けんとする學科目の教授を擔任し其成績優良なる者。⑵受驗手續。無試驗檢定は隨時之を行ふ、無試驗檢定を受けんとする者の提出書類は試驗檢定の場合と略同じく唯Ⓑの代りに無試驗檢定を受くべき資格者なることを證すべき書類を加へ地方廳若は當該學校を經由して文部大臣に出願すべし。㊆**實業學校教員檢定**。㊄の場合に準じて規定せられ其差異極めて少し。

印紙貼用

高等學校高等科
師範學校中學校高等女學校　檢定願
實業學校

本籍
現住所
受驗資格
族稱（華士族に限り記載すべし）
氏名（振假名を附すべし）
年　月　日　生

學科目
選擇科目あらば其科目

私儀　高等學校高等科　師範學校中學校高等女學校　實業學校　教員志願に付前記學科目の試驗（又は無試驗）檢定相受度此段相願候也

年　月　日
右　氏　名㊞
文部大臣宛

（[illegible]）〔檢定〕〔教員免許令〕

教員免許狀 〔教員〕たる資格の證明書にして國家又は國家の委任を受けたる者の授與するものを云ふ。小學校令第四十條には「小學校教員タルヘキモノハ免許狀ヲ受クヘシ」とし、教員免許令には「特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ニ依リ免許狀ヲ有スル者ニ非サレハ教員タルコトヲ得ス」として教員たる可き者は免許狀を要する事を明にす。但高等學校にありては「高等科ニ於テハ教員數ノ三分ノ一以內ヲ限リ高等科教員免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ教員ニ充ツルコトヲ得」とされ、又其專攻科教員及高等科體操教員は免許狀を要せずとさる。（[illegible]）〔教員資格檢定〕

教員免許令 ㊀意義。教員免許令とは〔教員免許狀〕の授與資格、其手續、免許狀褫奪事由、其效果に就きて規定せる法規也。㊁內容㋑「教員免許狀ハ教員養成ノ目的ヲ以テ設置シタル官立學校ノ卒業者又ハ教員檢定ニ合格シタル者ニ文部大臣之ヲ授與ス」。㋺〔教員資格檢定〕は「試驗檢定及無試驗檢定トシ教員檢定委員之ヲ行フ」。㋩教員免許狀を有する者が「一、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者、二、破產者又ハ身代限リノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者」の一に該當したるときは免許狀は其效力を失ひ、又「不正ノ所爲其ノ他教員タルヘキ體面ヲ汚辱スルノ所爲アリテ其ノ情狀重シト認ムルトキ」文部大臣は其免許狀を褫奪す。（[illegible]）〔教員資格檢定〕

刑可久 後晉の光祿少卿。字は衍賢、法令に明也。廷尉に在ること四〇年、法を用ふること平允にして仁恕。侍御史張湜等と刑統三〇卷を刪定す。

劇毒藥 〔劇藥、毒藥〕

劇藥、毒藥 ㊀意義。人體に及ぼす影響の劇烈なる藥品を劇藥と云ひ、其中人命を斷つに足るものを毒藥と云ふ。法律上劇藥及毒藥の品目一定せらる。㊁取扱。㋑營業者。〔藥劑師〕及〔醫師〕に限られ〔藥種商〕〔製藥者〕は禁ぜらる。㋺販賣授與。「毒藥劇藥ハ業務上必要ト認メタル者ヨリ其藥名、量數、使用ノ目的、年月日及住所、氏名、職業ヲ記シ且捺印シタル證書ヲ差出スニ非サレハ之ヲ販賣若クハ授與スルコ

（後頁。教員免許狀——劇藥、毒藥）

（前頁。教員檢定委員會官制——教員資格檢定）

トヲ得ス」。此證書ハ其日付より滿十年保存するを要す。㋩貯藏。「他ノ藥品ト區別シ毒藥ハ鎖鑰ヲ備ヘタル場所ニ貯藏スヘシ」。㋥表明。藥品の容器又は色紙に其名稱及販賣授與者の住所氏名を記し毒藥は毒字、劇藥は劇字を附記するを要す。（明二二年法一〇號藥品營業並藥品取扱規則、正一四年法四四號、明四五年內令藥品營業並藥品取扱規則ニ據ル毒藥劇藥品目）〔藥品〕

外官 げくわん　〔內官〕

下剋上 げこくじやう　室町時代の用語にて下より上を凌ぐの義也。當時は所謂戰國時代にて門閥政治其弊を極め、天子は將軍に、將軍は管領に、管領守護亦各其重臣に制せられてあれどもなきが如く、施設の事皆名實相違せしを稱す。（國史眼）〔室町幕府〕

下水道 げすゐだう　Kanalisation（獨） sewer（英） ruisseau（佛） cloaca（伊） ㊀意義。下水道とは「土地ノ清潔ヲ保持スル爲汚水雨水疏通ノ目的ヲ以テ布設スル排水管其ノ他ノ排水線路及其ノ附屬裝置」を云。衞生行政上重大なるものなるが故に法律は之に關し種々なる取締規定を設く。㊁築造。「市ニ於テ下水道ヲ築造セムトスルトキハ其ノ設計ノ收支豫算及起工竣工ノ期限ヲ定メ內務大臣ノ認可ヲ受ク」べきもの也。㊂施設及管理。「下水道ヲ設ケタル地ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ市又ハ土地ノ所有者使用者若ハ占有者ハ汚水雨水ヲ下水道ニ疏通スル爲必要ナル施設ヲ爲シ及之ヲ管理スルノ義務ヲ負フ」。㋑此義務は市に屬する場合に於ては「市條例ノ定ムル所ニ依リ其ノ費用ヲ土地ノ所有者使用者又ハ占有者ヨリ徵收スルコトヲ得」。㋺此義務が市に屬せざる場合に於ては、[1]建物ある土地に於ける築造及修繕義務者は其建物の所有者、[2]建物なき土地に於ける義務者は其土地所有者、[3]建物の有無に拘はらず之が掃除及浚渫義務者は土地の占有者也。㊃特別處分。下水道法又は之れに基きて發する命令に依り「私人ニ於テ履行スヘキ事項ヲ履行セス又ハ之ヲ履行スルモ充分ナラスト認ムルトキハ當該吏員ニ於テ之ヲ施行シ其ノ費用ハ市ニ於テ之ヲ支辨ス（ヘシ）」。此處分を爲すには「豫メ履行期間ヲ指定シテ戒告スル」を要す。又この處分を爲したるときは「市ハ市稅ノ例ニ依リ其ノ費用ヲ義務者ヨリ徵收スルコトヲ得」。（明三三年法三二號下水道法、同三四年內令一一號下水道法施行規則、同年內令二一號下水道法…）

下水道の管理 げすゐだうのくわんり　〔下水道〕

下水道法 げすゐだうはふ　下水道の築造、施設、管理及特別處分等衞生行政上重要なる下水道に關する取締を規定せる法規也。〔下水道〕（明三三年法三二號）

血液沈澱 けつえきちんでん　Hypostase（獨） 〔屍體現象論〕

血緣團體 けつえんだんたい　Blutsverband（獨） kinship society（英） groupe apparenté（佛） 一に血族團體とも云、昔時の社會は家族、氏族等の如く血緣によりて成立し、又其統一を保てる〔團體〕なりし也、然るに人類は共同生存に伴ふ群居の欲望あり氏族か更に進んで民族の大血緣團體となる場合多し。若此民族が國家を形成する時は其國家も亦血緣團體と稱すべき也。〔地域團體〕〔集團〕

缺格 けつかく　Untauglichkeit（獨） disqualification（英） incapacité（佛） incapacità（伊） 一に失格とも稱し、法定事由による法定資格の欠缺又は剝奪を云。例せば禁治產者及準禁治產者、破產者にして復權を得ざる者等が衆議院議員の選擧權及被選擧權を有せず、故意に被相續人又は家督相續、遺產相續に付き先順位又は同順位に在る者を死に致し又は死に致さんとしたる爲め。刑に處せられたる者が相續能力を剝奪せられ、六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者が醫師免狀を受くるを得ざるが如し。〔相續の缺格〕〔醫師〕〔衆議員議員〕（市制、町村制、會計檢查院法、教員資格檢定委員會官制）

缺格者 けつかくしや　disqualified person（英） 〔相續の缺格〕〔受遺者〕〔廢除〕

結核豫防 けつかくよばう　㊀結核の意義。結核豫防法に於て結核と稱するは肺結核又は喉頭結核にして病毒傳播の危險あるものを云。㊁豫防方法。㋑醫師の指示。醫師結核患者を診斷し又死體を檢査したるときは、一、患者又は、二、患者居住の場所或は死體所在の場所の管理を爲す者。若くは三、其代理を爲す者に命令の定むる所に依り消毒其他の豫防方法を指示するを要す、指示を受けたる者は其指示に從ひ消毒其他の豫防方法を行はざるべからず、之に違反したる者は〔科料〕に處せらる。㋺行政官廳の命令又は處分。[1]行政官廳は結核患者又は其死者ありたる場合には家屋物件の消毒其他の豫防方法を施行し、又は其施行を患者又は場所の管理を爲す者若くは其代理を爲す者に命ずることを得。[2]〔行政官廳〕は結核豫防上必要と認むるときは次の事項を行ふことを得、一、業態上病毒傳播の虞ある職業に從事する者又は病毒蔓延の虞ある場所に居住し若くは其場所に於て職業に從事する者に對し〔健康診斷〕を施行すること。二、結核患者に對し業態上傳播の虞ある職業に從事するを禁止すること。三、學校、病院、製造所其他の多衆の集合する場所又は旅店、料理店、理髮店其他の客の來集を目的とする場所に付病毒傳播の媒介となるべき事項を制限し若くは禁止し、又は場所の管理を爲す者若くは其代理を爲す者に對し結核豫防上必要なる施設を爲さしむること。四、古著、古蒲團、古本、紙屑、襤褸、飲食物其他の物件にして病毒に汚染し又は其疑あるものの賣買若くは授受を制限し若くは禁止し、其物件の消毒若くは廢棄を爲さしめ又は其物件の廢棄を爲すこと。[3]地方長官は結核豫防上必要と認むるときは採光、換氣其他の關係に於て衞生上不良なる建物の使用を制限し又は禁止することを得。[4]前揭[2]の一又は[3]の行政官廳の命令又は處分に違反したる者は百圓以上の罰金又は科料に處せらる。[5]地方長官の爲す。㋩前揭の健康診斷の施行又は物件の廢棄の場合に於ける費用、及[3]建物使用の制限又は禁止に因

（後頁。結核療養所——決算）

ヲ生じたる損害に對して交付する補償金は北海道地方費又は府縣費とす。㋩〔結核療養所〕。（正八年法二六號結核豫防法、同年勅四五號同法施行令、同年內令二〇號同法施行規則）

結核療養所 けつかくれうやうしよ　法令に規定するは〔公共團體〕又は〔公益法人〕の設置する結核療養所也。㊀設置。內務大臣は結核患者にして療養の途なき者を收容せしむる爲め人口五萬以上の市又は特に必要と認むる其他の公共團體に對して結核療養所の設置を命ずることを得、右の公共團體は內務大臣の認可を得て療養所の位置、設計及其收容人員を定むべきものとす、公共團體が自發的に之を設置するは固より自由也。㊁國庫補助。〔國庫〕は勅令の定むる所に從ひ、㋑內務大臣の命に依りて結核療養所を設置する公共團體に對し其結核療養所に關し公共團體の支出する經費の六分の一乃至二分の一を補助す、㋺內務大臣の命に依らずして結核療養所を設置する公共團體又は公益法人に對しては其支出經費の二分の一以內を補助することを得。㊂收容。㋑地方長官は結核患者にして療養の途なきもの及豫防上特に必要と認むるものを內務大臣の命に依り設置する結核療養所に入所せしむることを得、㋺前揭の國庫補助を受くる公共團體は他の公共團體の委託あるときは勅令の定むる所に依り療養の途なき結核患者を其結核療養所に收容するを要す。（正八年法二六號結核豫防法六—一二條、同年勅四五〇號同法施行令五—一三條、同年內令二〇號同法施行規則七條）

決議 けつぎ　Beschluss; Abstimmung（獨） decision（英） décision（佛） decisione（伊） 決議とは合議機關に依りて表決せられたる會議全體を代表する意見を云。例せば衆議院、貴族院の如き合議體、其他縣會以下各自治團體の各會議は一定の手續により職權ある議長が議會の指揮監督を掌り、資格ある議員の表決を以て成るが如き、又民法其他私法に此文字を使用する場合に於ても其實質は同一にして、事に當りて意見の發表交換を爲し、討論審査の結果一定の裁決方法例せば過半數を以て確定議となすが如き方法により其會議に於ける意見を表決す。卽ち親族會、株主總會の決議の如し、其決議事項の經過及表決を記載したる記錄を決議錄と云。

決議攻擊權 けつぎこうげきけん　株式會社の各株主が有する株主權の一にして株主總會の決議無效の宣告を裁判所に請求し得る權能を云。（商一六三條）〔決議無效の訴〕

決議の無效宣告 けつぎのむこうせんこく　〔決議無效の訴〕

決議無效の訴 けつぎむこうのうつたへ　Nichtigkeitserklärung des Beschluss（獨） Nichtigkeitserklärungsklage（獨） ㊀意義。「總會（株主）招集ノ手續又ハ決議ノ方法カ法令又ハ定款ニ反スルトキハ株主、取締役又ハ監査役ハ訴ヲ以テノミ其決議ノ無效ヲ主張スルコトヲ得」、此訴を決議無效の訴と云。㊁要件。㋑總會招集の手續又は決議方法が法令又は定款に反すること。例せば株主又は其代理人に非ざる者が決議に加はりしが如し。㋺決議の日より一ケ月內に訴を起すこと。㋩原告は株主、取締役又は監査役及「總會ニ於テ決議ニ對シ異議ヲ述ヘタルトキ又ハ正當ノ理由ナクシテ總會ニ出席スルコトヲ拒マレタル株主又ハ自己ニ對スル總會招集ノ手續カ法令又ハ定款ニ反スルコトヲ理由トスル」總會不出席の株主也。㊂性質。確認の訴にして〔必要的共同訴訟〕也。㊃效果。㋑取締役の業務執行は此訴の提起に拘束せらるることなし、蓋決議の無效なりや否は宣告を俟たざれば知るを得ざれば也。㋺決議無效の宣告が確定したるときは其效力は絕對にして何人に對しても又何人の爲にも其效力を及ぼす。㋩決議無效の宣告の效力は消極的にして之を以て其決議に代る事項を定むるを得ず。㋥決議無效宣告の效力は遡及的にして決議は初より成立せざりしものと爲る。㋭決議が無效に非ずとの宣告確定するときは決議は初より有效にして訴提起者に惡意又は重過失ありたるときは會社に對し損害賠償の責に任ず。㋬決議事項の登記ありたる場合に於て無效判決が確定したるときは其登記をなすことを要す。㊄管轄。株式會社本店所在地の地方裁判所の管轄に專屬す。㊅本訴の目的物。訴狀に表示したる原因に基き株主總會の決議無效の確定を求むるに在り。㊆貼用印紙。金三圓五十錢。（商一六三—一六三條ノ四、民訴五〇條、民訴印紙法三條一項、二條）

決議錄 けつぎろく　Abstimmungsbuch（獨） book of decision（英） livre de décision（佛） libro di decisione（伊） 〔決議〕〔株主總會〕

結果犯 けつくわはん　〔刑罰〕の本質は應報なりや目的なりやは近來多く論爭せられたる所にして〔刑〕の量定は前者に從へば犯罪の結果に着目すべく、後者に從へば宜しく〔犯意〕に留意せざるべからず。現今に於ては刑罰理論は目的論に傾くが故に「罪ヲ犯ス意ナキ行爲ハ之ヲ罰セ」ざるを原則とするも法律秩序の回復を速かならしむる必要上責任の適歸を明にする爲或は現代の社會通念上多少加味されたる應報觀念よりして「法律ニ特別ノ規定アル場合ニ限リ」犯罪の結果のみに留意して刑を科する場合あり。例せば新聞編輯人、酒造業者の責任等は前者の原因により傷害致死及强姦致死等は後者の原因たるもの也。此結果のみに留意せらるゝ點よりして結果犯と云、結果に付ても責任を有すべきものなる點に於て結果的責任と云ひ結果の生ずることによりて刑重さるゝ點より見て結果的加重犯と云ひ、刑を加重せらるゝ犯罪なる點より見て又單に加重罪と云、（刑三八、一八一、二〇五條等新聞紙、酒造稅法）

結果的加重犯 けつくわてきかぢゆうはん　〔結果犯〕

結果的責任 けつくわてきせきにん　〔結果犯〕

結婚 けつこん　〔婚姻〕

血痕檢査 けつこんけんさ　Untersuchung von Blutspuren（獨） 〔健康障害及死亡〕

決算 けつさん　Rechnung（獨） final account（英） clôture des comptes（佛） conto finale（伊） ㊀意義。收入と支出の對照表にして公法上の決算と私法上の決算との二種ありと雖、嚴格なる意義に於ては〔豫算〕施行に對する決定にして

（前頁。外官——結核豫防）

〔會計檢查院〕の檢査と〔帝國議會〕の審査を經て公布せらるるものを云ふ。即豫算は主觀的の豫測なるに反し決算は客觀的の事實也と云ふべし。㊁公法上の決算。㋑決算の調製。歳入歳出總決算は總豫算と同一の區分に依り大藏大臣之を調製すべきものとす。而して其總決算は總豫算と同一の樣式を用ひ次の事項の計算を明記するを要す。㈠歳入の部。Ⓐ歳入豫算額。Ⓑ調定濟歳入額。Ⓒ收入濟歳入額。Ⓓ不納缺損額。Ⓔ收入未濟歳入額。㈡歳出の部。Ⓐ歳出豫算額。Ⓑ豫算決定。後省加歳出額。Ⓒ支出濟歳出額。Ⓓ翌年度繰越額。Ⓔ不用額。總決算は廣義に於ては以上の凡てを包含したる名稱なりと雖、狹義に於ては右の内收入濟額と支出濟額との二者並に兩者の差額を稱するに止る。㋺決算の提出。會計檢査院の檢査を經て政府より帝國議會に提出する歳入歳出の總決算は翌年開會の常會に於て帝國議會に之を提出するを要す。而して其提出に付ては議會開會中何時にても可也。總決算には會計檢査院の檢査報告と倶に、一、歳入決算明細書。二、各省決算報告書。三、國債計算書を添附するを要す。㋩議會の審議。議會に於ける決算の審査は先づ〔決算委員〕の手に由て行はれ次で本會議の議を經るものとす。(註:〔illegible〕) ㊂私法上の決算。私法上特に決算なる用語なしと雖通常其計算期に於ける計算を決算と稱す〔株式會社〕〔組合〕〔豫算〕〔會計〕〔準備金〕

決算案(けっさんあん)　決算に關する草案の謂也。

(〔illegible〕)〔決算〕〔案〕

決算檢査報告(けっさんけんさほうこく)　〔會計檢査院〕之を調製して政府に送付し、總決算と倶に帝國議會に提出する公文書にして主分總決算の内容に付其正否を摘錄したるものを云ふ。(〔illegible〕)〔決算〕

決算報告書(けっさんほうこくしょ)　各省決算報告書は總決算を議會に提出するに際して添附する文書の一也。各省大臣は各省豫定經費要求書と同一の區分に依り其省所管に屬する經費の決算報告書を調製し翌年度七月三一日迄に之を大藏大臣に送付するを要す。大藏大臣は之を他の添附書類と共に總決算に添へて〔會計檢査院〕に送付し其檢査を經、翌年開會の常會に於て帝國議會に之を提出するものとす。(〔illegible〕)〔決算〕〔會計檢查〕〔貸借對照表〕

決算委員(けっさんいいん)　Committee of account (英)　政府が毎年議會に提出する〔決算〕を審査せしむる爲めに〔貴族院〕及〔衆議院〕の備ふる所にして〔常任委員〕の一種也。決算委員は決算委員會を組織す。決算委員會は本會議の豫備機關にして事務の便宜上之を數科に分つと雖、決算審査の順序は初め決算委員會の總會に於て大體質問を爲し、審査の方針を定め然る後各分科に分たれて審議を遂し、更に總會を開きて最終の決定を爲すべきものとす。(〔illegible〕)

ゲッシェル、カール・フリードリヒ　Karl Friedlich Göschel (1781—1892) ライプチヒ及ボン兩大學にて法律を修め、裁判官となり、後ザクセンの宗教法院長となる。法律及哲學に關する著書多し。

結社(けっしゃ)　Verein (獨) association, society (英) association; societe.(佛) societeta(伊)　㊀意義。〔集團〕の一種にして一定の共同目的を達する爲めに特定多數人の合意に依り設立する繼續的の結合を云ふ。故に結社は、㋑繼續的の結合たるを要す。一時限の會同たる〔集會〕と異る。㋺特定人の團體たるを要す、從つて又〔集會〕と異る所以也。㋩合意に依り設立することを要す。法令に依り設立又は加入を强制する團體例せば各種の公共組合又は同業組合等と異る。㊁種類。大別して政事結社(政社)非政治結社(非政社)及秘密結社の三とす。政事結社とは政事に影響を及ぼすことを目的とする結社也。政事とは國家的施設とせらるる事項を云ふ。非政事結社とは政事結社に非る結社を總稱す。秘密結社とは官廳に對して結社の目的及行動を秘密にするものを云ふ。㊂結社の自由。日本臣民は法律の範圍内に於て結社の自由を有す。故に結社に對する制限は法律の規定を以てするの外之を爲すことを得ず。而して結社に關する現行取締法規は〔治安警察法〕中に之を掲ぐ。㊃取締。㋑秘密結社。公安に害あるが故に之を禁止す。諸外國亦同じ。㋺政事結社(政社)。㈠屆出。政社は本部と支部とを問はず其主幹者に於て結社組織の日より三日以内に社名、社則、事務所及主幹者の氏名を其事務所在地の管轄警察署に屆出づることを要す。其屆出事項に變更ありたるとき亦同じ。但法令上存立せる議會の議員が議事準備の爲め團結する場合は屆出を要せず。㈡社員の制限。次に掲ぐる者は政社に加入することを得ず、一、現役及召集中の豫備後備の陸海軍軍人、二、警察官、三、神官神職僧侶其他諸宗教師、四、官立公立私立學校の教員學生生徒、五、女子、六、未成年者、七、公權剝奪及停止中の者、八、日本臣民に非る者、但法令を以て組織したる議會の議員が議事準備の爲め團結する場合には此制限中の或るものは之を適用せず。㋩非政事結社(非政社)。非政事結社は本來何等の取締を受けず、唯其中公事に關する結社に對しては保安の爲め必要なる場合に於て命令の規定を以て政社に關する屆出の規定に依らしむることを得、但し斯る屆出義務を定むる中央警察令未だ無し。㊁一般結社。政社と非政社との別なく凡ての結社に對して次の共通取締あり、㈠法令を以て組織したる議會の議員に對して其發言表決に付議會外に於て責任を負はしむるの規定を設くるを得ず。㈡結社に關し警察官の尋問ありたるときは主幹者又は主たる社員に於て答辯の義務を負ふ。㈢保安の爲め必要なる場合には内務大臣は特定の結社を禁止することを得、當事者若し之に對して異議あらば行政裁判所に出訴することを得。(〔illegible〕)

結社取締(けっしゃとりしまり)　〔結社〕

結社の自由(けっしゃのじゆう)　Vereinigungsfreiheit(獨)

liberty of association(英) liberté de l'association(佛) libertà di società(伊)〔結社〕

血清・痘苗(けっせい・とうびょう)　痘苗・血清其他細菌學的豫防治療品を製造又は輸入若くは移入して販賣せんとするものは地方長官(東京府に在りては警視總監)の認可を受くることを要す。(〔illegible〕)

闕席裁判(けっせきさいばん)　〔闕席手續〕

闕席訴訟手續(けっせきそしょうてつづき)　〔闕席手續〕

闕席手續(けっせきてつづき)　Versäumnisverfahren(獨) procédures relatives à les Jugements par défaut (佛)　㊀闕席判決。㋑意義。當事者の一方が口頭辯論期日に出頭せず又出頭するも辯論を爲さざる場合、若くは辯論を爲さずして任意に退廷したる場合に於て其對立に基き出頭したる當事者の申立に因りて爲す判決也。人事訴訟に於ては原則として自白の效力を認めざるを以て、又刑事訴訟に於ては被告人出廷せざる時は開廷することを得ざるを以て闕席判決を爲すこと能はざるが故に現行法上民事訴訟に於てのみ之を認む。㋺要件。㈠原告若くは被告の一方が口頭辯論期日に出頭せざること。㈡出頭したる當事者の申立あること。故に出頭したる當事者が此申立を爲さざるときは其當事者も亦「出頭セサルモノト看做」され、該訴訟手續は〔休止〕するに至る也。㋩闕席判決の申立却下及び辯論延期。㈠申立を却下する場合。一、出頭したる當事者が裁判所の職權調査に屬する事情に付き必要なる證明を爲す能はざるとき。二、出頭せざる當事者に對し出頭したる當事者の爲すべき事實上の口頭供述又は申立を其期日前豫め適當なる時期に書面を以て通知ざりしとき。申立の却下は決定を以て之を行ひ之に對しては〔即時抗告〕を爲すことを得べし。㈡申立に付ての辯論を延期する場合。一、出頭せざる原告若くは被告が合式に呼出されざりしとき。二、出頭せざる原告若くは被告が天災其他避くべからざる事變の爲めに出頭する能はざることの疏實と認むべき事情あるとき。右の場合に於ては裁判所は新期日を定め出頭せざりし原告若くは被告を新期日に呼出すべきものとす。㊁闕席判決の内容。㈠原告の懈怠に基く場合には其訴の却下を言渡す。これは本案の判決なるを以て確定に因り〔既判力〕を生ず。㈡被告の懈怠に基く場合には「裁判所ハ被告カ原告ノ事實上ノ口頭供述ヲ〔自白〕シタルモノト看做シ、原告ノ請求ヲ正當ト爲ストキハ闕席判決ヲ以テ被告ノ敗訴ヲ言渡シ又其請求ヲ正當ト爲サヽルトキハ其訴ノ却下ヲ言渡ス可」きものとす。㊂故障。㋑意義。懈怠の結果を除却する爲め受訴裁判所に對し新辯論に基く判決を求むる申立を云ふ。㋺期間。故障は闕席判決の送達を受けたるときより十四日の期間内に申立つることを要す。此期間は〔不變期間〕たるを以て如何なる理由あるも伸縮するを許さず。又「故障申立ハ判決ノ送達前ト雖モ之ヲ爲スコトヲ得」。蓋し故障は上訴と異り判決の送達に因り其意思を決せしむるの必要なきが故を以て也。又闕席判決を「外國ニ於テ送達ヲ爲スヘキトキ又ハ公ノ告示ヲ以テ之ヲ爲ス可キトキ」は裁判所は闕席判決に於て特に故障期間ヲ定メ又ハ後日決定ヲ以テ之ヲ定ム」べきものとす。但し決定を以て之を定むる場合に於ては特に口頭辯論を經るの要なし。㋩方式。故障の申立は裁判所に對し書面を差出して之を爲し、此書面には左の諸件を具備することを要す。一、故障を申立てられたる闕席判決の表示、二、其判決に對する故障の申立、右の外若し「本案ニ付テノ口頭辯論準備ノ爲ニ必要ナル事項アルトキ」は其事項を該書面に記載すべきもの也。故障申立書には訴訟物又は請求の價額が二十圓以下なるときは五十錢、二十圓を超過するときは一圓の印紙を貼用せざる可からず。㊁適否の調査。故障申立あるときは先づ裁判長其故障の適法なりや否やを調査し次に受訴裁判所も亦之を調査するものとす。㋭效力。裁判所が「故障ヲ適法トスルトキハ」懈怠の結果は滅却して「訴訟ハ闕席前ノ程度ニ復ス」。㋬故障後の判決。「新辯論ニ基キ爲ス可キ判決カ闕席判決ト符合スルトキハ闕席判決ヲ維持スルコトヲ言渡シ其符合セサル場合ニ於テハ新判決ニ於テ闕席判決ヲ廢棄ス」べきもの也。而して茲に闕席判決の維持とは其本案及び訴訟費用に關する主文を闕席判決に引用するの謂なるを以て、闕席判決以後の訴訟費用に付ても闕席判決に掲げある訴訟費用の裁判を維持するを以て足り、更に闕席判決以後の訴訟費用に關する裁判を主文に掲ぐることを要せず。㋣新闕席判決。故障の申立を爲したる當事者が「口頭辯論ノ期日又ハ辯論延期ノ期日ニ出頭セサルトキ」は「出頭シタル相手方ノ申立ニ因リ故障ヲ棄却スル新闕席判決ヲ言渡ス」べきもの也。但し闕席判決の申立を却下すべき場合、及闕席判決の申立に付ての辯論を延期すべき場合を除く。新闕席判決に對しては故障を申立つることを得ず。唯だ「懈怠ナカリシコトヲ理由トスルトキニ限リ」新闕席判決に對し控訴を以て不服を申立つる事を得るのみ。㊂闕席手續の準用。闕席判決及び故障に關する規定は左の場合に準用さる。㋑〔反訴〕。㋺〔數額確定訴訟〕。㋩〔中間訴訟〕(〔illegible〕)

故障ノ申立

印紙	原告 氏	名
	被告 氏	名

右當事者間ノ大正何年(ワ)第何號何々請求事件ニ付キ何年何月何日言渡サレタル左記ノ闕席判決ニ對シ故障申立候也

判決主文

何々

大正何年何月何日

被告代理人 氏 名㊞

東京地方裁判所

第何民事部御中

(注意)(イ)申立書は相手方に送達すべき副本を要す。(ロ)印紙額は訴訟物の價額が二十圓以下は五十錢其他は一圓也。

（後頁。決定及命令——協議上の離婚）

闕席判決 Versäumnisurteil(獨) judgment by default(英) jugement par défaut(佛) 〔闕席手續〕〔新闕席判決〕

闕席判決に對する救濟 〔闕席手續〕

闕席判決後の取下 「闕席判決ノ效力ハ故障申立ニ因リ消滅セサルモ原告ハ故障後ノ新辯論終結ニ至ルマテハ相手方ノ承諾ヲ得テ訴ノ取下ヲ爲スコトヲ妨ケサルナリ」〔闕席判決〕〔訴の取下〕

決選投票 engere Wahl(獨) decisive ballots(英) ballottage(佛) 過半數を以て當選者を定むること能はざる場合に於て、比較的多數の投票を得たる者の中に付き、更に投票を行ひ多數の投票を得たる者を以て當選者を定むる方法也。例せば府縣制第五五條に「法律命令ノ規定ニ依リ府縣會ニ於テ選擧ヲ行フトキハ本法中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外一名毎ニ無記名投票ヲ爲シ有效投票ノ過半數ヲ得タル者ヲ以テ當選トス若過半數ヲ得タル者ナキトキハ最多數ヲ得タル者二名ヲ取リ之ニ就キ決選投票ヲ爲サシム」とあるが如き之也。

血族 Blutsverwandtschaft(獨) blood-relationship; consanguinity(英) parente; consanguinité(佛) consanguinità(伊) cognatio naturalis(羅) 血族とは血統に因りて連結さるる者を云ひ其人々の關係を血族關係と云ふ。●血族の範圍。血族關係中夫婦即ち正當の〔婚姻〕を爲したる男女間より生起する者は之を嫡出若くは正當系統の血族關係とし、男女の私通に生起するものは庶出若くは私出系統の血族關係とす。斯の如く血族は血統によりて連結さるゝ天然的の關係なりと雖、亦人爲的に法律の擬制によりて血族關係ありと見做すことあり之を法定血族（準血族又は擬制血族）と稱す、此法定血族の如きは家族制の遺物にして今日の個人制の法律に於ては必要なきが如しと雖歐洲諸國の法律に尚此制度の殘存することあり、殊に我國の如き家族制の加味せる制度に於ては〔養子緣組〕に依るものゝ外〔親子〕（繼父母と繼子、嫡母と庶子との）關係の如き法定血族を認めたるは當然の歸結也。●血族の種類。血族に直系親と傍系親との二種あり直系親とは自己を基準としたる直線的結合にして祖父母、父母、子孫の如き是也、傍系親とは共同の祖先を有する橫線的結合にして兄弟姉妹又は從兄弟の如き是也、尊屬又は尊屬親とは自己を基準として【親等】の上なる者にして俗に目上（メウエ）の親族の義也、卑屬又は卑屬親とは自己を基準とし親等の下なる者にして俗に目下（メシタ）の親族の義也、尊屬も卑屬も共に直系と傍系とあり所謂直系尊屬、傍系尊屬、直系卑屬、傍系卑屬と稱するもの是也。親等とは自己を基準として一等二等と近きより遠きに及ぼす世數にして獨り血族のみならず〔姻族〕にも亦親等あり。我民法は六親等までを親族と認め直系の親等は親族間の世數を算し、傍系の親等は其一人又は其配偶者より同始祖に遡り、其始祖より他の一人に下るまでの世數に依る即ち羅馬式計算法を採用せるもの也。又血族を分ちて父方の血族即ち男系親と母方の血族即ち母系親となすことあるも民法上之を區別すること無し。●血族の親等。左の如し。（民法七二五乃至七二七條、七三一條、九九二條）〔實系〕〔姻族〕

血族表

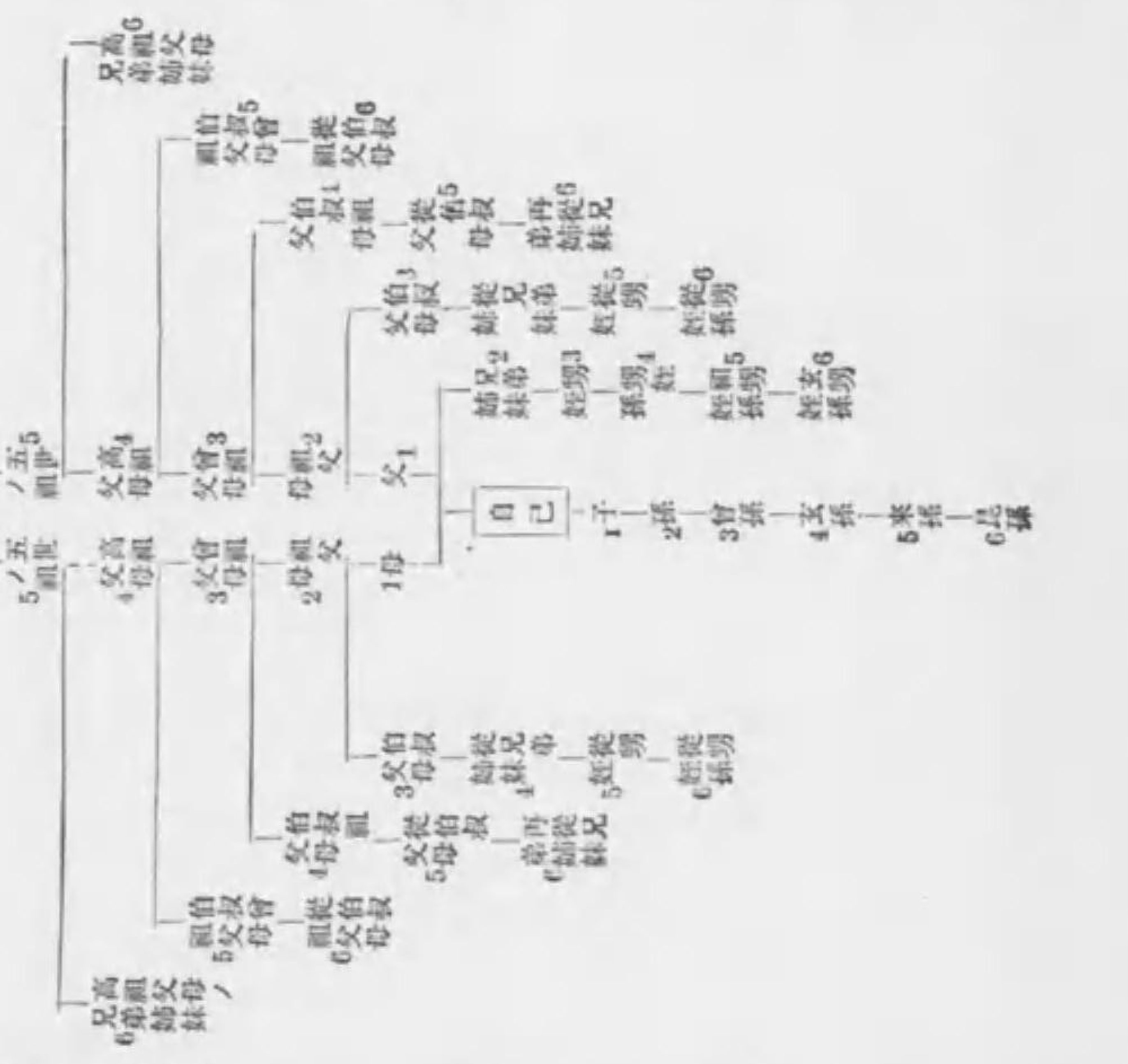

血族團體 〔血緣團體〕

血族團體復讐 blood feud(英) 〔反座〕

決定 Beschluss(獨) settling(英) solution(佛) assortimento(伊) 〔裁判の種類〕

決定及命令 〔裁判の種類〕

決定條件說 〔刑法上の條件〕

決鬪 Zweikampf(獨) 〔獨逸法—刑法〕

決鬪罪 ●定義。決鬪とは二人以上合意して鬪爭する行爲を云ひ、かかる行爲を爲し又は幇助するの罪を決鬪罪として特に處罰せらる可し。●種類。❶「決鬪ヲ挑ミ」又は「其挑ニ應シタル」罪。❷「決鬪ヲ行ヒタル」罪。❸「決鬪ニ依テ人ヲ殺傷シタル」罪。❹「決鬪ノ立會ヲ爲シ又ハ立會ヲ爲スコトヲ約シタル」罪。❺「情ヲ知テ決鬪ノ場所ヲ貸與シ又ハ供用セシメタル」罪。❻「決鬪ノ挑ニ應セサルノ故ヲ以テ人ヲ誹毀シタル」罪。●處分。此等の犯罪「刑法ニ照シ其重キモノハ重キニ從テ處斷ス」べきものとす。

ケトーレ、ランベール・アドルフ・ジヤク Lambert Adolphe Jacques Quételet (1796—1874) 白耳義ブルッセルの觀測所長、天文學者にして又統計學者也、其統計上社會的諸現象例せば自殺結婚等の間に一定の規律あるを示したるに徴すれば、社會は一面に於て或決定的法則の支配下に在りとする學說の先覺者なると知るべし、著書中社會物理學（一八六九年）は有名也。

血法 bloody law 〔希臘法〕

結論 Schlussatz(獨) conclusion(英)(佛) conclusione(伊) 「推理」

檢非違使 檢非違使とは淳和天皇の天長年中、京都と諸國とに置かれたる司法警察の局に當る令外の官を云ふ。京都檢非違使の官衙を檢非違使廳と稱し、諸國檢非違使は諸國守に隷屬し、其官衙を檢非違使所と稱す。前者には別當以下の職員ありしが後者は檢非違使其ものが職名にして其支配に屬する吏員に小目代、書生等あり、後には其權勢強く朝廷にても其任を重じ別當の下す符を別當宣又は廳宣と稱して勅宣に准ぜられ、違ふ者は違勅罪を以て處罰するに至れり、檢非違使の職務規定としては貞觀十七年の檢非違使式あり。〔官制〕

檢非違使式 〔檢非違使〕

檢非違使廳 〔檢非違使〕

業 Geschäft(獨) business(英) affaires(佛) affare, occupagione(伊) 營利の不斷の謀算と爲す目的を以て或同種の行爲を反覆繼續するを業と云ふ、即〔營業〕の主觀的意義に他ならず。

協諧契約 Zwangsvergleich(獨) composition(英) concordat(佛) composizione(伊) compositio(羅) 協諧契約とは〔破產者〕の爲に〔配當〕に依らずして〔破產手續〕を終結せしむる強制的和解也と雖、此語は專ら舊破產法に使用せられしものにして新破產法は強制和議なる語を用ふ。〔強制和議〕

協合行爲 Gesamtakt(獨) 同一の方向を有する二人以上の意思表示の合致によりて私法的效果を生ずる法律行爲の一種也。意思表示が二個以上なる點に於て〔契約〕に似たりと雖、其效果が各意思表示者に取りて同一の意義を有する點に於て異る。現行民法上合同行爲は〔社團法人〕設立行爲及決議のみ也。

協議 Unterredung(獨) mutual consent(英) consentement(佛) consentimento(伊) 協議とは二人以上の人の間に於て確定の意見を得んとして意思の交換を爲すを云ふ。

協議會 convention(英) 〔亞米利合衆國法〕

協議上の離緣 Adoptionsscheidung vom Vertrag(獨) dissolution of adoption by agreement(英) dissolution de l'adoption par l'accord(佛) 〔養子緣組〕の當事者が其協議を以て爲す〔離緣〕を云ふ。協議上の離緣を爲すもの原は同として緣組の當事者なりと雖、一、養子が十五年未滿なるときは離緣は養親と養子に代りて緣組の承諾權を有する者との協議を以て之を爲し、二、養親死亡後養子が離緣を爲さんと欲するときは戶主の同意を得て之を爲すことを得。以上の外大體〔協議上の離婚〕と同一規定の適用あり。

協議上の離婚 Ehescheidung derVerhandlung(獨) divorce by consent(英) divorce par accord(佛) ●意義。「夫婦ハ其協議ヲ以テ離婚ヲ爲スコトヲ得」。之を協議上の離婚と云ふ。●要件。❶夫婦の協議。協議上の離婚は夫婦の合意を必要とす合意なき離婚は無效也其合意が詐欺強迫等によるものなる時は民法總則の規定によりて取消さるることあるべし。❷保護者の同意。滿二十五年に達せざる者は其夫たると婦たるとを問はず保護者の同意を必要とす、保護者とは民法第七七二條及七七三條によりて其者の婚姻に付き同意を爲す權利ある者を云ふ。❸離婚の屆出。協議上の離婚は之を戶籍吏に屆け出づるによりて其效力を生ず、其屆出は夫婦及成年の證人二人以上より口頭にて又は署名したる書面を以て之を爲すことを要す。戶籍吏は離婚が以上の要件に違反せざることを認めたる後に非れば其屆出を受理することを得ず、然りと雖一旦之を受理したる以上は其屆出が方式を誤り又は保護者の同意なかりし時と雖其離婚は完全に效力を生ず。

離婚屆

本籍地（イ）府市（縣郡）町（村字）番地
現住所（ロ）府市（縣郡）町（村字）番地
夫　何商　戶主何某何男　何　某
本籍夫ニ同ジ
右父　何　某
右母　某
妻　無業　實家戶主何某何女　名（明記）
本籍地（ハ）府市（縣郡）町（村字）番地
右實家戶主　何　某
及父
右母　ノ　某
右花子實家（ハ）府（縣）郡町村番地戶主
家ニ復籍ス
右離婚屆出候也

（前頁。闕席判決——決定）

協議（ケフギ） Zustimmung（獨） consent（英） consentement（佛） consentimento（伊） ■意義。帝國議會が政府提出の法律案に對して爲す贊成の意思表示。帝國憲法は議會の協賛を以て法律の成立要件となしたり。（協賛）

協商（ケフシヤウ） Verständigung（獨）（英） entente（佛） inteletto（伊） ■意義。特定の地方又は特定事項に關する二國又は數國の參加の調和的合意。■沿革。十九世紀末より二十世紀に入りて國際間に於ける國民的競爭の結果世界の各方面に於て列國の參加の衝突生じたり。其參加範圍を定め相互きずけずして協商を爲すの必要を感じ來れり。佛國は一九〇二年の佛伊協商、一九〇八年のパルチック協商、一九〇七年の日露協商等の如し。〔協約〕

協定稅率（ケフテイゼイリツ） Konvent'onaltarif（獨） conventional tariff（英） tarif convention el（佛） tariffa convenzionale（伊） 輸入貨物の關稅賦課に關し能約を以て他國と協定せる稅率を云、我國に於ては〔關稅〕は原則として國稅定率法所規の定率に依り賦課するも、歐米諸國との修約に於て特に協定の稅率を定めたる部分は之に依るべきものとす。

脅迫（ケフハク） Drohung（獨） threats（英） menaces（佛） minaccia（伊） vis compulsiva（羅） ■罪。義。其の方法程度の如何を問はず、苦惱を加ふべきことの告知に依りて他人を威脅する行爲也。■狹義。刑法九〇條・九一條・一九五條等の用例是也。

脅迫罪（ケフハクザイ） Bedrohung（獨） threats（英） menoces（佛） minaccia（伊） ■意義。脅迫又は其親族の生命身體、自由、名譽又は財產に對し害惡を加ふることを以て人を威嚇する罪。■沿革。十九世紀末より二十世紀に入りて國際間に於ける國民的競爭の結果世界の各方面に於て列國の參加の衝突生じたり。其參加範圍を定め相互きずけずして協商を爲すの必要を感じ來れり。佛國は一九〇二年の佛伊協商、一九〇八年のパルチック協商、一九〇七年の日露協商等の如し。〔協約〕

協約（ケフヤク） Übereinkunft；Konvention（獨） agreement；convention（英） arrangement；convention（佛） accordo（伊） 協約なる語は種々なる國家に使用すと雖、之を大別して二となす。■廣義の協約。國家と國家との間に締結せらるる文書の一切を總稱して協約と云ふ。條約、宣言、協定、約束、規約、議定書、取極書、覺書、交換文書等皆此の類に屬す。■狹義の協約。國家と國家との間に締結せらるる文書の一切を總稱して協約と云ふ。條約、宣言、協定、約束、規約、議定書、取極書、覺書、交換文書等皆此の類に屬す。

解由狀（ゲユジヤウ） 王朝時代に內外官交替して事務の引繼を終りたる時、其事務を擔當したる官人より前任の人に渡す書狀也。之に反して官物の欠損、公文の紛失なきことを證明したる書狀を勘解由狀と云。後解由狀とも云ふ。（續紀、交替式、延喜式、西宮記、北山抄、江次第）

ケルゼン、ハンス Hans Kelsen, 1881— 一墺地利の行政及法理學者也、ウキン大學の理學に出身にして現に其正教授たり、著書數種中法學に貢獻せし新學說あり。

ケルト法（ホフ） Celtic. law（英） ケルト人は西歷第一千紀頃は歐洲西部を占領しつゝありし大勢力にして後羅馬に征服せられ、其法律はアイルランド及のスコールスの地域に行はるるに過ぎざるに至れり。而してケルト人の生活は原始的半牧的なりしが故に、其法律も亦多く原始的にして記元一五〇〇年頃アイルランドに征服せらるゝと同時に其法律は廢滅せり。

權（ケン） Recht（獨） right（英） droit（佛） diritto（伊） 權とは〔權力〕〔權限〕〔權利〕等を包含する意味に用ひらる。■權力。何ぞ法の力ある。■權限。何ぞ國家、命令權、領事權等の如し。■權利。何ぞ人の分。十條（商法）したるに因り成立する規則也。■意義。

業務執行社員——權

業務執行社員（ゲフムシツコウシヤイン） Geschäftsführender Gesellschafter（獨） managing partner（英） associé gérant（佛） 業務執行社員とは〔業務の執行〕の權利を有し業務を負ふ〔社員〕を云。合名會社に於ては「各社員へ定款ニ別段ノ定チキトキハ會社ノ業務ヲ執行スル權利ヲ有シ義務ヲ負フ」（商法七〇條）ので、合資會社に於ては「各無限責任社員ハ定款ニ別段ノ定チキトキハ會社ノ業務ヲ執行スル權利ヲ有シ義務ヲ負フ」（商法一五二條）ので、其他の會社に於ても總て業務執行社員を定むるを例とす。

業務上の過失（ゲフムジヤウノクワシツ） Berufsfahrlässigkeit（獨）〔過失〕〔業務〕

業務上の過失致傷罪（ゲフムジヤウノクワシツチシヨウザイ） ■意義。業務者が其業務を執行するに當り「業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シタル」に依り成立する罪也。■區分。「三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス」。（同二一〇條）〔犯罪〕

業務上の過失に起因する傷害及致死（ゲフムジヤウノクワシツニキインスルシヤウガイオヨビチシ） Fahrlässige Verletzungen und der Tod（獨）〔業務過失致死と死亡〕

業務上の占有（ゲフムジヤウノセンイウ） ■意義。〔業務〕上自己の〔占有〕する他人の物を〔領有〕したるに因り成立する犯罪也。■區分。十條（商法）

業務上の過失（ゲフムジヤウノクワシツ） Berufsfahrlässigkeit（獨）〔過失〕〔業務〕

業務上の過失致傷罪（ゲフムジヤウノクワシツチシヨウザイ） ■意義。業務者が其業務を執行するに當り「業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シタル」に依り成立する罪也。■區分。「三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス」。（同二一〇條）〔犯罪〕

業務妨害（ゲフムバウガイ） 〔業務〕〔信用及業務ニ對スル罪〕〔犯罪〕〔業務妨害〕

業務停止（ゲフムテイシ） ■意義。業務が無效に若くは一時的に中止せらるゝこと。例せば私立小學校長・職員に職務上の義務ある時は、其職務を停止せらるゝ如し。■區別。業務の廢止と區別す。

業務の執行（ゲフムノシツコウ） Geschäftsführung（獨） management（英） direction（佛） 〔業務〕を〔執行〕するを云。（民法六四四條、商法一〇六條、二四三條）

業務妨害（ゲフムバウガイ） Geschäftsverhinderung（獨）〔業務妨害〕とは人の行爲に依り他人の業務の執行を妨害するに足る行爲を爲すを云。■區分。「三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス」。（同二三四條）

業務妨害罪（ゲフムバウガイザイ） 〔業務〕〔信用及業務ニ對スル罪〕〔犯罪〕〔業務妨害〕

業務執行社員（ゲフムシツコウシヤイン） Geschäftsführender Gesellschafter（獨） managing partner（英） associé gérant（佛） 業務執行社員とは〔業務の執行〕の權利を有し義務を負ふ〔社員〕を云。合名會社に於ては「各社員ハ定款ニ別段ノ定チキトキハ會社ノ業務ヲ執行スル權利ヲ有シ義務ヲ負フ」（商法七〇條）ので、合資會社に於ては「各無限責任社員ハ定款ニ別段ノ定チキトキハ會社ノ業務ヲ執行スル權利ヲ有シ義務ヲ負フ」（商法一五二條）ので、其他の會社に於ても總て業務執行社員を定むるを例とす。

業務執行者（ゲフムシツコウシヤ） Geschäftsführender（獨） managing partner（英） associé gérant les affaires（佛） 〔業務執行者〕

業務停止（ゲフムテイシ） ■意義。業務が無效に若くは一時的に中止せらるゝこと。例せば私立小學校長・職員に職務上の義務ある時は、其職務を停止せらるゝ如し。■區別。業務の廢止と區別す。

業務の執行（ゲフムノシツコウ） Geschäftsführung（獨） management（英） direction（佛） 〔業務〕を〔執行〕するを云。（民法六四四條、商法一〇六條、二四三條）

業務妨害（ゲフムバウガイ） Geschäftsverhinderung（獨）〔業務妨害〕とは人の行爲に依り他人の業務の執行を妨害するに足る行爲を爲すを云。■區分。「三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス」。（同二三四條）

業務妨害罪（ゲフムバウガイザイ） 〔業務〕〔信用及業務ニ對スル罪〕〔犯罪〕〔業務妨害〕

業務執行者（ゲフムシツコウシヤ） Gesc häftsführer（獨） manager（英） directeur（佛） direttore（伊） 〔業務〕を〔執行〕する者を云。何ぞ法人の理事の如し。

業務執行者（ゲフムシツコウシヤ） Geschäft（獨） 〔業務〕を〔執行〕する者を云。■區別。法人の業務。我國法上〔業務〕とは別個の觀念也。■區別。法人の業務。法人又は組合の爲すべき一切の行爲を總稱して法人又は組合の爲す其事務と云ひ、其事務の中にて最重要なる事業の遂行及其事務を用ひ人をして義務なきことを行はしめ、又は其權利の行使を妨害するに因り成立す。■區別。刑罰。刑法上の罰は「三年以下ノ懲役、又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス」と云ふ如く、其輕重に從ひ區別あり。

業務執行社員（ゲフムシツコウシヤイン） Geschäftsführender Gesellschafter（獨） managing partner（英） associé gérant（佛） 〔業務の執行〕の權利を有し義務を負ふ〔社員〕を云。合名會社に於ては「各社員ハ定款ニ別段ノ定チキトキハ會社ノ業務ヲ執行スル權利ヲ有シ義務ヲ負フ」（商法七〇條）ので、合資會社に於ては「各無限責任社員ハ定款ニ別段ノ定チキトキハ會社ノ業務ヲ執行スル權利ヲ有シ義務ヲ負フ」（商法一五二條）ので、其他の會社に於ても總て業務執行社員を定むるを例とす。

業務上の過失（ゲフムジヤウノクワシツ） Berufsfahrlässigkeit（獨）〔過失〕〔業務〕

業務上の過失致傷罪（ゲフムジヤウノクワシツチシヨウザイ） ■意義。業務者が其業務を執行するに當り「業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シタル」に依り成立する罪也。■區分。「三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス」。（同二一〇條）〔犯罪〕

業務上の過失に起因する傷害及致死（ゲフムジヤウノクワシツニキインスルシヤウガイオヨビチシ） Fahrlässige Verletzungen und der Tod（獨）〔業務過失致死と死亡〕

業務上の占有（ゲフムジヤウノセンイウ） ■意義。〔業務〕上自己の〔占有〕する他人の物を〔領有〕したるに因り成立する犯罪也。■區分。十條（商法）

業務上の過失（ゲフムジヤウノクワシツ） Berufsfahrlässigkeit（獨）〔過失〕〔業務〕

業務上の過失致傷罪（ゲフムジヤウノクワシツチシヨウザイ） ■意義。業務者が其業務を執行するに當り「業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シタル」に依り成立する罪也。■區分。「三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス」。（同二一〇條）〔犯罪〕

業務妨害（ゲフムバウガイ） 〔業務〕〔信用及業務ニ對スル罪〕〔犯罪〕〔業務妨害〕

業務停止（ゲフムテイシ） ■意義。業務が無效に若くは一時的に中止せらるゝこと。例せば私立小學校長・職員に職務上の義務ある時は、其職務を停止せらるゝ如し。■區別。業務の廢止と區別す。

業務の執行（ゲフムノシツコウ） Geschäftsführung（獨） management（英） direction（佛） 〔業務〕を〔執行〕するを云。（民法六四四條、商法一〇六條、二四三條）

業務妨害（ゲフムバウガイ） Geschäftsverhinderung（獨）〔業務妨害〕とは人の行爲に依り他人の業務の執行を妨害するに足る行爲を爲すを云。■區分。「三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス」。（同二三四條）

業務妨害罪（ゲフムバウガイザイ） 〔業務〕〔信用及業務ニ對スル罪〕〔犯罪〕〔業務妨害〕

業務執行者（ゲフムシツコウシヤ） Gesc häftsführer（獨） manager（英） directeur（佛） direttore（伊） 〔業務〕を〔執行〕する者を云。何ぞ法人の理事の如し。

文法權、司法權、行政權、裁判權、刑罰權等の如し。㊂權利。人格權、所有權、債權の如し。〔權利圈〕

縣けん Bezirk; Präfectur(獨) prefecture(英) département(佛) prefettura(伊) provincia(羅) Subah(梵) Caza(土) 縣は國の最上級の〔行政區劃〕なると同時に一の自治公法人也、即ち〔公共團體〕たる縣は市町村と同じく一定の住民を以て之を組織し、一定の地域内に其公權を行ふものとす。縣の區域は府縣制の施行までに有したる區域に依り郡、市、島嶼を包括す。縣の廢置分合又は境界の變更は原則として法律を以て之を定む。縣に在る市町村の市町村民は當然其府縣の府縣民たる者にして特に法規に待つを要せず。(明三二年法六四號府縣制)〔縣あがた〕〔府縣〕〔縣行政〕〔地方團體〕〔公法人〕〔羅馬法〕〔印度法〕〔支那法〕

檢案けんあん ㊀意義。任意〔鑑定〕の義にして〔通常搜査〕の場合、若くは特別の智識技能を有する者が、職務上或は他の委囑によりて任意鑑定を爲すを云。㊁手續。司法警察官吏が。一、强制處分を許さざる〔非現行犯〕事件に於て鑑定人を訊問し鑑定を命することを得ずと雖、醫師其他特別の智識技能を有する者又は官公署に對し鑑定の委囑を爲すことは法の禁ずる所にあらざるのみならず、必要なる場合多し。二、鑑定に因り人の權利を害するに至る場合は、豫め其人の承諾を經ざるべからず。三、鑑定に因りて物の原形を變し或は數量を減すべき場合は、檢事の指揮を請ふべし。四、腐敗其他の原由に依り其物を保存し難きときは除外例を設けて檢事の指揮を俟たずして鑑定を爲さしむることを得べし。五、鑑定をなさしむるときは鑑定の現場に立會ひ搜査の參考となるべき事實を發見することに努むべし、但鑑定の手續に干涉することを得ず、六、鑑定を爲さしめたるときは鑑定の時、場所、手續及結果を記載したる鑑定書(檢案書)を差出さしむべし、又鑑定書中明或は不備の點あるときは其說明書を提出せしめ鑑定書に添付すべきものとす。七、醫師は〔搜査〕關係に於けるのみならず其他の檢案の義務を負ふものとす、即ち醫師は死體又は四箇月以上の死產兒を檢案し異常ありと認むるときは二十四時間以内に所轄警察官署に屆出でざるべからず。㊂檢案書。檢案即ち任意の鑑定を記載したる書面を檢案書と稱す、檢案書は鑑定書と異り任意の方式にて可也と雖、鑑定書に準して作成するを通例とす(司法警察職務規範七二—七四條、醫師五條、同施行規則九條)

檢案書

何年何月何日某警察署勤務司法警察官警部何某ハ某所ニ於テ左ノ事項ヲ檢案スヘキ旨余ニ委囑セラレタリ

檢案事項

一 何年何月何日附甲某ヨリ乙某ニ宛テタル依賴證書ト題スル證書中ノ第三項ノ終ニ「但本項ノ豫算金額以上ノ利益ハ全部貴殿ノ所得トス」トアル部分ハ他ノ文言記載ノ後ニ記載シタルモノナルヤ又ハ依賴證書作成ト同時ニ記載シタルモノナリヤ

檢案

一 該證書ノ辭句ハ證書作成當時ニ記載シタルモノニ非ズト判斷ス

理由

一 該證書ノ辭句ノ文字ヲ檢討スルニ手蹟墨色共ニ他ノ辭句ト異ナレリ以上ノ理由ニヨリ右ノ如ク檢案ス

此檢案日時ハ何年何月何日何時ナリ

住所　書道教授者

年　月　日　何　某㊞

檢案書

何年何月何日殺人被疑事件ニ付某區裁判所檢事何某ニ其現場タル何縣何郡何村大字何ノ見分ニ同行ヲ求メラレ屍體ノ檢案ヲ依囑サレタリ依テ檢案ヲ爲スコト左ノ如シ

檢案事項

一、屍體ハ現場ニ於テ致命傷ヲ被リテ直ニ倒レ居リ、其姿勢及洋傘ヲ握リ駒下駄ヲ穿チ被服ノ亂レザルニ徵スレバ死亡以前ニ苦悶シテ顚動シタル形迹全クナシ、年齡ハ二十五歲前後ニシテ被服ヲ除キテ全身ヲ檢スルニ胸部ヲ貫通スル創傷以外ニ些ノ損傷ナク被服帽子其手ニ握レル洋傘及財嚢其他懷中所持品等ニ血痕ハ勿論何等ノ異狀ヲ認メズ而シテ血液沈墜、屍斑、死體硬直及氣腫ノ狀態ニヨリ死後三日ヲ經過シタルモノト認ム

檢案

一、死因　死因ハ胸部ヲ貫通セル傷害ナリ此傷害ハ他ヨリ受ケタル銃傷ニシテ自殺ニアラズト診斷ス

理由

一、前記死體ノ狀態ニ依リ自殺ニアラズ又盜賊ヨリ受ケタル被害ニアラズ突發的ニ蒙リタル貫通創傷ニシテ全ク其致命傷タルコト明白ナリト雖此貫通創傷ハ何器ニ因ル損傷ナルヤ又銃傷ナリヤヲ檢診スルニ全ク刺器ニ因ル損傷ノ特徵ナク銃傷タルコト明白ナリトス即チ胸骨部ハ射入口ニシテ胸部ハ射出口ナリ銃創管モ亦明カニ其特徵ヲ呈シツヽアリ、射入口ノ周圍ノ被服及皮膚ハ少シク火傷ヲ作ヒテ皮膚ハ黑褐色ヲ作フテ僅カニX字形ノ破裂ヲ生ジ銃創管ハ螺旋狀ヲ爲シテ射出口ニ至ルニ從ツテ稍擴大セリ、射出口ハ射入口ヨリモ大ニシテ皮膚破裂シ不規則ナル圓形ヲ呈シツヽアリ

以上ノ理由ニヨリ前記ノ如ク檢案ス

此檢案ハ何年何月何日何時ヨリ何時ニ至ル間ニ現場ニ於テ之ヲ爲ス

住所　醫師

年　月　日　何　某㊞

檢案書けんあんしょ〔檢案〕

原案げんあん ursprüngliche Entwurf(獨) original bill; subject(英) question principale(佛) pronea originale(伊) 修正案に對する語にして、一の議案が討議され、之に對し修正案を提出する者ある場合に、之と區別するため先に議題となりし議案を原案と指稱す。原案の裁決は修正案の總てが否決されたる後に爲さる可し、蓋し表決の順序として原案に最も遠きものを先とするを以て議事の原則とすれば也。(貴族院規則一〇〇條衆議院規則一二〇條)〔案〕

(後頁。檢案書——檢閲)

元祿敕令格式げんろくちょくれいかくしき 五六卷、〔蘇領〕

縣有財產けんいうざいさん 縣なる地方自治體に屬する一切の財產を云。縣は公共團體として公法人なるが故に、法律の範圍内に於て財產を有し得ることは勿論、又法律の認むる所により、其處分管理を爲すことを得べし、府縣制によれば〔府〕縣には基本財產なしと雖、積立金穀を設くることを得べく又府縣は營造物若くは公共の用に供したる財產の使用に付き手數料を徵收することを得、而して縣有財產は内務大臣の監督の下に縣知事之を管理す。(明三二年法六四號府縣制)〔縣〕〔縣行政〕

原因を開示せさる證言拒絕げんいんをかいじせざるしょうげんきょぜつ 民事訴訟法第三百二條に所謂「原因ヲ開示セスシテ證言ヲ拒ミ」とは「毫モ證言拒絕ノ事由ヲ陳述スルコトナク證言ヲ拒ム謂ニシテ證人カ拒絕ノ事由ヲ陳述セル場合ハ縱令其原因正當ナラサルトキト雖モ之ヲ以テ原因ヲ開示セサルモノト云フヲ得ス」(明三六年九月一五日大審判決)

檢疫けんえき〔海港檢疫〕〔汽車檢疫〕〔船舶檢疫〕〔家畜傳染病檢疫〕〔防疫職員〕

現役げんえき Aktivdienst(獨) active service(英) service actif(佛) servizo activo(伊) 徵兵令及陸海軍服役條令による常備兵役の一種にして現に其役務に服する者を稱す。陸軍と海軍とによりて多少其年限及規定を異にす。(徵兵令、陸軍服役條例、海軍兵等服役條令海軍下士卒服役條例)〔兵役〕

現役民兵げんえきみんぺい National guard(英)〔亞米利加合衆國法〕

檢閲けんえつ Augenschein; Musterung; Inspektion(獨) inspection(英)(佛) ispezione(伊) 檢閲なる語は現行法上の重なる用例三あり。各其意義を異にす。㊀刑事訴訟法上の用例。刑事訴訟に關する書類一般、殊に訴訟記錄及令狀等を判事豫審判事・檢事其他司法事務に從事する官吏が其職權を行ふ準備として閲覽する事を云。㊁軍事法上の用例。法定の檢閲官が陸海軍隊官衙及學校に於ける軍紀の張弛、教育訓練の精粗、作戰準備の整否、動員計畫の完否、會計經理の整否、服務の勤惰、兵器軍需品及諸營造物保存の狀況等を檢査視閲するを云。㊂一般行政上の用例。㋑監督上の檢閲。上級官廳が下級官廳の監督上事務又は帳簿を檢査閲覽の場合にして、例せば内務大臣は府縣の「出納ヲ檢閲スルノ權ヲ有シ」とあるが如き是也。㋺取締上の檢閲。活動寫眞「フイルム」が公秩良俗に障害なきや否やを檢閲するが如き其適例也、即ち檢閲を經るに非ざれば多數の觀覽に供する爲之を映寫するを許さず、檢閲は一定事項を具し說明臺本二部を添へ内務大臣に申請すべきものとす。(刑訴一二條、陸軍特命檢閲令、海軍檢閲令、府縣制、活動寫眞「フイルム」檢閲規則)

檢閲局けんえつきょく inspector's department(英)〔亞米利加合衆國法〕。

建炎以來朝野雜記けんえんいらいてうやざつき 四〇卷〔李心傳〕

元號げんがう Ära(獨) Era(英) Ere(佛) epoca(伊) 元號とは年號と俗稱さる、例せば明治、大正と云が如し。皇室典範によれば、「踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ」とあるが故に天皇御在世の間は元號は再び改めらるることなきを以て今後の定例とせらるる也。(典範一二條)

健康危害品混入罪けんかうきがいひんこんにゅうざい〔飲料水に關する罪〕

健康障碍及死亡けんかうしゃうがいおよびしばう Gesundheitsbeschädigungen und Tod(獨) 外力に基因する健康障碍及死亡即機械的損傷及機械以外の損傷にして。例せば兇器に依る殺害、腕力に依る絞殺、毒殺、器械に依る壓死、鐵道、自動車に於ける轢死、縊死、凍死、電擊死等法醫か日常頻繁に逢着する事件也。㊀檢査。檢査に關して法醫の注意を要する點は損傷の位置、損傷の種類即ち兇器と損傷との關係及損傷の結果也とす。㋑損傷の位置。四肢の如きは損傷大なるも治癒すべし、頭胸或は動脈の淺在する局部は損傷小なるも致命傷たるとあり。㋺損傷の種類。例せば甲は棍棒乙はピストルにて丙一人を共擊して殺害したるも其屍體には打撲傷のみありて銃傷無き場合は甲は主犯にして乙は從犯たるべく、若し之に反する時は乙は主犯にして甲は從犯たるべし。㋩損傷の結果。例せば結果によりて殺人と傷害との別を生ずる場合あるが故に刑法上重要なる關係あるは勿論也。㊁種類。機械的傷害に於ては其加害の用に供する物品を大別して鈍器、有刃の器、刺或は尖器及銃器の四と爲し其傷害も亦此兇器の如何によりて區別せらるる者とす機械以外の損傷は其原因によりて命名さるゝ者とす普通とす。㋑機械的傷害。[1]鈍器に因る損傷。鈍創とも稱す、之に次の種類あり。Ⓐ廣義に於ける挫傷。㊀狹義の挫傷。皮下出血と表皮剝脫とあり。㊁挫創。Ⓑ裂傷。㊀裂創、㊁內臟破裂、㊂破碎及斷絕、㊃、骨折及脫臼。Ⓒ攢齧。齧歯器に依る損傷中に屬すべきものに人の死後に往々生ずべき鼠咬及烏啄あり。[2]銳器に因る損傷。之に切創と割創との二種あり、切創は又皮膚と直角狀を爲さずして一方に偏する片側又は斜創と、其れよりも更に偏して殆と皮膚に添ふが如き面創等の種類あり。[3]刺器に因る損傷。刺器即ち尖端を有する兇器例せば鎗、弓矢、針、釘、錐等に依りて生ずる損傷也、其他尖端ある物體に衝突又は其上に倒るゝに因りて生ずる鈍創も亦之に屬す。[4]銃傷。銃丸に生ずる鈍創の一種也と雖、遠度大にして且火藥の爆發に因る瓦斯及火焰の關係によりて特異なる障碍を起すが故に、特に他の鈍創と區別せらる。[5]創傷檢査。創傷死因に關し法醫の檢査鑑定すべき問題はⒶ致死の近因(近因を分ちて直接死因及間接死因として直接死因を致命傷と稱す)は如何Ⓑ屍體に存する創傷は致命傷なりや否や、Ⓒ若し致命

(前頁。縣——原案)

傷ならば其起因（自殺なりや他殺なりや）如何を以て其重要なるものとす。其他創傷に關して法醫學的檢査を有するは血痕及毛髮なりとす、卽ち血痕檢査（血液に關する種々なる狀態及人血と鳥獸の血との識別）及毛髮檢査を行ふ所以也。(ロ)檢屍以外の損傷。其範圍廣汎にして種類頗る多きも重なるもの次の如し。[1]中毒。中毒の診斷は一臨牀所見、二剖檢所見三化學的毒物檢査、四疑はしき狀況の四要件あり、法醫學的には此中尠くとも二件以上を綜合するにあらざれば確實に何品に因る中毒也と決定すべからざるものとす。[2]窒息死。之には縊死、絞死、扼死、溺死及其他の原因例せば哺乳中過失によりて嬰兒を窒息せしめ、或は手又は猿轡等にて口、鼻孔を壅塞して死に致すが如き是也。[3]異常溫度に因る死。之に火傷死及凍死あり。[4]饑餓死。[5]精神的傷害。身體には何等內眼的又は顯微鏡的の變化として認めらるべき剖檢的所見なきも劇しき驚駭或は羞恥の爲めに急死するが如きもの。[6]業務上の過失に起因する傷害又致死。（刑一九九—二〇二、二一一條、民七一一條、工場法一五條）〔法醫學〕

健康診斷 【一】意義。傳染性疾患の傳播豫防其他の目的を以て爲す强制的診斷にして檢診とも云ふ。〔身體檢査〕の一種也。【二】種類。(イ)娼妓。娼妓たらむと欲する者は娼妓名簿登錄前に、又旣に娼妓たる者は廳、府、縣令の定むる所に從ひ健康診斷を受くるを要す。(ロ)密賣淫婦。密賣淫の罪を犯したる者に對しては其健康を診斷す、有毒者は本人又は媒合者の費用を以て病院に入らしむ。【三】根據。(イ)立法上の根據。花柳病の傳播の防止を主たる目的とす。(ロ)法律上の根據。娼妓の健康診斷は娼妓取締規則、密賣淫のそれは行政執行法に據る。（明三三年內令四四號娼妓取締規則、明九年內達乙四五號、明三三年法八四號行政執行法）

現行則例 淸の聖祖、康熙一六年成る

現行盜 furtum manifestum（羅）〔羅馬法〕に於て「現行盜は自由人なれば之を杖打し而してアヂクチオに依り被害者に附與す奴隸なれば杖打し而してタルペーユス巖より投下すべし」（十二銅標法第八條）、又裁判官の告示によれば被害者は現行盜に對しては罰金として盜品價格の四倍額を〔非現行盜〕に對しては二倍額を請求することを得るものとす。但我現行刑法に於ては槪括的の現行犯、非現行犯以外に現行盜、非現行盜の區別を認めず。〔竊盜に關する罪〕

現行條約 Vertrag in der Gewalt（獨）treaty in operation（英）traité en opération（佛）現在に效力を有する國際間の條約を云。〔條約〕

現行ドイツ帝國刑法典 Strafgesetzbuch für das deutsche Reich in seiner gegenwärtigen Gestalt.〔ヘンレ〕

現行法 Recht in der Gewalt（獨）law in operation（英）loi en opération（佛）現在に於て效力を有する法規の總稱也。故に單に現行法と云場合は法律のみならず、他の命令規則等苟も國家の有效に公布せられたる法規はすべて包含すと知るべし。

現行犯 frische Tat（獨）flagrant délit（英）délit flagrant（佛）【一】觀念の由來。現行犯の觀念を最も夙く認め是に對する特別處分を許したるものは一八〇八年の佛國治罪法にして、吾舊治罪法之に倣ひ、舊刑事訴訟法も亦大略之を踏襲せしが、新刑事訴訟法は稍々其意義及之に對する特別處分の範圍を制限せり。抑も現行犯は犯罪事實が一定の狀況に在る場合に於ける手續法上の觀念にして、手續法上此觀念を認めたる所以は、一に此種の犯行ありたる場合に限り、治罪の目的を達する上に於て特別處分を許すを以て最も公益に適するものと看做したるに依る也。【二】意義。現行犯とは「現ニ罪ヲ行ヒ又ハ現ニ罪ヲ行ヒ終リタル際ニ發覺シタル」犯罪を云。卽ち犯罪の實行中又は實行終了するも未た多くの時間を經過せずして其形迹の明瞭なる場合に發覺したるもの也。玆に發覺とは犯罪事實の發覺にして犯人の發覺に非ず、故に犯人の何人たるかを知ること能はざるを以て現行犯と爲すに妨げなし。【三】準現行犯。左の場合には之を準現行犯と稱し「現行犯人其場所ニ在ルトキ」と同一に取扱ふもの也。(イ)兇器贓物其の他の物を所持し犯人と思料すべきとき。(ロ)誰何せられて逃走し犯人と思料すべきとき。(ハ)犯人として追呼せられ犯人と思料すべきとき。(ニ)顯著なる犯罪の痕跡ありて犯人と思料すべきとき。【四】特別處分(イ)「現行犯人其ノ場所ニ在ルトキ」は何人と雖之を逮捕することを得、而して逮捕したるときは速に之を地方（若は區）裁判所の檢事又は〔司法警察官吏〕に引渡すべし。(ロ)「現行犯人其ノ場所ニ在ラサルトキ」卽ち非現行犯は勾引狀を發するに非ずんば之を逮捕することを得ず。(ハ)現行犯に於ては檢事は其搜査に付强制處分を爲すことを得。（刑訴一二三—一三三、一七一—一七四、一八一—一八三、二二四、二二八、二三六條）〔犯罪〕〔緊急事態〕

現行犯に對する特別處分 〔現行犯〕

現行犯人 frischer Täter（獨）fragrant delicter（英）condamné fragrant（佛）〔現行犯〕として發覺したる場合の犯人を云。

現行犯人の逮捕 〔現行犯〕

健康保險 【一】槪念。保險者が被保險者の疾病、負傷、死亡又は分娩に關し療養の給付又は傷病手當金、埋葬料、分娩費若くは出產手當金の支給を爲す救濟保險也、今健康保險法に依り其梗槪を述ぶ。【二】被保險者。(イ)工場法の適用を受くる工場又は鑛業法の適用を受くる事業場若くは工場に使用せらるる者。(ロ)事業主が主務大臣の〔認可〕を受け包括して被保險者と爲したる其事業及之に附屬する事業に使用せらるる者。(ハ)左の各項の一に該當する事業の事業主は主務大臣の認可を受け其事業及之に附屬する事業に使用せらるる者を包括して健康保險の被保險者と爲すことを得、此認可の申請を爲すには被保險者と爲るべき者の二分の一以上の同意あるを要し、又一事業に於て作業の場所二以上ある場合に於ては主務大臣は其の一又は二以上の場所に於ける作業を一事業と看做すことを得。[1]鑛物の採掘又は採取の事業。[2]物の製造、加工、選別、包裝、修理又は解體の事業。[3]電氣又は動力の發生、變壓又は傳導の事業。[4]土木工事又は工作物の建設、保存、修理若は破壞の工事にして主務大臣の指定するもの。[5]地方鐵道法又は軌道法の適用を受くる事業。[6]、[5]に揭ぐる者を除くの外陸上に於て爲す貨物又は旅客の運送の事業にして主務大臣の指定したるもの。[7]貨物積卸の事業。[8]上に揭ぐるものの外勅令を以て指定する事業。但(イ)(ロ)の場合共に臨時に使用せらるる者にして勅令を以て指定せるもの及一年の報酬千二百圓を超ゆる者を除外す。報酬とは事業に使用せられたる者が勞務の對價として事業主より受くる賃金、給料又は俸給及之に準すべき者（此等の範圍及評價に關しては勅令に依り別に定めらる）の總てを包含するものとす。【三】被保險者たる資格の得喪。【二】の(イ)場合に於ける被保險者は工場法又は鑛業法の適用を受けざるに至りたるときは(ロ)の場合の認可を受けたる者と看做さるるを以て其資格に變動なし。(イ)取得。【二】の(イ)(ロ)の場合の被保險者は業務に使用せらるるに至りたる日、及【二】の但書に該當せざるに至りたる日に被保險者たる資格を取得す。(ロ)喪失。[1]。【二】の(イ)(ロ)の被保險者は死亡したる日、其事業に使用せられざるに至りたる日、又は但書に該當するに至りたる日の翌日より其資格を喪失す。然れども此場合喪失の日前一年內に於て百八十日以上被保險者たりし者、又は喪失の際引續き六十日以上被保險者たりし者は勅令の定むる期間內に申請を爲すときは繼續して被保險者たることを得。[2]。【二】の(ロ)の場合の被保險者を使用する事業主は主務大臣の認可を受け其被保險者の全部をして其資格を喪失せしむることを得、但其認可を申請するには被保險者の四分の三以上の同意あるとを要し、主務大臣の認可ありたるときは被保險者は翌日より其資格を喪失す。【四】保險者。政府又は〔健康保險組合〕の外保險者たるを得ず。【五】保險料。保險者は健康保險事業に要する費用に充つる爲め保險料を徵收す。(イ)負擔の割合。被保險者及被保險者の事業主は各保險料額の二分の一を負擔するを原則とす。然ども事業の性質上事故多き事業に使用せらるる被保險者又は少額の報酬を受くる被保險者に關する保險料に付ては勅令を以て事業主の負擔すべき割合を增加するとを得。又健康保險組合側より上述の勅令の規定に拘ず規約を以て事業主の負擔すべき保險料額の割合を增加するを得べし。尙事業主は其使用する被保險者の負擔する保險料を納付する義務をも負ふ者とす、但其納付したる保險料を被保險者に支拂ふべき報酬より控除するとを得。然れども【二】の(ロ)[1]の一度資格を喪失したる者の繼續したる場合は全額被保險者の負擔に歸し又此負擔の割合に於て述べたる總ての適用外とす。(ロ)算定。報酬の額に依りて定むる場合多し、此場合は勅令を以て定められたる標準報酬に依りて算定す然れども被保險者の負擔すべき保險料額は一日に付報酬日額の百分の三を超ゆるとを得ず、（然るに又保險料の全額が被保險者の負擔なる場合は此限に在らず）其制限を超へて保險料を徵收するとを要する場合は其超過部分は事業主の負擔とす。(ハ)特別時效。保險料其他健康保險法に依る徵收金を徵收し又は其還付を受くる權利は一年を經過したる時は時效に依りて消滅す、此時效の中斷、停止其他の事項に關しては民法の時效に關する規定を準用す、但命令の定むる所に依り保險者の爲す保險料其他健康保險法の規定に依る徵收金の徵收の告知は（民法上催告は裁判上の請求に非ざれば時效中斷の效果を發生せざれども）時效を中斷す。(ニ)保險料を徵收せざる場合。被保險者が左の各號の一に該當するときは其期間保險料を徵收せず、[1]傷病手當金又は出產手當金の支給を受くるとき。[2]後述【六】の(ロ)の[6]の場合、【六】保險給付。(イ)種類。[1]療養の給付。被保險の疾病又は負傷に關して爲す。療養の給付を爲すこと困難なる場合又は被保險者の申請ありたる場合には療養の給付に代へて療養費を支給することを得。[2]傷病手當金。被保險者療養の爲め勞務に服すること能はざるときは、其期間傷病手當金として一日に付報酬日額の百分の六十に相當する金額を支給す。療養の給付及傷に關する業務上の監督者の指揮に從はざるに因病手當金の支給は同一の疾病又は負傷及之に因りて發したる疾病に付き百八十日を超えて之を爲さず、又業務上の事由に依り疾病に罹り又は負傷したる場合以外の場合に於ては療養の給付及傷病手當金の支給は一年四百八十日を超えて之を爲さず、然れども此期間は特別の事情あるときは延長するとを得、又傷病手當金の支給を受くる期間は常に療養の給付を受くる者とす。[3]埋葬料。被保險者死亡したるときは被保險者に依り生計を維持したる者にして埋葬を行ふ者に對し埋葬料として被保險者の報酬日額の二十日分に相當する金額を支給す、但其金額が二十圓に滿たざる時は之を二十圓とす、此規定に依り埋葬料の支給を受くべき者なきときは埋葬を行ひたる者に對し其金額の範圍內に於て其埋葬に要したる費用に相當する金額を支給す。[4]分娩費及出產手當金。被保險者分娩したる時は分娩費として二十圓を出產手當金として分娩の前後勅令を以て定められたる期間、一日に付報酬日額の百分の六十に相當する金額を支給す。出產手當金の支給を爲す場合に於ては其期間傷病手當金は之を支給せず。(ロ)保險給付を受くる能はざる場合。[1]被保險者又は被保險者たりし者自己の故意の犯罪行爲に因り、又は故意に事故を生ぜしめたるときは保險給付を爲さず。[2]被保險者鬪爭若は泥醉に依り又は故意に危害豫防り事故を生ぜしめたるときは、傷病手當金の全部又は一部を支給せざるとを得。[3]保險者は正當の理由なくして療養に關する指揮に從はざる者に對し之に支給すべき傷病手當金の一部を支給せざることを得。[4]保險者は詐欺其他不正行爲に依り保險給付を受け、又は受けんとしたる

（後頁。健康保險……保險給付）

（前頁。健康診斷——健康保險）

者ニ對シ期間ヲ定メ保險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲サザルコトヲ得。㈤保險者ハ必要ニ應ジ保險給付ヲ受クル者ノ診斷ヲ行フコトヲ得、其ノ診斷ヲ拒ミタル者ニ對シテハ保險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲サザルコトヲ得。㈥保險給付ヲ受クベキ者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ其期間保險給付ヲ爲サズ。Ⓐ陸海軍ニ徴收又ハ召集セラレタルトキ。Ⓑ健康保險法施行區域外ニ在ルトキ。Ⓒ感化院其ノ他之ニ準ズベキモノニ入院セシメラレタルトキ。Ⓓ監獄、留置場又ハ勞役場ニ拘禁又ハ留置サレタルトキ。Ⓔ他ノ法令ニ依リ國又ハ〔公共團體〕ノ負擔ニ於テ病院、病舍又ハ療養所ニ收容サレタルトキ。❹事故ガ第三者ノ行爲ニ因リテ生ジタル場合ニ於テ保險給付ヲ爲シタルトキハ其ノ給付ノ價額ノ限度ニ於テ被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ第三者ニ對シテ有スル〔損害賠償〕請求ノ權利ヲ取得ス。㊄審査ノ請求及訴願。❶保險給付ニ關スル決定ニ不服アル者ハ第一次健康保險審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ第二次健康保險審査會ニ審査ヲ請求シ、其ノ決定ニ不服アル者ハ通常裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得。❷保險料其他健康保險法ノ規定ニ依ル徴收金ノ賦課又ハ徴收ノ處分ニ不服アル者ハ其ノ處分ヲ爲シタル〔保險官署〕又ハ健康保險組合ヲ監督スル保險官署ニ訴願シ、其裁決ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得。（大正一一年四月法第七〇號健康保險法）〔健康保險組合〕〔共濟組合〕〔身體檢查〕

健康保險組合 けんかうほけんくみあひ　㊀定義。健康保險ノ保險者タル組合ヲ云フ。㊁性質。健康保險ノ保險者ハ政府又ハ健康保險組合ニ限ラレ、健康保險法第二十六條ニ依レバ其法人タルコト明ニシテ又財團法人タルヲ許サズ、社團法人トシテ特ニ國家的公權ヲ有シ國家ノ特別ナル監督ノ下ニ在ルヲ以テ公共組合ノ一種也。㊂組織。事業主及被保險者ヲ以テ組織シ總テ組合員トス。㊃設立。健康保險組合ハ設立ノ〔認可〕ヲ受ケタル時ニ成立ス。❶任意設立。[1]單獨設立　一又ハ二以上ノ事業ニ付被保險者（健康保險ノ[被]）常時三百人以上ヲ使用スル事業主ハ健康保險組合ヲ設立スルコトヲ得。[2]共同設立。被保險者（健康保險ノ[被]）ヲ使用スル二以上ノ事業主ハ被保險者ノ數合算シテ三百人以上ナル場合ハ、共同シテ健康保險組合ヲ設立スルコトヲ得。[1]及[2]ノ孰レノ場合ニ於テモ健康保險組合ヲ設立セントスル時ハ組合員タル資格ヲ有スル被保險者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得、規約ヲ作リ主務大臣ノ認可ヲ受クルヲ要ス、又特ニ共同設立ノ場合ニ於テハ其同意ハ各事業ニ付之ヲ得ルヲ要ス。❷強制設立。主務大臣ハ一事業ニ付被保險者（健康保險ノ[被]）常時五百人以上ヲ使用スル事業主ニ對シ健康保險組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得、設立ヲ命ゼラレタル事業主ハ規約ヲ作リ設立ニ付キ主務大臣ノ認可ヲ受クベキモノトス。㊄監督。健康保險組合ノ規約ノ變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其效力ヲ生ゼズ、主務大臣ハ健康保險組合ニ對シ事業ニ關スル報告ヲ爲サシメ、事業及財產ノ狀況ヲ檢査シ規約ノ變更ヲ命ジ其他監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得。又役員ニ欠缺若ハ故障アルトキ或ハ組合ノ役員ガ保險給付其他其執行スベキ職務ヲ執行セザルトキハ官吏又ハ其他ノ者ヲ指定シテ其職務ヲ執行セシムルコトヲ得、之ニ要スル費用ハ組合ノ負擔トス。㊅解散。主務大臣ハ健康保險組合ノ決議若ハ役員ノ行爲ガ法令、規約ニ違反シ、又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキ、又ハ組合ノ事業若ハ財產ノ狀況ニ依リ其事業ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキハ決議ヲ取消シ、役員ヲ解職シ又ハ組合ノ解散ヲ命ズルコトヲ得、解散ニ依リテ消滅シタル健康保險組合ノ權利義務ハ政府之ヲ承繼スルモノトス。（大正一一年四月法第七〇號）〔健康保險〕〔公共組合〕〔共濟組合〕

幻覺犯 げんかくはん　Wahnverbrechen; Putativdelikt(獨) délit putatif(佛)〔假想犯〕〔夢幻罪〕

縣監督官若くは縣監督女官　inspecteurs ou inspectrices départementaux(佛)〔佛蘭西法—特別官廳〕

建議 けんぎ　Vorschlag(獨) proposal(英) proposition(佛) proposta(伊)　建議トハ議會ノ希望意見ヲ政府ニ開陳スル行爲ヲ云フ。上奏ト異ルハ直接ニ天皇ニ奉呈スルモノニ非ズシテ國務大臣ニ提出スルモノナル點、及其內容ガ國務大臣ノ職務ニ關スル事項ニ限リ、且將來ノ施設ニ關スル希望ヲ述ブルモノタルヲ要シ、既往ノ失政ヲ彈劾スルモノナルヲ得ザル點ニ在リ。建白ト異ルハ個人ガ自己ノ志望又ハ請願ヲ陳述シテ上白スルモノニ非ズシテ、其論白ヲ議決シテ議上スルモノタル點ニ在ル也。憲法ニ依レバ「兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得ザルモノハ同會期中ニ於テ再ビ建議スルコトヲ得ズ」トナス。而シテ其既ニ採納セラレタルモノハ固ヨリ建議ノ必要ナキヲ以テ同一事件ニ關シテハ同會期中二回ノ建議ヲ許サズ、但一院ノ建議シタルト同一ノ事件ニ付他ノ一院ヨリ更ニ建議スルコトハ妨ゲナシ。（憲法四〇條、議院法五一條）

権義 けんぎ　權利義務ノ略稱也。〔權利〕〔義務〕

嫌疑 けんぎ　Verdacht; Beschuldigung(獨) suspicion(英) soufçon(佛) sospetto(伊)　犯罪タルベキ疑アル場合ヲ稱シテ犯罪ノ嫌疑ト云フ。新刑事訴訟法ハ直接此語ヲ使用セズ單ニ「犯罪アリト思料シタルトキ」ト云フ。又舊刑事訴訟法ハ嫌疑者ヲモ被告人ト呼ビシガ新刑事訴訟法ハ裁判前ノ嫌疑者ヲ特ニ被疑者ト稱シ、訴追ヲ受クル者タル被告人ト區別セリ。檢事ハ「犯罪アリト思料スルトキハ犯人及證據ヲ搜査ス」ベキモノトス。（刑訴二四六條）

原器 げんき　Standhaft-mass und-wage(獨) standard(英) étendard(佛) standardo(伊)〔度量衡〕器ノ基本的標準トシテ製作セラレタル白金「イリヂユム」合金製ノ棒及分銅ヲ云フ。「度量衡ノ原器ハ農商務大臣之ヲ保管ス」シ、其「原器ニ依リ製作シタル副原器ニ軌リ以テ前項ノ原器ニ代用」シ、而シテ農商務大臣ハ其副原器ニヨリテ檢定原器ヲ製作セシメ度量衡器檢定ノ標準ニ供ス。（明治二四年法律第三號度量衡法）

建議案 けんぎあん　Vorschlagsbill(獨) propositional bill(英) bill de proposition(佛) rogazione del proposta(伊)　建議案トハ建議ノ〔案〕ナルベキモノヲ云フ。議院法ニ依レバ帝國議會ノ議員ハ三十人以上ノ贊成ヲ得テ建議ノ〔動議〕ヲ提出スルコトヲ得ルモノトス。而シテ玆ニ建議トハ政府ニ對シテ或ル事項ノ施設ヲ建白スルノ意也。「各議院ノ建議ハ文書ヲ以テ政府ニ呈出ス（ヘ）キモノトス。（議院法五二條）

嫌疑原由の告知 けんぎげんいうのこくち　豫審判事ハ「被告人正當ノ事由ナクシテ出頭セザルトキ」ヲ除キ、「豫審終結前被告人ニ對シ嫌疑ヲ受ケタル原由ヲ告知シ辨解ヲ爲サシム」ベキ也。即チ被告人ノ正當ナル利益ヲ保護シ、又裁判上ニ於ケル〔實質主義〕ヲ實現セントノ法意ニ外ナラズ。（刑訴三〇一條）

嫌疑の爲めにする管轄の移轉 けんぎのためにするくわんかつのいてん　「被告人ノ地位、地方ノ民心、訴訟ノ狀況其ノ他ノ事情ニ因リ裁判ノ公平ヲ維持スルコト能ハザル虞アルトキ」ハ檢事ハ直近上級裁判所ニ管轄移轉ノ請求ヲ爲スベキモノ也。此請求ハ被告人モ亦爲スコトヲ得ベシ。刑事訴訟法上之ヲ嫌疑ノ爲メニスル管轄ノ移轉ト稱スルコトヲ得。（刑訴一九條第三項）〔管轄ノ移轉〕

現金賣買 げんきんばいばい　〔賣買〕

縣行政 けんぎやうせい　Bezirksverwaltung; Präfecturverwaltung(獨) prefectural administration(英) administration de la préfecture(佛)　㊀意義。地方自治團體タル縣ノ行政ヲ云フ。㊁區域。知事ノ地方行政區域ト一致ス。㊂決定機關。❶縣會。縣住民ノ代議機關ニシテ縣會議員ヲ以テ構成ス。其選擧ハ制限・男性・直接・平等・祕密主義ニ依リ單名投票法ヲ採ル。其選擧區ハ郡市ノ區域ニ依ル。「議員ノ任期ハ四年トシ總選擧ノ日ヨリ之ヲ起算ス」。縣會ノ權限ハ一法律ニ列記シタル事件ヲ議決シ二法令ニ依リ選擧ヲ行ヒ、三官廳ノ諮問ニ應ジテ意見ヲ答申シ縣ノ公益ニ關スル事件ニ付意見書ヲ官廳ニ提出スル等ニ在リテ町村會ノ如ク行政監督ノ權無シ。招集及開閉ハ知事之ヲ行フ。通常會（每年一回、會期三十日）ト臨時會（會期七日）トニ分タル。❷縣參事會。縣ノ議決機關ニシテ監査機關ヲ兼ヌ。名譽職參事會員ヲ以テ組織シ知事ヲ議長トシ、其招集開閉ハ知事之ヲ行フ。其權限ハ一縣會ノ權限ニ屬スル事項ヲ其委任ニ基キ之ニ代リテ議決ヲナシ、二法令ニ依リ特ニ參事會ノ權限ニ屬スル事件ヲ議決シ三知事ヨリ縣會ニ提出セル議案ニ付意見ヲ陳述シ四縣ノ公益ニ關スル事件ニ付知事又ハ內務大臣ニ意見ヲ答申シ、五縣出納ノ檢査ヲ爲スベキニ在リ。㊃執行機關。縣知事ハ國家ノ選任スル國家機關ナリト雖、法律上當然縣自治體ノ執行機關トシテ縣行政ヲ擔任シ、多クノ事務ニ付キ自ラ專行スル者トス。㊄縣ノ行政權。❶組織行政權。決定機關ノ選擧ニ關スル權能アルニ止ル。❷財務行政權。縣ノ收入ハ財產收入、使用料、手數料、過料、過怠金、夫役現品、公債、一時借入金、府縣稅、分賦金及法令ニ依リ縣ニ屬スル收入アリ。以上ノ中縣特有ノモノハ縣稅及分賦金ノ二ニシテ他ハ市町村ト同ジ。縣稅ハ縣ノ主タル財源也。分賦金トハ縣ガ其費用ヲ縣內ノ各市町村ニ賦課スルモノヲ云フ。❸保育行政權。縣ハ一般ニ地方公共ノ事務ヲ處理スル權能ヲ有ス。此等ノ事務ニ關シ縣ハ管內人民ヲ拘束スル法規ヲ制定スルコトヲ得。❹監督。「府縣ノ行政ハ內務大臣之ヲ監督ス」。「內務大臣ハ府縣行政ノ法律命令ニ背戾セザルヤ又ハ公益ヲ害セザルヤ否ヤヲ監視スヘシ內務大臣ハ之ガ爲行政事務ニ關シテ報告ヲ爲サシメ書類帳簿ヲ徴シ並實地ニ就キ事務ヲ視察シ出納ヲ檢閲スルノ權ヲ有ス」「內務大臣ハ府縣行政ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ處分ヲ爲スノ權ヲ有ス」ルノミナラズ「縣ノ豫算中不適當ナリト認ムルモノアルトキハ之ヲ削減スルコトヲ得」ル也。（府縣制）〔縣會〕

元金 げんきん　Principal(獨) principal(英)(佛) principale(伊)　利息ヲ生ズベキ源トナルベキ一定ノ金錢也。利息ハ此元金使用ノ時期ニ比例シテ生ズルモノ也。〔元本〕

現金前渡官吏 げんきんぜんとくわんり　行政運用上國庫ヨリ出納官吏ノ一種ニシテ、一定ノ國家ノ支拂ヲ爲サシメンガ爲メ現金ヲ受領シ支拂ヲ爲ス官吏ヲ云フ。資金前渡官吏トモ云フ。會計法ハ「國務大臣ハ必要ナル場合ニ於テ其所屬ノ官吏ヲシテ現金支拂ヲ爲サシムル爲勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ資金ヲ交付スルコトヲ得」ル旨規定セリ。（會計法一七條）

現金前渡の銀行 げんきんぜんとのぎんかう　豫メ現金ヲ受領シ國家ノ一定ノ支拂ヲ爲ス銀行ヲ云フ。日本銀行是也。銀行ニ現金前渡ヲナス場合ハ會計法上「國債ノ元利拂ヲ爲サシムル」場合ニ限レリ。其國債ノ元利拂ハ其受取人多數ニシテ、且其支拂モ多額ナラザレバ金庫又ハ銀行ヲシテ之ニ當ラシムルヲ便利トスレバ也。

縣會 けんくわい　Bezirksversammlung(獨) prefectural assembly(英) assemblée de la préfecture(佛)〔縣行政〕

縣會議員 けんくわいぎゐん　Mitglied einer Bezirksversammlung(獨) member of a prefectural assembly(英) membre de l'assemblée de la préfecture(佛)〔縣行政〕

縣會事務局　bureau du conseil général du département(佛)〔佛蘭西法—地方制度〕

源光裕 げんくわういう　唐ノ尙書左丞ヨリ鄭州ニ刺史トナル。楊滔留令植ト同ジク開元新格ヲ刪著ス。〔開元格〕

減刑 げんけい　Strafminderung(獨) commutation(英)(佛) commutazione(伊)〔恩赦〕

欠缺 けんけつ　〔過失〕〔錯誤〕

絹業試驗所 けんげふしけんじよ　〔商工大臣〕ノ管理ニ屬シ絹業ニ關スル試驗及鑑定ヲ掌ル官署ニシテ神奈川縣橫濱市ニ之ヲ置ク。職員ハ所長、

技師（奏任）專任四人、技手（判任）專任四人、屬（判任）專任二人、所長は技師を以て之に充つ。[illegible]

權限（けんげん） Kompetenz(獨) competency(英) compétence(佛) competenza(伊) ㊀意義。或人の行爲が［授權者］の利益の爲めに［法律的效果］を發生すべき制限也、他の一面より之を云へば他人の爲に其授權に基く行動を爲し得ること能き範圍也、自己の權利の範圍は卽ち權利にして權限に非ず。廣義の權限には種々なる意義を有すべきも法律上の權限は官廳の權限と代理人の權限の二となす、㊁官廳の權限。には一定職務と特定職務との權限あり。㋑一定職務の權限とは國家が其機關によりて［統治權］を行ふに當り其機關たる官廳或は個々の官吏又は［公共團體］に對し［官制］其他の法律に基き常に一定の權利を與へて職務を執行せしむ、此法律的效果を發生すべき範圍は卽ち官廳の一定職務の權限と稱す。㋺特定職務の權限。官廳間の委任により特に必要の場合に代理を行はしむる場合の權限也。㊂代理人の權限。代理人に公法關係の代理人と私法關係の代理人とあり。㋑公法關係の代理人の權限とは民事訴訟法上の［授權行爲］により訴訟代理人たる權限也。㋺私法關係の代理人の權限とは授權行爲に因らざる［法定代理人］の權限と授權行爲に基く［任意代理人］の權限とあり。

權原（けんげん） Rechtsgrund(獨) 權利を取得したる原因となるべき法律行爲を云。例せば賣買により所有權を取得したる場合に於ける其所有權取得の權原は卽ち賣買なる法律行爲を云ふが如し。（民一八六條）

原權（げんけん） primary rights, antecedent right (英) 英米法の用語にして法が直接に與ふる獨立の權利、例せば所有權の如きは原權卽ち第一權にして、此原權の侵害に因りて生ずる權利、例せば損害賠償權、請求權、取戻權の如きは救濟權卽ち第二權也。

權限裁判所（けんげんさいばんしょ） Kompetenzgerichtshof(獨) court of competency(英) tribunal de conflits(佛) tribunale del competenza(伊) 權限爭議ある場合に之を審査決定する裁判所也。權限爭議は我國法の認むる所なりと雖、現行法中權限爭議に關する規定は行政裁判法第二十條に「行政裁判所ハ其權限ニ關シテハ自ラ之ヲ決定ス行政裁判所ト通常裁判所又ハ特別裁判所トノ間ニ起ル權限爭議ハ權限裁判所ニ於テ之ヲ裁判ス」と規定するに止り、本條規定中の權限裁判所なるものは今日に至るも尙設立さるゝに至らず、同法第四五條に「權限爭議ハ權限裁判所ヲ設クル迄ハ樞密院ニ於テ之ヲ裁決ス」とあるを以て現今に於ては權限裁判所なる官署なしと雖、法律上に於て樞密院が右の權限爭議を裁決すべき行動を開始するときは卽ち右の權限裁判所なるものを組織するもの也と解すべき也。（行政裁判法二〇、四五條）

權限制限（けんげんせいげん） Zuständigkeitsgrenze(獨) limit of competency(英) limite de compétence(佛) limite del competenza(伊)［權限］

權限爭議（けんげんそうぎ） Kompetenzkonflikt(獨) dispute of competency(英) dispute de compétence(佛) disputa del competenza(伊) 行政裁判所と司法裁判所との權限範圍の爭ある場合に於て之を審査決定する手續を云ふ。總て官廳は一定の權限を有し互に相干犯することを得ず。然りと雖、行政官廳相互の間に於て其權限範圍につき爭ある場合に於ては共通なる上級官廳に於て之を決定するの權を有し別に權限爭議の手續を必要とせず。之に反し司法裁判所と行政裁判所との間に於ては之に共通なる上級官廳なく從て權限爭議の必要を生ず。行政裁判法第四五條によれば「權限裁判所ヲ設クル迄ハ樞密院ニ於テコレヲ裁決ス、其手續ニ付キテハ別ニ勅令ノ定ムル所ニ依ル」とあれど、其手續に關しては今日に至るも未だ發布せられず、從て何人が權限爭議を提起し得るや又如何なる時期に於て之を提起し得るやにつきては何等の規定を存せず、故に一に學理に依り決するの外なし。此意義の外に官廳と官廳との間に於ける權限の衝突ある場合を稱して權限爭議と云ふ者ありと雖、嚴格なる意義に於ては之を除外するを妥當とす。

權限爭議裁判所（けんげんそうぎさいばんしょ） Konfliktsgericht(獨) court of dispute of limit of right(英) tribunal de la dispute de compétence(佛)［權限裁判所］

原告（げんこく） Klage; Rechtssucher(獨) plaintiff(英) demandeur(佛) querelante(伊) petitor(羅) ㊀意義。民事、刑事又は行政訴訟に於て裁判を求むる訴訟當事者を云。㊁種別。㋑民事訴訟に於ける原告。主動的に私法適用の請求を爲す私人也。私法關係に付ては［當事者自治の原則］行はるる結果として、私權保護を目的とせる民事訴訟に於ては原告は私人也。而して私人が原告となり得るが爲には、ある一定の能力卽ち所謂［當事者能力］を有する事を要す。㋺刑事訴訟に於ける原告。刑事訴訟法上原告たるべき地位に立つものは公訴提起の職務を有する［檢事］及［附帶私訴］に於ける原告、卽ち犯罪に因り損害を受け民法上之に對する救濟權を有する者也。㋩行政訴訟に於ける原告。我國法が認むる［行政訴訟］は總て行政廳の處分又は裁決に對する不服の訴なるを以て原告の地位に立つ者は通常は其處分又は裁決に依り權利を毀損せられたりとする個人又は團體也と雖、時としては行政廳が原告の地位に立つことあり。

原告悔意判決の確定力［判決］

原告敗訴の判決［原告手續］

現今の刑事政策 Strafgesetzgebung der Gegenwart［ゾイフェルト］

檢査（けんさ） Untersuchung; Revision(會計の)(獨) inspection; audit［同］(英) inspection; contrôle「同」(佛) ispezione; revisione「同」(伊) 發生せる［法律事實］に對し法律又は契約に依りて檢査定するを云。㊀商法上の檢査。會社にありては一方に於て業務執行の機關存在し他方に其檢査監督する機關ありて良く圓滿なる發展を期することを得。㋑［合名會社］は各社員業務執行權を有するを以て、特に、檢査監督機關を特設するの必要なく、㋺［合資會社］に於ては有限責任社員は營業年度の終に於て營業時間に限り會社の財産目錄及貸借對照表の閲覽を求め、且會社の業務及會社財産の狀況を檢査することを得、重要なる事由あるときは裁判所は有限責任社員の請求に因り、何時にても會社の業務及會社財産の狀況の檢査を許すことを得しめ。㋩［株式會社］は常に大多數の株主を有するを以て其業務の狀況を檢査監督する機關を特設す、一は［監査役］にして其常設機關也、他は檢査役にして三種あり。檢査役の種類を異にするに從ひ其檢査の趣旨及目的物及選任請求權者を異にす。斯の如くにして選任せられたる檢査役を法律上の檢査役と云。①法律上の檢査役。［取締役］選任せらるるや遲滯なく［定款］の記載事項中相對事項及第一回の拂込を爲したるや否やを檢査せしむる爲め檢査役の選任を裁判所に請求することを得、斯の如くにして選任せられたる檢査役也。②裁判上の檢査役。此檢査役は法が一部の株主に會社の業務檢査權を與ふる結果生ずる者にして、資本の十分の一以上に當る株主の請求に因り會社の業務及會社財産の狀況を檢査（法文は調査の字を用ゆ同義也）せしむる爲めに裁判所により選任せられたる檢査役也。③會社法上の檢査役。此檢査役は株主總會が或事項を檢査せしむる目的を以て自ら選任するものにして、例せば臨時總會に依り或事項を檢査せしむる爲、臨時に選任せらるる檢査役の如し。㊁［株式合資會社］株式會社の檢査を準用す。㊂保險業法上の檢査。保險會社は普通の營利會社と異り長期に亙り多大の負擔を多數の人に對して負ひ、個人經濟及國家經濟上に利害關係を及ぼすこと大なるが故に、其事業の確實を期せん爲め、保險事業の經營を株式會社及［相互會社］に限定し常に監督官廳に業務の全般に亙りて檢査の職權を與ふ。主務官廳は何時にても保險會社をして其事業の報告を爲さしめ又は會社の業務及會社財産の狀況を檢査することを得、檢査に依り其事業の繼續を困難也と認むるときは財産の供託若くは事業の停止を命じ、又は期限を定めて業務執行の方法若くは計算の基礎の變更を命じ、其他保險契約者被保險者又は保險金額を受取るべき者の權利を保護するに必要なる命令を爲すことを得。又保險會社の淸算は主務官廳の監督に屬するを以て、主務官廳は淸算事務及會社財産の狀況を檢査し財産の供託を命じ其他監督上必要なる命令を爲すことを得、此檢査を妨げたる取締役、監査役、又は淸算人は十圓以上千圓以下の過料に處せらる。檢査を別ちて次の二となす。①定期檢査。每年若くは隔年每に保險會社の事業年度終了し決算總會の終了したる場合に事業の全般に亙りて爲す檢査を云。②臨時檢査。會社又は株主（社員）等の申請に依り或は主務官廳の發意に依り時期に關係なく爲す檢査を云。㊃會計檢査院の檢査。［會計檢査］［會計檢査院］㊄司法上の檢査。［法醫學的檢査］［檢屍］㊅行政上の檢査。行政上警察の目的の爲め（助長行政）の爲め又は［財政］の目的の爲め種々の檢査に關する法律及命令あり。次に其重なるものを列擧すれば傳染病研究所檢査規定、生絲檢査規程、花莚檢査規則、畜牛檢査規則、屠畜檢査心得、種牡馬檢査法、種牡牛檢査法、藥品の封緘並藥品飲食物の檢査營業者取締の件、出納官吏檢査規程、徵兵身體檢査に關するもの、航空機檢査規則等。（[illegible]）

減殺（げんさい） Reduzierung(獨) reduction(英) réduction(佛) riduzione(伊) ㊀意義。遺留分權利者が［遺留分］の保全に必要なる限度に於て、遺贈又は贈與の效力を失はしむる權利を云ふ。㊁減殺權。此減殺權は遺留分權利者に屬する一身に專屬する權利にして其承繼人も之を行使することを得。此權は一年の短期時效にかかる。㊂減殺の順序。㋑贈與は遺贈を減殺したる後に非ざれば之を減殺することを得ず。㋺數個の遺贈あるときは其目的の價格の割合に應じて之を減殺す。但し遺言者が其遺言に別段の意思を表示したるときは其意思に從ふ。㋩遺贈の全部を減殺して不足なるときは贈與を減殺す、贈與數個あるときは後のものより始め順次前のものに及ぼす、同時に爲したる數個の贈與は其目的の價格に應じ減殺す。㊃減殺の效力。遺贈又は贈與を將來に向つて其效力を失はしめ、受遺者又は受贈者をして遺贈又は贈與の目的の全部又は一部を遺留分權利者に返還せしめ、遺留分權利者をして其目的を自己に保有せしむるに止まるものとす。故に減殺權は取消權なりと雖、其效力は普通の取消の效力と同一にあらざるを注意すべし。（民一一三二—一一四五、九六、九七條）［遺留分回復の訴］

減債基金（げんさいききん） Schuldentilgungsfond(獨) sinking fund; amortization fund(英) fonds d'amortissement(佛) 國債整理基金を指すものにして國債整理基金特別會計法により國債の償還發行に關する費途に使用する基金を云。其歲入歲出は一般會計と區分し特別會計を設置するものにして、其基金に充つべき資金は每年度一般會計より其基金を特別會計に組入るるものとす。其一般會計より組入るべき資金中、明治三十七八年戰役に關する經費支辨の爲めに發行したる國債及其借換の爲に發行したる國債に關する部分は年額一億一千萬圓を下す事を得ざるものとす。國債整理基金の運用より生ずる損益は本特別會計の所屬として整理する、基金は每年度に使用せざるものは翌年度へ繰越すべく、又政府は每年國債整理基金特別會計の歲入歲出豫算を調製し總豫算と共に之を帝國議會

（後頁。減殺——減債基金）

（前頁。權限——檢査）

に提出すべきものとす。（明三九年法六五[illegible]）

減殺權 〔遺殺〕

現在所 人又は物が現に存在する場所を指して其人又は物の現在所と稱す。現在所は法律關係を定むるに必要にして物の現在所は何等疑義を挾むの餘地なきも人の現在所に付きては其人の意思を必要とするや否やの異論なきにあらず、然りと雖〔住所〕及〔居所〕と異り其人の意思に反し、國家の強制力によりて抑留さるゝ場合も亦其人の現在する所を現在所と稱するが故に、意思を必要なしとするは通說となれり。（民訴一五）

現在地 〔現在所〕

現在條件 〔假裝條件〕

檢査記錄 Untersuchungsprotokoll（獨）〔法醫學的立證〕

檢索の利益 〔保證債務〕

檢査成績書 會計檢査院より毎年度天皇に上奏する會計檢査の成績書にして、其成績書に就いて法律又は行政上の改正を必要とすべき事項あるときは併せて意見を上奏することを得。（明三二年五月法第一五號）

檢察官 〔檢視〕

檢査報告 〔決算檢査報告〕と同じ。〔決算〕

檢査判決 Prüfungsurteil（獨） inquiry and judgement（英） verification et jugement（佛） 【一】意義。檢査判決とは會計檢査院が出納官吏に對して計算書及證憑書類の檢査を經、其保管出納に關する官金に付きて爲す判決を云ふ。【二】檢査。會計檢査院は出納官吏に計算書及證憑書類の提出を命ず、其提出を怠り又は樣式を守らざるときは會計檢査院は本屬長官に移牒して懲戒處分を要求することを得。【三】判決。會計檢査院は以上の檢査を爲し正當也と判決したるときは該官に對し認可狀を付し其責任を解除す、若し必要なる場合は之を推問し辯明又は正誤を爲さしめ、猶正當ならずと判決したるときは本屬長官に移牒して處分を爲さしむ（處分要求書を發す）、然れども出納官吏の負擔すべき缺損金の辨償を終へたるときは本屬長官を經由して認可狀を發すべき也。又會計檢査院は國の代表者に於て出納官吏に對する〔公訴附帶の私訴〕を提起したる事項に關しては之に對する通常又は特別裁判所の判決執行の結果に依り其檢査判決を行ふ。【四】判決の效力。會計檢査院の判決に據り辨償の責を負ふ者は、天皇の恩赦に由るの外本屬長官之を減免することを得ず、此效力の絕對的なること司法裁判と同じ。【五】再審。❶會計檢査院は認可狀を付するの後と雖其付したる日より五箇年以內に於ては出納官吏より之を請求するか、又は計算書の誤脫遺漏二重記載あることを發見したるときは再審を爲すことを得、但詐僞の證憑を發見したるときは五箇年後と雖再審を爲すことを得。會計檢査院は出納官吏に對し再審を行ふ場合に於ては前に該件の檢査を擔當せざりし他の部（會計檢査院には第一部第二部、第三部を設く）に移して審査せしむべき也。❷出納官吏は會計檢査院再審の判決に對して再び審判を請求することを得ず。（明三二年五月法第一九號、明三三年一二月勅第四五七號）〔會計檢査院〕〔出納官吏〕〔判決〕

檢査役 〔檢査〕〔株式會社〕

檢査役選任請求權 〔檢査〕

縣參事會 council of prefecture（英） conseil de préfecture（佛）〔縣行政〕〔府縣法〕

檢視 Leichenschau; Totenschau（獨） inquest; autopsy（英） autopsie（佛） autopsia（伊） 【一】意義。檢死と云ひ或は檢屍と云ふも同義にして變死又は變死の疑ある場合に於て所轄裁判所の檢事又は司法警察官吏が其死體を檢査をなす義也。變死者の死屍を埋葬又は火葬せんと欲するものは立會醫師の檢案書に檢視官の檢印を受け町村長の認可證を乞ふ可し、此認可證を得るに非ざれば埋葬又は火葬を爲すを得ず。檢視（死）調書とは檢視したる事項を錄取したる記錄を云ふ。此場合に於ける當該官吏を檢察官と稱し、檢察の結果何等かの犯罪あるを發見したる時に始めて〔檢證〕を爲すべきものとす、變死とは其死亡が老衰又は疾病に因りたるに非ず犯罪に基くにあらずやとの疑ある場合、又變死の疑とは死亡の原因が老衰又は疾病か或は犯罪か分明ならざる場合也。（明一七年十月[illegible]、明一七年一一月[illegible]、明一〇年一二月[illegible]、明一三年[illegible]） 【二】書式。

變死者檢視調書

何年何月何日何時何分警査何某（又は何所何某）ハ何所ニ於テ男（又は女）ノ變死體アルヲ發見シタル旨報告（屆出）シタルニ依リ所轄檢事ノ指揮ヲ受ケ本職ハ其現場ニ出張シ檢視ヲ爲スコト左ノ如シ

一現場ノ位置 何々

二現場ノ狀況 何々

三死體ノ狀況 何々

四死者ノ原籍住居氏名年齡體格容貌特徵其他

五右ノ狀況ニ依リテ之ヲ觀ルニ云々（檢視官ノ認定意見）

右檢視ハ本日何時ニ始メ何時ニ終ル

某警察署勤務司法警察官

年 月 日 警部 何 某 ㊞

檢死 〔檢視〕

檢屍 〔檢視〕

元史 二一〇卷 〔宋濂〕

檢事 Staatsanwalt（獨） (public)prosecutor（英） procureur(public)（佛） procuratore（伊） 【一】概念及沿革。刑罰權は國家の有する所なるを以て刑事事件に付ては國家を代表する機關を要す、檢事は此目的の爲裁判所構成法第六條に依り設けられたる官吏也。檢事は佛蘭西王國の王政時代に始めて特定の犯人を搜査する爲め臨時に任命せられ、國權の強大と共に檢事の勢力漸次增大し、ルイ十四世の時には遂に裁判官を凌ぐに至れり、佛蘭西大革命後はその弊害を認め之を廢止したりしが、現行法制定の時に再び檢事制度を復活せしめ各國其制に倣ひ檢事制度を有せざる國は殆ど無きに至れり。【二】職務權限。檢事は裁判所に對し獨立して其事務を行ふと同時に他方に於ては如何なる方法を以てするも判事の裁判事務に干渉し又は裁判事務を取扱ふ事を得ず。❶原則。裁判所構成法六條及一四二條の規定する處にして(1)刑事事件に付ては公訴を提起し、之に必要なる手續を爲し、法律の正當なる適用を請求し及判決の適當に執行せらるゝやを監守す。(2)民事事件に付ては必要也と認むるときは通知を求め其意見を述ぶる事を得。(3)裁判所に屬し若くは之に關る司法及行政事件に付ては公益の代表者として法律上其職權に屬する監督事務を行ふ。(4)司法官廳に對して提起されたる民事訴訟に付ては、受訴裁判所の檢事局檢事が被告官廳を代表して其訴訟の當事者と爲る。❷其原則の適用。(1)訴訟當事者としての職務權限。(イ)公訴の準備。(ロ)公訴の提起。(ハ)公訴の實行。(ニ)犯罪搜査。(2)法律の正當なる適用を請求する職務權限。(イ)證據の蒐集（但し被告に利益なる證據也とも）(ロ)事實及法律の適用に關する意見の陳述。(ハ)〔上訴〕。(ニ)〔再審〕の請求。(ホ)非常上告。(3)判決の執行者としての職務權限。(イ)判決其他檢事の執行に任ぜられたる裁判の執行及指揮監督。(ロ)〔勾引〕〔勾留〕の指揮（司法警察官の執行）。(4)民事訴訟上の職務權限。檢事は左の訴訟に付き意見を述ぶる爲め其口頭辯論に立會ふ可きものとす。(イ)公の法人に關する訴訟。(ロ)婚姻に關する訴訟。(ハ)夫婦間の財產に關する訴訟。(ニ)親子若しくは養親子の分限其他總て人の分限に關する訴訟。(ホ)〔無能力〕者に關する訴訟。(ヘ)養料に關する訴訟。(ト)失踪者及相續人曠缺の遺產に關する訴訟。(チ)證書の僞造若くは變造の訴訟。(リ)再審。(ヌ)通知を請求し意見を述ぶる事を得。(ル)自ら民事訴訟を提起し其他民事上の請求を爲すことを得。(ヲ)司法官廳民事被告となれる時は其官廳を代表す。(5)司法行政に關する職務。下級檢事を指揮監督し及法定の監督權を行ふ。❸刑事事件に關する束縛。公訴權の主體は國家にして檢事は之が機關たるに過ぎざるを以て左の束縛を受く。(1)豫め公訴權を拋棄することを得ず、一旦公訴を提起したるも之を取消すに付きては時期に付制限あり。(2)豫め上訴權を拋棄するを得ず。(3)被告人と私和するを得ず。【三】除斥及忌避。刑事事件に付ても民事事件に同じく判事には〔除斥〕〔忌避〕の規定ありと雖、檢事に付ては全く之無し、（裁判所書記及執達吏に關しては判事に關する規定の準用あり又は殆ど同一也。）裁判所構成法八三條及一四〇條の規定に依り、〔檢事總長〕〔檢事長〕〔檢事正〕は職權を以て又は申立に依り其事件を他の檢事に移すことを得るのみ。【四】身分の取得。檢事は官吏たるを以て任命に依りて其身分を取得す、檢事に命ぜらるゝには判事と同じく一定の資格を要す、左に檢事に任ぜらるゝに必要なる準備及資格を述ぶ。❶學識の檢定。〔高等試驗〕司法科の試驗に依る。❷經驗の檢定。高等試驗に合格したるものは試補として一年六月以上裁判所及〔檢事局〕に於て實務の修習を爲し且つ考試を經ることを要す、但實務の修習及考試に關する細則は司法大臣之を定む、❶及❷の檢定に合格したるものは檢事たる資格ありとせらる。❸職業に依る檢定。三年以上帝國大學敎授若くは辯護士たるものは❶及❷の試驗及考試を經ずして檢事に任ぜらるる資格を有す、朝鮮總督府檢事たるもの又同じ。❹素行の檢定（欠格）。檢事たるには左に揭げたる者に非ざる事を要す。(1)死刑、無期又は短期一年以上の懲役若くは禁錮に該る罪を犯したる者但國事犯を犯すも復權したるときを除く。(2)短期一年以下の懲役に該る罪を犯したる者。(3)破產者。【五】身分。檢事は親任勅任又は奏任とす（官等俸給及退職に關する規定は勅令の定むる所に依り、退職したるときは恩給法に依り恩給を受く）。又檢事は刑法の宣告又は懲戒の處分に由るに非ざれば其意に反して免職せらるゝことなし。（明二三年二月法律六[illegible]）〔檢事局〕〔佛蘭西法—司法制度〕

檢事局 Staatsanwaltschaft（獨） (public) prosecutor's office（英） office procurateur（佛） ufficio procuratore（伊） 【一】概念。檢事局は所屬檢事の職務を行ふべき事務を分配指揮命令し、及所屬檢事の身分を監督する司法上の行政官廳也。然れども其職務は司法に關し純然たる行政事務とは之を區別せざるべからず。【二】階級。檢事局に次の四階級あり、裁判所構成法第六條に「各裁判所に檢事局を設置す」とあるが故に❶區裁判所檢事局、❷地方裁判所檢事局、❸控訴院檢事局、❹大審院檢事局。【三】檢事の員數。裁判所構成法第七條に依れば「檢事局に相當なる員數の檢事を置く」とあり、各檢事局の檢事の員數は一定せるものに非ず、同級の檢事局と雖其數相等しからざるものとす。區裁判所の檢事局には檢事一名を置くもの多く、或は檢事を置かざる場合あり、此場合には裁判所構成法第十八條に依り其地の警察官、憲兵將校、下士、又は林務官が檢事の事務を行ふか司法大臣の命に依り區裁判所判事試補又は郡市町村の長をして檢事を代理せしむるの外なかるべし。地方裁判所檢事局には二三名の檢事を置くを常とす、控訴院及大審院檢事局には更に多數の檢事を置く。【四】管轄。檢事局の管轄區域は其附置せられたる裁判所の〔管轄〕區域に同じ。【五】司法行政。❶區裁判所檢事局。長官なし、區裁判所檢事局の檢事の事務は其地の警察官、憲兵將校、下士又は林務官之を取扱ふ事を得、司法大臣は通常なる場合には區裁判所判事試補又は郡市町村の長をして檢事を代理せしむる事を得。❷地方裁判所檢事局。長官を檢事正とす、檢事正は檢事局の事務取扱を分配指揮及監督す、但檢事局其他の檢事は事務取扱に付何等の事件に拘らず、特別の許可を受けずして檢事正を代理するの權を有す、檢事正は其局の附置せられたる地方裁判所管轄區內の檢事局を監督す。❸控訴院檢事局。長官を檢事長（司法大臣の上奏に因り

勅任檢事の中より之を補す）とす、檢事長の事務の分配指揮及監督の權並に其他の檢事の代理權は地方裁判所檢事局の場合と同じ。但檢事長は其局の附置せられたる控訴院管轄區内の檢事局を監督す。㊁大審院檢事局。長官を檢事總長（親任檢事を以て之を親補す）とす。檢事總長の事務の分配、指揮及監督の權並に其他の檢事の代理權は地方裁判所檢事局の場合と同じく、唯檢事總長は下級檢事局の總てを監督す。㋭檢事總長檢事正は其各管轄區內の裁判所の檢事の職務の範圍内にある事務を自ら取扱ふの權を有し、又其管轄區內に於て或檢事の取扱ふべき事務を他の檢事に移すの權を有す。（裁判所構成法八六、七、一八、三三、四二、五六、一三五條）〔檢事〕

原始權（げんしけん） 〔原權〕と同じ。〔救濟權〕

檢事正（けんじせい） chief (public) prosecutor of a local court(英) 〔檢事局〕〔檢事〕

檢事總長（けんじそうちやう） Generalstaatsanwalt(獨) (public) procurator general; attorney-general (英) procureur-général(佛) 〔檢事局〕〔亞米利加合衆國法〕〔トーレン式〕〔英吉利法〕

現實主義（げんじつしゆぎ） 〔不法行爲〕

檢事代理（けんじだいり） Vertretung des Staatsanwalt(獨) acting prosecutor(英) ㊀繼續的代理。裁判所構成法第十八條の場合にて區裁判所に限る。㊁一時的代理。檢事總長、檢事長、檢事正に對する他の檢事の代理の場合也。㊂豫備檢事の代理。〔檢事局〕〔豫備檢事〕

檢事長（けんじちやう） Oberstaatsanwalt(獨) assistant attorney general(英) procureur impérial en chef(佛) 〔檢事局〕〔亞米利加合衆國法〕

現實法（げんじつぱふ） positives Recht(獨) positive law(英) droit positif(佛) diritto positivo(伊) lex humana(羅) 〔人定法〕

現實法學（げんじつぱふがく） positive Rechtswissenschaft; Wissenschaft des geltenden Rechts(獨) science of positive law(英) 〔現實法〕即ち人定法を研究の對象とする法學也。〔自然法〕〔法學〕

原始的取得（げんしてきしゆとく） ursprünglicher Erwerb; originärer Erwerb; selbständiger Erwerb(獨) original acquisition(英) acquisition primitive; acquisition originaire(佛) acquisto originario(伊) ㊀意義。繼受(的)取得或は承繼取得に對するの語也。原始取得とは既に存在せる他人の權利(〔原權〕)に基づくことなくして爲されたる取得を云、然りと雖權利者の側より見たる權利の取得は權利其物の方面より觀察すれば、權利の發生なるを以て原始(約)取得の問題は權利の絕對的發生の問題と全然同一也。主體無き權利は絕對に存在し得ざる所なれば權利の原始(的)取得は絕對的發生と云も、單に既存の權利（原權）の繼續又は部分としてに非ずして獨立の權利の取得又は發生を云に過ぎず。㊁例。㋑〔先占〕による〔無主物〕の取得。㋺〔遺失物拾得〕、㋩〔果實〕の取得。㋥〔附合〕又は〔加工〕に依る權利の取得。㋭取得時效に依る取得。㋬民法一九二條の場合の取得。㋣〔占有權〕の取得（或は發生）に付ては占有は事實也との前提の下に、其承繼を認めず總て原始的取得也と爲す學者あり、勿論原則としては原始的取得なるも民法一八三條及一八四條による代理人に依る占有權の承繼、一八二條の占有權の讓渡及一八七條等を基礎とし占有權の承繼取得をも幷せ認むる學者多し。（民二三九、二四〇、二四二、二四六、一六二、一六三條）

檢事の意見を聽かざる訴訟救助（けんじのいけんをきかざるそしようきうじよ） 民訴法は裁判所が「訴訟上救助ノ付與並ニ辯護士附添ノ命令ニ付テノ申請、訴訟上救助ノ取消及ヒ數額追拂の義務」に付き決定を爲すには檢事の意見を聽くを要求す。若し聽かずして決定せし場合其決定の效力如何。判例は「裁判所カ檢事ノ意見ヲ聽カスシテ訴訟上救助ノ付與ニ關スル申請ニ付キ決定ヲ爲スハ不當ナリト雖モ之ヲ以テ其決定ヲ取消スノ理由ト爲スニ足ラス」となす。（明三六年九月一日大審判、民訴一〇一條）

檢事の立會ふべき民事訴訟（けんじのたちあふべきみんじそしよう） （民訴四二條）〔檢事〕

檢事の公訴事實の陳述（けんじのこうそじじつのちんじゆつ） 「檢事カ公判廷ニ於テ爲スヘキ公訴事實ノ陳述ハ必シモ起訴狀若ハ豫審終結決定書ニ基キテ之ヲ爲スコトヲ要セス」（正一二年一月二三日大審判決、刑訴三二八・三〇八條）

縣社（けんしや） prefectural shrine(英) 〔神社〕の中にて府縣知事の管轄に屬するものを縣社と云。縣社の神職としては、社司一人、社掌若干人を置く、社費の負擔は、社司及氏子總代の議定に依りて之を定む。社司は、社掌を指揮して神明に奉仕し、祭祀を掌り、庶務を管理す。社司及社掌は判任官の待遇を受く、社司社掌試驗に合格したるものに非ざれば社司又は社掌たるを得ず、社司及社掌の試驗科目は祭式、倫理、國文（作文は祝詞體、公文體）國史、法制（現行神社法令）及算術とす。（明三五年二月內令第四號、明四年太告、明二七年二月勅第二二號）〔神社〕

原狀回復（げんじやうくわいふく） Wiederherstellung des früheren Rechtszustandes(獨) restitution in integrum; recovery of the original state(英) restitution en entier(佛) restituzione in integrum(伊) restitutio in integrum(羅) ㊀民法上の原狀回復。㋑意義。或行爲により事物の狀態に變狀を受けたる場合に、法定の事由に基づきて行爲後の狀態を其行爲前の狀態に復せしむる事を云。㋺法定事由。[1]取消。「取消シタル行爲ハ初ヨリ無效ナリシモノト看做」さる。此〔取消〕の遡及效は所謂〔物權〕的にして當事者間に於ても第三者に對しても當然に原狀回復の結果を生じ、原狀回復の債務を生ずるに止るものに非ざるが故に取消人は所有權等の物權に基き其返還を請求すべく、不當利得を理由として返還請求を爲す可きに非ず。[2]解除。契約の〔解除〕ありたるときは「各當事者ハ其相手方ヲ原狀ニ復セシムル義務ヲ負フ」もの也。即ち此場合は當然原狀回復を生ずるものに非ずして單に原狀回復義務を生ずるに過ぎず。故に其性質は不當利得返還義務と異る處なし。㊁民事訴訟法上の原狀回復。㋑意義。〔不變期間〕の〔懈怠〕の結果を除去する方法也。不變期間は公益上の理由に基き法律が之を一定し絕對に其伸縮を許さずと雖、この原則を固守するに於ては頗る酷に失する場合あるを以て其救濟方法として原狀回復を認めたる也。即ち「天災其他避ク可カラサル事變ノ爲ニ不變期間ヲ遵守スルコトヲ得」ざりし場合の外「過失ニ非スシテ〔闕席判決〕ノ送達ヲ知ラサリシ」爲め故障期間を懈怠したる場合に於ても亦之を許すべきものとす。㋺申立期間。障碍の止みたる日より起算して十四日の期間內に之を爲すことを要し、此期間は當事者の合意に依り伸縮することを得ず。㋩申立方式。[1]申立書の記載事項。Ⓐ原狀回復の原因たる事實Ⓑ原狀回復の疏明方法Ⓒ懈怠したる訴訟行爲の追完。[2]申立書を差出すべき裁判所。Ⓐ故障期間の懈怠に因る原狀回復の申立書は闕席判決を爲したる裁判所。Ⓑ控訴期間の懈怠に因る原狀回復の申立書は控訴の申立を爲す可き裁判所。Ⓒ上告期間の懈怠に因る原狀回復の申立書は大審院。Ⓓ卽時抗告期間の懈怠に因る原狀回復の申立書は原裁判を爲したる裁判所又は抗告裁判所。Ⓔ再審の訴提起期間の懈怠に因る原狀回復の申立書は、一確定終局判決の場合は其判決を爲したる裁判所。二同一事件に就き一部は下級、一部は上級裁判所にて爲されたる判決の場合は上級裁判所。三督促手續に依る區裁判所の執行命令の場合は其請求の管轄（區・地方）裁判所。Ⓕ除權判決不服申立期間の懈怠に因る原狀回復の申立書は催告裁判所の所在地を管轄する地方裁判所。Ⓖ仲裁判斷取消の訴訟提起期間の懈怠に因る原狀回復の申立書は仲裁契約に指定せる裁判所、又指定なきときは其請求を裁判上主張する場合に於ける管轄裁判所に之を差出す可きもの也。㋥訴訟手續。[1]原狀回復の許否に關する訴訟手續と追完したる訴訟行爲に付ての訴訟手續とは之を併合して審判すべきものとす、然りと雖懈怠したる訴訟行爲の追完は原狀回復の許可を條件とするものなれば「裁判所ハ先ヅ申立ニ付テノ辯論及ヒ裁判ノミニ其訴訟手續ヲ制限スルコトヲ得。」[2]「原狀回復申立ノ許否ニ關スル裁判及ヒ其裁判ニ對スル不服ノ申立ニ付テハ追完スル訴訟行爲ニ於テ行ハルヘキ規定ヲ適用ス」可く、從て其裁判は必ず當事者の〔口頭辯論〕を經たる上判決を以て其許否を言渡さざるべからず。[3]當事者が口頭辯論期日を懈怠したる時は裁判所は申立に因り〔闕席判決〕を爲さざる可からず。此闕席判決に對しては「申立ヲ爲シタル原告若クハ被告ハ故障ヲ爲スコトヲ得ス」[4]原狀回復の申立に關する費用は申立人の負擔とす、「但相手方ノ不當ナル異議ニ因リ生シタルモノハ此限ニ在ラス」。（民一二一・五四五條、民訴一七四—一七七・二五六・四〇一・四三八・四七二・四七四・七七四・七七五・八〇四・八〇九條、訴訟印紙法九條）

印紙

原狀回復及ヒ控訴ノ申立

住所族稱職業
申立人　何　某

住所族稱職業
被申立人　何　某

原狀回復ノ申立

一東京地方裁判所大正何年(ワ)第何號何々請求事件ニ付キ同年何月何日申立人敗訴ノ判決ヲ受ケ同月何日該判決正本ノ送達アリタル處何々ノ事情ニ因リ不變期間內ニ控訴ヲ申立ツルコト能ハサリシヲ以テ茲ニ民事訴訟法第百七十四條以下ノ規定ニ依リ原狀回復ノ申立ヲ爲シ其許可ノ裁判ヲ仰カントスル次第ニ有之候

一原狀回復ノ疏明方法　何々

控訴ノ申立

前記ノ判決ハ全部不服ニ付キ茲ニ控訴ヲ申立テ原判決ヲ廢棄シ被申立人ノ請求全部ヲ棄却ストノ判決相成度候也

年　月　日

申立人　何　某㊞

東京控訴院長　何　某殿

原狀回復の訴（げんじやうくわいふくのうつたへ） Klage der Wiedereinsetzung in den vorigen Stand(獨) pursuit of the recovery of original state(英) procès de recouvrir l'état original(佛) ㊀意義。確定判決の憑據と爲りたる訴訟資料の不法なることを理由として其廢棄を求むる訴を云。〔再審の訴〕の一種にして之に因り再審手續を開始する也。㊁訴の原因。原狀回復の訴に因りて再審を求むるは確定判決の訴訟資料に左の瑕瑾の存することを原因とする場合に限る。㋑刑法に揭げたる職務上の義務に違背したる罪を訴訟に關して犯したる判事か裁判に參與したりしとき。㋺原告若くは被告の〔法律上代理人〕若くは〔訴訟代理人〕又は相手方若くは其法律上代理人若くは訴訟代理人が罰せらるべき行爲を訴訟に關して爲したりしとき。㋩判決の憑據と爲りたる證書が僞造又は變造なりしとき。㋥〔證人〕若くは〔鑑定人〕が供述に因り又は〔通事〕か判決の憑據と爲りたる通譯に因り僞證の罪を犯したりしとき。㋭判決の憑據と爲りたる刑事上の判決か他の確定と爲りたる刑事上の判決を以て廢棄若くは破毀せられたりしとき。㋬原告若くは被告が同一事件に付ての判決にして前に確定と爲りたるものを發見し其判決が不服を申立てられたる判決と牴觸するとき。㋣相手方又は第三者の所爲に依り以前に提出することを得ざりし證書にして原告若くは被告の利益と爲るべき裁判を爲すに至らしむべきものを發見したるとき。以上の中㋑乃至㋥の場合に於ては「罰セラル可キ行爲ニ付テ判決カ確定ト爲リタルトキ又ハ證據欠缺外ナル理由ヲ以テ刑事訴訟手續ノ開始若クハ實行ヲ爲シ得サルトキニ限リ再審ヲ求ムルコトヲ得」べく、又「原狀回復ノ訴ハ原告若クハ被告カ自己ノ過失ニ非スシテ前訴訟手續ニ於テ殊ニ故障又ハ控訴若クハ附帶控訴ニ依リ原狀回復ノ理由ヲ主張スルコト能ハサリシトキニ限リ之ヲ爲スコトヲ得」る也。又不服を申立てられたる判決前に同一の裁判所又は下級の裁判所に於て爲したる裁判に關する不服の理由は再審の訴と

共に之を主張することを得べし。〔再審の訴〕(民訴四六九條—四七一條)

懸賞廣告(けんしやうくわうこく) advertisement offering a reward(英)。㊀意義。懸賞廣告とは特定の行爲を爲したる者は一定の報酬を與ふ可き意志を〔廣告〕の方法に依りて表示する行爲也。㊁法律上の性質。㋑單獨行爲説。廣告者の一方的〔意志表示〕に依りて債務の成立するを主張する説也。㋺契約説。廣告を契約の申込として認め指定行爲を承諾となし指定行爲の完了に依りて債權發生の原因たる法律要件成立するものとなす説也。然れども我民法は債權成立の獨立の原因として懸賞廣告を認むるに非ずして、契約成立の一方法として契約成立の款に規定するが故に解釋論としては契約と爲すを通説とす。而して懸賞廣告の包含する申込は指定行爲を完了することに依りてのみ承諾することを得るを以て諾成契約(要物契約)の〔申込〕也と爲すことを適當とし、又片務有償なる一種特別なる契約の申込にして申込方法は廣告に限られたるが故に要式行爲也。㊂承諾の方法。民法第五二九條に依り懸賞廣告に對する承諾の方法は其指定行爲の完了に因りて爲すことを要す、然れども指定行爲の完了と云へる客觀的事實は當然契約を成立せしむるものに非ずして、その行爲が承諾行爲たる性質上行爲者が其指定行爲完了の時に當りて廣告の存するを知り、且報酬請求權を取得するの意志を以て之を爲すことを要す。㊃懸賞廣告の取消。懸賞廣告の取消は〔無能力〕又は〔意志表示〕の瑕疵を理由とする取消と其性質を異にす寧ろ撤回の語を以て之に換ふ可きもの也。其撤回を認むる時は指定行爲に着手したる者に於て損害を蒙る虞あれど撤回を禁ずるは廣告者に對して酷に失するが故に、民法は第五三〇條に依り懸賞廣告に付ては撤回する事を得るを以て原則とせり。但懸賞廣告の撤回は左の要件を具備する事を要す、㋑撤回者と廣告とは同一人たるを要す。㋺未だ指定行爲の完了者無きを要す。㋩撤回は前の廣告と同一の方法に依ることを要す、此要件は絶對的要件に非ず、前と同一方法に依る能はざる場合に絶對に撤回を禁ずるは過酷なれば此場合に限り同一方法に依らざるも撤回を爲し得るものとなす、但其撤回は單に知りたる者に對してのみ效力を有す。㋥廣告者が撤回權を拋棄せざることを要す。廣告中又は其以後に於て撤回を爲さざる旨の意志を表示したるときは撤回を許さず、又第五三〇條三項に依り廣告者が指定行爲を爲すべき期間を定めたる時は、撤回權の拋棄と〔推定〕す。㊄效力。㋑懸賞廣告に於て指定行爲を完了したるものあるときは懸賞契約成立し、行爲者は報酬請求權を取得す。㋺指定行爲完了者數人ある場合には何人が報酬請求權を取得すべきかの問題あり。(イ)廣告に特別の定ある時は之に從ふ、(ロ)廣告に特別の定を爲さざりし時は、左の方法に依り報酬請求權者を定む、一數人が時を異にして指定行爲を爲したる時は最初に其行爲を爲したるもののみ報酬を受くる權利を有す、二數人が同時に指定行爲を爲したる場合に於ては各平等の割合を以て報酬を受くる權利を有す、但報酬が其性質上分割に不便なる時又は廣告に於て一人のみ之を受くべきものとしたるときは抽籤を以て報酬請求權者を定む、三數人が協力して指定行爲を爲したる場合に、若し懸賞廣告が單獨の行爲のみを目的とし協力を許さざるときは全く孰れも報酬請求權を受得せざるも、然らざる場合に、二の場合と同樣に取扱ふ可しとの議論あるも、此場合は協力者全體と廣告者間に懸賞契約成立し內容の可分不可分に應じて可分又は不可分なる多數主體の債權關係を生ずべし。㊅優等懸賞廣告。指定行爲の完了者數人ある場合には其優等なる者のみ報酬を受くべき旨の特殊の懸賞廣告也。㋑性質。普通の懸賞廣告の如く指定行爲の完了者あらば直に懸賞契約の成立を見るに非ず、優等者也との判定を待ちて契約成立なすものなれば該廣告は一見契約の誘引の如くなるも判定は意志表示に非ずして事實上の決定に過ぎざれば、等しく此廣告を以て契約の申込也となすべき也。㋺普通懸賞廣告との差異。[1]優等者にのみ報酬を與ふること、優等とは比較的優等を指さすが故に優等者無しとの判定を爲すことを得ず、但廣告に別段の定ある時は此限に非ず、又優等懸賞廣告に指定を爲す行爲は應募者中に優劣の差異を認め得べき行爲なるを要す。[2]應募の期間を定むることを要す、期間が無制限なる時優劣の判定は不可能なれば也。從つて原則として優等懸賞廣告には撤回を許さず。㋩判定。[1]判定者。應募者中何人が優等なるかは廣告中に定めたる者之を判定す、若し廣告中に判定者を定めざるときは廣告者判定者となる。[2]判定の方法。判定者には單獨の意志表示を以て之を爲す。判定は判定者自身の決定に依るべきも補助者を用ゆることを妨げず、判定者數名ある時は全員の意見の一致を必要とす、而して不一致の場合は多數決に依る外なかるべし。[3]判定の效力。判定に依り懸賞契約成立し、判定せられたる者は廣告者に對して報酬請求權を取得す。㊆懸賞廣告の消滅。懸賞廣告は左の原因に因りて終了す。㋑取消(撤回)。㋺指定せられたる行爲の完了。㋩指定したる期間が指定行爲を爲す者無くして經過したること。㋥廣告者の廣告中に表示せる消滅原因の發生例せば一般には指定行爲完了者の死亡は懸賞廣告の消滅を來さず相續人に依り報酬請求權を相續し又行使し得可きは當然也と雖、豫め其不可能なることを廣告中に表示したる場合は懸賞廣告の消滅となる。㋭廣告者の死亡或は能力喪失に付きても同樣也。㋬廣告に指定せられし行爲の絶對的不能。(民法五二九—五三二條)

(後頁。檢證…民事訴訟法上ノ檢證)

檢證(けんしよう) Augenschein(獨) authentication(英) constatation(佛) constatazione(伊) ㊀意義。檢證とは〔裁判所〕又は其他の權限ある者が刑事訴訟法及民事訴訟法に定められたる方式に從ひ或物の外形(存在又は狀態)を認識する證據調を云。從つて其方法は感覺の作用に依る、此點に於て書證と異る、〔書證〕は一定の文書の內容を思考の作用によりて認識する者なれば也、故に文書に對する證據調と雖、其存在又は狀態を明かにするを目的とするときは檢證也と解すべき也。㊁目的物。檢證は五官の作用を以て爲すものなれば苟も此方法に依りたる證據調たらんには其目的物は人又は物たると、動產又は不動產たると、或は有體物又は無體物たると何等區別するところ無し。㊂刑事訴訟法上の檢證。㋑檢證を爲す者。檢證は裁判所が事實發見の爲必要ありと認むる時此を爲す權利を有するを以て原則とし、事件の繫屬する裁判所又は〔豫審判事〕なるも必要ある場合に之を他の裁判所に囑託し又は之を其部員に命ずることあり、現行犯の場合には〔檢事〕及〔司法警察官吏〕も亦檢證を爲すことを得。㋺方式。檢證は公判廷に於て之を爲すことあり、又公判廷以外にて爲すことあり後の場合には特に臨檢の名を以て呼ばる。臨檢に依る檢證は〔搜索〕に依る押收と同樣に種々の錯綜せる關係を生ずるを以て押收搜索に關する規定は檢證にも準用せらるる場合多し。檢證は其目的物に對して權利を有する者の權利を排して行はれ、押收及搜索と共に一種の强制處分たるを原則とす、故に〔搜査〕上の任意臨檢は之と區別して〔見分〕と稱することあり。[1]公判廷に於ける檢證の方式。裁判長は各個の證據に付き取調を終たる後、證據物を被告人に示し意見ありや否やを問ふて之を爲す。別に檢證調書を作る必要なく、其始末は公判調書に記載せらる。[2]公判廷外に於ける檢證の方式。裁判所書記の立會を必要とす、裁判所書記は調書を作成することを要す、此調書を檢證調書と云。卽ち取調を爲したる年月日及場所を記載し、其取調を爲したる者裁判所書記と共に署名捺印す、但し公判期日外に於て裁判所取調を爲したるときは裁判長裁判所書記と共に署名捺印するを以て足る。㊃民事訴訟法上の檢證。民事訴訟法上の檢證は當事者の申立に因り又は職權を以て之を命ず、公判外の檢證は刑事訴訟法と同じく臨檢の語を用ゆ。㋑檢證を爲す者。受訴裁判所に於て之を爲すを通例とす、但法律に定められたる場合に限り受訴裁判所の部員一名に之を命じ又は區裁判所に之を囑託することを得。㋺方式。檢證の申出は檢證物を表示し及證す可き事實を開示して之を爲す。而して此申出は口頭辯論に於て口頭を以て爲すべきこと他の〔證據〕の申出と同一也、又此申出ありたるときは裁判所は檢證を爲すべきや否やを〔決定〕し、當事者が其申出と同時に檢證物を差出したるときは其口頭辯論に於て直に檢證を爲すを得べし、然らざる場合は新期日を定めて之を爲すことを要するが故に特に證據決定を言渡すことを必要とす、而して證據決定の趣旨は之を調書に摘示すれば足り必ずしも決定原本の作成を必要とせず。受訴裁判所は檢證を爲すに際し鑑定人の立會を命ずることを得。檢證を爲す際發見したる事項は調書に記載して之を明確ならしめ、又必要なる場合には調書の附錄として添附す可き圖面を作り、之を明確ならしむ、既に記錄に圖面の存するときは之を檢證物に對照し必要なる場合に於ては之を更正すべきものとす。(刑事訴訟法五七—五九、一七五—一八三條、民事訴訟法一二七、一三三、二七四、三五七—三五九條)〔檢證〕〔見分〕〔鑑定〕〔檢案〕〔搜查上の鑑定〕

檢證ノ申出

府(縣郡)市町(村字)番地族稱職業
原告 何 某

府(縣郡)市町(村字)番地族稱職業
被告 何 某

右當事者間ノ御廳何年(何)第何號何々(例へハ土地境界確認)請求事件ニ付キ原告(又ハ被告)ハ左ニ檢證ノ申立致候

檢證物ノ表示

府(縣郡)市町(村字)番地及何番地間ニ於ケル係爭ノ場所

證ス可キ事實ノ開示

本案係爭ニ係ル……事實卽係爭ノ理由……右ノ理由ナルニ依リ實地ニ付檢證相成度民事訴訟法第三百十七條ニ依リ此段申立候也

右

年 月 日　原告 何 某 ㊞

何地方裁判所長(各區裁判所判事)
何 某 殿

檢證調書

何年何月何日某所駐在巡查何某ハ某所何某方ニ於テ殺人事件發生シタル旨急報ニ接シタルニ依リ本職ハ司法警察吏巡查何某ヲ率ヰ其現場ニ臨ミ何某ヲ立會セシメ檢證ヲ爲スコト左ノ如シ

一 前記某所ハ某市ヲ距ル東北方約二里十丁某川北岸ニシテ某山ノ麓ニ在リ某村ノ一部落ニシテ戶數約百戶ヲ有シ某村村役場ヲ去ルコト約八丁ノ場所ナリ兇行ノ場所タル甲某方ハ同部落ノ西方ニ位シ稍々廣キ草野ヲ前ニ控ヘ後方ハ緩キ傾斜ヲ有スル山麓ニシテ宅地ハ東西三十間南北二十間ニシテ間口奥行何間ノ木造瓦葺南向ノ二階家ナリ其門口ハ東ニアリテ二本ノ門柱ナルノミニシテ何等ノ締リナク巾何間ノ通路ヲ直行スルコト約何間ニシテ玄關ニ達ス東ハ巾何間ノ村道ヲ隔テ、乙某ノ宅地ニ對シ西ハ丙ノ某ノ宅地ニ接シ高何尺ノ土手ニ檜ノ生垣アル境界ヨリ約何間ヲ隔テテ丙某ノ住宅在リ

二 甲某方ノ構造ハ別紙附屬圖面第一號第二號ニ示ス如ク階下ハ玄關ノ外何疊何疊何疊合計何室外炊事場及浴場アリ、階上ハ何疊何疊ノ何室ニシテ階上階下共ニ外廻リハ全部戶締完備シ總テノ設備比較的堅牢ナリ

三 玄關口ノ硝子戶ハ外部に眞鍮棒ノ格子アルモ外部ヨリ向ツテ左ノ硝子戶ノ下方部ノ眞鍮棒ノ差込ミタル部分ノ板ヲ鋭利ナル兇物ニテ切リ格子ヲ除キ去リ硝子ニハ强靭ナル日本紙ヲ糊ニテ貼リタル後之ヲ破壞シタルガ故ニ何等ノ音響ナク硝子戶ヲ破リテ內部

(前頁。懸賞廣告—檢證)

の外国人は、その国の法律又は条約の規定により、内国人と同一の権利を享有するときは、その国の法律又は条約の規定により、内国人と同一の権利を享有する。

元首（げんしゅ） Souverän（独） sovereign（仏） souverain（英） Sovrano（伊）

国家を代表する最高の地位にある者。元首たる資格の取得又は喪失に関しては、一般国際法に従うもの（世襲制又は選挙制）と、一国の憲法に従うもの（国民主権又は君主主権）とがある。元首は、国家を代表して外交関係を処理し、条約を締結し、使節を派遣し又は接受し、宣戦講和をなし、軍隊を統帥し、栄典を授与し、恩赦を行う等の権限を有するが、その具体的範囲は、国家の憲法の定めるところによる。元首は、国家の機関であるから、その行為は、国家の行為として国家に帰属する。元首は、国家の機関であるから、その行為は、国家の行為として国家に帰属する。元首は、国家の機関であるから、その行為は、国家の行為として国家に帰属する。

元帥（げんすい） Generalfeldmarschall（独） Grossadmiral（海軍） Oberbefehlshaber；Höchstcommandierende（陸軍） 最高指揮官（独） marshal；field marshal（陸軍） fleet admiral（海軍）（英） generalissime（仏） 元帥府（げんすいふ）の首班に「元帥」の称号を与えられた者。元帥府は、元帥の称号を与えられた者で組織する。元帥府は、元帥の称号を与えられた者で組織する。元帥府は、元帥の称号を与えられた者で組織する。

元帥府（げんすいふ） Board of Marshals and Fleet Admirals（英） 〔元帥〕

原審裁判所（げんしんさいばんしょ） commission dé parlement（仏） 〔帝国西法—地方裁判所〕

譴責（けんせき） Verweis（独） reprimand（英） réprimande（仏） riprensione（伊） 譴責は〔公法上〕公務員上の義務に違背した又は職務を怠りたる者に対する懲戒罰の一種。譴責は、将来を戒めるにとどまり、現在の地位を失わしめるものではない。譴責は、将来を戒めるにとどまり、現在の地位を失わしめるものではない。譴責は、将来を戒めるにとどまり、現在の地位を失わしめるものではない。

原籍（げんせき） Wohnort（独） original domicile（英） domicile（仏） domicilio originale（伊） 原籍は、本籍と同じく、戸籍法上の概念である。原籍は、本籍と同じく、戸籍法上の概念である。原籍は、本籍と同じく、戸籍法上の概念である。

元帥（げんすい） Generalfeldmarschall（独） Grossadmiral（海軍） Oberbefehlshaber；Höchstcommandierende（陸軍） marshal；field marshal（陸軍） fleet admiral（海軍）（英） generalissime（仏） 元帥府（げんすいふ）の首班に「元帥」の称号を与えられた者。元帥府は、元帥の称号を与えられた者で組織する。元帥府は、元帥の称号を与えられた者で組織する。元帥府は、元帥の称号を与えられた者で組織する。

元帥府（げんすいふ） Board of Marshals and Fleet Admirals（英） 〔元帥〕

原審裁判所（げんしんさいばんしょ） commission dé parlement（仏） 〔帝国西法—地方裁判所〕

譴責（けんせき） Verweis（独） reprimand（英） réprimande（仏） riprensione（伊） 譴責は〔公法上〕公務員上の義務に違背した又は職務を怠りたる者に対する懲戒罰の一種。譴責は、将来を戒めるにとどまり、現在の地位を失わしめるものではない。譴責は、将来を戒めるにとどまり、現在の地位を失わしめるものではない。譴責は、将来を戒めるにとどまり、現在の地位を失わしめるものではない。

原籍（げんせき） Wohnort（独） original domicile（英） domicile（仏） domicilio originale（伊） 原籍は、本籍と同じく、戸籍法上の概念である。原籍は、本籍と同じく、戸籍法上の概念である。原籍は、本籍と同じく、戸籍法上の概念である。

或る人某家より他の家に轉屬し、又は本籍地を轉ずる場合に於ては、前の戸籍を抹消し新戸籍の記載を爲すべきもの也、此前の戸籍を原籍と云ひ原籍ある場所を原籍地と云。〔戸籍法〕

建設利息(けんせつりそく) Bauzinsen(獨) 〔工業利息〕〔配當〕

見錢(けんせん) 〔交子〕

玄宗皇帝(げんそうこうてい) 唐の第六世、諱は隆基、政事に精勵し所謂開元の治を爲す、後楊貴妃に迷ひ途に安祿山の亂を作す、在位四五年、寶應元年崩ず、年七八。唐六典は玄宗皇帝撰し李林甫敕を奉じて註する所にして開元二六年(一說に二七年)成る、六典とは三師、三公、三省、九寺、五監、十二衛を云、其體例は先づ此六典の職司を列し、官佐は其品秩を敘す。

建造物損壞罪(けんぞうぶつそんかいざい) 〔損壞罪〕

縣總務書記官(けんそうむしょきかん) Secrétaire général du département(佛) 〔佛蘭西法―地方制度〕

檢束(けんそく) 一意義。檢束とは身體の自由を束縛する行政上の〔警察〕處分を云。身體の檢束は實質上身體刑と同樣にして較もすれば警察作用に依つて刑法の領域を侵すを以て我行政執行法は之に就き次の諸點を規定す。二檢束の條件。檢束を行ふは救護の爲め又は公安を害すべき行爲の豫防の爲め必要なるを要す。イ救護の爲め必要なる場合。其者の自由の行動に放任する時は其者の生命身體に危害ある場合にして泥醉者、瘋癲者、自殺を企つる者等を其例とす。斯かる者に對しては必要の檢束を加へ戎器、兇器其他危險の虞ある物件の假領置を爲すことを得。ロ公安を害すべき行爲の豫防の爲め必要なる場合。其行爲にして行はれんか公安を害するの虞あり且其者の自由に放任するときは其行爲の行はるゝ虞ある場合に限る、但其行爲の種類を問ふとなし、例せば暴行、鬪爭其他公安を害する行爲の全て也。三檢束の期間。翌日の日沒後に至ることを得ず、又假領置は三十日以內に於て其期間を定む。期間滿了後檢束の必要なる狀態繼續する時と雖一旦之を解放し再び檢束するの外なし。四檢束の方法。各場合に必要なる限度に止むべき也。一般に一室に監禁し、或は手足を縛するも必要なる限度を越えて手足を縛するが如きは不法也とす。(明三三年六月法第八四號)〔勾引〕〔勾留〕

原則(げんそく) Grundsatz; Grundregel(獨) Principle; fundamental principle; general principle(英) principe fundamental(佛) 一般の事物に適用せらるべき法則を原則と云。或は時として或法律の主たる本源の法則を指して原則と云ことあり。〔原則法〕〔契約自由の原則〕

原則法(げんそくほう) grundsätzliches Recht; regelmässiges Recht(獨) fundamental law(英) droit fundamental(佛) dritto fondamentale(伊) jus commune(羅) 〔普通法〕と同意義と爲すを通說とす。但普通法と異り或特定の事項に關してのみ一般的に適用する法也と爲す說あり例外法とは原則法に對する區別にして特別法と同意義と爲すを通說とす。例せば民法五百五條に於て相殺を認めたる原則法あるも、五百十一條に於て支拂の差止を受けたる第三債務者は其後に取得したる債權に依り相殺を以て差押債權者に對抗することを得すとの例外法を設けたるが如き是也、但「例外法は嚴格に解釋すべし」の原則ありて明確なる例外規定は類似の場合に準用して濫りに類推〔解釋〕を爲すべからざる者とす。〔法〕

ケンソル Censor(羅) 〔羅馬法〕

現存主義(げんぞんしゅぎ) Rettung nach dem Opfer(獨) 共同海損の分擔を生ずるには物は海損處分後に現存するのみにて足り敢て海損處分と殘存物の保存との間に因果關係あるを要せずとするの主義也、英、獨其他の法系の採る所也。〔共同海損〕

現代哲學の精神(げんだいてつがくのせいしん) Spirit of modern philosophy〔ロイス〕

現代文化に於ける法律と人格(げんだいぶんかにおけるほうりつとじんかく) Recht und Persönlichkeit in der Kultur der Gegenwart〔コーラー〕

縣道(けんどう) Bezirksweg(獨) prefectural road(英) route departementale(佛) 〔道路〕

遣唐使(けんとうし) 〔官制〕

乾道重修敕令格式(けんどうちょうしゅうちょくれいかくしき) 一二二卷、宋の有司の撰する所にして、乾道四年一一月成る。

檢地(けんち) 土地の疆界を確定し、其廣狹を調量し、段別を定め品位を正すを云。卽耕地の肥瘠、屋敷の階數に應じて石高を查點し、一町村の總地籍及總石高を檢定するものにして江戸時代には俗に竿入と稱す。種類に依りて古檢、新檢、居檢地、廻檢地、春檢地、秋檢地等の稱あり(地方凡例錄、田制篇、大日本租稅志)。

建築局(けんちくきょく) bureau of supervising architect(英) 〔亞米利加合衆國法〕

限地開業(げんちかいぎょう) 產婆規則に「地方長官ハ產婆ニ乏シキ地ニ限リ當分ノ內出願者ノ履歷ニ依リ業務ノ地域及五箇年以內ノ期限ヲ定メ產婆ノ業ヲ免許スルコトヲ得」とある如く、或一定の地域を限り免許を得るに試驗を要する業務に付き當分の間無試驗にて免許し開業せしむるを云。舊醫師免許規則にも限地開業を認め該醫師を限地開業醫と云ひしが現行法にては產婆法に於てのみ之を見る。(明三二年七月勅第三四五號)

建築物警察(けんちくぶつけいさつ) Gebäudepolizei(獨) police for buildings(英) police des établissements(佛) 〔保安警察〕

縣知事(けんちじ) Präfekt; Gouverneur einer Präfektur(獨) prefectural governor(英) préfet(佛) governatore del prefettura(伊) 〔知事〕

顯著なる事實(けんちょなるじじつ) 一意義。裁判所に於て何等の疑も存せざる程度に知り得たる事實を云。判例に曰く「書畫骨董ノ賣買ハ特ニ賣主ニ於テ眞物タルコトヲ保證シ之ヲ賣買ノ要素ト爲ス特約ナキ以上ハ其鑑定ヲ買主ノ識ニ委スルヲ一般ノ慣習トセルコト顯著ナル事實ナリ」と。二種類。イ一般公知事實。例せば歷史上著明の事實の如し。ロ裁判上公知事實。裁判官が職權上知り得たる事實、例せば裁判所が爲したる決定命令の如し。三要件。合議裁判所に於ては其過半數の判事が顯著なりとするを以て足る。四擧證責任。「裁判所ニ於テ顯著ナル事實ハ之ヲ證スルコトヲ要セズ。」刑事訴訟に於ても民事訴訟と同樣に解す。五判例に曰く「或事實カ顯著ナル事實ニ屬スルヤ否ヤハ事實裁判所カ事權ヲ以テ認定シ得ヘキ事項ニシテ法則ノ適用ニ關スル事項ニ非ス」と。(民訴二一八條、明四〇年五月二一日大判、大六年三月六日大判)〔事實〕

檢定(けんてい) offizielle Sanktion(獨) official sanction(英) sanction officielle(佛) sanzione official(伊) 或事項に關し國家が檢查確定し證明を與ふるを云。〔敎員資格檢定〕、〔專門學校入學者檢定〕、〔敎科用圖書檢定〕、〔度量衡檢定〕〔私設無線電信通信從事者資格檢定〕、〔電氣事業主任技術者資格檢定〕等は其重なるもの也。

限定承認(げんていしょうにん) beschränkte Annahme(獨) qualified acceptance(英) acceptation sous bénéfice d'inventaires de la succession(佛) accettazione conbeneficio d'inventario(伊) 限定承認とは〔單純承認〕に相對する用語にして相續人が其義務を限定して〔相續の承認〕を爲す義也。一性質。イ限定相續は相續人の固有財產を保護す。限定相續は相續人が相續に因りて得たる財產の限度に於てのみ被相續人の債務及遺贈を辨濟すべき事を留保して相續を承認す。相續の本則は相續財產と相續人の固有財產とを混同するにあるも、被相續人が多額の負債を殘したる場合は之が爲めに相續人の固有財產は侵害さるゝのみならす、時に或は破產の結果を來すことあるが故に、此救濟制度として選擇權を與へ、限定承認を認め以て相續人の固有財產を保護す。ロ限定相續財產は相續人の財產也。相續財產が被相續人の負債を償ふに足らずして相續人の受くべき剩餘が皆無なる場合と雖、相續財產は相續人の財產に外ならす、且利害關係人を保護する必要あるが故に相續人に善良なる管理者の注意を爲すべき責任を負はしめたり、而して相續人は相續財產の限度に於て被相續人の債務及遺贈を辨濟せさるべからずと雖、其辨濟後尙相續財產に剩餘あるときは當然相續人の所得に歸屬すべきは勿論、相續人が被相續人に對して有せし權利及債務も消滅することなし。ハ限定承認の禁止。限定承認に付ては相續拋棄の規定なしと雖、特に拋棄を爲し得ざる推定相續人にありては其必要を見るに反し、隱居者の家督相續は必然の相續理由にあらざるが故に限定承認の制度を以て相續人の固有財產を保護する必要なし、故に我民法は隱居者の家督相續人に限り限定承認を爲すことを得ずとせり。二手續。イ限定承認の申立。相續人は限定承認を爲すには自己の爲めに相續の開始ありたる事を知りたるときより二ケ月の期間中に財產目錄を調製し、相續開始地の區裁判所に提出し限定承認を爲す旨を申立つるを要す、但此期間は利害關係人又は檢事の請求によりて伸長することを得るものとす。此申立書には一、申立人の氏名、住所、二、代理人により申立を爲すときは其氏名住所をも併記、三、年月日、裁判所の表示、四、被相續人の氏名及最後の住所五、相續の限定承認を爲す旨の六事項を記載すべきものとす。但此財產目錄の作成は正確にして完全ならざるべからず、若し不正の點あらば限定相續の意思表示は無效とせられ〔單純承認〕と看做さるゝ場合あるべし。ロ限定承認者の公告。限定相續は限定承認の申立を爲したる後五日內に一切の相續債權者及受遺者に對し、限定承認を爲したること及一定の期間內(此期間は二ケ月を下るを得ず)に其請求の申立を爲すべき旨及此期間內に申出を爲さゞるときは清算より除斥せらるべき旨を公告せざるべからず、且知れたる債權者に對しては各別に其申出を催告することを要す。ハ相續財產の賣却。相續債權者又は受遺者の債權にして相續財產中の或特定の物件を目的とするときは其物を引渡して辨濟を完了すべきも、債權者の請求が金錢にして相續財產が物件なるときは、限定承認者は辨濟を爲す爲めに相續財產を賣却し其代價を以て之に充當するの必要を生ずべし。然れども此賣却は債權者及受遺者に不利益を來さざらしむるがために任意の賣買を許さず、必ず競賣に付せざるべからず。然れども相續財產中祖先傳來の寶物又は紀念事業財產の如き、相續人が其保持を望むものある場合は裁判所に於て選任したる鑑定人の評價に從ひ、相續財產の全部又は一部の價額を辨償して其競賣を止むるとを得べし。此競賣竝に鑑定に對しては相續債權者及受遺者は大なる利害關係を有するが故に自己の費用を以て之に參加することを得べし、既に此〔參加權〕を認めたる以上は其參加の請求あるに拘らず競賣又は鑑定を遂行せるときは、競賣又は鑑定を遂行せる故を以て參加を請求せる債權者及受遺者に對抗すること能はざるは當然也。從つて此競賣を止めし場合も相續人は唯自己の財產を保持するに過ぎざるを以て先買權を以て論ずべきにあらざる也。三辨濟順位。限定相續の公告期間滿了したるときは債權者は各債權額に應じて相續財產より辨濟を受くべしと雖、其辨濟順位は次の如し。イ優先權ある債權。優先權ある債權は當然辨濟の第一順位也、相續財產辨濟の分配配當は優先權を有する債權者の辨濟を害することと能はず。例せば質權者抵當權者等は其質物抵當物等の價格より其辨濟を受け剩餘金ある場合には之を普通債權者に分配し、不足あるときは不足額に付て他の債權者と共同に分配に加はるものとし、若し是等の權利が同一の財產に付き競合するときは民法總則の規定に依りて其先後を定むべきものとす。ロ普通の債權。普通の債權者(受遺者も包含す)は公告の期間內に申出てたる者及限定承認者に知られたる者を集合し其割合に應じて辨濟をなすべきものとす。ハ遺贈。普通債權の辨濟を終了するも尙其相續財產に剩餘あるときは受遺者に辨濟を爲すことを得べし、受遺者たる以上は特別相續權を有する者も亦同一也とす。ニ其他の債權。公告期間內に申出でざりし債權者受遺者にして限定承認者に知られざりし者の權利は法律上之を認めざるも、

法的規定と見るべからざる事項に関する規定を含むものあるが故に、実質的意義に於ける憲法と形式的意義に於ける憲法とは其範囲を同一にせず。例へば帝国議会の召集に関する規定は形式的意義の憲法たるも実質的意義の憲法にあらず。❷形式的意義。実質的意義と形式的意義の憲法。国家の組織及経済権の作用の根本原則を定むる法にして、其成文法たると不文法たるとを問はざる也。此意義に於ける憲法は如何なる国家と雖も無きこと能はず、又成文憲法国に於ても必要あるのみ。❸成文憲法。憲法の形式的効力が普通の法令と異なること。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続より重きを置く成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。❹不文憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。❺硬性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続より重きを置く成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。❻軟性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有し、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。❼欽定憲法。君主が国民の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。❽民定憲法。国民が君主の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。❾協約憲法。君主と国民との協約に基きて制定したる憲法。❿国約憲法。国民が君主に対して与へたる憲法。⓫君定憲法。君主が国民に対して与へたる憲法。⓬国定憲法。国家の組織及経済権の作用の根本原則を定むる法にして、其成文法たると不文法たるとを問はざる也。此意義に於ける憲法は如何なる国家と雖も無きこと能はず、又成文憲法国に於ても必要あるのみ。⓭成文憲法。憲法の形式的効力が普通の法令と異なること。憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。⓮不文憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。⓯硬性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続より重きを置く成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。⓰軟性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有し、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。⓱欽定憲法。君主が国民の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。⓲民定憲法。国民が君主の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。⓳協約憲法。君主と国民との協約に基きて制定したる憲法。⓴国約憲法。国民が君主に対して与へたる憲法。㉑君定憲法。君主が国民に対して与へたる憲法。㉒国定憲法。国家の組織及経済権の作用の根本原則を定むる法にして、其成文法たると不文法たるとを問はざる也。此意義に於ける憲法は如何なる国家と雖も無きこと能はず、又成文憲法国に於ても必要あるのみ。㉓成文憲法。憲法の形式的効力が普通の法令と異なること。憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。㉔不文憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。㉕硬性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続より重きを置く成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。㉖軟性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有し、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。㉗欽定憲法。君主が国民の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。㉘民定憲法。国民が君主の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。㉙協約憲法。君主と国民との協約に基きて制定したる憲法。㉚国約憲法。国民が君主に対して与へたる憲法。㉛君定憲法。君主が国民に対して与へたる憲法。㉜国定憲法。国家の組織及経済権の作用の根本原則を定むる法にして、其成文法たると不文法たるとを問はざる也。此意義に於ける憲法は如何なる国家と雖も無きこと能はず、又成文憲法国に於ても必要あるのみ。㉝成文憲法。憲法の形式的効力が普通の法令と異なること。憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。㉞不文憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。㉟硬性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続より重きを置く成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。㊱軟性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有し、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。㊲欽定憲法。君主が国民の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。㊳民定憲法。国民が君主の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。㊴協約憲法。君主と国民との協約に基きて制定したる憲法。㊵国約憲法。国民が君主に対して与へたる憲法。㊶君定憲法。君主が国民に対して与へたる憲法。㊷国定憲法。国家の組織及経済権の作用の根本原則を定むる法にして、其成文法たると不文法たるとを問はざる也。此意義に於ける憲法は如何なる国家と雖も無きこと能はず、又成文憲法国に於ても必要あるのみ。㊸成文憲法。憲法の形式的効力が普通の法令と異なること。憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。㊹不文憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。㊺硬性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続より重きを置く成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。㊻軟性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有し、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。㊼欽定憲法。君主が国民の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。㊽民定憲法。国民が君主の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。㊾協約憲法。君主と国民との協約に基きて制定したる憲法。㊿国約憲法。国民が君主に対して与へたる憲法。(51)君定憲法。君主が国民に対して与へたる憲法。(52)国定憲法。国家の組織及経済権の作用の根本原則を定むる法にして、其成文法たると不文法たるとを問はざる也。此意義に於ける憲法は如何なる国家と雖も無きこと能はず、又成文憲法国に於ても必要あるのみ。(53)成文憲法。憲法の形式的効力が普通の法令と異なること。憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(54)不文憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(55)硬性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続より重きを置く成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(56)軟性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有し、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(57)欽定憲法。君主が国民の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(58)民定憲法。国民が君主の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(59)協約憲法。君主と国民との協約に基きて制定したる憲法。(60)国約憲法。国民が君主に対して与へたる憲法。(61)君定憲法。君主が国民に対して与へたる憲法。(62)国定憲法。国家の組織及経済権の作用の根本原則を定むる法にして、其成文法たると不文法たるとを問はざる也。此意義に於ける憲法は如何なる国家と雖も無きこと能はず、又成文憲法国に於ても必要あるのみ。(63)成文憲法。憲法の形式的効力が普通の法令と異なること。憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(64)不文憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(65)硬性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続より重きを置く成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(66)軟性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有し、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(67)欽定憲法。君主が国民の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(68)民定憲法。国民が君主の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(69)協約憲法。君主と国民との協約に基きて制定したる憲法。(70)国約憲法。国民が君主に対して与へたる憲法。(71)君定憲法。君主が国民に対して与へたる憲法。(72)国定憲法。国家の組織及経済権の作用の根本原則を定むる法にして、其成文法たると不文法たるとを問はざる也。此意義に於ける憲法は如何なる国家と雖も無きこと能はず、又成文憲法国に於ても必要あるのみ。(73)成文憲法。憲法の形式的効力が普通の法令と異なること。憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(74)不文憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(75)硬性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続より重きを置く成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(76)軟性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有し、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(77)欽定憲法。君主が国民の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(78)民定憲法。国民が君主の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(79)協約憲法。君主と国民との協約に基きて制定したる憲法。(80)国約憲法。国民が君主に対して与へたる憲法。(81)君定憲法。君主が国民に対して与へたる憲法。(82)国定憲法。国家の組織及経済権の作用の根本原則を定むる法にして、其成文法たると不文法たるとを問はざる也。此意義に於ける憲法は如何なる国家と雖も無きこと能はず、又成文憲法国に於ても必要あるのみ。(83)成文憲法。憲法の形式的効力が普通の法令と異なること。憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(84)不文憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(85)硬性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続より重きを置く成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(86)軟性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有し、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(87)欽定憲法。君主が国民の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(88)民定憲法。国民が君主の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(89)協約憲法。君主と国民との協約に基きて制定したる憲法。(90)国約憲法。国民が君主に対して与へたる憲法。(91)君定憲法。君主が国民に対して与へたる憲法。(92)国定憲法。国家の組織及経済権の作用の根本原則を定むる法にして、其成文法たると不文法たるとを問はざる也。此意義に於ける憲法は如何なる国家と雖も無きこと能はず、又成文憲法国に於ても必要あるのみ。(93)成文憲法。憲法の形式的効力が普通の法令と異なること。憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(94)不文憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(95)硬性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続より重きを置く成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(96)軟性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有し、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(97)欽定憲法。君主が国民の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(98)民定憲法。国民が君主の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(99)協約憲法。君主と国民との協約に基きて制定したる憲法。(100)国約憲法。国民が君主に対して与へたる憲法。(101)君定憲法。君主が国民に対して与へたる憲法。(102)国定憲法。国家の組織及経済権の作用の根本原則を定むる法にして、其成文法たると不文法たるとを問はざる也。此意義に於ける憲法は如何なる国家と雖も無きこと能はず、又成文憲法国に於ても必要あるのみ。(103)成文憲法。憲法の形式的効力が普通の法令と異なること。憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(104)不文憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(105)硬性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続より重きを置く成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(106)軟性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有し、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(107)欽定憲法。君主が国民の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(108)民定憲法。国民が君主の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(109)協約憲法。君主と国民との協約に基きて制定したる憲法。(110)国約憲法。国民が君主に対して与へたる憲法。(111)君定憲法。君主が国民に対して与へたる憲法。(112)国定憲法。国家の組織及経済権の作用の根本原則を定むる法にして、其成文法たると不文法たるとを問はざる也。此意義に於ける憲法は如何なる国家と雖も無きこと能はず、又成文憲法国に於ても必要あるのみ。(113)成文憲法。憲法の形式的効力が普通の法令と異なること。憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(114)不文憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(115)硬性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続より重きを置く成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(116)軟性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有し、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(117)欽定憲法。君主が国民の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(118)民定憲法。国民が君主の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(119)協約憲法。君主と国民との協約に基きて制定したる憲法。(120)国約憲法。国民が君主に対して与へたる憲法。(121)君定憲法。君主が国民に対して与へたる憲法。(122)国定憲法。国家の組織及経済権の作用の根本原則を定むる法にして、其成文法たると不文法たるとを問はざる也。此意義に於ける憲法は如何なる国家と雖も無きこと能はず、又成文憲法国に於ても必要あるのみ。(123)成文憲法。憲法の形式的効力が普通の法令と異なること。憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(124)不文憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(125)硬性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続より重きを置く成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(126)軟性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有し、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(127)欽定憲法。君主が国民の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(128)民定憲法。国民が君主の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(129)協約憲法。君主と国民との協約に基きて制定したる憲法。(130)国約憲法。国民が君主に対して与へたる憲法。(131)君定憲法。君主が国民に対して与へたる憲法。(132)国定憲法。国家の組織及経済権の作用の根本原則を定むる法にして、其成文法たると不文法たるとを問はざる也。此意義に於ける憲法は如何なる国家と雖も無きこと能はず、又成文憲法国に於ても必要あるのみ。(133)成文憲法。憲法の形式的効力が普通の法令と異なること。憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(134)不文憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(135)硬性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続より重きを置く成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(136)軟性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有し、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(137)欽定憲法。君主が国民の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(138)民定憲法。国民が君主の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(139)協約憲法。君主と国民との協約に基きて制定したる憲法。(140)国約憲法。国民が君主に対して与へたる憲法。(141)君定憲法。君主が国民に対して与へたる憲法。(142)国定憲法。国家の組織及経済権の作用の根本原則を定むる法にして、其成文法たると不文法たるとを問はざる也。此意義に於ける憲法は如何なる国家と雖も無きこと能はず、又成文憲法国に於ても必要あるのみ。(143)成文憲法。憲法の形式的効力が普通の法令と異なること。憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(144)不文憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(145)硬性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続より重きを置く成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(146)軟性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有し、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(147)欽定憲法。君主が国民の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(148)民定憲法。国民が君主の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(149)協約憲法。君主と国民との協約に基きて制定したる憲法。(150)国約憲法。国民が君主に対して与へたる憲法。(151)君定憲法。君主が国民に対して与へたる憲法。(152)国定憲法。国家の組織及経済権の作用の根本原則を定むる法にして、其成文法たると不文法たるとを問はざる也。此意義に於ける憲法は如何なる国家と雖も無きこと能はず、又成文憲法国に於ても必要あるのみ。(153)成文憲法。憲法の形式的効力が普通の法令と異なること。憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(154)不文憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(155)硬性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続より重きを置く成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(156)軟性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有し、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(157)欽定憲法。君主が国民の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(158)民定憲法。国民が君主の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(159)協約憲法。君主と国民との協約に基きて制定したる憲法。(160)国約憲法。国民が君主に対して与へたる憲法。(161)君定憲法。君主が国民に対して与へたる憲法。(162)国定憲法。国家の組織及経済権の作用の根本原則を定むる法にして、其成文法たると不文法たるとを問はざる也。此意義に於ける憲法は如何なる国家と雖も無きこと能はず、又成文憲法国に於ても必要あるのみ。(163)成文憲法。憲法の形式的効力が普通の法令と異なること。憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(164)不文憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(165)硬性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続より重きを置く成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(166)軟性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有し、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(167)欽定憲法。君主が国民の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(168)民定憲法。国民が君主の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(169)協約憲法。君主と国民との協約に基きて制定したる憲法。(170)国約憲法。国民が君主に対して与へたる憲法。(171)君定憲法。君主が国民に対して与へたる憲法。(172)国定憲法。国家の組織及経済権の作用の根本原則を定むる法にして、其成文法たると不文法たるとを問はざる也。此意義に於ける憲法は如何なる国家と雖も無きこと能はず、又成文憲法国に於ても必要あるのみ。(173)成文憲法。憲法の形式的効力が普通の法令と異なること。憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(174)不文憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(175)硬性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続より重きを置く成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(176)軟性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有し、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(177)欽定憲法。君主が国民の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(178)民定憲法。国民が君主の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(179)協約憲法。君主と国民との協約に基きて制定したる憲法。(180)国約憲法。国民が君主に対して与へたる憲法。(181)君定憲法。君主が国民に対して与へたる憲法。(182)国定憲法。国家の組織及経済権の作用の根本原則を定むる法にして、其成文法たると不文法たるとを問はざる也。此意義に於ける憲法は如何なる国家と雖も無きこと能はず、又成文憲法国に於ても必要あるのみ。(183)成文憲法。憲法の形式的効力が普通の法令と異なること。憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(184)不文憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(185)硬性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続より重きを置く成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(186)軟性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有し、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(187)欽定憲法。君主が国民の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(188)民定憲法。国民が君主の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(189)協約憲法。君主と国民との協約に基きて制定したる憲法。(190)国約憲法。国民が君主に対して与へたる憲法。(191)君定憲法。君主が国民に対して与へたる憲法。(192)国定憲法。国家の組織及経済権の作用の根本原則を定むる法にして、其成文法たると不文法たるとを問はざる也。此意義に於ける憲法は如何なる国家と雖も無きこと能はず、又成文憲法国に於ても必要あるのみ。(193)成文憲法。憲法の形式的効力が普通の法令と異なること。憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(194)不文憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(195)硬性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続より重きを置く成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(196)軟性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有し、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(197)欽定憲法。君主が国民の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(198)民定憲法。国民が君主の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(199)協約憲法。君主と国民との協約に基きて制定したる憲法。(200)国約憲法。国民が君主に対して与へたる憲法。(201)君定憲法。君主が国民に対して与へたる憲法。(202)国定憲法。国家の組織及経済権の作用の根本原則を定むる法にして、其成文法たると不文法たるとを問はざる也。此意義に於ける憲法は如何なる国家と雖も無きこと能はず、又成文憲法国に於ても必要あるのみ。(203)成文憲法。憲法の形式的効力が普通の法令と異なること。憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(204)不文憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(205)硬性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続より重きを置く成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(206)軟性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有し、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(207)欽定憲法。君主が国民の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(208)民定憲法。国民が君主の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(209)協約憲法。君主と国民との協約に基きて制定したる憲法。(210)国約憲法。国民が君主に対して与へたる憲法。(211)君定憲法。君主が国民に対して与へたる憲法。(212)国定憲法。国家の組織及経済権の作用の根本原則を定むる法にして、其成文法たると不文法たるとを問はざる也。此意義に於ける憲法は如何なる国家と雖も無きこと能はず、又成文憲法国に於ても必要あるのみ。(213)成文憲法。憲法の形式的効力が普通の法令と異なること。憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(214)不文憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(215)硬性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続より重きを置く成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(216)軟性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有し、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(217)欽定憲法。君主が国民の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(218)民定憲法。国民が君主の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(219)協約憲法。君主と国民との協約に基きて制定したる憲法。(220)国約憲法。国民が君主に対して与へたる憲法。(221)君定憲法。君主が国民に対して与へたる憲法。(222)国定憲法。国家の組織及経済権の作用の根本原則を定むる法にして、其成文法たると不文法たるとを問はざる也。此意義に於ける憲法は如何なる国家と雖も無きこと能はず、又成文憲法国に於ても必要あるのみ。(223)成文憲法。憲法の形式的効力が普通の法令と異なること。憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(224)不文憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(225)硬性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続より重きを置く成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(226)軟性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有し、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(227)欽定憲法。君主が国民の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(228)民定憲法。国民が君主の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(229)協約憲法。君主と国民との協約に基きて制定したる憲法。(230)国約憲法。国民が君主に対して与へたる憲法。(231)君定憲法。君主が国民に対して与へたる憲法。(232)国定憲法。国家の組織及経済権の作用の根本原則を定むる法にして、其成文法たると不文法たるとを問はざる也。此意義に於ける憲法は如何なる国家と雖も無きこと能はず、又成文憲法国に於ても必要あるのみ。(233)成文憲法。憲法の形式的効力が普通の法令と異なること。憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(234)不文憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(235)硬性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続より重きを置く成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(236)軟性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有し、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(237)欽定憲法。君主が国民の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(238)民定憲法。国民が君主の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(239)協約憲法。君主と国民との協約に基きて制定したる憲法。(240)国約憲法。国民が君主に対して与へたる憲法。(241)君定憲法。君主が国民に対して与へたる憲法。(242)国定憲法。国家の組織及経済権の作用の根本原則を定むる法にして、其成文法たると不文法たるとを問はざる也。此意義に於ける憲法は如何なる国家と雖も無きこと能はず、又成文憲法国に於ても必要あるのみ。(243)成文憲法。憲法の形式的効力が普通の法令と異なること。憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(244)不文憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(245)硬性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続より重きを置く成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(246)軟性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有し、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(247)欽定憲法。君主が国民の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(248)民定憲法。国民が君主の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(249)協約憲法。君主と国民との協約に基きて制定したる憲法。(250)国約憲法。国民が君主に対して与へたる憲法。(251)君定憲法。君主が国民に対して与へたる憲法。(252)国定憲法。国家の組織及経済権の作用の根本原則を定むる法にして、其成文法たると不文法たるとを問はざる也。此意義に於ける憲法は如何なる国家と雖も無きこと能はず、又成文憲法国に於ても必要あるのみ。(253)成文憲法。憲法の形式的効力が普通の法令と異なること。憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(254)不文憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(255)硬性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続より重きを置く成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(256)軟性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有し、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(257)欽定憲法。君主が国民の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(258)民定憲法。国民が君主の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(259)協約憲法。君主と国民との協約に基きて制定したる憲法。(260)国約憲法。国民が君主に対して与へたる憲法。(261)君定憲法。君主が国民に対して与へたる憲法。(262)国定憲法。国家の組織及経済権の作用の根本原則を定むる法にして、其成文法たると不文法たるとを問はざる也。此意義に於ける憲法は如何なる国家と雖も無きこと能はず、又成文憲法国に於ても必要あるのみ。(263)成文憲法。憲法の形式的効力が普通の法令と異なること。憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(264)不文憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(265)硬性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続より重きを置く成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(266)軟性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有し、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(267)欽定憲法。君主が国民の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(268)民定憲法。国民が君主の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(269)協約憲法。君主と国民との協約に基きて制定したる憲法。(270)国約憲法。国民が君主に対して与へたる憲法。(271)君定憲法。君主が国民に対して与へたる憲法。(272)国定憲法。国家の組織及経済権の作用の根本原則を定むる法にして、其成文法たると不文法たるとを問はざる也。此意義に於ける憲法は如何なる国家と雖も無きこと能はず、又成文憲法国に於ても必要あるのみ。(273)成文憲法。憲法の形式的効力が普通の法令と異なること。憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(274)不文憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(275)硬性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続より重きを置く成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有するも、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(276)軟性憲法。憲法の改正手続が普通の法令の改正手続と異ならざる成文憲法国に於ては、憲法は法律と同一の効力を有し、普通の法律は憲法に違反する効力なきこと。(277)欽定憲法。君主が国民の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(278)民定憲法。国民が君主の協賛を経ずして単独に制定したる憲法。(279)協約憲法。君主と国民との協約に基きて制定したる憲法。(280)国約憲法。国民が君主に対して与へたる憲法。(281)君定憲法。君主が国民に対して与へたる憲法。(282)国定憲法。国家の組織及経済権の作用の根本原則を定むる法にして、其成文法たると不文法たるとを問はざる也。此意義に於ける憲法は如何なる国

（承前）

㊀米國㊁° **Anson,** The law and custom of the constitution, vol. 1, Parliament, 5 ed. by. Maurice L.Gwyer, 1922. **Bagehot,** The English constitution, 1872. **Brunet,** The new German constitution, 1922. **Bryce,** constitutions, 1925. **Burgess,** Political science and comparative constitutional law.1890.**Chalmers** and **Asquith,** Outlines of constitutional law with notes on legal history, 1922. **Collins,** The fourteenth amendment and the states, 1912. **Corwin** The Constitution and what it means To-day, 1920. **Goodnow,** Principles of constitutional government, 1916. **Hammond,** A short English constitutional history for law students. 1920.**Nakano Tomio,** The ordinance power of the Japanese Emperor, 1923. **Toylor,** The origin and growth of the English constitution, vol. 2, 1889–98. **Thorpe,** The essentials of American constitutional law, 1917.

㊂佛國㊃° **Anson,** Loi et pratique constitutionelles de l'Angleterre, 1903–05. **Arnouit,** De la révision des constitutions. Établissmen & révision des constitutions françaises, 1896.**Bonnefoy,** La représentation proportionelle, 1902. **Boutmy,** Études de droit constitutionnel, 7 édt 1923. **Brunet,** La constitution allemande du 11 août 1919, 1921. Le principe democratique dans la constitution allemande. 1921. **Duguit,** Manuel de droit constitutionnel. Théorie général de l'État. 4 éd. 1925. Traité de droit constitutionnel. 2 éd. en 4 vol. Tom 3. La théorie de l'État. 1923. **Esmein** Eléments de droit constitutionnel français et comparé. 7 éd. 1921. **Hauriou,** Précis de droit constitutionnel. 1923. **Helie,** Les constitution de la France. 1880. **Laband,** Le droit public de l'Empire allemand. 1900–04. **Menthon,** La représentation proportionnelle dans la constitution fédérale Suisse, 1921. **Michon,** Des enquêtes parlementaires. Etude de droit constitutionnel. 1890. **Moreau,** Précis élémentaire de droit constitutionnel. (Organisation des pouvoirs publics et libertés publiques.) 9 éd. 1921. **Moye,** Précis élémentaire de droit public francais. A l'usage des étudiants en droit. 2 éd. 1920. **Nezard,** Éléments de droit public. (Principes du droit public, droit constitutionnel, droit administratif.) 3 éd. 1922. **Orban,** Le

（後頁°憲法……參考書……外國書）

（承前）

㊀米國㊁° **Anschütz** Die Verfassung des deutschen Reichs vom 11. Aug., 1919, 2 Aufl., 1921 **Binding,** Zum Werden und Leben der Staaten. Zehn staatsrechtliche Abhandlungen. 1920. **Bluntschli,** Lehre von modernen Staat, **Bornhak,** Grundriss des deutschen Staatsrechts, 6 Aufl., 1921. **Flatow,** Betriebsrätegesetz vom 4. Februar 1920 nebst Wahlordnung, Ausführungsverordnungen und Ergänzungsgesetzen, 1922. **Fleiner,** Schweizerisches Bundesstaatsrecht, 1923. Giese, Die Verfassung des deutschen Reiches vom. 11. August 1919, 5 Aufl. 1923. **Graw,** Die Diktaturgewalt des Reichspräsidenten und der Landesregierungen auf Grund des Artikels 48 der Reichsverfassung,1922. **Gumplowicz,** Allgemeines Staatsrecht, 3 Aufl., 1907.**Hatschek,** Das Parlamentsrecht des deutschen Reiches. Im Auftrage des deutschen Reichstages dargestellt, 1915. **Herrnrich,** Die Staatsform als Gegenstand der Verfassungsgesetzgebung und Verfassungsänderung. Eine Studie aus der allgemeinen Staatslehre, 1901. **Hubrich,** Das demokratische Verfassungsrecht des deutschen Reiches, 1921. Jahrbuch des öffentlichen Rechts der Gegenwart, Bd. 12, 1923—24. **Jellinek,** System der subjektiven öffentlichen Rechte. 2 Aufl., 1919.**Kaisenberg** und**Welter,** Reichswahlgesetz und Gesetz über die Wahl des Reichspräsidenten nebst Reichswahlordnung, 1920. **Kelsen,** Hauptprobleme der Staatsrechtslehre. Entwickelt aus der Lehre vom Rechtssätze, 1923. **Korn.** Die Verfassung des deutschen Reichs vom 11. August 1919. **Kretschmann,** Preussische Gesetze und Verordnungen des Staat-und Verwaltungsrechts, 1793—1912, 1913. **Laband,** Deutsches Reichsstaatsrecht, 6 Aufl., 1912. **Loening** Grundzüge der Verfassung des deutschen Reiches, 3 Aufl. 1909. **Marczali,**Ungarisches Verfassungsrecht, 1911. **Meissner,** Das Staatsrecht des Reichs und seiner Länder, 2 Aufl., 1923. Das neue Staatsrecht des Reichs und seiner Länder, 1921. **Mejer,** Einleitung in das deutsche Staatsrecht, 2 Aufl. 1884. **Meyer,** Lehrbuch des deutschen Staatsrechts. **Nawisasky,** Der Bundesstaat als Rechtsbegriff, 1920. **Popper Lynkeus,**Krieg, Wehrpflicht und Staatsverfassung, 1921.**Rosenthal** Über den reichsrechtlichen Schutz des Wahlgeheimnisses, 1918 **Schwarz** Reichsstaatsrecht, 12—4 Aufl , 1922 **Stier-Somlo** Die Verfassung des deutschen Reichs vom 11. August 1919 2 Aufl., 1920 Handbuch des kommunalen Verfassungs-und Verwaltungsrechts in Preussen, 1916—22, **Stoerk,** Handbuch der deutschenVerfassungen. Die Verfassungsgesetze des deutschen Reiches und seiner Bundesstaaten, 1913. Triepel Quellensammlung zum deutschen Reichsstaatsrecht, 3 Aufl., 1922. **Vierkandt,** Allgemeine. Verfassungs-und Verwaltungsgeschichte, 1911. **Wittmayer,**Österreichisches Verfassungsrecht, 1923. Des Weimarer Reichsverfassung, 1922 **Zorn,** Das deutsche Reichsstaatsrecht, Bd. 1 Die deutsche Reichsverfassung, 1919. **Zuchardt,** Moderne Staatsverfassungen. Ihr Wortlaut und ihr Wesen, 1919.

droit constitutionnel de la Belgique. 1906—11. **Orlando**, Principes de droit public et constitutionnel. 1902. **Pierre**, Organisation des pouvoirs publics. Recueil des lois constitutionnelles et organiques de la République française. 1919. **Renard**, Cours élémentaire de droit public. Droit constitutionnel, droit administratif, droit financier. 1922.

憲法要義（けんぽふえうぎ） Introduction to the study of the law of the constitution 〔ダイシー〕

憲法學（けんぽふがく） 法學の一部にして國家の基礎法たる〔憲法〕を其研究の對象と爲すもの也。法學は普通之を公法學と私法學とに大別す、而して〔公法〕は其全體を憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法、國際法の六部に分つと雖、此等の各部は相互に密接の關係を有し判然惟と分離獨立して研究し得るものに非ず、殊に憲法は國家の基礎法なれば憲法學は公法學の全部に通じて其基礎たる可きものなるが故に國家の構成及統治權行動の組織方法に付ては固より國内に於ける人民の權利義務に付ても其基礎原則は憲法學に於て論ずべきものにして國家と外國との關係に付ても、其國内法に關係する限度に於ては亦憲法學の論ずべき範圍也とす。

憲法義解（けんぽふぎげ） 〔伊藤博文〕

憲法十七條（けんぽふじふしちでう） 推古天皇十二年〔聖德太子〕の制定せられしもの、「以和爲貴、無忤爲宗。人皆有黨、亦少達者。是以或不順君父、乍違于隣里。然上和下睦、諧於論事、則事理自通、何事不成」より「大事不可獨斷、必與衆宜論。少事是輕、不可必衆。唯逮論大事、若疑有失、故與衆相辨、辭則得理」に至る一七條より成る。弘仁格序に「國家制法自玆始焉」と云へるが如く我國成文法の標準と爲すも苟て不可なかるべし。然れどもこは律令格式の如きものにあらず、殊に今日の憲法とは大に性質を異にするが如しと雖、當時は祭政一致の時代を去ること遠からず法律と道德律と混淆して行ふの時代と見る可し、故に、此憲法は明かに國家の根本法を制定したるもの也。〔大日本史〕〔憲法〕

憲法上の親裁事項（けんぽふじやうのしんさいじこう） 〔憲法上の大權事項〕

憲法上の大權事項（けんぽふじやうのたいけんじこう） ㊀意義及性質。憲法に於て天皇が親裁行すべきことを要件とし定めたる事項にして之を憲法上の親裁事項と云ふも可也。天皇が親裁行すとは意思の決定一に天皇に在るの意にして、天皇の一定意思の成立要件として他の機關の意思の加はることを許さざる也、從て憲法上の大權事項は天皇之を他の機關に諮詢顧問し、又は親裁に本づき命令を奉じて之を施行する機關あるを妨げずと雖帝國議會の協贊を要せず又は其協贊を以て之を行はしむるを得ず或は他の機關に委任して之を行はしむるを得ざる也。㊁憲法列擧の大權事項。一、憲法改正の發案及裁可、二、法律の裁可、公布及施行の命令、三、帝國議會の召集、開會、閉會、停會及衆議院の解散を命ずること、議會の會期延長、臨時議會の召集及其會期を定むること、解散後新に議員を選擧することを命ずること、四、貴族院令を定むること、五、〔緊急勅令〕を發すること、六、〔行政勅令〕を發し又は發せしむること、七、官制及俸給の制定及文武官の任免、八、陸海軍の統帥、九、陸海軍の編制及常備兵額の確定、一〇、宣戰講和及條約の締結、一一、〔戒嚴〕の宣告、一二、爵位勳章其他榮典の授與、一三、大赦、特赦、減刑及復權を命ずること、一四、財政上の緊急處分を爲すこと、一五、戰時又は國家事變の場合に於て臣民の自由權に拘らざるの行動を執ること。〔憲六・八—一六、三一、三四、四〇、四三、六二、七〇、七一、七四等〕〔憲法上の立法事項〕〔自由立法事項〕

憲法上の大權に基づける既定の歳出（けんぽふじやうのたいけんにもとづけるきていのさいしゆつ） bestehende Ausgaben welche auf den nach der Verfassung dem Kaiser zustehenden Rechten beruhen（獨） ㊀意義。帝國議會の豫算議定權は多くの點に於て憲法上制限を受く、〔憲法上の大權〕に基づける既定の歳出の議定權も其一也、憲法六七條は憲法上の大權に基づける既定の歳出は政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又は削減することを得ざる旨を定む。㊁既定の意義。㊀第一說。或は前年度の豫算に計上せられ一たび議會の協贊を經たるを云ふとし、㊁第二說。或は議會の協贊を經ざる前即豫算提出の際に天皇の大權に基き既に定まれるを云ふと爲す、㊂非難。前說を採るときは天皇の憲法上の大權は豫算の議定權に依りて左右せられ其大權作用は有名無實に歸すとの非難あるに對し、後說に從ふときは憲法が憲法上の大權に基く歳出にのみ特に既定なる文字を用ひたる理由を解するに苦しむのみならず、國家の歳出歳入は毎年豫算を以て帝國議會の協贊を經べしとの條項を無用ならしむとの非難あり、㊂實際の運用。豫算議定の實際に於ては憲法實施の初年以來㊀の說に從ひ前年度の豫算に計上せられたるを既定とするを定まれる慣行と爲す故に例せば官制に依り、官廳を設けたるときは其初年度に於ては既定なきを以て議會は其經費を廢除削減するを得べきも、一たび之に同意を與へたるときは次年に於ては既定にして最早其同意を拒むことを得ざるものとす。

憲法上の統治機關（けんぽふじやうのとうぢきくわん） verfassungsmässige Regierungsorgane（獨） organs of exercising the right of sovereignty.（英） organe d'exécuter le droit de souveraineté dans le droit constitutionel（佛） 國家統治の機關は〔憲法〕に依りて認められたるものと然らざるものあり、前者を憲法上の統治機關と稱し、憲法の改正に依るの外之を廢止することを得ざる重要なる地位に在るもの也。憲法上の統治機關は一、〔帝國議會〕、二、〔政府〕、三、〔國務大臣〕、四、〔樞密顧問〕、五、〔裁判所〕、六、〔會計檢査院〕とす。

憲法上の輔弼者（けんぽふじやうのほひつしや） constitutional counsellors（英）〔亞米利加合衆國法〕

憲法上の立法事項（けんぽふじやうのりつぱふじこう） verfassungsmässige Gesetzgebungsgegenstände（獨） articles of legislation in constitution（英） articles de la législation dans de droit constitutionel.（佛） 〔憲法〕が必らず〔法律〕を以て規定すべしと定めたる事項を云ふ、此範圍に於ては必らず法律を以て規定し〔帝國議會〕の協贊を經ることを要すと雖、法律を以て定め得る範圍は此他に於て猶存して憲法は立法事項以外の事項は法律を以て定むることを禁じたるには非ず、立法事項を列擧すること次の如し、一、〔戒嚴〕の要件及效力、二、日本臣民たるの要件、三、兵役の義務、四、納稅の義務、五、住居及移轉の自由の制限、六、身體の自由の制限、七、住所の安全の制限、八、信書の祕密の制限、九、所有權を侵す場合の處分、一〇、言論著作印行集會結社の自由の制限、一一、〔衆議院議員選擧法〕、一二、〔議院法〕、一三、裁判の手續、一四、〔裁判所〕の構成、一五、〔裁判官〕の資格要件及懲戒規定、一六、裁判の公開、一七、〔特別裁判所〕の管轄、一八、〔行政裁判所〕の組織權限、一九、租稅の賦課稅率の變更、二〇、〔會計檢査院〕の組織及權限。〔憲一四、一八、二〇—二三、二五—二七、二九、三三、五七—六一、六二、七二等〕

憲法の解釋（けんぽふのかいしやく） 〔憲法〕

憲法の改正（けんぽふのかいせい） 〔憲法〕

憲法の效力（けんぽふのかうりよく） 〔憲法〕

憲法の慣例（けんぽふのくわんれい） convention of constitution（英）〔英吉利法〕〔慣例〕

憲法の淵源（けんぽふのゑんげん） 〔憲法〕

憲法の法（けんぽふのはふ） laws of the constitution（英） 〔英吉利法〕

憲法論（けんぽふろん） Traité de droit constitutionnel. 〔デュギー〕

現品（げんぴん） 〔夫役現品〕

元物（げんぶつ） Substanz・Muttersache（獨） chose originaire; substance（佛） substance（英） substanza（伊） substantia （羅）〔元本〕とは稍く其意義を異にし、〔天然果實〕及〔法定果實〕を產出する〔物〕にして經濟上の〔法律的效果〕を發生するを要件とす、牛乳の乳牛、鑛物の土地、利息の元金、家賃の家屋に於けるが如く各個の果實に付其元物の種類を知るを得べし土地の制限、唯土地の〔定着物〕たる樹木は歐洲諸國の法に於ては之を獨立の〔不動產〕と爲さず土地の一部と爲し、我國の法に於ては土地の一部と爲さずして獨立の物と認めたり、從て果實の元物は土地にあらずして果樹なるに注意せざるべからず。〔民八八〕

現物賣買（げんぶつばいばい） 〔賣買〕

見分書（けんぶんしよ） 〔非現行犯〕に於ける〔臨檢〕也。即ち現場に臨みて其實況を見聞分明する義にして其檢査事實を記錄せるを見分書又は實況見分書と稱す、即ち廣義の〔調書〕の一種也。見分書は意見書〔檢案書〕又は〔鑑定書〕等と異り自己の研究又は意見を述ぶべきにあらず、單に臨檢の結果即ち事實を正確に記錄すべき文書なるが故に殊に人、事物、處、時の四點に注意せざるべからず。〔臨檢〕

實況見分書

何年何月何日甲某ノ自殺幇助被疑事件ニ關スル搜査上必要ニ付本職ハ左記犯罪現場ニ臨ミ右甲某ヲ立會ハシメ實況見分スルコト左ノ如シ

一　犯罪現場ノ位置

現場ハ何郡何村何字何ノ山林ニシテ國道ノ東方直徑約十丁ニシテ又何川ニ架設セル村道橋梁ヨリ西方直徑八間五尺ニ位スル雜木林中ニ聳ユル杉ノ大木ノ傍ノ雜木林ナリ

二　現場ノ模樣

現場ハ東方村道ニハ近キモ西方國道ニ約十町南北約二十丁ニ亙ル雜木林ニシテ其中往々笹茅ノ繁茂セル空地アルノミニ寂寥ヲ感スル場處ナリ、現場ニ最モ近キ村道ヨリ望ムモ其場ノ人影ヲ透視スルコト能ハズ屍體ハ雜木林中ノ五六間平方ノ空地ニ横ハリ、アリ其服裝ハ中流婦人ナルガ如ク羽織及袷ハ一對ノ紺地ニ赤青ノ花形模樣アル銘仙ナリ襦袢ハ茶ニ浪形模樣ノメリンスニシテ白足袋ヲ穿ク頭髮ハ櫛卷トシテ左手ノ環指ニルビー入金指輪アリ肩掛ヲ敷キテ西方ヲ枕トシ額面ハ婦人用ハンカチーフヲ掩ヒ其周圍ニハ汚點アル紙、婦人用駒下駄、婦人用傘、男子用下駄、オペラバツク散在ス其位置狀況ハ別紙圖面ノ如シ

ハンカチーフヲ除キ額面ヲ見ルニ一見二十二三歳ナル者ノ如ク額面全部鬱血シ眼瞼口唇チ顆部ニハ右方ヨリ貫通セル銃創ト覺シキ損傷アルモ銃丸ヲ止メズ附近ヲ搜査スルモ亦之ヲ發見スルコト能ハズ被服ヲ取除キテ身體ヲ檢スルニ左右ノ手ハ略ト身體ト並行シテ體側ニ接着シ右足ハ眞直ニ左足ハ膝關部ニ於テ稍後方ニ屈折シ背部及腰部ニハ一面暗赤色死斑ヲ呈スルノ外他ノ傷害ヲ認メズ

三、於玆本職ハ同行ノ醫師何某ニ對シ左記事項ノ鑑定ヲ依囑シタルニ同醫師ハ之ヲ承諾シタル旨ヲ答ヘタリ

（一）　屍體ニ就キ

（イ）　損傷ノ種類

（ロ）　死因

（ハ）　自他殺ノ別　若シ他殺的原因ノ認ムベキモノアラバ其詳細

（ニ）　死後ノ經過時間

（二）　甲某ノ身體ニ付キ

損傷ノ有無　若シ有ラバ其形狀部位原因及其發生ノ時期

右見分ハ本日午前八時五分ニ始メ同十一時二十分ニ終ル

年月日其所ニ於テ之ヲ作成ス

某警察署勤務司法警察官

警部　何　某　㊞

盜難實況見分書

一　被害者ノ住居職業氏名年齡

二　被害年月日時

三　屆出年月日時

四　臨檢年月日時

五 被害金品及其所在並屆出ノ適否
六 犯人ノ侵入退出ノ場所犯罪ノ手段方法並
　現場ノ狀況
七 遺留品ノ有無
八 搜査上ノ端緒及參考トナルベキ事項
九 嫌疑者ノ有無
右本職ノ見分ハ何時ニ始メ何時ニ終ル
　　某警察署勤務司法警察官
　　　　警部補　何某㊞
年　月　日
　　　　巡査　何某㊞

元文寬保條例（げんぶんくわんぽうでうれい）（寫本一卷）元文寬保年間に於ける幕府の制令條規を集錄す。

見分調書（けんぶんてうしよ）〔見分書〕

憲兵（けんぺい）㈠意義。陸軍大臣の管轄に屬し主として軍事警察を掌り兼て〔行政警察〕〔司法警察〕を掌る軍人を云。㈡配置。㋑憲兵司令部東京に之を置く、朝鮮憲兵隊司令部は之を京城に置く、㋺憲兵隊。各〔憲兵隊管區〕に一憲兵隊を配置す、各憲兵隊は之を本部及分隊に分つ。㈢職員。㋑憲兵司令部。憲兵司令官、憲兵副官、憲兵司令部附佐副官、憲兵下士、㋺朝鮮憲兵隊司令部。憲兵隊司令官、憲兵隊副官、憲兵隊司令部附佐副官、憲兵下士、㋩憲兵隊。憲兵隊長憲兵隊副官、憲兵分隊長、憲兵隊附副官、憲兵准士官、憲兵下士、憲兵上等兵 ㈣職務。各職員其分擔の職務を異にす、玆に掲ぐるは主なるもののみ、㋑憲兵司令官。憲兵諸部隊を統轄し、其軍紀、風紀、訓練教育及職務執行を檢閲し、憲兵司令部の事務を總理す㋺朝鮮憲兵隊司令官憲兵司令官に隸し朝鮮に於ける憲兵隊を統轄し朝鮮憲兵隊司令部の事務を總理す、㋩憲兵隊長。部下分隊を統轄し其勤務方法を指定し隊中の事務を掌理す。（明三一年勅三三七號憲兵條例、正八年陸達八三號明三二年陸達二號憲兵服務規定等）〔憲兵隊管區〕〔憲兵練習所〕

憲兵司令官（けんぺいしれいくわん）〔憲兵〕

憲兵司令部（けんぺいしれいぶ）〔憲兵〕

憲兵隊（けんぺいたい）〔憲兵〕

憲兵隊管區（けんぺいたいくわんく）

憲兵隊管區表

隊名	管區
東京憲兵隊	第一師管（山梨縣、神奈川縣ヲ除ク）
橫濱憲兵隊	山梨縣、神奈川縣
仙臺憲兵隊	第二師管
名古屋憲兵隊	第三師管
大阪憲兵隊	第四師管
廣島憲兵隊	第五師管
熊本憲兵隊	第六師管
旭川憲兵隊	第七師管
弘前憲兵隊	第八師管
金澤憲兵隊	第九師管
姬路憲兵隊	第十師管
善通寺憲兵隊	第十一師管
久留米憲兵隊	第十二師管
宇都宮憲兵隊	第十四師管
京都憲兵隊	第十六師管
臺灣憲兵隊	臺灣
關東憲兵隊	南滿洲
京城憲兵隊	京畿道、黃海道、江原道、通川郡、高城郡、襄陽郡、江陵郡、三陟郡、蔚珍郡ヲ除ク
大邱憲兵隊	忠淸北道、忠淸南道、慶尙北道、慶尙南道、全羅北道、全羅南道、
平壤憲兵隊	平安南道、平安北道
咸興憲兵隊	咸鏡南道、江原道ノ內通川郡、高城郡、襄陽郡、江陵郡、三陟郡、蔚珍郡
羅南憲兵隊	咸鏡北道

（正一四年陸令一五號）〔憲兵〕

憲兵分隊長（けんぺいぶんたいちやう）〔憲兵〕

憲兵練習所（けんぺいれんしふしよ）㈠概念。〔憲兵〕科士官と爲すべき學生を敎育し、憲兵科下士及上等兵たる學生に憲兵の本務に關する學術を修得せしむる所にして陸軍大臣の管理に屬す。憲兵司令官は陸軍大臣の認可を受け臨時に憲兵將校以下を本所に召集し所要の期間之に必要なる學術を修めしむることを得るものとす。㈡職員。所長。副官、敎官、主計、軍醫、下士、判任文官㈢學生。㋑種類。三種あり、1甲種學生。陸軍補充令一四條に規定する憲兵科士官候補者を以て之に充つ。2乙種學生。陸軍補充令一四條の二に規定する憲兵科少尉候補者を以て之に充つ。3丙種學生。憲兵下士及憲兵下士の候補者たる憲兵上等兵を以て之に充つ。㋺修業期間。甲種及丙種學生は十月、乙種學生は一年。（正九年勅二四〇號憲兵練習所令、明四四年勅二七〇號陸軍補充令一四、一四條ノ二）

兼補（けんぽ）職務ある官吏が重ねて他の職務に補せらるるを云、兼任と同じ。

元豐諸司敕式（げんぽうしよしちよくしき）〔安撫〕

元豐敕令式（げんぽうちよくれいしき）（七一卷）〔崔合符〕

元本（げんぽん）〔元物〕は〔物〕に限るも元本は繼續的收入を生すべき淵源たる物又は權利也、例せば貸金の元金、貸地、貸家、公債、株劵、資本金等是等也。

原本（げんぽん）Urschrift（獨）original（英）（佛）或意志表示が書面を以て爲されたるとき其書面自身を原本と云ひ、其意志表示の報告たる〔謄本〕〔正本〕及〔抄本〕に對應する語也。例せば契約書の原本、判決原本、戶籍吏の保管する戶籍簿等。（民事訴訟法二三七、五二四、三四九、四八五條）

・元本の債權と利息の債權との關係（げんぽんのさいけんとりそくのさいけんとのくわんけい）〔利息〕

原本返還拒絕證書（げんぽんへんくわんきよぜつしようしよ）〔拒絕證書〕

現務（げんむ）laufendes Geschäft（獨）Present business（英）affaire present（佛）affare present（伊）現に繼續して執行しつゝある事務を云。例せば官吏が現に執行中なる事務の如き、又法人解散の場合に於ける淸算人の職務として「現務の結了」と云ときは法人解散前に開始せられ解散當時未だ結了せざる事務を指稱するが如きは其適例也。（民法七八條）

建武以來式目追加（けんむいらいしきもくついか）〔建武式目〕

建武式目（けんむしきもく）建武三年鎌倉評定衆の眞惠二階堂道昭（法名是圓）、玄惠等〔足利尊氏〕の諮問に答へて「可レ被レ鎭二狼藉一事、可レ被レ興二行無盡錢ノ土倉一事、諸國守護人殊可レ被レ擇二政務ノ器用一事、固可レ被レ止二賄賂一事、可レ被レ開二召貧弱ノ輩ノ訴訟一事」等政道の要一七條を述べたる意見書也。後世武家の法律として〔貞永式目〕と併稱するものもあれど、單に政要の一二を言上したるに過ぎずして全く式目法令の體を爲さず、世に頒行せしものにも非ざるを以て之を法律刑典と爲すは妥當ならず。且建武以來式目追加なるもの約一二〇條あるは此一七條の追加にはあらずして、貞永式目の不足を補ひて前代より行ひ來れる沙汰書に過ぎず、建武式目は一時的必要に應ずるを目的としたるものなれば、之に追加法のあるべき理なき也。

建武年間記（けんむねんかんき）（一卷）本領安堵、當知行地安堵、非郡科罪當知行地被充行他人、綸旨遵行、不遵行勅裁致濫妨事其他雜訴裁決等の事まで錄す（〔群書類從〕卷四五五、雜部第一〇）

現務の結了（げんむのけつれう）Beendigung von laufenden Geschäften（獨）〔淸算〕〔現務〕

兼明書（けんめいしよ）（五卷）〔邱光庭〕

劵面額（けんめんがく）Nennbetrag; Nennwert（獨）face value（英）valeur nominale（佛）valore nominale（伊）廣義に之を用ゆれば〔證劵〕の劵面に記載せられたる金錢其他の物の量額を稱すと雖、狹義に於て公債證劵、株劵、〔債劵〕の劵面に記載せられたる全額のみを指稱するを常とす。〔株式〕〔公債〕

元老院（げんらうゐん）Ständerath（獨）sénat（佛）〔瑞西法〕〔佛蘭西法〕

權利（けんり）Recht（獨）right（英）droit（佛）diritto（伊）jus（羅）國家的生活に必要なる法的利益を享受し又は之を活動せしめ得る法律上の可能性也。㈠學說。權利の本質の學說は意思說及利益說の二あり。㋑意思說。意思を以て權利の本質也とする學說にして種々なる行程を經て發展したり、卽ち〔カント〕及〔ヘーゲル〕は〔意志の自由〕を以て權利の本質也とし、最後に〔ウィンドシャイド〕は「意思の力」又は「意思の支配」を以て權利の本質也としたるも、意思は動的狀態卽ち權利の行使、拋棄等の活動作用には必要あり、故に法律は意思を缺く場合例せば無能力者等の爲めには法定代理等の制度を設けて其意思を補充し得べし、されど靜的狀態卽ち單に權利を保有しつゝある狀態に於ては意思は必要にあらず、或は意思なき者は權利なしとの結論に到達する欠點あり。㋺利益說。〔イエリング〕其他の利益說によれば權利は法に依りて保護されたる利益也と、而して法の保護する利益が總て權利也とすれば法律によりて直接間接に利益を受ける者は悉く權利者なりやとの疑問に對しては權利其ものと〔法の反射作用〕とは之を區別せざるべからず、訴權を與へらるゝに依りて保護せらるゝ利益のみを權利と稱すべしと、されど、此說に對しては訴權を與へられざる特定の利益にして權利たるべきものありとの非難起るべし。㈡本質。㋑個人の權利の觀念は國家的生活の觀念の範圍に止り、また國際的に及ばざる所以は此權利を認むる法律は國家的規範たるが故也。㋺個人の權利の內容は利益にして此利益たる全く法律に依りて認められたる事に限るものとす、卽ち苟も國家生活に必要なる利益にして客觀的に法律が之を認めたる以上は、之を有する者が主觀的に利益と認むるや否やは問ふ所に非ず。㋩權利は法律上の可能性に限られ法律は必ず之を保護するを原則とするが故に、無能力者と雖消極的に權利を享有し、又積極的に之を活動せしむる場合は法定代理等の制度あり、尙權利を以て力卽ち利益を享有し及之を活動せしむる法律上の力也と爲す說あり、勿論權利中には力の觀念を容るべき部分なきにあらざるも、權利なる廣汎なる法的現象を直に力也と爲すは妥當ならざるべし。㈢種別。〔物權〕は財產權にして支配權而も尙絕對權なる如く觀察の方向を異するに隨ひ其位置を變するを以て權利の分類は困難なる問題に屬す。㋑法律上公法私法の區別に據りて之を〔公權〕と〔私權〕とに分ち、私權は又更に1權利の主體に基き分類すればⒶ〔身分權〕と然らざるもの。Ⓑ〔專屬する權〕と然らざるもの。2權利の客體の範圍を標準とすればⒶ〔絕對權〕（卽對世權）とⒷ〔相對權〕卽對人權。3權利の目的に隨つて分類せばⒶ〔人格權〕。Ⓑ〔財產權〕、財產權は又(a)〔物權〕(b)〔準物權〕。(c)〔無體財產權〕(d)〔債權〕。(e)〔能權〕Ⓒ〔社員權〕。4權利の作用に據りて分類するときは、Ⓐ〔支配權〕。Ⓑ〔請求權〕。Ⓒ〔形成權〕Ⓓ〔抗辯權〕。5權利自身の他の權利との關係に基づけばⒶ(a)〔原權〕。(b)〔流出權〕流出權が原權に對する侵害を排除する目的の爲め與へられたるときは特に〔救濟權〕と云。(c)〔支分權〕。6權利の取得が期限付又は條件付なるか否に基くときは、Ⓐ〔期待權〕。Ⓑ〔既得權〕。7權利の移轉性に基き之を分類せば、Ⓐ〔移轉性なき權利〕（卽一身專屬權）Ⓑ〔移轉性ある權利〕㈣主體・客體及目的。權利義務の主體卽ち權利を有し義務を負ふべき者は人格者卽ち自然人及法人也。其權利を以て對抗され得べきもの卽ち權利の客體も亦人格者たる自然人及法人ならざるべからず、ヴィンドシャイド及レーゲルスベルガー等の如く主體なき權利ありと肯定する學說あるも既に通說は權利を以て法律上の可能性也とする以上は其可能性の主體あるを前提とせざるべからず、我民法も亦或權利に付ては胎兒を以て恰も生れたる人格者と見做して權利を留保するが如き、或は相續人曠缺の場合の相續財產も之を無主とせずして法人と爲すが如き皆權利を以て主體あらしむる規定也。例せば相續人曠缺の場合の相續財產に付權利を主張し得べき者あるときは、其人は權利の主體にして前記の相續財產の法人は權利の客體也、卽ち財產は權利の目的にして客體にあらず。其他法律關係中には有形無形の利益が介入することあり、例せば著作權を質入したる場合には著作權（其ものが智能に因りて創作されたる無形の利益）は質權なる權利の目的にして客體にあらず、此場合に質權

（後頁。建武年間記——權利）

（前頁。元文寬保條例——建武式目）

者は権利の主体にして其作用者は権利の主体にして其作用者たる方面より之を観察するを総称して権利の客体と云ふ。権利の客体は物の外広く人格者の行為にも及ぶ。例へば債権者は債務者の行為を目的として権利を有し、債務者は債権者の為に一定の行為を為すの義務を負ふ。故に債権者の権利は債務者の行為を客体とするものと謂ふを得べし。

権利の行使（けんりのこうし）Ausübung der Rechte（独）■意義。権利の内容たる利益を実現する行為を云ふ。■主体。権利を行使し得る者は権利者なるを原則とすれども、権利者に代りて行使し得ざる場合あり又権利は代理人に依りこれを行ふ場合あるを以て権利者と権利行使者とは必ずしも同一人たるを要せず。■自由。権利を行使すると否とは自由なるを原則とすれども、法律上強制さるる場合あり。何せば民法第九条の如く■義務。私法は権利の行使に関し特に制限を設くる場合あり。何せば民法が通行権に関し一通行ノ必要ニ従フ外ナシ」と規定せるが如し。

権利行為（けんりこうい）rightful act(英) 人が自己に属する権利を行使するの行為を権利行為と云ふ。何せば所有権の行使として使用又は処分し債権者が債権の行使として債務者に債務の弁済を請求するが如き是也。（不法行為）は原則として何等の権利をも生ぜざるも、其行為の結果として損害を生ずるときは例外として加害者に損害賠償の義務を負はしむ。

権利義務（けんりぎむ）〔権利義務の関係〕

権利関係（けんりかんけい）〔権利義務の関係〕

権利圏（けんりけん）Rechtssphäre(独) sphere of right(英) ■意義。各人の〔権利〕は其性質上常に他人の〔権利〕と接触し、其接触の範囲に於て権利は其作用を制限せらるるを免れず。此制限ありて始めて権利は其目的を達し得るものにして、此制限ある範囲を権利圏と云ふ。権利圏は権利の性質上当然存するものにして、権利者の意思表示又は法律の規定を俟つを要せず。

権利期間（けんりきかん）〔期間〕

権利義務の関係（けんりぎむのかんけい）〔権利〕者と〔義務〕者との間に於ける〔法律関係〕を云ふ。権利は債権者及債務者間に生ずる法律上の関係の如し。

権利共通、義務共通（けんりきょうつう、ぎむきょうつう）Wenn mehrere Personen einsichtlich des Streitgegenstandes gemeinschaftliche Ansprüche oder Verpflichtungen haben; Wenn sie in Ansehung des Streitgegenstandes in Rechtsgemeinschaft stehen.（独）〔訴訟物〕に関し数人が共同にて権利又は義務を具ふる様での場合を云ふ。例せば連帯債権者又は連帯債務者、又は共有権者が共同原告又は共同被告として訴訟を為す場合の如し。一般に数人が共同にて訴を為し又は訴を受くることを得べきものも也。

権利関係（けんりかんけい）〔権利義務の関係〕

権利圏（けんりけん）Rechtssphäre(独) sphere of right(英) ■意義。各人の〔権利〕は其性質上常に他人の〔権利〕と接触し、其接触の範囲に於て権利は其作用を制限せらるるを免れず。此制限ありて始めて権利は其目的を達し得るものにして、此制限ある範囲を権利圏と云ふ。権利圏は権利の性質上当然存するものにして、権利者の意思表示又は法律の規定を俟つを要せず。（民法第一条ノ二）ノ如く権利の行使は信義に従ひ誠実に之を為すべきことを命ずるは、権利圏の存在を前提とするものにあらずや。（権利の濫用）（民法第一条ノ三）

権利行使者（けんりこうしゃ）Rechtsausüber(独)〔権利行使〕

権利株（けんりかぶ）Aktienrecht vor Eintragung der gesellschaftserrichtung in das Handelsregister(独) promotor's shares(英)■意義。〔株式〕と株式を表示する有価証券たる株券とは互に一体不分離のものにして、而も株券は会社の設立登記以前に発行することを禁ぜられたるを以て、設立登記以前の株式は実は株式引受の債権たるに過ぎず、此を権利株と云ふ。■種類。権利株の売買。一般の人は会社に関する綿細なる知識を得るに由なく、又会社も種々の不利益を来すことあるを以て、公益上設立登記前の株式の譲渡又は譲渡の制限を為すことあり。一般の人は会社に関する綿細なる知識を得るに由なく、又会社も種々の不利益を来すことあるを以て、公益上設立登記前の株式の譲渡又は譲渡の制限を為すことあり。

権利株の売買（けんりかぶのばいばい）Einrede der Rechtshängigkeit(独)〔権利判決〕

権利株譲渡（けんりかぶじょうと）〔権利株〕

権利財産（けんりざいさん）〔財産権〕

権利侵害の訴（けんりしんがいのうったえ）Konstitutivesklage（独）〔形成の訴〕

権利者（けんりしゃ）Rechtsträger(独)〔権利の主体〕〔権利の行使〕

権利濫用（けんりらんよう）〔濫用〕

権利主体（けんりしゅたい）Subjekt des Rechtes(独) subject of the right(英) sujet du droit(仏) soggetto del diritto(伊)■意義。権利者は其権利の帰属する主体にして、権利の客体に対する語なり。権利主体は人格者たるを通則とすれども、人格者にあらざるも権利主体たることを得。例へば財団法人の如し。

（後頁。権利判決——権利主体）

権利判決（けんりはんけつ）Rechtshängigkeit(独) restriction of right(英) restriction du droit(仏) restrizione del diritto(伊)■意義。訴訟物たる権利関係の存否に付き裁判所が為す判決を云ふ。■種類。権利判決は之を分ちて左の二種とす。❶終局判決。訴訟の全部又は一部を完結せしむる判決を云ふ。❷中間判決。訴訟の中間に生ずる争点に付き裁判所が為す判決を云ふ。■効力。権利判決は其判決を為したる裁判所を拘束し、裁判所は其判決を為したる後に於ては之を取消し又は変更することを得ず。但し中間判決は此限に在らず。■反訴。訴訟物たる権利関係に付き被告が為す訴を反訴と云ふ。反訴は本訴の訴訟物たる権利関係と牽連関係あるを要す。反訴は本訴の訴訟手続に従ひ同時に裁判せらるるを通則とす。

権利判決（けんりはんけつ）Rechtshängigkeit(独) restriction of right(英) restriction du droit(仏) restrizione del diritto(伊)■反訴。訴訟に於ける被告の権利判決を云ふ。■意義。訴訟物たる権利関係に付き裁判所が為す判決を云ふ。■種類。権利判決は之を分ちて左の二種とす。❶終局判決。訴訟の全部又は一部を完結せしむる判決を云ふ。❷中間判決。訴訟の中間に生ずる争点に付き裁判所が為す判決を云ふ。又反訴裁判所が為す判決を云ふ。■効力。権利判決は其判決を為したる裁判所を拘束し、裁判所は其判決を為したる後に於ては之を取消し又は変更することを得ず。但し中間判決は此限に在らず。■反訴。訴訟物たる権利関係に付き被告が為す訴を反訴と云ふ。反訴は本訴の訴訟手続に従ひ同時に裁判せらるるを通則とす。

権利の行使（けんりのこうし）Ausübung der Rechte（独）■意義。権利の内容たる利益を実現する行為を云ふ。■主体。権利を行使し得る者は権利者なるを原則とすれども、権利者に代りて行使し得ざる場合あり又権利は代理人に依りこれを行ふ場合あるを以て権利者と権利行使者とは必ずしも同一人たるを要せず。■自由。権利を行使すると否とは自由なるを原則とすれども、法律上強制さるる場合あり。何せば民法第九条の如く■義務。私法は権利の行使に関し特に制限を設くる場合あり。何せば民法が通行権に関し「通行ノ必要ニ従フ外ナシ」と規定せるが如し。

権利行為（けんりこうい）rightful act(英) 人が自己に属する権利を行使するの行為を権利行為と云ふ。何せば所有権の行使として使用又は処分し債権者が債権の行使として債務者に債務の弁済を請求するが如き是也。（不法行為）は原則として何等の権利をも生ぜざるも、其行為の結果として損害を生ずるときは例外として加害者に損害賠償の義務を負はしむ。

権利義務（けんりぎむ）〔権利義務の関係〕

権利関係（けんりかんけい）〔権利義務の関係〕

権利圏（けんりけん）Rechtssphäre(独) sphere of right(英) ■意義。各人の〔権利〕は其性質上常に他人の〔権利〕と接触し、其接触の範囲に於て権利は其作用を制限せらるるを免れず。此制限ありて始めて権利は其目的を達し得るものにして、此制限ある範囲を権利圏と云ふ。権利圏は権利の性質上当然存するものにして、権利者の意思表示又は法律の規定を俟つを要せず。（民法第一条ノ二）ノ如く権利の行使は信義に従ひ誠実に之を為すべきことを命ずるは、権利圏の存在を前提とするものにあらずや。（権利の濫用）（民法第一条ノ三）

権利期間（けんりきかん）〔期間〕

権利義務の関係（けんりぎむのかんけい）〔権利〕者と〔義務〕者との間に於ける〔法律関係〕を云ふ。権利は債権者及債務者間に生ずる法律上の関係の如し。

権利共通、義務共通（けんりきょうつう、ぎむきょうつう）Wenn mehrere Personen einsichtlich des Streitgegenstandes gemeinschaftliche Ansprüche oder Verpflichtungen haben; Wenn sie in Ansehung des Streitgegenstandes in Rechtsgemeinschaft stehen.（独）〔訴訟物〕に関し数人が共同にて権利又は義務を具ふる様での場合を云ふ。例せば連帯債権者又は連帯債務者、又は共有権者が共同原告又は共同被告として訴訟を為す場合の如し。一般に数人が共同にて訴を為し又は訴を受くることを得べきものも也。

権利株（けんりかぶ）Aktienrecht vor Eintragung der gesellschaftserrichtung in das Handelsregister(独) promotor's shares(英)■意義。〔株式〕と株式を表示する有価証券たる株券とは互に一体不分離のものにして、而も株券は会社の設立登記以前に発行することを禁ぜられたるを以て、設立登記以前の株式は実は株式引受の債権たるに過ぎず、此を権利株と云ふ。■種類。権利株の売買。一般の人は会社に関する綿細なる知識を得るに由なく、又会社も種々の不利益を来すことあるを以て、公益上設立登記前の株式の譲渡又は譲渡の制限を為すことあり。

権利株の売買（けんりかぶのばいばい）Einrede der Rechtshängigkeit(独)〔権利判決〕

権利株譲渡（けんりかぶじょうと）〔権利株〕

権利財産（けんりざいさん）〔財産権〕

権利侵害の訴（けんりしんがいのうったえ）Konstitutivesklage（独）〔形成の訴〕

権利者（けんりしゃ）Rechtsträger(独)〔権利の主体〕〔権利の行使〕

権利濫用（けんりらんよう）〔濫用〕

権利主体（けんりしゅたい）Subjekt des Rechtes(独) subject of the right(英) sujet du droit(仏) soggetto del diritto(伊)■意義。権利者は其権利の帰属する主体にして、権利の客体に対する語なり。権利主体は人格者たるを通則とすれども、人格者にあらざるも権利主体たることを得。例へば財団法人の如し。

（前頁。権利の行使——権利関）

謂して規定するもの也。㊁第二義。特定の權利を現實に享有する者を指稱す「主體なき權利」と云ときは此意義に於ける權利主體を指し寧ろ權利者と稱するを正確とす。㊂種類。我民法及其他發達したる法制は二種の權利主體を認むるを常とす。❶〔自然人〕㊁〔法人〕

權利存在の社會的根據（けんりそんざいのしゃかいてきこんきょ） 法律が個人の〔權利〕を認め之を保護する所以如何を權利存在の社會的根據の問題とす。所有權其他の權利が認められ國家的保護を與へらるゝ所以のものは單に其個人の利益のみを顧慮せるが爲に非ずして、之により社會一般の福祉を得んが爲に他ならず、佛蘭西革命後の個人主義盛なりし時代に於ては權利根據は天賦人權思想に求められしが、幾近の社會化思想は權利思想上に多大の變革を來し、「所有權は債務を生ず」或は「富は債務を生ず」と云が如き思想起り、又富者の貧者に對する不法行爲上の責任は貧者の富者に對するそれより重からざる可からずと云が如き法理を産むに至れり、吾大審院は「獨リ被害者ノ社會上ノ地位ヲモ斟酌シタルトテ不法ニアラズ」と上述の法理を應用して名譽毀損に因る慰藉料の數額を決定せしことあり。（大審判決明治三五、五、二〇）

〔權利の濫用〕

權利鬪爭論（けんりとうそうろん） Kampf ums Recht（イエーリング）

權利能力（けんりのうりょく） Rechtsfähigkeit（獨）jus sive legal capacity, capacité de jouissance des droits civils（佛）capacità del godimento dei diritti civili（伊）〔權利〕を有し〔義務〕を負ふべき能力を云ふ。❶各人の權利能力。權利享有の範圍は有も生活能力を備ふる以上は男女、年齡、宗教、身分、職業竝社會上の地位によりて異ならざるを原則とす。唯特種の權利は特定の人に限らるべきは當然にして、例せば親權は親に限り夫權は夫に限るが如き是也。而して特に法令又は條約に禁止ある場合を除く外〔外國人〕と雖私權を享有す、我國に於ては外國人に對し土地所有權、家督相續人となる權、日本銀行及正金銀行の株主と爲る權、鑛業人、鑛業組合人又は鑛業會社員となる權を禁制せり。又是等私權の外〔公權〕に關する權利能力は各人平等に之を享有するにあらず、例せば參政權の如き男女年齡、住所、納稅額等に關して法の資格を具備するを要するが如き是也。又公權は私權と異なり外國人に對して其享有を制限すること一層大也。例せば參政權の享有は之を認めざるのみならず、個人の公權中の自由權即ち居住移轉の權、信教の自由權の如きは條約又は法令の認むる場合に限るが如き是也。㊂法人の權利能力。法人は自然人と異なり生理機能を有せざるが故に、生理機能を條件とせる人格權中生命權、身體權及自由權、親族權相續權等を有せざるも遺贈を受くるの能力を有す、而して我國に於て成立を認許せられたる外國法人は內國法人と同一に權利能力を有すと雖、總て法人の權利能力は其成立條件たる目的に依りて範圍の確定せらるゝあり、例せば營利法人は慈善行爲を爲す能はず、又祭祀、宗教、慈善を目的とする公益社團法人は商業を營む能はざるが如き、假令又其目的の範圍に屬する權利と雖、公益社團法人が妄りに寄附金を募集し又は莫大の負債を爲すを禁ずるが如き場合是也。要するに法人の權利能力の範圍は其目的又は法令の規定の制限を受くるもの也。㊃能力の終期。人類の生存中は如何なる事實あるも權利能力を喪失することなく、死亡に依りて始めて喪失す、死亡とは其生理機能が絕對に終熄する義也。但一定の期間生死不分明の者あるときは死亡と見做し裁判所は〔失踪〕の宣告を爲すことあり。又人の出生死亡の事實及其時期は法律上重要なる效果を生ずるが故に係爭事件あるときは其事實を證明せざるべからず出生、死亡、失踪を記入する公簿は公正證書に屬するが故に完全なる證據力あり。「法人」は法定の解散事由の發生に依りて權利能力を喪失す。（民三三條、三六條、四三條、六八條、七二條、七一一條、七二一條、八二〇條、九六四條、九九三條、一〇六五條、特別法

（後頁。權利存在の社會的根據——權利能力の準據法——縣令）

第一月一七日布告、明治二五年六月二七日布告明治三〇年七月內務省令明治四九年二月訓令改正）

權利能力の準據法（けんりのうりょくのじゅんきょほう） 權利能力は法律上の地位なるが故に法律の創作する所にして自然に存在するに非ず。從て本來或人に權利能力を附與するや否やは常に一國の法律の決すべき所にして、國際私法上外國人が權利能力を有するや否やの問題も亦之に關して問題を生じたる國の法律に依り決すべきものとす。即國際私法上權利能力の問題は之を問題とせる裁判所の所在地の法律、即法廷地法に依るべきは明文を俟たざる當然の事理也。（準據法）

權利ノ行使ハ他人ニ損害ヲ加フルノミノ目的ヲ有スルトキハコレヲ許サス（けんりのこうしはたにんにそんがいをくわふるのみのもくてきをゆうするときはこれをゆるさず） Die Ausübung eines Rechtes kann, einem Anderen Schaden zuzufügen, nur dann nicht unzulässig, wenn sie nur den Zweck hat, einen solchen Schaden zuzufügen.（獨）（獨逸民法第二百六條）（權利の濫用）

權利の拋棄（けんりのほうき） 權利を拋棄すると否とは原則として權利者の自由也。然れ共或種の權利、例せば家督相續權或は遺言の取消權等は其拋棄を禁ぜらる。蓋し權利は個人的制度に非ずして社會的制度なるを以て法律は或種の權利の享有を强制せる也。（貧二〇三ノ一、二二八條）

權利の分配（けんりのぶんぱい） Die Teilung der Rechte（リューメリン）

權利の濫用（けんりのらんよう） Missbrauch des Rechts（獨）abus du droit（佛）權利の濫用とは「法律ニ於テ認メラレタル適當ナル範圍ヲ超越シ失當ナル方法」に於て、換言すれば〔權利存在の社會的根據〕を超脫し、社會生活に有害なるが如き方法に於て權利を行使することを云、斯る行爲は縱令形式權利行使の外觀を呈するも實質上權利行使として國家は之を保護せず且之に因りて他人の權利を侵害する時は、「不法行爲」たるべし。而して其濫用と爲るや否やは法律が其權利を認めたる趣旨に考へ且社會の一般觀念を標準として之を決すべく、又「公ノ秩序善良ノ風俗ニ（信義誠實の原則）」に反すと認むる時ときは濫用たるものとす。獨逸民法二二六條は「權利ノ行使ハ他人ニ損害ヲ加フルノミノ目的ヲ有スルトキハコレヲ許サス」と規定し、スイス民法第二條は「權利ノ明白ナル濫用ハ法律ノ保護ヲ受クルコトヲ得ス」と規定す。權利の性質上當然のことなれば明文なき我民法に於ても同樣に解せざる可からず。〔權利の行使〕（大審判決、五、三一、三民二四條二項四六民）

權利不存在確認の訴と主參加（けんりふそんざいかくにんのうったえとしゅさんか） 判例に曰く「本訴訟ニ於ケル原告ノ主張カ相手方ヲシテ其權利ノ不存在ヲ確認セシメントスルニ在ル場合ニハ其請求ハ亳モ第三者ノ利益ト衝突セサルヲ以テ主參加訴訟ハ許ス（キニ非ス）」。（明三八年三月六日事務局、民訴法一條〔主參加〕）

權利變更の訴（けんりへんこうのうったえ） Rechtsänderungsklage（獨）〔形成の訴〕

權利保護請求權（けんりほごせいきゅうけん） Rechtsschutzanspruch（獨）■意義。權利保護請求權とは私人が國家司法機關に對し權利保護行爲をなさんことを要求する公權を云。■種類。❶判決請求權。❷執行請求權。強制執行に依る保護行爲を要求する權利也。❸破產請求權。破產手續に依る執行請求權也。❹簡易手續請求權（簡易手續）による判決請求權也。❺給付判決請求權。〔給付判決〕に依る保護行爲を要求する權利也。❻確認判決請求權（確認判決）に依る保護行爲を要求する權利也。❼形式判決請求權（形成判決）に依る保護行爲を要求する權利也。

權利保護の條件（けんりほごのじょうけん） Die Voraussetzungen des Rechtsschutzes（シュタイン）

權利名義（けんりめいぎ） 權利關係の名義を稱して權利名義と云、例せば債權關係に於ける債權は權利名義にして所有權を有する場合の所有權其自身は權利名義也、權利名義人又は名義者と云は法律上の權利歸屬者即權利主體を指すものとす。（權利）

權利名義人（けんりめいぎにん） 〔權利名義〕

建曆二年新制廿一條（けんりゃくにねんしんせいにじゅういちじょう） 〔割符〕

建隆重定刑統（けんりゅうちょうていけいとう） （三〇卷〔寶儀〕

建隆編勅（けんりゅうへんちょく） （四卷）〔寶儀〕

權力（けんりょく） Authorität（獨）authority（英）autorité（佛）autoria（伊）■意義。權力とは命令强制し相手方を服從せしめ得る法律上の力を云、權力の〔主體〕を權力者と稱し權力者團體なるとき其團體を權力團體と云。權力團體とは國家及國家より權力を分與せられたる團體（例せば公共團體）とす、又權力者と該相手方との間に於ける〔法律關係〕を權力關係又は權力服從關係と稱す。■種類。❶一般權力關係（一般統治關係）。國家の權力の主體として臣民に權利を與へ義務を命ずるの關係を云、此關係に於ける臣民は臣民たるの地位に基き當然服從するの義務を有するもの也、國家の臣民に對して有する權利は統治權に基く權利にして國家的公權と云、細分すれば目的より見て〔1〕〔組織權〕。〔2〕〔警察權〕。〔3〕〔公企業特權〕。〔4〕〔法政權〕。〔5〕〔軍政權〕。〔6〕〔財政權〕。〔7〕〔刑罰權〕也。統治權に依りて許容せられたる臣民の權利を國民的公權と云、〔1〕〔自由權〕。〔2〕〔受益權〕。〔3〕〔參政權〕之也。㊁特別的權力關係。臣民たる地位に基づき當然生ずる關係に非ずして特別の法律原因によりて生じ、公法關係及私法關係の兩關係に於て生ずるに付一般統治關係と其趣を異にす。特別權力關係は其發生原因によりて分つ、〔1〕當事者の合意に基くもの。此場合は當事者の自由意志の決定による承諾が其權力關係の基礎を爲すもの也。例せば官吏（任命）學生（入學）等の如し、〔2〕法律の力に基くもの。專ら法律の力に基きて成立し當事者の意志を省みず例せば兵卒〔公共團體〕囚人の如し。〔公法關係〕〔公權〕〔國家〕

權力關係（けんりょくかんけい） Autoritätsverhältnis（獨）relation of subjection（英）〔權力〕

權力團體（けんりょくだんたい） 〔權力〕

縣令（けんれい） Bezirksinstruktion（獨）prefecture, instruction（英）arrêté préfectoral préfecture

（佛） 縣知事所管の行政事務に付職權又は特別の委任に依り、管內全般又は其の一部に發する命令を云。其命令には五十圓以內の罰金若は科料又は拘留の罰則を設くる事を得。〔知事〕。〔縣行政〕〔行政命令〕〔警察命令〕〔佛蘭西法—各省〕

牽連罪（けんれんざい） 〔牽連犯〕

牽連債權の不動產上の裁判籍（けんれんさいけんのふどうさんじやうのさいばんせき） 債權の訴にして其債權の擔保を爲ず從たる物權に基く不動產上の訴に附帶し同一被告に對するときは、其不動產上の裁判籍に提起することを得べし、民事訴訟法上之を牽連債權の不動產上の裁判籍と云。（民訴二三條一項） 〔牽連事件〕

牽連罪の公訴時效（けんれんざいのこうそじかう） 刑法第五十四條は所謂想像上數罪又は〔牽連罪〕に付ては數個の罪名を一括して最も重き刑を以て處斷すべき者とし、之を第四十六條乃至第五十三條の規定に依り各獨立して科刑し得べき數個の罪（併合罪）と區別したるが故に、之を以て科刑上の一罪なりと認め原則として之を單純一罪に準して處分するを以て立法の精神に適するものとす。從て〔公訴の時效〕に付ても準一罪の時效は單純一罪の場合と均しく準一罪を組成する行爲の最終の日より起算し最も重き刑を標準とする期間に從ふを以て原則と爲さざるべからざるは明白也。玆に於てか牽連罪に於ける手段行爲と目的行爲との間に前者に對する刑を標準とする時效の期間經過したる場合に於て前者に對する科刑權のみ消滅し得るや否や疑あり。最近の判例はかゝる場合に消滅せずとせば「手段行爲ハ目的行爲カ實行セラレサル限リ幾十年ヲ經ルモ依然トシテ科刑ヲ免レサルニ至ルヘキカ故ニ時效制度ノ精神ニ矛盾ス」べきを理由として「牽連罪ニ於ケル目的行爲カ其ノ手段行爲ニ對スル時效期間ノ滿了セサル以前ニ實行セラルルトキハ二者ニ對スル公訴權ハ不可分的ニ最モ重キ刑ヲ標準トシ最終行爲ノ時ヨリ時效期間ノ滿了スルニ因テ消滅スルモノナルモ目的行爲カ手段行爲ノ刑ヲ標準トスル時效期間ノ滿了後ニ於テ實行セラルルトキハ手段行爲ニ付テハ時效ノ完成ニ因ル公訴權ノ消滅ヲ認ムヘキモノトス」る旨判示せり。蓋し社會通念上妥當なる判決と云べし。（刑五四條、刑訴二八一條、正一二年一二月五日大審判決）

牽連事件（けんれんじけん） Sachzusammenhang; zusammenhängende Strafsachen.（獨） 民事上及刑事上の二種あり。㊀民事上の牽連事件。民事訴訟に於て一の裁判籍を有する法律關係（訴訟物）が之と牽連する法律關係（訴訟物）を吸收して同一の裁判籍に屬せしむるを云。牽連事件の裁判籍として現行民事訴訟法の認むるものは、左の如し。㋑〔中間確認の訴〕㋺〔牽連債權の不動產上の裁判籍〕㋩〔主參加訴訟〕㋥辯護士又は執達吏の手數料及立替金に付き其委任者に對する訴は訴訟物の多寡に拘らず本訴訟の第一審裁判所に之を起すことを得。㋭數人の手形債務者が共同に訴を受くる場合の特別裁判籍。㋬〔異議〕及〔再審〕其他附隨訴訟の裁判籍。（民訴二一、二三ノ一、五一、二一、四九五ノ一、五四四—五四六、五四九、五六一ノ三、五六五、四七二、五二一條） ㊁刑事上の牽連事件。刑事々件に於て一人數罪を犯したる時、數人共に同一又は別箇の罪を犯せる時、數人通謀して各別に犯を犯したる時、數人同時に同一の場所に於て各別に罪を犯せる時は之を牽連せる者として牽連事件と云。「又犯人隱匿ノ罪、證憑湮滅ノ罪、僞證ノ罪、虛僞ノ鑑定通譯ノ罪及贓物ニ關スル罪ト其本犯ノ罪トハ共ニ犯シタルモノト看做ス」㋑事物管轄を異にする場合。此場合にありては「上級裁判所併セテ之ヲ管轄スルコトヲ得」る也。而して該事件「上級裁判所ノ公判ニ繫屬スル場合ニ於テ併セテ審判スルコトヲ必要トセサルモノアルトキハ上級裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ管轄權ヲ有スル下級裁判所ニ之ヲ移送スルコトヲ得」べく、又該事件が「各別ニ上級裁判所及下級裁判所ノ公判ニ繫屬スルトキ」は上級裁判所は其下級裁判所管轄事件を併せて審判するを得べし。㋺土地管轄を異にする場合。斯る場合に於ては「一個ノ事件ニ付管轄權ヲ有スル裁判所併セテ他ノ事件ヲ管轄スルコトヲ得」る也。而して該事件「同一裁判所ノ公判ニ繫屬スル場合ニ於テ併セテ審判スルコトヲ必要トセサルモノアルトキ」は他の管轄權を有する裁判所に移送するを得べく、此分離は豫審に繫屬する場合にも亦なし得べし。「事物管轄ヲ同シクスル數個ノ牽連事件各別ニ數個ノ裁判所ノ公判ニ繫屬スルトキ」は便宜上決定を以て之を一の裁判所に併合するを得る也（刑訴二—八條）

牽連事件の管轄（けんれんじけんのくわんかつ） Zuständigkeit für zusammenhängende Strafsachen.（獨） 〔管轄の併合〕

牽連事件の裁判籍（けんれんじけんのさいばんせき） Gerichtsstand der Sachzusammenhang（獨） 〔牽連犯〕 〔牽連事件〕

牽連犯（けんれんはん） ㊀意義。牽連犯とは一に又關聯犯と稱す、「犯罪ノ手段若ハ結果タル行爲ニシテ他ノ罪名ニ觸ルル」の場合にして之を處分上の一罪とし、「其最モ重キ刑ヲ以テ處斷ス」可き者也。犯罪の手段たる行爲とは其犯罪の性質上其手段として普通に用ゐらるべき行爲、換言すれば其犯罪の法定構成要件に屬するに非ずして而も其犯罪の實行手段たる行爲を指稱す、例せば人の住居に侵入して竊盜罪を犯したるときの如し、或犯罪の結果たる行爲とは或犯罪の當然の結果たる行爲にして而も其構成要件に屬せざる者を云、例せば貨幣を僞造したる者が之を行使したる場合の如し。關聯犯を除きたる一般の犯罪を非關聯犯又は非牽連犯と稱す。㊁要件。其數個の事實が通常の事例に於て手段結果の牽連關係ある場合、換言すれば或犯罪と其犯罪の手段若は結果たる犯罪との間に密接なる因果關係ある場合に限り、刑法第五四條第一項後段の規定を適用する事を得。㊂處分。其最も重き刑を以て處斷す。「其最モ重キ刑ヲ以テ處斷ス」とは數個の罪名中最も重きものに對する刑に從て處斷すとの意味也、數個の罪名の輕重は刑法第十條に依り刑の輕重を比較して之を決す。（刑五四條、刑施法三條三項） 〔犯罪〕〔牽連事件〕

（後頁。言論の自由——固有法）

言論の自由（げんろんのじいう） Freiheit, die Meinung in Wort zu äussern（獨） freedom of speech（英） liberté de penser（佛） ㊀憲法上の言論の自由。㋑概念。法律の範圍內に於て何等の拘束を受くることなく言論し得る〔臣民〕の權利也。言論とは口頭を以て思想を外部に發表するを云。特定の個人に對するや公衆に對するやを論ぜず、又自己の眞意なるや否やを問はず唯口頭に依る思想の外部に對する發表たるを以て足り他の全ての條件を排除す。然れども法律の範圍たることを要す、言論の自由は臣民の自由權中最も重要なる者なれど之を無制限に許すときは屢〻濫用せられ、他人の名譽を毀損し罪惡の敎唆を爲し秩序を紊り遂には國家の存在を否認し、其發達を阻害する等弊害を生ずる虞あり此之「法律ノ範圍內ニ於テ」の制限の附せられたる所以也。㋺制限。言論の自由は法律を以てのみ之を制限するを得、〔委任命令〕は法律と同一の效力を有するを以て之を以ても亦制限を加ふることを得べし。然れども命令はたとひ（警察）の目的を以て爲すと雖言論の自由に制限を加ふることを得ず。制限を擧ぐれば①〔治安維持法〕②刑法上の〔僞證罪〕〔誣告罪〕〔秘密漏泄罪〕〔名譽に對する罪〕〔信用及業務に對する罪〕等に規定するものは言論の自由の制限也と見るを得べし。③〔軍機保護法〕に依る軍機漏洩の罪等とす。㊁議院法上の言論の自由。〔議員〕〔自由權〕（憲法第二九條）

元和格敕（げんわかくちよく） 三〇卷〔鄭餘慶〕

元和格敕（げんわかくちよく） 三〇卷〔許孟容〕

權威解釋（けんゐかいしやく） authentische Interpretation; beglaubigte Auslegung; rechtsgiltige Auslegung; Auslegung durch eine souveräne Rechtsquelle（獨） authentic interpretation（英） interprétation authentique（佛） interprazioneautentico（伊） interpretatio authentica（羅） 〔解釋〕

玄慧（げんゑ） 權大僧都たり、字は健叟、洗心子と稱し健軒又獨淸軒と號す、正平五年六月死、僅八二（大日本史）〔建武式目〕

ケーザル、ユリウス Julius Caesar（前100—44）羅馬の貴族の家に生れ幼より修養に努め軍人及政治家として著名となりしも亦立法家、雄辯家、詩人、歷史家、文章家として、一家の地步を占めたり其羅馬の主權を掌握し事實上の獨裁君主となるや反對黨に嫉視せられ元老院の議場に於て暗殺せられたり、著述に〔ガリア戰闘記〕ありて模範的羅甸文と稱せらる。

ゲールシア gerusia（希） 〔希臘法〕

こ

子（こ） Kind（獨） child（英） enfant（佛） fanciullo（伊） ㊀意義。直系一等親の關係にある人を稱して親子と云ひ、其尊屬を親、其卑屬を子と云。㊁種類。㋑自然血族によるもの。①嫡出子。婚姻に因りて出生したる子。②私生子。婚姻外の懷胎に因り婚姻關係なき男女の間に出生したる子。③庶子。父の〔認知〕したる私生子を云。㋺法定血族によるもの。①養子。養親に對し養子緣組によりて嫡出子と同一なる身分關係を取得したるもの。②繼子。配偶者の嫡出子又は庶子にして自己の實子に非るもの。③庶子（嫡母に對する）、夫の認知したる私生子を云。〔血族〕（民八二〇、八二七、八三七、八二八條）

小畔傳（こあぜつたふ） 法律家也兵庫縣人、明治卅一年帝國大學法科を卒業し直に判事と爲り四十三年七月大審院判事に補せらる、刑法學に通じ其著日本刑法論は廣く世に行はる四十五年二月一日歿年三十九。

故意（こい） Vorsatz（獨） intention; deliberation（英） délibération（佛） deliberazione（伊） dolus（羅） ㊀刑法上の意義。犯意の義にして自己の行爲（作爲又は不作爲）が一定の結果を生ずべきを豫見し且之を容認する心理狀態を云。例せば群衆に石を投ずれば負傷者を生ずべきことを知り乍ら尙且負傷者を生ずるも可なりと考へ投石するが如し。故意の成立には自己の行爲が法律に反するを知ること（違法の認識）を要せず ㊁責任。故意に因る責任は免除が法定せられたる場合を除き當然之を負擔せざるべからざるものにして、故意に基く責任を負擔せざる旨を豫約するも無效也。〔犯罪〕は犯意を以て原則とし〔過失〕を以て例外とすと雖、特種の犯罪は犯意の有無を論ずることなく其結果に付刑を重加することあり、學者或は之を〔結果犯〕又は結果的加重犯と稱することあり。其他特別法即ち酒造稅法三一條印紙稅法二四條の如く明文を以て犯罪の成立に全く犯意を除外し、刑法三五條以下の犯罪の不成立を認めざる場合あり。㊂民法上の故意。刑法上の故意は犯意の義なりと雖民法上の故意は犯意と稱すること無し。又〔惡意〕の一部にして廣義の〔不法行爲〕は故意の具體的表現也と雖、民法上の不法行爲は〔債權〕發生の獨立の原因たるべき行爲に限定さる。

互有權（ごいうけん） 彊界線上に設けたる〔界標〕園障、牆壁及溝渠は、設置後永年月を經るときは其果して何人に屬するやを判定し得ざるに至ること多かるべく、若しも爭ある時一々擧證を要求することゝすれば事徒に煩雜に陷る虞あり。玆を以て民法は特に反證なき限り此等の物は「相隣者ノ共有ニ屬スルモノト推定ス」る旨を定めたり。但(一)、一棟の建物の部分を成す彊界線上の牆壁、(二)高さ不同なる二棟の建物を隔つる牆壁の低き建物を踰ゆる部分（防火壁を除く）は例外也。かゝる共有權を民法上互有權と云。（民二二九—二三二條） 〔所有權〕

固有國庫制（こいうこくこせい） 〔國庫金〕

固有財產（こいうざいさん） 〔限定承認〕〔單純承認〕

固有商（こいうしやう） 〔商行爲〕

固有法（こいうはふ） einheimisches Recht（獨） native law; indigenous law（英） droit indigène（佛） diritto indigeno（伊） 現代各國の法制は固有法と繼受法との二種の成立要素あり。固有法

（前頁。牽連罪——牽連犯）

とは其國固有の社會心意を實質とせる成文法及慣習法にして繼受法とは外國法を繼受したるものの也。例せば中世我國に於て漸次支那法を輸入し竟に大寶律令成りしが如き、又是等支那法は年久しく行はれたると又我固有法とに同化し全く固有法となりしも、明治時代に至りて獨逸法を輸入したるが故に現行法は其繼受法と稱すべきもの多きが如き、或は十五世紀頃獨逸は羅馬法を繼受して普通法を形成し以て今日の法制の基礎を作りしが如き是也。我國及獨逸の學者中には法源を爲したる法を母法、之を繼受したる法を子法と稱することあり。〔法〕

吳夷簡 宋の仁宗の朝、中書に在ること二〇年、許國侯に封ぜらる、字は坦夫、天聖七年天聖新修令を、同一〇年天聖編敕一三巻を撰す。（他書に呂夷簡とす併記して考證を俟つ）

故意犯 〔故意〕

講 其機能は幼稚なるも現今の產業組合と同業組合とを包含したる名稱也。即ち德川時代の組合にして金融を目的とする賴母子講、無盡講。大阪の砂糖仲買組合たる戎講、大黑講。宿屋の三都講、住吉講等の如く其種類多し。〔經濟集團〕〔組〕〔座〕

公 duke（英）〔爵位〕〔英吉利法〕

侯 marquis（英）〔爵位〕〔英吉利法〕

公安 Gemeinwohl（獨） public safety（英） sûreté publique（佛） sicurtà pubblico（伊） 公序と云ふに等しく公共の安寧秩序を意味す。故に公共の安寧秩序に對する妨害の除去を目的とせる公安警察は治安警察、保安警察、公共警察等と總て同義也。又一國內の安寧秩序を國內公安と云ふに對して國際關係の圓滑にして秩序整然たる事を國際法上特に國際公安と稱す。〔警察〕〔保安警察〕〔治安維持法〕

公安局 direction de la sûreté générale（佛）〔佛蘭西法―各省〕

公安警察 〔公安〕

公安事務 service de la sûreté générales（佛）〔佛蘭西法―特別官廳〕

公安保持を原因とする管轄の移轉 〔管轄の移轉〕

公有水面 公有水面とは河、海、湖、沼、其他の公共の用に供する水流又は水面にして國の所有に屬するものを云。（正一〇年四月法五七號、明二九年四月法第七一號）〔國有財產〕

公有地 öffentliche Land（獨） public land（英） terre publique（佛） terra pubblico（伊） 公共團體所有の土地を云。〔官有地〕〔地方財政〕

公有物 ㊀廣義の公有物。國家又は公共團體の所有物を云、行政的財產及收益財產の全部を包含す。㊁狹義の公有物。公物と同義に用ゆる學者あるも通說にあらず。〔公物〕〔國有財產〕〔地方財政〕

公有林 Waldungen der öffentlich-rechtlichen Korporation（獨） communal forests（英）〔森林〕

勾引 Vorführung（獨） arrest（英） arrestation（佛） arrestare（伊） ㊀意義。訊問の目的を以て被告人を一定の場所に出頭せしむる强制命令を云。此命令は一定の形式を要する書面即ち勾引狀を要す、此勾引狀と勾留狀、召喚狀を併せて之を令狀と稱す。㊁機關。勾引狀は裁判所之を發す但急迫を要する場合に於ては裁判長自ら之を發し又は受命判事をして發せしむ。豫審に於ては豫審判事之を發す檢事も亦現行犯又は〔要急事件〕の場合に於て之を發することを得。㊂條件。勾引狀を發する場合左の如し。㋑被告人再度の召喚を受くるも故なく出頭せざるときは之を勾引することを得、此の場合に於ては事件の如何を問はず。㋺次の場合には直に被告人を勾引することを得、即ち①被告人定まりたる住所を有せざるとき。②被告人罪證を湮滅する虞あるとき。③被告人逃亡したるとき又は逃亡する虞あるとき之也。㋩裁判長が指定の場所に被告人の出頭又は同行を命じたる場合に於て被告人が正當の理由なくして之を肯せざるときは其場所に勾引することを得。㊃效力。勾引狀の效力は被告人を一定場所に引致するに在り引致すべき場所は一般の場合に於ては裁判所にして、其效力は引渡後四十八時間を以て消滅す故に更に〔拘留〕の處分をなすにあらざる以上は其被疑者又は被告人を釋放せざるべからず。勾引狀の執行は司法警察官吏之を爲す。（刑訴八七―八八、九七、九八條）〔檢束〕

勾引狀	
住居職業　氏名　年齡 何區裁判所檢事某ノ命令（又ハ判事某ノ囑託）ニ依リ竊盜被疑事件ニ付何區裁判所檢事局ニ勾引ス 年　月　日　前（後）　時 於何署　〔署印〕 何署警部　氏　名㊞	
執行シタル場所	
執行シタル年月日時	
執行スルコト能ハサルトキハ其事由	
右ノ通リ取扱候也 年　月　日　何署　巡査　氏　名㊞	
引致日時	受託官署　大正　年　月　日　時
送致日時	囑託官署　大正　年　月　日　時

勾引狀 Vorführungsbefehl（獨） warrant for arrest（英） mandat d'arrêt（佛）〔勾引〕

公益 öffentliches Interesse（獨） public interest（英） l'intérêt publique（佛） interesse pubblico（伊） 公益とは一般人の利益、社會の福利、公共の便益の義也。〔公益法人〕〔公の秩序〕

公益行政 〔助長行政〕

公益法人 〔法人〕

公開 Öffentlichkeit（獨） public opening（英） ouverture publique（佛） apertura pubblico（伊） 公開は無條件又は一定の條件の下に一般公衆の會同、傍聽、觀覽を許すを云。

公開會社 offene Handelsgesellschaft（獨）〔獨逸法〕に於ける〔合名會社〕の別稱也。

公海自由の原則 〔公海〕

公海上の警察 police of the high seas（英） police de la haute mer（佛）〔公海〕

公開主義 ㊀意義。公開主義とは審判の場所を公開し何人にも之が傍聽を許すの主義にして、之に對し密行主義（秘密主義、非公開主義）とは公衆に審判を傍聽するを許さざる主義を云。公開主義には當事者、補佐人、辯護人等訴訟關係人のみの立會を許す所謂當事者公開主義と、普く一般人の立會を許す所謂公衆公開主義と有れ雖單に公開主義と稱するは後者を意味す。㊁目的。公開主義の目的とする處は裁判を公開して裁判所の專恣横暴の行動と訴訟關係人の不逞なる動作とを防ぎ、以て裁判の公平と威信とを保たしめんとするに在り。㊂現行法。帝國憲法第五九條は「裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス」と規定して公開主義を採る事を明にせり。但憲法の保障せる公開の範圍は判決裁判所の辯論に限り其他の手續に及はず。例せば刑事訴訟法上豫審は密行主義を採るが如し。㊃公開停止。公判手續は右の如く公衆公開を原則とするも例外として其公開を停止することあり、即ち安寧秩序又は風俗を害する虞あるときは法律又は裁判所の決議を以て對審の公開を止むることを得るものとす。（憲五九條）

公廨田 唐代、官司の所有に屬する田地にして、其初は國家の給する所に係る、官により定數あり、但其數の如きは常に加減あり、公廨田よりは稅錢を收めて百官の俸に充つ。〔職分田〕〔支那法〕

公海に於ける國家の權利義務 〔公海〕

公海法 Staatsseerecht; öffentliches Seerecht（獨） law of the high seas（英） droit maritime public（佛）〔海法〕

公學校 臺灣に於ける本島人に對する初等普通教育機關にして地方廳の管理に屬す、其修業年限は六箇年也。（明四〇年律令一號臺灣公學校令、明三七年府令二四號臺灣公學校規則）

公旗 〔旗章〕

公企業 〔營造物〕

後魏新律 二〇巻。〔崔浩〕

興行 öffentliche Ausführung（獨） representation on execution publique（佛） 興業とは脚本・樂譜其他の文藝・音樂及美術等に關する〔著作物〕を音聲・動作及機械等により公衆の面前に於て演ずるを云。興行中〔著作權法〕の保護を受け〔興行權〕なる特別の利益を享受するは脚本及樂譜の興行に限る。安寧秩序を害し風俗を紊す興行は地方命令を以て、警察取締を受くべし。（明三二年法三九號著作權法）

興行權 興行權とは各種の脚本及樂譜を公衆の面前にて演出する權利を云。嚴密に云へば興行權は〔著作權〕に包含さるる一權能なるを以て著作物の專用權を有し其複製を他人により侵害されざるの利益を有する著作權者之を有すべく、又其發生消滅變更も著作權と同一なるを原則とす。（明三二年法三九號著作權法）

公共營造物 öffentliche Anstalt（獨） public structures（英） 營造物法人と同じ。〔營造物法人〕〔公共團體〕

公共組合 Gemeinverein（獨） Public guild（英） Corporation publique（佛） ㊀意義 公共組合とは特定の目的を有する人類の結合即ち〔集團〕を基礎として存する公共團體（自治團體）也。公共團體が人類の集團を基礎とすと云ふは特定の目的を有する人類の結合する其れ自體を公共團體の作用の客體たらしむる義也。從つて土地を基礎とすることなし、是地方團體と異る點也。然れども其結合する者の範圍が一定の土地の區域に依て定まることあるは妨げず。公共組合が集團を基礎とするの結果當然其作用を受くる者は其集團組成員に限る。但稀には其外の者も其作用を受くることあり。此事は後に公共組合の權利義務の所に於て說述する所あらんとす。人類が公共組合を構成するときは之を其公共組合員と云。如何なる事實を標準として公共組合員たる資格の有無を決するかは各種の公共組合に就て定めらる。公共組合は其人格としての目的意思が其團體を構成する人類自身の內部より發生するものなれば所謂社團法人にして私法上の社團法人と異るは唯其目的が公共的なる點にあり。茲に公共的と云は單に公益と云ことを意味するに非ずして國家的との意なり。即其目的たる事務が國家より付與せられたるものにして國家の事務たるを云。故に假令公益事業を目的とする團體と雖其事業が國家より傳統したるに非る時は私法上の法人たるに過ぎざる也。〔委任登記〕㊁種類。㋑現行法に於ては其目的より觀て次の四種に分つことを得。①土地に關する組合。土地及治水に關する事業を目的とするものなり。Ⓐ〔水利組合〕Ⓑ北海道土功組合。畧水利組合と性質同じきも唯北海道に於てのみ行はるるものにして其目的とする範圍は唯に水利事業のみならず農業上必要なる道路橋梁等を施設維持する事業をも包含す。Ⓒ〔耕地整理組合〕。Ⓓ〔森林組合〕。②同業者の組合。同一の職業を行ふ者が同業者間ノ職業上の共同の利益を進め弊害を除くが爲に組織する團體也。此種の團體は通常公法人の性質を有せず或は全く法人格を有せざる單純の組合たるか或は私法人たるかに止まる。其公法人たるは唯國家が此種の職業に付て同業者の利益を保護することが國家の目的に合一することを認め、之を國家的事務と爲せる場合に限る。其主なるもの次の如し。Ⓐ〔重要物產同業組合〕Ⓑ〔畜產組合〕Ⓒ〔水產組合〕Ⓓ〔外國領海水

產組合」Ⓔ〔酒造組合〕Ⓕ〔醫師會〕等。③產業發達の爲にする組合。其種類次の如し。Ⓐ〔商業會議所〕Ⓑ〔農會〕。Ⓒ〔水產會〕④〔健康保險組合〕。㊁公共組合は又其構成より觀察して單純の公共組合と聯合公共組合とに別つことを得。前者は多數個人又は私法人の結合より成るに反し後者は二以上の同種類の公共組合が共同に其目的を達するが爲に相聯合して組織する複合的法人也。水利組合、同業組合醫師會、農會、水產會等は或は法律上の必要に依り、或は國家の同意を得て任意に聯合會を組織するとを得べく、而して聯合會は單純の公共組合と同樣の法律上の地位を有す。㊂公共組合の設立。公共組合は國家的事業を遂行する目的を以て設立せらるるものなるが故に、其設立に關して著しく私法人と異なる特色を有す。私法人の設立は國家の爲必要とせらるる所に非るが故に國家は其設立を設立者の自由意思に任じ之を强制するとなく、唯監督上の必要の爲に或は國家の認可を受けしむることあるに止る。公共組合は反之國家の爲必要なる事業の遂行を目的とせられて設立せらるるものなれば如斯自由ならず。必ず或程度國家が之に關與す。公共組合は國家が個個の團體に付て之を成立せしむるも唯國家が之を成立せしむるに當て組合員たるべき者の任意に組合を設立せんとする意思を認むることあり。組合員たるべき者の組合を設立せんとする意思を組合意思と稱し、現實に組合成立に必要なるものとして其者をして行はしむる行爲を設立行爲と云。設立行爲は組合意思と異なる。組合意思なき場合と雖設立行爲あることあり。組合設立に際し組合意思の參加を認むる程度卽國家關與の程度を標準として全部强制組合、一部强制組合、任意組合（或は强制組合、準强制組合、任意組合）の三種別を生ず。㋑全部强制組合。國家が自ら組合を設立する場合に之を全部强制組合と云。卽國家は組合員たるべき者の組合意思の如何を問ふとなく創立委員を設けて其設立の準備を爲さしめ、創立委員は組合の定款を定めて主務官廳の認可を申請す、時としては主務官廳が自ら定款を定めたる時は組合は卽成立し、法律に依り定められたる標準に該當する者は當然其社員となる。水利組合の如きは其適例也。然れども或場合には組合の設立が法律上の義務として命ぜられ組合員たるべく法律に依り定められたる資格を有する者が設立總會を開きて設立の議決を爲すとを要する場合あり、國家は之に認可を與ふ、此場合は其設立は國家の行爲に依るに非るも一種の全部强制組合也。尤も此場合も若し組合員たるべき者が議決を爲さざる時は國家は自ら設立行爲を爲すの權を有す、醫師會の設立は其例也。㋺一部强制組合。組合員たるべき者の一部が組合意思を有して設立行爲に參加するときは國家が之を認可して組合を成立せしめ、他の一部の組合意思如何を問はず法律上當然組合員たらしむるものにして、最も普通なる設立方法也、例せば一定の地區內の森林所有者の三分の二以上の者の所有の森林面積其地域內の森林總面積の三分の二以上ある場合に、此等の者森林組合の設立に同意する時は地方長官の許可に依て森林組合成立し、他の森林所有者は當然組合員となるが如し。耕地整理組合、重要物產同業組合、畜產組合、水產組合、酒造組合、商業會議所、農會等の設立は何れも此例に依る。㋩任意組合。組合員たるべき者の全部が組合意思を有して設立行爲を爲し、國家が其設立を認可するもの也。我國法上甚だ稀にして單純の公共組合には殆ど其例を見ず唯聯合組合會に於て其例を見る。㊃公共組合の權利義務。㋑公共組合の權利能力。其存立の目的に依りて定まる。公共組合の目的は各組合に付法律の定むる所により、法律の許容する範圍內に於ては定款を以て其細綱を定むることを得。其存立の目的の限度に於て公共組合は一般私法人と同一なる權利能力を有し及法律の定むる所に依り私法人の享有することを得ざる國家的公權を享有することを得。㋺公共組合と其組合員。此關係は社團權關係にして原則として私法上の社團法人に於けると同じ。唯國家的の目的を有するが故に之を全うせしむるが爲、法律は特に一般私法人の有せざる國家的公權を之に付與すると多し。其通常なるもの次の如し。Ⓐ組合員の任意の脫退を許さざるの權。Ⓑ法律及定款の定むる所に依り社員に經費を分賦し及其他の經濟上の負擔を命じ其不納の場合に於ては强制徵收を爲すの權、此經費を分賦する權は敢て公共組合に特別なるものに非ず、私法人も同樣の權利を有すと雖、公共組合に特別なるは法律が其不納者に對し行政上の手段に依る强制徵收の權を認むる場合多きに在り。然れども法律は總ての公共組合に對し此强制徵收權を認むるに非ず。水利組合、耕地整理組合、商業會議所、農會、水產會等には其權利を認め、而して其實行は之を市町村に囑託すべきものと爲せりと雖、其他の組合に付ては槪ね之を認めず。此權利を認めたる場合に於ては法律は之を公法的事件となし、行政裁判所の權限に屬せしむる趣意にして然らざる場合は之を民事事件として民事裁判所の管轄に屬せしむるの趣意也とす。Ⓒ法律及定款の定むる所に依り社員の義務違反に對し、過怠金を徵し又は其他の懲戒を爲すの權。懲戒に付ても法律が之に對し訴願又は行政訴訟の手段を認めたる時は之を公法的事件と爲すの趣意は明瞭にして民事訴訟の目的たるを得ざるものとす。㋩公共組合と國家との關係。Ⓐ公共組合は國家が其存立目的を達せしむるが爲に行ふ監督に服するの義務を有す。國家の監督は監督官廳をして法律の定むる所に依り命令、取消、許可、認可、職員の懲戒等の權力を行はしむるにあり。Ⓑ或種の公共組合に於ては其目的たる事業に關し政府に建議を爲し、及諮問に應じ又は諮問を待たずして意見書を提出する權を認めらるるものあり。Ⓒ法律に基き國家より特別の事務を委任せられ、又は國家事業に關する負擔を命ぜらるるものあり。㊁公共組合と第三者との關係。原則として私法上の關係にして私法人の第三者に對する關係と異ることとなし、唯例外として水利組合は組合員以外の者に對しても水害豫防の爲に夫役を賦課し、出水の危險あるときは其防禦に從事せしめ他人の土地を一時使用し、土石竹木等を使用又は收用するの權を與へられ、及其管理する公物の使用に對し使用料を徵收し其不納者に對しては强制徵收を爲すことを認めらる。㊄公共組合の組織。其組織は法律及定款に依りて定まる。㋑公共組合の機關。公共組合の機關を觀察するに其任務、構成の二方面よりせんとす。①任務の方面より之を見れば、Ⓐ議決機關。公共團體の意思を決定する機關也。故に之を決定機關と稱するを正當也とする說あり。Ⓑ理事機關。或は之を執行機關と云。公共團體の意思を執行する機關也。Ⓒ其他の事務を行ふ機關。個々の特種の事務を行ふ機關にして議決機關又は理事機關を補助するとを其主たる事務とす。②構成を標準として之を觀れば、Ⓐ公共團體構成の全員より成るもの。之を總會と稱す。議決機關は通常是也。Ⓑ構成員が自己の中より特に選擧したる者より成るもの。之を代議會と云議決機關に例外として之を見る。卽構成員多數にして其全部の集會を爲すに適せざる場合の如き是也。Ⓒ公共組合の選任したる者より成るもの。總會に於て互選し、代議會を設くる場合には或は互選し或は全構成員中より選擧し。其任に當らしむるもの也。理事機關は通常之に屬す。Ⓓ國家又は他の公共團體の選任したる者より成るもの。之は變則たるもの也、若しも機關全部が此如き方法に依るものなるときは是實は公共組合と云ふべからざる也、然れども個々の機關が他の者に依て之を選任せらるるも之が爲に其公共組合の機關に非ずと云を得ず。理事機關の如きは往々之を見る也。例せば府縣知事が郡長市町村長を指定して水利組合の管理者となすが如し。議決機關に付ても稀には此種のものあり、例せば商業會議所に於て地方長官が特に決議定足數の五分の一以下の特別議員を選任したる場合の如し。㋺公共組合の機關の機關體（構成員）。議決機關を構成する者は勿論選擧によりて理事機關の地位に在る者も公吏にあらず蓋し通常忠勤義務を有せざれば也。恰も國家に於ける國會議員の地位の如く構成員としての權利に基き其地位に在るものにして他の社員より特に强き社員權を行ふ者に外ならず。理事機關の下に於て其事務を補助する機關も社員權に基く者の外、通常民法上の雇傭又は委任契約に依る者にして公吏たる地位を認めらるる者に非ず。現行法上唯水利組合の使用人に付てのみ之を吏員と稱し公法上の勤務關係を有するものとせり。㊅公共組合の消滅。公共組合は其解散に依りて消滅す。解散に任意解散と强制解散との二あり。任意解散とは組合自身の意思に基く解散を云、勿論此場合も國家の同意を要するものにして組合自身の任意の決議によりてのみ解散し得るものにあらず。全部强制組合には此解散方法を認めず、强制解散は組合の意思に拘らず國家の側より之を解散する場合にして法律の定むる理由ある場合に限り之を爲すことを得、公共組合解散したる時は殘餘財產に關して淸算の目的の範圍內に於てのみ法人格を繼續す、淸算及財產處分に付ては法律及定款の定むる所に依り、規定別段になき時は民法の規定による。（明四一年法五〇號水利組合法、明三二年法三〇號耕地整理法、明四〇年法四三號森林法、明三三年法三五號重要物產同業組合法、正四年法一號畜產組合法、明四三年法五八號漁業法四二條以下、明三五年法三五號外國貿易水產組合法、明三八年法八號酒造組合法、明三九年法四七號醫師法八條以下、明三五年法三一號商業會議所法、正一一年法四〇號農會法、正一〇年法六〇號水產會法、正一一年法七〇號健康保險法）

公共組合會（こうきょうくみあひくわい） 公共組合會とは公共組合の發達改良を圖る爲めの議決機關を云、例せば〔水利組合〕會、〔重要物產同業組合〕の組合聯合會等の如し。〔公共組合〕〔組合〕

公共警察（こうきょうけいさつ） 〔公安〕

公共建設物論（こうきょうけんせつぶつろん） Traité des édifices publics 〔ヴュクロック〕

口供書（こうきょうしょ） schriftliches Zeugnis（獨） testimony（英） déposition（佛） testimonianza（伊） 口供書とは裁判官の訊問に應じて爲せし訴訟關係人の口述を筆記したる書面を云。（民訴法九一條）〔證言〕

公共團體（こうきょうだんたい） öffentliche Kommune（獨） Public body（英） Corps public（佛） 〔公共組合〕〔自治團體〕〔公法人〕〔集體〕

公共土木郵便電信省（こうきょうどぼくいうびんでんしんしゃう） 〔佛蘭西法―各省〕

公共土木郵便電信大臣（こうきょうどぼくいうびんでんしんだいじん） 〔佛蘭西法―各省〕

公共の安全（こうきょうのあんぜん） öffentliche Ordnung（獨） public safety（英） 國家全體又は一部の整正せる秩序ある狀態、換言すれば擾亂せられざる國民の平和狀態を云。（憲八、七〇條）〔緊急勅令〕

公共扶助及衛生局（こうきょうふじょおよびゑいせいきょく） direction de l'assistance et de l'hygiène publiques（佛） 〔佛蘭西法―各省〕

公共物（こうきょうぶつ） rechtsunfähige Sachen（獨） res extra nostrum patrimonium（羅） 各人が共通に利用し得る物卽個人の私有し得ざる物を云例せば大洋、空氣等の如し。〔不融通物〕

公共用財產（こうきょうようざいさん） 〔國有財產〕

拘禁（こうきん） Festnahme（獨） detention（英） détention（佛） detenzione（伊） 拘禁とは刑事被告人若くは受刑者を或期間或場所に收禁留置するを云。〔監獄法〕によれば懲役に處せられたる者は懲役監、禁錮に處せられたる者は禁錮監、拘留に處せられたる者は拘留場、刑事被告人及び死刑の言渡を受けたる者は拘置監に拘禁すべきもの也。被拘禁者により拘禁の場所を異にせしは〔刑事政策〕の要求に基く。〔監獄〕

公課（こうくわ） öffentliche Abgabe（獨） public impost（英） impost publique（佛） dazio pubblico（伊） 國家又は公共團體が一個人に賦課する公法上の負擔を廣く公課と云、府縣稅、國稅、兵役等の如し。

公會社（こうくわいしゃ） public companies（英） 〔私會社〕

工藝審查委員會 一管掌。商工大臣の監督に屬し〔工藝展覽會〕出品の審查を爲す國家機關也。二組織。委員長及委員を以て組織す、委員長は商工次官を以て之に充つ、委員は商工大臣の奏請に依り內閣に於て之を命ず、其任期は一年とす、部を分ちて第一部圖案第二部工藝品とす。尙商工部內の高等官二人を以て幹事に充つ。

工藝展覽會 一目的。工藝品の改善發達を期する爲め每年一回本會を東京に開く、出品は第一部圖案、第二部工藝品の二部に分ち、鑑查に合格したるものに限り出品を許す但イ工藝審查委員會委員又は委員たりし者及ロ自己の考案及製作に係る作品に對し褒賞一等賞を授與せられたることある者の出品は此限に在ず。陳列品は本會に於て其賣買契約を取扱ふものとす。二出品の禁止。イ製作後五年以上を經たるもの。ロ本會、內國勸業博覽會又は外國博覽會に陳列したることあるもの。ハ風敎を害するの虞あるものは出品することを得ず。三褒賞。審查の結果優等の出品に對しては褒賞を授與す、褒賞は一等賞、二等賞、三等賞、褒狀の四種とす。（大正二年農商務省告示第五號工藝展覽會規則）〔工藝審查委員會〕

工藝委員 comité des arts et manufactures（佛）〔佛蘭西法—特別官廳〕

攻擊防禦の方法 Angriffs-und-Verteidigungsmittel（獨） 攻擊方法とは民事訴訟に於て原告者は反訴原告の申立又は申請の理由あることを示すべき訴訟材料を云ひ防禦方法とは被告者は反訴被告の相手方の爲したる申立又は申請の理由なきことを示すべき訴訟材料を云ふ。但證據方法及證據抗辯を包含せしめざるを現行法の用例とす。攻擊防禦方法中特に重要なるものを所謂「獨立ナル攻擊又ハ防禦ノ方法」とす。〔獨立なる攻擊防禦方法〕〔訴訟〕

工業學校 Gewerbeschule（獨） polytechnic school; technological school（英） 一目的。工業學校は〔實業學校〕の一種にして工業に從事する者に須要なる智識技能を授くるを以て目的とし兼て德性の涵養に力むべきものとす。二入學資格。年齡十二年以上にして尋常小學校卒業程度以上の學力を有する者。三修業年限。學科の種類、土地の情況等に應じ原則として次の例に依りて定む。イ尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする場合に於ては三年乃至五年。ロ高等小學校卒業程度を以て入學資格とする場合に於ては二年乃至三年。四學科。工業の種類又は之を細分したるものに依り工業學校規程第八條に揭ぐる例に準じ適宜之を定むべきものとす。五學科目。イ修身、國語、數學、物理及化學、圖畫、法制及經濟、體操並工業に關する學科目及實習。但修業年限、學科の種類に依り外國語、博物、地理、歷史、商業大意、工場要項其他の學科目を加設することを得。ロ女子に付ては修身、國語、數學、理科、圖畫、家事及裁縫、體操並工業に關する學科目及實習。但地理、歷史、音樂其他の學科目を加設することを得。六設備。工業學校に於ては教室、實驗室、實習場、圖書、器具、機械、標本、模型等を備ふることを要す、但實習場は文部大臣の認可を受け便宜他の工場を以て之に充つることを得。（大正一〇年文令二號工業學校規程）〔教育制度〕

工業局 bureau of manufactures（英）〔亞米利加合衆國法〕

工業ギルド craft guild（英）〔經濟集團〕

工業教育 polytechnic education（英）〔教育制度〕

工業教員養成所 〔指定學校〕

興業債券 日本興業銀行より日本興業銀行法に依り發行する〔債券〕にして券面金額二十圓以上にして無記名（但應募者又は所有者の請求に因り記名となすことを得）利札付とす。而して發行法は〔割引發行法〕を取るを得。償還は〔抽籤償還法〕に依る。〔國債〕〔日本興業銀行〕

工業試驗所 industrial laboratory（英） 一概念。商工大臣の管理に屬し工業に關する試驗、分析、鑑定及傳習を掌る國家機關也。工業試驗所に於ては右の事務に妨なき限りイ工業に關する試驗又は分析を爲さむとする者に對し其試驗又は分析の爲め設備の一部を期間を限り使用せしむることを得、又ロ一般の需要に應じてゼーゲル溫度計の製造を爲すことを得るものとす。二管掌。工業試驗所は東京府及大阪府に之を置く。工業試驗所に第一部、第二部、第三部、第四部、第五部及庶務課を置く。イ第一部に於ては一般の分析に關する事務を掌る。ロ第二部に於ては1東京工業試驗所に在りては油脂及其製品、鑛油及其製品、蠟及其製品、工業藥品、非金屬元素、塗料、顏料、糊料、樹脂及其製品、纖維素製品並漆器に關する事務。2大阪工業試驗所に在りては油脂及其製品、鑛油及其製品、蠟及其製品、工業藥品、非金屬元素稀金屬元素、塗料、顏料、糊料、芳香油及其製品、樹脂及其製品、革、膠、糖類、纖維素製品並燐寸に關する事務を掌る。ハ第三部に於ては1東京工業試驗所に在りては、セメント、耐火物原料及ゼーゲル溫度計に關する事務。2大阪工業試驗所にありては硝子、琺瑯、石膏、耐酸物及耐火物に關する事務を掌る。ニ第四部に於ては1東京工業試驗所に在りてはタール及其製品、色素並染料に關する事務。2大阪工業試驗所に在りては合成有機化學品に關する事務を掌る。第五部に於ては1東京工業試驗所に在りては材料強弱試驗、電氣化學品及電氣冶金物に關する事務。2大阪工業試驗所に在りては材料強弱試驗並化學機械及裝置に關する事務を掌るものとす。三職員。所長、技師、屬、技手。（大正七年勅令一四〇號工業試驗所官制、同年農商務省令七號工業試驗所處務規程）

工業主の扶養義務 〔工場法〕

工業所有權 gewerbliches Eigentum（獨） industrial property（英） propriété industrielle（佛） proprietà industriale（伊） 一意義。工業所有權とは商工業上必要なる特定の利益を獨占的に享有するの權利を云ふ。其主なるものは特許權、實用新案權、意匠權、商標權の四種なりと雖、其他商號、營業所名、產地名、博覽會賞牌の使用權の如きも工業所有權の範圍に包含せらるべきもの也。二性質。工業所有權は商工業に關し他人を排斥して或特定の利益を獨り享有するの權利なるを以て權利の作用に於ては有體物に關する所有權と異なることなし。唯二者の大に趣を異にするは普通の所有權に於ては常に有體物を目的とするを以て其保護は易易たりと雖、工業所有權に至りては何等具體的の目的なく他人の模倣若は複製に由りて直ちに權利の價值を滅却され得る性質なる點に在り。又工業所有權は私權也。蓋特許、實用新案、意匠、商標登錄の出願は一私人の國家に對して主張する權利なりと雖、一度國家の登錄處分に依り賦與せられたる以上、其專用權は對人的權利にして全く私權也と解すべきものなれば也。從て專用權の讓渡は普通私權の讓渡と同じく自由なるを原則とすと雖、第三者保護の必要上現行法は原簿登錄の制を設け登錄するに非ざれば讓渡行爲を以て第三者に對抗し得ざる旨を定む。又此權利は有體物或は特定人の行爲を目的とせざるが故に物權にも非ず債權にも非ず一種特別の私權也。三工業所有權制度の理由。國家が工業所有權なるものを認め工業所有權者をして其目的物複製の權を獨占せしめたるは國家が商工業の發達を奬勵せんが爲に外ならず。〔特許權〕〔意匠權〕〔實用新案〕〔商號〕〔商標〕

工業所有權保護同盟條約 〔萬國工業所有權保護同盟條約〕

工業的發明 工業的發明とは廣く產業上に應用するに足るべき一切の〔發明〕を云ふ。「特許法第一條ニ所謂〔新規ナル工業的發明〕トハ自己ノ獨特創業又ハ特種ノ技巧ヲ應用シテ工業上有益ナル器物機械ヲ製作シ又ハ工業上有益ナル方法ヲ創始スルコトヲ意味シ、他人カ既ニ一ノ事項ニ付キ創始應用シタル方法ヲ他ノ事項ニ應用スルハ、其應用ニ付キ特種ノ考案技巧ヲ要スル場合ノ外ハ特許法第一條ニ所謂新規ノ發明ニアラサルモノ」なる旨の判例あり。（明治四五年四月二五日大審院判決）

工業主 proprietor of factory（英）〔工場法〕

工業品規格 〔規格〕

工業品規格統一調查會 一管掌。商工大臣の監督に屬し工業品の規格統一に關する事項を調查審議する國家機關にして、關係各大臣の諮問に應じ意見を開申し又關係各大臣に建議することを得るものとす。二組織。會長一人、副會長一人及委員七〇人以內を以て組織す、右定員の外必要ある場合に於ては臨時委員を置くことを得、會長は商工大臣を以て之に充て、副會長、委員及臨時委員は商工大臣の奏請に依り關係各廳高等官及學識經驗ある者の中より內閣に於て之を命ず。尙調查會に幹事及書記を置く。（大正一〇年勅令一六四號工業品規格統一調查會官制）〔規格〕

工業勞働者最低年齡 工業勞働者の最低年齡は大正一二年法律第三四號工業勞働者最低年齡法の定むる所也。一工業の意義。本法に於て工業と稱するは次の事業を云ふ。イ鑛業、砂鑛業、石切業其他土地より鑛物を採取する事業。ロ物品の製造、改造、淨洗、修理、裝飾、仕上、販賣の爲にする仕立、破壞若は解體を爲し又は材料の變造を爲す事業（造船業及電氣又は各種動力の發生、變更及傳導を爲す事業を含む）ハ土木、建築其他工作物の建設、改造、保存、修理、變更、解體又は其準備に關する事業。ニ道路、鐵道、軌道又は水路に依る旅客又は貨物の運送、但主として人力に依る運送を除く。ホ船渠、岸壁、波止場又は倉庫に於ける貨物の取扱。二最低年齡。一四歲未滿の者は工業に之を使用することを得ず、但一二歲以上の者にして尋常小學校の教科を修了したる者に付ては此限に在らず、右の規定に違反したるものは千圓以下の罰金に處せらる。同一の家庭に屬する者のみを使用する事業又は行政官廳の許可を受け工業に關する學校に於て兒童に爲さしむる作業に在りては右の制限を除外す。三名簿の備付と臨檢。イ一六歲未滿の者を工業に使用する場合に於ては使用者は其住所、氏名、生年月日及學歷を記載したる名簿を調製し作業場に備附くることを要す、但工場法施行令又は鑛業法に依る名簿の備附ある場合に於ては此限に在らず。ロ當該官吏は其證票を携帶して作業場又は其附屬建設物に臨檢することを得。ハ名簿の備附を爲さず又は正當の理由なくして當該官吏の臨檢を拒み、妨げ若は忌避し又は其尋問に對し答辯を爲さず若は虛僞の陳述を爲したる者は五百圓以下の罰金に處せらる。四使用者の責任。使用者は其代理人、戶主、家族、同居者、雇人其他の從業者にして本法に違反する所爲を爲したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て其處罰を免るることを得ず。

公權 öffentliches Recht（獨） public right（英） droits politiques; droits civiques（佛） diritti publico（伊） Jus publicum（羅） 一性質。イ公權は〔公法〕に據る〔權利〕にして或〔國家〕又は公共團體が、他の國家其他の公共團體に對して有する權利及私人が國家其他の公共團體に對して有する權利也。ロ公權は原則として一身に〔專屬する權利〕也。例せば各種の自由權、選擧權、被選擧權の如き之を相續、讓渡し得るものあり。二發生及消滅。〔權利〕三種別。公權を分ちて〔自由權〕〔請求權〕及〔參政權〕と爲す。

後見 Vormundschaft（獨） guardianship（英） tutelle（佛） tutela（伊）（羅）〔無能力者〕 一意義。後見は〔親族權〕の一種にして無能力者の爲めにする保護監督の職務也。後見は其身體を保護し其財產を管理し及法律行爲に就きて之を監督し代表する法定の職務也。後見は公法上の職務なきにあらざるも、後見は〔親權〕の延長にして私法上の職務也となすを通說とす。我

民法を見るも後見事務を監督するは〔後見監督人〕又は〔親族〕會にして國家自ら之を監督することなく、唯親族會の請求ある場合に始めて干渉するのみ、是後見の事務を以て國家に對する公の義務と見做さざるが爲め也、後見は後見の開始後に後見の機關によりて後見の事務を行ふ後見の事務は卽ち後見の內容にして之を三大別するを得べし身體上の監督保護と財產の管理と法律行爲の代表權是也。二後見の開始。は次の場合なり(イ)未成年者にして親權を行ふ者なきとき、卽ち父母共に死亡するか或は生存するも其家を去れるとき。(ロ)親權を行ふ者が管理權を有せざるとき、卽ち親權を行ふ父母が管理權喪失を宣告され他に親權を行ふ者なきとき。(ハ)〔禁治產〕の宣告ありたるとき、卽ち其者が心神喪失の常況其他法定の請求により禁治產者となりたるとき。三後見の機關。獨逸法等の如く後見裁判所等の官廳ありて後見の最上監督機關たらしむる立法例なきにあらざるも、我民法は公權力を一家の內事に立入らしめざる主義にして後見人、後見監督人及親族會を以て其機關となす。四後見の事務。(イ)被後見人の身上に關する事務。①未成年者の監護及教養其他一定の制限ある親權。②禁治產者の療養看護。(ロ)被後見人の財產に關する事務。①財產の確定を要す。後見人は被後見人の財產を管理すべき職務を有するが故に、善良なる〔管理者〕の注意を以て複代理人又は有給の財產管理者を使用することを得べし。又後見人は無報酬を原則とするも親族會は之に報酬を與ふることを得べし、無償にて被後見人に財產を與ふる第三者が反對の意思を表示したる時は、其財產は後見人の管理に屬せず、凡て後見人は後見の開始ありたるときは遲滯なく被後見人の財產の調査に着手し一ケ月以內に其目錄を調製せざるべからず。若し被後見人に對し債權を有し又は債務を負ふ時は財產の調査に着手する前に之を後見監督人に申出つることを要す、是其管理せらるべき財產關係を確定する必要に出つる也。②財產管理上遵守すへき諸項。Ⓐ歲費の豫定。Ⓑ財產狀況の報告。Ⓒ被後見人の財產に付き被後見人に對する第三者の權利を讓り受くるを得ざること。Ⓓ親族會の同意を得ずして被後見人の財產を貸借するを得ざること。Ⓔ親權と異り管理する財產に就き〔收益權〕なきこと。Ⓕ擔保を提供すべき場合あること。(ハ)被後見人の法律行爲の代表權。後見人は被後見人の行爲能力の補充を爲すが爲め其法律行爲の代表權を有す。卽ち①財產に關する法律行爲の代表。②戶主權の代理行使。③親權の代理行使是也。五後見の終了。之に絕對的と相對的とあり。(イ)絕對的終了。之は後見人及被後見人の兩者に對して後見關係が同時に消滅する場合にして①被後見人の死亡。②未成年者が成年に達し又は禁治產の宣告の取消。③未成年者の父又は母が親權を行ふに至りし時、又は親權を行ふ父又は母が財產管理權を行ふに至りしとき是也。(ロ)相對的終了。之は後見人に對してのみ後見が終了し被後見人は未だ後見を脫せざる場合にして①後見人の死亡。②後見人の辭任。③後見人の失格。④後見人の免黜。⑤戶主たるにより後見人たるものゝ戶主權喪失。⑥親權者たるにより後見人たるものゝ親權喪失是也。尙後見の終了は相手方に其事由を通知し相手方が之を知りたるに非ざれば之を以て相手方に對抗することを得ざるものとす。（民法四條、八條、九〇〇乃至九四三條）

後見監督人（こうけんかんとくにん） Gegenvormund(獨) supervisor of tutorship(英) subrogé tuteur(佛)

後見監督人は〔後見人〕の職務を監督する機關也。一本質。後見人の職務は被後見人の身體及財產上に重大なる利害關係あるが故に其行爲は嚴密なる監督を要す、從前の立法例に依れば此監督機關に獨民法の如く特別の監督官廳を設くるものと佛民法及我民法の如く私の監督機關を設くるものとの二樣の法制あり、我民法の監督機關は〔親族會〕及後見監督人にして後者を以て主要必置の機關となす、若し後見人が後見監督人の選任を請求せずして事務に着手するときは親族會により免黜さるべき制裁あり。二職權。は善良なる〔管理者〕の注意を以て之を行はざるべからず、其職務は(イ)後見人の事務を監督すること。(ロ)後見人の缺けたる場合に遲滯なく其後任者の任務に就くことを促し若し後任者なきときは親族會を招集して其選任を爲さしむること。(ハ)急迫の事情ある場合は必要の處分をなすこと。(ニ)後見人又は其代表者と被後見人との利益相反する行爲に付き被後見人を代表することと是也。三種類。(イ)指定後見監督人。は遺言により〔後見人〕を指定し得る者が又後見監督人をも指定し得べし。(ロ)選定後見監督人。次の各場合は親族會に於て後見監督人を選任す。①指定監督人なきとき。②親族會に於て後見人を選任したるとき。③後見人就職後後見監督人の缺けたるとき。四免除及缺格。後見人の配偶者、直系血族又は兄弟姉妹は後見監督人たることを得ず、其他免除及缺格に付ては後見人の規定に準ず。（民六四四條、九〇七條、九〇八條、九一〇乃至九一六條）

後見人（こうけんにん） Vormund(獨) guardian; tutor(英) tuteur(佛) tutelare(伊) tutor(羅)

〔後見〕の職務を行ふ者也。一種類。(イ)指定後見人。とは最後に財產管理權を有する〔親權者〕が遺言を以て指定したる後見人也。例せば父母共に在るとき、母が豫め財產管理を辭したるときは父は最後の親權者たる資格に於て〔遺言〕を爲し、死亡したる時其遺言に於て指定したる後見人は指定後見人也。指定の範圍は〔親族〕たると他人なるとの制限なし又後見は〔親權〕の延長なるが故に、〔財產管理權〕を有せざる父、財產管理權のみを有する母の如く唯親權の一部を行使するのみにて完全なる親權を有せざる者は後見人を指定することを得ず。(ロ)法定後見人。法律の規定に據り當然後見の職務を執る者也。①禁治產者の後見人。〔禁治產者〕が未成年者なる時は親權に服するを以て繼父母たる場合を除くの外は後見の規定の適用なし、又禁治產者は成年たるも尙親權に服せざるべからずと雖、之に對する親權は未成年者の場合の如く完全ならざるが故に更に親權者たる父又は母をして後見人たる資格を以て其保護に任ぜしむ、但禁治產者が配偶を有する場合は第一次に其配偶者をして後見人たらしめ、其後見を爲す能はざる場合に於て親權を行ふ父又は母を後見人と爲す。②家族の後見人。未成年者又は禁治產者が家族にして指定或は法定の後見人なき場合は〔戶主〕は其後見人となる、若し戶主が未成年者又は禁治產者なるときは戶主に對して親權又は後見を行ふ者が戶主に代りて其家族の後見人となる。(ハ)選定後見人。指定後見人、法定後見人なき場合に〔親族會〕によりて選任せらるゝ者也。後見人の欠缺が辭任、去家、隱居等其任意の原因に出づるときは自ら親族會を招集し、未だ親族會なきときは　招集を〔裁判所〕に請求して後見人を選任する義務あり、其以外の場合は〔後見監督人〕が其義務を負ふ。尙後見人の數は佛國民法は選定後見人は複數なることを得べき立法例あるも、我民法は保護の目的を完くせんが爲め意思の統一を期して獨逸民法と同じく單數後見人制度を採れり。二免除及缺格。(イ)後見人たる義務の免除。〔無能力者〕の保護を缺くは公益に害あるが故に後見人たるの義務は强制負擔にして任意に辭退するを得ずと雖女子は此重責煩務に堪へざることあるを以て辭退することを得べしとし、又男子も正當の理由あるときは（民法九〇七條）辭任を許すことあり、許否は親族會先づ之を決し之に不服の場合は裁判所の裁判を請ふものとす。(ロ)後見人の缺格。我民法は次に揭げたる者を後見人の資格なきものと規定せり。①未成年者。②禁治產者及〔準禁治產者〕。③〔剝奪公權者〕及〔停止公權者〕。④裁判所に於て免黜せられたる〔法定代理人〕又は〔保佐人〕。⑤破產者。⑥被後見人に對して訴訟を爲し又は爲したる者及其配偶者竝に直系血族。⑦行方の知れざる者。⑧裁判所に於て後見の任務に堪へざる不正の行爲又は著しき不行跡ありと認めたる者。以上は重大なる後見の職務に對し充分なる能力を有せず又は此職務を行はしむるに危險なりと認め除斥したる也　後見の免黜は親族會之を爲し後見人の親族又は檢事より裁判所に訴を起すべきものとす。三登記籍。後見人たるを證明して公衆に公示する爲めに登記する公文書を後見人登記簿と云ひ、此登記簿に現實に存在するを後見人登記籍と云。後見人が被後見人の爲めに營業を爲すは個々の相手方の爲めに個々の行爲を爲すにあらず、普く公衆の爲めに繼續して取引を爲すを目的とするが故に、後見人たる法律關係は公衆に公示し以て後見人の信用程度を確立するの利益を得せしめ、且之と取引を爲す者を保護するの必要あり、是後見人の登記籍ある所以也。（民法九〇一乃至九〇九條、九一七乃至九三六條、非訟一三九乃至一五七條、一七一條）〔亞米利加合衆國法〕

（後頁。後見人登記簿——公告）

後見人登記簿（こうけんにんとうきぼ）　〔後見人〕

公權の行使に關する重罪及輕罪（こうけんのかうしにくわんするぢゆうざいおよびけいざい） Verbrechen und Vergehen in Beziehung auf die Ausübung staatsbürgerliche Rechte(獨)　〔獨逸法—刑法〕

後見の機關（こうけんのきくわん） Vormundschaftsorgan(獨) organ of the guardianship(英) organe de la tutelle(佛)

〔後見〕の職務を行ふ〔機關〕にして〔後見人〕〔後見監督人〕及び〔親族會〕の三種あり。前者は執行機關にして後二者は監督機關也。

後見の準據法（こうけんのじゆんきよはふ）

一管轄。「後見ハ被後見人ノ本國法ニ依ル」を原則とす、蓋後見は未成年者又は禁治產者の能力を補充する制度なるが故に當事者に對して臣民主權を有する本國が管轄權を有すべきものなるを以て也、然れ雖滯在國及び第三者の利益に關する所大なるが故に「日本ニ住所又ハ居所ヲ有スル外國人ノ後見ハ其本國法ニ依レハ後見開始ノ原因アルモ後見ノ事務ヲ行フ者ナキトキ及ヒ日本ニ於テ禁治產ノ宣告アリタルトキニ限リ日本ノ法律ニ依ル」べきもの也。二原因。被後見人の本國法に依るべきは言を俟たず。三效力。(イ)外國裁判所が後見人を附したるときは被後見人の本國法に依る。(ロ)我國に於て後見人を附したるときは日本の法律に依る。(ハ)我國に於て後見人を附したる後に於て被後見人の本國に於て後見人を附したる場合に付き海牙條約に於ては本國の後見人が優先權を有する旨規定すと雖同條約に參加せざる我國に於ては依然我裁判所か我法律に依りて認めたる後見を以て有力なるものと解せざるべからず。〔國際私法〕（法例二三條）

公侯爵議員（こうこうしやくぎゐん）　〔貴族院〕〔有爵議員〕

公告（こうこく） öffentliche Bekanntmachung(獨) public notification(英) notification publique(佛) notificazione pubblico(伊)

公告とは國家又は公共團體が或事實を公衆に告ぐるを云。例せば相續人の曠缺の場合に於て財產管理人を選任したるときの公告、商業登記の場合に於ける登記事項の公告等の如し。（民一〇五二、一〇五七、一〇五八條、非訟事件手續法一四四—一四六條等）〔官報〕

公告揭示囑託書

別紙不動產競賣及競落期日公告書送付候條民事訴訟法第六百六十一條ニ依リ貴所揭示場ニ揭示相成度此ノ段及囑託候也

年　月　日

何々區裁判所

判事　何　某

何何町役場御中

追テ此ノ公告ハ民事訴訟法第六百五十九條ニ依リ揭示ノ翌日ヨリ競賣期日迄ノ間ニ少クトモ十四日ノ期日ヲ要スル儀ニ付直ニ揭示相成度尙揭示セラレタル月日至急御通知相成度候

公告揭示濟通知書

貴廳大正十三年(ア)第三五號不動產競賣事件ニ付送付相成候競賣期日公告書ハ　年　月　日當町役場ノ揭示場ニ揭示候條此段及通知候也

年　月　日

何々郡何々町長　何　某　㊞

（前頁。後見監督人——後見人）

の物件を買入れたる一切の資産物をいう。

工作物（こうさくぶつ） Bauwerk(独) 工作物とは人建の物件を買入れたる一切の資産物をいう。例せば建物の如き。

公債（こうさい） öffentliche Schulden(独) public debts(英) dette publique(仏) debito pubblico(伊) ■国債■。国家の公債は国家又は公共団体の信用に依りて国家の債務を特に国債と称し、公共団体の債務にして地方債と呼ぶ、地方債の内容も国債に準ずるを〔地方国債〕の債務〔市町村債〕とす。■国債■。法律に依ける公債とは国債のみを指称す。〔国債〕〔地方債〕〔新公債〕

工作給族（こうさくきゅうぞく） 工作給族とは工作物の権原に基く地上権者を云ひ、工作給とは工作物の為め用に供する地上権者を云う。工作給とは工作給族の報酬也。（権原の条参照）

公債証書（こうさいしょうしょ） Gesandtschaft(独) legation(英) légation(仏) legazione(伊) 〔公使〕

公示催告（こうじさいこく） Aufgebot(独) public summons(英) assignation publique(仏) assegnazione pubblico(伊) ■公示催告■。法定の場合に限り不分明なる相手方に対し、失権の宣告を附加して為す公示の催告を云う。例せば不動産登記法に於ける登記の抹消を請求する場合に「登記ノ抹消ヲ申請スルコトニ付其ニ登記ノ抹消ヲ命ズル判決ヲ得テ之ヲ提出シタルトキハ登記ノ抹消ヲ申請スルコト」を命ずる判決を得て之を提出したるときは登記の抹消を申請する義務ある者に対して登記の抹消を命ずる判決の確定を待たずして登記の抹消を申請することを得。（不動産登記法第百四十六条）

公示催告手続（こうじさいこくてつづき） Aufgebotsverfahren(独) public summon's procedure(英) progrès de l'assignation publique(仏) ■公示催告手続■。公示催告の為めに為す手続を云う。例せば公示催告の申立、公示催告の決定、公示催告の公告、公示催告の期日、除権判決等の手続を云う。（民訴第七百七十六条乃至第七百八十九条）

公示催告期間（こうじさいこくきかん） Aufgebotsfrist(独) term of public summons(英) termo de l'assignation publique(仏) 公示催告期間とは公示催告の期日までに申立人が権利を申出づべきことを公示催告の掲載に因り定めたる期間を云う。（民訴第七百七十七条）

公示催告期日（こうじさいこくきじつ） Aufgebotstermin(独) time fixed for proceeding under the public summons(英) temps fixe pour l'assignation publique(仏) 公示催告期日とは権利を主張せんとする者の陳述を聴き公示催告申立人の権利失効の申立に就きての弁論を為し、除権判決の言渡をなすべき期日を云う。申立人が公示催告期日に出頭せざるときは其申立に因り新期日を定む可し、此申立は公示催告期日より六ヶ月の期間内に限りこれを許すことを得。（民訴第七百七十八条）

公示催告裁判所（こうじさいこくさいばんしょ） Aufgebotsgericht(独) court of public summons(英) tribunal de l'assignation publique(仏) 〔公示催告手続〕を管轄する裁判所にして其管轄区裁判所を云う。（民訴第七百七十六条）

公示催告申立書（こうじさいこくもうたてしょ） Aufgebotsantrag(独) petition for public summons(英) requête pour l'assignation publique(仏) 公示催告申立書とは公示催告の申立を為すに当り申立人が裁判所に提出する書面を云う。（民訴第七百七十七条）

公示催告申立人（こうじさいこくもうたてにん） Aufgebotsantragsteller(独) petitioner for public summons(英) requérant pour l'assignation publique(仏) 公示催告申立人とは公示催告の申立を為す者を云う。（民訴第七百七十七条）

公示催告申立ノ却下（こうじさいこくもうたてのきゃっか） Zurückweisung des Aufgebotsantrags(独) dismissal of petition for public summons(英) rejet de la requête pour l'assignation publique(仏) 公示催告申立ノ却下とは裁判所が公示催告の申立を為すべきものと認めざるときは其申立を却下する裁判を為すことを云う。（民訴第七百七十七条）

公示催告申立ノ公示（こうじさいこくもうたてのこうじ） Bekanntmachung des Aufgebotsantrags(独) publication of petition for public summons(英) publication de la requête pour l'assignation publique(仏) 公示催告申立ノ公示とは公示催告の申立を為すべきものと認めたるときは其申立を公示する為めに為す裁判所の処分を云う。（民訴第七百七十七条）

公示催告申立ノ却下（こうじさいこくもうたてのきゃっか） Zurückweisung des Aufgebotsantrags(独) dismissal of petition for public summons(英) rejet de la requête pour l'assignation publique(仏) 公示催告申立ノ却下とは裁判所が公示催告の申立を為すべきものと認めざるときは其申立を却下する裁判を為すことを云う。（民訴第七百七十七条）

公示催告申立ノ公告（こうじさいこくもうたてのこうこく） Bekanntmachung des Aufgebotsantrags(独) publication of petition for public summons(英) publication de la requête pour l'assignation publique(仏) 公示催告申立ノ公告とは公示催告の申立を為すに当り裁判所が為す公示の方法を云う。（民訴第七百七十七条）

公示催告申立ノ棄却（こうじさいこくもうたてのきゃっか） Verwerfung des Aufgebotsantrags(独) dismissal of petition for public summons(英) rejet de la requête pour l'assignation publique(仏) 公示催告申立ノ棄却とは公示催告の申立を為すべきものと認めざるときは其申立を却下する裁判を為すことを云う。（民訴第七百七十七条）

公示催告申立ノ却下（こうじさいこくもうたてのきゃっか） Zurückweisung des Aufgebotsantrags(独) dismissal of petition for public summons(英) rejet de la requête pour l'assignation publique(仏) 公示催告申立ノ却下とは裁判所が公示催告の申立を為すべきものと認めざるときは其申立を却下する裁判を為すことを云う。（民訴第七百七十七条）

公示催告申立ノ棄却（こうじさいこくもうたてのきゃっか） Verwerfung des Aufgebotsantrags(独) dismissal of petition for public summons(英) rejet de la requête pour l'assignation publique(仏) 公示催告申立ノ棄却とは公示催告の申立を為すべきものと認めざるときは其申立を却下する裁判を為すことを云う。（民訴第七百七十七条）

公示催告申立ノ公告（こうじさいこくもうたてのこうこく） Bekanntmachung des Aufgebotsantrags(独) publication of petition for public summons(英) publication de la requête pour l'assignation publique(仏) 公示催告申立ノ公告とは公示催告の申立を為すに当り裁判所が為す公示の方法を云う。（民訴第七百七十七条）

公示催告申立ノ却下（こうじさいこくもうたてのきゃっか） Zurückweisung des Aufgebotsantrags(独) dismissal of petition for public summons(英) rejet de la requête pour l'assignation publique(仏) 公示催告申立ノ却下とは裁判所が公示催告の申立を為すべきものと認めざるときは其申立を却下する裁判を為すことを云う。（民訴第七百七十七条）

公示催告申立ノ棄却（こうじさいこくもうたてのきゃっか） Verwerfung des Aufgebotsantrags(独) dismissal of petition for public summons(英) rejet de la requête pour l'assignation publique(仏) 公示催告申立ノ棄却とは公示催告の申立を為すべきものと認めざるときは其申立を却下する裁判を為すことを云う。（民訴第七百七十七条）

公示催告申立ノ公告（こうじさいこくもうたてのこうこく） Bekanntmachung des Aufgebotsantrags(独) publication of petition for public summons(英) publication de la requête pour l'assignation publique(仏) 公示催告申立ノ公告とは公示催告の申立を為すに当り裁判所が為す公示の方法を云う。（民訴第七百七十七条）

公示催告申立ノ却下（こうじさいこくもうたてのきゃっか） Zurückweisung des Aufgebotsantrags(独) dismissal of petition for public summons(英) rejet de la requête pour l'assignation publique(仏) 公示催告申立ノ却下とは裁判所が公示催告の申立を為すべきものと認めざるときは其申立を却下する裁判を為すことを云う。（民訴第七百七十七条）

公示催告申立ノ棄却（こうじさいこくもうたてのきゃっか） Verwerfung des Aufgebotsantrags(独) dismissal of petition for public summons(英) rejet de la requête pour l'assignation publique(仏) 公示催告申立ノ棄却とは公示催告の申立を為すべきものと認めざるときは其申立を却下する裁判を為すことを云う。（民訴第七百七十七条）

公使館（こうしかん） Gesandtschaft(独) legation(英) légation(仏) legazione(伊) 〔公使〕

公示催告（こうじさいこく） Aufgebot(独) public summons(英) assignation publique(仏) assegnazione pubblico(伊) ■公示催告■。法定の場合に限り不分明なる相手方に対し、失権の宣告を附加して為す公示の催告を云う。例せば不動産登記法に於ける登記の抹消を請求する場合に「登記ノ抹消ヲ申請スルコトニ付其ニ登記ノ抹消ヲ命ズル判決ヲ得テ之ヲ提出シタルトキハ登記ノ抹消ヲ申請スルコト」を命ずる判決を得て之を提出したるときは登記の抹消を申請することを得。（不動産登記法第百四十六条）

公示催告裁判所（こうじさいこくさいばんしょ） Aufgebotsgericht(独) court of public summons(英) tribunal de l'assignation publique(仏) 〔公示催告手続〕を管轄する裁判所にして其管轄区裁判所を云う。（民訴第七百七十六条）

公示催告申立書（こうじさいこくもうたてしょ） Aufgebotsantrag(独) petition for public summons(英) requête pour l'assignation publique(仏) 公示催告申立書とは公示催告の申立を為すに当り申立人が裁判所に提出する書面を云う。（民訴第七百七十七条）

公示催告申立人（こうじさいこくもうたてにん） Aufgebotsantragsteller(独) petitioner for public summons(英) requérant pour l'assignation publique(仏) 公示催告申立人とは公示催告の申立を為す者を云う。（民訴第七百七十七条）

公示催告申立ノ却下（こうじさいこくもうたてのきゃっか） Zurückweisung des Aufgebotsantrags(独) dismissal of petition for public summons(英) rejet de la requête pour l'assignation publique(仏) 公示催告申立ノ却下とは裁判所が公示催告の申立を為すべきものと認めざるときは其申立を却下する裁判を為すことを云う。（民訴第七百七十七条）

公示催告申立ノ公告（こうじさいこくもうたてのこうこく） Bekanntmachung des Aufgebotsantrags(独) publication of petition for public summons(英) publication de la requête pour l'assignation publique(仏) 公示催告申立ノ公告とは公示催告の申立を為すに当り裁判所が為す公示の方法を云う。（民訴第七百七十七条）

公示催告申立ノ棄却（こうじさいこくもうたてのきゃっか） Verwerfung des Aufgebotsantrags(独) dismissal of petition for public summons(英) rejet de la requête pour l'assignation publique(仏) 公示催告申立ノ棄却とは公示催告の申立を為すべきものと認めざるときは其申立を却下する裁判を為すことを云う。（民訴第七百七十七条）

公示催告手続（こうじさいこくてつづき） Aufgebotsverfahren(独) public summon's procedure(英) progrès de l'assignation publique(仏) ■公示催告手続■。公示催告の為めに為す手続を云う。例せば公示催告の申立、公示催告の決定、公示催告の公告、公示催告の期日、除権判決等の手続を云う。（民訴第七百七十六条乃至第七百八十九条）

公示催告期間（こうじさいこくきかん） Aufgebotsfrist(独) term of public summons(英) termo de l'assignation publique(仏) 公示催告期間とは公示催告の期日までに申立人が権利を申出づべきことを公示催告の掲載に因り定めたる期間を云う。（民訴第七百七十七条）

公示催告期日（こうじさいこくきじつ） Aufgebotstermin(独) time fixed for proceeding under the public summons(英) temps fixe pour l'assignation publique(仏) 公示催告期日とは権利を主張せんとする者の陳述を聴き公示催告申立人の権利失効の申立に就きての弁論を為し、除権判決の言渡をなすべき期日を云う。申立人が公示催告期日に出頭せざるときは其申立に因り新期日を定む可し、此申立は公示催告期日より六ヶ月の期間内に限りこれを許すことを得。（民訴第七百七十八条）

公示催告裁判所（こうじさいこくさいばんしょ） Aufgebotsgericht(独) court of public summons(英) tribunal de l'assignation publique(仏) 〔公示催告手続〕を管轄する裁判所にして其管轄区裁判所を云う。（民訴第七百七十六条）

公示催告申立書（こうじさいこくもうたてしょ） Aufgebotsantrag(独) petition for public summons(英) requête pour l'assignation publique(仏) 公示催告申立書とは公示催告の申立を為すに当り申立人が裁判所に提出する書面を云う。（民訴第七百七十七条）

公示催告申立人（こうじさいこくもうたてにん） Aufgebotsantragsteller(独) petitioner for public summons(英) requérant pour l'assignation publique(仏) 公示催告申立人とは公示催告の申立を為す者を云う。（民訴第七百七十七条）

公示催告申立ノ却下（こうじさいこくもうたてのきゃっか） Zurückweisung des Aufgebotsantrags(独) dismissal of petition for public summons(英) rejet de la requête pour l'assignation publique(仏) 公示催告申立ノ却下とは裁判所が公示催告の申立を為すべきものと認めざるときは其申立を却下する裁判を為すことを云う。（民訴第七百七十七条）

公示催告申立ノ公告（こうじさいこくもうたてのこうこく） Bekanntmachung des Aufgebotsantrags(独) publication of petition for public summons(英) publication de la requête pour l'assignation publique(仏) 公示催告申立ノ公告とは公示催告の申立を為すに当り裁判所が為す公示の方法を云う。（民訴第七百七十七条）

公示催告申立ノ棄却（こうじさいこくもうたてのきゃっか） Verwerfung des Aufgebotsantrags(独) dismissal of petition for public summons(英) rejet de la requête pour l'assignation publique(仏) 公示催告申立ノ棄却とは公示催告の申立を為すべきものと認めざるときは其申立を却下する裁判を為すことを云う。（民訴第七百七十七条）

公示催告申立ノ却下（こうじさいこくもうたてのきゃっか） Zurückweisung des Aufgebotsantrags(独) dismissal of petition for public summons(英) rejet de la requête pour l'assignation publique(仏) 公示催告申立ノ却下とは裁判所が公示催告の申立を為すべきものと認めざるときは其申立を却下する裁判を為すことを云う。（民訴第七百七十七条）

公示催告申立ノ公告（こうじさいこくもうたてのこうこく） Bekanntmachung des Aufgebotsantrags(独) publication of petition for public summons(英) publication de la requête pour l'assignation publique(仏) 公示催告申立ノ公告とは公示催告の申立を為すに当り裁判所が為す公示の方法を云う。（民訴第七百七十七条）

公示催告申立ノ棄却（こうじさいこくもうたてのきゃっか） Verwerfung des Aufgebotsantrags(独) dismissal of petition for public summons(英) rejet de la requête pour l'assignation publique(仏) 公示催告申立ノ棄却とは公示催告の申立を為すべきものと認めざるときは其申立を却下する裁判を為すことを云う。（民訴第七百七十七条）